水曜日 2 講時

61200041　〇憲法講義Ⅰ
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture 対面授業/Face-to-face learning
Constitutional Law I

御幸　聖樹

＜概要/Course Content Summary ＞

法学未修者が「憲法について考える」に際して必要とされる「日本国憲法の人権規定の構造・内容に関する基本的理解」を修得することを目標とする。講義の形式としては，指定した教科書および随時配布する資料（判例や学説など）を受講生が予め実際に読んできていることを前提として，概略を確認した上で，練習問題などを用いつつ質疑応答を行う。判例・文献を正確に読む能力を養成することも，重要視する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

憲法の基本的人権に関する学説・判例を正確に読み，体系的に理解できるようになること。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	表現の自由(1)基本的人権概観・二重の基準論・検閲の絶対的禁止	予習：課題について考えてくること。 復習：復習課題を解くこと。
第 2 回	表現の自由(2)名誉毀損・プライバシー侵害・事前抑制の原則的禁止	同上
第 3 回	表現の自由(3)性的表現・せん動・内容中立規制・間接的附随的制約論	同上
第 4 回	表現の自由(4)取材の自由・情報公開制度・表現の自由の現代的課題	同上
第 5 回	集会・結社の自由	同上
第 6 回	思想・良心の自由，学問の自由・大学の自治	同上
第 7 回	信教の自由と政教分離原則	同上
第 8 回	中間試験	
第 9 回	法の下の平等	予習；課題について考えてくること。 復習：復習課題を解くこと。
第 10 回	居住移転の自由，外国移住・国籍離脱の自由，職業選択の自由，財産権	同上
第 11 回	私的生活の不可侵・人身の自由及び刑事裁判手続上の保障 受益権，社会国家的基本権(1)生存権	同上
第 12 回	社会国家的基本権(2)教育を受ける権利・勤労の権利・労働基本権，能動的権利	同上
第 13 回	幸福追求権	同上
第 14 回	基本的人権の享有主体	同上
第 15 回	基本的人権の妥当範囲	同上

予習の内容
関連判例・参考文献などを調査し，疑問点・意見を整理する。
標準的な予習時間
3 時間／週
復習について
毎回の授業について，その回の内容を理解すれば，解けるはずの司法試験の過年度の短答式試験の問題を復習課題としてレジュメに掲げます。
なお，それらの問題のうち，TKC のシステム上の授業理解度テストの収録のものは，この科目と連動する，憲法基礎演習Ⅰの小テストとして，同システム上で期限を設けて出題します。憲法基礎演習Ⅰにおける成績評価については，憲法基礎演習Ⅰのシラバスを参照して下さい。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
授業での発言・欠席状況・復習課題の実施状況
中間試験　10%
論述試験。
期末試験　80%
このうち 70%相当分は，期末の論述試験。10%相当分は，基礎知識確認試験を行う。

＜テキスト/Textbook ＞

佐藤幸治『日本国憲法論』第 2 版（成文堂，2020）
このテキストを，憲法講義 II とあわせて通読する

＜参考文献/Reference Book ＞

初宿正典=大石眞編『憲法 Cases and Materials 人権』第 2 版（有斐閣，2013），このケースブックとは別にレジュメで Q を配付する。資料集的な位置づけ。
長谷部恭男ほか　編『憲法判例百選 I 』第 7 版（有斐閣，2019）
長谷部恭男ほか　編『憲法判例百選 II 』第 7 版（有斐閣，2019）
※必要に応じて関係資料を配付する。

＜備考/Remarks ＞

Zoom を利用して双方向オンライン授業を行う。講義資料の配付は OneDrive，授業に関する連絡は e-class を用いて行う。

木曜日 3 講時

61200042　△憲法講義Ⅱ　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture
Constitutional Law II

松本　哲治

＜概要/Course Content Summary ＞

憲法講義Ⅰに引き続き，法学未修者が「憲法について考える」に際して必要とされる「日本国憲法の統治機構規定の構造・内容に関する基本的理解」を修得することを目標とする。講義の形式としては，指定した教科書および随時配付する資料（判例や学説など）を受講生が予め実際に読んできていることを前提として，質疑応答を交えつつ講義する。判例・文献を正確に読む能力を養成することも，重要視する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

憲法の統治機構に関する判例・学説を正確に読み，体系的に理解できるようになること。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	憲法の基本観念　国家，憲法の種別，憲法改正	2 時間
第 2 回	主権・国民・政党	
第 3 回	国会(1) 国会の性格と地位	
第 4 回	国会(2) 国会の構成・国会の活動・国会の権能・議院の権能	
第 5 回	国会(3) 議員の地位と特権，衆議院の解散と議院内閣制	
第 6 回	内閣	
第 7 回	裁判所(1) 司法権	
第 8 回	中間試験	
第 9 回	裁判所(2) 司法権の範囲ないし限界，司法権の帰属，裁判所の構成	
第 10 回	裁判所(3) 裁判所の活動方法・権能，司法権の独立	
第 11 回	憲法訴訟(1) 附随的違憲審査	
第 12 回	憲法訴訟(2) 憲法訴訟の対象，統治行為，平和主義	
第 13 回	憲法訴訟(3)憲法判断の方法とその効力	
第 14 回	財政・天皇	
第 15 回	地方自治	

予習の内容
指定された教科書と判例集の部分を読んだ上で，配付された Q について解答を考えてくること

標準的な予習時間
3 時間/週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
授業での発言・欠席状況等
中間試験　10%
第 8 回に実施する。
期末試験　80%
うち，10%は共通到達度確認試験を用いる。

＜テキスト/Textbook ＞

佐藤幸治『日本国憲法論』第 2 版（成文堂，2020）
判例などを配付することがある。

＜参考文献/Reference Book ＞

長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅱ』第 7 版（有斐閣，2019）

＜備考/Remarks ＞

対面授業を実施する。

金曜日 2 講時

61200043　〇行政法講義（総論）
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture ネット配信授業/Online(e-learning)
Administrative Law (General Principles)

曽和　俊文

＜概要/Course Content Summary ＞

行政法総論の中心的な内容（行政法の基本原則，行政活動の諸形式，行政手続，行政の実効性確保など）について講義します。事前に教員が配布するレジメに基づき，適宜，質疑応答を挟みながら講義します。後掲の『ケースブック行政法』に掲載されている判例を素材に講義しますので，授業前に，当日取り扱う予定の判決を読み，質問等をまとめておくことが求められます。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

行政法の基本原則，行政活動の諸形式，行政手続，行政の実効性確保などについての基本的な知識を学び，行政活動を一般的に規律する法理の在り方について検討する力を付ける。さらに，行政活動に関わる紛争に関する裁判例を検討することで，個別行政の法的仕組みを知り，個別行政法と行政一般法の関係についても考察する力を付ける。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	行政法の特色:行政法の全体的なイメージを掴むと同時に,憲法や民法と比較しての行政法の特色について考える。	授業を受ける前に，①『行政法総論を学ぶ』（ないし類似の教科書）の該当部分を読んで下さい。②事前に配布するレジメに,当日検討する判例を示しますので,『ケースブック行政法』で事前に当該判例を読み，レジメにある質問に答えられるようにして下さい。
第 2 回	行政法の基本原則(1)：法律に基づく行政の原理の内容を学ぶ。	同上
第 3 回	行政法の基本原則（2）：信頼保護の原則が行政活動においてどう係わっているのか,法律に基づく行政の原理といかなる関係にあるのかなどについて検討する。	同上
第 4 回	行政立法(1)：法規命令とは何か，法規命令をめぐってどのような問題があるのかなどについてを学ぶ。	同上
第 5 回	行政立法（2）：通達や裁量基準をめぐる法的問題について学ぶ。	同上
第 6 回	行政行為（1）:行政行為とは何か，いかなる特色を持った行為なのかについて学ぶ。	同上
第 7 回	行政行為（2）：行政行為の瑕疵の是正方法，職権取消しと撤回などについて学ぶ。	同上
第 8 回	行政行為（3）：行政裁量とは何か，行政裁量の司法的統制の在り方などについて学ぶ。	同上
第 9 回	行政契約：行政契約の種別，給付行政と行政契約，規制行政と行政契約などについて学ぶ。	同上
第 10 回	行政指導（1）：行政指導の種別，規制行政と行政指導などについて学ぶ。	同上
第 11 回	行政指導（2）：行政指導の司法的統制の在り方について検討する。	同上
第 12 回	行政手続（1）：行政手続と憲法，行政手続法の内容などについて学ぶ。	同上
第 13 回	行政手続（2）：手続と実体との関係，手続的瑕疵と処分の効力の関係について学ぶ。	同上
第 14 回	行政の実効性確保（1）：行政上の強制執行制度について学ぶ。	同上
第 15 回	行政の実効性確保（2）：実効性確保のための新しい強制手段について学ぶ。	同上

なお，受講者と相談の結果，授業計画を変更する場合があります。

予習の内容
① 毎回の講義で取り扱う判例について，後掲『ケースブック行政法』を読み，事案と判旨を確認しておいて下さい。

② 毎回の講義で取り扱うテーマについて，後掲のテキストの該当箇所を事前に読んでおいて下さい。

標準的な予習時間
約 4 時間/週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点 10%
評価のポイント：授業中の発言内容，欠席状況などを考慮して評価する。
期末試験 90%
事例問題について結論を導き出す法的論理の適切性などに基づき評価します。

＜テキスト/Textbook ＞

稲葉馨ほか編『ケースブック行政法』第 6 版（弘文堂，2018），授業中に参照しますので，必ず購入して，授業前に関係箇所を予習するようにして下さい。

＜参考文献/Reference Book ＞

宇賀克也ほか編『行政判例百選』第 7 版（有斐閣，2017），予習や復習で判例の検討をする際の参考として下さい。

＜備考/Remarks ＞

Zoom を使用した双方向・オンライン授業。

金曜日 4 講時

61202004　　○刑法講義Ⅰ（総論）
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture ネット配信授業/Online(e-learning)
Criminal Law I (General Principles)

十河　太朗

＜概要/Course Content Summary ＞

本科目は，法学未修者を対象とした基礎科目である。
主な判例および学説を参照しつつ，刑法総論の基本的知識を習得し，2 年次以降に配当されている「刑法演習Ⅰ・II」等の科目，さらに将来の刑事司法実務に対応できる基礎的能力の養成をめざす。
刑法総論に固有の問題ばかりでなく，刑法各論との関連を意識しながら講義を進める。刑法総論に関する重要な事項を効率的に学習するため，基本的に講義形式を採用するが，一方通行的な授業にならないよう，努めて設例・設問を用いた双方向的授業形式を取り入れる。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

刑法総論に関する基本的な概念の意義を正確に理解するとともに，刑法総論上の基本的な論点について問題の所在や著名な判例・学説の内容を踏まえた上で，比較的単純な具体的事例において犯罪論の体系に従い適切に犯罪の成否を判断する能力を身につけることが，到達目標である。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	刑法の基礎と罪刑法定主義 以下の点につき，基本的な事項，概念及び論点などを簡潔に解説する。 (1) 刑法の機能 (2) 罪刑法定主義の意義と内容 (3) 犯罪論の体系 (4) 構成要件の意義と機能 (5) 犯罪の成立を否定する事由	基本書やレジュメを読む。短答式問題や事例問題を解くことにより，理解を深める。
第 2 回	構成要件該当性（１）－因果関係－ 以下の点につき，基本的な事項，概念及び論点などを簡潔に解説する。 (1) 因果関係の意義 (2) 条件関係 (3) 相当因果関係 (4) 危険の現実化	同上
第 3 回	構成要件該当性（２）－故意－ 以下の点につき，基本的な事項，概念及び論点などを簡潔に解説する。 (1) 故意の本質 (2) 未必の故意 (3) 錯誤（具体的事実の錯誤，抽象的事実の錯誤，因果関係の錯誤）	同上
第 4 回	構成要件該当性（３）－過失－ 以下の点につき，基本的な事項，概念及び論点などを簡潔に解説する。 (1) 過失犯の意義と成立要件 (2) 信頼の原則 (3) 管理・監督過失	同上
第 5 回	構成要件該当性（４）－不作為犯－ 以下の点につき，基本的な事項，概念及び論点などを簡潔に解説する。 (1) 作為と不作為 (2) 不真正不作為犯における実行行為 (3) 不作為犯の因果関係	同上
第 6 回	違法性阻却事由（１）－違法性の本質，正当防衛－ 以下の点につき，基本的な事項，概念及び論点などを簡潔に解説する。	同上

(1)　違法性の本質
(2)　正当防衛の意義と成立要件

第 7 回　違法性阻却事由（２）－緊急避難，正当行為－　同上
以下の点につき，基本的な事項，概念及び論点などを簡潔に解説する。
(1)　緊急避難の意義と成立要件
(2)　被害者の同意
(3)　社会的相当行為

第 8 回　責任阻却事由（１）－責任能力－　同上
以下の点につき，基本的な事項，概念及び論点などを簡潔に解説する。
(1)　責任の本質
(2)　責任能力
(3)　原因において自由な行為

第 9 回　責任阻却事由（２）－違法性の意識，期待可能性－　同上
以下の点につき，基本的な事項，概念及び論点などを簡潔に解説する。
(1)　違法性の意識とその可能性
(2)　違法性の錯誤
(3)　事実の錯誤と違法性の錯誤の区別
(4)　期待可能性

第 10 回　未遂犯　同上
以下の点につき，基本的な事項，概念及び論点などを簡潔に解説する。
(1)　不能犯
(2)　実行の着手
(3)　中止犯

第 11 回　共犯（１）－共犯の基礎－　同上
以下の点につき，基本的な事項，概念及び論点などを簡潔に解説する。
(1)　共犯の意義と機能
(2)　正犯と共犯
(3)　間接正犯
(4)　共謀共同正犯

第 12 回　共犯（２）－共同正犯－　同上
以下の点につき，基本的な事項，概念及び論点などを簡潔に解説する。
(1)　共同正犯の意義と成立要件
(2)　過失犯の共同正犯
(3)　結果的加重犯の共同正犯
(4)　不作為犯の共同正犯
(5)　承継的共同正犯
(6)　片面的共同正犯

第 13 回　共犯（３）－狭義の共犯，共犯の諸問題１－　同上
以下の点につき，基本的な事項，概念及び論点などを簡潔に解説する。
(1)　共犯従属性
(2)　共犯の処罰根拠
(3)　教唆犯の成立要件
(4)　幇助犯の成立要件
(5)　共犯と身分

第 14 回　共犯（４）－共犯の諸問題２－　同上
以下の点につき，基本的な事項，概念及び論点などを簡潔に解説する。
(1)　不作為と共犯
(2)　共犯と錯誤
(3)　共犯関係からの離脱
(4)　共犯と中止犯
(5)　共犯と違法性阻却

第 15 回　罪数論，刑の適用　同上
以下の点につき，基本的な事項，概念及び論点などを簡潔に解説する。
(1)　犯罪の個数

(2)　科刑上の一罪
(3)　併合罪
(4)　法定刑，処断刑，宣告刑

授業計画は，受講生の理解度等を考慮し，一部変更することがある。

予習の内容
レジュメの該当部分と関係条文を読む。
余裕があれば，基本書の該当部分も読む。
予習より復習に力を入れること。
復習の内容
レジュメや基本書の該当部分を読み返す。
短答式問題や事例問題を解く。
刑法基礎演習Ⅰの小テストとして出題する課題への取組みなどを通じて理解を深める。
標準的な予習時間
0.5 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%
欠席状況，発言，レポートの提出状況等から評価する
期末試験　80%
このうち，70%相当分は論述試験，10%相当分は基礎知識確認試験を行う。
期末試験では，複数の論点が含まれた事案を素材とした事例問題や，刑法総論の基本的概念を問う論述問題により，刑法総論に関する理解度を試す。
教室での期末試験の実施が困難になったときは，持ち帰り試験（解答時間を限定したレポート試験）等に変更する可能性がある。

＜テキスト/Textbook ＞

大谷實『刑法講義総論』新版第 5 版（成文堂，2019），ISBN:978-4-7923-5276-9
大塚裕史・十河太朗・塩谷毅・豊田兼彦『基本刑法Ⅰ総論』第 3 版（日本評論社，2019），ISBN:978-4-535-52383-8
佐伯仁志・橋爪隆編『刑法判例百選Ⅰ総論』第 8 版（有斐閣，2020），ISBN:978-4-641-11550-7
十河太朗・豊田兼彦・松尾誠紀・森永真綱『START UP 刑法総論判例 50！』（有斐閣，2016），ISBN:978-4-641-13921-3
十河太朗『刑法事例演習』（有斐閣，2021）
基本書（上記の１点目，２点目）は，いずれでもよい。また，他の基本書・体系書を選択してもよい。
判例解説書（上記３点目，４点目）は，学力等に応じて選択すること（４点目の方が基本的）。

＜参考文献/Reference Book ＞

そのほか，各回のテーマに関する重要な論文・判例批評などを適宜紹介する。

＜備考/Remarks ＞

授業実施方法：双方向オンライン
資料は，その都度 e-class または DUET で配付する。
利用するツール：Zoom，DUET，e-class(資料配付)
担当教員との連絡手段：e-class，DUET，Teams
ネット配信授業の配信方法：通信障害などで授業に参加できなかった場合には，申請に基づいて録画した授業動画を配信する。

水曜日 3 講時

61202005　△刑法講義Ⅱ（各論）　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture
Criminal Law II (Particular Crimes)

松原　久利

＜概要/Course Content Summary ＞

本科目は，法学未修者を対象とした基礎科目である。
主な判例および学説を参照しつつ，刑法典に規定されている各犯罪の構成要件および処罰範囲について検討し，刑法各論の基本的知識を習得し，2 年次以降に配当されている「刑法演習Ⅰ・II」等の科目，さらに将来の刑事司法実務に対応できる基礎的能力の養成をめざす。
刑法各論に固有の問題ばかりでなく，刑法総論との関連を意識しながら講義を進める。刑法各論に関する重要な事項を効率的に学修する必要があるため，基本的に講義形式が中心となるが，可能な範囲で設例・設問を用いた双方向的授業形式を取り入れる。なお，授業計画は，受講生の理解度等を考慮し，変更することがある。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

刑法各論に関する基本的な概念の意義を正確に理解するとともに，刑法各論上の基本的な論点について問題の所在，判例・学説の内容を踏まえた上で，具体的な事例において各犯罪の成立要件を充足するかどうかを適切に判断する能力を身につけることが，到達目標である。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	刑法各論の意義，生命および身体に対する罪(1) 以下の点につき，基本的な事項，概念および論点などを簡潔に解説する。 (1) 刑法各論の体系と保護法益 (2) 殺人の罪 (3) 傷害の罪	基本書やレジュメを読む。短答式問題や事例問題を解くことにより，理解を深める。
第 2 回	生命および身体に対する罪(2) 以下の点につき，基本的な事項，概念および論点などを簡潔に解説する。 (1) 過失傷害の罪 (2) 危険運転の罪 (3) 遺棄の罪 (4) 堕胎の罪	同上
第 3 回	自由および私生活の平穏に対する罪(1) 以下の点につき，基本的な事項，概念および論点などを簡潔に解説する。 (1) 逮捕および監禁の罪 (2) 脅迫の罪 (3) 略取および誘拐の罪	同上
第 4 回	自由および私生活の平穏に対する罪(2) 以下の点につき，基本的な事項，概念および論点などを簡潔に解説する。 (1) 性的自由・感情に対する罪 (2) 住居を侵す罪	同上
第 5 回	自由および私生活の平穏に対する罪(3) 以下の点につき，基本的な事項，概念および論点などを簡潔に解説する。 (1) 業務に対する罪 (2) 秘密を侵す罪 (3) 名誉に対する罪 (4) 信用に対する罪	同上
第 6 回	財産に対する罪(1) 以下の点につき，基本的な事項，概念および論点などを簡潔に解説する。 (1) 財産罪総論 (2) 窃盗の罪	同上
第 7 回	財産に対する罪(2)	同上

以下の点につき，基本的な事項，概念および論点などを簡潔に解説する。
(1)　強盗の罪

第 8 回　財産に対する罪(3)　同上
以下の点につき，基本的な事項，概念および論点などを簡潔に解説する。
(1)　詐欺の罪
(2)　恐喝の罪

第 9 回　財産に対する罪(4)　同上
以下の点につき，基本的な事項，概念および論点などを簡潔に解説する。
(1)　横領の罪

第 10 回　財産に対する罪(5)　同上
以下の点につき，基本的な事項，概念および論点などを簡潔に解説する。
(1)　背任の罪
(2)　盗品等に関する罪
(3)　毀棄および隠匿の罪

第 11 回　公衆の平穏および安全に対する罪　同上
以下の点につき，基本的な事項，概念および論点などを簡潔に解説する。
(1)　騒乱の罪
(2)　放火および失火の罪
(3)　往来を妨害する罪

第 12 回　公衆の信用に対する罪　同上
以下の点につき，基本的な事項，概念および論点などを簡潔に解説する。
(1)　通貨偽造の罪
(2)　文書偽造の罪
(3)　有価証券偽造の罪
(4)　支払用カードに関する罪

第 13 回　風俗に対する罪・国家の存立に対する罪・国家の作用に対する罪(1)　同上
以下の点につき，基本的な事項，概念および論点などを簡潔に解説する。
(1)　わいせつの罪
(2)　賭博に関する罪
(3)　内乱に関する罪
(4)　外患に関する罪
(5)　公務の執行を妨害する罪

第 14 回　国家の作用に対する罪(2)　同上
以下の点につき，基本的な事項，概念および論点などを簡潔に解説する。
(1)　逃走の罪
(2)　犯人蔵匿および証拠隠滅の罪
(3)　偽証の罪

第 15 回　国家の作用に対する罪(3)　同上
以下の点につき，基本的な事項，概念および論点などを簡潔に解説する。
(1)　職権乱濫用の罪
(2)　賄賂の罪

予習の内容

レジュメの該当部分と関係条文を読む。
基本書の該当部分を読む。
予習より復習に力を入れること。

復習の内容

レジュメや教科書の該当部分を読み返す。
短答式問題や事例問題を解く。
刑法基礎演習Ⅱの小テストとして出題する課題への取組みなどを通じて理解を深める。

標準的な予習時間

0.5 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
　発言内容，レポート，欠席状況などから評価する。
小テスト　10%
　2，3 週に 1 回程度，授業中に実施する。択一問題または記述式問題を出題する。
期末試験　70%
　論文式試験の形式で，具体的事実の中から論点を見つけ，刑法解釈によって事実にあてはめを行い罪責を明らかにする能力があるかを問う。
その他　10%
　共通到達度確認試験の成績
期末試験の他，適宜レポートや小テストを実施する場合がある。

＜テキスト/Textbook ＞

大谷實『刑法講義各論』新版第 5 版（成文堂，2019）
大塚裕史・十河太朗・塩谷毅・豊田兼彦『基本刑法Ⅱ各論』第 2 版（日本評論社，2018）
　上記のいずれでもよい。また，他の基本書・体系書を選択してもよい。

＜参考文献/Reference Book ＞

山口厚ほか　編『刑法判例百選Ⅱ各論』第 8 版（有斐閣，2020）
十河太朗・豊田兼彦・松尾誠紀・森永真綱『START UP 刑法各論判例 50！』（有斐閣，2017）
西田典之・山口厚・佐伯仁志　編『刑法の争点』（有斐閣，2007）
　そのほか，各回のテーマに関する重要な関連判例や文献を適宜紹介する。

＜備考/Remarks ＞

授業実施方法：双方向オンライン
　　資料は前日までに e-class または DUET で配付する
利用するツール：Zoom，DUET，e-class(資料配付)
担当教員との連絡手段：e-class，DUET
　　オフィスアワーの時間指定はしないが，事前にメールで連絡があれば，
　　時間を設定してオンラインで対応する
ネット配信授業の配信方法：通信障害などで授業に参加できなかった場合には，申請に基づいて
　　録画した授業動画を配信する

水曜日 1 講時

61202006　　○民法講義Ⅰ（総則）
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture ネット配信授業/Online(e-learning)
Civil Law I (General)

佐久間　毅

＜概要/Course Content Summary ＞

民法典の構造及び民法上の諸制度に関する基礎的・体系的理解の獲得とともに，法的思考力の養成を目指す。「民法講義Ⅰ（総則）」は，民法典第一編総則を対象とする。各回の授業は，受講者自身が入念に予習していることを前提に，対話形式で具体的事例を検討する。これは，基本的知識を実際に活用する力の養成を目的とするものである。
なお，以下の授業計画は，実際の進行状況に応じて変更することがある。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

(1)受講生が，民法総則で学ぶべき基本事項を身につけ，簡単な事例問題を自ら分析・検討することができるようになること。
(2)受講生が，民法総則の分野に属する問題について，2 年次の授業において求められる予習を自ら適切に行えるようになること。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1,2 回	序論，権利能力者としての人 民法学習全体への導入として，法律効果の意味，債権と物権の区別について扱った後に，権利能力とそれに関連する問題を取り上げる。	授業に先立って配付する資料において指示する予習
第 2,3 回	法律行為総論，法律行為の成立と内容確定 契約関係の成立から終了までの過程，意思表示・法律行為の意義，意思表示・法律行為を支配している法原理，法律行為の成立と内容確定などの問題を取り上げる。	同上
第 4,5 回	法律行為の効力否定原因 1 制限行為能力違反に関する諸問題を取り上げる。	同上
第 5～7 回	法律行為の効力否定原因 2 心裡留保，虚偽表示，錯誤に関する諸問題を取り上げる。	同上
第 8,9 回	法律行為の効力否定原因 3 詐欺または強迫，法律行為の内容に関する無効原因，消費者契約法上の効力否定原因に関する諸問題を取り上げる。	同上
第 10 回	無効と取消し，条件と期限 前回までに学んだ法律行為の効力否定原因が存在する場合の効果について，まとめて扱う。ついで，条件と期限の問題を扱う。	同上
第 10～12 回	代理 代理に関する諸問題を取り上げる。	同上
第 13 回	法人 法人に関する諸問題を取り上げる。	同上
第 13～15 回	時効 時効に関する諸問題を取り上げる。	同上
第 15 回	物　権利の客体の代表としての「物」について，とくにその分類の意義を扱う。	同上

予習の内容
事前に配付する資料に記載した文献，必要であればその他の文献を読み，事前配付資料に掲げた問題に対する解答を考えること。
標準的な予習時間
授業 1 回あたり，2～5 時間と思われる（各人のその時点における知識量，能力，予習の綿密さ等により異なると思われ，一概には言えない）。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
　講義の受講態度，質疑応答の態度，欠席状況によって評価する。
期末試験　90%
　基本的知識の習熟度と展開能力を問う。

＜テキスト/Textbook ＞

佐久間毅『総則－民法の基礎 1－』第 5 版（有斐閣，2020），ISBN:978-4-641-13832-2
配付物
　一定範囲ごとに資料を事前に配付する。この資料に，事前に読むべき教科書の範囲と，授業で扱う問題を掲げる。

＜備考/Remarks ＞

Zoom を利用して双方向オンライン授業を行う。資料配付は OneDrive を利用して行う予定である。なお，授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。

金曜日 3 講時

61202015　△民法講義Ⅱ（物権法）　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture
Civil Law II (Property)

佐久間　毅

＜概要/Course Content Summary ＞

民法典の構造及び民法上の諸制度に関する基礎的・体系的理解の獲得とともに，法的思考力の養成を目指す。「民法講義Ⅱ（物権法）」は，民法典第二編物権を対象とする。各回の授業は，受講者自身が入念に予習していることを前提に，対話形式で具体的事例を検討する。これは，基本的知識を実際に活用する力の養成を目的とするものである。
なお，以下の授業計画は，実際の進行状況に応じて変更することがある。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

(1)受講生が，物権法で学ぶべき基本事項を身につけ，簡単な事例問題を自ら分析・検討することができるようになること。
(2)受講生が，物権法の分野に属する問題について，2 年次の授業において求められる予習を自ら適切に行えるようになること。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	物権法序論，物権変動論 1 物権法序論として，物権の意義・種類・客体・一般的効力等につき取り上げる。ついで，物権変動論序論として，物権変動の意義，種類及び原因，物権変動論の概要等につき取り上げる。	授業に先立って配布する資料における指示に従った予習
第 2,3 回	物権変動 2 不動産物権変動にかかる一般論を取り上げる。	同上
第 3,4 回	物権変動 3 不動産物権変動の主な原因ごとに問題となる点を取り上げる。	同上
第 5 回	物権変動 4 動産物権変動にかかる諸問題および立木等の物権変動にかかる諸問題を取り上げる。	同上
第 6 回	所有権，用益物権 所有権にかかる諸問題および用益物権に関する若干の問題を取り上げる。	同上
第 7 回	占有，物権的請求 占有にかかる諸問題および物権的請求に関する諸問題を取り上げる。	同上
第 8,9 回	担保物権序論，留置権 担保物権序論として，担保物権の意義および必要性，種類と分類，一般的性質等について取り上げる。その後に，留置権に関する諸問題を取り上げる。	同上
第 9,10 回	先取特権，質権 先取特権および質権に関する諸問題を取り上げる。	同上
第 11,12 回	抵当権 1 抵当権の意義・設定および公示等の序論的問題を取り上げた後に，抵当権の効力が及ぶ範囲と物上代位に関する諸問題を取り上げる。	同上
第 12,13 回	抵当権 2 抵当権の効力および実行に関する諸問題を取り上げる。	同上
第 14,15 回	抵当権 3，非典型担保 根抵当権に関する諸問題を取り上げた後に，非典型担保に関する諸問題を取り上げる。その際，譲渡担保に関する諸問題を中心に扱う。	同上

予習の内容
事前に配付する資料に記載した文献，必要であればその他の文献を読み，事前配付資料に掲げた問題に対する解答を考えること。

標準的な予習時間
　授業１回あたり 2〜5 時間と思われる（各人のその時点における知識量，能力，予習の綿密さ等により異なると思われ，一概には言えない）。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
　講義の受講態度，質疑応答の態度，欠席状況によって評価する。
期末試験　90%
　基本的知識の習熟度と展開能力を問う。なお，10%分は，共通到達度確認試験における物権に関する問題の成績による。

＜テキスト/Textbook ＞

佐久間毅『民法の基礎２　物権』第２版（有斐閣，2019），ISBN:978-4-641-13803-2
松井宏興『担保物権法』第２版（成文堂，2019），ISBN:978-4-7923-2734-7
配付物
　一定範囲ごとに資料を事前に配付する。この資料に，事前に読むべき教科書の範囲と，授業で扱う問題を掲げる。

＜備考/Remarks ＞

Zoom を利用して双方向オンライン授業を行う。資料配付は OneDrive を利用して行う予定である。なお，授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。

月曜日 2 講時

61202016　　○民法講義Ⅲ（契約法Ⅰ）
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture 対面授業/Face-to-face learning
Civil Law III (Contract I)

深谷　格

＜概要/Course Content Summary ＞

この科目では，債権法（民法第三編債権編）のうち，契約を対象として講義を行う。対象とする法分野について基礎的な知識を修得することを目的とするが，比較的単純な事例と代表的な判決例を素材としてできるだけ具体的な法適用のイメージをつかむことができるよう配慮したい。いわゆる債権総論の重要問題は民法講義Ⅳ（契約法Ⅱ）で取り扱われるが，本講義の履修時期が先行するため，必要な限度で債権総則，特に債権の種類，履行請求権，債務不履行に基づく損害賠償等の基礎知識に言及することがある。したがって，テキスト以外に債権総論に関する教科書類を適宜参照することが望ましい。

2017 年 6 月に改正債権法が公布され,2020 年 4 月 1 日から施行されている。本講義では，改正民法を前提とした授業を行うが，受講者が将来，実務家となった後も，しばらくは改正前民法の下で生じた（改正前民法が適用される）事件を扱うことが多いと思われる。また，改正民法に関する判例は講義時にはまだほとんど登場していないし，改正前民法に関する判例には改正民法の下でも参照に値するものも多数含まれている。さらに，そもそも，改正民法を深く理解するためには，改正前民法はどのような規定で，それがどのように，なぜ，改正されたかを知ることが重要である。以上の点を踏まえ，改正前民法や従来の判例の紹介も適宜行うこととしたい。

講義中は，受講者の予習を前提として，テキストに掲載された設例や判例について質問を行い，質疑応答を行いながら，理解を深めてゆきたい。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

・契約法規定の基本的な制度趣旨，個々の制度の要件，効果を理解すること。
・簡単な事例に契約法の規範をあてはめることができること。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	契約法序論（契約の意義，契約自由の原則，契約の分類等）	授業内容に関する予習と復習（以下，各回について同じ）
第 2 回	契約準備段階の諸問題，契約の成立	
第 3 回	契約の解釈，約款	
第 4 回	契約によって発生する債権のうち，特定物債権と種類債権の性質の検討	
第 5 回	同時履行の抗弁権	
第 6 回	危険負担，第三者のためにする契約	
第 7 回	解除１（解除制度の概観と解除の要件を中心に）	
第 8 回	解除２（解除の効果を中心に）	
第 9 回	財産権移転型契約概説（売買の概説を含む）	
第 10 回	売主の責任	
第 11 回	消費貸借と利息の制限	
第 12 回	賃貸借 1（賃貸借契約の成立と効力）	
第 13 回	賃貸借 2（賃貸借契約の当事者の変動，賃貸借の終了等）	
第 14 回	請負	
第 15 回	委任，寄託，その他の典型契約	

予習の内容
テキストの該当箇所を読んでくること。また『判例百選』等で関係する判決例に目を通しておくこと。

標準的な予習時間
3～4 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
質疑応答状況，講義の欠席状況等を総合的に評価する。
期末試験　90%
比較的長文の事例問題により，法規範（制度趣旨，要件，効果）を正確に理解しているか，事実関係を分析して法的問題を抽出し，法規範を当てはめることができるかを評価する。

＜テキスト/Textbook ＞

窪田充見･森田宏樹　編『民法判例百選Ⅱ債権』第 8 版（有斐閣，2018.3）
　テキストは指定しないので，以下の参考文献を参考にして基本書（『契約法』又は『債権各論』という書名のもの）を 1 冊は購入すること。『債権総論』の教科書は，主に秋学期の民法講義Ⅳで使うことになるが，契約法と密接に関連するので，購入し，適宜参照するのが望ましい。判例解説集は少なくとも 1 冊は購入しておくこと。授業のレジュメ等で判例の引用の際に参照箇所を指示することがある。言うまでもないが，授業に際して，テキスト及び六法は必携である。
配付物
　レジュメ

＜参考文献/Reference Book ＞

中田裕康『債権総論』第 4 版（岩波書店，2020），バランスの取れたオーソドックスな内容の基本書。
中田裕康『契約法』初版（有斐閣，2017），バランスの取れたオーソドックスな内容の教科書
潮見佳男『契約法・事務管理・不当利得－基本講義債権各論Ⅰ－』第 3 版（新世社，2017），コンパクトな契約法の教科書。語り口は分かりやすそうに見えるが，独自の説に立つ場合もある。
潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』初版（金融財政事情研究会，2017），債権関係の改正箇所を（民法総則の部分も含めて）全般的に解説したテキスト。内容は改正部分に限られるので，本科目の教科書としてこれ一冊だけでは不十分。
山野目章夫『民法概論 4　債権各論』初版（有斐閣，2020），契約法だけでなく，事務管理・不当利得・不法行為も含む。契約法では最新の分かりやすい叙述。制度の背景にある考え方や関連する諸問題を，著者独自の視点で説くコラムが面白い。
潮見佳男『プラクティス民法債権総論』第 5 版補訂版（信山社，2020），著者の債権法に関する該博な学識に満ちた詳密な教科書。
中舎寛樹『債権法　債権総論・契約』（日本評論社，2018），タイトル通り，債権総論と契約法の双方をカバーする教科書。文章は平易。
　テキストを指定しないため，上記参考文献を参考にして，契約法（債権各論）の基本書を 1 冊は購入するのが望ましい。『債権総論』の教科書は，主に秋学期の民法講義Ⅳで使うことになるが，契約法と密接に関連するので，購入し，適宜参照するのが望ましい。

＜備考/Remarks ＞

Zoom の会議システムを利用した双方向オンライン授業を行う。レジュメ等の資料は，事前に OneDrive を利用して配布する。

木曜日 2 講時

61202017　△民法講義Ⅳ（契約法Ⅱ）　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture
Civil Law IV (Contract II)

佐々木　典子

＜概要/Course Content Summary ＞

本講義は，民法講義Ⅰ（総則），民法講義Ⅲ（契約法Ⅰ），民法講義Ⅴ（不法行為法）で修得した知識を前提として，契約や不法行為等を発生原因として生ずる債権に関する共通の規律，債権の満足を確保するための責任財産保全制度，債権の担保力を強化する機能をもつ不可分債務・連帯債務，人的担保制度としての保証，担保的機能からみた相殺，弁済をめぐる諸問題，債権譲渡の諸問題などにつき，現代社会における意義・役割並びに問題点に留意しつつ概説する。

公刊されている教科書・体系書との対応で言うならば，「債権総論」に相当する内容を取り扱うことになる。大学の法学部での講義時間数に比べるとはるかに少ない時間数で広範な領域を学習することになるので，受講者においても講義で取りあげる事柄については，十分な予習をするとともに，講義で取り上げることのできない領域・事項についても，自らの主体的学習により埋め合わせてゆくように心がけてほしい。

講義の準備（予習）と講義の理解を助けるために，講義レジュメを事前に配付する予定である。講義は，このレジュメをもとに，可能な限り具体的な例をあげながら，質疑応答も行いつつ進めていく。なお，民法改正との関係で，改正前民法を前提として，改正民法における改正点及び及びその内容について解説するが，できるだけわかりやすく体系的位置づけに留意して説明するつもりである。受講者は必ず講義に出席すること。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

基本的な概念・制度を理解し，法の解釈・適用能力を修得する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　債権の意義及び性質
　物権法と債権法，債権の意義，物権と債権との法的差異，債権と請求権，債権総則（債権総論）と債権各則（債権各論）との関係
債権の目的
　民法典はパンデクテン体系にしたがって編纂されているため，債権総則にあたる部分は極めて抽象的な規律から成っている。講義では，できるだけ債権各論，とりわけ契約法，契約の諸類型との関連に留意したい。

第 2 回　債権の効力概説（1）
　任意履行（弁済），強制履行（現実的履行の強制），損害賠償，解除
　債務が履行されなかった場合における，債権者のとりうる法的方法について概略し，強制履行について説明する。

第 3 回　債権の効力概説（2）
　債務不履行の諸類型と債権者の保護手段（1）

第 4 回　債権の効力概説（3）
債務不履行の諸類型と債権者の保護手段（2）
　債務不履行と不法行為（請求権の競合問題）

第 5 回　安全配慮義務・損害賠償の範囲（1）
　安全配慮義務の意義・内容

第 6 回　安全配慮義務・損害賠償の範囲（2）
　損害概念，通常損害，特別損害

第 7 回　責任財産の保全制度（１）
1.債権者代位権
　民法 423 条の債権者代位権の目的（存在理由）と問題点，代位権の要件（本来型と拡張型），本来型における代位権行使の効果，拡張型（転用事例とも呼ばれる）の諸事例

第 8 回　責任財産の保全制度（２）
2.詐害行為取消権（1）
　民事保全法上の責任財産保全制度（仮差押え・仮処分），破産制度及び破産法上の否認権と民法上の詐害行為取消権制度との関係，詐害行為取消権の意義及び要件：詐害行為取消権における利害の対立と調整，法的性質，法的構成

第 9 回　2.詐害行為取消権（2）
　詐害行為取消権の行使方法，取消しの範囲及び内容，取消しの効果

第 10 回　多数当事者の債権関係ー連帯債務
　多数当事者の債権関係の概説
　連帯債務の意義及び性質，連帯債務者の一人について生じた事由の効力，連帯債務者相互間の求償関係，不真正連帯債務について，連帯債権

第 11 回　保証制度
　保証制度の概説，民法上の保証債務の成立のための保証契約，保証債務の内容，保証債務における債権者と保証人との法律関係，保証人の求償権，連帯保証，共同保証，個人根保証契約，「事業に係る債務」についての保証契約の特則
第 12 回　債権の消滅に関する諸問題（1）
1.弁済
　弁済の意義，第三者弁済，表見受領権者への弁済，弁済の充当，弁済の提供，弁済による代位
第 13 回　債権の消滅に関する諸問題（2）
2.相殺
　相殺の意義，相殺の要件，相殺の禁止，差押えと相殺
第 14 回　債権譲渡（1）
　物権の譲渡と債権の譲渡との比較，債権譲渡の原因，譲渡制限特約の効力，将来債権の譲渡
第 15 回　債権譲渡（2）
　債務者に対する対抗要件，債務者以外の第三者に対する対抗要件，債務者の抗弁，債権の多重譲渡
第 7～9 回のいずれかで小テストを実施する予定である。

予習の内容
　予め配付してあるレジュメを参照にしながら，参考文献等を読み，基本的な部分の理解に努める。その際，必ず，関連する条項を六法で確認すること。
標準的な予習時間
　3.5 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
　講義の際の質疑応答を通じて，基本的概念・制度の理解ができているかを評価する。欠席状況も考慮する。小テストの結果については，考慮する場合もある。
期末試験　90%
　基本的概念・制度の理解とともに，法の解釈，適用能力が修得されているかについて判断する。
学期末に論述試験を行うが，共通到達度確認試験の結果も加味する。具体的には，期末試験の満点９０点のうち，共通到達度確認試験の満点を６点に換算し，論述式試験の満点を８４点として成績評価を行う。

＜テキスト/Textbook ＞

　特定の教科書を指定することはしない。レジュメを事前に配付する。受講者には，レジュメを手がかりにして予習しておくことを求める。
配付物
　1 週間前までに，レジュメを配付する。

＜参考文献/Reference Book ＞

潮見佳男『新債権総論Ⅰ，II』（信山社，2017）
潮見佳男『プラクティス民法　債権総論』第５版補訂（信山社，2020）
中田裕康『債権総論』第 4 版（岩波書店，2020）

＜備考/Remarks ＞

対面授業を行う。但し，新型コロナ感染症の流行状況によって，Zoom の会議システムを利用した双方向オンライン授業を行う場合がある。レジュメ等の資料は，紙媒体，または，One Drive（オンライン授業の場合）を利用して配布する。必要に応じて，Duet で，連絡・配信等を行う場合がある。

火曜日 3 講時

61202018　〇民法講義Ⅴ（不法行為法）
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture ネット配信授業/Online(e-learning)
Civil Law V (Tort)

大中　有信

＜概要/Course Content Summary ＞

講義のタイトルは「不法行為法」であるが，不法行為と同じく法定債権法である「事務管理」と「不当利得」領域も講義の対象とする。
不法行為法について民法自体が直接有する条文は 709 条～724 条にすぎないが，特別法や最高裁判例が比較的多く，下級審裁判例に至っては 709 条関係だけでも夥しい。そのため，まず何よりも，根幹条文である 709 条の成立要件論と効果に関する判例理論を詳しく理解することを中心にすえ，さらに 714 条以下の特殊な不法行為に説き及ぶものとする。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

法定債権法である事務管理・不当利得・不法行為の意義・成立要件・効果の骨格を理解できる。
上記の分野の民法典と関連特別法は，どのような法思想・法体系を志向して制定されたのか，それが判例・学説によりどのような維持と変容を遂げてきているかの概略を理解できる。
上記の分野の相当数の主要判例の事実と内容を理解できる。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）
第 1 回　不法行為総説・不法行為の成立要件
第 2 回　不法行為責任の成立（1）　権利・法益侵害
第 3 回　不法行為責任の成立（2）　故意過失
第 4 回　不法行為責任の成立（3）　責任の阻却事由
第 5 回　不法行為責任の範囲
第 6 回　不法行為の責任内容
第 7 回　損害賠償額の減額事由・損害賠償請求権の期間制限
第 8 回　特殊不法行為総説・監督者責任
第 9 回　中間テスト
第 10 回　使用者責任・土地工作物責任・動物占有者の責任
第 11 回　複数加害者の責任
第 12 回　特別法上の不法行為責任
第 13 回　不法行為の特殊問題　差止めと請求権競合
第 14 回　事務管理・不当利得総説
第 15 回　不当利得の特殊問題

予習の内容
関係条文の文言を確認しながら，テキストと手持ちの判例解説の判例をよく読んでおくこと。
標準的な予習時間
2～3 時間程度。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点(クラス参加，グループ作業の成果，欠席状況等)　10%
授業での応答内容と欠席状況で判断。
中間試験　20%
事例式問題によって授業内容の理解を確認する。
期末試験　70%
事例式問題によって授業内容の理解を確認する。

＜テキスト/Textbook ＞

①橋本佳幸ほか　著『民法Ⅴ（事務管理・不当利得・不法行為）　Legal Quest』第 2 版（有斐閣，2020 年），ISBN:9784641179431
②-1 潮見佳男『基本講義債権各論Ⅰ（契約法・事務管理・不当利得）』第 3 版（新世社，2017 年）
②-2 潮見佳男『基本講義債権各論Ⅱ（不法行為法）』第 3 版（新世社，2017 年）
③松本恒雄・潮見佳男　編『判例プラクティス民法Ⅱ（債権）』（信山社，2010 年）
④窪田充見・森田宏樹　編『民法判例百選Ⅱ（債権）』第 8 版（有斐閣，2018 年）

テキストは，定評のある教科書であれば，ここにあげたものでなくともよい。選択に迷う場合は，①もしくは②のいずれかを参照すること。
また，判例の学習のために，③もしくは④のいずれかを参照すること。

＜備考/Remarks ＞

原則としてオンライン対面授業でおこなう。

金曜日 2 講時

61202019　△民法講義Ⅵ（家族法）　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture
Civil Law VI (Family Law)

神谷　遊

＜概要/Course Content Summary ＞

家族関係法については，2 年次以降に C 群科目として「家族法」が予定されている。本講義は，これらの講義のいわば前段階となるものであり，わが国家族法の基本構造および基本的な考え方を修得することを目指す。講義は，重要判例を素材としつつ，受講生諸君の理解度を確認しながら進行する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

親族・相続法の諸制度を体系的に理解し，基礎的かつ重要な法概念・法規範を修得する。これを基に，身近に発生する家族をめぐる紛争事例について，争点を正確に整理し，法的な分析をできるだけの能力を身につける。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　家族法の現代的意義
　民法における家族法の位置づけ，その特質を中心に検討する。
第 2 回　婚姻の成立
　婚姻の成立要件を概観したうえで，とくに婚姻意思と届出をめぐる問題を検討する。
第 3 回　婚姻の効果
　一般的効果と財産的効果を概観するが，とくに夫婦と第三者との法律関係をめぐる問題を検討する。
第 4 回　婚姻の解消
　離婚制度全般を取り上げるが，とくに協議離婚制度の特質とその問題を検討する。
第 5 回　実親子関係の成立
　実親子間で法律上の親子関係が成立するメカニズムを解明する。
第 6 回　養親子関係の発生
　養子縁組の成立要件について，普通養子制度と特別養子制度を対比させながら概観する。
第 7 回　養子縁組の効果・養子縁組の解消（離縁）
　養子縁組の効果および離縁制度について，普通養子制度を中心に概観し，わが国養子法の特質を検討する。
第 8 回　相続の開始
　相続制度の意義とその機能の変遷を中心に検討する。
第 9 回　相続人と相続分
　現行法に従って相続人と相続分を概観する。
第 10 回　相続の効力
　共同相続における遺産共有の意義と問題を中心に検討する。
第 11 回　遺産分割（１）
　遺産分割の意義と手続を概観し，その前提問題として，遺産分割の対象となる財産の範囲について検討する。
第 12 回　遺産分割（２）
　特別受益および寄与分の制度について概観し，具体的相続分の算定，さらに遺産分割の効力を検討する。
第 13 回　遺言総論
　遺言制度を概観し，遺言一般の総則的規定について検討する。
第 14 回　遺贈
　遺贈の意義と効力を中心に検討する。
第 15 回　遺留分
　遺留分の算定，侵害額請求をめぐる問題を検討する。

授業回数が限られているため，上記の授業計画は状況に応じて変更することがある。

予習の内容

事前に講義レジュメを配付するので，次回講義で扱う内容について目を通しておくこと。予習段階で，内容が十分に理解できない箇所や疑問に思う箇所をチェックして講義に臨むと理解が深まるし，効果的な学習が期待できる。

標準的な予習時間

2 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
　講義の受講態度，質疑応答の態度，小テスト，欠席状況によって評価する。
期末試験。　80%
　基本的知識の習熟度，理解度を確認する。
その他　10%
　共通到達度確認試験の成績
適宜小テストを実施する場合がある。この場合，小テストの成績は，平常点の評価に反映させる。

＜テキスト/Textbook ＞

　特定の教科書を指定することはしない。講義レジュメを事前に配付する予定である。
配付物
　事前に講義レジュメを配付する。

＜参考文献/Reference Book ＞

水野紀子・大村敦志　編『民法判例百選Ⅲ　－親族・相続－』第 2 版（有斐閣，2018.3），　この参考文献は，親族法・相続法上の重要判例を解説するものであり，予習・復習には有用である。

＜備考/Remarks ＞

教室で対面授業を行う。講義資料は事前に e-class で配信する。
担当教員への連絡にあたっては，連絡先は事務室に照会すること。

火曜日 2 講時

61202026　〇商法講義Ⅰ
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture ネット配信授業/Online(e-learning)
Commercial Law I

山下　友信

＜概要/Course Content Summary ＞

本講義は，秋学期に開講される商法講義Ⅱとあわせて，法学未修者の１年次生および法学既修者で商法未履修の２年次生が，２年次以降の会社法を履修するために必要な基礎的知識を修得するとともに，企業に関連する法的実務的問題を理解し，その合理的解決に寄与する法的思考力を身につけることを目的とする。春学期においては，会社法総論，株式会社の機関と計算・資本制度に関する法的問題を取り扱う。

授業の方法は次の通りである。受講生に対して，毎回，事前に，レジュメを配付するので，テキストの該当部分と合わせて読んでおくことが求められる。毎回のクラスでは，講義方式を基本として授業を進める。毎回のレジュメでは，その回の復習課題を掲載するので，これを解きながら復習をすることが求められる。

第９回に中間試験を実施する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

第一の到達目標は，基礎知識を確実に習得し，コアカリキュラムに掲げられた会社法の基本的事項に関する法的問題を理解できるようにすることである。第二の到達目標は，毎回の授業で解説された事項に関する課題について，自分の言葉で，平易に法的問題を解説する能力を涵養することである。さらに，第三の到達目標は，習得した法的基礎知識をもとに，具体的紛争を合理的に解決するための解釈論や事後的紛争を回避するための事前の予防措置について，自らのことばで要領よく表現することができるようになることである。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	株式会社の仕組み	予習として，毎回事前に送付するレジュメとテキストの関係箇所を読み，事前に授業の課題を把握しておくことが求められる。復習として課題について考察して，次回の授業に臨むことが求められる。
第 2 回	株式会社の法的規律の概観	同上
第 3 回	株主総会 1	同上
第 4 回	株主総会 2	同上
第 5 回	株主総会 3	同上
第 6 回	株主総会 4	同上
第 7 回	取締役・取締役会 1	同上
第 8 回	取締役・取締役会 2	同上
第 9 回	中間試験・取締役・取締役会 3	同上
第 10 回	取締役・取締役会 4	同上
第 11 回	取締役・取締役会 5	同上
第 12 回	監査役・監査役会	同上
第 13 回	委員会設置会社	同上
第 14 回	会社の計算 1	同上
第 15 回	会社の計算 2	同上

標準的な予習時間
復習と併せて週 3 時間

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
質疑応答での発言内容，質問，欠席状況。
中間試験　10%
事例問題に即して，授業内容を正確に理解し，これを文章に表しているかによる。
期末試験　80%

＜テキスト/Textbook ＞

伊藤靖史・大杉謙一・田中亘・松井秀征『会社法－LEGAL QUEST－』第 4 版（有斐閣，2018）

＜参考文献/Reference Book ＞

岩原紳作・神作裕之・藤田友敬　編『会社法判例百選』第 3 版（有斐閣，2016）
山下友信・神田秀樹　編『商法判例集』第 8 版（有斐閣，2020）

＜備考/Remarks ＞

Zoom を利用して双方向オンライン授業を行う。授業に関する連絡はメールによる。レジュメ等の資料は，研究科 OneDrive およびＴＫＣ教育支援システムにより提供する。なお，授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。

火曜日 1 講時

61202027　△商法講義Ⅱ　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture
Commercial Law II

山下　友信

＜概要/Course Content Summary ＞

本講義は，春学期に開講される商法講義Ⅰとあわせて，法学未修者である１年次生および法学既修者で商法未履修の２年次生が，２年次以降の会社法を履修するために必要な基礎的知識を修得するとともに，企業に関連する法的実務的問題を理解し，その合理的解決に寄与する法的思考力を身につけることを目的とする。秋学期においては，株式，資金調達，設立，組織再編等に関する法的問題を取り扱う。

授業の方法は次の通りである。受講生に対して，毎回，事前に，レジュメを配付するので，テキストの該当部分と合わせて読んでおくことが求められる。毎回のクラスでは，講義方式を基本として授業を進める。毎回のレジュメでは，その回の復習課題を掲載するので，これを解きながら復習をすることが求められる。

第８回ころに小レポートを実施する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

第一の到達目標は，基礎知識を確実に習得し，コアカリキュラムに掲げられた会社法の基本的事項に関する法的問題を理解できるようにすることである。第二の到達目標は，毎回の授業で解説された事項に関する課題について，自分の言葉で，平易に法的問題を解説する能力を涵養することである。さらに，第三の到達目標は，習得した法的基礎知識をもとに，具体的紛争を合理的に解決するための解釈論や事後的紛争を回避するための事前の予防措置について，自らのことばで要領よく表現することができるようになることである。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	株式総論１	毎回事前に配布するレジュメとテキストの関係箇所を読み，事前に授業の課題を把握しておくことが求められる。
第 2 回	株式総論２・公開会社における株式譲渡１	同上
第 3 回	公開会社における株式譲渡２	同上
第 4 回	非公開会社における株式譲渡	同上
第 5 回	株式に関するその他の事項	同上
第 6 回	自己株式の取得	同上
第 7 回	募集株式の発行１	同上
第 8 回	募集株式の発行２	同上
第 9 回	募集株式の発行３	同上
第 10 回	新株予約権・社債	同上
第 11 回	会社の設立１	同上
第 12 回	会社の設立２	同上
第 13 回	組織再編１	同上
第 14 回	組織再編２	同上
第 15 回	企業結合・法人格否認	同上

標準的な予習時間

復習と合わせて週 3 時間

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

質疑応答での発言内容，質問，欠席状況。

小レポート　10%

授業内容を正確に理解し，これを文章に表しているかによる。

期末試験　80%

＜テキスト/Textbook ＞

伊藤靖史・大杉謙一・田中亘・松井秀征『会社法－LEGAL QUEST－』第 4 版（有斐閣，2018）

＜参考文献/Reference Book ＞

岩原紳作・神作裕之・藤田友敬　編『会社法判例百選』第 3 版（有斐閣，2016）
山下友信・神田秀樹　編『商法判例集』第 8 版（有斐閣，2020）

＜備考/Remarks ＞

Zoom を利用して双方向オンライン授業を行う（感染症の状況により開講時に変更することがありうる）。授業に関する連絡およびレポート提出はメールによる。レジュメ等の資料は研究科 OneDrive およびＴＫＣ教育支援システムにより提供する。なお，授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。

木曜日 2 講時

61202012-001　　○刑事訴訟法講義-1
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture 対面授業/Face-to-face learning
Criminal Procedure-1

洲見　光男

＜概要/Course Content Summary ＞

捜査，公訴，公判，裁判という刑事手続の流れに沿いつつ，主な判例・学説の状況を踏まえて，刑事手続全体に関する基礎的知識を体系的に習得し，刑事手続の仕組と実際の運用を理解し，2 年次秋学期以降に配当されている「刑事訴訟法演習Ⅰ」，「刑事訴訟法演習Ⅱ」等の科目，さらに将来の刑事司法実務に対応できる基礎的能力の養成をめざす。
受講生の予習を前提としたうえで，講義方式と双方向方式を併用して授業を行う。
各回の授業事項のうち，自習課題とする事項については，あらかじめ指示する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

刑事手続の流れに沿いつつ，主な判例・学説の状況を踏まえて，刑事訴訟法の基本的知識を体系的に習得し，刑事手続の仕組と実際の運用を理解することができる。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	序説・捜査・行政警察活動 ⑴　刑事訴訟法の基本原理・刑事手続の流れ ⑵　強制捜査と任意捜査 ⑶　捜査の端緒（職務質問等）	「予習の内容」参照
第 2 回	逮捕・勾留〔1〕 ⑴　逮捕（通常逮捕・現行犯逮捕・緊急逮捕） ⑵　勾留	「予習の内容」参照
第 3 回	逮捕・勾留〔2〕 ⑴　逮捕・勾留をめぐる諸問題（事件単位の原則，一罪一逮捕・一勾留の原則，別件逮捕・勾留など）	「予習の内容」参照
第 4 回	証拠の収集 ⑴　捜索・差押え ⑵　検証・鑑定 ⑶　体液の採取 ⑷　電話・会話の傍受等	「予習の内容」参照
第 5 回	取調べと被疑者の権利 ⑴　被疑者の取調べ ⑵　黙秘権 ⑶　弁護人依頼権 ⑷　接見交通権	「予習の内容」参照
第 6 回	公　訴 ⑴　公訴提起の諸原則 ⑵　訴追裁量の規制 ⑶　公訴提起の要件と手続	「予習の内容」参照
第 7 回	中間試験・訴　因〔1〕 ⑴　中間試験 ⑵　審判の対象	「予習の内容」参照
第 8 回	訴　因〔2〕 ⑴　訴因変更の要否 ⑵　訴因変更の可否	「予習の内容」参照
第 9 回	訴　因〔3〕・公　判 ⑴　訴因変更の許否 ⑵　訴因変更命令 ⑶　公判の基本原則 ⑷　公判準備（公判前整理手続） ⑸　被告人の出頭確保	「予習の内容」参照
第 10 回	証拠法総説 ⑴　証拠裁判主義	「予習の内容」参照

⑵　自由心証主義
⑶　証拠能力
⑷　挙証責任の転換と推定

第 11 回　自　白　「予習の内容」参照
⑴　自白の証拠能力
⑵　自白の補強法則

第 12 回　伝聞証拠〔1〕　「予習の内容」参照
⑴　伝聞法則
⑵　伝聞と非伝聞

第 13 回　伝聞証拠〔2〕　「予習の内容」参照
⑴　伝聞例外

第 14 回　証拠調べ・審理　「予習の内容」参照
⑴　違法収集証拠排除法則
⑵　証拠調べ手続
⑶　共同被告人・共犯者をめぐる諸問題

第 15 回　裁判の成立・効力及び上訴・非常救済手続　「予習の内容」参照
⑴　裁判の成立と効力
⑵　上訴（控訴・上告）
⑶　非常救済手続（再審等）

各回の授業項目に関係する判例（テキスト登載）及び体系書等（参考文献参照）の関係部分を熟読し，あらかじめ与えられた質問に対する解答を用意して授業に臨んでもらいたい。予習をしてきていることを前提に，各回掲記の事項について説明を行う。

復習テストを実施する予定である。ただし，成績評価には関係しない。

予習の内容

あらかじめ与えられた質問に対する解答を用意すること。

標準的な予習時間

3〜5 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

予習の度合い，発言の内容，欠席状況から評価する。

中間試験　20%

授業内容の理解度をみる。

期末試験　70%

事例問題を素材に，そこで生じている問題点の解決に必要な法解釈，法適用にとって重要な具体的事実の分析及び具体的帰結に至る過程を論述させることにより，刑事手続の仕組みや実際の運用に対する理解度，法解釈に関する知識・適用能力，論理的思考力等を試す。

＜テキスト/Textbook ＞

三井誠　編『判例教材　刑事訴訟法』第 5 版（東京大学出版会，2015），テキストの使用方法の詳細については，開講時に指示する。

＜参考文献/Reference Book ＞

宇藤崇・松田岳士・堀江慎司『刑事訴訟法－legal quest－』第 2 版（有斐閣，2018）
酒巻匡 『刑事訴訟法』第 2 版（有斐閣，2020）
古江賴隆『事例演習 刑事訴訟法』第 2 版（有斐閣，2015）
井上正仁・大澤裕・川出敏裕　編『刑事訴訟法判例百選』第 10 版（有斐閣，2017），参考書の使用方法等については，開講時に指示する。

各回の授業項目に関する重要な論文や判例・判例批評などについては，適宜，紹介する。

＜備考/Remarks ＞

原則としてオンラインで実施

木曜日 1 講時

61202012-002　○刑事訴訟法講義-2
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture 対面授業/Face-to-face learning
Criminal Procedure-2

洲見　光男

＜概要/Course Content Summary ＞

捜査，公訴，公判，裁判という刑事手続の流れに沿いつつ，主な判例・学説の状況を踏まえて，刑事手続全体に関する基礎的知識を体系的に習得し，刑事手続の仕組と実際の運用を理解し，2 年次秋学期以降に配当されている「刑事訴訟法演習Ⅰ」，「刑事訴訟法演習Ⅱ」等の科目，さらに将来の刑事司法実務に対応できる基礎的能力の養成をめざす。
受講生の予習を前提としたうえで，講義方式と双方向方式を併用して授業を行う。
各回の授業事項のうち，自習課題とする事項については，あらかじめ指示する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

刑事手続の流れに沿いつつ，主な判例・学説の状況を踏まえて，刑事訴訟法の基本的知識を体系的に習得し，刑事手続の仕組と実際の運用を理解することができる。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	序説・捜査・行政警察活動 ⑴　刑事訴訟法の基本原理・刑事手続の流れ ⑵　強制捜査と任意捜査 ⑶　捜査の端緒（職務質問等）	「予習の内容」参照
第 2 回	逮捕・勾留〔1〕 ⑴　逮捕（通常逮捕・現行犯逮捕・緊急逮捕） ⑵　勾留	「予習の内容」参照
第 3 回	逮捕・勾留〔2〕 ⑴　逮捕・勾留をめぐる諸問題（事件単位の原則，一罪一逮捕・一勾留の原則，別件逮捕・勾留など）	「予習の内容」参照
第 4 回	証拠の収集 ⑴　捜索・差押え ⑵　検証・鑑定 ⑶　体液の採取 ⑷　電話・会話の傍受等	「予習の内容」参照
第 5 回	取調べと被疑者の権利 ⑴　被疑者の取調べ ⑵　黙秘権 ⑶　弁護人依頼権 ⑷　接見交通権	「予習の内容」参照
第 6 回	公　訴 ⑴　公訴提起の諸原則 ⑵　訴追裁量の規制 ⑶　公訴提起の要件と手続	「予習の内容」参照
第 7 回	中間試験・訴　因〔1〕 ⑴　中間試験 ⑵　審判の対象	「予習の内容」参照
第 8 回	訴　因〔2〕 ⑴　訴因変更の要否 ⑵　訴因変更の可否	「予習の内容」参照
第 9 回	訴　因〔3〕・公　判 ⑴　訴因変更の許否 ⑵　訴因変更命令 ⑶　公判の基本原則 ⑷　公判準備（公判前整理手続） ⑸　被告人の出頭確保	「予習の内容」参照
第 10 回	証拠法総説 ⑴　証拠裁判主義	「予習の内容」参照

⑵　自由心証主義
⑶　証拠能力
⑷　挙証責任の転換と推定

第 11 回　自　白　「予習の内容」参照
⑴　自白の証拠能力
⑵　自白の補強法則

第 12 回　伝聞証拠〔1〕　「予習の内容」参照
⑴　伝聞法則
⑵　伝聞と非伝聞

第 13 回　伝聞証拠〔2〕　「予習の内容」参照
⑴　伝聞例外

第 14 回　証拠調べ・審理　「予習の内容」参照
⑴　違法収集証拠排除法則
⑵　証拠調べ手続
⑶　共同被告人・共犯者をめぐる諸問題

第 15 回　裁判の成立・効力及び上訴・非常救済手続　「予習の内容」参照
⑴　裁判の成立と効力
⑵　上訴（控訴・上告）
⑶　非常救済手続（再審等）

各回の授業項目に関係する判例（テキスト登載）及び体系書等（参考文献参照）の関係部分を熟読し，あらかじめ与えられた質問に対する解答を用意して授業に臨んでもらいたい。予習をしてきていることを前提に，各回掲記の事項について説明を行う。

復習テストを実施する予定である。ただし，成績評価には関係しない。

予習の内容

あらかじめ与えられた質問に対する解答を用意すること。

標準的な予習時間

3〜5 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

予習の度合い，発言の内容，欠席状況から評価する。

中間試験　20%

授業内容の理解度をみる。

期末試験　70%

事例問題を素材に，そこで生じている問題点の解決に必要な法解釈，法適用にとって重要な具体的事実の分析及び具体的帰結に至る過程を論述させることにより，刑事手続の仕組みや実際の運用に対する理解度，法解釈に関する知識・適用能力，論理的思考力等を試す。

＜テキスト/Textbook ＞

三井誠　編『判例教材　刑事訴訟法』第 5 版（東京大学出版会，2015），テキストの使用方法の詳細については，開講時に指示する。

＜参考文献/Reference Book ＞

宇藤崇・松田岳士・堀江慎司『刑事訴訟法－legal quest－』第 2 版（有斐閣，2018）
酒巻匡 『刑事訴訟法』第 2 版（有斐閣，2020）
古江賴隆『事例演習 刑事訴訟法』第 2 版（有斐閣，2015）
井上正仁・大澤裕・川出敏裕　編『刑事訴訟法判例百選』第 10 版（有斐閣，2017），参考書の使用方法等については，開講時に指示する。

各回の授業項目に関する重要な論文や判例・判例批評などについては，適宜，紹介する。

＜備考/Remarks ＞

原則としてオンラインで実施

月曜日 2 講時

61200044　　○民事訴訟法講義
2 単位/Unit　　春学期/Spring　　今出川/Imadegawa　講義/Lecture ネット配信授業/Online(e-learning)
Civil Procedure

園田　賢治

＜概要/Course Content Summary ＞

民事訴訟法（判決手続）の全般を講義の対象とする。
本講義では，民事訴訟手続の流れ，及びそこで妥当する基本原則といった民事訴訟の仕組みについて解説することが中心となるが，関連する諸論点についても，判例・学説の検討をできるだけ行いたい。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

秋学期に開講される「民事訴訟法演習Ⅰ」に対応することのできる，民事訴訟法の基本的な知識を修得することを目標とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	1　裁判所	教科書の該当部分を精読すること。
	2　当事者	
第 2 回	3　訴え	同上
第 3 回	4　当事者と裁判所の役割分担	同上
第 4 回	5　口頭弁論と争点整理	同上
第 5-6 回	6　証拠と証明	同上
第 7 回	7　訴訟の終了	同上
第 8 回	8　上訴・再審	同上
	9　簡略な手続	
第 9-12 回	10　訴訟の客体（請求）をめぐる諸問題	同上
	(1) 既判力の客観的範囲	
	(2) 一部請求	
	(3) 重複訴訟の禁止	
	(4) 訴えの利益	
	(5) 請求の複数	
第 13-15 回	11　訴訟の主体（当事者）をめぐる諸問題	同上
	(1) 既判力の主観的範囲	
	(2) 多数当事者訴訟	
	(3) 当事者適格に関する諸論点	

予習の内容
配布された「予習のための課題」を教科書・レジュメ等を参考にして解くこと。
標準的な予習時間
1 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
授業における質疑応答の状況，欠席状況等を総合的に評価する。
期末試験　90%

＜テキスト/Textbook ＞

高橋宏志・高田裕成・畑瑞穂　編『民事訴訟法判例百選』第 5 版（有斐閣，2015），ISBN:9784641115279
授業では判例百選に掲載されている判例を中心に取り上げる。受講者は上記の判例百選を持っていることを前提とした授業を行う。
いわゆる教科書（基本書）は特定のものを指定しないが，以下に挙げるものなどを参考にして，少なくとも 1 冊を手元に置き，適宜参照できるようにしておくこと。

＜参考文献/Reference Book ＞

三木浩一・笠井正俊・垣内秀介・菱田雄郷『民事訴訟法』第 3 版（有斐閣，2018），ISBN:9784641179387
長谷部由起子『民事訴訟法』第 3 版（岩波書店，2020），ISBN:9784000248907
川嶋四郎『民事訴訟法概説』第 3 版（弘文堂，2019），ISBN:9784335358012

＜備考/Remarks ＞

双方向オンライン（Zoom）で実施します。

火曜日 5 講時

61200032　　〇法学基礎講義
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture 対面授業/Face-to-face learning
Introduction to Legal System and Legal Method

浅野　有紀

＜概要/Course Content Summary ＞

法学入門の科目である。様々な実定法分野に関する，法学入門的なテキストを使用して，各実定法分野における問題への対処方法のエッセンスをつかむことを目的とする。担当者は基礎法が専門であるので，判例の分析や法制度の詳細に渉る知識の獲得ではなく，各実定法の対象領域や，各実定法の背後にある価値観や思想,各分野の確立の歴史の違いなどに焦点を当てる。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

学生が，各法分野の違いを大きなイメージとして持つことができ，法の多様な相について関心を広げることができるようになること。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	憲法 文献：髙井裕之「現代憲法の機能と特徴」那須耕介・平井亮輔編『レクチャー法哲学』（法律文化社，2020 年）	授業中に文献の内容に即して，様々な質疑応答を行う。そこで不明であった点については，各自の復習とその後の質疑応答で補う。予習：その回ごとのテキストを一読しておくこと（30 分から 1 時間）。以降の回も同様。
第 2 回	行政法 文献：北村喜宣「行政法のエッセンス――誰がために法はある」法学セミナー・法学入門 2012	
第 3 回	民法 文献：吉田克己「民法が担う価値・民法をめぐる価値」法学セミナー・法学入門 2012	
第 4 回	民法 文献：竹中悟人「民法における「見える」ものと「見えない」もの」法学セミナー・法学入門 2018	
第 5 回	商法 文献：舩津浩司「会社法入門―企業組織運営のルール」法学セミナー・法学入門 2017	
第 6 回	商法 文献：上村達男「株式会社は市場とデモクラシーの調和の世界」法学セミナー・法学入門 2012	
第 7 回	刑法 文献：曲田統「刑法の世界にようこそ」法学セミナー・法学入門 2017	
第 8 回	民事訴訟法 文献：河野正憲「市民生活と民事訴訟」法学セミナー・法学入門 2012	
第 9 回	民事訴訟法 文献：八田卓也「「眠素」にしないために」南野森編『法学の世界』（別冊法学セミナー，No.221）	
第 10 回	刑事訴訟法 文献：白取祐司「刑事訴訟法における価値選択の諸相――20 世紀型対立図式と 21 世紀型対立図式」法学セミナー・法学入門 2012	
第 11 回	刑事訴訟法 文献：笹倉宏紀「法律家の常識は世間の非常識？」南野森編『法学の世界』（別冊法学セミナー，No.221）	
第 12 回	労働法 文献：桑村裕美子「労働者を守ってくれるルールを理解しよう」南野森編『法学の世界』（別冊法学セミナー，No.221）	
第 13 回	社会保障法 文献：笠木映里「社会保障法学のイメージをつかむ」南	

野森編『法学の世界』（別冊法学セミナー，No.221）
第 14 回　国際私法
文献：横溝大「国際社会における他の法秩序との調整」
南野森編『法学の世界』（別冊法学セミナー，No.221）
第 15 回　倒産法
文献：杉本純子「倒産手続はなぜ必要なのか？」法学セミナー・法学入門 2018

テキストに従った各自の復習を行う

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点(クラス参加，グループ作業の成果，欠席状況等)　20%
質疑応答の際の積極的な授業参加を評価する。
期末試験　80%
教室での試験が難しい場合には期末レポート試験に切り替えることがある

＜テキスト/Textbook ＞

南野森　編『法学の世界』（日本評論社，2013），ISBN:978-4-535-40842-5
テキストについては冊子にまとめて配布する

＜備考/Remarks ＞

リアルタイムの双方向オンライン授業を行う
・利用するツール（e-class，Zoom）
・担当教員との連絡手段は e-class か個別メール

木曜日 2 講時

61200071　　〇憲法基礎演習 I

1 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar 対面授業/Face-to-face learning

Basic Seminar on Constitutional Law I

御幸　聖樹

＜概要/Course Content Summary ＞

この基礎演習では，憲法の基本的人権についての基礎知識の修得を確実なものとするため，各回ごとの主要なテーマについて，あらかじめ配付される課題について行われる参加者との質疑応答を通じて，正確な理解を獲得することを目的とする。

この科目は，憲法講義 I に対応する基礎演習科目である。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

基本的人権についての基礎知識を確実なものとする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実 施 回 / Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	表現の自由（1）	対応する憲法講義 I の授業の予習・復習を済ませた上で，予習課題として配付される教材について問題を解いておくこと。以下同じ。
第 2 回	表現の自由（2）	
第 3 回	集会結社の自由，思想・良心の自由，学問の自由	
第 4 回	信教の自由，法の下の平等	
第 5 回	居住移転の自由，経済活動の自由，私的生活の不可侵・人身の自由及び刑事裁判手続上の保障	
第 6 回	受益権，社会国家的基本権，能動的権利	
第 7 回	幸福追求権	
第 8 回	基本的人権総論	

憲法講義 I の授業の進度に合わせて調整することがある。

標準的な予習時間

1 時間

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点(欠席状況，クラス参加等)　100%

欠席状況，質疑応答ならびに授業準備状況

この科目は合否のみを判定する。

＜備考/Remarks ＞

Zoom を利用して双方向オンライン授業を行う。講義資料の配付は OneDrive，授業に関する連絡は e-class を用いて行う。

木曜日 4 講時

61200072　△憲法基礎演習Ⅱ　1 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar

Basic Seminar on Constitutional Law II

松本　哲治

＜概要/Course Content Summary ＞

「基礎演習Ⅱ」は，「憲法講義Ⅱ」に対応する基礎演習科目である。
　憲法総論・統治機構論についての基礎知識の修得を確実なものとすることを目標とする。
　授業は，事前に配付される課題レジュメに基づいて，受講生との質疑応答を通して行う。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

日本国憲法の「憲法総論・統治機構論」（関係規定）についての基礎知識の修得を確実なものとすること。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第１回	憲法の基本観念	事前配付のレジュメで提示する短答式の問題を解いておくこと
第２回	主権・国民・政党と国会（１）	同上
第３回	国会（２）と内閣	同上
第４回	財政・天皇と地方自治	同上
第５回	裁判所（１）	同上
第６回	裁判所（２）	同上
第７回	憲法訴訟（１）	同上
第８回	憲法訴訟（２）	同上

対応する科目「憲法講義Ⅱ」の進行状況にあわせて調整することがある。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　100%
　欠席状況,質疑応答ならびに授業準備状況
成績評価は合否で行う。

＜備考/Remarks ＞

対面授業を実施する。

水曜日 4 講時

61200073　〇行政法基礎演習
1 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar ネット配信授業/Online(e-learning)
Basic Seminar on Administrative Law

松村　享

＜概要/Course Content Summary ＞

地方分権の進展等もあり，行政活動の中心が国から地方に移っている。こうしたことを踏まえて，この演習では主に地方公共団体に関する行政法の諸問題を扱う。なお，講義は，授業形式と演習形式とを合わせて，双方向も重視した形で行う。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

判例を通じて，行政法に関する基本的な法概念の意義の理解を図るとともに，地方公共団体における行政活動の実態を把握し，行政活動における法的問題を具体的設例を分析する能力を習得する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第１回	『行政組織』	地方公共団体を中心と行政組織の概要について学習する。
第２回	『法の一般原則』	行政法における信義則，平等原則等の法の一般原則の位置づけについて学習する。
第３回	『行政立法・通達・行政計画』	行政立法，通達，行政計画の位置づけ，役割等について学習する。
第４回	『行政における情報等の管理』 『行政行為』	情報公開等の行政機関における情報管理に関する法的統制及びと行政行為の範囲等について学習する。
第５回	『行政契約』 『義務の履行確保』	行政指導，義務履行の確保に関する法的統制を学習する。
第６回	『行政手続』 『行政指導』	行政手続，行政指導について，法的統制を学習する。
第７回	『行政訴訟』	行政訴訟に関する諸類型について学習する。
第８回	『損失補償,損害賠償』	損失補償,損害賠償の法的根拠と範囲について学習する。

授業の終了時に次回の予習内容を指示します。 状況によって，授業計画が一部変更される場合があります。その場合は，事前になるべく早く周知します。
標準的な予習時間：２時間
約 3 時間/週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
質問への対応，欠席状況
レポート試験　90%
事例問題について結論を導き出す理由付けの適切さ
成績評価は，「合格」または「不合格」で判定する。

＜テキスト/Textbook ＞

稲葉馨ほか　編『ケースブック行政法』第 6 版 （弘文堂，2018），ISBN:4335305184

＜備考/Remarks ＞

・Zoom を利用して双方向オンライン授業を行う。
・担当教員との連絡及び資料の配布は，DUET を使用する。

月曜日 4 講時

61200074　　〇刑法基礎演習Ⅰ

1 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar ネット配信授業/Online(e-learning)

Basic Seminar on Criminal Law I

十河　太朗

＜概要/Course Content Summary ＞

この科目は，刑法講義Ⅰ（総論）に対応する基礎演習科目である。刑法講義Ⅰ（総論）の授業の進度に合わせて，TKC が提供する実力テストや司法試験の短答式の過去問等から，毎回 3〜5 問程度選択して小テストを行い，その後，各問題の解答の解説を加える。

また，事例問題の起案と講評も予定している。

法学未修者 1 年次生は，特段の事情がない限り，この科目を履修することが望ましい。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

刑法講義Ⅰ（総論）で学修した内容を理解し，刑法総論についての基礎知識を確実なものとすることによって，次年度における刑法演習ⅠおよびⅡをスムーズに受講するための学力を身につける。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	故意作為犯〜実行行為と因果関係	対応する刑法講義Ⅰ（総論）の予習・復習を済ませておくこと。
第 2 回	故意と過失	同上
第 3 回	不作為犯	同上
第 4 回	違法性阻却事由	同上
第 5 回	事例問題の検討	同上
第 6 回	責任阻却事由と未遂犯	同上
第 7 回	事例問題の講評	同上
第 8 回	共犯	同上

授業計画は，刑法講義Ⅰ（総論）の授業の進度や受講生の理解度を考慮して調整することがある。

標準的な予習時間

およそ 1 時間

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点（欠席状況，クラス参加等）　30%

質疑応答ならびに授業準備状況，欠席状況

小テスト　70%

毎回，授業内で実施する択一問題または論述問題の解答

この科目の成績評価は，「合格」または「不合格」のいずれかとする

＜備考/Remarks ＞

授業実施方法：双方向オンライン

資料は，その都度 e-class または DUET で配付する。

利用するツール：Zoom，DUET，e-class(資料配付)

担当教員との連絡手段：e-class，DUET，Teams

ネット配信授業の配信方法：通信障害などで授業に参加できなかった場合には，申請に基づいて録画した授業動画を配信する。

金曜日 5 講時

61200075　△刑法基礎演習Ⅱ　1 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar

Basic Seminar on Criminal Law II

十河　太朗

＜概要/Course Content Summary ＞

この科目は，刑法講義Ⅱ（各論）に対応する基礎演習科目である。刑法講義Ⅱ（各論）の授業の進度に合わせて，TKC が提供する実力テストや司法試験の短答式の過去問等から，毎回 3〜5 問程度選択して小テストを行い，その後，各問題の解答の解説を加える。

また，事例問題の起案と講評も予定している。

法学未修者 1 年次生は，特段の事情がない限り，この科目を履修することが望ましい。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

刑法講義Ⅱ（各論）で学修した内容を理解し，刑法各論についての基礎知識を確実なものとすることによって，次年度における刑法演習ⅠおよびⅡをスムーズに受講するための学力を身につける。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	生命・身体に対する罪，自由に対する罪	対応する刑法講義Ⅱ（各論）の予習・復習を済ませた上で，予習課題として配付される教材について問題を解いておくこと。
第 2 回	自由および私生活の平穏に対する罪	同上
第 3 回	財産罪総論	同上
第 4 回	窃盗罪，強盗罪	同上
第 5 回	事例問題の検討	同上
第 6 回	詐欺罪，恐喝罪，横領罪，背任罪	同上
第 7 回	事例問題の講評	同上
第 8 回	放火罪，文書偽造罪，国家の作用に対する罪	同上

授業計画は，刑法講義Ⅱ（各論）の授業の進度や受講生の理解度を考慮し，調整することがある。

標準的な予習時間

1 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点(クラス参加，欠席状況等)　30%

質疑応答ならびに授業準備状況，欠席状況

小テスト　70%

毎回，授業内で実施する択一問題または論述問題の解答

成績評価は，「合格」または「不合格」で判定する。

＜備考/Remarks ＞

授業実施方法：双方向オンライン

資料は，その都度 e-class または DUET で配付する。

利用するツール：Zoom，DUET，e-class(資料配付)

担当教員との連絡手段：e-class，DUET，Teams

ネット配信授業の配信方法：通信障害などで授業に参加できなかった場合には，申請に基づいて録画した授業動画を配信する。

木曜日 3 講時

61200076　　○民法基礎演習 I
1 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar 対面授業/Face-to-face learning
Basic Seminar on Civil Law I

佐々木　典子

＜概要/Course Content Summary ＞

この演習では，民法の主要問題のうち，民法総則，契約，不法行為の基礎知識を確実なものとするために，各回ごとの主要テーマについて，予め配布した教材に従って講義する。具体的な問題について適宜学生との質疑応答を通じて正確な民法の理解を獲得することを目的とする。具体的な問題として，過去の司法試験の短答問題，あるいは，民法改正に対応した択一問題等を使用することを予定している。
　演習参加者は，各回ごとのテーマについて法律の規定・判例の内容について予習した上で，演習に参加すること。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

　民法総則，契約法，事務管理，不当利得，不法行為の基礎知識を確実なものとする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）
第 1 回　意思表示
第 2 回　代理
第 3 回　契約総則
第 4 回　売買
第 5 回　賃貸借・請負
第 6 回　時効
第 7 回　不当利得・事務管理
第 8 回　各種の不法行為

民法講義 I，III，V の進行に合わせて，授業計画を変更することがある。

予習の内容
　対応する箇所の基本書を読み，時間に余裕があれば，配布レジュメにある問題を検討しておくこと。
標準的な予習時間
　2 時間程度

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　60%
　レポート及び授業の際の質疑応答ならびに授業準備状況，欠席状況等
期末試験　40%
　短答式試験による基礎知識の定着状況（基礎知識確認試験）
成績評価は，「合格」または「不合格」で判定する。

＜備考/Remarks ＞

Zoom の会議システムを利用した双方向オンライン授業を行う。レジュメ等の資料は，事前に OneDrive を利用して配布する。必要に応じて，Duet で連絡・配信等をすることがある。

水曜日 1 講時

61200077　△民法基礎演習Ⅱ　1 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar

Basic Seminar on Civil Law II

佐々木　典子

＜概要/Course Content Summary ＞

この演習では，民法の主要問題のうち，物権法，債権総則，家族法の基礎知識を確実なものとするために，各回ごとの主要テーマについてあらかじめ配布された教材に従って講義する。具体的な問題について適宜学生との質疑応答を通じて正確な民法の理解を獲得することを目的とする。具体的問題として，司法試験の短答問題，あるいは，民法改正に対応した択一問題等を使用することを予定している。

演習参加者は，課題について十分な解答を作成するとともに，各回ごとのテーマについて法律の規定・判例の内容について予習した上で，演習に参加すること。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

物権法（担保物権も含む），債権総則，家族法の基礎知識を確実なものとする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　物権変動
第 2 回　動産物権変動
第 3 回　所有権，用益物権
第 4 回　担保物権
第 5 回　債権の目的・効力
第 6 回　責任財産の保全
第 7 回　多数当事者の債権関係
第 8 回　親族法・相続法

民法講義 II，IV，VI の進行に合わせて授業計画を変更することがある。

予習の内容

対応する箇所の基本書を読み，時間に余裕があれば問題を検討しておくこと。

標準的な予習時間

2 時間程度

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　100%

小テストも含めた質疑応答並びに授業準備状況，欠席状況等

成績評価は，「合格」または「不合格」で判定する。

＜備考/Remarks ＞

対面授業で行う。但し，新型コロナ感染症の流行状況によって，Zoom の会議システムを利用した双方向のオンライン授業を行う場合がある。レジュメ等の資料は，事前に，紙媒体，または，One Drive（オンライン授業の場合）を利用して配布する。必要に応じて，Duet で連絡・配信等をする場合がある。

水曜日 3 講時

61200079　　〇刑事訴訟法基礎演習
1 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar 対面授業/Face-to-face learning
Basic Seminar on Criminal Procedure

濵田　毅

＜概要/Course Content Summary ＞

この演習では，刑事訴訟法についての基礎的な知識を確実なものとするため，各回の主要テーマについて概要を講義した上，質疑応答を行う。併せて，法科大学院における刑訴法問題の解き方を解説し，簡単な問題演習を行う。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

刑事訴訟法についての基礎的な知識・理解を確実なものとし，併せて法的三段論法を意識した起案ができるようになることを到達目標とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	強制捜査と任意捜査の区別，任意捜査の限界	事前配布の資料を精読して，双方向の授業に対応できるように準備する。
第 2 回	行政警察活動（職務質問，所持品検査）の適法性	事前配布の資料を精読し，あるいは事前配信のビデオを視聴するなどして，双方向の授業に対応できるように準備する。
第 3 回	逮捕・勾留の適法性，逮捕勾留中の取調べ	同上
第 4 回	令状に基づく捜索差押，逮捕に伴う無令状の捜索差押	同上
第 5 回	訴因	同上
第 6 回	訴因２，証拠法総論，類似事実	同上
第 7 回	自白法則，伝聞法則	同上
第 8 回	伝聞法則２，違法収集証拠	同上

『刑事訴訟法講義』の進度に合わせて，内容を調整することがある。

予習の内容
授業計画に対応する参考文献の該当箇所を精読するなど，双方向・多方向の授業に対応できるように準備する。
なお，授業後は復習を十全に行うことが期待される。
標準的な予習時間
2～3 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　30%
質疑応答の内容，授業の準備状況，欠席状況など
小テスト　70%
第 2 回から第 8 回までの授業の中で実施する択一，空欄補充問題または論述問題の解答内容
上記評価基準により，「合否判定」を行う。

＜参考文献/Reference Book ＞

宇藤崇・松田岳士・堀江慎司『刑事訴訟法－LEGAL QUEST－』第 2 版（有斐閣，2018）
井上正仁＝大澤裕＝川出敏裕『刑事訴訟法判例百選』第 10 版（有斐閣，2017）
レジュメ資料については，一週間前までに開架配布又は授業時に次回資料の配布を行う。

＜備考/Remarks ＞

対面にて教室で実施する（ただし，登校できない特別の事情がある場合にはＺｏｏｍによるオンライン参加も認める。連絡は，ＤＵＥＴを使用する（もっとも受講者数によってはメールを用いる。）。なお，その場合，授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。）。２Ｌ配当科目「刑事訴訟法講義」の補完科目との位置付けであるが，秋学期の「刑訴法演習１」に向けて基礎堅めをしておきたい方，刑事訴訟法の起案等に苦手意識のある方（例えば，同志社法学部の「答案作成ゼミナール（刑訴法・民訴法）」を受講していない方）の受講も想定している。

授業実施方法一覧に記載の事由があるときは，必要な期間につきオンライン授業を受講することもできます。研究科の定める方法で担当教員及び事務室に申し出てください。

水曜日 5 講時

61200080　　○民事訴訟法基礎演習
1 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar ネット配信授業/Online(e-learning)
Basic Seminar on Civil Procedure

川嶋　四郎

＜概要/Course Content Summary ＞

民事訴訟法を学修するうえで確実に押さえておくべき基礎的な部分について，担当教員による解説，受講生との質疑応答，小テストの実施や小レポートの提出・講評などを通じて，その理解を確実なものとする。
特に，間違いやすい概念や論点について分かりやすく解説します。
★特に，法律文書の作成指導も，行います。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

民事訴訟法の基礎的な知識・理解を確実なものとすることを目標とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）
第 1 回　裁判所
第 2 回　当事者
第 3 回　訴え
第 4 回　当事者と裁判所の役割分担，口頭弁論
第 5 回　証拠と証明
第 6 回　訴訟の終了，上訴・再審
第 7 回　訴訟の客体（請求）をめぐる諸問題
　既判力の客観的範囲，一部請求，重複訴訟の禁止等
第 8 回　訴訟の主体（当事者）をめぐる諸問題
　既判力の主観的範囲，多数当事者訴訟等

予習の内容
川嶋四郎『民事訴訟法概説〔第 3 版〕』を読み，基本的な事項を理解しておくこと。予習個所は，事前に連絡します。Duet の掲示に注意。
標準的な予習時間
2 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点(欠席状況，クラス参加，グループ作業の成果等)　30%
質疑応答ならびに授業準備状況，欠席状況
小レポート　70%
簡単な事例問題の答案レポートを課す。添削をして返却する。
成績評価は合否で行う。

＜テキスト/Textbook ＞

川嶋四郎『民事訴訟法概説』第３版（弘文堂，2019）

＜備考/Remarks ＞

・利用するツール（DUET，e-class，Zoom 等）★Duet メッセージで連絡します。
・ネット配信授業の配信方法，指定授業時間に，Zoom を通じて，Web 会議方式の授業実施の予定
★★登録者数によっては変更有り（Duet メッセージで連絡します）。
・担当教員との連絡手段（授業で連絡します。）
・安心安全な授業に心がけたいと思います。

水曜日 3 講時

61202051-001　　△刑事訴訟実務の基礎-1

2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture

Fundamental Criminal Procedure & Practice-1

濵田　毅　　滿生　恒史郎

＜概要/Course Content Summary ＞

捜査及び第一審訴訟の記録教材等に基づき，捜査から公判までの手続の流れを実務に即して理解させるとともに，手続の各段階における法曹三者の活動等の実情と法理論的な問題点を理解させる（なお，適宜裁判員制度についても触れる）。また，事実認定についても，受講生に証拠の分析と評価に関する意見を発表させるなどしながら，基礎的な手ほどきをする。
一部の回（7 回，8 回）においては，音声付き DVD 教材（1 回約 45 分）を使用する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

学生が，刑事訴訟の手続過程において，裁判，検察，弁護のそれぞれの立場における実務の基礎を正確に理解したうえ，証拠に基づき事実を認定する基礎的な力，それを前提とする法的解決能力を身に付けることができるようになることである。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
「全体のねらい」	刑事関係訴訟実務教育の基礎部分を担当する科目であるので，受講生が司法修習開始後直ちに受けることになる実務修習への導入としての役割を担っていることにも配慮した教育内容とする。	
「一回ごとの内容」		
第 1 回	検察・捜査実務① 事件記録教材を用いて，捜査記録の見方を学んだ上で，事件発生から勾留請求までの捜査，捜査方針の策定等を学ぶ。	記録教材を読み，課題として指定された設問を検討しておく
第 2 回	検察・捜査実務② 事件記録教材を用いて，各種の証拠収集方法（取調べを含む）を学んだ上で，検察官の行う起訴・不起訴等の処分の判断方法を学ぶ。	同上
第 3 回	検察・捜査実務③ 前同	検察官としての終局処分案を検討し，レポートにまとめ事前提出する
第 4 回	令状の実務 逮捕状，勾留状の発付,保釈等の令状に係る実務を学ぶ。	テキスト，参考文献を読み，課題として指定された設問を検討しておく
第 5 回	弁護・捜査段階の弁護 受任，接見の方法，弁護方針の策定と事実調査・証拠収集（示談交渉を含む），身柄拘束からの解放等を中心に，捜査段階における弁護の実務を学ぶ。	事前配布の資料を読み，課題を検討しておく
第 6 回	裁判・事実認定① 記録教材を題材にして，訴訟記録の編成，記録の検討の仕方を学んだ上，事実認定の総論的・基礎的事項を学ぶ。	事前配布の資料を読み，授業時における質疑に備える
第 7 回	裁判・公判手続等① 司法研修所作成のテキスト及びＤＶＤ視聴により公判の流れを学ぶ。	同上
第 8 回	裁判・公判手続等② 司法研修所作成のテキスト及びＤＶＤ視聴により公判前整理手続等を学ぶ。	同上
第 9 回	検察・公判立会 公判段階における検察官の立証活動（証拠能力の問題を除く）について学ぶ。	記録教材を読み，課題として指定された設問を検討しておく
第 10 回	弁護・公判段階における弁護 公判段階における弁護人の弁護活動について学ぶ。	事前配布の資料を読み，課題を検討しておく
第 11 回	裁判・公判手続等③	事前配布の参考文献を読み，事前配布の事例問題

	公判前整理手続及び公判手続に関係する裁判例，実務を学ぶ。	を検討しておく
第 12 回	裁判・事実認定② 記録教材を用いて情況証拠からの推認（犯人性）等の事実認定の在り方を学ぶ。	記録教材を検討し，事実認定に関するレポートを作成し，事前に提出する
第 13 回	裁判・事実認定③ 情況証拠からの推認（殺意），各種供述証拠（自白，共犯者供述，犯人識別供述等）の信用性評価等を学ぶ	事前配布の資料を読み，課題を検討しておく
第 14 回	裁判 裁判員裁判制度・被害者参加制度，量刑に関する基礎を学ぶ。	事前配布の資料を読み，授業時における質疑に備える
第 15 回	裁判・検察・弁護 典型的な証拠についての，開示手続，証拠能力の付与等の証拠法の実務を学ぶ。	事前配布の資料を読み，課題を検討しておく

予習の内容

シラバスに従い，記録・配付資料を検討し，レポートを作成をする。

標準的な予習時間

2～4 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%

記録教材等に基づく提出起案・小レポートの内容，授業における意見発表の状況，欠席状況等により評価する。

期末試験　80%

期末試験では，事実認定，実務に対応する基礎的な知識・能力が身についているかを試す。

＜テキスト/Textbook ＞

司法研修所『刑事裁判記録教材－窃盗等被告事件－』（貸与）（法曹会，平成 15 年）
法務省法務総合研究所『事件記録教材－第 10 号　強盗致傷被疑事件－』（貸与）（法曹会，平成 22 年）
司法研修所『刑事第一審公判手続の概要－参考記録に基づいて－[平成 21 年版]』（法曹会，平成 21 年），基本的には毎回使用する予定であるので授業時に持参すること

＜参考文献/Reference Book ＞

下津健司・江口和伸ほか『民事裁判実務の基礎／刑事裁判実務の基礎』（有斐閣，平成 26 年）
石井一正『刑事事実認定入門』第 3 版（判例タイムズ社，平成 27 年）
事前に読んでおくべき参考文献・コピーについては，予め各授業の 1 週間ないし 2 週間前に開架配付する（場合によっては，まとめて大部分を一括して郵送ないし開架配布する。開講前に連絡する。）。

＜備考/Remarks ＞

教室で対面授業を行う。特別の事情により登校できない場合には，Ｚｏｏｍによる参加も認める（なお，その場合，授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。）。授業に関する連絡，レポート提出等はＤＵＥＴを使用して行う予定。なお，開架配布する資料については，可能な限り同時にワンドライブによるウェブ配信も行う予定。

水曜日 2 講時

61202051-002　　△刑事訴訟実務の基礎-2

2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture

Fundamental Criminal Procedure & Practice-2

濵田　毅　　滿生　恒史郎

＜概要/Course Content Summary ＞

捜査及び第一審訴訟の記録教材等に基づき，捜査から公判までの手続の流れを実務に即して理解させるとともに，手続の各段階における法曹三者の活動等の実情と法理論的な問題点を理解させる（なお，適宜裁判員制度についても触れる）。また，事実認定についても，受講生に証拠の分析と評価に関する意見を発表させるなどしながら，基礎的な手ほどきをする。
一部の回（7 回，8 回）においては，音声付き DVD 教材（1 回約 45 分）を使用する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

学生が，刑事訴訟の手続過程において，裁判，検察，弁護のそれぞれの立場における実務の基礎を正確に理解したうえ，証拠に基づき事実を認定する基礎的な力，それを前提とする法的解決能力を身に付けることができるようになることである。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
「全体のねらい」	刑事関係訴訟実務教育の基礎部分を担当する科目であるので，受講生が司法修習開始後直ちに受けることになる実務修習への導入としての役割を担っていることにも配慮した教育内容とする。	
「一回ごとの内容」		
第 1 回	検察・捜査実務① 事件記録教材を用いて，捜査記録の見方を学んだ上で，事件発生から勾留請求までの捜査，捜査方針の策定等を学ぶ。	記録教材を読み，課題として指定された設問を検討しておく
第 2 回	検察・捜査実務② 事件記録教材を用いて，各種の証拠収集方法（取調べを含む）を学んだ上で，検察官の行う起訴・不起訴等の処分の判断方法を学ぶ。	同上
第 3 回	検察・捜査実務③ 前同	検察官としての終局処分案を検討し，レポートにまとめ事前提出する
第 4 回	令状の実務 逮捕状，勾留状の発付,保釈等の令状に係る実務を学ぶ。	テキスト，参考文献を読み，課題として指定された設問を検討しておく
第 5 回	弁護・捜査段階の弁護 受任，接見の方法，弁護方針の策定と事実調査・証拠収集（示談交渉を含む），身柄拘束からの解放等を中心に，捜査段階における弁護の実務を学ぶ。	事前配布の資料を読み，課題を検討しておく
第 6 回	裁判・事実認定① 記録教材を題材にして，訴訟記録の編成，記録の検討の仕方を学んだ上，事実認定の総論的・基礎的事項を学ぶ。	事前配布の資料を読み，授業時における質疑に備える
第 7 回	裁判・公判手続等① 司法研修所作成のテキスト及びＤＶＤ視聴により公判の流れを学ぶ。	同上
第 8 回	裁判・公判手続等② 司法研修所作成のテキスト及びＤＶＤ視聴により公判前整理手続等を学ぶ。	同上
第 9 回	検察・公判立会 公判段階における検察官の立証活動（証拠能力の問題を除く）について学ぶ。	記録教材を読み，課題として指定された設問を検討しておく
第 10 回	弁護・公判段階における弁護 公判段階における弁護人の弁護活動について学ぶ。	事前配布の資料を読み，課題を検討しておく
第 11 回	裁判・公判手続等③	事前配布の参考文献を読み，事前配布の事例問題

	公判前整理手続及び公判手続に関係する裁判例，実務を学ぶ。	を検討しておく
第 12 回	裁判・事実認定② 記録教材を用いて情況証拠からの推認（犯人性）等の事実認定の在り方を学ぶ。	記録教材を検討し，事実認定に関するレポートを作成し，事前に提出する
第 13 回	裁判・事実認定③ 情況証拠からの推認（殺意），各種供述証拠（自白，共犯者供述，犯人識別供述等）の信用性評価等を学ぶ	事前配布の資料を読み，課題を検討しておく
第 14 回	裁判 裁判員裁判制度・被害者参加制度，量刑に関する基礎を学ぶ。	事前配布の資料を読み，授業時における質疑に備える
第 15 回	裁判・検察・弁護 典型的な証拠についての，開示手続，証拠能力の付与等の証拠法の実務を学ぶ。	事前配布の資料を読み，課題を検討しておく

予習の内容

シラバスに従い，記録・配付資料を検討し，レポートを作成をする。

標準的な予習時間

2～4 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%

記録教材等に基づく提出起案・小レポートの内容，授業における意見発表の状況，欠席状況等により評価する。

期末試験　80%

期末試験では，事実認定，実務に対応する基礎的な知識・能力が身についているかを試す。

＜テキスト/Textbook ＞

司法研修所『刑事裁判記録教材－窃盗等被告事件－』（貸与）（法曹会，平成 15 年）
法務省法務総合研究所『事件記録教材－第 10 号　強盗致傷被疑事件－』（貸与）（法曹会，平成 22 年）
司法研修所『刑事第一審公判手続の概要－参考記録に基づいて－[平成 21 年版]』（法曹会，平成 21 年），基本的には毎回使用する予定であるので授業時に持参すること

＜参考文献/Reference Book ＞

下津健司・江口和伸ほか『民事裁判実務の基礎／刑事裁判実務の基礎』（有斐閣，平成 26 年）
石井一正『刑事事実認定入門』第 3 版（判例タイムズ社，平成 27 年）
事前に読んでおくべき参考文献・コピーについては，予め各授業の 1 週間ないし 2 週間前に開架配付する（場合によっては，まとめて大部分を一括して郵送ないし開架配布する。開講前に連絡する。）。

＜備考/Remarks ＞

教室で対面授業を行う。特別の事情により登校できない場合には，Ｚｏｏｍによる参加も認める（なお，その場合，授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。）。授業に関する連絡，レポート提出等はＤＵＥＴを使用して行う予定。なお，開架配布する資料については，可能な限り同時にワンドライブによるウェブ配信も行う予定。

木曜日 4 講時

61202052-001　　○民事訴訟実務の基礎-1
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture 対面授業/Face-to-face learning
Fundamental Civil Procedure & Practice-1

深谷　格　　小河　好美

＜概要/Course Content Summary ＞

民事裁判を通じての民事紛争の解決は，訴訟当事者によって提起された訴訟上の請求（訴訟物）が法律上の争訟適格性を具えているか，請求を法的に基礎づける事実が主張されているか，その事実の存否につき当事者間に争いがあるならば，その存在あるいは不存在について立証されているか，の判断が裁判官によってなされることにより実現される仕組みとなっている。

このような仕組みの中で法曹に求められるのは，当該紛争の解決のためにはどのような請求をすればよいのか（法律構成，訴訟物の決定），それを法的に基礎づけ又は排斥するのに必要な事実は何か（要件事実），その事実の存否はいかにして確定されるのか（事実認定）などについての正確な知識と的確な判断力である。また，こうした適正な解決を迅速に行うための民事訴訟手続のあり方についても理解をしておく必要がある。

本科目は，民事訴訟実務の基礎知識を修得し，実体法及び手続法の知識と理論が民事訴訟実務においてどのように活用されるかを具体的に学ぶことにより，法曹として実務に携わるための基礎を培うことを目的とするものである。

また，法科大学院修了後の新しい司法修習制度においては，従来の司法修習制度のもとで行われてきた要件事実に関する教育の多くの部分を法科大学院の教育の中で行うことが求められている。本科目はこの要請を満たすこともその趣旨の一つとしている。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

民事実体法の知識を前提に，要件事実を踏まえて当事者の主張を整理して，攻撃防御方法における位置づけができるとともに，事実認定の基本的な枠組みを理解できるようにする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	要件事実の基礎 民事訴訟法で学んだ訴訟物，弁論主義，立証責任等の内容を確認しながら，訴訟の対象である訴訟物の意義・特定，訴訟物を基礎づけ又は排斥するための要件事実（請求原因，抗弁，再抗弁等）とそれに対する認否の意義・機能，要件事実を決定するための立証責任の分配の考え方等について，総論的な講義をする。	事前配付の予習レジュメに沿った予習（以下，全ての回について同様）
第 2～8 回	要件事実 売買代金請求，貸金返還請求，所有権に基づく明渡・引渡請求，所有権に基づく登記請求，動産の引渡請求等の典型的事例について，雑多な当事者の言い分を，訴訟物，請求原因，抗弁及び再抗弁の形で整理することにより，要件事実の考え方，民事訴訟の審理の基本構造を理解する。内容的には，教科書である「新問題研究要件事実」をマスターすることに加え，「改訂　紛争類型別の要件事実」の要所をマスターすることを目指す。 授業は，事前配付した予習レジュメに添って解説する形で，適宜質疑を行う形で行う。 なお，要件事実の組立ては，ほとんどすべてが民法の条文や理論や解釈に基づいている。そのため，要件事実を学習する際には，要件事実関係の参考書を参照するだけで済ますのでなく，必ず民法の条文や理論や解釈を民法の教科書で確認した上で，それらから要件事実の導出に至るまでの思考過程に注意するようにして欲しい。	
第 9 回	中間テスト	
第 10 回	中間テスト解説	
第 11 回	民事第一審手続 実際の民事訴訟手続がどのように進行されていくかを検討し，各手続の条文上の根拠，手続の流れの中での要件事実の働き，当事者の主張立証のあり方，裁	

判所の求釈明のあり方，争点整理・集中証拠調べの意義，和解の役割，判決のあり方などを理解する。

第 12 回　事実認定の基礎

民事訴訟法で学んだ証拠法の内容を確認しながら，事実認定の基本的な知識を講義する。内容的には，事実認定の基本的な方法のほか，書証については成立の真正の意義，二段の推定の法理，処分証書と報告文書の相違等が，人証については証言・供述の信用性の検討方法等が含まれる。

第 13〜15 回　事実認定の演習及びまとめ

模擬事件記録に基づき，当該事案で争点となっている要件事実（例えば金銭の貸付けの有無）について，記録に顕れた証拠及び弁論の全趣旨から認定することができるか否かを検討することにより，民事訴訟事件における事実認定が実際にどのように行われるかを理解する。

授業は，事前に配布する模擬事件記録に基づき，討論や質疑応答を交えながら解説する方法で行う。事例の検討のために，適宜事前のレポートの提出を求める。

なお，以上の授業計画については，進捗状況や理解度に応じて若干変更することがある。

※レポートについては，1 回程度の提出を予定している。

予習の内容

講義はあらかじめ配付した予習レジュメに添って行うので，予習レジュメの質問事項を検討しておくことが必須である。また，要件事実は，民事実体法の理解を前提とするので，予習レジュメで取り上げる範囲について，民法の基本書に目を通しておくことが望ましい。

標準的な予習時間

4〜6 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

発言を含む授業への参加状況，授業の欠席状況等を評価する。

レポート　10%

提出の有無のほか，課題に真摯に取り組んでいるかを内容を含めて評価する。

中間テスト　20%

授業で取り上げた基本的な問題についての理解を評価する。

期末試験　60%

授業の内容が修得できているか，また授業で取り上げた考え方を用いて応用的な問題を考えることができるかを評価する。

＜テキスト/Textbook ＞

司法研修所　編『新問題研究　要件事実－付－民法（債権関係）改正に伴う追補－』（法曹会，2020）
司法研修所　編『紛争類型別の要件事実』第 3 版（法曹会，2021），最新版（改訂版）近日出版予定
司法研修所　監修『民事訴訟第一審手続の解説－事件記録に基づいて－』第 4 版（法曹会，2020），ISBN:9784866840338

配付物

授業の 1 週間前に当該講義用の予習レジュメを配付する。

＜参考文献/Reference Book ＞

司法研修所　編『民事判決起案の手引』10 訂, 補訂版（法曹会，2020），ISBN:9784866840321
大島眞一『完全講義　民事裁判実務の基礎（入門編）－要件事実・事実認定・法曹倫理・保全執行－』新版第２版（民事法研究会，2018）
大島眞一『完全講義　民事裁判実務の基礎（発展編）－要件事実・事実認定・法曹倫理－』新版（民事法研究会，2016）
村田渉, 山野目章夫編著『要件事実論 30 講』第 4 版（弘文堂，2018.3）
司法研修所　編『事例で考える民事事実認定』（法曹会，2014）
土屋文昭・林道晴　編『ステップアップ民事事実認定』第 2 版（有斐閣，2019.12）

＜備考/Remarks ＞

オンライン授業（ＺＯＯM使用）を予定しているが，第 10 回以降は対面授業を行う可能性がある。詳細は授業中に案内する。

木曜日 5 講時

61202052-002　　○民事訴訟実務の基礎-2
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture 対面授業/Face-to-face learning
Fundamental Civil Procedure & Practice-2

佐々木　典子　　小河　好美

＜概要/Course Content Summary ＞

民事裁判を通じての民事紛争の解決は，訴訟当事者によって提起された訴訟上の請求（訴訟物）が法律上の争訟適格性を具えているか，請求を法的に基礎づける事実が主張されているか，その事実の存否につき当事者間に争いがあるならば，その存在あるいは不存在について立証されているか，の判断が裁判官によってなされることにより実現される仕組みとなっている。

このような仕組みの中で法曹に求められるのは，当該紛争の解決のためにはどのような請求をすればよいのか（法律構成，訴訟物の決定），それを法的に基礎づけ又は排斥するのに必要な事実は何か（要件事実），その事実の存否はいかにして確定されるのか（事実認定）などについての正確な知識と的確な判断力である。また，こうした適正な解決を迅速に行うための民事訴訟手続のあり方についても理解をしておく必要がある。

本科目は，民事訴訟実務の基礎知識を修得し，実体法及び手続法の知識と理論が民事訴訟実務においてどのように活用されるかを具体的に学ぶことにより，法曹として実務に携わるための基礎を培うことを目的とするものである。

また，法科大学院修了後の新しい司法修習制度においては，従来の司法修習制度のもとで行われてきた要件事実に関する教育の多くの部分を法科大学院の教育の中で行うことが求められている。本科目はこの要請を満たすこともその趣旨の一つとしている。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

民事実体法の知識を前提に，要件事実を踏まえて当事者の主張を整理して，攻撃防御方法における位置づけができるとともに，事実認定の基本的な枠組みを理解できるようにする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	要件事実の基礎 民事訴訟法で学んだ訴訟物，弁論主義，立証責任等の内容を確認しながら，訴訟の対象である訴訟物の意義・特定，訴訟物を基礎づけ又は排斥するための要件事実（請求原因，抗弁，再抗弁等）とそれに対する認否の意義・機能，要件事実を決定するための立証責任の分配の考え方等について，総論的な講義をする。	事前配付の予習レジュメに沿った予習（以下，全ての回について同様）
第 2～8 回	要件事実 売買代金請求，貸金返還請求，所有権に基づく明渡・引渡請求，所有権に基づく登記請求，動産の引渡請求等の典型的事例について，雑多な当事者の言い分を，訴訟物，請求原因，抗弁及び再抗弁の形で整理することにより，要件事実の考え方，民事訴訟の審理の基本構造を理解する。内容的には，教科書である「新問題研究要件事実」をマスターすることに加え，「改訂　紛争類型別の要件事実」の要所をマスターすることを目指す。 授業は，事前配付した予習レジュメに添って解説する形で，適宜質疑を行う形で行う。 なお，要件事実の組立ては，ほとんどすべてが民法の条文や理論や解釈に基づいている。そのため，要件事実を学習する際には，要件事実関係の参考書を参照するだけで済ますのでなく，必ず民法の条文や理論や解釈を民法の教科書で確認した上で，それらから要件事実の導出に至るまでの思考過程に注意するようにして欲しい。	
第 9 回	中間テスト	
第 10 回	中間テスト解説	
第 11 回	民事第一審手続 実際の民事訴訟手続がどのように進行されていくかを検討し，各手続の条文上の根拠，手続の流れの中での要件事実の働き，当事者の主張立証のあり方，裁	

判所の求釈明のあり方，争点整理・集中証拠調べの意義，和解の役割，判決のあり方などを理解する。

第 12 回　事実認定の基礎

民事訴訟法で学んだ証拠法の内容を確認しながら，事実認定の基本的な知識を講義する。内容的には，事実認定の基本的な方法のほか，書証については成立の真正の意義，二段の推定の法理，処分証書と報告文書の相違等が，人証については証言・供述の信用性の検討方法等が含まれる。

第 13〜15 回　事実認定の演習及びまとめ

模擬事件記録に基づき，当該事案で争点となっている要件事実（例えば金銭の貸付けの有無）について，記録に顕れた証拠及び弁論の全趣旨から認定することができるか否かを検討することにより，民事訴訟事件における事実認定が実際にどのように行われるかを理解する。

授業は，事前に配布する模擬事件記録に基づき，討論や質疑応答を交えながら解説する方法で行う。事例の検討のために，適宜事前のレポートの提出を求める。

なお，以上の授業計画については，進捗状況や理解度に応じて若干変更することがある。

※レポートについては，1 回程度の提出を予定している。

予習の内容

講義はあらかじめ配付した予習レジュメに添って行うので，予習レジュメの質問事項を検討しておくことが必須である。また，要件事実は，民事実体法の理解を前提とするので，予習レジュメで取り上げる範囲について，民法の基本書に目を通しておくことが望ましい。

標準的な予習時間

4〜6 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

発言を含む授業への参加状況，授業の欠席状況等を評価する。

レポート　10%

提出の有無のほか，課題に真摯に取り組んでいるかを内容を含めて評価する。

中間テスト　20%

授業で取り上げた基本的な問題についての理解を評価する。

期末試験　60%

授業の内容が修得できているか，また授業で取り上げた考え方を用いて応用的な問題を考えることができるかを評価する。

＜テキスト/Textbook ＞

司法研修所　編『新問題研究　要件事実－付－民法（債権関係）改正に伴う追補－』（法曹会，2020）
司法研修所　編『紛争類型別の要件事実』第 3 版（法曹会，2021），最新版（改訂版）近日出版予定
司法研修所　監修『民事訴訟第一審手続の解説－事件記録に基づいて－』第 4 版（法曹会，2020），ISBN:9784866840338

配付物

授業の 1 週間前に当該講義用の予習レジュメを配付する。

＜参考文献/Reference Book ＞

司法研修所　編『民事判決起案の手引』10 訂, 補訂版（法曹会，2020），ISBN:9784866840321
大島眞一『完全講義　民事裁判実務の基礎（入門編）－要件事実・事実認定・法曹倫理・保全執行－』新版第２版（民事法研究会，2018）
大島眞一『完全講義　民事裁判実務の基礎（発展編）－要件事実・事実認定・法曹倫理－』新版（民事法研究会，2016）
村田渉, 山野目章夫編著『要件事実論 30 講』第 4 版（弘文堂，2018.3）
司法研修所　編『事例で考える民事事実認定』（法曹会，2014）
土屋文昭・林道晴　編『ステップアップ民事事実認定』第 2 版（有斐閣，2019.12）

＜備考/Remarks ＞

オンライン授業（ＺＯＯM使用）を予定しているが，第 10 回以降は対面授業を行う可能性がある。詳細は授業中に案内する。

火曜日 1 講時

61202053-001　○法曹倫理-1
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture 対面授業/Face-to-face learning
Legal Ethics-1

藤井　康弘　赤坂　宏一　滿生　恒史郎

＜概要/Course Content Summary ＞

法曹は，司法を担うものとして，またプロフェションとしてその職務との関係で高度の倫理を自ら進んで遵守することが要求される。そうすることが，法曹への一般の信頼を獲得し，法曹に与えられた使命を十分に果たすための必須の前提であるからである。また，法曹が身を誤らないためにも倫理をわきまえることは必要である。

ところで，常に倫理規範に適合した態度・行動をとるためには，どのような倫理規範があるかを単に抽象的・観念的に学習するのみでは十分でない。個別的・具体的な事例についての研究を重ねることが必要である。そこで，本講義では，具体的な事例を検討していくことによって，どのような倫理規範があるかを知らしめるとともに，倫理的な感覚を養うことを目的とする。

講義の方法は，具体的事例を提示し，それを検討するというやり方を原則とする。

なお，裁判官の倫理については現職の裁判官が，また，検察官の倫理については現職の検察官が講義をする。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

法科大学院生が将来法曹となった時，世間をして「同志社大学法科大学院卒業生は心配いらない」と言わせしめる存在になること。具体的には，常に自らの行動について，世間に対し申し開きの出来る行動規範を自らの中に構築できるようになることを到達目標とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	法曹倫理の意義，法曹の使命・役割 事件の受任の可否 事件受任の原則，弁護士の調整的役割，双方代理の禁止（弁護士法〔以下では，「法」と略す〕25 条，弁護士職務基本規程〔以下では「規程」と略す〕27 条） 真実義務（規程 5 条）	事前に配布する事例を検討
第 2 回	事件受任の手続き 直接本人から依頼されない事件受任の事例，受任の手続（規程 29 条・30 条） 受任の諾否の通知（法 29 条，規程 34 条）	同上
第 3 回	職務を行い得ない事件 職務を行い得ない事件（法 25 条，規程 27 条・28 条） 職務を行い得ない場合の具体例 紛議調停制度，弁護士懲戒制度の説明（懲戒事由，懲戒手続，懲戒委員会，綱紀委員会）	同上
第 4 回	共同事務所における利益相反 共同事務所における利益相反（規程 27 条） 同一の法律事務所に所属する弁護士が原告・被告に分かれて事件に関与した事例の提示 職務に着手した後に利益相反を知ったとき（規程 58 条） 企業の違法行為に対する企業内弁護士の対応（規程 51 条）	同上
第 5 回	公益活動・国選弁護活動 弁護士は何故公益活動を行うか（規程 4 条） 公益活動の義務化，罰則による強制の妥当性 国選弁護人への便宜供与 国選弁護における対価の受領等（規程 49 条 1 項） 私選弁護への勧誘（規程 49 条 2 項）	同上
第 6～7 回	裁判官倫理	同上
第 8 回	守秘義務 守秘義務に関する事例の提示，守秘義務の制度的根拠（法 23 条，規程 23 条） 弁護士の使命（法 1 条，規程 1 条）と守秘義務 依頼者の正当な利益の実現（規程 21 条）	同上
第 9 回	相手方，他の弁護士との関係 相手方本人との直接交渉（規程 52 条） 弁護士に対する不利益行為の禁止（規程 71 条）	同上

第 10 回	弁護士報酬の問題 報酬額の当否が問題となった事例の提示 弁護士報酬の持つ意味 報酬と費用についての説明（規程 29 条 1 項）	同上
第 11 回	非弁護士との提携 非弁護士との提携禁止（法 27 条） 非弁護士の法律事務の取扱い禁止（法 72 条） 非弁護士との提携等の罪（法 77 条）	同上
第 12 回	刑事事件と弁護士倫理 被疑者の否認と弁護士の真実義務（規程 5 条） 捜査に対する弁護士のアドバイスのあり方 偽証のそそのかしの禁止（規程 75 条）	同上
第 13～14 回	検察官倫理	同上
第 15 回	まとめ・小テスト	同上

予習の内容

日本弁護士連合会『解説　弁護士職務基本規程』第 3 版に基づき，事前に配付された設例に対し，自らの考え及びその根拠を明確にして，授業に臨むこと。なお，適宜参考文献にも目を通し，授業中にされた質問に適確に応えられるようにすること。

標準的な予習時間

2 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%

発言内容，授業中の態度，積極性，欠席状況など

レポート試験（教室での試験が可能な場合，教室での試験とする場合がある。）　80%

レポート試験の成績

試験については，論点の的確な抽出，問題文の事実に基づくあてはめ等について，採点を行う。

＜テキスト/Textbook ＞

日本弁護士連合会『解説　弁護士職務基本規程』第 3 版（2017.12）

配付物

各授業の前の週に予め配付される。

＜参考文献/Reference Book ＞

日本弁護士連合会調査室　編『条解弁護士法』第 5 版（弘文堂，2019）
塚原英治ほか　編『プロブレムブック法曹の倫理と責任』第 2 版（現代人文社，2007）
小島武司ほか　編『法曹倫理』第 2 版（有斐閣，2006）
森際康友　編『法曹の倫理』第 3 版（名古屋大学出版会，2019）
加藤新太郎『コモン・ベーシック弁護士倫理』（有斐閣，2006）

＜備考/Remarks ＞

ZOOM による双方向オンラインの授業を実施する。
ZOOM の招待 URL 及び授業開始時刻は，講義開始日までに，DUET 等で連絡する。
ZOOM による授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。
担当教員との連絡手段は，第 1 回講義内で連絡する。

火曜日 2 講時

61202053-002　　○法曹倫理-2
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture 対面授業/Face-to-face learning
Legal Ethics-2

藤井　康弘　　赤坂　宏一　　滿生　恒史郎

＜概要/Course Content Summary ＞

法曹は，司法を担うものとして，またプロフェションとしてその職務との関係で高度の倫理を自ら進んで遵守することが要求される。そうすることが，法曹への一般の信頼を獲得し，法曹に与えられた使命を十分に果たすための必須の前提であるからである。また，法曹が身を誤らないためにも倫理をわきまえることは必要である。

ところで，常に倫理規範に適合した態度・行動をとるためには，どのような倫理規範があるかを単に抽象的・観念的に学習するのみでは十分でない。個別的・具体的な事例についての研究を重ねることが必要である。そこで，本講義では，具体的な事例を検討していくことによって，どのような倫理規範があるかを知らしめるとともに，倫理的な感覚を養うことを目的とする。

講義の方法は，具体的事例を提示し，それを検討するというやり方を原則とする。

なお，裁判官の倫理については現職の裁判官が，また，検察官の倫理については現職の検察官が講義をする。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

法科大学院生が将来法曹となった時，世間をして「同志社大学法科大学院卒業生は心配いらない」と言わせしめる存在になること。具体的には，常に自らの行動について，世間に対し申し開きの出来る行動規範を自らの中に構築できるようになることを到達目標とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	法曹倫理の意義，法曹の使命・役割 事件の受任の可否 事件受任の原則，弁護士の調整的役割，双方代理の禁止（弁護士法〔以下では，「法」と略す〕25 条，弁護士職務基本規程〔以下では「規程」と略す〕27 条） 真実義務（規程 5 条）	事前に配布する事例を検討
第 2 回	事件受任の手続き 直接本人から依頼されない事件受任の事例，受任の手続（規程 29 条・30 条） 受任の諾否の通知（法 29 条，規程 34 条）	同上
第 3 回	職務を行い得ない事件 職務を行い得ない事件（法 25 条，規程 27 条・28 条） 職務を行い得ない場合の具体例 紛議調停制度，弁護士懲戒制度の説明（懲戒事由，懲戒手続，懲戒委員会，綱紀委員会）	同上
第 4 回	共同事務所における利益相反 共同事務所における利益相反（規程 27 条） 同一の法律事務所に所属する弁護士が原告・被告に分かれて事件に関与した事例の提示 職務に着手した後に利益相反を知ったとき（規程 58 条） 企業の違法行為に対する企業内弁護士の対応（規程 51 条）	同上
第 5 回	公益活動・国選弁護活動 弁護士は何故公益活動を行うか（規程 4 条） 公益活動の義務化，罰則による強制の妥当性 国選弁護人への便宜供与 国選弁護における対価の受領等（規程 49 条 1 項） 私選弁護への勧誘（規程 49 条 2 項）	同上
第 6～7 回	裁判官倫理	同上
第 8 回	守秘義務 守秘義務に関する事例の提示，守秘義務の制度的根拠（法 23 条，規程 23 条） 弁護士の使命（法 1 条，規程 1 条）と守秘義務 依頼者の正当な利益の実現（規程 21 条）	同上
第 9 回	相手方，他の弁護士との関係 相手方本人との直接交渉（規程 52 条） 弁護士に対する不利益行為の禁止（規程 71 条）	同上

第 10 回	弁護士報酬の問題 報酬額の当否が問題となった事例の提示 弁護士報酬の持つ意味 報酬と費用についての説明（規程 29 条 1 項）	同上
第 11 回	非弁護士との提携 非弁護士との提携禁止（法 27 条） 非弁護士の法律事務の取扱い禁止（法 72 条） 非弁護士との提携等の罪（法 77 条）	同上
第 12 回	刑事事件と弁護士倫理 被疑者の否認と弁護士の真実義務（規程 5 条） 捜査に対する弁護士のアドバイスのあり方 偽証のそそのかしの禁止（規程 75 条）	同上
第 13～14 回	検察官倫理	同上
第 15 回	まとめ・小テスト	同上

予習の内容

日本弁護士連合会『解説　弁護士職務基本規程』第 3 版に基づき，事前に配付された設例に対し，自らの考え及びその根拠を明確にして，授業に臨むこと。なお，適宜参考文献にも目を通し，授業中にされた質問に適確に応えられるようにすること。

標準的な予習時間

2 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%

発言内容，授業中の態度，積極性，欠席状況など

レポート試験（教室での試験が可能な場合，教室での試験とする場合がある。）　80%

レポート試験の成績

試験については，論点の的確な抽出，問題文の事実に基づくあてはめ等について，採点を行う。

＜テキスト/Textbook ＞

日本弁護士連合会『解説　弁護士職務基本規程』第 3 版（2017.12）

配付物

各授業の前の週に予め配付される。

＜参考文献/Reference Book ＞

日本弁護士連合会調査室　編『条解弁護士法』第 5 版（弘文堂，2019）
塚原英治ほか　編『プロブレムブック法曹の倫理と責任』第 2 版（現代人文社，2007）
小島武司ほか　編『法曹倫理』第 2 版（有斐閣，2006）
森際康友　編『法曹の倫理』第 3 版（名古屋大学出版会，2019）
加藤新太郎『コモン・ベーシック弁護士倫理』（有斐閣，2006）

＜備考/Remarks ＞

ZOOM による双方向オンラインの授業を実施する。
ZOOM の招待 URL 及び授業開始時刻は，講義開始日までに，DUET 等で連絡する。
ZOOM による授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。
担当教員との連絡手段は，第 1 回講義内で連絡する。

金曜日 3 講時

61200062　〇法情報調査・文書作成入門
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar 対面授業/Face-to-face learning
Legal Research and Writing Seminar

浅野　有紀

＜概要/Course Content Summary ＞

この授業では，法科大学院の新入生を対象として，法律基本科目の学修に必要な基本的技能のうち，判例・文献調査と文書作成法の 2 点に焦点を当てて，必要な技能について共通理解を深めると共に，実習を通じて，それらの基礎的技能の修得を目指す。

授業においては，いくつかのテーマを設定して，それらのテーマにかかわる法情報（立法資料，判例，論文など）を収集し，特に判決文を読みこなし，事実及び判旨を整理分析する技法を修得させる。各テーマについて，最終的に，法科大学院における学修の柱となる文章作成を実習し，法律専門家として受け入れられる文章の構造を理解させ，論理的な文章の作成能力を高めることを目的とする。

新入生である限り，法学未修者，法学既修者の区別なく受け入れるが，少なくとも，いわゆる純粋未修者については全員の履修をお願いしたい。法学部出身の法学既修者にとっても，学部における学修と法科大学院における学修の橋渡しをして，学習法，発想方法，法律文書の作成法を確立するために有益な内容であると考えている。

この授業では，参加者同士の対話，他の参加者へのプレゼンテーションを重視しており，他の参加者に聞こえるように発話し，他の参加者の発話を聞き取って応答する必要がある。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

(1)所定の論点に関する判例を探し，判例の傾向と射程を分析した文書を作成できる。
(2)所定の論点に関する学説・文献のリストを作成し，効率的に収集できる。
(3)与えられた法律問題に対して，法的三段論法を踏まえた文章による解答が作成できるようになる。
(4)法解釈論争の要点を理解し，自己の言葉で紡いだ法律論を方法論の見地から点検・改善する手法を理解する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	裁判員制度（1）制度導入の歴史的経緯を，戦前からの刑事訴訟法の歴史的経緯に基づき理解するための文献調査	予習：文献の検索と収集（1 時間）
第 2 回	裁判員制度（2）戦後の刑事訴訟法改正の立法資料，陪審法，裁判員制度の立法資料の調査	予習：文献の検索と収集とその概要整理（１～2 時間）
第 3 回	裁判員制度（3）裁判員制度に対する支持・反対それぞれの文献調査	予習：文献の検索と収集とその概要整理（1～2 時間）
第 4 回	裁判員制度（4） グループディスカッション・全体討論	予習：討論の準備（1 時間）
第 5 回	判決文の読み方（1）判決文の構造 判決文のどの箇所に，どのような順番で，どのような情報が載っているかを確認する。	予習：文献の検索と収集（1 時間）
第 6 回	判決文の読み方（2）判旨の要約 参加者の相互評価を行いながら，判決文のうち判旨を指定文字数で要約する作業を実習する。	予習：判旨の要約（１時間）
第 7 回	判決文の読み方（3）判決文の事実の要約 参加者の相互評価を行いながら,判決文のうち認定事実を探し出し，時系列に沿って事実関係の概要を把握する作業，指定文字数で要約する作業を実習する。各当事者の主張，争いのない事実と裁判所の認定事実が，判決文の中で書き分けられていることを理解する。	予習：判決文の事実の要約（２時間）
第 8 回	判決文の読み方（4）判例の整合性・事案の区別 判例に整合性がない場合，一見整合性を欠くようにみえても事案の相違により合理的に説明できる場合を，実例を用いて考える。	予習：関連する判例の整理（２時間）
第 9 回	判決文の読み方（5）（4）までに学んだ判例の読み込みに基づいて，各自判例評釈を書く。	
第 10 回	文書作成(1)憲法判例や憲法の考え方から，答案の構成と文章表現の方法について考える	
第 11 回	文書作成(2)憲法判例や憲法の考え方から，答案の構成と文章表現の方法について考える	
第 12 回	立法資料の探し方と内容理解(1)	
第 13 回	立法資料の探し方と内容理解(2)	

討論
第 14 回　各自の自由なテーマ設定に基づき，資料収集と報告を行う。質疑応答　予習：資料収集と報告準備（2 時間）の訓練も行う。
第 15 回　各自の自由なテーマ設定に基づき，資料収集と報告を行う。質疑応答　予習：資料収集と報告準備（2 時間）の訓練も行う。

授業の進度に応じて，受講者と相談の結果，第 13 回以降の内容を変更することがある。

予習の内容
授業の進行に従い，毎回のテーマ毎に順次変わる。文献の収集・分析，判例の要約，配付資料・課題の検討など。
標準的な予習時間
毎回の授業内容を理解するための予習に 1 時間程度。課題の実習を行うときは，その準備のために平均 2 時間程度。裁判例，学説，判例研究などの収集実習は，各人の経験に応じて，それ以上の時間を要することがある。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

小レポート　30%
提出期限の遵守，指示内容・指定字数の遵守，文章表現力
ゼミの議論への参加・貢献度　20%
課題資料の準備（読解・分析）状況，発言の論理性・説得力，欠席状況
期末レポート試験　50%
提出期限，形式の遵守（文献引用・注の付け方を含む），文献収集力，事案の整理・分析力，文章表現力，議論の論理性・説得力
欠席についての特記事項
無断欠席は 1 回につき 3 点の減点を行う（正当の理由なく欠席連絡が事後になった場合には，無断欠席と扱う）。適時の届出を経た理由のある欠席は，欠席理由次第で 1 点の減点を行うことがある。通算欠席が 5 回を超える者，平常課題の不提出が顕著な者については成績評価を行わない。

＜参考文献/Reference Book ＞

田高寛貴ほか『リーガル・リサーチ&リポート』第 2 版（有斐閣，2019）
木山泰嗣『法学ライティング』（弘文堂，2015）
毎回，教材を配付する。ここに掲げた参考文献は例示であり，参考文献は配付資料の中で指示する。

＜備考/Remarks ＞

可能であれば対面授業，そうでなければリアルタイムの双方向オンライン授業を行う
オンラインの場合
・利用するツール（e-class，Zoom）
・担当教員との連絡手段は e-class か個別メール

授業実施方法一覧に記載の事由があるときは，必要な期間につきオンライン授業を受講することもできます。研究科の定める方法で担当教員及び事務室に申し出てください。

木曜日 3 講時

61200105-001　　○憲法演習Ⅰ-1

2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar 対面授業/Face-to-face learning

Constitutional Law Seminar I-1

松本　哲治

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，①主として憲法判例の到達点・現段階を確認する作業を行い，②副次的に憲法学説との異同について分析する。③そして①②の学修に基づき，関連する憲法事例問題の分析能力・解答能力の養成を目的とする。

演習の形式としては，ケースブックを用いるが，事前に配付する共通レジュメに示した質問事項 Q について，質疑応答を行う。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

本憲法演習 I の目標
①主として憲法判例の到達点・現段階を確認する作業を行うこと。
②副次的に憲法学説との異同について分析すること。
③そして①②の学修に基づき，関連する憲法事例問題の分析能力・解答能力を養成すること。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	表現の自由(1) 表現の自由と名誉・プライバシー/事前抑制・検閲	3 時間
第 2 回	表現の自由(2) 取材の自由/集会・結社の自由	同　上
第 3 回	表現の自由(3) 堀越事件-公務員の政治的活動の自由	同　上
第 4 回	思想良心の自由，学問の自由	同　上
第 5 回	信教の自由と政教分離原則	同　上
第 6 回	在外日本国民選挙権訴訟	同　上
第 7 回	法の下の平等(1)	同　上
第 8 回	中間試験	同　上
第 9 回	法の下の平等(2)	同　上
第 10 回	投票価値の平等	同　上
第 11 回	職業選択の自由・財産権	同　上
第 12 回	私的生活の不可侵，人身の自由および刑事裁判手続上の保障,積極的権利（受益権・社会国家的権利）	同　上
第 13 回	生命・自由および幸福追求権	同　上
第 14 回	基本的人権の享有主体/違憲審査の範囲と憲法判断の方法	同　上
第 15 回	基本的人権の妥当範囲	同　上

授業は，全クラス，（事前に配付する）「共通レジュメ（質問事項 Q を記載したもの）」を用いて実施する。
必要に応じて，主要な判決全文（判例時報等）や最高裁調査官解説を事前配付する。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

中間試験　10%
事例問題についての論述試験
平常点　10%
質問事項 Q に対する準備状況・授業での発言，欠席状況などを総合考慮する。
期末試験　80%
このうち 70%相当分については，事例問題についての論述試験を課し，分析能力・解答能力・文章力（日本語能力）などを総合考慮し評価する。10%相当分については，基礎知識確認試験を実施する。
各回のレジュメには，該当回の内容に対応する司法試験短答式の問題を課題として付し，TKC の授業理解度確認システム上での解答を求める。解答の有無は，平常点で考慮される。

＜テキスト/Textbook ＞

佐藤幸治『日本国憲法論』第 2 版（成文堂，2020）

＜参考文献/Reference Book ＞

長谷部恭男ほか　編『憲法判例百選Ⅰ』第 7 版（有斐閣，2019）
長谷部恭男ほか　編『憲法判例百選Ⅱ』第 7 版（有斐閣，2019）
初宿正典・大石眞　編『憲法 Cases and Materials【人権】』第 2 版（有斐閣，2013）
初宿正典ほか『憲法 Cases and Materials【憲法訴訟】』（有斐閣，2007）

＜備考/Remarks ＞

zoom によるオンライン授業を実施（②③クラス），zoom によるオンライン授業を実施（感染終息状況や他科目の実施方法に鑑み，例えば GW 明けからは，教室での対面実施に切り換える可能性がある。①④クラス）

木曜日 3 講時

61200105-002　　○憲法演習Ⅰ-2

2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar 対面授業/Face-to-face learning

Constitutional Law Seminar I-2

御幸　聖樹

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，①主として憲法判例の到達点・現段階を確認する作業を行い，②副次的に憲法学説との異同について分析する。③そして①②の学修に基づき，関連する憲法事例問題の分析能力・解答能力の養成を目的とする。

演習の形式としては，ケースブックを用いるが，事前に配付する共通レジュメに示した質問事項 Q について，質疑応答を行う。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

本憲法演習 I の目標
①主として憲法判例の到達点・現段階を確認する作業を行うこと。
②副次的に憲法学説との異同について分析すること。
③そして①②の学修に基づき，関連する憲法事例問題の分析能力・解答能力を養成すること。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	表現の自由(1) 表現の自由と名誉・プライバシー/事前抑制・検閲	3 時間
第 2 回	表現の自由(2) 取材の自由/集会・結社の自由	同　上
第 3 回	表現の自由(3) 堀越事件-公務員の政治的活動の自由	同　上
第 4 回	思想良心の自由，学問の自由	同　上
第 5 回	信教の自由と政教分離原則	同　上
第 6 回	在外日本国民選挙権訴訟	同　上
第 7 回	法の下の平等(1)	同　上
第 8 回	中間試験	同　上
第 9 回	法の下の平等(2)	同　上
第 10 回	投票価値の平等	同　上
第 11 回	職業選択の自由・財産権	同　上
第 12 回	私的生活の不可侵，人身の自由および刑事裁判手続上の保障,積極的権利（受益権・社会国家的権利）	同　上
第 13 回	生命・自由および幸福追求権	同　上
第 14 回	基本的人権の享有主体/違憲審査の範囲と憲法判断の方法	同　上
第 15 回	基本的人権の妥当範囲	同　上

授業は，全クラス，（事前に配付する）「共通レジュメ（質問事項 Q を記載したもの）」を用いて実施する。
必要に応じて，主要な判決全文（判例時報等）や最高裁調査官解説を事前配付する。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

中間試験　10%
事例問題についての論述試験
平常点　10%
質問事項 Q に対する準備状況・授業での発言，欠席状況などを総合考慮する。
期末試験　80%
このうち 70%相当分については，事例問題についての論述試験を課し，分析能力・解答能力・文章力（日本語能力）などを総合考慮し評価する。10%相当分については，基礎知識確認試験を実施する。
各回のレジュメには，該当回の内容に対応する司法試験短答式の問題を課題として付し，TKC の授業理解度確認システム上での解答を求める。解答の有無は，平常点で考慮される。

＜テキスト/Textbook ＞

佐藤幸治『日本国憲法論』第 2 版（成文堂，2020）

＜参考文献/Reference Book ＞

長谷部恭男ほか　編『憲法判例百選Ⅰ』第 7 版（有斐閣，2019）
長谷部恭男ほか　編『憲法判例百選Ⅱ』第 7 版（有斐閣，2019）
初宿正典・大石眞　編『憲法 Cases and Materials【人権】』第 2 版（有斐閣，2013）
初宿正典ほか『憲法 Cases and Materials【憲法訴訟】』（有斐閣，2007）

＜備考/Remarks ＞

zoom によるオンライン授業を実施（②③クラス），zoom によるオンライン授業を実施（感染終息状況や他科目の実施方法に鑑み，例えば GW 明けからは，教室での対面実施に切り換える可能性がある。①④クラス）

木曜日 4 講時

61200105-003　　○憲法演習Ⅰ-3

2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar 対面授業/Face-to-face learning

Constitutional Law Seminar I-3

御幸　聖樹

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，①主として憲法判例の到達点・現段階を確認する作業を行い，②副次的に憲法学説との異同について分析する。③そして①②の学修に基づき，関連する憲法事例問題の分析能力・解答能力の養成を目的とする。

演習の形式としては，ケースブックを用いるが，事前に配付する共通レジュメに示した質問事項 Q について，質疑応答を行う。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

本憲法演習 I の目標
①主として憲法判例の到達点・現段階を確認する作業を行うこと。
②副次的に憲法学説との異同について分析すること。
③そして①②の学修に基づき，関連する憲法事例問題の分析能力・解答能力を養成すること。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	表現の自由(1) 表現の自由と名誉・プライバシー/事前抑制・検閲	3 時間
第 2 回	表現の自由(2) 取材の自由/集会・結社の自由	同　上
第 3 回	表現の自由(3) 堀越事件-公務員の政治的活動の自由	同　上
第 4 回	思想良心の自由，学問の自由	同　上
第 5 回	信教の自由と政教分離原則	同　上
第 6 回	在外日本国民選挙権訴訟	同　上
第 7 回	法の下の平等(1)	同　上
第 8 回	中間試験	同　上
第 9 回	法の下の平等(2)	同　上
第 10 回	投票価値の平等	同　上
第 11 回	職業選択の自由・財産権	同　上
第 12 回	私的生活の不可侵，人身の自由および刑事裁判手続上の保障,積極的権利（受益権・社会国家的権利）	同　上
第 13 回	生命・自由および幸福追求権	同　上
第 14 回	基本的人権の享有主体/違憲審査の範囲と憲法判断の方法	同　上
第 15 回	基本的人権の妥当範囲	同　上

授業は，全クラス，（事前に配付する）「共通レジュメ（質問事項 Q を記載したもの）」を用いて実施する。
必要に応じて，主要な判決全文（判例時報等）や最高裁調査官解説を事前配付する。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

中間試験　10%
事例問題についての論述試験
平常点　10%
質問事項 Q に対する準備状況・授業での発言，欠席状況などを総合考慮する。
期末試験　80%
このうち 70%相当分については，事例問題についての論述試験を課し，分析能力・解答能力・文章力（日本語能力）などを総合考慮し評価する。10%相当分については，基礎知識確認試験を実施する。
各回のレジュメには，該当回の内容に対応する司法試験短答式の問題を課題として付し，TKC の授業理解度確認システム上での解答を求める。解答の有無は，平常点で考慮される。

＜テキスト/Textbook ＞

佐藤幸治『日本国憲法論』第 2 版（成文堂，2020）

＜参考文献/Reference Book ＞

長谷部恭男ほか　編『憲法判例百選Ⅰ』第 7 版（有斐閣，2019）
長谷部恭男ほか　編『憲法判例百選Ⅱ』第 7 版（有斐閣，2019）
初宿正典・大石眞　編『憲法 Cases and Materials【人権】』第 2 版（有斐閣，2013）
初宿正典ほか『憲法 Cases and Materials【憲法訴訟】』（有斐閣，2007）

＜備考/Remarks ＞

zoom によるオンライン授業を実施（②③クラス），zoom によるオンライン授業を実施（感染終息状況や他科目の実施方法に鑑み，例えば GW 明けからは，教室での対面実施に切り換える可能性がある。①④クラス）

木曜日 4 講時

61200105-004　　○憲法演習Ⅰ-4

2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar 対面授業/Face-to-face learning

Constitutional Law Seminar I-4

松本　哲治

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，①主として憲法判例の到達点・現段階を確認する作業を行い，②副次的に憲法学説との異同について分析する。③そして①②の学修に基づき，関連する憲法事例問題の分析能力・解答能力の養成を目的とする。

演習の形式としては，ケースブックを用いるが，事前に配付する共通レジュメに示した質問事項 Q について，質疑応答を行う。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

本憲法演習 I の目標
①主として憲法判例の到達点・現段階を確認する作業を行うこと。
②副次的に憲法学説との異同について分析すること。
③そして①②の学修に基づき，関連する憲法事例問題の分析能力・解答能力を養成すること。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	表現の自由(1) 表現の自由と名誉・プライバシー/事前抑制・検閲	3 時間
第 2 回	表現の自由(2) 取材の自由/集会・結社の自由	同　上
第 3 回	表現の自由(3) 堀越事件-公務員の政治的活動の自由	同　上
第 4 回	思想良心の自由，学問の自由	同　上
第 5 回	信教の自由と政教分離原則	同　上
第 6 回	在外日本国民選挙権訴訟	同　上
第 7 回	法の下の平等(1)	同　上
第 8 回	中間試験	同　上
第 9 回	法の下の平等(2)	同　上
第 10 回	投票価値の平等	同　上
第 11 回	職業選択の自由・財産権	同　上
第 12 回	私的生活の不可侵，人身の自由および刑事裁判手続上の保障,積極的権利（受益権・社会国家的権利）	同　上
第 13 回	生命・自由および幸福追求権	同　上
第 14 回	基本的人権の享有主体/違憲審査の範囲と憲法判断の方法	同　上
第 15 回	基本的人権の妥当範囲	同　上

授業は，全クラス，（事前に配付する）「共通レジュメ（質問事項 Q を記載したもの）」を用いて実施する。
必要に応じて，主要な判決全文（判例時報等）や最高裁調査官解説を事前配付する。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

中間試験　10%
事例問題についての論述試験
平常点　10%
質問事項 Q に対する準備状況・授業での発言，欠席状況などを総合考慮する。
期末試験　80%
このうち 70%相当分については，事例問題についての論述試験を課し，分析能力・解答能力・文章力（日本語能力）などを総合考慮し評価する。10%相当分については，基礎知識確認試験を実施する。
各回のレジュメには，該当回の内容に対応する司法試験短答式の問題を課題として付し，TKC の授業理解度確認システム上での解答を求める。解答の有無は，平常点で考慮される。

＜テキスト/Textbook ＞

佐藤幸治『日本国憲法論』第 2 版（成文堂，2020）

＜参考文献/Reference Book ＞

長谷部恭男ほか　編『憲法判例百選Ⅰ』第 7 版（有斐閣，2019）
長谷部恭男ほか　編『憲法判例百選Ⅱ』第 7 版（有斐閣，2019）
初宿正典・大石眞　編『憲法 Cases and Materials【人権】』第 2 版（有斐閣，2013）
初宿正典ほか『憲法 Cases and Materials【憲法訴訟】』（有斐閣，2007）

＜備考/Remarks ＞

zoom によるオンライン授業を実施（②③クラス），zoom によるオンライン授業を実施（感染終息状況や他科目の実施方法に鑑み，例えば GW 明けからは，教室での対面実施に切り換える可能性がある。①④クラス）

金曜日 2 講時

61200109-001　　〇憲法演習Ⅱ-1
1 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar 対面授業/Face-to-face learning
Constitutional Law Seminar II-1

松本　哲治

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，現実の事例に憲法を適用して考える上で必要となる憲法訴訟論の知見について，具体例を用いながら学修した後に，事例問題について分析しつつ，憲法判例の最新の動向について学修する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

憲法判例の最新の動向を確認し，憲法訴訟論について学修することにより，具体的な憲法事例問題について分析・解答するための前提となる能力を養成すること。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	憲法適合性の判断枠組み・違憲審査基準/主張適格/明確性/合憲限定解釈(1)	あらかじめ提示された課題または予習を行ってくる。
第 2 回	憲法適合性の判断枠組み・違憲審査基準/主張適格/明確性/合憲限定解釈(2)	同上
第 3 回	事例問題	同上
第 4 回	事例問題	同上
第 5 回	事例問題	同上
第 6 回	事例問題	同上
第 7 回	事例問題	同上
第 8 回	事例問題	同上

授業は，全クラス，（事前に配付する）「共通レジュメ」（質問事項を記載したもの）または事例問題を用いて実施する。
必要に応じて，判決文全文や参考文献を事前に配付する。

標準的な予習時間
約 3 時間

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
質問事項に対する準備状況・授業での発言，欠席状況などを総合考慮する。
期末試験　90%
このうち，80%相当分については，事例問題を出題し，分析能力・解答能力・文章力（日本語能力）などを総合考慮して評価する。10%相当分は，基礎知識確認試験を実施する。
各回のレジュメには，関連する内容の，あるいは，統治機構論に関する短答式試験問題を付する。解答の有無は，TKC の授業理解度テストのシステムにより，平常点として考慮する。

＜テキスト/Textbook ＞

佐藤幸治『日本国憲法論』第 2 版（成文堂，2020）

＜参考文献/Reference Book ＞

長谷部恭男ほか　編『憲法判例百選Ⅰ』第７版（有斐閣，2019）
長谷部恭男ほか　編『憲法判例百選Ⅱ』第７版（有斐閣，2019）
初宿正典ほか『憲法 Cases and Materials【憲法訴訟】』（有斐閣，2007）
初宿正典・大石眞　編『憲法 Cases and Materials【人権】』第２版（有斐閣，2013）

＜備考/Remarks ＞

zoom によるオンライン授業を実施（②③クラス），zoom によるオンライン授業を実施（感染終息状況や他科目の実施方法に

鑑み，例えば GW 明けからは，教室での対面実施に切り換える可能性がある。①④クラス）

金曜日 2 講時

61200109-002　　〇憲法演習Ⅱ-2

1 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar 対面授業/Face-to-face learning

Constitutional Law Seminar II-2

御幸　聖樹

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，現実の事例に憲法を適用して考える上で必要となる憲法訴訟論の知見について，具体例を用いながら学修した後に，事例問題について分析しつつ，憲法判例の最新の動向について学修する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

憲法判例の最新の動向を確認し，憲法訴訟論について学修することにより，具体的な憲法事例問題について分析・解答するための前提となる能力を養成すること。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	憲法適合性の判断枠組み・違憲審査基準/主張適格/明確性/合憲限定解釈(1)	あらかじめ提示された課題または予習を行ってくる。
第 2 回	憲法適合性の判断枠組み・違憲審査基準/主張適格/明確性/合憲限定解釈(2)	同上
第 3 回	事例問題	同上
第 4 回	事例問題	同上
第 5 回	事例問題	同上
第 6 回	事例問題	同上
第 7 回	事例問題	同上
第 8 回	事例問題	同上

授業は，全クラス，（事前に配付する）「共通レジュメ」（質問事項を記載したもの）または事例問題を用いて実施する。
必要に応じて，判決文全文や参考文献を事前に配付する。

標準的な予習時間
約 3 時間

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
質問事項に対する準備状況・授業での発言，欠席状況などを総合考慮する。
期末試験　90%
このうち，80%相当分については，事例問題を出題し，分析能力・解答能力・文章力（日本語能力）などを総合考慮して評価する。10%相当分は，基礎知識確認試験を実施する。
各回のレジュメには，関連する内容の，あるいは，統治機構論に関する短答式試験問題を付する。解答の有無は，TKC の授業理解度テストのシステムにより，平常点として考慮する。

＜テキスト/Textbook ＞

佐藤幸治『日本国憲法論』第 2 版（成文堂，2020）

＜参考文献/Reference Book ＞

長谷部恭男ほか　編『憲法判例百選Ⅰ』第７版（有斐閣，2019）
長谷部恭男ほか　編『憲法判例百選Ⅱ』第７版（有斐閣，2019）
初宿正典ほか『憲法 Cases and Materials【憲法訴訟】』（有斐閣，2007）
初宿正典・大石眞　編『憲法 Cases and Materials【人権】』第２版（有斐閣，2013）

＜備考/Remarks ＞

zoom によるオンライン授業を実施（②③クラス），zoom によるオンライン授業を実施（感染終息状況や他科目の実施方法に

鑑み，例えば GW 明けからは，教室での対面実施に切り換える可能性がある。①④クラス）

金曜日 3 講時

61200109-003　　〇憲法演習Ⅱ-3
1 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar 対面授業/Face-to-face learning
Constitutional Law Seminar II-3

御幸　聖樹

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，現実の事例に憲法を適用して考える上で必要となる憲法訴訟論の知見について，具体例を用いながら学修した後に，事例問題について分析しつつ，憲法判例の最新の動向について学修する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

憲法判例の最新の動向を確認し，憲法訴訟論について学修することにより，具体的な憲法事例問題について分析・解答するための前提となる能力を養成すること。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	憲法適合性の判断枠組み・違憲審査基準/主張適格/明確性/合憲限定解釈(1)	あらかじめ提示された課題または予習を行ってくる。
第 2 回	憲法適合性の判断枠組み・違憲審査基準/主張適格/明確性/合憲限定解釈(2)	同上
第 3 回	事例問題	同上
第 4 回	事例問題	同上
第 5 回	事例問題	同上
第 6 回	事例問題	同上
第 7 回	事例問題	同上
第 8 回	事例問題	同上

授業は，全クラス，（事前に配付する）「共通レジュメ」（質問事項を記載したもの）または事例問題を用いて実施する。
必要に応じて，判決文全文や参考文献を事前に配付する。

標準的な予習時間
約 3 時間

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
質問事項に対する準備状況・授業での発言，欠席状況などを総合考慮する。
期末試験　90%
このうち，80%相当分については，事例問題を出題し，分析能力・解答能力・文章力（日本語能力）などを総合考慮して評価する。10%相当分は，基礎知識確認試験を実施する。
各回のレジュメには，関連する内容の，あるいは，統治機構論に関する短答式試験問題を付する。解答の有無は，TKC の授業理解度テストのシステムにより，平常点として考慮する。

＜テキスト/Textbook ＞

佐藤幸治『日本国憲法論』第 2 版（成文堂，2020）

＜参考文献/Reference Book ＞

長谷部恭男ほか　編『憲法判例百選Ⅰ』第７版（有斐閣，2019）
長谷部恭男ほか　編『憲法判例百選Ⅱ』第７版（有斐閣，2019）
初宿正典ほか『憲法 Cases and Materials【憲法訴訟】』（有斐閣，2007）
初宿正典・大石眞　編『憲法 Cases and Materials【人権】』第２版（有斐閣，2013）

＜備考/Remarks ＞

zoom によるオンライン授業を実施（②③クラス），zoom によるオンライン授業を実施（感染終息状況や他科目の実施方法に

鑑み，例えば GW 明けからは，教室での対面実施に切り換える可能性がある。①④クラス）

金曜日 3 講時

61200109-004　　○憲法演習Ⅱ-4
1 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar 対面授業/Face-to-face learning
Constitutional Law Seminar II-4

松本　哲治

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，現実の事例に憲法を適用して考える上で必要となる憲法訴訟論の知見について，具体例を用いながら学修した後に，事例問題について分析しつつ，憲法判例の最新の動向について学修する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

憲法判例の最新の動向を確認し，憲法訴訟論について学修することにより，具体的な憲法事例問題について分析・解答するための前提となる能力を養成すること。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	憲法適合性の判断枠組み・違憲審査基準/主張適格/明確性/合憲限定解釈(1)	あらかじめ提示された課題または予習を行ってくる。
第 2 回	憲法適合性の判断枠組み・違憲審査基準/主張適格/明確性/合憲限定解釈(2)	同上
第 3 回	事例問題	同上
第 4 回	事例問題	同上
第 5 回	事例問題	同上
第 6 回	事例問題	同上
第 7 回	事例問題	同上
第 8 回	事例問題	同上

授業は，全クラス，（事前に配付する）「共通レジュメ」（質問事項を記載したもの）または事例問題を用いて実施する。
必要に応じて，判決文全文や参考文献を事前に配付する。

標準的な予習時間
約 3 時間

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
質問事項に対する準備状況・授業での発言，欠席状況などを総合考慮する。
期末試験　90%
このうち，80%相当分については，事例問題を出題し，分析能力・解答能力・文章力（日本語能力）などを総合考慮して評価する。10%相当分は，基礎知識確認試験を実施する。
各回のレジュメには，関連する内容の，あるいは，統治機構論に関する短答式試験問題を付する。解答の有無は，TKC の授業理解度テストのシステムにより，平常点として考慮する。

＜テキスト/Textbook ＞

佐藤幸治『日本国憲法論』第 2 版（成文堂，2020）

＜参考文献/Reference Book ＞

長谷部恭男ほか　編『憲法判例百選Ⅰ』第７版（有斐閣，2019）
長谷部恭男ほか　編『憲法判例百選Ⅱ』第７版（有斐閣，2019）
初宿正典ほか『憲法 Cases and Materials【憲法訴訟】』（有斐閣，2007）
初宿正典・大石眞　編『憲法 Cases and Materials【人権】』第２版（有斐閣，2013）

＜備考/Remarks ＞

zoom によるオンライン授業を実施（②③クラス），zoom によるオンライン授業を実施（感染終息状況や他科目の実施方法に

鑑み，例えば GW 明けからは，教室での対面実施に切り換える可能性がある。①④クラス）

金曜日 3 講時

61200109-005　△憲法演習Ⅱ-5　1 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Constitutional Law Seminar II-5

松本　哲治

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，現実の事例に憲法を適用して考える上で必要となる憲法訴訟論の知見について，具体例を用いながら学修した後に，事例問題について分析しつつ，憲法判例の最新の動向について学修する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

憲法判例の最新の動向を確認し，憲法訴訟論について学修することにより，具体的な憲法事例問題について分析・解答するための前提となる能力を養成すること。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	憲法適合性の判断枠組み・違憲審査基準/主張適格/明確性/合憲限定解釈(1)	あらかじめ提示された課題または予習を行ってくる。
第 2 回	憲法適合性の判断枠組み・違憲審査基準/主張適格/明確性/合憲限定解釈(2)	同上
第 3 回	事例問題	同上
第 4 回	事例問題	同上
第 5 回	事例問題	同上
第 6 回	事例問題	同上
第 7 回	事例問題	同上
第 8 回	事例問題	同上

授業は，全クラス，（事前に配付する）「共通レジュメ」（質問事項を記載したもの）または事例問題を用いて実施する。
必要に応じて，判決文全文や参考文献を事前に配付する。

標準的な予習時間
約 3 時間

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
質問事項に対する準備状況・授業での発言，欠席状況などを総合考慮する。
期末試験　90%
このうち，80%相当分については，事例問題を出題し，分析能力・解答能力・文章力（日本語能力）などを総合考慮して評価する。10%相当分は，基礎知識確認試験を実施する。
各回のレジュメには，関連する内容の，あるいは，統治機構論に関する短答式試験問題を付する。解答の有無は，TKC の授業理解度テストのシステムにより，平常点として考慮する。

＜テキスト/Textbook ＞

佐藤幸治『日本国憲法論』第 2 版（成文堂，2020）

＜参考文献/Reference Book ＞

長谷部恭男ほか　編『憲法判例百選Ⅰ』第７版（有斐閣，2019）
長谷部恭男ほか　編『憲法判例百選Ⅱ』第７版（有斐閣，2019）
初宿正典ほか『憲法 Cases and Materials【憲法訴訟】』（有斐閣，2007）
初宿正典・大石眞　編『憲法 Cases and Materials【人権】』第２版（有斐閣，2013）

＜備考/Remarks ＞

zoom によるオンライン授業を実施（②③クラス），zoom によるオンライン授業を実施（感染終息状況や他科目の実施方法に鑑み，例えば GW 明けからは，教室での対面実施に切り換える可能性がある。①④クラス）

火曜日 3 講時

61200107-001　△行政法演習Ⅰ-1　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Administrative Law Seminar I-1

曽和　俊文　　佐伯　祐二

＜概要/Course Content Summary ＞

この演習は，行政救済法の諸問題を扱い，授業形式との折衷（１Ｌの行政法総論よりも双方向性を強めた形式）で行う。行政救済法とは，行政活動によって生じる権利・利益の侵害・制約からの救済に関する法であり，具体的には行政事件訴訟法，国家賠償法，損失補償法について学ぶ（行政不服審査法については，簡単に言及するにとどめる）。後掲のケースブックは，建築基準法，都市計画法などの重要な個別法律を登載した中型サイズの六法とあわせ，授業時と予習・復習時に必携である。受講者各自が後掲の教科書のうちどれかを基本書として予習の際に読んでいることを前提に，授業を進める。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

行政法総論の知識をも援用しつつ，権利利益の侵害等の主張がなされる事例について適切な救済方法の選択，請求の理由付けができるようにする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　行政事件訴訟総説
第 2 回　取消訴訟の訴訟要件〔1〕：処分性（1）
第 3 回　取消訴訟の訴訟要件〔1〕：処分性（2）
第 4 回　取消訴訟の訴訟要件〔2〕：原告適格（1）
第 5 回　取消訴訟の訴訟要件〔2〕：原告適格（2）
第 6 回　取消訴訟の訴訟要件〔3〕：狭義の訴えの利益
　　取消訴訟の審理，判決〔1〕：主張可能な違法事由の制限
第 7 回　取消訴訟の審理，判決〔2〕：理由の差し替え，判決の効力
第 8 回　取消訴訟の審理，判決〔3〕：立証責任，その他
　　取消訴訟以外の抗告訴訟〔1〕：無効等確認訴訟
第 9 回　取消訴訟以外の抗告訴訟〔2〕：不作為の違法確認訴訟，
　　義務付け訴訟（1 号），義務付け訴訟（2 号）
第 10 回　取消訴訟以外の抗告訴訟〔3〕：差止訴訟
　　当事者訴訟
第 11 回　仮の救済：執行停止，仮の差止め・義務付け
第 12 回　国家賠償法 1 条〔1〕
第 13 回　国家賠償法 1 条〔2〕
第 14 回　国家賠償法 2 条
第 15 回　損失補償法

予習の内容
初回の授業前に第 15 回までの授業レジュメほかの資料を配布する。各回のレジュメに掲載されている判例につき，ケースブック及び別途配布資料で事案と判旨を確認した上で授業に臨むこと。
標準的な予習時間
3 時間

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
授業時の応答の仕方，欠席状況
期末試験　90%
事例問題に関する具体的な法的論理構成の適否など

＜テキスト/Textbook ＞

塩野宏『行政法Ⅱ』第 6 版（有斐閣，2019），授業はレジュメに従って行うため，教科書や参考書の該当箇所と逐一の対照はしない（以下同様。但し，ケースブックは頻繁に参照する）。
神橋一彦『行政救済法』第 2 版（信山社，2016）
中原茂樹『基本行政法』第 3 版（日本評論社，2018）

＜参考文献/Reference Book ＞

稲葉馨ほか　編著『ケースブック行政法』第 6 版（弘文堂，2018）

＜備考/Remarks ＞

Zoom を利用して双方向オンライン授業を行う（受講開始時までの状況の変化によっては教室での対面授業に切り替えるが，その場合は事前に周知する）。講義資料は初回の授業前に One Drive 上にアップするほか，追加資料は随時 DUET もしくは e-class で配信する。なお，授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。

本科目は，京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻との単位互換プログラムにより，京都大学において開講される「公法総合 1 」を受講することによって，成績評価を受け，単位を取得することができる。詳しくは，別冊子を参照すること。

火曜日 3 講時

61200107-002　△行政法演習Ⅰ-2　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar

Administrative Law Seminar I-2

横田　光平

＜概要/Course Content Summary ＞

この演習は，行政救済法の諸問題を扱い，授業形式との折衷（１Ｌの行政法総論よりも双方向性を強めた形式）で行う。行政救済法とは，行政活動によって生じる権利・利益の侵害・制約からの救済に関する法であり，具体的には行政事件訴訟法，国家賠償法，損失補償法について学ぶ（行政不服審査法については，簡単に言及するにとどめる）。後掲のケースブックは，建築基準法，都市計画法などの重要な個別法律を登載した中型サイズの六法とあわせ，授業時と予習・復習時に必携である。受講者各自が後掲の教科書のうちどれかを基本書として予習の際に読んでいることを前提に，授業を進める。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

行政法総論の知識をも援用しつつ，権利利益の侵害等の主張がなされる事例について適切な救済方法の選択，請求の理由付けができるようにする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　行政事件訴訟総説
第 2 回　取消訴訟の訴訟要件〔1〕：処分性（1）
第 3 回　取消訴訟の訴訟要件〔1〕：処分性（2）
第 4 回　取消訴訟の訴訟要件〔2〕：原告適格（1）
第 5 回　取消訴訟の訴訟要件〔2〕：原告適格（2）
第 6 回　取消訴訟の訴訟要件〔3〕：狭義の訴えの利益
　　取消訴訟の審理，判決〔1〕：主張可能な違法事由の制限
第 7 回　取消訴訟の審理，判決〔2〕：理由の差し替え，判決の効力
第 8 回　取消訴訟の審理，判決〔3〕：立証責任，その他
　　取消訴訟以外の抗告訴訟〔1〕：無効等確認訴訟
第 9 回　取消訴訟以外の抗告訴訟〔2〕：不作為の違法確認訴訟，
　　義務付け訴訟（1 号），義務付け訴訟（2 号）
第 10 回　取消訴訟以外の抗告訴訟〔3〕：差止訴訟
　　当事者訴訟
第 11 回　仮の救済：執行停止，仮の差止め・義務付け
第 12 回　国家賠償法 1 条〔1〕
第 13 回　国家賠償法 1 条〔2〕
第 14 回　国家賠償法 2 条
第 15 回　損失補償法

予習の内容

初回の授業前に第 15 回までの授業レジュメほかの資料を配布する。各回のレジュメに掲載されている判例につき，ケースブック及び別途配布資料で事案と判旨を確認した上で授業に臨むこと。

標準的な予習時間

3 時間

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

授業時の応答の仕方，欠席状況

期末試験　90%

事例問題に関する具体的な法的論理構成の適否など

＜テキスト/Textbook ＞

塩野宏『行政法Ⅱ』第 6 版（有斐閣，2019），授業はレジュメに従って行うため，教科書や参考書の該当箇所と逐一の対照はしない（以下同様。但し，ケースブックは頻繁に参照する）。
神橋一彦『行政救済法』第 2 版（信山社，2016）
中原茂樹『基本行政法』第 3 版（日本評論社，2018）

＜参考文献/Reference Book ＞

稲葉馨ほか　編著『ケースブック行政法』第 6 版（弘文堂，2018）

＜備考/Remarks ＞

Zoom を利用して双方向オンライン授業を行う（受講開始時までの状況の変化によっては教室での対面授業に切り替えるが，その場合は事前に周知する）。講義資料は初回の授業前に One Drive 上にアップするほか，追加資料は随時 DUET もしくは e-class で配信する。なお，授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。

本科目は，京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻との単位互換プログラムにより，京都大学において開講される「公法総合 1 」を受講することによって，成績評価を受け，単位を取得することができる。詳しくは，別冊子を参照すること。

火曜日 4 講時

61200107-003　△行政法演習Ⅰ-3　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Administrative Law Seminar I-3

曽和　俊文　　横田　光平

＜概要/Course Content Summary ＞

この演習は，行政救済法の諸問題を扱い，授業形式との折衷（１Ｌの行政法総論よりも双方向性を強めた形式）で行う。行政救済法とは，行政活動によって生じる権利・利益の侵害・制約からの救済に関する法であり，具体的には行政事件訴訟法，国家賠償法，損失補償法について学ぶ（行政不服審査法については，簡単に言及するにとどめる）。後掲のケースブックは，建築基準法，都市計画法などの重要な個別法律を登載した中型サイズの六法とあわせ，授業時と予習・復習時に必携である。受講者各自が後掲の教科書のうちどれかを基本書として予習の際に読んでいることを前提に，授業を進める。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

行政法総論の知識をも援用しつつ，権利利益の侵害等の主張がなされる事例について適切な救済方法の選択，請求の理由付けができるようにする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　行政事件訴訟総説
第 2 回　取消訴訟の訴訟要件〔1〕：処分性（1）
第 3 回　取消訴訟の訴訟要件〔1〕：処分性（2）
第 4 回　取消訴訟の訴訟要件〔2〕：原告適格（1）
第 5 回　取消訴訟の訴訟要件〔2〕：原告適格（2）
第 6 回　取消訴訟の訴訟要件〔3〕：狭義の訴えの利益
　　取消訴訟の審理，判決〔1〕：主張可能な違法事由の制限
第 7 回　取消訴訟の審理，判決〔2〕：理由の差し替え，判決の効力
第 8 回　取消訴訟の審理，判決〔3〕：立証責任，その他
　　取消訴訟以外の抗告訴訟〔1〕：無効等確認訴訟
第 9 回　取消訴訟以外の抗告訴訟〔2〕：不作為の違法確認訴訟，
　　義務付け訴訟（1 号），義務付け訴訟（2 号）
第 10 回　取消訴訟以外の抗告訴訟〔3〕：差止訴訟
　　当事者訴訟
第 11 回　仮の救済：執行停止，仮の差止め・義務付け
第 12 回　国家賠償法 1 条〔1〕
第 13 回　国家賠償法 1 条〔2〕
第 14 回　国家賠償法 2 条
第 15 回　損失補償法

予習の内容
初回の授業前に第 15 回までの授業レジュメほかの資料を配布する。各回のレジュメに掲載されている判例につき，ケースブック及び別途配布資料で事案と判旨を確認した上で授業に臨むこと。
標準的な予習時間
3 時間

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
授業時の応答の仕方，欠席状況
期末試験　90%
事例問題に関する具体的な法的論理構成の適否など

＜テキスト/Textbook ＞

塩野宏『行政法Ⅱ』第 6 版（有斐閣，2019），授業はレジュメに従って行うため，教科書や参考書の該当箇所と逐一の対照はしない（以下同様。但し，ケースブックは頻繁に参照する）。
神橋一彦『行政救済法』第 2 版（信山社，2016）
中原茂樹『基本行政法』第 3 版（日本評論社，2018）

＜参考文献/Reference Book ＞

稲葉馨ほか　編著『ケースブック行政法』第 6 版（弘文堂，2018）

＜備考/Remarks ＞

Zoom を利用して双方向オンライン授業を行う（受講開始時までの状況の変化によっては教室での対面授業に切り替えるが，その場合は事前に周知する）。講義資料は初回の授業前に One Drive 上にアップするほか，追加資料は随時 DUET もしくは e-class で配信する。なお，授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。

本科目は，京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻との単位互換プログラムにより，京都大学において開講される「公法総合 1 」を受講することによって，成績評価を受け，単位を取得することができる。詳しくは，別冊子を参照すること。

火曜日 4 講時

61200107-004　△行政法演習Ⅰ-4　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar

Administrative Law Seminar I-4

佐伯　祐二

＜概要/Course Content Summary ＞

この演習は，行政救済法の諸問題を扱い，授業形式との折衷（１Ｌの行政法総論よりも双方向性を強めた形式）で行う。行政救済法とは，行政活動によって生じる権利・利益の侵害・制約からの救済に関する法であり，具体的には行政事件訴訟法，国家賠償法，損失補償法について学ぶ（行政不服審査法については，簡単に言及するにとどめる）。後掲のケースブックは，建築基準法，都市計画法などの重要な個別法律を登載した中型サイズの六法とあわせ，授業時と予習・復習時に必携である。受講者各自が後掲の教科書のうちどれかを基本書として予習の際に読んでいることを前提に，授業を進める。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

行政法総論の知識をも援用しつつ，権利利益の侵害等の主張がなされる事例について適切な救済方法の選択，請求の理由付けができるようにする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　行政事件訴訟総説
第 2 回　取消訴訟の訴訟要件〔1〕：処分性（1）
第 3 回　取消訴訟の訴訟要件〔1〕：処分性（2）
第 4 回　取消訴訟の訴訟要件〔2〕：原告適格（1）
第 5 回　取消訴訟の訴訟要件〔2〕：原告適格（2）
第 6 回　取消訴訟の訴訟要件〔3〕：狭義の訴えの利益
　　取消訴訟の審理，判決〔1〕：主張可能な違法事由の制限
第 7 回　取消訴訟の審理，判決〔2〕：理由の差し替え，判決の効力
第 8 回　取消訴訟の審理，判決〔3〕：立証責任，その他
　　取消訴訟以外の抗告訴訟〔1〕：無効等確認訴訟
第 9 回　取消訴訟以外の抗告訴訟〔2〕：不作為の違法確認訴訟，
　　義務付け訴訟（1 号），義務付け訴訟（2 号）
第 10 回　取消訴訟以外の抗告訴訟〔3〕：差止訴訟
　　当事者訴訟
第 11 回　仮の救済：執行停止，仮の差止め・義務付け
第 12 回　国家賠償法 1 条〔1〕
第 13 回　国家賠償法 1 条〔2〕
第 14 回　国家賠償法 2 条
第 15 回　損失補償法

予習の内容

初回の授業前に第 15 回までの授業レジュメほかの資料を配布する。各回のレジュメに掲載されている判例につき，ケースブック及び別途配布資料で事案と判旨を確認した上で授業に臨むこと。

標準的な予習時間

3 時間

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

授業時の応答の仕方，欠席状況

期末試験　90%

事例問題に関する具体的な法的論理構成の適否など

＜テキスト/Textbook ＞

塩野宏『行政法Ⅱ』第 6 版（有斐閣，2019），授業はレジュメに従って行うため，教科書や参考書の該当箇所と逐一の対照はしない（以下同様。但し，ケースブックは頻繁に参照する）。
神橋一彦『行政救済法』第 2 版（信山社，2016）
中原茂樹『基本行政法』第 3 版（日本評論社，2018）

＜参考文献/Reference Book ＞

稲葉馨ほか　編著『ケースブック行政法』第 6 版（弘文堂，2018）

＜備考/Remarks ＞

Zoom を利用して双方向オンライン授業を行う（受講開始時までの状況の変化によっては教室での対面授業に切り替えるが，その場合は事前に周知する）。講義資料は初回の授業前に One Drive 上にアップするほか，追加資料は随時 DUET もしくは e-class で配信する。なお，授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。

本科目は，京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻との単位互換プログラムにより，京都大学において開講される「公法総合 1 」を受講することによって，成績評価を受け，単位を取得することができる。詳しくは，別冊子を参照すること。

火曜日 3 講時

61200110-001　　〇行政法演習Ⅱ-1

1 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar ネット配信授業/Online(e-learning)

Administrative Law Seminar II-1

曽和　俊文　　佐伯　祐二

＜概要/Course Content Summary ＞

行政法演習Ⅰで扱えなかった，行政救済法の論点（行政不服審査法）を，最初の 2 回で講じる。次に，行政法総論と行政救済法の両面にわたる，基本的な事例問題を扱う。具体的には，選択科目の行政法総合演習Ⅰ・IIに先立ち，『事例研究〔第 3 版〕』の第 1 部の問題に取り組む。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

主に訴訟手続に関わる行政救済法の知識だけでなく，行政法総論の知識をも更に発展させ，事例問題について訴訟手続と本案に関わる基本的な議論を共に組み立てられるようにする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1,2 回	行政不服審査法	予習の内容のとおり　各 2 時間
第 3 回	『事例研究』第 1 部〔問題 1〕	3 時間（以下同じ）
第 4 回	『事例研究』第 1 部〔問題 2〕	
第 5 回	『事例研究』第 1 部〔問題 3〕	
第 6 回	『事例研究』第 1 部〔問題 4〕	
第 7 回	『事例研究』第 1 部〔問題 5〕	
第 8 回	『事例研究』第 1 部〔問題 6〕	

予習の内容

第 1，2 回については，事前に配布するレジュメを基に，基本書・ケースブック等の関連箇所とあわせて予習してもらう。第 3 回以降，『事例研究行政法』第 1 部〔問題 1〕～〔問題 6〕の各回については，各自で解答の筋書きを考え，少なくともメモ化しておくことを求める。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

授業時の応答，欠席状況

レポート　10%

第 3～8 回のうち授業回に先立って各自最低 1 回提出する，「関連問題」レポート

期末試験　80%

事例問題に関する具体的な法的論理構成の適否など

＜テキスト/Textbook ＞

曽和俊文ほか　編著『事例研究行政法』第 3 版（日本評論社，2016），第３回以降，毎回扱う問題が掲載されており，第３回以降は毎回必ず使用する。

＜参考文献/Reference Book ＞

稲葉馨ほか　編著『ケースブック行政法』第６版（弘文堂，2018），授業において適宜掲載判例を参照する。

＜備考/Remarks ＞

Zoom を利用して双方向オンライン授業を行う。第１，第２回のレジュメ，及び受講者各自が提出し教員が添削したレポートは，毎回の授業前に DUET もしくは e-class で配布する。なお，授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。

火曜日 3 講時

61200110-002　　〇行政法演習Ⅱ-2

1 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar ネット配信授業/Online(e-learning)

Administrative Law Seminar II-2

横田　光平

＜概要/Course Content Summary ＞

行政法演習Ⅰで扱えなかった，行政救済法の論点（行政不服審査法）を，最初の 2 回で講じる。次に，行政法総論と行政救済法の両面にわたる，基本的な事例問題を扱う。具体的には，選択科目の行政法総合演習Ⅰ・IIに先立ち，『事例研究〔第 3 版〕』の第 1 部の問題に取り組む。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

主に訴訟手続に関わる行政救済法の知識だけでなく，行政法総論の知識をも更に発展させ，事例問題について訴訟手続と本案に関わる基本的な議論を共に組み立てられるようにする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1,2 回	行政不服審査法	予習の内容のとおり　各 2 時間
第 3 回	『事例研究』第 1 部〔問題 1〕	3 時間（以下同じ）
第 4 回	『事例研究』第 1 部〔問題 2〕	
第 5 回	『事例研究』第 1 部〔問題 3〕	
第 6 回	『事例研究』第 1 部〔問題 4〕	
第 7 回	『事例研究』第 1 部〔問題 5〕	
第 8 回	『事例研究』第 1 部〔問題 6〕	

予習の内容

第 1，2 回については，事前に配布するレジュメを基に，基本書・ケースブック等の関連箇所とあわせて予習してもらう。第 3 回以降，『事例研究行政法』第 1 部〔問題 1〕～〔問題 6〕の各回については，各自で解答の筋書きを考え，少なくともメモ化しておくことを求める。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

授業時の応答，欠席状況

レポート　10%

第 3～8 回のうち授業回に先立って各自最低 1 回提出する，「関連問題」レポート

期末試験　80%

事例問題に関する具体的な法的論理構成の適否など

＜テキスト/Textbook ＞

曽和俊文ほか　編著『事例研究行政法』第 3 版（日本評論社，2016），第３回以降，毎回扱う問題が掲載されており，第３回以降は毎回必ず使用する。

＜参考文献/Reference Book ＞

稲葉馨ほか　編著『ケースブック行政法』第６版（弘文堂，2018），授業において適宜掲載判例を参照する。

＜備考/Remarks ＞

Zoom を利用して双方向オンライン授業を行う。第１，第２回のレジュメ，及び受講者各自が提出し教員が添削したレポートは，毎回の授業前に DUET もしくは e-class で配布する。なお，授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。

火曜日 4 講時

61200110-003　　〇行政法演習Ⅱ-3

1 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar ネット配信授業/Online(e-learning)

Administrative Law Seminar II-3

曽和　俊文　　横田　光平

＜概要/Course Content Summary ＞

行政法演習Ⅰで扱えなかった，行政救済法の論点（行政不服審査法）を，最初の 2 回で講じる。次に，行政法総論と行政救済法の両面にわたる，基本的な事例問題を扱う。具体的には，選択科目の行政法総合演習Ⅰ・IIに先立ち，『事例研究〔第 3 版〕』の第 1 部の問題に取り組む。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

主に訴訟手続に関わる行政救済法の知識だけでなく，行政法総論の知識をも更に発展させ，事例問題について訴訟手続と本案に関わる基本的な議論を共に組み立てられるようにする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1,2 回	行政不服審査法	予習の内容のとおり　各 2 時間
第 3 回	『事例研究』第 1 部〔問題 1〕	3 時間（以下同じ）
第 4 回	『事例研究』第 1 部〔問題 2〕	
第 5 回	『事例研究』第 1 部〔問題 3〕	
第 6 回	『事例研究』第 1 部〔問題 4〕	
第 7 回	『事例研究』第 1 部〔問題 5〕	
第 8 回	『事例研究』第 1 部〔問題 6〕	

予習の内容

第 1，2 回については，事前に配布するレジュメを基に，基本書・ケースブック等の関連箇所とあわせて予習してもらう。第 3 回以降，『事例研究行政法』第 1 部〔問題 1〕～〔問題 6〕の各回については，各自で解答の筋書きを考え，少なくともメモ化しておくことを求める。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

授業時の応答，欠席状況

レポート　10%

第 3～8 回のうち授業回に先立って各自最低 1 回提出する，「関連問題」レポート

期末試験　80%

事例問題に関する具体的な法的論理構成の適否など

＜テキスト/Textbook ＞

曽和俊文ほか　編著『事例研究行政法』第 3 版（日本評論社，2016），第３回以降，毎回扱う問題が掲載されており，第３回以降は毎回必ず使用する。

＜参考文献/Reference Book ＞

稲葉馨ほか　編著『ケースブック行政法』第６版（弘文堂，2018），授業において適宜掲載判例を参照する。

＜備考/Remarks ＞

Zoom を利用して双方向オンライン授業を行う。第１，第２回のレジュメ，及び受講者各自が提出し教員が添削したレポートは，毎回の授業前に DUET もしくは e-class で配布する。なお，授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。

火曜日 4 講時

61200110-004　　○行政法演習Ⅱ-4
1 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar ネット配信授業/Online(e-learning)
Administrative Law Seminar II-4

佐伯　祐二

＜概要/Course Content Summary ＞

行政法演習Ⅰで扱えなかった，行政救済法の論点（行政不服審査法）を，最初の 2 回で講じる。次に，行政法総論と行政救済法の両面にわたる，基本的な事例問題を扱う。具体的には，選択科目の行政法総合演習Ⅰ・IIに先立ち，『事例研究〔第 3 版〕』の第 1 部の問題に取り組む。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

主に訴訟手続に関わる行政救済法の知識だけでなく，行政法総論の知識をも更に発展させ，事例問題について訴訟手続と本案に関わる基本的な議論を共に組み立てられるようにする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1,2 回	行政不服審査法	予習の内容のとおり　各 2 時間
第 3 回	『事例研究』第 1 部〔問題 1〕	3 時間（以下同じ）
第 4 回	『事例研究』第 1 部〔問題 2〕	
第 5 回	『事例研究』第 1 部〔問題 3〕	
第 6 回	『事例研究』第 1 部〔問題 4〕	
第 7 回	『事例研究』第 1 部〔問題 5〕	
第 8 回	『事例研究』第 1 部〔問題 6〕	

予習の内容
第 1，2 回については，事前に配布するレジュメを基に，基本書・ケースブック等の関連箇所とあわせて予習してもらう。第 3 回以降，『事例研究行政法』第 1 部〔問題 1〕～〔問題 6〕の各回については，各自で解答の筋書きを考え，少なくともメモ化しておくことを求める。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
授業時の応答，欠席状況
レポート　10%
第 3～8 回のうち授業回に先立って各自最低 1 回提出する，「関連問題」レポート
期末試験　80%
事例問題に関する具体的な法的論理構成の適否など

＜テキスト/Textbook ＞

曽和俊文ほか　編著『事例研究行政法』第 3 版（日本評論社，2016），第３回以降，毎回扱う問題が掲載されており，第３回以降は毎回必ず使用する。

＜参考文献/Reference Book ＞

稲葉馨ほか　編著『ケースブック行政法』第６版（弘文堂，2018），授業において適宜掲載判例を参照する。

＜備考/Remarks ＞

Zoom を利用して双方向オンライン授業を行う。第１，第２回のレジュメ，及び受講者各自が提出し教員が添削したレポートは，毎回の授業前に DUET もしくは e-class で配布する。なお，授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。

金曜日 1 講時

61200110-005　△行政法演習Ⅱ-5　1 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar

Administrative Law Seminar II-5

佐伯　祐二

＜概要/Course Content Summary ＞

行政法演習Ⅰで扱えなかった，行政救済法の論点（行政不服審査法）を，最初の 2 回で講じる。次に，行政法総論と行政救済法の両面にわたる，基本的な事例問題を扱う。具体的には，選択科目の行政法総合演習Ⅰ・IIに先立ち，『事例研究〔第 3 版〕』の第 1 部の問題に取り組む。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

主に訴訟手続に関わる行政救済法の知識だけでなく，行政法総論の知識をも更に発展させ，事例問題について訴訟手続と本案に関わる基本的な議論を共に組み立てられるようにする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1,2 回	行政不服審査法	予習の内容のとおり　各 2 時間
第 3 回	『事例研究』第 1 部〔問題 1〕	3 時間（以下同じ）
第 4 回	『事例研究』第 1 部〔問題 2〕	
第 5 回	『事例研究』第 1 部〔問題 3〕	
第 6 回	『事例研究』第 1 部〔問題 4〕	
第 7 回	『事例研究』第 1 部〔問題 5〕	
第 8 回	『事例研究』第 1 部〔問題 6〕	

予習の内容

第 1，2 回については，事前に配布するレジュメを基に，基本書・ケースブック等の関連箇所とあわせて予習してもらう。第 3 回以降，『事例研究行政法』第 1 部〔問題 1〕～〔問題 6〕の各回については，各自で解答の筋書きを考え，少なくともメモ化しておくことを求める。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

授業時の応答，欠席状況

レポート　10%

第 3～8 回のうち授業回に先立って各自最低 1 回提出する，「関連問題」レポート

期末試験　80%

事例問題に関する具体的な法的論理構成の適否など

＜テキスト/Textbook ＞

曽和俊文ほか　編著『事例研究行政法』第 3 版（日本評論社，2016），第３回以降，毎回扱う問題が掲載されており，第３回以降は毎回必ず使用する。

＜参考文献/Reference Book ＞

稲葉馨ほか　編著『ケースブック行政法』第６版（弘文堂，2018），授業において適宜掲載判例を参照する。

＜備考/Remarks ＞

Zoom を利用して双方向オンライン授業を行う。第１，第２回のレジュメ，及び受講者各自が提出し教員が添削したレポートは，毎回の授業前に DUET もしくは e-class で配布する。なお，授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。

水曜日 1 講時

61200124-001　　○刑法演習Ⅰ-1
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar ネット配信授業/Online(e-learning)
Criminal Law Seminar I-1

松原　久利

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，刑法総論の基礎学力を習得した者の応用力を磨き，さらに将来の刑事司法実務に対応できる基礎的な能力の養成をめざす。

刑法においては，犯罪成立の一般原則や各犯罪成立要素の有機的な関連について，体系的に認識すると同時に，具体的な犯罪成立要件のあてはめの判断を行わなければ，抽象論や観念論に終始し，実務への架橋となり得ない。そこで，本演習では，刑法総論の重要な論点について，各回のテーマを基本にしつつ，具体的な重要判例や判例を基にして若干修正した事例の中から，論点をあげて犯罪の成立要件を検討するケース・スタディを演習形式で行う。こうしたケース・スタディを通して，刑法総論の論点について実践的な問題解決を行える実力の養成を図る。

受講生は，毎回，全員が事前に配付される事例について検討したうえで出席し，質疑応答やディベートを通じて，論理的に問題解決を導くことが求められる。

なお，受講生の理解度を確認するため，数回，練習問題の検討を行う予定である。そのために，授業計画を一部変更することがある。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

刑法総論上の重要論点について問題の所在や主な判例・学説の内容を正確に理解した上で，具体的な事例において犯罪論の体系に従い事実関係に即して適切に犯罪の成否を判断する能力を身につけることが，到達目標である。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	罪刑法定主義 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)刑罰法規の明確性と広汎性（最大判昭 60・10・3） (2)類推解釈の禁止（最判平 8・2・8） 実行行為の客観面 1－不真正不作為犯－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)不作為の因果関係（最決平 1・12・15） (2)不作為による殺人（最決平 17・7・4）	基本書や判例を読む。 択一問題や事例問題を解く。
第 2 回	実行行為の客観面 2－間接正犯－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)刑事未成年者の利用 1：間接正犯と教唆犯の限界（最決昭 58・9・21） (2)刑事未成年者の利用 2：共同正犯と教唆犯の限界（最決平 13・10・25） (3)コントロールド・デリバリーと間接正犯（最決平 9・10・30）	同上
第 3 回	実行行為の主観面 1－故意－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)覚せい剤輸入罪・同所持罪の故意内容（最決平 2・2・9） (2)具体的事実の錯誤と故意（最判昭 53・7・18） (3)抽象的事実の錯誤と故意（最決昭 54・3・27） (4)早すぎた結果の実現（最決平 16・3・22）	同上
第 4 回	実行行為の主観面 2－過失－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)予見可能性（最決平 1・3・14） (2)信頼の原則（最決平 16・7・13） (3)管理・監督過失（最決平 5・11・25）	同上
第 5 回	因果関係 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)被害者の特殊事情と因果関係（最判昭 6・6・17） (2)第三者の故意行為の介在と因果関係（最決平 2・11・20） (3)被害者の行為の介入と因果関係（最決平 15・7・16） (4)行為者の故意行為の介入と因果関係（最決昭 53・3・22）	同上

第 6 回	正当行為 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)被害者の同意（最決昭 55・11・13） (2)治療中止（最決平 21・12・7） 正当防衛 1 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)侵害の予期と急迫性・防衛の意思（最判昭 46・11・15，最判昭 52・7・21，最決平成 29・4・26）	同上
第 7 回	正当防衛 2 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)防衛行為の相当性（最判昭 44・12・4） (2)過剰防衛と「急迫不正の侵害」の終了時期（最判平 9・6・16） (3)量的過剰防衛（最決平 20・6・25，最決平 21・2・24）	同上
第 8 回	中間試験	試験問題の講評を踏まえて，自己の答案の改善点を認識する。
第 9 回	正当防衛 3 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)自招防衛（最決平 20・5・20） 緊急避難 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)強要された行為と緊急避難（東京地判平 8・6・26）	基本書や判例を読む。 択一問題や事例問題を解く。
第 10 回	責任能力と原因において自由な行為 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)責任能力の判断基準（最決昭 59・7・3，最判平 20・4・25） (2)故意犯と原因において自由な行為（大阪地判昭 51・3・4） (3)限定責任能力と原因において自由な行為（最決昭 43・2・27）	同上
第 11 回	違法性の意識 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)違法性の意識の可能性（最決昭 62・7・16） (2)事実の錯誤と違法性の錯誤（最判平 1・7・18） (3)誤想過剰防衛（最決昭 62・3・26）	同上
第 12 回	未遂犯 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)中止行為の任意性（福岡高判昭 61・3・6） (2)不作為による中止（福岡高判平 11・9・7） (3)結果防止行為の「真摯な努力」（大阪高判昭 44・10・17） (4)不能犯（広島高判昭 36・7・10） (5)実行の着手（最判平成 30・3・22）	同上
第 13 回	共同正犯 1 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)共謀共同正犯（最決平 15・5・1） (2)共同正犯と幇助犯（最決昭 57・7・16） (3)過失犯の共同正犯（最決平 28・7・12） (4)承継的共同正犯（最決平 24・11・6，最決平成 29・12・11）	同上
第 14 回	共同正犯 2 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)共同正犯と過剰防衛（最決平 4・6・5） (2)共同正犯と量的過剰防衛（最決平 6・12・6） 教唆犯と幇助犯 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)幇助の因果関係（東京高判平 2・2・21） (2)不作為の幇助（札幌高判平 12・3・16）	同上
第 15 回	共犯の関連問題 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)共犯と身分（最判昭 32・11・19） (2)共犯と錯誤（最判昭 25・7・11） (3)共犯の中止犯（最判昭 24・12・17） (4)共犯からの離脱（最決平 21・6・30）	同上

予習の内容

重要度の高いケースについては，テキストや体系書の該当部分で基礎を確認した上で，取り上げる判決・決定の原文や調査官解説を読んで，内容を理解する。

重要度のそれほど高くないケースについては，判例集や判例解説書等でポイントを確認する程度で足りる。

標準的な予習時間
2〜3 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
発言内容，レポート，小テスト，欠席状況などから評価する。
中間試験　20%
刑法総論の重要論点が複数含まれた事例問題を出題する。
期末試験　70%
刑法総論の重要論点が複数含まれた事例問題に対する分析能力，解答作成能力を 60%，期末におこなう基礎知識確認試験の成績を 10%の割合で勘案する。
教室での試験ができない場合は，持ち帰り試験（解答時間を限定したレポート試験）等に変更する可能性がある。

＜テキスト/Textbook ＞

佐伯仁志・橋爪隆編『刑法判例百選 I 総論』第 8 版（有斐閣，2020），ISBN:978-4-641-11550-7
配付物
基本教材（第 1 回授業開始前に配付する）
各回で取り上げる判決・決定の原文，調査官解説など（各授業日の 2 週間ほど前に配付する）

＜参考文献/Reference Book ＞

大塚裕史・十河太朗・塩谷毅・豊田兼彦『基本刑法 I 総論』第 3 版（日本評論社，2019），ISBN:978-4-535-52383-8
奥村正雄・松原久利・十河太朗・川崎友巳『判例教材刑法 I 総論』（成文堂，2013），ISBN:978-4-7923-1971-7
そのほか，各回で扱う判例に関する批評・解説を適宜使用する。

＜備考/Remarks ＞

授業実施方法：双方向オンライン
資料は前日までに e-class または DUET で配付する
利用するツール：Zoom，DUET，e-class(資料配付)
担当教員との連絡手段：e-class，DUET
オフィスアワーの時間指定はしないが，事前にメールで連絡があれば，
時間を設定してオンラインで対応する
ネット配信授業の配信方法：通信障害などで授業に参加できなかった場合には，申請に基づいて
録画した授業動画を配信する

水曜日 1 講時

61200124-002　　○刑法演習Ⅰ-2

2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar ネット配信授業/Online(e-learning)

Criminal Law Seminar I-2

十河　太朗

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，刑法総論の基礎学力を習得した者の応用力を磨き，さらに将来の刑事司法実務に対応できる基礎的な能力の養成をめざす。

刑法においては，犯罪成立の一般原則や各犯罪成立要素の有機的な関連について，体系的に認識すると同時に，具体的な犯罪成立要件のあてはめの判断を行わなければ，抽象論や観念論に終始し，実務への架橋となり得ない。そこで，本演習では，刑法総論の重要な論点について，各回のテーマを基本にしつつ，具体的な重要判例や判例を基にして若干修正した事例の中から，論点をあげて犯罪の成立要件を検討するケース・スタディを演習形式で行う。こうしたケース・スタディを通して，刑法総論の論点について実践的な問題解決を行える実力の養成を図る。

受講生は，毎回，全員が事前に配付される事例について検討したうえで出席し，質疑応答やディベートを通じて，論理的に問題解決を導くことが求められる。

なお，受講生の理解度を確認するため，数回，練習問題の検討を行う予定である。そのために，授業計画を一部変更することがある。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

刑法総論上の重要論点について問題の所在や主な判例・学説の内容を正確に理解した上で，具体的な事例において犯罪論の体系に従い事実関係に即して適切に犯罪の成否を判断する能力を身につけることが，到達目標である。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	罪刑法定主義 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)刑罰法規の明確性と広汎性（最大判昭 60・10・3） (2)類推解釈の禁止（最判平 8・2・8） 実行行為の客観面 1－不真正不作為犯－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)不作為の因果関係（最決平 1・12・15） (2)不作為による殺人（最決平 17・7・4）	基本書や判例を読む。 択一問題や事例問題を解く。
第 2 回	実行行為の客観面 2－間接正犯－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)刑事未成年者の利用 1：間接正犯と教唆犯の限界（最決昭 58・9・21） (2)刑事未成年者の利用 2：共同正犯と教唆犯の限界（最決平 13・10・25） (3)コントロールド・デリバリーと間接正犯（最決平 9・10・30）	同上
第 3 回	実行行為の主観面 1－故意－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)覚せい剤輸入罪・同所持罪の故意内容（最決平 2・2・9） (2)具体的事実の錯誤と故意（最判昭 53・7・18） (3)抽象的事実の錯誤と故意（最決昭 54・3・27） (4)早すぎた結果の実現（最決平 16・3・22）	同上
第 4 回	実行行為の主観面 2－過失－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)予見可能性（最決平 1・3・14） (2)信頼の原則（最決平 16・7・13） (3)管理・監督過失（最決平 5・11・25）	同上
第 5 回	因果関係 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)被害者の特殊事情と因果関係（最判昭 6・6・17） (2)第三者の故意行為の介在と因果関係（最決平 2・11・20） (3)被害者の行為の介入と因果関係（最決平 15・7・16） (4)行為者の故意行為の介入と因果関係（最決昭 53・3・22）	同上

第 6 回	正当行為 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)被害者の同意（最決昭 55・11・13） (2)治療中止（最決平 21・12・7） 正当防衛 1 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)侵害の予期と急迫性・防衛の意思（最判昭 46・11・15，最判昭 52・7・21，最決平成 29・4・26）	同上
第 7 回	正当防衛 2 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)防衛行為の相当性（最判昭 44・12・4） (2)過剰防衛と「急迫不正の侵害」の終了時期（最判平 9・6・16） (3)量的過剰防衛（最決平 20・6・25，最決平 21・2・24）	同上
第 8 回	中間試験	試験問題の講評を踏まえて，自己の答案の改善点を認識する。
第 9 回	正当防衛 3 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)自招防衛（最決平 20・5・20） 緊急避難 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)強要された行為と緊急避難（東京地判平 8・6・26）	基本書や判例を読む。 択一問題や事例問題を解く。
第 10 回	責任能力と原因において自由な行為 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)責任能力の判断基準（最決昭 59・7・3，最判平 20・4・25） (2)故意犯と原因において自由な行為（大阪地判昭 51・3・4） (3)限定責任能力と原因において自由な行為（最決昭 43・2・27）	同上
第 11 回	違法性の意識 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)違法性の意識の可能性（最決昭 62・7・16） (2)事実の錯誤と違法性の錯誤（最判平 1・7・18） (3)誤想過剰防衛（最決昭 62・3・26）	同上
第 12 回	未遂犯 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)中止行為の任意性（福岡高判昭 61・3・6） (2)不作為による中止（福岡高判平 11・9・7） (3)結果防止行為の「真摯な努力」（大阪高判昭 44・10・17） (4)不能犯（広島高判昭 36・7・10） (5)実行の着手（最判平成 30・3・22）	同上
第 13 回	共同正犯 1 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)共謀共同正犯（最決平 15・5・1） (2)共同正犯と幇助犯（最決昭 57・7・16） (3)過失犯の共同正犯（最決平 28・7・12） (4)承継的共同正犯（最決平 24・11・6，最決平成 29・12・11）	同上
第 14 回	共同正犯 2 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)共同正犯と過剰防衛（最決平 4・6・5） (2)共同正犯と量的過剰防衛（最決平 6・12・6） 教唆犯と幇助犯 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)幇助の因果関係（東京高判平 2・2・21） (2)不作為の幇助（札幌高判平 12・3・16）	同上
第 15 回	共犯の関連問題 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)共犯と身分（最判昭 32・11・19） (2)共犯と錯誤（最判昭 25・7・11） (3)共犯の中止犯（最判昭 24・12・17） (4)共犯からの離脱（最決平 21・6・30）	同上

予習の内容

重要度の高いケースについては，テキストや体系書の該当部分で基礎を確認した上で，取り上げる判決・決定の原文や調査官解説を読んで，内容を理解する。

重要度のそれほど高くないケースについては，判例集や判例解説書等でポイントを確認する程度で足りる。

標準的な予習時間
2〜3 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
発言内容，レポート，小テスト，欠席状況などから評価する。
中間試験　20%
刑法総論の重要論点が複数含まれた事例問題を出題する。
期末試験　70%
刑法総論の重要論点が複数含まれた事例問題に対する分析能力，解答作成能力を 60%，期末におこなう基礎知識確認試験の成績を 10%の割合で勘案する。
教室での試験ができない場合は，持ち帰り試験（解答時間を限定したレポート試験）等に変更する可能性がある。

＜テキスト/Textbook ＞

佐伯仁志・橋爪隆編『刑法判例百選 I 総論』第 8 版（有斐閣，2020），ISBN:978-4-641-11550-7
配付物
基本教材（第 1 回授業開始前に配付する）
各回で取り上げる判決・決定の原文，調査官解説など（各授業日の 2 週間ほど前に配付する）

＜参考文献/Reference Book ＞

大塚裕史・十河太朗・塩谷毅・豊田兼彦『基本刑法 I 総論』第 3 版（日本評論社，2019），ISBN:978-4-535-52383-8
奥村正雄・松原久利・十河太朗・川崎友巳『判例教材刑法 I 総論』（成文堂，2013），ISBN:978-4-7923-1971-7
そのほか，各回で扱う判例に関する批評・解説を適宜使用する。

＜備考/Remarks ＞

授業実施方法：双方向オンライン
資料は前日までに e-class または DUET で配付する
利用するツール：Zoom，DUET，e-class(資料配付)
担当教員との連絡手段：e-class，DUET
オフィスアワーの時間指定はしないが，事前にメールで連絡があれば，
時間を設定してオンラインで対応する
ネット配信授業の配信方法：通信障害などで授業に参加できなかった場合には，申請に基づいて
録画した授業動画を配信する

水曜日 2 講時

61200124-003　〇刑法演習Ⅰ-3
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar ネット配信授業/Online(e-learning)
Criminal Law Seminar I-3

松原　久利

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，刑法総論の基礎学力を習得した者の応用力を磨き，さらに将来の刑事司法実務に対応できる基礎的な能力の養成をめざす。

刑法においては，犯罪成立の一般原則や各犯罪成立要素の有機的な関連について，体系的に認識すると同時に，具体的な犯罪成立要件のあてはめの判断を行わなければ，抽象論や観念論に終始し，実務への架橋となり得ない。そこで，本演習では，刑法総論の重要な論点について，各回のテーマを基本にしつつ，具体的な重要判例や判例を基にして若干修正した事例の中から，論点をあげて犯罪の成立要件を検討するケース・スタディを演習形式で行う。こうしたケース・スタディを通して，刑法総論の論点について実践的な問題解決を行える実力の養成を図る。

受講生は，毎回，全員が事前に配付される事例について検討したうえで出席し，質疑応答やディベートを通じて，論理的に問題解決を導くことが求められる。

なお，受講生の理解度を確認するため，数回，練習問題の検討を行う予定である。そのために，授業計画を一部変更することがある。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

刑法総論上の重要論点について問題の所在や主な判例・学説の内容を正確に理解した上で，具体的な事例において犯罪論の体系に従い事実関係に即して適切に犯罪の成否を判断する能力を身につけることが，到達目標である。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	罪刑法定主義 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)刑罰法規の明確性と広汎性（最大判昭 60・10・3） (2)類推解釈の禁止（最判平 8・2・8） 実行行為の客観面 1－不真正不作為犯－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)不作為の因果関係（最決平 1・12・15） (2)不作為による殺人（最決平 17・7・4）	基本書や判例を読む。 択一問題や事例問題を解く。
第 2 回	実行行為の客観面 2－間接正犯－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)刑事未成年者の利用 1：間接正犯と教唆犯の限界（最決昭 58・9・21） (2)刑事未成年者の利用 2：共同正犯と教唆犯の限界（最決平 13・10・25） (3)コントロールド・デリバリーと間接正犯（最決平 9・10・30）	同上
第 3 回	実行行為の主観面 1－故意－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)覚せい剤輸入罪・同所持罪の故意内容（最決平 2・2・9） (2)具体的事実の錯誤と故意（最判昭 53・7・18） (3)抽象的事実の錯誤と故意（最決昭 54・3・27） (4)早すぎた結果の実現（最決平 16・3・22）	同上
第 4 回	実行行為の主観面 2－過失－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)予見可能性（最決平 1・3・14） (2)信頼の原則（最決平 16・7・13） (3)管理・監督過失（最決平 5・11・25）	同上
第 5 回	因果関係 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)被害者の特殊事情と因果関係（最判昭 6・6・17） (2)第三者の故意行為の介在と因果関係（最決平 2・11・20） (3)被害者の行為の介入と因果関係（最決平 15・7・16） (4)行為者の故意行為の介入と因果関係（最決昭 53・3・22）	同上

第 6 回	正当行為 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)被害者の同意（最決昭 55・11・13） (2)治療中止（最決平 21・12・7） 正当防衛 1 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)侵害の予期と急迫性・防衛の意思（最判昭 46・11・15，最判昭 52・7・21，最決平成 29・4・26）	同上
第 7 回	正当防衛 2 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)防衛行為の相当性（最判昭 44・12・4） (2)過剰防衛と「急迫不正の侵害」の終了時期（最判平 9・6・16） (3)量的過剰防衛（最決平 20・6・25，最決平 21・2・24）	同上
第 8 回	中間試験	試験問題の講評を踏まえて，自己の答案の改善点を認識する。
第 9 回	正当防衛 3 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)自招防衛（最決平 20・5・20） 緊急避難 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)強要された行為と緊急避難（東京地判平 8・6・26）	基本書や判例を読む。 択一問題や事例問題を解く。
第 10 回	責任能力と原因において自由な行為 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)責任能力の判断基準（最決昭 59・7・3，最判平 20・4・25） (2)故意犯と原因において自由な行為（大阪地判昭 51・3・4） (3)限定責任能力と原因において自由な行為（最決昭 43・2・27）	同上
第 11 回	違法性の意識 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)違法性の意識の可能性（最決昭 62・7・16） (2)事実の錯誤と違法性の錯誤（最判平 1・7・18） (3)誤想過剰防衛（最決昭 62・3・26）	同上
第 12 回	未遂犯 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)中止行為の任意性（福岡高判昭 61・3・6） (2)不作為による中止（福岡高判平 11・9・7） (3)結果防止行為の「真摯な努力」（大阪高判昭 44・10・17） (4)不能犯（広島高判昭 36・7・10） (5)実行の着手（最判平成 30・3・22）	同上
第 13 回	共同正犯 1 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)共謀共同正犯（最決平 15・5・1） (2)共同正犯と幇助犯（最決昭 57・7・16） (3)過失犯の共同正犯（最決平 28・7・12） (4)承継的共同正犯（最決平 24・11・6，最決平成 29・12・11）	同上
第 14 回	共同正犯 2 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)共同正犯と過剰防衛（最決平 4・6・5） (2)共同正犯と量的過剰防衛（最決平 6・12・6） 教唆犯と幇助犯 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)幇助の因果関係（東京高判平 2・2・21） (2)不作為の幇助（札幌高判平 12・3・16）	同上
第 15 回	共犯の関連問題 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 (1)共犯と身分（最判昭 32・11・19） (2)共犯と錯誤（最判昭 25・7・11） (3)共犯の中止犯（最判昭 24・12・17） (4)共犯からの離脱（最決平 21・6・30）	同上

予習の内容

重要度の高いケースについては，テキストや体系書の該当部分で基礎を確認した上で，取り上げる判決・決定の原文や調査官解説を読んで，内容を理解する。

重要度のそれほど高くないケースについては，判例集や判例解説書等でポイントを確認する程度で足りる。

標準的な予習時間
2〜3 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
発言内容，レポート，小テスト，欠席状況などから評価する。
中間試験　20%
刑法総論の重要論点が複数含まれた事例問題を出題する。
期末試験　70%
刑法総論の重要論点が複数含まれた事例問題に対する分析能力，解答作成能力を 60%，期末におこなう基礎知識確認試験の成績を 10%の割合で勘案する。
教室での試験ができない場合は，持ち帰り試験（解答時間を限定したレポート試験）等に変更する可能性がある。

＜テキスト/Textbook ＞

佐伯仁志・橋爪隆編『刑法判例百選 I 総論』第 8 版（有斐閣，2020），ISBN:978-4-641-11550-7
配付物
基本教材（第 1 回授業開始前に配付する）
各回で取り上げる判決・決定の原文，調査官解説など（各授業日の 2 週間ほど前に配付する）

＜参考文献/Reference Book ＞

大塚裕史・十河太朗・塩谷毅・豊田兼彦『基本刑法 I 総論』第 3 版（日本評論社，2019），ISBN:978-4-535-52383-8
奥村正雄・松原久利・十河太朗・川崎友巳『判例教材刑法 I 総論』（成文堂，2013），ISBN:978-4-7923-1971-7
そのほか，各回で扱う判例に関する批評・解説を適宜使用する。

＜備考/Remarks ＞

授業実施方法：双方向オンライン
資料は前日までに e-class または DUET で配付する
利用するツール：Zoom，DUET，e-class(資料配付)
担当教員との連絡手段：e-class，DUET
オフィスアワーの時間指定はしないが，事前にメールで連絡があれば，
時間を設定してオンラインで対応する
ネット配信授業の配信方法：通信障害などで授業に参加できなかった場合には，申請に基づいて
録画した授業動画を配信する

水曜日 1 講時

61200125-001　△刑法演習Ⅱ-1　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Criminal Law Seminar II-1

十河　太朗

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，刑法各論の基礎学力を習得した者の応用力を磨き，さらに将来の刑事司法実務に対応できる基礎的な能力の養成をめざす。

刑法においては　犯罪成立の一般原則や各犯罪成立要素の有機的な関連について，体系的に認識すると同時に，具体的な犯罪成立要件のあてはめの判断を行わなければ，抽象論や観念論に終始し，実務への架橋となり得ない。そこで，本演習では，刑法各論の重要な論点について，各回のテーマを基本にしつつ，具体的な重要判例や判例を基にして若干修正した事例の中から，論点をあげて犯罪の成立要件を検討するケース・スタディを演習形式で行う。こうしたケース・スタディを通して，刑法各論の論点について実践的な問題解決を行える実力の養成を図る。

受講生は，毎回，全員が事前に配付される事例について検討したうえで出席し，質疑応答やディベートを通じて，論理的に問題解決を導くことが求められる。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

刑法各論上の重要論点について問題の所在や主な判例・学説の内容を正確に理解した上で，具体的な事例において各犯罪の成立要件を充足するかどうかを事実関係に即して適切に判断する能力を身につけることが，到達目標である。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	生命および身体に対する罪 1 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜殺人罪＞ (1) 自殺関与罪・同意殺人罪と殺人罪の限界（最判昭和 33・11・21） ＜傷害罪＞ (1) 傷害の意義（最決平 17・3・29） (2) 胎児傷害・致死（最決昭 63・2・29） (3) 同時傷害の特例（最決平 28・3・24）	基本書や判例を読む。 択一問題や事例問題を解く。
第 2 回	生命および身体に対する罪 2 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜遺棄罪＞ (1) ひき逃げ（最判昭 34・7・24） 自由および私生活の平穏に対する罪 1 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜逮捕・監禁罪＞ (1) 偽計による監禁（最決昭 38・4・18） ＜住居侵入罪＞ (1) 集合住宅の共用部分への立入り（最判平 20・4・11）	同上
第 3 回	自由および私生活の平穏に対する罪 2 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜業務妨害罪＞ (1) 公務員の公務に対する業務妨害（最決平 14・9・30） 名誉および信用に対する罪 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜名誉毀損罪＞ (1) 名誉毀損罪における真実性の錯誤（最大判昭 44・6・25）	同上
第 4 回	財産に対する罪 1－財産罪総論－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜財産罪総論＞ (1) 窃盗罪の保護法益（最決平 1・7・7） (2) 廃棄目的と不法領得の意思（最決平 16・11・	同上

	30） (3) 使用窃盗と不法領得の意思（最判昭和 55・10・30）	
第 5 回	財産に対する罪 2－窃盗罪と強盗罪(1)－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜窃盗罪＞ (1) 占有の意義（最決平 16・8・25） (2) 死者の占有（最判昭 41・4・8）	同上
第 6 回	財産に対する罪 2－窃盗罪と強盗罪(2)－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜強盗罪＞ (1) 暴行後の領得意思（東京高判平 20・3・19） (2) 財物奪取後の暴行と 2 項強盗罪（最決昭 61・11・18） (3) 事後強盗（最決平 16・12・10）	同上
第 7 回	財産に対する罪 3－詐欺罪と恐喝罪(1)－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜詐欺罪＞ (1) 詐欺罪における財産上の損害（最判平 13・7・19） (2) 搭乗券の詐取（最決平 22・7・29） (3) クレジットカードの不正使用（最決平 16・2・9）	同上
第 8 回	中間試験	試験問題の講評を踏まえて，自己の答案の改善点を認識する。
第 9 回	財産に対する罪 3－詐欺罪と恐喝罪(2)－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜詐欺罪＞ (1) 誤振込み（最決平 15・3・12） ＜恐喝罪＞ (1) 権利行使と恐喝罪（最判昭 30・10・14） 財産に対する罪 4－横領罪と背任罪(1)－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜横領罪＞ (1) 不法原因給付物と横領（最判昭 36・10・10）	基本書や判例を読む。 択一問題や事例問題を解く。
第 10 回	財産に対する罪 4－横領罪と背任罪(2)－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜横領罪＞ (1) 横領罪における不法領得の意思（最決平 13・11・5） (2) 横領後の横領（最大判平 15・4・23） (3) 親族相盗例（最決平 20・2・18） ＜背任罪＞ (1) 背任罪における「図利加害目的」（最決平 10・11・25）	同上
第 11 回	財産に対する罪 4－横領罪と背任罪(3)－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜背任罪＞ (1) 背任罪と横領罪の区別（最判昭 34・2・13） 財産に対する罪 5－盗品等の罪－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜盗品等の罪＞ (1) 被害者に対する盗品の売却あっせん（最決平 14・7・1）	同上
第 12 回	公衆の平穏および安全に対する罪 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜放火罪＞ (1) 難燃性建造物に対する放火罪（最決平 1・7・7） (2) 公共の危険の意義（最決平 15・4・14） (3) 公共の危険の認識（最決昭 60・3・28）	同上
第 13 回	公共の信用に対する罪 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。	同上

＜文書偽造罪＞
(1) 架空人名義の履歴書作成（最決平 11・12・20）
(2) 資格の冒用（最決平 15・10・6）
(3) 虚偽公文書作成罪の間接正犯（最判昭 32・10・4）

第 14 回 公務の執行を妨害する罪 同上
以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。
＜公務執行妨害罪＞
(1) 「職務を執行するに当たり」の意義（最決平 1・3・10）
(2) 職務行為の適法性（最大判昭 42・5・24）
刑事司法作用に対する罪 1
以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。
＜犯人蔵匿罪＞
(1) 身代わり犯人（最決平 1・5・1）
＜証拠隠滅罪＞
(1) 内容虚偽の供述調書の作成と証拠偽造罪（最決平 28・3・31）

第 15 回 刑事司法作用に対する罪 2 同上
以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。
＜偽証罪＞
(1) 虚偽の陳述の意義（大判大 3・4・29）
汚職の罪
以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。
＜賄賂の罪＞
(1) 社交儀礼と賄賂罪（最判昭 50・4・24）
(2) 一般的職務権限の限界（最大判平 7・2・22）
(3) 警察官の職務権限と収賄罪（最決平 17・3・11）

予習の内容
重要度の高いケースについては，テキストや体系書の該当部分で基礎を確認した上で，取り上げる判決・決定の原文や調査官解説を読んで内容を理解する。
重要度のそれほど高くないケースについては，判例集や判例解説書等でポイントを確認する程度で足りる。
標準的な予習時間
2〜3 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点 10%
発言内容，レポート，小テスト，欠席状況などから評価する。
中間試験 20%
刑法各論の重要論点が複数含まれた事例問題を出題する。
期末試験 70%
刑法各論の重要論点が複数含まれた事例問題に対する分析能力，解答作成能力を 60%，期末におこなう基礎知識確認試験の成績を 10%の割合で勘案し，評価をおこなう。

＜テキスト/Textbook ＞

佐伯仁志・橋爪隆編『刑法判例百選Ⅱ各論』第 8 版（有斐閣，2020），ISBN:978-4-641-11551-4
配付物
基本教材（第 1 回授業開始前に配付する）
各回で取り上げる判決・決定の原文，調査官解説など（各授業日の 2 週間ほど前に配付する）

＜参考文献/Reference Book ＞

大塚裕史・十河太朗・塩谷毅・豊田兼彦『基本刑法Ⅱ各論』第 2 版（日本評論社，2018），ISBN:978-4-535-52240-4
そのほか，各回で扱う判例に関する批評・解説を適宜使用する

＜備考/Remarks ＞

本科目は，京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻との単位互換プログラムにより，京都大学において開講される「刑法総合 2」を受講することによって，成績評価を受け，単位を取得することができる。詳しくは，別冊子を参照すること。

授業実施方法：双方向オンライン
資料は前日までに e-class または DUET で配付する
利用するツール：Zoom，DUET，e-class(資料配付)
担当教員との連絡手段：e-class，DUET
オフィスアワーの時間指定はしないが，事前にメールで連絡があれば，
時間を設定してオンラインで対応する
ネット配信授業の配信方法：通信障害などで授業に参加できなかった場合には，申請に基づいて
録画した授業動画を配信する

水曜日 1 講時

61200125-002　△刑法演習Ⅱ-2　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Criminal Law Seminar II-2

松原　久利

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，刑法各論の基礎学力を習得した者の応用力を磨き，さらに将来の刑事司法実務に対応できる基礎的な能力の養成をめざす。

刑法においては　犯罪成立の一般原則や各犯罪成立要素の有機的な関連について，体系的に認識すると同時に，具体的な犯罪成立要件のあてはめの判断を行わなければ，抽象論や観念論に終始し，実務への架橋となり得ない。そこで，本演習では，刑法各論の重要な論点について，各回のテーマを基本にしつつ，具体的な重要判例や判例を基にして若干修正した事例の中から，論点をあげて犯罪の成立要件を検討するケース・スタディを演習形式で行う。こうしたケース・スタディを通して，刑法各論の論点について実践的な問題解決を行える実力の養成を図る。

受講生は，毎回，全員が事前に配付される事例について検討したうえで出席し，質疑応答やディベートを通じて，論理的に問題解決を導くことが求められる。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

刑法各論上の重要論点について問題の所在や主な判例・学説の内容を正確に理解した上で，具体的な事例において各犯罪の成立要件を充足するかどうかを事実関係に即して適切に判断する能力を身につけることが，到達目標である。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	生命および身体に対する罪 1 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜殺人罪＞ (1) 自殺関与罪・同意殺人罪と殺人罪の限界（最判昭和 33・11・21） ＜傷害罪＞ (1) 傷害の意義（最決平 17・3・29） (2) 胎児傷害・致死（最決昭 63・2・29） (3) 同時傷害の特例（最決平 28・3・24）	基本書や判例を読む。 択一問題や事例問題を解く。
第 2 回	生命および身体に対する罪 2 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜遺棄罪＞ (1) ひき逃げ（最判昭 34・7・24） 自由および私生活の平穏に対する罪 1 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜逮捕・監禁罪＞ (1) 偽計による監禁（最決昭 38・4・18） ＜住居侵入罪＞ (1) 集合住宅の共用部分への立入り（最判平 20・4・11）	同上
第 3 回	自由および私生活の平穏に対する罪 2 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜業務妨害罪＞ (1) 公務員の公務に対する業務妨害（最決平 14・9・30） 名誉および信用に対する罪 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜名誉毀損罪＞ (1) 名誉毀損罪における真実性の錯誤（最大判昭 44・6・25）	同上
第 4 回	財産に対する罪 1－財産罪総論－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜財産罪総論＞ (1) 窃盗罪の保護法益（最決平 1・7・7） (2) 廃棄目的と不法領得の意思（最決平 16・11・	同上

	30） (3) 使用窃盗と不法領得の意思（最判昭和 55・10・30）	
第 5 回	財産に対する罪 2－窃盗罪と強盗罪(1)－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜窃盗罪＞ (1) 占有の意義（最決平 16・8・25） (2) 死者の占有（最判昭 41・4・8）	同上
第 6 回	財産に対する罪 2－窃盗罪と強盗罪(2)－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜強盗罪＞ (1) 暴行後の領得意思（東京高判平 20・3・19） (2) 財物奪取後の暴行と 2 項強盗罪（最決昭 61・11・18） (3) 事後強盗（最決平 16・12・10）	同上
第 7 回	財産に対する罪 3－詐欺罪と恐喝罪(1)－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜詐欺罪＞ (1) 詐欺罪における財産上の損害（最判平 13・7・19） (2) 搭乗券の詐取（最決平 22・7・29） (3) クレジットカードの不正使用（最決平 16・2・9）	同上
第 8 回	中間試験	試験問題の講評を踏まえて，自己の答案の改善点を認識する。
第 9 回	財産に対する罪 3－詐欺罪と恐喝罪(2)－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜詐欺罪＞ (1) 誤振込み（最決平 15・3・12） ＜恐喝罪＞ (1) 権利行使と恐喝罪（最判昭 30・10・14） 財産に対する罪 4－横領罪と背任罪(1)－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜横領罪＞ (1) 不法原因給付物と横領（最判昭 36・10・10）	基本書や判例を読む。 択一問題や事例問題を解く。
第 10 回	財産に対する罪 4－横領罪と背任罪(2)－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜横領罪＞ (1) 横領罪における不法領得の意思（最決平 13・11・5） (2) 横領後の横領（最大判平 15・4・23） (3) 親族相盗例（最決平 20・2・18） ＜背任罪＞ (1) 背任罪における「図利加害目的」（最決平 10・11・25）	同上
第 11 回	財産に対する罪 4－横領罪と背任罪(3)－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜背任罪＞ (1) 背任罪と横領罪の区別（最判昭 34・2・13） 財産に対する罪 5－盗品等の罪－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜盗品等の罪＞ (1) 被害者に対する盗品の売却あっせん（最決平 14・7・1）	同上
第 12 回	公衆の平穏および安全に対する罪 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜放火罪＞ (1) 難燃性建造物に対する放火罪（最決平 1・7・7） (2) 公共の危険の意義（最決平 15・4・14） (3) 公共の危険の認識（最決昭 60・3・28）	同上
第 13 回	公共の信用に対する罪 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。	同上

＜文書偽造罪＞
(1) 架空人名義の履歴書作成（最決平 11・12・20）
(2) 資格の冒用（最決平 15・10・6）
(3) 虚偽公文書作成罪の間接正犯（最判昭 32・10・4）

第 14 回 公務の執行を妨害する罪 同上
以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。
＜公務執行妨害罪＞
(1) 「職務を執行するに当たり」の意義（最決平 1・3・10）
(2) 職務行為の適法性（最大判昭 42・5・24）
刑事司法作用に対する罪 1
以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。
＜犯人蔵匿罪＞
(1) 身代わり犯人（最決平 1・5・1）
＜証拠隠滅罪＞
(1) 内容虚偽の供述調書の作成と証拠偽造罪（最決平 28・3・31）

第 15 回 刑事司法作用に対する罪 2 同上
以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。
＜偽証罪＞
(1) 虚偽の陳述の意義（大判大 3・4・29）
汚職の罪
以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。
＜賄賂の罪＞
(1) 社交儀礼と賄賂罪（最判昭 50・4・24）
(2) 一般的職務権限の限界（最大判平 7・2・22）
(3) 警察官の職務権限と収賄罪（最決平 17・3・11）

予習の内容
重要度の高いケースについては，テキストや体系書の該当部分で基礎を確認した上で，取り上げる判決・決定の原文や調査官解説を読んで内容を理解する。
重要度のそれほど高くないケースについては，判例集や判例解説書等でポイントを確認する程度で足りる。
標準的な予習時間
2〜3 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点 10%
発言内容，レポート，小テスト，欠席状況などから評価する。
中間試験 20%
刑法各論の重要論点が複数含まれた事例問題を出題する。
期末試験 70%
刑法各論の重要論点が複数含まれた事例問題に対する分析能力，解答作成能力を 60%，期末におこなう基礎知識確認試験の成績を 10%の割合で勘案し，評価をおこなう。

＜テキスト/Textbook ＞

佐伯仁志・橋爪隆編『刑法判例百選Ⅱ各論』第 8 版（有斐閣，2020），ISBN:978-4-641-11551-4
配付物
基本教材（第 1 回授業開始前に配付する）
各回で取り上げる判決・決定の原文，調査官解説など（各授業日の 2 週間ほど前に配付する）

＜参考文献/Reference Book ＞

大塚裕史・十河太朗・塩谷毅・豊田兼彦『基本刑法Ⅱ各論』第 2 版（日本評論社，2018），ISBN:978-4-535-52240-4
そのほか，各回で扱う判例に関する批評・解説を適宜使用する

＜備考/Remarks ＞

本科目は，京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻との単位互換プログラムにより，京都大学において開講される「刑法総合 2」を受講することによって，成績評価を受け，単位を取得することができる。詳しくは，別冊子を参照すること。

授業実施方法：双方向オンライン
資料は前日までに e-class または DUET で配付する
利用するツール：Zoom，DUET，e-class(資料配付)
担当教員との連絡手段：e-class，DUET
オフィスアワーの時間指定はしないが，事前にメールで連絡があれば，
時間を設定してオンラインで対応する
ネット配信授業の配信方法：通信障害などで授業に参加できなかった場合には，申請に基づいて
録画した授業動画を配信する

水曜日 2 講時

61200125-003　△刑法演習Ⅱ-3　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Criminal Law Seminar II-3

十河　太朗

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，刑法各論の基礎学力を習得した者の応用力を磨き，さらに将来の刑事司法実務に対応できる基礎的な能力の養成をめざす。

刑法においては　犯罪成立の一般原則や各犯罪成立要素の有機的な関連について，体系的に認識すると同時に，具体的な犯罪成立要件のあてはめの判断を行わなければ，抽象論や観念論に終始し，実務への架橋となり得ない。そこで，本演習では，刑法各論の重要な論点について，各回のテーマを基本にしつつ，具体的な重要判例や判例を基にして若干修正した事例の中から，論点をあげて犯罪の成立要件を検討するケース・スタディを演習形式で行う。こうしたケース・スタディを通して，刑法各論の論点について実践的な問題解決を行える実力の養成を図る。

受講生は，毎回，全員が事前に配付される事例について検討したうえで出席し，質疑応答やディベートを通じて，論理的に問題解決を導くことが求められる。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

刑法各論上の重要論点について問題の所在や主な判例・学説の内容を正確に理解した上で，具体的な事例において各犯罪の成立要件を充足するかどうかを事実関係に即して適切に判断する能力を身につけることが，到達目標である。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	生命および身体に対する罪 1 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜殺人罪＞ (1) 自殺関与罪・同意殺人罪と殺人罪の限界（最判昭和 33・11・21） ＜傷害罪＞ (1) 傷害の意義（最決平 17・3・29） (2) 胎児傷害・致死（最決昭 63・2・29） (3) 同時傷害の特例（最決平 28・3・24）	基本書や判例を読む。 択一問題や事例問題を解く。
第 2 回	生命および身体に対する罪 2 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜遺棄罪＞ (1) ひき逃げ（最判昭 34・7・24） 自由および私生活の平穏に対する罪 1 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜逮捕・監禁罪＞ (1) 偽計による監禁（最決昭 38・4・18） ＜住居侵入罪＞ (1) 集合住宅の共用部分への立入り（最判平 20・4・11）	同上
第 3 回	自由および私生活の平穏に対する罪 2 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜業務妨害罪＞ (1) 公務員の公務に対する業務妨害（最決平 14・9・30） 名誉および信用に対する罪 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜名誉毀損罪＞ (1) 名誉毀損罪における真実性の錯誤（最大判昭 44・6・25）	同上
第 4 回	財産に対する罪 1－財産罪総論－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜財産罪総論＞ (1) 窃盗罪の保護法益（最決平 1・7・7） (2) 廃棄目的と不法領得の意思（最決平 16・11・	同上

	30） (3) 使用窃盗と不法領得の意思（最判昭和 55・10・30）	
第 5 回	財産に対する罪 2－窃盗罪と強盗罪(1)－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜窃盗罪＞ (1) 占有の意義（最決平 16・8・25） (2) 死者の占有（最判昭 41・4・8）	同上
第 6 回	財産に対する罪 2－窃盗罪と強盗罪(2)－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜強盗罪＞ (1) 暴行後の領得意思（東京高判平 20・3・19） (2) 財物奪取後の暴行と 2 項強盗罪（最決昭 61・11・18） (3) 事後強盗（最決平 16・12・10）	同上
第 7 回	財産に対する罪 3－詐欺罪と恐喝罪(1)－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜詐欺罪＞ (1) 詐欺罪における財産上の損害（最判平 13・7・19） (2) 搭乗券の詐取（最決平 22・7・29） (3) クレジットカードの不正使用（最決平 16・2・9）	同上
第 8 回	中間試験	試験問題の講評を踏まえて，自己の答案の改善点を認識する。
第 9 回	財産に対する罪 3－詐欺罪と恐喝罪(2)－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜詐欺罪＞ (1) 誤振込み（最決平 15・3・12） ＜恐喝罪＞ (1) 権利行使と恐喝罪（最判昭 30・10・14） 財産に対する罪 4－横領罪と背任罪(1)－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜横領罪＞ (1) 不法原因給付物と横領（最判昭 36・10・10）	基本書や判例を読む。 択一問題や事例問題を解く。
第 10 回	財産に対する罪 4－横領罪と背任罪(2)－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜横領罪＞ (1) 横領罪における不法領得の意思（最決平 13・11・5） (2) 横領後の横領（最大判平 15・4・23） (3) 親族相盗例（最決平 20・2・18） ＜背任罪＞ (1) 背任罪における「図利加害目的」（最決平 10・11・25）	同上
第 11 回	財産に対する罪 4－横領罪と背任罪(3)－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜背任罪＞ (1) 背任罪と横領罪の区別（最判昭 34・2・13） 財産に対する罪 5－盗品等の罪－ 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜盗品等の罪＞ (1) 被害者に対する盗品の売却あっせん（最決平 14・7・1）	同上
第 12 回	公衆の平穏および安全に対する罪 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。 ＜放火罪＞ (1) 難燃性建造物に対する放火罪（最決平 1・7・7） (2) 公共の危険の意義（最決平 15・4・14） (3) 公共の危険の認識（最決昭 60・3・28）	同上
第 13 回	公共の信用に対する罪 以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。	同上

＜文書偽造罪＞
(1) 架空人名義の履歴書作成（最決平 11・12・20）
(2) 資格の冒用（最決平 15・10・6）
(3) 虚偽公文書作成罪の間接正犯（最判昭 32・10・4）

第 14 回 公務の執行を妨害する罪 同上
以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。
＜公務執行妨害罪＞
(1) 「職務を執行するに当たり」の意義（最決平 1・3・10）
(2) 職務行為の適法性（最大判昭 42・5・24）
刑事司法作用に対する罪 1
以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。
＜犯人蔵匿罪＞
(1) 身代わり犯人（最決平 1・5・1）
＜証拠隠滅罪＞
(1) 内容虚偽の供述調書の作成と証拠偽造罪（最決平 28・3・31）

第 15 回 刑事司法作用に対する罪 2 同上
以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。
＜偽証罪＞
(1) 虚偽の陳述の意義（大判大 3・4・29）
汚職の罪
以下の論点につき，判例を中心に検討を加える。
＜賄賂の罪＞
(1) 社交儀礼と賄賂罪（最判昭 50・4・24）
(2) 一般的職務権限の限界（最大判平 7・2・22）
(3) 警察官の職務権限と収賄罪（最決平 17・3・11）

予習の内容
重要度の高いケースについては，テキストや体系書の該当部分で基礎を確認した上で，取り上げる判決・決定の原文や調査官解説を読んで内容を理解する。
重要度のそれほど高くないケースについては，判例集や判例解説書等でポイントを確認する程度で足りる。
標準的な予習時間
2〜3 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点 10%
発言内容，レポート，小テスト，欠席状況などから評価する。
中間試験 20%
刑法各論の重要論点が複数含まれた事例問題を出題する。
期末試験 70%
刑法各論の重要論点が複数含まれた事例問題に対する分析能力，解答作成能力を 60%，期末におこなう基礎知識確認試験の成績を 10%の割合で勘案し，評価をおこなう。

＜テキスト/Textbook ＞

佐伯仁志・橋爪隆編『刑法判例百選Ⅱ各論』第 8 版（有斐閣，2020），ISBN:978-4-641-11551-4
配付物
基本教材（第 1 回授業開始前に配付する）
各回で取り上げる判決・決定の原文，調査官解説など（各授業日の 2 週間ほど前に配付する）

＜参考文献/Reference Book ＞

大塚裕史・十河太朗・塩谷毅・豊田兼彦『基本刑法Ⅱ各論』第 2 版（日本評論社，2018），ISBN:978-4-535-52240-4
そのほか，各回で扱う判例に関する批評・解説を適宜使用する

＜備考/Remarks ＞

本科目は，京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻との単位互換プログラムにより，京都大学において開講される「刑法総合 2」を受講することによって，成績評価を受け，単位を取得することができる。詳しくは，別冊子を参照すること。

授業実施方法：双方向オンライン
資料は前日までに e-class または DUET で配付する
利用するツール：Zoom，DUET，e-class(資料配付)
担当教員との連絡手段：e-class，DUET
オフィスアワーの時間指定はしないが，事前にメールで連絡があれば，
時間を設定してオンラインで対応する
ネット配信授業の配信方法：通信障害などで授業に参加できなかった場合には，申請に基づいて
録画した授業動画を配信する

木曜日 3 講時

61200126-001　△刑事訴訟法演習Ⅰ-1　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Criminal Procedure Seminar I-1

濵田　毅

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習は，刑事訴訟法の基礎的な学力を習得した者の応用力を磨き，さらに将来の刑事司法実務に対応できる能力の養成をめざす。

刑事訴訟の実務においては，具体的な刑事手続の中で発生する実際の問題の処理こそが重要である。そこで，本演習においては，刑事訴訟法の重要な論点について，判例・裁判例などを素材とした事例の中から，論点をあげて検討するケース・スタディを演習形式で行う。このような手法を通して，刑事訴訟法の論点について実践的な問題解決を行うことのできる実力の養成を図る。

受講生は，各授業において積極的に発言することが求められ，また，事前に指定回の事例問題についてのレポート提出（少なくとも 3 回）を求められる。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

学生は，刑事訴訟法上の重要な論点について，具体的な事例の検討を通じて，問題点の所在，主要な判例・学説の状況を正確に理解したうえ，説得的な論理を構築して，適切な問題解決を図ることができるようになることを目標とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	強制捜査と任意捜査に関する諸問題 ⑴　強制処分の意義 ⑵　強制処分法定主義と令状主義 ⑶　任意処分の適法性 ⑷　写真・ビデオ撮影の適法性 ⑸　任意取調べの適法性	指定の参考判例・文献を熟読し，課題となる事例問題の検討をしておく。
第 2 回	行政警察活動に関する諸問題 ⑴　職務質問（停止のための有形力行使） ⑵　所持品検査 ⑶　任意同行	同上
第 3 回	逮捕・勾留に関する諸問題 1 ⑴　現行犯逮捕の適法性 ⑵　逮捕前置主義の趣旨 ⑶　違法逮捕と勾留 ⑷　一罪一逮捕・一勾留の原則（再逮捕・再勾留）	同上
第 4 回	逮捕・勾留に関する諸問題２ ⑴　別件逮捕・勾留 ⑵　余罪と取調べに対する規律	同上
第 5 回	令状による捜索・差押えに関する諸問題 ⑴　捜索差押許可状の発付 ⑵　捜索差押許可状の執行方法 ①　必要な処分 ②　捜索場所に居合わせあせた者の身体に対する捜索の可否 ⑶　電磁的記録の差押え	同上
第 6 回	逮捕に伴う捜索・差押えに関する諸問題 ⑴　無令状で行うことのできる実質的根拠 ⑵　時間的・場所的限界 ⑶　差押えの対象の範囲 ⑷　最寄りの場所に移動したうえでの捜索・差押えの可否	同上
第 7 回	接見交通に関する諸問題 ⑴　被疑者と弁護人等との接見交通権 ⑵　接見指定の可否及び適否 ⑶　余罪と接見指定 ⑷　被疑者と弁護人等以外の者との接見	同上
第 8 回	訴因に関する諸問題 1 ⑴　訴因の機能	同上

⑵　訴因の特定（日時・場所・方法等の概括的記載など）
⑶　一罪の一部起訴

第 9 回　訴因に関する諸問題２　同上
⑴　訴因変更の要否
⑵　縮小認定

第 10 回　訴因に関する諸問題３　同上
⑴　訴因変更の可否
⑵　公訴事実の同一性（狭義）
⑶　公訴事実の単一性

第 11 回　証拠法に関する諸問題１　同上
⑴　厳格な証明と自由な証明
⑵　挙証責任と推定
⑶　証拠の関連性，性格・類似事実証拠排除法則
⑷　科学的証拠の証拠能力（ＤＮＡ型鑑定，臭気選別）

第 12 回　証拠法に関する諸問題２　同上
⑴　自白法則
⑵　取調べの違法と自白の証拠能力
⑶　派生証拠の証拠能力

第 13 回　証拠法に関する諸問題３　同上
⑴　伝聞法則
⑵　伝聞と非伝聞
（精神状態の供述，犯行計画メモなどの証拠能力）

第 14 回　証拠法に関する諸問題４　同上
⑴　伝聞例外
⑵　犯行再現実況見分調書の証拠能力
⑶　再伝聞
⑷　弾劾証拠

第 15 回　証拠法に関する諸問題５　同上
⑴　違法収集証拠排除法則
⑵　違法性の承継論
⑶　毒樹の果実論

予習の内容

参考判例・文献等の資料を熟読したうえ，課題とされる事例問題を十分に検討するとともに，指定した回にレポートを作成・提出するなど，双方向・多方向の授業に対応できるように準備する。

なお，授業後は復習を十全に行うことが期待される。

標準的な予習時間

3～5 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%

授業での発言状況，レポートの提出の有無，提出されたレポートの内容，欠席状況等を考慮する。

期末試験　80%

期末試験においては，刑事訴訟法の重要な論点が含まれた事案を素材とした事例問題により，具体的な事例に対する問題処理能力を試す。解釈能力及び適用能力の双方ともに重視する。試験範囲は，刑訴法の全体に及ぶ。

＜テキスト/Textbook ＞

三井誠　編『判例教材 刑事訴訟法』第 5 版（東京大学出版会，2015），
授業で用いるものであるので，必ず用意しておくこと。
井上正仁・大澤裕・川出敏裕　編『刑事訴訟法判例百選』第 10 版（有斐閣，2017）

＜参考文献/Reference Book ＞

井上正仁・酒巻匡　編『刑事訴訟法の争点』（有斐閣，2013）
酒巻匡『刑事訴訟法』第 2 版（有斐閣，2020），ISBN:9784641139428
宇藤崇・松田岳士・堀江慎司『LEGAL QUEST　刑事訴訟法』第 2 版（有斐閣，2018）
古江頼隆『事例演習刑事訴訟法』第 2 版（有斐閣，2015）
授業で取り上げる事例問題は，原則として上記古江・演習書の事例問題である。なお，同演習書については，改訂（第３版）の可能性があり，授業開始までに改訂された場合，改訂版を参考文献に変更するので，改訂情報にご注意願いたい。

＜備考/Remarks ＞

対面にて教室で実施する（ただし，登校できない特別の事情がある場合にはＺｏｏｍによるオンライン参加も認める。オンラインによる参加の場合，授業時はカメラ機能をオンにしておくこと。）。連絡は，ＤＵＥＴ又はメールを使用する。

木曜日 3 講時

61200126-002　△刑事訴訟法演習Ⅰ-2　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Criminal Procedure Seminar I-2

洲見　光男

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習は，刑事訴訟法の基礎的な学力を習得した者の応用力を磨き，さらに将来の刑事司法実務に対応できる能力の養成をめざす。

刑事訴訟の実務においては，具体的な刑事手続の中で発生する実際の問題の処理こそが重要である。そこで，本演習においては，刑事訴訟法の重要な論点について，判例・裁判例などを素材とした事例の中から，論点をあげて検討するケース・スタディを演習形式で行う。このような手法を通して，刑事訴訟法の論点について実践的な問題解決を行うことのできる実力の養成を図る。

受講生は，各授業において積極的に発言することが求められ，また，事前に指定回の事例問題についてのレポート提出（少なくとも 3 回）を求められる。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

学生は，刑事訴訟法上の重要な論点について，具体的な事例の検討を通じて，問題点の所在，主要な判例・学説の状況を正確に理解したうえ，説得的な論理を構築して，適切な問題解決を図ることができるようになることを目標とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	強制捜査と任意捜査に関する諸問題 ⑴　強制処分の意義 ⑵　強制処分法定主義と令状主義 ⑶　任意処分の適法性 ⑷　写真・ビデオ撮影の適法性 ⑸　任意取調べの適法性	指定の参考判例・文献を熟読し，課題となる事例問題の検討をしておく。
第 2 回	行政警察活動に関する諸問題 ⑴　職務質問（停止のための有形力行使） ⑵　所持品検査 ⑶　任意同行	同上
第 3 回	逮捕・勾留に関する諸問題 1 ⑴　現行犯逮捕の適法性 ⑵　逮捕前置主義の趣旨 ⑶　違法逮捕と勾留 ⑷　一罪一逮捕・一勾留の原則（再逮捕・再勾留）	同上
第 4 回	逮捕・勾留に関する諸問題２ ⑴　別件逮捕・勾留 ⑵　余罪と取調べに対する規律	同上
第 5 回	令状による捜索・差押えに関する諸問題 ⑴　捜索差押許可状の発付 ⑵　捜索差押許可状の執行方法 ①　必要な処分 ②　捜索場所に居合わせあせた者の身体に対する捜索の可否 ⑶　電磁的記録の差押え	同上
第 6 回	逮捕に伴う捜索・差押えに関する諸問題 ⑴　無令状で行うことのできる実質的根拠 ⑵　時間的・場所的限界 ⑶　差押えの対象の範囲 ⑷　最寄りの場所に移動したうえでの捜索・差押えの可否	同上
第 7 回	接見交通に関する諸問題 ⑴　被疑者と弁護人等との接見交通権 ⑵　接見指定の可否及び適否 ⑶　余罪と接見指定 ⑷　被疑者と弁護人等以外の者との接見	同上
第 8 回	訴因に関する諸問題 1 ⑴　訴因の機能	同上

⑵　訴因の特定（日時・場所・方法等の概括的記載など）
⑶　一罪の一部起訴

第 9 回　訴因に関する諸問題２　同上
⑴　訴因変更の要否
⑵　縮小認定

第 10 回　訴因に関する諸問題３　同上
⑴　訴因変更の可否
⑵　公訴事実の同一性（狭義）
⑶　公訴事実の単一性

第 11 回　証拠法に関する諸問題１　同上
⑴　厳格な証明と自由な証明
⑵　挙証責任と推定
⑶　証拠の関連性，性格・類似事実証拠排除法則
⑷　科学的証拠の証拠能力（ＤＮＡ型鑑定，臭気選別）

第 12 回　証拠法に関する諸問題２　同上
⑴　自白法則
⑵　取調べの違法と自白の証拠能力
⑶　派生証拠の証拠能力

第 13 回　証拠法に関する諸問題３　同上
⑴　伝聞法則
⑵　伝聞と非伝聞
（精神状態の供述，犯行計画メモなどの証拠能力）

第 14 回　証拠法に関する諸問題４　同上
⑴　伝聞例外
⑵　犯行再現実況見分調書の証拠能力
⑶　再伝聞
⑷　弾劾証拠

第 15 回　証拠法に関する諸問題５　同上
⑴　違法収集証拠排除法則
⑵　違法性の承継論
⑶　毒樹の果実論

予習の内容

参考判例・文献等の資料を熟読したうえ，課題とされる事例問題を十分に検討するとともに，指定した回にレポートを作成・提出するなど，双方向・多方向の授業に対応できるように準備する。

なお，授業後は復習を十全に行うことが期待される。

標準的な予習時間

3～5 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%

授業での発言状況，レポートの提出の有無，提出されたレポートの内容，欠席状況等を考慮する。

期末試験　80%

期末試験においては，刑事訴訟法の重要な論点が含まれた事案を素材とした事例問題により，具体的な事例に対する問題処理能力を試す。解釈能力及び適用能力の双方ともに重視する。試験範囲は，刑訴法の全体に及ぶ。

＜テキスト/Textbook ＞

三井誠　編『判例教材 刑事訴訟法』第 5 版（東京大学出版会，2015），
授業で用いるものであるので，必ず用意しておくこと。
井上正仁・大澤裕・川出敏裕　編『刑事訴訟法判例百選』第 10 版（有斐閣，2017）

＜参考文献/Reference Book ＞

井上正仁・酒巻匡　編『刑事訴訟法の争点』（有斐閣，2013）
酒巻匡『刑事訴訟法』第 2 版（有斐閣，2020），ISBN:9784641139428
宇藤崇・松田岳士・堀江慎司『LEGAL QUEST　刑事訴訟法』第 2 版（有斐閣，2018）
古江頼隆『事例演習刑事訴訟法』第 2 版（有斐閣，2015）
授業で取り上げる事例問題は，原則として上記古江・演習書の事例問題である。なお，同演習書については，改訂（第３版）の可能性があり，授業開始までに改訂された場合，改訂版を参考文献に変更するので，改訂情報にご注意願いたい。

＜備考/Remarks ＞

対面にて教室で実施する（ただし，登校できない特別の事情がある場合にはＺｏｏｍによるオンライン参加も認める。オンラインによる参加の場合，授業時はカメラ機能をオンにしておくこと。）。連絡は，ＤＵＥＴ又はメールを使用する。

木曜日 4 講時

61200126-003　△刑事訴訟法演習Ⅰ-3　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Criminal Procedure Seminar I-3

洲見　光男

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習は，刑事訴訟法の基礎的な学力を習得した者の応用力を磨き，さらに将来の刑事司法実務に対応できる能力の養成をめざす。

刑事訴訟の実務においては，具体的な刑事手続の中で発生する実際の問題の処理こそが重要である。そこで，本演習においては，刑事訴訟法の重要な論点について，判例・裁判例などを素材とした事例の中から，論点をあげて検討するケース・スタディを演習形式で行う。このような手法を通して，刑事訴訟法の論点について実践的な問題解決を行うことのできる実力の養成を図る。

受講生は，各授業において積極的に発言することが求められ，また，事前に指定回の事例問題についてのレポート提出（少なくとも 3 回）を求められる。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

学生は，刑事訴訟法上の重要な論点について，具体的な事例の検討を通じて，問題点の所在，主要な判例・学説の状況を正確に理解したうえ，説得的な論理を構築して，適切な問題解決を図ることができるようになることを目標とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	強制捜査と任意捜査に関する諸問題 ⑴　強制処分の意義 ⑵　強制処分法定主義と令状主義 ⑶　任意処分の適法性 ⑷　写真・ビデオ撮影の適法性 ⑸　任意取調べの適法性	指定の参考判例・文献を熟読し，課題となる事例問題の検討をしておく。
第 2 回	行政警察活動に関する諸問題 ⑴　職務質問（停止のための有形力行使） ⑵　所持品検査 ⑶　任意同行	同上
第 3 回	逮捕・勾留に関する諸問題 1 ⑴　現行犯逮捕の適法性 ⑵　逮捕前置主義の趣旨 ⑶　違法逮捕と勾留 ⑷　一罪一逮捕・一勾留の原則（再逮捕・再勾留）	同上
第 4 回	逮捕・勾留に関する諸問題２ ⑴　別件逮捕・勾留 ⑵　余罪と取調べに対する規律	同上
第 5 回	令状による捜索・差押えに関する諸問題 ⑴　捜索差押許可状の発付 ⑵　捜索差押許可状の執行方法 ①　必要な処分 ②　捜索場所に居合わせあせた者の身体に対する捜索の可否 ⑶　電磁的記録の差押え	同上
第 6 回	逮捕に伴う捜索・差押えに関する諸問題 ⑴　無令状で行うことのできる実質的根拠 ⑵　時間的・場所的限界 ⑶　差押えの対象の範囲 ⑷　最寄りの場所に移動したうえでの捜索・差押えの可否	同上
第 7 回	接見交通に関する諸問題 ⑴　被疑者と弁護人等との接見交通権 ⑵　接見指定の可否及び適否 ⑶　余罪と接見指定 ⑷　被疑者と弁護人等以外の者との接見	同上
第 8 回	訴因に関する諸問題 1 ⑴　訴因の機能	同上

⑵　訴因の特定（日時・場所・方法等の概括的記載など）
⑶　一罪の一部起訴

第 9 回　訴因に関する諸問題２　同上
⑴　訴因変更の要否
⑵　縮小認定

第 10 回　訴因に関する諸問題３　同上
⑴　訴因変更の可否
⑵　公訴事実の同一性（狭義）
⑶　公訴事実の単一性

第 11 回　証拠法に関する諸問題１　同上
⑴　厳格な証明と自由な証明
⑵　挙証責任と推定
⑶　証拠の関連性，性格・類似事実証拠排除法則
⑷　科学的証拠の証拠能力（ＤＮＡ型鑑定，臭気選別）

第 12 回　証拠法に関する諸問題２　同上
⑴　自白法則
⑵　取調べの違法と自白の証拠能力
⑶　派生証拠の証拠能力

第 13 回　証拠法に関する諸問題３　同上
⑴　伝聞法則
⑵　伝聞と非伝聞
（精神状態の供述，犯行計画メモなどの証拠能力）

第 14 回　証拠法に関する諸問題４　同上
⑴　伝聞例外
⑵　犯行再現実況見分調書の証拠能力
⑶　再伝聞
⑷　弾劾証拠

第 15 回　証拠法に関する諸問題５　同上
⑴　違法収集証拠排除法則
⑵　違法性の承継論
⑶　毒樹の果実論

予習の内容

参考判例・文献等の資料を熟読したうえ，課題とされる事例問題を十分に検討するとともに，指定した回にレポートを作成・提出するなど，双方向・多方向の授業に対応できるように準備する。

なお，授業後は復習を十全に行うことが期待される。

標準的な予習時間

3～5 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%

授業での発言状況，レポートの提出の有無，提出されたレポートの内容，欠席状況等を考慮する。

期末試験　80%

期末試験においては，刑事訴訟法の重要な論点が含まれた事案を素材とした事例問題により，具体的な事例に対する問題処理能力を試す。解釈能力及び適用能力の双方ともに重視する。試験範囲は，刑訴法の全体に及ぶ。

＜テキスト/Textbook ＞

三井誠　編『判例教材 刑事訴訟法』第 5 版（東京大学出版会，2015），
授業で用いるものであるので，必ず用意しておくこと。
井上正仁・大澤裕・川出敏裕　編『刑事訴訟法判例百選』第 10 版（有斐閣，2017）

＜参考文献/Reference Book ＞

井上正仁・酒巻匡　編『刑事訴訟法の争点』（有斐閣，2013）
酒巻匡『刑事訴訟法』第 2 版（有斐閣，2020），ISBN:9784641139428
宇藤崇・松田岳士・堀江慎司『LEGAL QUEST　刑事訴訟法』第 2 版（有斐閣，2018）
古江頼隆『事例演習刑事訴訟法』第 2 版（有斐閣，2015）
授業で取り上げる事例問題は，原則として上記古江・演習書の事例問題である。なお，同演習書については，改訂（第３版）の可能性があり，授業開始までに改訂された場合，改訂版を参考文献に変更するので，改訂情報にご注意願いたい。

＜備考/Remarks ＞

対面にて教室で実施する（ただし，登校できない特別の事情がある場合にはＺｏｏｍによるオンライン参加も認める。オンラインによる参加の場合，授業時はカメラ機能をオンにしておくこと。）。連絡は，ＤＵＥＴ又はメールを使用する。

水曜日 1 講時

61200127-001　　○刑事訴訟法演習Ⅱ-1

2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar 対面授業/Face-to-face learning

Criminal Procedure Seminar II-1

洲見　光男

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，刑事訴訟法上の主要な論点が含まれた比較的長文の事例問題を素材にケース・スタディを行い，刑事実務に対応可能な問題発見能力及び問題処理能力の養成を図る。ただし，授業計画は，一部変更することがある。

受講生は，あらかじめ教員の指定する事例問題の解答をレポートとして事前に提出することが求められる。

授業では，事例の解説，レポートの講評等を行いながら，受講生との質疑応答を通じて事例問題の検討を行うので，受講生においては，各授業において積極的な発言が求められる。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

『刑事訴訟法演習Ⅰ』で養った基礎的な学力をもとに，具体的な事例を事実関係に即して適切に解決し，刑事の実務に対応可能な問題発見能力及び問題処理能力を習得することを目標とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	任意捜査と強制捜査（エンジンキーの取り上げ，留め置き，エックス線検査，おとり捜査）	参考判例・文献及びテキストを熟読し，テキスト掲載の事例問題の検討をしておく
第 2 回	現行犯逮捕，違法逮捕に引き続く再逮捕，共謀共同正犯と現行犯逮捕，逮捕に伴う無令状の捜索	同上
第 3 回	一罪一勾留の原則（古江・事例演習刑事訴訟法(2 版)設問５），おとり捜査（古江・事例演習刑事訴訟法(2 版)設問 11）	同上
第 4 回	場所に対する捜索差押許可状による携帯品・宅配便荷物に対する捜索・差押え，電磁的記録媒体に対する捜索・差押え	同上
第 5 回	一罪の一部起訴，一部起訴と審判の範囲（訴因外の事情），一部起訴（以上，古江・事例演習刑事訴訟法(2 版)設問 13），一事不再理効（古江・事例演習刑事訴訟法(2 版)設問 32）	同上
第 6 回	訴因の特定・明示，訴因変更手続の要否	同上
第 7 回	訴因変更の可否，覚せい剤と訴因	同上
第 8 回	違法収集証拠排除法則，違法性承継論，毒樹の果実論	同上
第 9 回	在宅被疑者の取調べ，自白の証拠能力（違法収集証拠排除法則の適用，反復自白と毒樹の果実論）	同上
第 10 回	伝聞法則(非伝聞，メモの証拠能力），弾劾証拠	同上
第 11 回	伝聞法則（退去強制による強制送還と伝聞例外，相反性と特信情況）	同上
第 12 回	伝聞法則（犯行再現実況見分調書）	同上
第 13 回	択一的認定，過失犯と択一的認定（以上，古江・事例演習刑事訴訟法(2 版)設問 31）	同上
第 14 回	体液（尿，血液など）の強制採取と令状の種類，ＤＮＡ型鑑定	同上
第 15 回	コンピュータ捜査を巡る諸問題，その他の問題，及び総まとめ	同上

予習の内容

参考判例・文献及びテキストを熟読したうえ，テキスト掲載の事例問題について検討するとともに，指定された問題についてレポートを作成・提出するなどし，双方向・多方向の授業に対応できるように準備する。

なお，授業後は復習を十全に行うことが期待される。

標準的な予習時間

3～5 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%
　レポートの提出の有無，提出されたレポートの内容，授業での発言状況，欠席状況等を考慮する。
期末試験　80%
　　期末試験においては，刑事訴訟法の重要な論点が含まれた事案を素材とした事例問題により，具体的な事例に対する問題処理能力を試す。解釈能力及び適用能力の双方を重視する。なお，試験範囲は，刑訴法の全体に及ぶ。

＜テキスト/Textbook ＞

井田良・田口守一・植村立郎・河村博　編著『事例研究刑事法Ⅱ（刑事訴訟法）』第 2 版（日本評論社，2015），　「事例研究刑事法Ⅱ」については，授業でテキストとして用いるので，用意しておくこと。（なお，シラバスに記載したとおり，一部の回については，古江・事例演習刑事訴訟法(2 版)〔有斐閣〕の設問を用いる。問題部分は教材として配布するが，予習・復習に当たっては，参考書として指定している「古江・事例演習刑事訴訟法(2 版)」を学習しておくことが望ましい。）

＜参考文献/Reference Book ＞

三井誠　編『判例教材 刑事訴訟法』第 5 版（東京大学出版会，2015）
井上正仁・大澤裕・川出敏裕　編『刑事訴訟法判例百選』第 10 版（有斐閣，2017）
井上正仁・酒巻匡　編『刑事訴訟法の争点（新・法律学の争点シリーズ）』（有斐閣，2013）
川出敏裕『判例講座刑事訴訟法〔捜査・証拠篇〕』（立花書房，2016）
古江頼隆『事例演習刑事訴訟法』第 2 版（有斐閣，2015）

＜備考/Remarks ＞

オンラインにて実施する（①・②クラス）教室での対面授業。ただし，登校できない特別の事情がある場合にはＺｏｏｍによるオンライン参加も認める。なお，その場合，授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。（③クラス）連絡については，ＤＵＥＴ又はメールを用いる。

授業実施方法一覧に記載の事由があるときは，必要な期間につきオンライン授業を受講することもできます。研究科の定める方法で担当教員及び事務室に申し出てください。

水曜日 2 講時

61200127-002　　○刑事訴訟法演習Ⅱ-2

2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar 対面授業/Face-to-face learning

Criminal Procedure Seminar II-2

洲見　光男

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，刑事訴訟法上の主要な論点が含まれた比較的長文の事例問題を素材にケース・スタディを行い，刑事実務に対応可能な問題発見能力及び問題処理能力の養成を図る。ただし，授業計画は，一部変更することがある。

受講生は，あらかじめ教員の指定する事例問題の解答をレポートとして事前に提出することが求められる。

授業では，事例の解説，レポートの講評等を行いながら，受講生との質疑応答を通じて事例問題の検討を行うので，受講生においては，各授業において積極的な発言が求められる。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

『刑事訴訟法演習Ⅰ』で養った基礎的な学力をもとに，具体的な事例を事実関係に即して適切に解決し，刑事の実務に対応可能な問題発見能力及び問題処理能力を習得することを目標とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	任意捜査と強制捜査（エンジンキーの取り上げ，留め置き，エックス線検査，おとり捜査）	参考判例・文献及びテキストを熟読し，テキスト掲載の事例問題の検討をしておく
第 2 回	現行犯逮捕，違法逮捕に引き続く再逮捕，共謀共同正犯と現行犯逮捕，逮捕に伴う無令状の捜索	同上
第 3 回	一罪一勾留の原則（古江・事例演習刑事訴訟法(2 版)設問５），おとり捜査（古江・事例演習刑事訴訟法(2 版)設問 11）	同上
第 4 回	場所に対する捜索差押許可状による携帯品・宅配便荷物に対する捜索・差押え，電磁的記録媒体に対する捜索・差押え	同上
第 5 回	一罪の一部起訴，一部起訴と審判の範囲（訴因外の事情），一部起訴（以上，古江・事例演習刑事訴訟法(2 版)設問 13），一事不再理効（古江・事例演習刑事訴訟法(2 版)設問 32）	同上
第 6 回	訴因の特定・明示，訴因変更手続の要否	同上
第 7 回	訴因変更の可否，覚せい剤と訴因	同上
第 8 回	違法収集証拠排除法則，違法性承継論，毒樹の果実論	同上
第 9 回	在宅被疑者の取調べ，自白の証拠能力（違法収集証拠排除法則の適用，反復自白と毒樹の果実論）	同上
第 10 回	伝聞法則(非伝聞，メモの証拠能力），弾劾証拠	同上
第 11 回	伝聞法則（退去強制による強制送還と伝聞例外，相反性と特信情況）	同上
第 12 回	伝聞法則（犯行再現実況見分調書）	同上
第 13 回	択一的認定，過失犯と択一的認定（以上，古江・事例演習刑事訴訟法(2 版)設問 31）	同上
第 14 回	体液（尿，血液など）の強制採取と令状の種類，ＤＮＡ型鑑定	同上
第 15 回	コンピュータ捜査を巡る諸問題，その他の問題，及び総まとめ	同上

予習の内容

参考判例・文献及びテキストを熟読したうえ，テキスト掲載の事例問題について検討するとともに，指定された問題についてレポートを作成・提出するなどし，双方向・多方向の授業に対応できるように準備する。

なお，授業後は復習を十全に行うことが期待される。

標準的な予習時間

3～5 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%
　レポートの提出の有無，提出されたレポートの内容，授業での発言状況，欠席状況等を考慮する。
期末試験　80%
　　期末試験においては，刑事訴訟法の重要な論点が含まれた事案を素材とした事例問題により，具体的な事例に対する問題処理能力を試す。解釈能力及び適用能力の双方を重視する。なお，試験範囲は，刑訴法の全体に及ぶ。

＜テキスト/Textbook ＞

井田良・田口守一・植村立郎・河村博　編著『事例研究刑事法Ⅱ（刑事訴訟法）』第 2 版（日本評論社，2015），　「事例研究刑事法Ⅱ」については，授業でテキストとして用いるので，用意しておくこと。（なお，シラバスに記載したとおり，一部の回については，古江・事例演習刑事訴訟法(2 版)〔有斐閣〕の設問を用いる。問題部分は教材として配布するが，予習・復習に当たっては，参考書として指定している「古江・事例演習刑事訴訟法(2 版)」を学習しておくことが望ましい。）

＜参考文献/Reference Book ＞

三井誠　編『判例教材 刑事訴訟法』第 5 版（東京大学出版会，2015）
井上正仁・大澤裕・川出敏裕　編『刑事訴訟法判例百選』第 10 版（有斐閣，2017）
井上正仁・酒巻匡　編『刑事訴訟法の争点（新・法律学の争点シリーズ）』（有斐閣，2013）
川出敏裕『判例講座刑事訴訟法〔捜査・証拠篇〕』（立花書房，2016）
古江頼隆『事例演習刑事訴訟法』第 2 版（有斐閣，2015）

＜備考/Remarks ＞

オンラインにて実施する（①・②クラス）教室での対面授業。ただし，登校できない特別の事情がある場合にはＺｏｏｍによるオンライン参加も認める。なお，その場合，授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。（③クラス）連絡については，ＤＵＥＴ又はメールを用いる。

授業実施方法一覧に記載の事由があるときは，必要な期間につきオンライン授業を受講することもできます。研究科の定める方法で担当教員及び事務室に申し出てください。

水曜日 2 講時

61200127-003　　○刑事訴訟法演習Ⅱ-3
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar 対面授業/Face-to-face learning
Criminal Procedure Seminar II-3

濵田　毅

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，刑事訴訟法上の主要な論点が含まれた比較的長文の事例問題を素材にケース・スタディを行い，刑事実務に対応可能な問題発見能力及び問題処理能力の養成を図る。ただし，授業計画は，一部変更することがある。
受講生は，あらかじめ教員の指定する事例問題の解答をレポートとして事前に提出することが求められる。
授業では，事例の解説，レポートの講評等を行いながら，受講生との質疑応答を通じて事例問題の検討を行うので，受講生においては，各授業において積極的な発言が求められる。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

『刑事訴訟法演習Ⅰ』で養った基礎的な学力をもとに，具体的な事例を事実関係に即して適切に解決し，刑事の実務に対応可能な問題発見能力及び問題処理能力を習得することを目標とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	任意捜査と強制捜査（エンジンキーの取り上げ，留め置き，エックス線検査，おとり捜査）	参考判例・文献及びテキストを熟読し，テキスト掲載の事例問題の検討をしておく
第 2 回	現行犯逮捕，違法逮捕に引き続く再逮捕，共謀共同正犯と現行犯逮捕，逮捕に伴う無令状の捜索	同上
第 3 回	一罪一勾留の原則（古江・事例演習刑事訴訟法(2 版)設問５），おとり捜査（古江・事例演習刑事訴訟法(2 版)設問 11）	同上
第 4 回	場所に対する捜索差押許可状による携帯品・宅配便荷物に対する捜索・差押え，電磁的記録媒体に対する捜索・差押え	同上
第 5 回	一罪の一部起訴，一部起訴と審判の範囲（訴因外の事情），一部起訴（以上，古江・事例演習刑事訴訟法(2 版)設問 13），一事不再理効（古江・事例演習刑事訴訟法(2 版)設問 32）	同上
第 6 回	訴因の特定・明示，訴因変更手続の要否	同上
第 7 回	訴因変更の可否，覚せい剤と訴因	同上
第 8 回	違法収集証拠排除法則，違法性承継論，毒樹の果実論	同上
第 9 回	在宅被疑者の取調べ，自白の証拠能力（違法収集証拠排除法則の適用，反復自白と毒樹の果実論）	同上
第 10 回	伝聞法則(非伝聞，メモの証拠能力），弾劾証拠	同上
第 11 回	伝聞法則（退去強制による強制送還と伝聞例外，相反性と特信情況）	同上
第 12 回	伝聞法則（犯行再現実況見分調書）	同上
第 13 回	択一的認定，過失犯と択一的認定（以上，古江・事例演習刑事訴訟法(2 版)設問 31）	同上
第 14 回	体液（尿，血液など）の強制採取と令状の種類，ＤＮＡ型鑑定	同上
第 15 回	コンピュータ捜査を巡る諸問題，その他の問題，及び総まとめ	同上

予習の内容
参考判例・文献及びテキストを熟読したうえ，テキスト掲載の事例問題について検討するとともに，指定された問題についてレポートを作成・提出するなどし，双方向・多方向の授業に対応できるように準備する。
なお，授業後は復習を十全に行うことが期待される。
標準的な予習時間
3～5 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%
　レポートの提出の有無，提出されたレポートの内容，授業での発言状況，欠席状況等を考慮する。
期末試験　80%
　　期末試験においては，刑事訴訟法の重要な論点が含まれた事案を素材とした事例問題により，具体的な事例に対する問題処理能力を試す。解釈能力及び適用能力の双方を重視する。なお，試験範囲は，刑訴法の全体に及ぶ。

＜テキスト/Textbook ＞

井田良・田口守一・植村立郎・河村博　編著『事例研究刑事法Ⅱ（刑事訴訟法）』第 2 版（日本評論社，2015），　「事例研究刑事法Ⅱ」については，授業でテキストとして用いるので，用意しておくこと。（なお，シラバスに記載したとおり，一部の回については，古江・事例演習刑事訴訟法(2 版)〔有斐閣〕の設問を用いる。問題部分は教材として配布するが，予習・復習に当たっては，参考書として指定している「古江・事例演習刑事訴訟法(2 版)」を学習しておくことが望ましい。）

＜参考文献/Reference Book ＞

三井誠　編『判例教材 刑事訴訟法』第 5 版（東京大学出版会，2015）
井上正仁・大澤裕・川出敏裕　編『刑事訴訟法判例百選』第 10 版（有斐閣，2017）
井上正仁・酒巻匡　編『刑事訴訟法の争点（新・法律学の争点シリーズ）』（有斐閣，2013）
川出敏裕『判例講座刑事訴訟法〔捜査・証拠篇〕』（立花書房，2016）
古江頼隆『事例演習刑事訴訟法』第 2 版（有斐閣，2015）

＜備考/Remarks ＞

オンラインにて実施する（①・②クラス）教室での対面授業。ただし，登校できない特別の事情がある場合にはＺｏｏｍによるオンライン参加も認める。なお，その場合，授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。（③クラス）連絡については，ＤＵＥＴ又はメールを用いる。

授業実施方法一覧に記載の事由があるときは，必要な期間につきオンライン授業を受講することもできます。研究科の定める方法で担当教員及び事務室に申し出てください。

火曜日 1 講時

61200127-004　△刑事訴訟法演習Ⅱ-4　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Criminal Procedure Seminar II-4

洲見　光男

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，刑事訴訟法上の主要な論点が含まれた比較的長文の事例問題を素材にケース・スタディを行い，刑事実務に対応可能な問題発見能力及び問題処理能力の養成を図る。ただし，授業計画は，一部変更することがある。
受講生は，あらかじめ教員の指定する事例問題の解答をレポートとして事前に提出することが求められる。
授業では，事例の解説，レポートの講評等を行いながら，受講生との質疑応答を通じて事例問題の検討を行うので，受講生においては，各授業において積極的な発言が求められる。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

『刑事訴訟法演習Ⅰ』で養った基礎的な学力をもとに，具体的な事例を事実関係に即して適切に解決し，刑事の実務に対応可能な問題発見能力及び問題処理能力を習得することを目標とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	任意捜査と強制捜査（エンジンキーの取り上げ，留め置き，エックス線検査，おとり捜査）	参考判例・文献及びテキストを熟読し，テキスト掲載の事例問題の検討をしておく
第 2 回	現行犯逮捕，違法逮捕に引き続く再逮捕，共謀共同正犯と現行犯逮捕，逮捕に伴う無令状の捜索	同上
第 3 回	一罪一勾留の原則（古江・事例演習刑事訴訟法(2 版)設問５），おとり捜査（古江・事例演習刑事訴訟法(2 版)設問 11）	同上
第 4 回	場所に対する捜索差押許可状による携帯品･宅配便荷物に対する捜索・差押え，電磁的記録媒体に対する捜索・差押え	同上
第 5 回	一罪の一部起訴，一部起訴と審判の範囲（訴因外の事情），一部起訴（以上，古江・事例演習刑事訴訟法(2 版)設問 13），一事不再理効（古江・事例演習刑事訴訟法(2 版)設問 32）	同上
第 6 回	訴因の特定・明示，訴因変更手続の要否	同上
第 7 回	訴因変更の可否，覚せい剤と訴因	同上
第 8 回	違法収集証拠排除法則，違法性承継論，毒樹の果実論	同上
第 9 回	在宅被疑者の取調べ，自白の証拠能力（違法収集証拠排除法則の適用，反復自白と毒樹の果実論）	同上
第 10 回	伝聞法則(非伝聞，メモの証拠能力），弾劾証拠	同上
第 11 回	伝聞法則（退去強制による強制送還と伝聞例外，相反性と特信情況）	同上
第 12 回	伝聞法則（犯行再現実況見分調書）	同上
第 13 回	択一的認定，過失犯と択一的認定（以上，古江・事例演習刑事訴訟法(2 版)設問 31）	同上
第 14 回	体液（尿，血液など）の強制採取と令状の種類，ＤＮＡ型鑑定	同上
第 15 回	コンピュータ捜査を巡る諸問題，その他の問題，及び総まとめ	同上

予習の内容
参考判例・文献及びテキストを熟読したうえ，テキスト掲載の事例問題について検討するとともに，指定された問題についてレポートを作成・提出するなどし，双方向・多方向の授業に対応できるように準備する。
なお，授業後は復習を十全に行うことが期待される。
標準的な予習時間
3～5 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%
　レポートの提出の有無，提出されたレポートの内容，授業での発言状況，欠席状況等を考慮する。
期末試験　80%
　　期末試験においては，刑事訴訟法の重要な論点が含まれた事案を素材とした事例問題により，具体的な事例に対する問題処理能力を試す。解釈能力及び適用能力の双方を重視する。なお，試験範囲は，刑訴法の全体に及ぶ。

＜テキスト/Textbook ＞

井田良・田口守一・植村立郎・河村博　編著『事例研究刑事法Ⅱ（刑事訴訟法）』第 2 版（日本評論社，2015），　「事例研究刑事法Ⅱ」については，授業でテキストとして用いるので，用意しておくこと。（なお，シラバスに記載したとおり，一部の回については，古江・事例演習刑事訴訟法(2 版)〔有斐閣〕の設問を用いる。問題部分は教材として配布するが，予習・復習に当たっては，参考書として指定している「古江・事例演習刑事訴訟法(2 版)」を学習しておくことが望ましい。）

＜参考文献/Reference Book ＞

三井誠　編『判例教材 刑事訴訟法』第 5 版（東京大学出版会，2015）
井上正仁・大澤裕・川出敏裕　編『刑事訴訟法判例百選』第 10 版（有斐閣，2017）
井上正仁・酒巻匡　編『刑事訴訟法の争点（新・法律学の争点シリーズ）』（有斐閣，2013）
川出敏裕『判例講座刑事訴訟法〔捜査・証拠篇〕』（立花書房，2016）
古江頼隆『事例演習刑事訴訟法』第 2 版（有斐閣，2015）

＜備考/Remarks ＞

オンラインにて実施する（①・②クラス）教室での対面授業。ただし，登校できない特別の事情がある場合にはＺｏｏｍによるオンライン参加も認める。なお，その場合，授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。（③クラス）連絡については，ＤＵＥＴ又はメールを用いる。

授業実施方法一覧に記載の事由があるときは，必要な期間につきオンライン授業を受講することもできます。研究科の定める方法で担当教員及び事務室に申し出てください。

月曜日 4 講時

61200171-001　　○民法演習Ⅰ-1

2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar 対面授業/Face-to-face learning

Civil Law Seminar I-1

深谷　格　　山畑　博史

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，民法のうち，民法総則と物権法（担保物権法を除く）の重要問題を理論面と実務面から考察する。各クラスとも，民法専攻教員と実務家教員（弁護士）とが一体となって授業を担当し，同一テーマにつき同時並行的に授業が行われるようにする。講義は全体を通じて対話型の形式で行われるので，受講者は各テーマにつき，事前に配布されるレジュメの指示に従い，基本書（教科書・体系書），配付の判例資料（教材），判例百選等を読み，各自で問題点を探り出し，授業での討論を通じて理解を深めることができるように，十分な準備をしておくことが必要である。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

各テーマについて，基礎的知識を確認し，特に関連条文の解釈を正確に理解することに努め，その上にたって，判例の具体的解決の中に各種の利益衡量を探求して，理論上，実務上の問題点を認識する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	法律行為・意思表示（1） 「法律行為・意思表示」制度の趣旨，「法律行為・意思表示」の取消し・無効の諸要件，取消し・無効の場合の事後の法律関係（関連する取消後の法律関係を含む）を検討する。	関連箇所の予習と復習
第 2 回	法律行為･意思表示（2） 錯誤論・動機の錯誤問題について，判例の判断基準を中心に検討する。	関連箇所の予習と復習
第 3 回	自然人・法人 法律関係における権利主体の意義，法人制度の意義，設立，法人の目的の範囲，法人代表者の権限等につき，検討する。	関連箇所の予習と復習
第 4 回	代理制度（1） 代理制度の意義，表見代理制度の趣旨，民法 109 条，110 条の表見代理の成立要件について検討する。	関連箇所の予習と復習
第 5 回	代理制度（2） 無権代理がなされた場合の法律関係，無権代理人の責任及び，無権代理と相続に関わる諸問題を検討する。	関連箇所の予習と復習
第 6 回	消滅時効 消滅時効制度の趣旨，援用権者の範囲，時効利益の放棄等について検討する。	関連箇所の予習と復習
第 7 回	物権的請求権 物権の一般的効力につき，物権的請求権を中心に検討する。	関連箇所の予習と復習
第 8 回	不動産物権変動（1－1） 対抗問題が生ずる物権変動原因に関する判例の立場，とくに，相続に関連する物権変動と登記について検討する。	関連箇所の予習と復習
第 9 回	不動産物権変動（1－2） 不動産物権の取得時効の成立要件，ならびに時効取得と第三者対抗の問題について検討する。	関連箇所の予習と復習
第 10,11 回	不動産物権変動（2) 民法１７７条の「第三者」の解釈，背信的悪意者排除法理，その新展開，ならびに背信的悪意者からの転得者をめぐる法律問題について検討する。	関連箇所の予習と復習
第 12 回	不実登記と外観法理 不動産取引における民法９４条２項の類推適用法理，同条と民法１１０条の併用法理について判例を中心に検討する。	関連箇所の予習と復習
第 13 回	動産物権変動 動産の物権変動の対抗問題，動産の即時取得の問題について検討する。	関連箇所の予習と復習
第 14 回	所有権（1） 所有権に関する議論のうち，共有物の使用･収益･処分に関する法律問題を検討する。	関連箇所の予習と復習
第 15 回	所有権（2） 所有権に関する議論のうち，相隣関係法および添附につき検討する。	関連箇所の予習と復習

1．教材に掲載されている質問事例について，まず専門教員が，学生諸君との質疑応答によって講義し，その後に実務家教員が，各テーマについての実務的問題を，同様の形式で講義する。
2．教員が司会を務める。
3．毎回，できるだけ多くの学生に発言を求める。欠席状況と発言内容が平常点に影響する。

予習の内容

1．当該テーマの教材及びテキストを予め通読し，その問題点をメモする。テキストにある判例については，事案と判示事項として示されている命題とを対応させて整理し，理解を具体化する。

2．各人の基本書によって，当該テーマについて予習をする（マーカーなどをする）。

標準的な予習時間

2 時間／週。なお復習を 3 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

応答内容ならびに欠席状況

期末試験　90%

問題の理解度と条文解釈と利益衡量の応用能力

特記事項

学期末に 120 分の論述式試験を行うほか，基礎知識確認試験を行う。満点 90 点のうち，基礎知識確認試験の満点を 6 点，論述式試験の満点を 84 点として成績評価を行う。

＜テキスト/Textbook ＞

潮見佳男・道垣内弘人『民法判例百選 I 総則・物権』第 8 版（有斐閣，2018.3）

各回の教材を予め配付するので，各自の基本書と合わせて，よく予習し，授業の後には，必ず復習をしておくことを要望する。

配付物

毎回該当テーマの教材を授業前に配付する。

＜参考文献/Reference Book ＞

佐久間毅『民法の基礎 1 総則』第 5 版（有斐閣，2020 年），改正法をカバーしている。
佐久間毅『民法の基礎 2 物権』第 2 版（有斐閣，2019 年），改正法をカバーしている。物権法のみで担保物権法は含まない。
安永正昭『講義物権・担保物権法』第 3 版（有斐閣，2019 年），改正法をカバーしている。物権法と担保物権法の双方を含むので，「民法演習Ⅲ」の参考書にも使える。
この科目は，民法総則と物権法（担保物権法を除く）を対象とするので，民法総則と物権法に関する教科書（基本書）をそれぞれ少なくとも 1 冊ずつ所有し，参照することが望ましい。参考文献は，必ず購入しなければならないものではなく，既に上記以外の基本書を何か持っている者は，それを使用してかまわない。但し，平成 29 年の改正債権法，平成 30 年の改正相続法に対応しているか，注意すること。

＜備考/Remarks ＞

Zoom の会議システムを利用した双方向オンライン授業を行う。レジュメ等の資料は，事前に OneDrive を利用して配布する。

月曜日 5 講時

61200171-002　　○民法演習Ⅰ-2

2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar 対面授業/Face-to-face learning

Civil Law Seminar I-2

深谷　格　　山畑　博史

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，民法のうち，民法総則と物権法（担保物権法を除く）の重要問題を理論面と実務面から考察する。各クラスとも，民法専攻教員と実務家教員（弁護士）とが一体となって授業を担当し，同一テーマにつき同時並行的に授業が行われるようにする。講義は全体を通じて対話型の形式で行われるので，受講者は各テーマにつき，事前に配布されるレジュメの指示に従い，基本書（教科書・体系書），配付の判例資料（教材），判例百選等を読み，各自で問題点を探り出し，授業での討論を通じて理解を深めることができるように，十分な準備をしておくことが必要である。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

各テーマについて，基礎的知識を確認し，特に関連条文の解釈を正確に理解することに努め，その上にたって，判例の具体的解決の中に各種の利益衡量を探求して，理論上，実務上の問題点を認識する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	法律行為・意思表示（1） 「法律行為・意思表示」制度の趣旨，「法律行為・意思表示」の取消し・無効の諸要件，取消し・無効の場合の事後の法律関係（関連する取消後の法律関係を含む）を検討する。	関連箇所の予習と復習
第 2 回	法律行為･意思表示（2） 錯誤論・動機の錯誤問題について，判例の判断基準を中心に検討する。	関連箇所の予習と復習
第 3 回	自然人・法人 法律関係における権利主体の意義，法人制度の意義，設立，法人の目的の範囲，法人代表者の権限等につき，検討する。	関連箇所の予習と復習
第 4 回	代理制度（1） 代理制度の意義，表見代理制度の趣旨，民法 109 条，110 条の表見代理の成立要件について検討する。	関連箇所の予習と復習
第 5 回	代理制度（2） 無権代理がなされた場合の法律関係，無権代理人の責任及び，無権代理と相続に関わる諸問題を検討する。	関連箇所の予習と復習
第 6 回	消滅時効 消滅時効制度の趣旨，援用権者の範囲，時効利益の放棄等について検討する。	関連箇所の予習と復習
第 7 回	物権的請求権 物権の一般的効力につき，物権的請求権を中心に検討する。	関連箇所の予習と復習
第 8 回	不動産物権変動（1－1） 対抗問題が生ずる物権変動原因に関する判例の立場，とくに，相続に関連する物権変動と登記について検討する。	関連箇所の予習と復習
第 9 回	不動産物権変動（1－2） 不動産物権の取得時効の成立要件，ならびに時効取得と第三者対抗の問題について検討する。	関連箇所の予習と復習
第 10,11 回	不動産物権変動（2) 民法１７７条の「第三者」の解釈，背信的悪意者排除法理，その新展開，ならびに背信的悪意者からの転得者をめぐる法律問題について検討する。	関連箇所の予習と復習
第 12 回	不実登記と外観法理 不動産取引における民法９４条２項の類推適用法理，同条と民法１１０条の併用法理について判例を中心に検討する。	関連箇所の予習と復習
第 13 回	動産物権変動 動産の物権変動の対抗問題，動産の即時取得の問題について検討する。	関連箇所の予習と復習
第 14 回	所有権（1） 所有権に関する議論のうち，共有物の使用･収益･処分に関する法律問題を検討する。	関連箇所の予習と復習
第 15 回	所有権（2） 所有権に関する議論のうち，相隣関係法および添附につき検討する。	関連箇所の予習と復習

1．教材に掲載されている質問事例について，まず専門教員が，学生諸君との質疑応答によって講義し，その後に実務家教員が，各テーマについての実務的問題を，同様の形式で講義する。
2．教員が司会を務める。
3．毎回，できるだけ多くの学生に発言を求める。欠席状況と発言内容が平常点に影響する。

予習の内容

1．当該テーマの教材及びテキストを予め通読し，その問題点をメモする。テキストにある判例については，事案と判示事項として示されている命題とを対応させて整理し，理解を具体化する。

2．各人の基本書によって，当該テーマについて予習をする（マーカーなどをする）。

標準的な予習時間

2 時間／週。なお復習を 3 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

応答内容ならびに欠席状況

期末試験　90%

問題の理解度と条文解釈と利益衡量の応用能力

特記事項

学期末に 120 分の論述式試験を行うほか，基礎知識確認試験を行う。満点 90 点のうち，基礎知識確認試験の満点を 6 点，論述式試験の満点を 84 点として成績評価を行う。

＜テキスト/Textbook ＞

潮見佳男・道垣内弘人『民法判例百選 I 総則・物権』第 8 版（有斐閣，2018.3）

各回の教材を予め配付するので，各自の基本書と合わせて，よく予習し，授業の後には，必ず復習をしておくことを要望する。

配付物

毎回該当テーマの教材を授業前に配付する。

＜参考文献/Reference Book ＞

佐久間毅『民法の基礎 1 総則』第 5 版（有斐閣，2020 年），改正法をカバーしている。
佐久間毅『民法の基礎 2 物権』第 2 版（有斐閣，2019 年），改正法をカバーしている。物権法のみで担保物権法は含まない。
安永正昭『講義物権・担保物権法』第 3 版（有斐閣，2019 年），改正法をカバーしている。物権法と担保物権法の双方を含むので，「民法演習Ⅲ」の参考書にも使える。
この科目は，民法総則と物権法（担保物権法を除く）を対象とするので，民法総則と物権法に関する教科書（基本書）をそれぞれ少なくとも 1 冊ずつ所有し，参照することが望ましい。参考文献は，必ず購入しなければならないものではなく，既に上記以外の基本書を何か持っている者は，それを使用してかまわない。但し，平成 29 年の改正債権法，平成 30 年の改正相続法に対応しているか，注意すること。

＜備考/Remarks ＞

Zoom の会議システムを利用した双方向オンライン授業を行う。レジュメ等の資料は，事前に OneDrive を利用して配布する。

月曜日 4 講時

61200171-003　○民法演習Ⅰ-3

2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar 対面授業/Face-to-face learning

Civil Law Seminar I-3

佐々木　典子　　西村　学

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，民法のうち，民法総則と物権法（担保物権法を除く）の重要問題を理論面と実務面から考察する。各クラスとも，民法専攻教員と実務家教員（弁護士）とが一体となって授業を担当し，同一テーマにつき同時並行的に授業が行われるようにする。講義は全体を通じて対話型の形式で行われるので，受講者は各テーマにつき，事前に配布されるレジュメの指示に従い，基本書（教科書・体系書），配付の判例資料（教材），判例百選等を読み，各自で問題点を探り出し，授業での討論を通じて理解を深めることができるように，十分な準備をしておくことが必要である。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

各テーマについて，基礎的知識を確認し，特に関連条文の解釈を正確に理解することに努め，その上にたって，判例の具体的解決の中に各種の利益衡量を探求して，理論上，実務上の問題点を認識する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	法律行為・意思表示（1） 「法律行為・意思表示」制度の趣旨，「法律行為・意思表示」の取消し・無効の諸要件，取消し・無効の場合の事後の法律関係（関連する取消後の法律関係を含む）を検討する。	関連箇所の予習と復習
第 2 回	法律行為･意思表示（2） 錯誤論・動機の錯誤問題について，判例の判断基準を中心に検討する。	関連箇所の予習と復習
第 3 回	自然人・法人 法律関係における権利主体の意義，法人制度の意義，設立，法人の目的の範囲，法人代表者の権限等につき，検討する。	関連箇所の予習と復習
第 4 回	代理制度（1） 代理制度の意義，表見代理制度の趣旨，民法 109 条，110 条の表見代理の成立要件について検討する。	関連箇所の予習と復習
第 5 回	代理制度（2） 無権代理がなされた場合の法律関係，無権代理人の責任及び，無権代理と相続に関わる諸問題を検討する。	関連箇所の予習と復習
第 6 回	消滅時効 消滅時効制度の趣旨，援用権者の範囲，時効利益の放棄等について検討する。	関連箇所の予習と復習
第 7 回	物権的請求権 物権の一般的効力につき，物権的請求権を中心に検討する。	関連箇所の予習と復習
第 8 回	不動産物権変動（1－1） 対抗問題が生ずる物権変動原因に関する判例の立場，とくに，相続に関連する物権変動と登記について検討する。	関連箇所の予習と復習
第 9 回	不動産物権変動（1－2） 不動産物権の取得時効の成立要件，ならびに時効取得と第三者対抗の問題について検討する。	関連箇所の予習と復習
第 10,11 回	不動産物権変動（2) 民法１７７条の「第三者」の解釈，背信的悪意者排除法理，その新展開，ならびに背信的悪意者からの転得者をめぐる法律問題について検討する。	関連箇所の予習と復習
第 12 回	不実登記と外観法理 不動産取引における民法９４条２項の類推適用法理，同条と民法１１０条の併用法理について判例を中心に検討する。	関連箇所の予習と復習
第 13 回	動産物権変動 動産の物権変動の対抗問題，動産の即時取得の問題について検討する。	関連箇所の予習と復習
第 14 回	所有権（1） 所有権に関する議論のうち，共有物の使用･収益･処分に関する法律問題を検討する。	関連箇所の予習と復習
第 15 回	所有権（2） 所有権に関する議論のうち，相隣関係法および添附につき検討する。	関連箇所の予習と復習

1．教材に掲載されている質問事例について，まず専門教員が，学生諸君との質疑応答によって講義し，その後に実務家教員が，各テーマについての実務的問題を，同様の形式で講義する。
2．教員が司会を務める。
3．毎回，できるだけ多くの学生に発言を求める。欠席状況と発言内容が平常点に影響する。

予習の内容

1．当該テーマの教材及びテキストを予め通読し，その問題点をメモする。テキストにある判例については，事案と判示事項として示されている命題とを対応させて整理し，理解を具体化する。

2．各人の基本書によって，当該テーマについて予習をする（マーカーなどをする）。

標準的な予習時間

2 時間／週。なお復習を 3 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

応答内容ならびに欠席状況

期末試験　90%

問題の理解度と条文解釈と利益衡量の応用能力

特記事項

学期末に 120 分の論述式試験を行うほか，基礎知識確認試験を行う。満点 90 点のうち，基礎知識確認試験の満点を 6 点，論述式試験の満点を 84 点として成績評価を行う。

＜テキスト/Textbook ＞

潮見佳男・道垣内弘人『民法判例百選 I 総則・物権』第 8 版（有斐閣，2018.3）

各回の教材を予め配付するので，各自の基本書と合わせて，よく予習し，授業の後には，必ず復習をしておくことを要望する。

配付物

毎回該当テーマの教材を授業前に配付する。

＜参考文献/Reference Book ＞

佐久間毅『民法の基礎 1 総則』第 5 版（有斐閣，2020 年），改正法をカバーしている。
佐久間毅『民法の基礎 2 物権』第 2 版（有斐閣，2019 年），改正法をカバーしている。物権法のみで担保物権法は含まない。
安永正昭『講義物権・担保物権法』第 3 版（有斐閣，2019 年），改正法をカバーしている。物権法と担保物権法の双方を含むので，「民法演習Ⅲ」の参考書にも使える。
この科目は，民法総則と物権法（担保物権法を除く）を対象とするので，民法総則と物権法に関する教科書（基本書）をそれぞれ少なくとも 1 冊ずつ所有し，参照することが望ましい。参考文献は，必ず購入しなければならないものではなく，既に上記以外の基本書を何か持っている者は，それを使用してかまわない。但し，平成 29 年の改正債権法，平成 30 年の改正相続法に対応しているか，注意すること。

＜備考/Remarks ＞

Zoom の会議システムを利用した双方向オンライン授業を行う。レジュメ等の資料は，事前に OneDrive を利用して配布する。

月曜日 5 講時

61200171-004　　○民法演習Ⅰ-4

2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar 対面授業/Face-to-face learning

Civil Law Seminar I-4

佐々木　典子　　西村　学

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，民法のうち，民法総則と物権法（担保物権法を除く）の重要問題を理論面と実務面から考察する。各クラスとも，民法専攻教員と実務家教員（弁護士）とが一体となって授業を担当し，同一テーマにつき同時並行的に授業が行われるようにする。講義は全体を通じて対話型の形式で行われるので，受講者は各テーマにつき，事前に配布されるレジュメの指示に従い，基本書（教科書・体系書），配付の判例資料（教材），判例百選等を読み，各自で問題点を探り出し，授業での討論を通じて理解を深めることができるように，十分な準備をしておくことが必要である。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

各テーマについて，基礎的知識を確認し，特に関連条文の解釈を正確に理解することに努め，その上にたって，判例の具体的解決の中に各種の利益衡量を探求して，理論上，実務上の問題点を認識する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	法律行為・意思表示（1） 「法律行為・意思表示」制度の趣旨，「法律行為・意思表示」の取消し・無効の諸要件，取消し・無効の場合の事後の法律関係（関連する取消後の法律関係を含む）を検討する。	関連箇所の予習と復習
第 2 回	法律行為･意思表示（2） 錯誤論・動機の錯誤問題について，判例の判断基準を中心に検討する。	関連箇所の予習と復習
第 3 回	自然人・法人 法律関係における権利主体の意義，法人制度の意義，設立，法人の目的の範囲，法人代表者の権限等につき，検討する。	関連箇所の予習と復習
第 4 回	代理制度（1） 代理制度の意義，表見代理制度の趣旨，民法 109 条，110 条の表見代理の成立要件について検討する。	関連箇所の予習と復習
第 5 回	代理制度（2） 無権代理がなされた場合の法律関係，無権代理人の責任及び，無権代理と相続に関わる諸問題を検討する。	関連箇所の予習と復習
第 6 回	消滅時効 消滅時効制度の趣旨，援用権者の範囲，時効利益の放棄等について検討する。	関連箇所の予習と復習
第 7 回	物権的請求権 物権の一般的効力につき，物権的請求権を中心に検討する。	関連箇所の予習と復習
第 8 回	不動産物権変動（1－1） 対抗問題が生ずる物権変動原因に関する判例の立場，とくに，相続に関連する物権変動と登記について検討する。	関連箇所の予習と復習
第 9 回	不動産物権変動（1－2） 不動産物権の取得時効の成立要件，ならびに時効取得と第三者対抗の問題について検討する。	関連箇所の予習と復習
第 10,11 回	不動産物権変動（2) 民法１７７条の「第三者」の解釈，背信的悪意者排除法理，その新展開，ならびに背信的悪意者からの転得者をめぐる法律問題について検討する。	関連箇所の予習と復習
第 12 回	不実登記と外観法理 不動産取引における民法９４条２項の類推適用法理，同条と民法１１０条の併用法理について判例を中心に検討する。	関連箇所の予習と復習
第 13 回	動産物権変動 動産の物権変動の対抗問題，動産の即時取得の問題について検討する。	関連箇所の予習と復習
第 14 回	所有権（1） 所有権に関する議論のうち，共有物の使用･収益･処分に関する法律問題を検討する。	関連箇所の予習と復習
第 15 回	所有権（2） 所有権に関する議論のうち，相隣関係法および添附につき検討する。	関連箇所の予習と復習

1．教材に掲載されている質問事例について，まず専門教員が，学生諸君との質疑応答によって講義し，その後に実務家教員が，各テーマについての実務的問題を，同様の形式で講義する。
2．教員が司会を務める。
3．毎回，できるだけ多くの学生に発言を求める。欠席状況と発言内容が平常点に影響する。

予習の内容

1．当該テーマの教材及びテキストを予め通読し，その問題点をメモする。テキストにある判例については，事案と判示事項として示されている命題とを対応させて整理し，理解を具体化する。

2．各人の基本書によって，当該テーマについて予習をする（マーカーなどをする）。

標準的な予習時間

2 時間／週。なお復習を 3 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

応答内容ならびに欠席状況

期末試験　90%

問題の理解度と条文解釈と利益衡量の応用能力

特記事項

学期末に 120 分の論述式試験を行うほか，基礎知識確認試験を行う。満点 90 点のうち，基礎知識確認試験の満点を 6 点，論述式試験の満点を 84 点として成績評価を行う。

＜テキスト/Textbook ＞

潮見佳男・道垣内弘人『民法判例百選 I 総則・物権』第 8 版（有斐閣，2018.3）

各回の教材を予め配付するので，各自の基本書と合わせて，よく予習し，授業の後には，必ず復習をしておくことを要望する。

配付物

毎回該当テーマの教材を授業前に配付する。

＜参考文献/Reference Book ＞

佐久間毅『民法の基礎 1 総則』第 5 版（有斐閣，2020 年），改正法をカバーしている。
佐久間毅『民法の基礎 2 物権』第 2 版（有斐閣，2019 年），改正法をカバーしている。物権法のみで担保物権法は含まない。
安永正昭『講義物権・担保物権法』第 3 版（有斐閣，2019 年），改正法をカバーしている。物権法と担保物権法の双方を含むので，「民法演習Ⅲ」の参考書にも使える。
この科目は，民法総則と物権法（担保物権法を除く）を対象とするので，民法総則と物権法に関する教科書（基本書）をそれぞれ少なくとも 1 冊ずつ所有し，参照することが望ましい。参考文献は，必ず購入しなければならないものではなく，既に上記以外の基本書を何か持っている者は，それを使用してかまわない。但し，平成 29 年の改正債権法，平成 30 年の改正相続法に対応しているか，注意すること。

＜備考/Remarks ＞

Zoom の会議システムを利用した双方向オンライン授業を行う。レジュメ等の資料は，事前に OneDrive を利用して配布する。

金曜日 4 講時

61200172-001　△民法演習Ⅱ-1　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Civil Law Seminar II-1

佐久間　毅　　藤井　康弘

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習においては，債権各論と親族と相続の重要問題を，理論面と実務面から考察する。各クラスとも，民法専攻教員と実務家教員（弁護士）とが，一体となって授業を担当することとし，同一テーマにつき同時平行的に授業が行われるようにする。受講者は各テーマにつき，事前に配付する教材の指示に従い，それを読み，各自で問題点を探り出し，授業での討論を通じて理解を深めることができるように，十分準備を欠かさないようにすること。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

各テーマについて，基礎的知識を確認し，特に関連条文の解釈を正確に理解することに努め，その上に立って，判例の具体的解決の中に各種の利益衡量を探究して，実務上の問題点を認識する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）
第 1 回　危険負担と受領遅滞
第 2 回　売買（1）　売買契約の成立
第 3 回　売買（2）　売買契約の効力と解除
第 4 回　賃貸借（1）　賃貸借契約の成立と解消
第 5 回　賃貸借（2）　賃貸借契約当事者の交代①
第 6 回　賃貸借（3）　賃貸借契約当事者の交代②
第 7 回　請負（1）　請負契約の成立と所有権の帰属
第 8 回　請負（2）　請負契約と担保責任
第 9 回　一般不法行為の成立と効果
第 10 回　使用者責任
第 11 回　監督者責任とその他の特殊不法行為責任
第 12 回　不当利得の類型
第 13 回　多数当事者間の不当利得
第 14 回　親族法の重要問題
第 15 回　相続法の重要問題

配布教材記載の質問を中心として，質疑応答を中心としてすすめる。

予習の内容
1．当該テーマの教材及びテキストを予め全ページにわたって通読し，その問題点をメモする。テキストにある判例については，事案と判示事項として示されている命題とを対応させて整理し，理解を具体化する。
2．各人の基本書によって，当該テーマについて予習をする（マーカーなどをする）。
標準的な予習時間
2 時間／週，復習時間 3 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
応答内容ならびに欠席状況
期末試験　90%
期末におこなう論述試験を 80%，基礎知識確認試験を 10%として，評価をおこなう。
論述試験においては事例問題に対する，問題の理解度と条文解釈及び利益較量能力を判定する。

＜テキスト/Textbook ＞

窪田充見・森田宏樹　編『民法判例百選Ⅱ－債権－』第 8 版（有斐閣，2018）
水野紀子・大村敦志　編『民法判例百選Ⅲ－親族・相続－』第 2 版（有斐閣，2018）
沖野眞已・窪田充見・佐久間毅　編著『民法演習サブノート 210 問（第 2 版）』（弘文堂，2020）
各回の教材を予め配付するので，各自の基本書と合わせて，よく予習し，授業の後には，必ず復習をしておくことを要望する。

配付物
毎回該当テーマの教材を授業前に配付する。

＜備考/Remarks ＞

原則としてオンライン対面授業でおこなうが，新型コロナウイルス感染症の状況によっては，教室で実施する。教材は，司法研究科事務室からデジタルデータならびに印刷したものを配布する。

金曜日 5 講時

61200172-002　△民法演習Ⅱ-2　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Civil Law Seminar II-2

佐久間　毅　　藤井　康弘

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習においては，債権各論と親族と相続の重要問題を，理論面と実務面から考察する。各クラスとも，民法専攻教員と実務家教員（弁護士）とが，一体となって授業を担当することとし，同一テーマにつき同時平行的に授業が行われるようにする。受講者は各テーマにつき，事前に配付する教材の指示に従い，それを読み，各自で問題点を探り出し，授業での討論を通じて理解を深めることができるように，十分準備を欠かさないようにすること。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

各テーマについて，基礎的知識を確認し，特に関連条文の解釈を正確に理解することに努め，その上に立って，判例の具体的解決の中に各種の利益衡量を探究して，実務上の問題点を認識する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）
第 1 回　危険負担と受領遅滞
第 2 回　売買（1）　売買契約の成立
第 3 回　売買（2）　売買契約の効力と解除
第 4 回　賃貸借（1）　賃貸借契約の成立と解消
第 5 回　賃貸借（2）　賃貸借契約当事者の交代①
第 6 回　賃貸借（3）　賃貸借契約当事者の交代②
第 7 回　請負（1）　請負契約の成立と所有権の帰属
第 8 回　請負（2）　請負契約と担保責任
第 9 回　一般不法行為の成立と効果
第 10 回　使用者責任
第 11 回　監督者責任とその他の特殊不法行為責任
第 12 回　不当利得の類型
第 13 回　多数当事者間の不当利得
第 14 回　親族法の重要問題
第 15 回　相続法の重要問題

配布教材記載の質問を中心として，質疑応答を中心としてすすめる。

予習の内容
1．当該テーマの教材及びテキストを予め全ページにわたって通読し，その問題点をメモする。テキストにある判例については，事案と判示事項として示されている命題とを対応させて整理し，理解を具体化する。
2．各人の基本書によって，当該テーマについて予習をする（マーカーなどをする）。

標準的な予習時間
2 時間／週，復習時間 3 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
応答内容ならびに欠席状況
期末試験　90%
期末におこなう論述試験を 80%，基礎知識確認試験を 10%として，評価をおこなう。
論述試験においては事例問題に対する，問題の理解度と条文解釈及び利益較量能力を判定する。

＜テキスト/Textbook ＞

窪田充見・森田宏樹　編『民法判例百選Ⅱ－債権－』第 8 版（有斐閣，2018）
水野紀子・大村敦志　編『民法判例百選Ⅲ－親族・相続－』第 2 版（有斐閣，2018）
沖野眞已・窪田充見・佐久間毅　編著『民法演習サブノート 210 問（第 2 版）』（弘文堂，2020）
各回の教材を予め配付するので，各自の基本書と合わせて，よく予習し，授業の後には，必ず復習をしておくことを要望する。

配付物
毎回該当テーマの教材を授業前に配付する。

＜備考/Remarks ＞

原則としてオンライン対面授業でおこなうが，新型コロナウイルス感染症の状況によっては，教室で実施する。教材は，司法研究科事務室からデジタルデータならびに印刷したものを配布する。

金曜日 4 講時

61200172-003　△民法演習Ⅱ-3　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Civil Law Seminar II-3

大中　有信　　梅澤　匠

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習においては，債権各論と親族と相続の重要問題を，理論面と実務面から考察する。各クラスとも，民法専攻教員と実務家教員（弁護士）とが，一体となって授業を担当することとし，同一テーマにつき同時平行的に授業が行われるようにする。受講者は各テーマにつき，事前に配付する教材の指示に従い，それを読み，各自で問題点を探り出し，授業での討論を通じて理解を深めることができるように，十分準備を欠かさないようにすること。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

各テーマについて，基礎的知識を確認し，特に関連条文の解釈を正確に理解することに努め，その上に立って，判例の具体的解決の中に各種の利益衡量を探究して，実務上の問題点を認識する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）
第 1 回　危険負担と受領遅滞
第 2 回　売買（1）　売買契約の成立
第 3 回　売買（2）　売買契約の効力と解除
第 4 回　賃貸借（1）　賃貸借契約の成立と解消
第 5 回　賃貸借（2）　賃貸借契約当事者の交代①
第 6 回　賃貸借（3）　賃貸借契約当事者の交代②
第 7 回　請負（1）　請負契約の成立と所有権の帰属
第 8 回　請負（2）　請負契約と担保責任
第 9 回　一般不法行為の成立と効果
第 10 回　使用者責任
第 11 回　監督者責任とその他の特殊不法行為責任
第 12 回　不当利得の類型
第 13 回　多数当事者間の不当利得
第 14 回　親族法の重要問題
第 15 回　相続法の重要問題

配布教材記載の質問を中心として，質疑応答を中心としてすすめる。

予習の内容
1．当該テーマの教材及びテキストを予め全ページにわたって通読し，その問題点をメモする。テキストにある判例については，事案と判示事項として示されている命題とを対応させて整理し，理解を具体化する。
2．各人の基本書によって，当該テーマについて予習をする（マーカーなどをする）。
標準的な予習時間
2 時間／週，復習時間 3 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
応答内容ならびに欠席状況
期末試験　90%
期末におこなう論述試験を 80%，基礎知識確認試験を 10%として，評価をおこなう。
論述試験においては事例問題に対する，問題の理解度と条文解釈及び利益較量能力を判定する。

＜テキスト/Textbook ＞

窪田充見・森田宏樹　編『民法判例百選Ⅱ－債権－』第 8 版（有斐閣，2018）
水野紀子・大村敦志　編『民法判例百選Ⅲ－親族・相続－』第 2 版（有斐閣，2018）
沖野眞已・窪田充見・佐久間毅　編著『民法演習サブノート 210 問（第 2 版）』（弘文堂，2020）
各回の教材を予め配付するので，各自の基本書と合わせて，よく予習し，授業の後には，必ず復習をしておくことを要望する。

配付物
毎回該当テーマの教材を授業前に配付する。

＜備考/Remarks ＞

原則としてオンライン対面授業でおこなうが，新型コロナウイルス感染症の状況によっては，教室で実施する。教材は，司法研究科事務室からデジタルデータならびに印刷したものを配布する。

金曜日 5 講時

61200172-004　△民法演習Ⅱ-4　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Civil Law Seminar II-4

大中　有信　　梅澤　匠

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習においては，債権各論と親族と相続の重要問題を，理論面と実務面から考察する。各クラスとも，民法専攻教員と実務家教員（弁護士）とが，一体となって授業を担当することとし，同一テーマにつき同時平行的に授業が行われるようにする。受講者は各テーマにつき，事前に配付する教材の指示に従い，それを読み，各自で問題点を探り出し，授業での討論を通じて理解を深めることができるように，十分準備を欠かさないようにすること。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

各テーマについて，基礎的知識を確認し，特に関連条文の解釈を正確に理解することに努め，その上に立って，判例の具体的解決の中に各種の利益衡量を探究して，実務上の問題点を認識する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）
第 1 回　危険負担と受領遅滞
第 2 回　売買（1）　売買契約の成立
第 3 回　売買（2）　売買契約の効力と解除
第 4 回　賃貸借（1）　賃貸借契約の成立と解消
第 5 回　賃貸借（2）　賃貸借契約当事者の交代①
第 6 回　賃貸借（3）　賃貸借契約当事者の交代②
第 7 回　請負（1）　請負契約の成立と所有権の帰属
第 8 回　請負（2）　請負契約と担保責任
第 9 回　一般不法行為の成立と効果
第 10 回　使用者責任
第 11 回　監督者責任とその他の特殊不法行為責任
第 12 回　不当利得の類型
第 13 回　多数当事者間の不当利得
第 14 回　親族法の重要問題
第 15 回　相続法の重要問題

配布教材記載の質問を中心として，質疑応答を中心としてすすめる。

予習の内容
1．当該テーマの教材及びテキストを予め全ページにわたって通読し，その問題点をメモする。テキストにある判例については，事案と判示事項として示されている命題とを対応させて整理し，理解を具体化する。
2．各人の基本書によって，当該テーマについて予習をする（マーカーなどをする）。
標準的な予習時間
2 時間／週，復習時間 3 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
応答内容ならびに欠席状況
期末試験　90%
期末におこなう論述試験を 80%，基礎知識確認試験を 10%として，評価をおこなう。
論述試験においては事例問題に対する，問題の理解度と条文解釈及び利益較量能力を判定する。

＜テキスト/Textbook ＞

窪田充見・森田宏樹　編『民法判例百選Ⅱ－債権－』第 8 版（有斐閣，2018）
水野紀子・大村敦志　編『民法判例百選Ⅲ－親族・相続－』第 2 版（有斐閣，2018）
沖野眞已・窪田充見・佐久間毅　編著『民法演習サブノート 210 問（第 2 版）』（弘文堂，2020）
各回の教材を予め配付するので，各自の基本書と合わせて，よく予習し，授業の後には，必ず復習をしておくことを要望する。

配付物
毎回該当テーマの教材を授業前に配付する。

＜備考/Remarks ＞

原則としてオンライン対面授業でおこなうが，新型コロナウイルス感染症の状況によっては，教室で実施する。教材は，司法研究科事務室からデジタルデータならびに印刷したものを配布する。

火曜日 4 講時

61200173-001　△民法演習Ⅲ-1　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Civil Law Seminar III-1

佐々木　典子　　中世古　裕之

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，担保物権と債権総論の重要問題を，理論面と実務面から考察する。各クラスとも，民法専攻教員と実務家教員（弁護士）とが，一体となって授業を担当することとし，同テーマにつき同時平行的に授業が行われるようにする。受講者は各テーマにつき，事前に配付する教材の指示に従い，それを読み，各自で問題点を探り出し，授業での討論を通じて理解を深めることができるように，十分な準備を欠かさないようにすることを希望する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

各テーマについて，基礎的知識を確認し，特に関連条文の解釈を正確に理解することに努め，その上に立って，判例の具体的解決の中に各種の利益衡量を探究して，実務上の問題点を認識する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　法定担保物権（留置権・先取特権）と質権
担保物権について概観し，法定担保物権と約定担保物権の異同，留置権の重要問題について検討する。

第 2 回　抵当権に基づく妨害排除請求権
約定担保物権について概観し，抵当権の意義，抵当権の効力，特に，抵当不動産の不法占有の排除の問題について検討する。

第 3 回　抵当権に基づく物上代位
物上代位制度の趣旨を確認したうえ，先取特権に基づく物上代位と比較しつつ，抵当権に基づく物上代位に関する重要な問題点を検討する。

第 4 回　法定地上権
抵当権と利用権との関係，法定地上権の意義を概観し，法定地上権の重要問題について検討する。

第 5 回　共同抵当
共同抵当の意義と機能を概観し，判例の展開を踏まえて，その重要問題を検討する。

第 6 回　非典型担保
非典型担保（仮登記担保，譲渡担保，所有権留保）について概観し，不動産譲渡担保の重要問題について検討する。

第 7 回　人的担保
多数当事者の債権関係について概観した後，人的担保（保証債務，連帯債務）の重要問題について検討する。

第 8 回　責任財産の保全制度
責任財産の保全制度（債権者代位権，詐害行為取消権）について概観し，詐害行為取消権の重要問題について検討する。

第 9,10 回　債務不履行（1）
債務不履行の要件論について概観し，重要問題について検討する。

第 11,12 回　債務不履行（2）
債務不履行の効果論について概観し，損害賠償の範囲，解除等の重要問題を検討する。

第 13 回　債権譲渡と債務引受
債権譲渡，債務引受，契約当事者の地位の移転について概観し，債権譲渡の重要問題を検討する。

第 14 回　差押えと相殺
相殺の意義について概観し，その重要問題を検討する。

第 15 回　弁済とその関連制度
債権の消滅事由について概観し，弁済の重要問題を検討する。

1．テキスト（下記の配付物）に掲載されている質問事例について，まず専門教員が，学生諸君と質疑応答によって講義し，その後に実務家教員が，各テーマについての実務的問題を，同様の形式で講義する。
2．教員が司会を務める。
3．毎回，できるだけ多くの学生に発言を求める。欠席状況と発言内容が平常点に影響する。

予習の内容

1．当該テーマのテキストを予め全ページにわたって通読し，その問題点をメモする。テキストにある判例については，事案と判示事項として示されている命題とを対応させて整理し，理解を具体化する。

2．各人の基本書によって，当該テーマについて予習をする（マーカーなどをする）。

標準的な予習時間

2 時間／週，復習時間 3 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

応答内容ならびに欠席状況

期末試験　90%

問題の理解度と条文解釈と利益衡量の応用能力

学期末に 120 分の論述式試験を行うほか，基礎知識確認試験を行う。満点 90 点のうち，基礎知識確認試験の満点を 6 点，論述式試験の満点を 84 点として成績評価を行う。

＜テキスト/Textbook ＞

潮見佳男・道垣内弘人　編『民法判例百選Ⅰ－総則・物権－』第 8 版（有斐閣，2018.3）

窪田充見・森田宏樹　編『民法判例百選Ⅱ－債権－』第 8 版（有斐閣，2018.3）

各回の教材を予め配付するので，各自の基本書と合わせて，よく予習し，授業の後には，必ず復習をしておくことを要望する。

配付物

毎回該当テーマの教材を授業前に配付する。

＜参考文献/Reference Book ＞

潮見佳男『プラクティス民法　債権総論』第 5 版補訂（信山社，2020）

中田裕康『債権総論』第 4 版（岩波書店，2020 年）

安永正昭『物権・担保物権法』第 3 版（有斐閣，2019 年）

＜備考/Remarks ＞

対面授業で行う。新型コロナ感染症の流行状況によって，Zoom の会議システムを利用した双方向オンライン授業を行う場合がある。レジュメ等の資料は，事前に，紙媒体，または，One Drive（オンライン授業の場合）を利用して配布する。

火曜日 5 講時

61200173-002　△民法演習Ⅲ-2　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Civil Law Seminar III-2

佐々木　典子　　中世古　裕之

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，担保物権と債権総論の重要問題を，理論面と実務面から考察する。各クラスとも，民法専攻教員と実務家教員（弁護士）とが，一体となって授業を担当することとし，同テーマにつき同時平行的に授業が行われるようにする。受講者は各テーマにつき，事前に配付する教材の指示に従い，それを読み，各自で問題点を探り出し，授業での討論を通じて理解を深めることができるように，十分な準備を欠かさないようにすることを希望する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

各テーマについて，基礎的知識を確認し，特に関連条文の解釈を正確に理解することに努め，その上に立って，判例の具体的解決の中に各種の利益衡量を探究して，実務上の問題点を認識する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　法定担保物権（留置権・先取特権）と質権
担保物権について概観し，法定担保物権と約定担保物権の異同，留置権の重要問題について検討する。

第 2 回　抵当権に基づく妨害排除請求権
約定担保物権について概観し，抵当権の意義，抵当権の効力，特に，抵当不動産の不法占有の排除の問題について検討する。

第 3 回　抵当権に基づく物上代位
物上代位制度の趣旨を確認したうえ，先取特権に基づく物上代位と比較しつつ，抵当権に基づく物上代位に関する重要な問題点を検討する。

第 4 回　法定地上権
抵当権と利用権との関係，法定地上権の意義を概観し，法定地上権の重要問題について検討する。

第 5 回　共同抵当
共同抵当の意義と機能を概観し，判例の展開を踏まえて，その重要問題を検討する。

第 6 回　非典型担保
非典型担保（仮登記担保，譲渡担保，所有権留保）について概観し，不動産譲渡担保の重要問題について検討する。

第 7 回　人的担保
多数当事者の債権関係について概観した後，人的担保（保証債務，連帯債務）の重要問題について検討する。

第 8 回　責任財産の保全制度
責任財産の保全制度（債権者代位権，詐害行為取消権）について概観し，詐害行為取消権の重要問題について検討する。

第 9,10 回　債務不履行（1）
債務不履行の要件論について概観し，重要問題について検討する。

第 11,12 回　債務不履行（2）
債務不履行の効果論について概観し，損害賠償の範囲，解除等の重要問題を検討する。

第 13 回　債権譲渡と債務引受
債権譲渡，債務引受，契約当事者の地位の移転について概観し，債権譲渡の重要問題を検討する。

第 14 回　差押えと相殺
相殺の意義について概観し，その重要問題を検討する。

第 15 回　弁済とその関連制度
債権の消滅事由について概観し，弁済の重要問題を検討する。

1．テキスト（下記の配付物）に掲載されている質問事例について，まず専門教員が，学生諸君と質疑応答によって講義し，その後に実務家教員が，各テーマについての実務的問題を，同様の形式で講義する。
2．教員が司会を務める。
3．毎回，できるだけ多くの学生に発言を求める。欠席状況と発言内容が平常点に影響する。

予習の内容

1．当該テーマのテキストを予め全ページにわたって通読し，その問題点をメモする。テキストにある判例については，事案と判示事項として示されている命題とを対応させて整理し，理解を具体化する。

2．各人の基本書によって，当該テーマについて予習をする（マーカーなどをする）。

標準的な予習時間

2 時間／週，復習時間 3 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

応答内容ならびに欠席状況

期末試験　90%

問題の理解度と条文解釈と利益衡量の応用能力

学期末に 120 分の論述式試験を行うほか，基礎知識確認試験を行う。満点 90 点のうち，基礎知識確認試験の満点を 6 点，論述式試験の満点を 84 点として成績評価を行う。

＜テキスト/Textbook ＞

潮見佳男・道垣内弘人　編『民法判例百選Ⅰ－総則・物権－』第 8 版（有斐閣，2018.3）

窪田充見・森田宏樹　編『民法判例百選Ⅱ－債権－』第 8 版（有斐閣，2018.3）

各回の教材を予め配付するので，各自の基本書と合わせて，よく予習し，授業の後には，必ず復習をしておくことを要望する。

配付物

毎回該当テーマの教材を授業前に配付する。

＜参考文献/Reference Book ＞

潮見佳男『プラクティス民法　債権総論』第 5 版補訂（信山社，2020）

中田裕康『債権総論』第 4 版（岩波書店，2020 年）

安永正昭『物権・担保物権法』第 3 版（有斐閣，2019 年）

＜備考/Remarks ＞

対面授業で行う。新型コロナ感染症の流行状況によって，Zoom の会議システムを利用した双方向オンライン授業を行う場合がある。レジュメ等の資料は，事前に，紙媒体，または，One Drive（オンライン授業の場合）を利用して配布する。

火曜日 4 講時

61200173-003　△民法演習Ⅲ-3　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Civil Law Seminar III-3

深谷　格　　小國　隆輔

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，担保物権と債権総論の重要問題を，理論面と実務面から考察する。各クラスとも，民法専攻教員と実務家教員（弁護士）とが，一体となって授業を担当することとし，同テーマにつき同時平行的に授業が行われるようにする。受講者は各テーマにつき，事前に配付する教材の指示に従い，それを読み，各自で問題点を探り出し，授業での討論を通じて理解を深めることができるように，十分な準備を欠かさないようにすることを希望する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

各テーマについて，基礎的知識を確認し，特に関連条文の解釈を正確に理解することに努め，その上に立って，判例の具体的解決の中に各種の利益衡量を探究して，実務上の問題点を認識する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　法定担保物権（留置権・先取特権）と質権
担保物権について概観し，法定担保物権と約定担保物権の異同，留置権の重要問題について検討する。

第 2 回　抵当権に基づく妨害排除請求権
約定担保物権について概観し，抵当権の意義，抵当権の効力，特に，抵当不動産の不法占有の排除の問題について検討する。

第 3 回　抵当権に基づく物上代位
物上代位制度の趣旨を確認したうえ，先取特権に基づく物上代位と比較しつつ，抵当権に基づく物上代位に関する重要な問題点を検討する。

第 4 回　法定地上権
抵当権と利用権との関係，法定地上権の意義を概観し，法定地上権の重要問題について検討する。

第 5 回　共同抵当
共同抵当の意義と機能を概観し，判例の展開を踏まえて，その重要問題を検討する。

第 6 回　非典型担保
非典型担保（仮登記担保，譲渡担保，所有権留保）について概観し，不動産譲渡担保の重要問題について検討する。

第 7 回　人的担保
多数当事者の債権関係について概観した後，人的担保（保証債務，連帯債務）の重要問題について検討する。

第 8 回　責任財産の保全制度
責任財産の保全制度（債権者代位権，詐害行為取消権）について概観し，詐害行為取消権の重要問題について検討する。

第 9,10 回　債務不履行（1）
債務不履行の要件論について概観し，重要問題について検討する。

第 11,12 回　債務不履行（2）
債務不履行の効果論について概観し，損害賠償の範囲，解除等の重要問題を検討する。

第 13 回　債権譲渡と債務引受
債権譲渡，債務引受，契約当事者の地位の移転について概観し，債権譲渡の重要問題を検討する。

第 14 回　差押えと相殺
相殺の意義について概観し，その重要問題を検討する。

第 15 回　弁済とその関連制度
債権の消滅事由について概観し，弁済の重要問題を検討する。

1．テキスト（下記の配付物）に掲載されている質問事例について，まず専門教員が，学生諸君と質疑応答によって講義し，その後に実務家教員が，各テーマについての実務的問題を，同様の形式で講義する。
2．教員が司会を務める。
3．毎回，できるだけ多くの学生に発言を求める。欠席状況と発言内容が平常点に影響する。

予習の内容

1．当該テーマのテキストを予め全ページにわたって通読し，その問題点をメモする。テキストにある判例については，事案と判示事項として示されている命題とを対応させて整理し，理解を具体化する。

2．各人の基本書によって，当該テーマについて予習をする（マーカーなどをする）。

標準的な予習時間

2 時間／週，復習時間 3 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

応答内容ならびに欠席状況

期末試験　90%

問題の理解度と条文解釈と利益衡量の応用能力

学期末に 120 分の論述式試験を行うほか，基礎知識確認試験を行う。満点 90 点のうち，基礎知識確認試験の満点を 6 点，論述式試験の満点を 84 点として成績評価を行う。

＜テキスト/Textbook ＞

潮見佳男・道垣内弘人　編『民法判例百選Ⅰ－総則・物権－』第 8 版（有斐閣，2018.3）

窪田充見・森田宏樹　編『民法判例百選Ⅱ－債権－』第 8 版（有斐閣，2018.3）

各回の教材を予め配付するので，各自の基本書と合わせて，よく予習し，授業の後には，必ず復習をしておくことを要望する。

配付物

毎回該当テーマの教材を授業前に配付する。

＜参考文献/Reference Book ＞

潮見佳男『プラクティス民法　債権総論』第 5 版補訂（信山社，2020）

中田裕康『債権総論』第 4 版（岩波書店，2020 年）

安永正昭『物権・担保物権法』第 3 版（有斐閣，2019 年）

＜備考/Remarks ＞

対面授業で行う。新型コロナ感染症の流行状況によって，Zoom の会議システムを利用した双方向オンライン授業を行う場合がある。レジュメ等の資料は，事前に，紙媒体，または，One Drive（オンライン授業の場合）を利用して配布する。

火曜日 5 講時

61200173-004　△民法演習Ⅲ-4　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Civil Law Seminar III-4

深谷　格　　小國　隆輔

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，担保物権と債権総論の重要問題を，理論面と実務面から考察する。各クラスとも，民法専攻教員と実務家教員（弁護士）とが，一体となって授業を担当することとし，同テーマにつき同時平行的に授業が行われるようにする。受講者は各テーマにつき，事前に配付する教材の指示に従い，それを読み，各自で問題点を探り出し，授業での討論を通じて理解を深めることができるように，十分な準備を欠かさないようにすることを希望する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

各テーマについて，基礎的知識を確認し，特に関連条文の解釈を正確に理解することに努め，その上に立って，判例の具体的解決の中に各種の利益衡量を探究して，実務上の問題点を認識する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　法定担保物権（留置権・先取特権）と質権
担保物権について概観し，法定担保物権と約定担保物権の異同，留置権の重要問題について検討する。

第 2 回　抵当権に基づく妨害排除請求権
約定担保物権について概観し，抵当権の意義，抵当権の効力，特に，抵当不動産の不法占有の排除の問題について検討する。

第 3 回　抵当権に基づく物上代位
物上代位制度の趣旨を確認したうえ，先取特権に基づく物上代位と比較しつつ，抵当権に基づく物上代位に関する重要な問題点を検討する。

第 4 回　法定地上権
抵当権と利用権との関係，法定地上権の意義を概観し，法定地上権の重要問題について検討する。

第 5 回　共同抵当
共同抵当の意義と機能を概観し，判例の展開を踏まえて，その重要問題を検討する。

第 6 回　非典型担保
非典型担保（仮登記担保，譲渡担保，所有権留保）について概観し，不動産譲渡担保の重要問題について検討する。

第 7 回　人的担保
多数当事者の債権関係について概観した後，人的担保（保証債務，連帯債務）の重要問題について検討する。

第 8 回　責任財産の保全制度
責任財産の保全制度（債権者代位権，詐害行為取消権）について概観し，詐害行為取消権の重要問題について検討する。

第 9,10 回　債務不履行（1）
債務不履行の要件論について概観し，重要問題について検討する。

第 11,12 回　債務不履行（2）
債務不履行の効果論について概観し，損害賠償の範囲，解除等の重要問題を検討する。

第 13 回　債権譲渡と債務引受
債権譲渡，債務引受，契約当事者の地位の移転について概観し，債権譲渡の重要問題を検討する。

第 14 回　差押えと相殺
相殺の意義について概観し，その重要問題を検討する。

第 15 回　弁済とその関連制度
債権の消滅事由について概観し，弁済の重要問題を検討する。

1．テキスト（下記の配付物）に掲載されている質問事例について，まず専門教員が，学生諸君と質疑応答によって講義し，その後に実務家教員が，各テーマについての実務的問題を，同様の形式で講義する。
2．教員が司会を務める。
3．毎回，できるだけ多くの学生に発言を求める。欠席状況と発言内容が平常点に影響する。

予習の内容

1．当該テーマのテキストを予め全ページにわたって通読し，その問題点をメモする。テキストにある判例については，事案と判示事項として示されている命題とを対応させて整理し，理解を具体化する。

2．各人の基本書によって，当該テーマについて予習をする（マーカーなどをする）。

標準的な予習時間

2 時間／週，復習時間 3 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

応答内容ならびに欠席状況

期末試験　90%

問題の理解度と条文解釈と利益衡量の応用能力

学期末に 120 分の論述式試験を行うほか，基礎知識確認試験を行う。満点 90 点のうち，基礎知識確認試験の満点を 6 点，論述式試験の満点を 84 点として成績評価を行う。

＜テキスト/Textbook ＞

潮見佳男・道垣内弘人　編『民法判例百選Ⅰ－総則・物権－』第 8 版（有斐閣，2018.3）

窪田充見・森田宏樹　編『民法判例百選Ⅱ－債権－』第 8 版（有斐閣，2018.3）

各回の教材を予め配付するので，各自の基本書と合わせて，よく予習し，授業の後には，必ず復習をしておくことを要望する。

配付物

毎回該当テーマの教材を授業前に配付する。

＜参考文献/Reference Book ＞

潮見佳男『プラクティス民法　債権総論』第 5 版補訂（信山社，2020）

中田裕康『債権総論』第 4 版（岩波書店，2020 年）

安永正昭『物権・担保物権法』第 3 版（有斐閣，2019 年）

＜備考/Remarks ＞

対面授業で行う。新型コロナ感染症の流行状況によって，Zoom の会議システムを利用した双方向オンライン授業を行う場合がある。レジュメ等の資料は，事前に，紙媒体，または，One Drive（オンライン授業の場合）を利用して配布する。

61200145-001　　○商法演習Ⅰ-1

2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar 対面授業/Face-to-face learning

Commercial Law Seminar Ⅰ-1

山下　友信

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，会社法上の重要問題を検討する。会社法の基礎知識の習得に配慮しつつ，基本的な論点について考察する。授業中の発言を重視した討論形式と講義を併用する。

本演習は，京都大学法科大学院との協定に基づく単位互換科目である。京都大学法科大学院において開講される「商法総合Ⅰ」と共通の教材として，前田雅弘・洲崎博史・北村雅史『会社法事例演習教材』第 3 版の第 I 部「紛争解決編」を取り上げる。

設問の一部については，演習時にはとりあげないか，簡潔に済ませることがある。開講時に指示する。

なお，コアカリキュラムの全てについて検討する時間的余裕はないが，採り上げる法的問題との関連におけるコアカリキュラムの内容についても，適宜，講義する。本演習において取り上げることができない商法全般の基礎事項についても，計画的な自学自習がなされるよう，適宜，学習の指示，助言を行う。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

会社法の体系，立法を支える原理原則，規定の配置，重要条文につき存在する解釈上の対立点を理解することが基本的な到達目標となる。

さらに，具体的事例を前提に，会社法の重要条文の要件構造を踏まえて，当該事案の妥当な解決に資する柔軟な解釈論を展開する能力を習得することが，第二の到達目標となる。

本演習と並行して，会社法全般にわたり，コアカリキュラム上の基礎知識を修得することが期待される。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	株式の譲渡［I－1］ 株主名簿制度を概説した後，名義書換未了株主の地位，株式譲渡制限制度について検討する。振替株式制度及び種類株式制度について全般的に講義する。	予習として，テキストの該当する問題文を検討し，個々のQへの解答を用意し，関係条文，判例を理解しておくこと。授業後には，事例問題に対する解答を各自作成することが望ましい。クラス毎に週ごとに担当者を決めて復習レポートの提出を求める。以下，第 12 回ないし第 13 回まで同じ。
第 2 回	株主総会・取締役会の決議［I－2］ 株主総会および取締役会の決議に瑕疵があった場合の法律問題を取り扱う。株主総会の手続について理解されているかを確認しつつ，特に，株主総会の決議取消しに関して，提訴権者，訴えの利益，決議の取消しの効果について考察する。	
第 3 回	代表行為と取引の安全［I－3］ 代表取締役による専断的行為，株主総会の承認を欠く事業譲渡，代表権のない取締役の会社代表行為を素材に，それぞれの取引の効力について検討する。	
第 4 回	競業取引・利益相反取引［I－4］ 競業取引規制および利益相反取引規制を取り上げ，規制の趣旨と適用範囲，「自己または第三者のために」の意味，手続の内容，利益相反取引の効力，取締役の責任について考察する。	
第 5 回	取締役の報酬［I－5］ 取締役の報酬の決定手続，株主総会決議を経ずに支払われた報酬，取締役報酬の減額，退職慰労金の不支給といった問題を取り上げる。	
第 6 回	取締役の会社に対する責任［I－6］ 取締役の会社に対する責任について検討する。法令違反の任務懈怠，経営判断原則による任務懈怠の判断枠組，政治献金が任務懈怠となる場合，利益相反取引といった論点に関する取締役の責任問題を考察する。 株主の権利行使に関する利益供与，内部統制システム	

については第 8 回において検討する。

第 7 回　取締役の第三者に対する責任［I－7］

取締役の会社債権者等（第三者）に対する責任の要件について検討する。直接損害・間接損害の意義及びこれと因果関係のある任務懈怠，４２９条２項の責任，「第三者」の範囲などを取り上げる。

登記簿上の取締役，退任登記未了取締役の責任については，第 8 回において検討する。

第 8 回　積み残した問題の検討

Ｉ－6，I－7 に収められた教材のうち，株主の権利の行使に関する利益供与，内部統制システム，登記簿上の取締役・退任登記未了取締役の責任，その他積み残した問題を検討する。

第 9 回　株主代表訴訟［I－10］

株主代表訴訟に関する諸問題を検討する。代表訴訟により追及できる責任の範囲，提訴請求手続，担保提供，代表訴訟の和解の効力，濫訴防止策などについて考察する。

第 10 回　募集株式の発行［I－8］

募集株式の発行手続を確認した後，公開会社において募集株式，募集新株予約権の有利発行または不公正発行がなされる際の差止，株式発行無効の訴えによる救済について検討する。

第 11 回　募集株式の発行［I－8］（継続）

公開会社において支配株主の変動を伴う株式発行がなされる場合に生じる問題，募集株式発行時における役員の責任問題を取り上げる。

非公開会社における募集株式発行無効事由，株式発行不存在事由，出資の払込の仮装についても検討する。

第 12 回　設立［I－9］

発起人の権限，財産引受など変態設立事項の効力，会社設立時の出資の履行と払込の仮装，設立無効など，会社の設立に関する論点を検討する。

第 13 回　監査役・会計監査人・計算［I－11］

監査役・会計監査人の意義を確認した後，これらの者の会社経営者からの独立性の維持のために会社法が定める規制を検討する。違法配当がなされた場合の責任についても検討する。

第 14 回　会社法総則の諸問題［I－12］

支配人，表見支配人その他の商業使用人制度，名板貸責任，商業登記の効力，事業譲渡における取引相手方保護等の問題を検討する。

第 15 回　手形法の諸問題

手形の基本的特質及びその決済システムを概説した後，手形の振出，裏書，支払等に関する重要問題を検討する。

予習の内容

指定された体系書の該当箇所を理解した上で，テキストに掲載された課題を検討すること。テキストにおいて参照が指示された裁判例に目を通すこと（具体的な予習方法は開講時に説明する）。

毎回の授業後に，担当者を定めて，授業内容を反映させた復習レポートの提出を求める。

標準的な予習時間

1 週あたり 4 時間

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%

課題資料の準備（読解・分析）状況，発言の論理性・説得力。復習レポートの内容，提出状況も勘案する。欠席は配点全体からの減点事由とする。

期末試験　80%

事案の整理・分析，適用法条の発見，適用法条の要件の指摘，規範の事実への当てはめ，法律効果の発生不発生，文章表現力，議論の論理性・説得力

＜テキスト/Textbook ＞

前田雅弘・洲崎博史・北村雅史『会社法事例演習教材』第 3 版（有斐閣，2016）

＜参考文献/Reference Book ＞

岩原紳作・神作裕之・藤田友敬　編『会社法判例百選』第 3 版（有斐閣，2016）
山下友信・神田秀樹　編『商法判例集』第 8 版（有斐閣，2020）
江頭憲治郎『株式会社法』第 7 版（有斐閣，2017）
神田秀樹『会社法』第 22 版（弘文堂，2020），令和元年会社法改正に対応済。
伊藤靖史・大杉謙一・松井秀征・田中亘『LEGAL QUEST－会社法－』第 4 版（有斐閣，2018）
田中亘『会社法』第３版（東京大学出版会，2021.3 刊行予定），ISBN:9784130323949，令和元年会社法改正に対応済。
髙橋美加・笠原武朗・久保大作・久保田安彦『会社法』第３版（弘文堂，2020），令和元年会社法改正に対応済。
　その他，適宜，講義中に提示する。

＜備考/Remarks ＞

　本科目の履修に代えて，京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻との単位互換プログラムにより，京都大学において開講される「商法総合 1」を受講することによって，成績評価を受け，単位を取得することができる。詳しくは，別冊子を参照すること。

　Zoom ミーティングを用いてリアルタイムで双方向対話のできる授業を行う。通信状況が悪化する場合に備えて，リアルタイム授業を録画し，研究科の指定する方法・ルールに従い視聴を認める。教材は，全て研究科の指定する方法により OneDrive 経由で配付する。（①クラス）
教室において演習が行われるときは，以上の説明のとおり対面授業により実施する。この場合には，教材は，研究科内で紙により配付するほか，OneDrive 経由でファイルを提供する。また，研究科が提供する方法により，予習用の動画をオンデマンドで適宜配信する。（②③クラス）

月曜日 1 講時

61200145-002　△商法演習Ⅰ-2　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar

Commercial Law Seminar Ⅰ-2

木下　孝治

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，会社法上の重要問題を検討する。会社法の基礎知識の習得に配慮しつつ，基本的な論点について考察する。授業中の発言を重視した討論形式と講義を併用する。

本演習は，京都大学法科大学院との協定に基づく単位互換科目である。京都大学法科大学院において開講される「商法総合Ⅰ」と共通の教材として，前田雅弘・洲崎博史・北村雅史『会社法事例演習教材』第 3 版の第 I 部「紛争解決編」を取り上げる。

設問の一部については，演習時にはとりあげないか，簡潔に済ませることがある。開講時に指示する。

なお，コアカリキュラムの全てについて検討する時間的余裕はないが，採り上げる法的問題との関連におけるコアカリキュラムの内容についても，適宜，講義する。本演習において取り上げることができない商法全般の基礎事項についても，計画的な自学自習がなされるよう，適宜，学習の指示，助言を行う。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

会社法の体系，立法を支える原理原則，規定の配置，重要条文につき存在する解釈上の対立点を理解することが基本的な到達目標となる。

さらに，具体的事例を前提に，会社法の重要条文の要件構造を踏まえて，当該事案の妥当な解決に資する柔軟な解釈論を展開する能力を習得することが，第二の到達目標となる。

本演習と並行して，会社法全般にわたり，コアカリキュラム上の基礎知識を修得することが期待される。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	株式の譲渡［I－1］ 株主名簿制度を概説した後，名義書換未了株主の地位，株式譲渡制限制度について検討する。振替株式制度及び種類株式制度について全般的に講義する。	予習として，テキストの該当する問題文を検討し，個々のQへの解答を用意し，関係条文，判例を理解しておくこと。授業後には，事例問題に対する解答を各自作成することが望ましい。クラス毎に週ごとに担当者を決めて復習レポートの提出を求める。以下，第 12 回ないし第 13 回まで同じ。
第 2 回	株主総会・取締役会の決議［I－2］ 株主総会および取締役会の決議に瑕疵があった場合の法律問題を取り扱う。株主総会の手続について理解されているかを確認しつつ，特に，株主総会の決議取消しに関して，提訴権者，訴えの利益，決議の取消しの効果について考察する。	
第 3 回	代表行為と取引の安全［I－3］ 代表取締役による専断的行為，株主総会の承認を欠く事業譲渡，代表権のない取締役の会社代表行為を素材に，それぞれの取引の効力について検討する。	
第 4 回	競業取引・利益相反取引［I－4］ 競業取引規制および利益相反取引規制を取り上げ，規制の趣旨と適用範囲，「自己または第三者のために」の意味，手続の内容，利益相反取引の効力，取締役の責任について考察する。	
第 5 回	取締役の報酬［I－5］ 取締役の報酬の決定手続，株主総会決議を経ずに支払われた報酬，取締役報酬の減額，退職慰労金の不支給といった問題を取り上げる。	
第 6 回	取締役の会社に対する責任［I－6］ 取締役の会社に対する責任について検討する。法令違反の任務懈怠，経営判断原則による任務懈怠の判断枠組，政治献金が任務懈怠となる場合，利益相反取引といった論点に関する取締役の責任問題を考察する。 株主の権利行使に関する利益供与，内部統制システムについては第 8 回において検討する。	
第 7 回	取締役の第三者に対する責任［I－7］	

取締役の会社債権者等（第三者）に対する責任の要件について検討する。直接損害・間接損害の意義及びこれと因果関係のある任務懈怠，４２９条２項の責任，「第三者」の範囲などを取り上げる。

登記簿上の取締役，退任登記未了取締役の責任については，第 8 回において検討する。

第 8 回　積み残した問題の検討

Ⅰ－6，I－7 に収められた教材のうち，株主の権利の行使に関する利益供与，内部統制システム，登記簿上の取締役・退任登記未了取締役の責任，その他積み残した問題を検討する。

第 9 回　株主代表訴訟［I－10］

株主代表訴訟に関する諸問題を検討する。代表訴訟により追及できる責任の範囲，提訴請求手続，担保提供，代表訴訟の和解の効力，濫訴防止策などについて考察する。

第 10 回　募集株式の発行［I－8］

募集株式の発行手続を確認した後，公開会社において募集株式，募集新株予約権の有利発行または不公正発行がなされる際の差止，株式発行無効の訴えによる救済について検討する。

第 11 回　募集株式の発行［I－8］（継続）

公開会社において支配株主の変動を伴う株式発行がなされる場合に生じる問題，募集株式発行時における役員の責任問題を取り上げる。

非公開会社における募集株式発行無効事由，株式発行不存在事由，出資の払込の仮装についても検討する。

第 12 回　設立［I－9］

発起人の権限，財産引受など変態設立事項の効力，会社設立時の出資の履行と払込の仮装，設立無効など，会社の設立に関する論点を検討する。

第 13 回　監査役・会計監査人・計算［I－11］

監査役・会計監査人の意義を確認した後，これらの者の会社経営者からの独立性の維持のために会社法が定める規制を検討する。違法配当がなされた場合の責任についても検討する。

第 14 回　会社法総則の諸問題［I－12］

支配人，表見支配人その他の商業使用人制度，名板貸責任，商業登記の効力，事業譲渡における取引相手方保護等の問題を検討する。

第 15 回　手形法の諸問題

手形の基本的特質及びその決済システムを概説した後，手形の振出，裏書，支払等に関する重要問題を検討する。

予習の内容

指定された体系書の該当箇所を理解した上で，テキストに掲載された課題を検討すること。テキストにおいて参照が指示された裁判例に目を通すこと（具体的な予習方法は開講時に説明する）。

毎回の授業後に，担当者を定めて，授業内容を反映させた復習レポートの提出を求める。

標準的な予習時間

1 週あたり 4 時間

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%

課題資料の準備（読解・分析）状況，発言の論理性・説得力。復習レポートの内容，提出状況も勘案する。欠席は配点全体からの減点事由とする。

期末試験　80%

事案の整理・分析，適用法条の発見，適用法条の要件の指摘，規範の事実への当てはめ，法律効果の発生不発生，文章表現力，議論の論理性・説得力

＜テキスト/Textbook ＞

前田雅弘・洲崎博史・北村雅史『会社法事例演習教材』第 3 版（有斐閣，2016）

＜参考文献/Reference Book ＞

岩原紳作・神作裕之・藤田友敬　編『会社法判例百選』第 3 版（有斐閣，2016）
山下友信・神田秀樹　編『商法判例集』第 8 版（有斐閣，2020）
江頭憲治郎『株式会社法』第 7 版（有斐閣，2017）
神田秀樹『会社法』第 22 版（弘文堂，2020），令和元年会社法改正に対応済。
伊藤靖史・大杉謙一・松井秀征・田中亘『LEGAL QUEST－会社法－』第 4 版（有斐閣，2018）
田中亘『会社法』第３版（東京大学出版会，2021.3 刊行予定），ISBN:9784130323949，令和元年会社法改正に対応済。
髙橋美加・笠原武朗・久保大作・久保田安彦『会社法』第３版（弘文堂，2020），令和元年会社法改正に対応済。
　その他，適宜，講義中に提示する。

＜備考/Remarks ＞

　本科目の履修に代えて，京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻との単位互換プログラムにより，京都大学において開講される「商法総合 1」を受講することによって，成績評価を受け，単位を取得することができる。詳しくは，別冊子を参照すること。

　Zoom ミーティングを用いてリアルタイムで双方向対話のできる授業を行う。通信状況が悪化する場合に備えて，リアルタイム授業を録画し，研究科の指定する方法・ルールに従い視聴を認める。教材は，全て研究科の指定する方法により OneDrive 経由で配付する。（①クラス）
教室において演習が行われるときは，以上の説明のとおり対面授業により実施する。この場合には，教材は，研究科内で紙により配付するほか，OneDrive 経由でファイルを提供する。また，研究科が提供する方法により，予習用の動画をオンデマンドで適宜配信する。（②③クラス）

月曜日 2 講時

61200145-003　△商法演習Ⅰ-3　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar

Commercial Law Seminar Ⅰ-3

木下　孝治

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，会社法上の重要問題を検討する。会社法の基礎知識の習得に配慮しつつ，基本的な論点について考察する。授業中の発言を重視した討論形式と講義を併用する。

本演習は，京都大学法科大学院との協定に基づく単位互換科目である。京都大学法科大学院において開講される「商法総合Ⅰ」と共通の教材として，前田雅弘・洲崎博史・北村雅史『会社法事例演習教材』第 3 版の第 I 部「紛争解決編」を取り上げる。

設問の一部については，演習時にはとりあげないか，簡潔に済ませることがある。開講時に指示する。

なお，コアカリキュラムの全てについて検討する時間的余裕はないが，採り上げる法的問題との関連におけるコアカリキュラムの内容についても，適宜，講義する。本演習において取り上げることができない商法全般の基礎事項についても，計画的な自学自習がなされるよう，適宜，学習の指示，助言を行う。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

会社法の体系，立法を支える原理原則，規定の配置，重要条文につき存在する解釈上の対立点を理解することが基本的な到達目標となる。

さらに，具体的事例を前提に，会社法の重要条文の要件構造を踏まえて，当該事案の妥当な解決に資する柔軟な解釈論を展開する能力を習得することが，第二の到達目標となる。

本演習と並行して，会社法全般にわたり，コアカリキュラム上の基礎知識を修得することが期待される。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	株式の譲渡［I－1］ 株主名簿制度を概説した後，名義書換未了株主の地位，株式譲渡制限制度について検討する。振替株式制度及び種類株式制度について全般的に講義する。	予習として，テキストの該当する問題文を検討し，個々のQへの解答を用意し，関係条文，判例を理解しておくこと。授業後には，事例問題に対する解答を各自作成することが望ましい。クラス毎に週ごとに担当者を決めて復習レポートの提出を求める。以下，第 12 回ないし第 13 回まで同じ。
第 2 回	株主総会・取締役会の決議［I－2］ 株主総会および取締役会の決議に瑕疵があった場合の法律問題を取り扱う。株主総会の手続について理解されているかを確認しつつ，特に，株主総会の決議取消しに関して，提訴権者，訴えの利益，決議の取消しの効果について考察する。	
第 3 回	代表行為と取引の安全［I－3］ 代表取締役による専断的行為，株主総会の承認を欠く事業譲渡，代表権のない取締役の会社代表行為を素材に，それぞれの取引の効力について検討する。	
第 4 回	競業取引・利益相反取引［I－4］ 競業取引規制および利益相反取引規制を取り上げ，規制の趣旨と適用範囲，「自己または第三者のために」の意味，手続の内容，利益相反取引の効力，取締役の責任について考察する。	
第 5 回	取締役の報酬［I－5］ 取締役の報酬の決定手続，株主総会決議を経ずに支払われた報酬，取締役報酬の減額，退職慰労金の不支給といった問題を取り上げる。	
第 6 回	取締役の会社に対する責任［I－6］ 取締役の会社に対する責任について検討する。法令違反の任務懈怠，経営判断原則による任務懈怠の判断枠組，政治献金が任務懈怠となる場合，利益相反取引といった論点に関する取締役の責任問題を考察する。 株主の権利行使に関する利益供与，内部統制システムについては第 8 回において検討する。	
第 7 回	取締役の第三者に対する責任［I－7］	

取締役の会社債権者等（第三者）に対する責任の要件について検討する。直接損害・間接損害の意義及びこれと因果関係のある任務懈怠，４２９条２項の責任，「第三者」の範囲などを取り上げる。

登記簿上の取締役，退任登記未了取締役の責任については，第 8 回において検討する。

第 8 回　積み残した問題の検討

Ⅰ－6，I－7 に収められた教材のうち，株主の権利の行使に関する利益供与，内部統制システム，登記簿上の取締役・退任登記未了取締役の責任，その他積み残した問題を検討する。

第 9 回　株主代表訴訟［I－10］

株主代表訴訟に関する諸問題を検討する。代表訴訟により追及できる責任の範囲，提訴請求手続，担保提供，代表訴訟の和解の効力，濫訴防止策などについて考察する。

第 10 回　募集株式の発行［I－8］

募集株式の発行手続を確認した後，公開会社において募集株式，募集新株予約権の有利発行または不公正発行がなされる際の差止，株式発行無効の訴えによる救済について検討する。

第 11 回　募集株式の発行［I－8］（継続）

公開会社において支配株主の変動を伴う株式発行がなされる場合に生じる問題，募集株式発行時における役員の責任問題を取り上げる。

非公開会社における募集株式発行無効事由，株式発行不存在事由，出資の払込の仮装についても検討する。

第 12 回　設立［I－9］

発起人の権限，財産引受など変態設立事項の効力，会社設立時の出資の履行と払込の仮装，設立無効など，会社の設立に関する論点を検討する。

第 13 回　監査役・会計監査人・計算［I－11］

監査役・会計監査人の意義を確認した後，これらの者の会社経営者からの独立性の維持のために会社法が定める規制を検討する。違法配当がなされた場合の責任についても検討する。

第 14 回　会社法総則の諸問題［I－12］

支配人，表見支配人その他の商業使用人制度，名板貸責任，商業登記の効力，事業譲渡における取引相手方保護等の問題を検討する。

第 15 回　手形法の諸問題

手形の基本的特質及びその決済システムを概説した後，手形の振出，裏書，支払等に関する重要問題を検討する。

予習の内容

指定された体系書の該当箇所を理解した上で，テキストに掲載された課題を検討すること。テキストにおいて参照が指示された裁判例に目を通すこと（具体的な予習方法は開講時に説明する）。

毎回の授業後に，担当者を定めて，授業内容を反映させた復習レポートの提出を求める。

標準的な予習時間

1 週あたり 4 時間

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%

課題資料の準備（読解・分析）状況，発言の論理性・説得力。復習レポートの内容，提出状況も勘案する。欠席は配点全体からの減点事由とする。

期末試験　80%

事案の整理・分析，適用法条の発見，適用法条の要件の指摘，規範の事実への当てはめ，法律効果の発生不発生，文章表現力，議論の論理性・説得力

＜テキスト/Textbook ＞

前田雅弘・洲崎博史・北村雅史『会社法事例演習教材』第 3 版（有斐閣，2016）

＜参考文献/Reference Book ＞

岩原紳作・神作裕之・藤田友敬　編『会社法判例百選』第 3 版（有斐閣，2016）
山下友信・神田秀樹　編『商法判例集』第 8 版（有斐閣，2020）
江頭憲治郎『株式会社法』第 7 版（有斐閣，2017）
神田秀樹『会社法』第 22 版（弘文堂，2020），令和元年会社法改正に対応済。
伊藤靖史・大杉謙一・松井秀征・田中亘『LEGAL QUEST－会社法－』第 4 版（有斐閣，2018）
田中亘『会社法』第３版（東京大学出版会，2021.3 刊行予定），ISBN:9784130323949，令和元年会社法改正に対応済。
髙橋美加・笠原武朗・久保大作・久保田安彦『会社法』第３版（弘文堂，2020），令和元年会社法改正に対応済。
　その他，適宜，講義中に提示する。

＜備考/Remarks ＞

　本科目の履修に代えて，京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻との単位互換プログラムにより，京都大学において開講される「商法総合 1」を受講することによって，成績評価を受け，単位を取得することができる。詳しくは，別冊子を参照すること。

　Zoom ミーティングを用いてリアルタイムで双方向対話のできる授業を行う。通信状況が悪化する場合に備えて，リアルタイム授業を録画し，研究科の指定する方法・ルールに従い視聴を認める。教材は，全て研究科の指定する方法により OneDrive 経由で配付する。（①クラス）
教室において演習が行われるときは，以上の説明のとおり対面授業により実施する。この場合には，教材は，研究科内で紙により配付するほか，OneDrive 経由でファイルを提供する。また，研究科が提供する方法により，予習用の動画をオンデマンドで適宜配信する。（②③クラス）

月曜日 2 講時

61200175-001　〇商法演習-1
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar 対面授業/Face-to-face learning
Commercial Law Seminar-1

山下　友信

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，会社法上の重要問題を検討する。会社法の基礎知識の習得に配慮しつつ，基本的な論点について考察する。授業中の発言を重視した討論形式と講義を併用する。

本演習は，京都大学法科大学院との協定に基づく単位互換科目である。京都大学法科大学院において開講される「商法総合Ⅰ」と共通の教材として，前田雅弘・洲崎博史・北村雅史『会社法事例演習教材』第 3 版の第 I 部「紛争解決編」を取り上げる。

設問の一部については，演習時にはとりあげないか，簡潔に済ませることがある。開講時に指示する。

なお，コアカリキュラムの全てについて検討する時間的余裕はないが，採り上げる法的問題との関連におけるコアカリキュラムの内容についても，適宜，講義する。本演習において取り上げることができない商法全般の基礎事項についても，計画的な自学自習がなされるよう，適宜，学習の指示，助言を行う。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

会社法の体系，立法を支える原理原則，規定の配置，重要条文につき存在する解釈上の対立点を理解することが基本的な到達目標となる。

さらに，具体的事例を前提に，会社法の重要条文の要件構造を踏まえて，当該事案の妥当な解決に資する柔軟な解釈論を展開する能力を習得することが，第二の到達目標となる。

本演習と並行して，会社法全般にわたり，コアカリキュラム上の基礎知識を修得することが期待される。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	株式の譲渡［I－1］ 株主名簿制度を概説した後，名義書換未了株主の地位，株式譲渡制限制度について検討する。振替株式制度及び種類株式制度について全般的に講義する。	予習として，テキストの該当する問題文を検討し，個々のQへの解答を用意し，関係条文，判例を理解しておくこと。授業後には，事例問題に対する解答を各自作成することが望ましい。クラス毎に週ごとに担当者を決めて復習レポートの提出を求める。以下，第 12 回ないし第 13 回まで同じ。
第 2 回	株主総会・取締役会の決議［I－2］ 株主総会および取締役会の決議に瑕疵があった場合の法律問題を取り扱う。株主総会の手続について理解されているかを確認しつつ，特に，株主総会の決議取消しに関して，提訴権者，訴えの利益，決議の取消しの効果について考察する。	
第 3 回	代表行為と取引の安全［I－3］ 代表取締役による専断的行為，株主総会の承認を欠く事業譲渡，代表権のない取締役の会社代表行為を素材に，それぞれの取引の効力について検討する。	
第 4 回	競業取引・利益相反取引［I－4］ 競業取引規制および利益相反取引規制を取り上げ，規制の趣旨と適用範囲，「自己または第三者のために」の意味，手続の内容，利益相反取引の効力，取締役の責任について考察する。	
第 5 回	取締役の報酬［I－5］ 取締役の報酬の決定手続，株主総会決議を経ずに支払われた報酬，取締役報酬の減額，退職慰労金の不支給といった問題を取り上げる。	
第 6 回	取締役の会社に対する責任［I－6］ 取締役の会社に対する責任について検討する。法令違反の任務懈怠，経営判断原則による任務懈怠の判断枠組，政治献金が任務懈怠となる場合，利益相反取引といった論点に関する取締役の責任問題を考察する。 株主の権利行使に関する利益供与，内部統制システム	

については第 8 回において検討する。

第 7 回　取締役の第三者に対する責任［I－7］

取締役の会社債権者等（第三者）に対する責任の要件について検討する。直接損害・間接損害の意義及びこれと因果関係のある任務懈怠，４２９条２項の責任，「第三者」の範囲などを取り上げる。

登記簿上の取締役，退任登記未了取締役の責任については，第 8 回において検討する。

第 8 回　積み残した問題の検討

Ｉ－6，I－7 に収められた教材のうち，株主の権利の行使に関する利益供与，内部統制システム，登記簿上の取締役・退任登記未了取締役の責任，その他積み残した問題を検討する。

第 9 回　株主代表訴訟［I－10］

株主代表訴訟に関する諸問題を検討する。代表訴訟により追及できる責任の範囲，提訴請求手続，担保提供，代表訴訟の和解の効力，濫訴防止策などについて考察する。

第 10 回　募集株式の発行［I－8］

募集株式の発行手続を確認した後，公開会社において募集株式，募集新株予約権の有利発行または不公正発行がなされる際の差止，株式発行無効の訴えによる救済について検討する。

第 11 回　募集株式の発行［I－8］（継続）

公開会社において支配株主の変動を伴う株式発行がなされる場合に生じる問題，募集株式発行時における役員の責任問題を取り上げる。

非公開会社における募集株式発行無効事由，株式発行不存在事由，出資の払込の仮装についても検討する。

第 12 回　設立［I－9］

発起人の権限，財産引受など変態設立事項の効力，会社設立時の出資の履行と払込の仮装，設立無効など，会社の設立に関する論点を検討する。

第 13 回　監査役・会計監査人・計算［I－11］

監査役・会計監査人の意義を確認した後，これらの者の会社経営者からの独立性の維持のために会社法が定める規制を検討する。違法配当がなされた場合の責任についても検討する。

第 14 回　会社法総則の諸問題［I－12］

支配人，表見支配人その他の商業使用人制度，名板貸責任，商業登記の効力，事業譲渡における取引相手方保護等の問題を検討する。

第 15 回　手形法の諸問題

手形の基本的特質及びその決済システムを概説した後，手形の振出，裏書，支払等に関する重要問題を検討する。

予習の内容

指定された体系書の該当箇所を理解した上で，テキストに掲載された課題を検討すること。テキストにおいて参照が指示された裁判例に目を通すこと（具体的な予習方法は開講時に説明する）。

毎回の授業後に，担当者を定めて，授業内容を反映させた復習レポートの提出を求める。

標準的な予習時間

1 週あたり 4 時間

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%

課題資料の準備（読解・分析）状況，発言の論理性・説得力。復習レポートの内容，提出状況も勘案する。欠席は配点全体からの減点事由とする。

期末試験　80%

事案の整理・分析，適用法条の発見，適用法条の要件の指摘，規範の事実への当てはめ，法律効果の発生不発生，文章表現力，議論の論理性・説得力

＜テキスト/Textbook ＞

前田雅弘・洲崎博史・北村雅史『会社法事例演習教材』第 3 版（有斐閣，2016）

＜参考文献/Reference Book ＞

岩原紳作・神作裕之・藤田友敬　編『会社法判例百選』第 3 版（有斐閣，2016）
山下友信・神田秀樹　編『商法判例集』第 8 版（有斐閣，2020）
江頭憲治郎『株式会社法』第 7 版（有斐閣，2017）
神田秀樹『会社法』第 22 版（弘文堂，2020），令和元年会社法改正に対応済。
伊藤靖史・大杉謙一・松井秀征・田中亘『LEGAL QUEST－会社法－』第 4 版（有斐閣，2018）
田中亘『会社法』第３版（東京大学出版会，2021.3 刊行予定），ISBN:9784130323949，令和元年会社法改正に対応済。
髙橋美加・笠原武朗・久保大作・久保田安彦『会社法』第３版（弘文堂，2020），令和元年会社法改正に対応済。
　その他，適宜，講義中に提示する。

＜備考/Remarks ＞

　本科目の履修に代えて，京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻との単位互換プログラムにより，京都大学において開講される「商法総合 1」を受講することによって，成績評価を受け，単位を取得することができる。詳しくは，別冊子を参照すること。

　Zoom ミーティングを用いてリアルタイムで双方向対話のできる授業を行う。通信状況が悪化する場合に備えて，リアルタイム授業を録画し，研究科の指定する方法・ルールに従い視聴を認める。教材は，全て研究科の指定する方法により OneDrive 経由で配付する。（①クラス）
教室において演習が行われるときは，以上の説明のとおり対面授業により実施する。この場合には，教材は，研究科内で紙により配付するほか，OneDrive 経由でファイルを提供する。また，研究科が提供する方法により，予習用の動画をオンデマンドで適宜配信する。（②③クラス）

月曜日 1 講時

61200175-002　△商法演習-2　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Commercial Law Seminar-2

木下　孝治

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，会社法上の重要問題を検討する。会社法の基礎知識の習得に配慮しつつ，基本的な論点について考察する。授業中の発言を重視した討論形式と講義を併用する。

本演習は，京都大学法科大学院との協定に基づく単位互換科目である。京都大学法科大学院において開講される「商法総合Ⅰ」と共通の教材として，前田雅弘・洲崎博史・北村雅史『会社法事例演習教材』第 3 版の第 I 部「紛争解決編」を取り上げる。

設問の一部については，演習時にはとりあげないか，簡潔に済ませることがある。開講時に指示する。

なお，コアカリキュラムの全てについて検討する時間的余裕はないが，採り上げる法的問題との関連におけるコアカリキュラムの内容についても，適宜，講義する。本演習において取り上げることができない商法全般の基礎事項についても，計画的な自学自習がなされるよう，適宜，学習の指示，助言を行う。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

会社法の体系，立法を支える原理原則，規定の配置，重要条文につき存在する解釈上の対立点を理解することが基本的な到達目標となる。

さらに，具体的事例を前提に，会社法の重要条文の要件構造を踏まえて，当該事案の妥当な解決に資する柔軟な解釈論を展開する能力を習得することが，第二の到達目標となる。

本演習と並行して，会社法全般にわたり，コアカリキュラム上の基礎知識を修得することが期待される。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	株式の譲渡［I－1］ 株主名簿制度を概説した後，名義書換未了株主の地位，株式譲渡制限制度について検討する。振替株式制度及び種類株式制度について全般的に講義する。	予習として，テキストの該当する問題文を検討し，個々のQへの解答を用意し，関係条文，判例を理解しておくこと。授業後には，事例問題に対する解答を各自作成することが望ましい。クラス毎に週ごとに担当者を決めて復習レポートの提出を求める。以下，第 12 回ないし第 13 回まで同じ。
第 2 回	株主総会・取締役会の決議［I－2］ 株主総会および取締役会の決議に瑕疵があった場合の法律問題を取り扱う。株主総会の手続について理解されているかを確認しつつ，特に，株主総会の決議取消しに関して，提訴権者，訴えの利益，決議の取消しの効果について考察する。	
第 3 回	代表行為と取引の安全［I－3］ 代表取締役による専断的行為，株主総会の承認を欠く事業譲渡，代表権のない取締役の会社代表行為を素材に，それぞれの取引の効力について検討する。	
第 4 回	競業取引・利益相反取引［I－4］ 競業取引規制および利益相反取引規制を取り上げ，規制の趣旨と適用範囲，「自己または第三者のために」の意味，手続の内容，利益相反取引の効力，取締役の責任について考察する。	
第 5 回	取締役の報酬［I－5］ 取締役の報酬の決定手続，株主総会決議を経ずに支払われた報酬，取締役報酬の減額，退職慰労金の不支給といった問題を取り上げる。	
第 6 回	取締役の会社に対する責任［I－6］ 取締役の会社に対する責任について検討する。法令違反の任務懈怠，経営判断原則による任務懈怠の判断枠組，政治献金が任務懈怠となる場合，利益相反取引といった論点に関する取締役の責任問題を考察する。 株主の権利行使に関する利益供与，内部統制システムについては第 8 回において検討する。	
第 7 回	取締役の第三者に対する責任［I－7］	

取締役の会社債権者等（第三者）に対する責任の要件について検討する。直接損害・間接損害の意義及びこれと因果関係のある任務懈怠，４２９条２項の責任，「第三者」の範囲などを取り上げる。

登記簿上の取締役，退任登記未了取締役の責任については，第 8 回において検討する。

第 8 回　積み残した問題の検討

Ⅰ－6，I－7 に収められた教材のうち，株主の権利の行使に関する利益供与，内部統制システム，登記簿上の取締役・退任登記未了取締役の責任，その他積み残した問題を検討する。

第 9 回　株主代表訴訟［I－10］

株主代表訴訟に関する諸問題を検討する。代表訴訟により追及できる責任の範囲，提訴請求手続，担保提供，代表訴訟の和解の効力，濫訴防止策などについて考察する。

第 10 回　募集株式の発行［I－8］

募集株式の発行手続を確認した後，公開会社において募集株式，募集新株予約権の有利発行または不公正発行がなされる際の差止，株式発行無効の訴えによる救済について検討する。

第 11 回　募集株式の発行［I－8］（継続）

公開会社において支配株主の変動を伴う株式発行がなされる場合に生じる問題，募集株式発行時における役員の責任問題を取り上げる。

非公開会社における募集株式発行無効事由，株式発行不存在事由，出資の払込の仮装についても検討する。

第 12 回　設立［I－9］

発起人の権限，財産引受など変態設立事項の効力，会社設立時の出資の履行と払込の仮装，設立無効など，会社の設立に関する論点を検討する。

第 13 回　監査役・会計監査人・計算［I－11］

監査役・会計監査人の意義を確認した後，これらの者の会社経営者からの独立性の維持のために会社法が定める規制を検討する。違法配当がなされた場合の責任についても検討する。

第 14 回　会社法総則の諸問題［I－12］

支配人，表見支配人その他の商業使用人制度，名板貸責任，商業登記の効力，事業譲渡における取引相手方保護等の問題を検討する。

第 15 回　手形法の諸問題

手形の基本的特質及びその決済システムを概説した後，手形の振出，裏書，支払等に関する重要問題を検討する。

予習の内容

指定された体系書の該当箇所を理解した上で，テキストに掲載された課題を検討すること。テキストにおいて参照が指示された裁判例に目を通すこと（具体的な予習方法は開講時に説明する）。

毎回の授業後に，担当者を定めて，授業内容を反映させた復習レポートの提出を求める。

標準的な予習時間

1 週あたり 4 時間

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%

課題資料の準備（読解・分析）状況，発言の論理性・説得力。復習レポートの内容，提出状況も勘案する。欠席は配点全体からの減点事由とする。

期末試験　80%

事案の整理・分析，適用法条の発見，適用法条の要件の指摘，規範の事実への当てはめ，法律効果の発生不発生，文章表現力，議論の論理性・説得力

＜テキスト/Textbook ＞

前田雅弘・洲崎博史・北村雅史『会社法事例演習教材』第 3 版（有斐閣，2016）

＜参考文献/Reference Book ＞

岩原紳作・神作裕之・藤田友敬　編『会社法判例百選』第 3 版（有斐閣，2016）
山下友信・神田秀樹　編『商法判例集』第 8 版（有斐閣，2020）
江頭憲治郎『株式会社法』第 7 版（有斐閣，2017）
神田秀樹『会社法』第 22 版（弘文堂，2020），令和元年会社法改正に対応済。
伊藤靖史・大杉謙一・松井秀征・田中亘『LEGAL QUEST－会社法－』第 4 版（有斐閣，2018）
田中亘『会社法』第３版（東京大学出版会，2021.3 刊行予定），ISBN:9784130323949，令和元年会社法改正に対応済。
髙橋美加・笠原武朗・久保大作・久保田安彦『会社法』第３版（弘文堂，2020），令和元年会社法改正に対応済。
　その他，適宜，講義中に提示する。

＜備考/Remarks ＞

　本科目の履修に代えて，京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻との単位互換プログラムにより，京都大学において開講される「商法総合 1」を受講することによって，成績評価を受け，単位を取得することができる。詳しくは，別冊子を参照すること。

　Zoom ミーティングを用いてリアルタイムで双方向対話のできる授業を行う。通信状況が悪化する場合に備えて，リアルタイム授業を録画し，研究科の指定する方法・ルールに従い視聴を認める。教材は，全て研究科の指定する方法により OneDrive 経由で配付する。（①クラス）
教室において演習が行われるときは，以上の説明のとおり対面授業により実施する。この場合には，教材は，研究科内で紙により配付するほか，OneDrive 経由でファイルを提供する。また，研究科が提供する方法により，予習用の動画をオンデマンドで適宜配信する。（②③クラス）

月曜日 2 講時

61200175-003　△商法演習-3　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Commercial Law Seminar-3

木下　孝治

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，会社法上の重要問題を検討する。会社法の基礎知識の習得に配慮しつつ，基本的な論点について考察する。授業中の発言を重視した討論形式と講義を併用する。

本演習は，京都大学法科大学院との協定に基づく単位互換科目である。京都大学法科大学院において開講される「商法総合Ⅰ」と共通の教材として，前田雅弘・洲崎博史・北村雅史『会社法事例演習教材』第 3 版の第 I 部「紛争解決編」を取り上げる。

設問の一部については，演習時にはとりあげないか，簡潔に済ませることがある。開講時に指示する。

なお，コアカリキュラムの全てについて検討する時間的余裕はないが，採り上げる法的問題との関連におけるコアカリキュラムの内容についても，適宜，講義する。本演習において取り上げることができない商法全般の基礎事項についても，計画的な自学自習がなされるよう，適宜，学習の指示，助言を行う。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

会社法の体系，立法を支える原理原則，規定の配置，重要条文につき存在する解釈上の対立点を理解することが基本的な到達目標となる。

さらに，具体的事例を前提に，会社法の重要条文の要件構造を踏まえて，当該事案の妥当な解決に資する柔軟な解釈論を展開する能力を習得することが，第二の到達目標となる。

本演習と並行して，会社法全般にわたり，コアカリキュラム上の基礎知識を修得することが期待される。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	株式の譲渡［I－1］ 株主名簿制度を概説した後，名義書換未了株主の地位，株式譲渡制限制度について検討する。振替株式制度及び種類株式制度について全般的に講義する。	予習として，テキストの該当する問題文を検討し，個々のQへの解答を用意し，関係条文，判例を理解しておくこと。授業後には，事例問題に対する解答を各自作成することが望ましい。クラス毎に週ごとに担当者を決めて復習レポートの提出を求める。以下，第 12 回ないし第 13 回まで同じ。
第 2 回	株主総会・取締役会の決議［I－2］ 株主総会および取締役会の決議に瑕疵があった場合の法律問題を取り扱う。株主総会の手続について理解されているかを確認しつつ，特に，株主総会の決議取消しに関して，提訴権者，訴えの利益，決議の取消しの効果について考察する。	
第 3 回	代表行為と取引の安全［I－3］ 代表取締役による専断的行為，株主総会の承認を欠く事業譲渡，代表権のない取締役の会社代表行為を素材に，それぞれの取引の効力について検討する。	
第 4 回	競業取引・利益相反取引［I－4］ 競業取引規制および利益相反取引規制を取り上げ，規制の趣旨と適用範囲，「自己または第三者のために」の意味，手続の内容，利益相反取引の効力，取締役の責任について考察する。	
第 5 回	取締役の報酬［I－5］ 取締役の報酬の決定手続，株主総会決議を経ずに支払われた報酬，取締役報酬の減額，退職慰労金の不支給といった問題を取り上げる。	
第 6 回	取締役の会社に対する責任［I－6］ 取締役の会社に対する責任について検討する。法令違反の任務懈怠，経営判断原則による任務懈怠の判断枠組，政治献金が任務懈怠となる場合，利益相反取引といった論点に関する取締役の責任問題を考察する。 株主の権利行使に関する利益供与，内部統制システムについては第 8 回において検討する。	
第 7 回	取締役の第三者に対する責任［I－7］	

取締役の会社債権者等（第三者）に対する責任の要件について検討する。直接損害・間接損害の意義及びこれと因果関係のある任務懈怠，４２９条２項の責任，「第三者」の範囲などを取り上げる。

登記簿上の取締役，退任登記未了取締役の責任については，第 8 回において検討する。

第 8 回　積み残した問題の検討

Ⅰ－6，I－7 に収められた教材のうち，株主の権利の行使に関する利益供与，内部統制システム，登記簿上の取締役・退任登記未了取締役の責任，その他積み残した問題を検討する。

第 9 回　株主代表訴訟［I－10］

株主代表訴訟に関する諸問題を検討する。代表訴訟により追及できる責任の範囲，提訴請求手続，担保提供，代表訴訟の和解の効力，濫訴防止策などについて考察する。

第 10 回　募集株式の発行［I－8］

募集株式の発行手続を確認した後，公開会社において募集株式，募集新株予約権の有利発行または不公正発行がなされる際の差止，株式発行無効の訴えによる救済について検討する。

第 11 回　募集株式の発行［I－8］（継続）

公開会社において支配株主の変動を伴う株式発行がなされる場合に生じる問題，募集株式発行時における役員の責任問題を取り上げる。

非公開会社における募集株式発行無効事由，株式発行不存在事由，出資の払込の仮装についても検討する。

第 12 回　設立［I－9］

発起人の権限，財産引受など変態設立事項の効力，会社設立時の出資の履行と払込の仮装，設立無効など，会社の設立に関する論点を検討する。

第 13 回　監査役・会計監査人・計算［I－11］

監査役・会計監査人の意義を確認した後，これらの者の会社経営者からの独立性の維持のために会社法が定める規制を検討する。違法配当がなされた場合の責任についても検討する。

第 14 回　会社法総則の諸問題［I－12］

支配人，表見支配人その他の商業使用人制度，名板貸責任，商業登記の効力，事業譲渡における取引相手方保護等の問題を検討する。

第 15 回　手形法の諸問題

手形の基本的特質及びその決済システムを概説した後，手形の振出，裏書，支払等に関する重要問題を検討する。

予習の内容

指定された体系書の該当箇所を理解した上で，テキストに掲載された課題を検討すること。テキストにおいて参照が指示された裁判例に目を通すこと（具体的な予習方法は開講時に説明する）。

毎回の授業後に，担当者を定めて，授業内容を反映させた復習レポートの提出を求める。

標準的な予習時間

1 週あたり 4 時間

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%

課題資料の準備（読解・分析）状況，発言の論理性・説得力。復習レポートの内容，提出状況も勘案する。欠席は配点全体からの減点事由とする。

期末試験　80%

事案の整理・分析，適用法条の発見，適用法条の要件の指摘，規範の事実への当てはめ，法律効果の発生不発生，文章表現力，議論の論理性・説得力

＜テキスト/Textbook ＞

前田雅弘・洲崎博史・北村雅史『会社法事例演習教材』第 3 版（有斐閣，2016）

＜参考文献/Reference Book ＞

岩原紳作・神作裕之・藤田友敬　編『会社法判例百選』第 3 版（有斐閣，2016）
山下友信・神田秀樹　編『商法判例集』第 8 版（有斐閣，2020）
江頭憲治郎『株式会社法』第 7 版（有斐閣，2017）
神田秀樹『会社法』第 22 版（弘文堂，2020），令和元年会社法改正に対応済。
伊藤靖史・大杉謙一・松井秀征・田中亘『LEGAL QUEST－会社法－』第 4 版（有斐閣，2018）
田中亘『会社法』第３版（東京大学出版会，2021.3 刊行予定），ISBN:9784130323949，令和元年会社法改正に対応済。
髙橋美加・笠原武朗・久保大作・久保田安彦『会社法』第３版（弘文堂，2020），令和元年会社法改正に対応済。
　その他，適宜，講義中に提示する。

＜備考/Remarks ＞

　本科目の履修に代えて，京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻との単位互換プログラムにより，京都大学において開講される「商法総合 1」を受講することによって，成績評価を受け，単位を取得することができる。詳しくは，別冊子を参照すること。

　Zoom ミーティングを用いてリアルタイムで双方向対話のできる授業を行う。通信状況が悪化する場合に備えて，リアルタイム授業を録画し，研究科の指定する方法・ルールに従い視聴を認める。教材は，全て研究科の指定する方法により OneDrive 経由で配付する。（①クラス）
教室において演習が行われるときは，以上の説明のとおり対面授業により実施する。この場合には，教材は，研究科内で紙により配付するほか，OneDrive 経由でファイルを提供する。また，研究科が提供する方法により，予習用の動画をオンデマンドで適宜配信する。（②③クラス）

月曜日 1 講時

61200146-001　△商法演習Ⅱ-1　1 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar

Commercial Law SeminarⅡ-1

山下　友信

＜概要/Course Content Summary ＞

商法演習Ⅱは，会社法学修の基本論点をカバーし，商法学修全体の基盤をなす商法演習Ⅰに引き続き，株主総会の運営に関する個別論点，自己株式の取得，組織再編，キャッシュアウトなど，会社法上のやや応用的な重要事項を学修することを目的とする必修科目である。商法演習Ⅰの復習を通じて事例問題の検討能力を鍛錬する商法総合演習と併せて，法科大学院における会社法の学修を司法試験受験に堪えるレベルまで引き上げることを目的とする。

受講者は，予習指示書に掲載された事例問題，解説などを予習し，設問に対する答案又は解答メモを用意した上で演習に出席することが求められる。予習指示書に，事案に関連した裁判例（抜粋した判旨。必要に応じて事実の概要を付す。）を掲載しており，解答の作成に際しては，それらの裁判例の参照を求める。毎回の演習後には，担当者および設問を決めて，授業内容を反映させた復習レポートの提出を求める。

2019 年 12 月に成立した企業統治関係の会社法改正を取り入れ，最新判例が問いかける新たな解釈問題にも対応する。

各回の授業で扱う課題を考える際の基礎になる会社法のルールについては，商法演習Ⅰで扱った部分も含めて，各自で確認をしておく必要がある。また，各回の事例問題等に解答するために必要な限りで，他の法分野（例えば，民法，民事訴訟法，民事保全法など）のルールについても，確認をしておく必要がある。

新判例の登場などにより，内容を見直す必要が生じた場合には，取り上げるトピックを変更することがある。変更がある場合には，改めて指示する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

(1) 株式や会計に関するルール，企業の買収，合併等の組織再編行為など，近時の会社法判例を賑わす問題，企業法務の観点から重要な制度運用の問題につき，想定事例に基づいた検討を重ねることで，会社法を巡る法律問題の紛争解決に携わる法曹としての技能を磨く。

(2) 事例問題を解く実習を通じて，商事実体法の要件効果思考の安定的な理解を定着させ，実体法と手続法を総合的に駆使し，法曹としての商事紛争処理能力を涵養する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	演習の進め方，役員の選任・役員報酬と株主総会 演習の進め方を確認する。取締役の選任手続（社外取締役の選任，監査等委員である取締役の選任を含む），株主総会における報酬の決定手続について，令和元年 12 月に成立した会社法改正法の内容にしたがって検討する。	教材に掲載した判例を手がかりに事例問題の考え方，解き方を検討する。授業後には，指名された担当者が事例問題の解答を作成して提出する。以下同じ。
第 2 回	株主の総会参与権と株主総会決議の瑕疵 株主総会における役員の説明義務，株主提案権（令和元年会社法改正の内容を含む。）と議案の採決方法，議決権の行使方法（書面投票，議決権代理行使，議決権不統一行使）など，株主総会決議に関する諸論点を検討しつつ，決議の瑕疵を争う訴訟の立て方について，事例問題を素材に検討する。	
第 3 回	株主平等・利益供与・自己株式の取得と株主総会 引き続き，株主総会決議の瑕疵に関する論点を検討する。この回では，株主総会の議決権行使に関する利益供与が疑われる行為から生じる法律問題，手続規制違反の違法な自己株式取得等，株主平等原則が問題となる事例問題を素材に検討する。	
第 4 回	合併等の組織再編の差止と無効 合併等の組織再編における標準的な手続と，簡易再編，略式再編が認められる場合の手続，株主に与えられる救済の違いを解説する。 合併等の対価に生じる株式の端数の処理，合併比率の不公正等の場合における救済，合併等の無効事由，合併等の効力を争う訴訟の立て方について，事例問題を素材に検討する。	

第 5 回　組織再編における株主の経済的利益の保護
　組織再編により会社に損害が生じる場合と，株主のみに損害が生じる場合を明らかにし，それらの場合に与えられる救済手段を，組織再編の効力と責任問題を中心に検討する。後半では，株式買取請求権が行使された場合の「公正な価格」について，最高裁判所の判例を素材に検討する。
第 6 回　親子会社関係の形成と株主代表訴訟
　株式交換，株式移転，令和元年改正法により導入された株式交付など，親子会社関係を形成するための組織再編制度を比較する。完全親子会社関係の形成と株主代表訴訟の関係について事例を素材に問題点を検討する。
第 7 回　組織再編における会社債権者の保護
　組織再編行為が会社債権者の利益を害する場合に，会社債権者の利益を保護するための手続規制を理解し，会社債権者に与えられる救済とその要件効果につき，事例問題を素材に検討する。
第 8 回　株式の消却・併合と株式の全部取得・特定支配株主による売渡請求
　株式投資単位の調整に関する株式の併合，単元株制度につき検討した後，全部取得条項付種類株式を用いた株式の全部取得に関する裁判例を検討を踏まえて，特定支配株主による売渡請求による手続と株主に与えられる救済を考える。

予習の内容
　予習指示書に掲載された課題（テキストの設例，その他の事例問題等）の検討，答案または解答メモの準備。
標準的な予習時間
　1 週あたり 3〜4 時間

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

ゼミの議論への参加・貢献度　10%
　平常の発言から判断される予習状況，復習レポートの内容および提出状況。なお，欠席は減点事由である。
課題小レポート　10%
　復習レポートの提出状況，問題点の把握，適用規範の摘示と事実への当てはめ，論述の論理性，説得性
期末試験　80%
　事案の整理・分析，適用規範の摘示，適用法条の要件の摘示と事実への当てはめ，法律効果の発生不発生の検討，文章表現力，論述の論理性・説得力

＜参考文献/Reference Book ＞

江頭憲治郎『株式会社法』第 7 版（有斐閣，2017）
伊藤靖史・大杉謙一・松井秀征・田中亘『《Legal Quest》会社法』第 4 版（有斐閣，2018）
伊藤靖史・伊藤雄司・大杉謙一・齊藤真紀・田中亘・松井秀征『事例で考える会社法』第 2 版（有斐閣，2015）
山下友信・神田秀樹　編『商法判例集』第 8 版（有斐閣，2020）
岩原紳作・神作裕之・藤田友敬　編『会社法判例百選』第 3 版（有斐閣，2016）
坂本三郎　編著『一問一答　平成 26 年改正会社法』第 2 版（商事法務，2015）
田中亘『会社法』第 3 版（東京大学出版会，2021.3 刊行予定），ISBN:9784130323949
神田秀樹『会社法』第 22 版（弘文堂，2020）
竹林俊憲編著『一問一答令和元年改正会社法』（商事法務，2020）
髙橋美加＝笠原武朗＝久保大作＝久保田安彦『会社法』第 3 版（弘文堂，2020）
　その他，課題とする文献，参考文献を指示することがある。

＜備考/Remarks ＞

Zoom ミーティングを用いてリアルタイムで双方向対話のできる授業を行う。通信状況が悪化する場合に備えて，リアルタイム授業を録画し，研究科の指定する方法・ルールに従い視聴を認める。教材は，全て研究科の指定する方法により OneDrive 経由で配付する。（②クラス）
対面授業により実施する。この場合には，教材は，研究科内で紙により配付するほか，OneDrive 経由でファイルを提供する。また，研究科が提供する方法により，予習用の動画をオンデマンドで適宜配信する。（③クラス）
①クラスは秋学期科目のため，授業方法は秋学期開始までに指示

授業実施方法一覧に記載の事由があるときは，必要な期間につきオンライン授業を受講することもできます。研究科の定める方法で担当教員及び事務室に申し出てください。

61200146-002　　○商法演習Ⅱ-2

1 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar 対面授業/Face-to-face learning

Commercial Law SeminarⅡ-2

山下　友信

＜概要/Course Content Summary ＞

商法演習Ⅱは，会社法学修の基本論点をカバーし，商法学修全体の基盤をなす商法演習Ⅰに引き続き，株主総会の運営に関する個別論点，自己株式の取得，組織再編，キャッシュアウトなど，会社法上のやや応用的な重要事項を学修することを目的とする必修科目である。商法演習Ⅰの復習を通じて事例問題の検討能力を鍛錬する商法総合演習と併せて，法科大学院における会社法の学修を司法試験受験に堪えるレベルまで引き上げることを目的とする。

受講者は，予習指示書に掲載された事例問題，解説などを予習し，設問に対する答案又は解答メモを用意した上で演習に出席することが求められる。予習指示書に，事案に関連した裁判例（抜粋した判旨。必要に応じて事実の概要を付す。）を掲載しており，解答の作成に際しては，それらの裁判例の参照を求める。毎回の演習後には，担当者および設問を決めて，授業内容を反映させた復習レポートの提出を求める。

2019 年 12 月に成立した企業統治関係の会社法改正を取り入れ，最新判例が問いかける新たな解釈問題にも対応する。

各回の授業で扱う課題を考える際の基礎になる会社法のルールについては，商法演習Ⅰで扱った部分も含めて，各自で確認をしておく必要がある。また，各回の事例問題等に解答するために必要な限りで，他の法分野（例えば，民法，民事訴訟法，民事保全法など）のルールについても，確認をしておく必要がある。

新判例の登場などにより，内容を見直す必要が生じた場合には，取り上げるトピックを変更することがある。変更がある場合には，改めて指示する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

(1) 株式や会計に関するルール，企業の買収，合併等の組織再編行為など，近時の会社法判例を賑わす問題，企業法務の観点から重要な制度運用の問題につき，想定事例に基づいた検討を重ねることで，会社法を巡る法律問題の紛争解決に携わる法曹としての技能を磨く。

(2) 事例問題を解く実習を通じて，商事実体法の要件効果思考の安定的な理解を定着させ，実体法と手続法を総合的に駆使し，法曹としての商事紛争処理能力を涵養する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	演習の進め方，役員の選任・役員報酬と株主総会 演習の進め方を確認する。取締役の選任手続（社外取締役の選任，監査等委員である取締役の選任を含む），株主総会における報酬の決定手続について，令和元年 12 月に成立した会社法改正法の内容にしたがって検討する。	教材に掲載した判例を手がかりに事例問題の考え方，解き方を検討する。授業後には，指名された担当者が事例問題の解答を作成して提出する。以下同じ。
第 2 回	株主の総会参与権と株主総会決議の瑕疵 株主総会における役員の説明義務，株主提案権（令和元年会社法改正の内容を含む。）と議案の採決方法，議決権の行使方法（書面投票，議決権代理行使，議決権不統一行使）など，株主総会決議に関する諸論点を検討しつつ，決議の瑕疵を争う訴訟の立て方について，事例問題を素材に検討する。	
第 3 回	株主平等・利益供与・自己株式の取得と株主総会 引き続き，株主総会決議の瑕疵に関する論点を検討する。この回では，株主総会の議決権行使に関する利益供与が疑われる行為から生じる法律問題，手続規制違反の違法な自己株式取得等，株主平等原則が問題となる事例問題を素材に検討する。	
第 4 回	合併等の組織再編の差止と無効 合併等の組織再編における標準的な手続と，簡易再編，略式再編が認められる場合の手続，株主に与えられる救済の違いを解説する。 合併等の対価に生じる株式の端数の処理，合併比率の不公正等の場合における救済，合併等の無効事由，合併	

等の効力を争う訴訟の立て方について，事例問題を素材に検討する。

第 5 回　組織再編における株主の経済的利益の保護
　組織再編により会社に損害が生じる場合と，株主のみに損害が生じる場合を明らかにし，それらの場合に与えられる救済手段を，組織再編の効力と責任問題を中心に検討する。後半では，株式買取請求権が行使された場合の「公正な価格」について，最高裁判所の判例を素材に検討する。

第 6 回　親子会社関係の形成と株主代表訴訟
　株式交換，株式移転，令和元年改正法により導入された株式交付など，親子会社関係を形成するための組織再編制度を比較する。完全親子会社関係の形成と株主代表訴訟の関係について事例を素材に問題点を検討する。

第 7 回　組織再編における会社債権者の保護
　組織再編行為が会社債権者の利益を害する場合に，会社債権者の利益を保護するための手続規制を理解し，会社債権者に与えられる救済とその要件効果につき，事例問題を素材に検討する。

第 8 回　株式の消却・併合と株式の全部取得・特定支配株主による売渡請求
　株式投資単位の調整に関する株式の併合，単元株制度につき検討した後，全部取得条項付種類株式を用いた株式の全部取得に関する裁判例を検討を踏まえて，特定支配株主による売渡請求による手続と株主に与えられる救済を考える。

予習の内容
　予習指示書に掲載された課題（テキストの設例，その他の事例問題等）の検討，答案または解答メモの準備。
標準的な予習時間
　1 週あたり 3〜4 時間

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

ゼミの議論への参加・貢献度　10%
　平常の発言から判断される予習状況，復習レポートの内容および提出状況。なお，欠席は減点事由である。
課題小レポート　10%
　復習レポートの提出状況，問題点の把握，適用規範の摘示と事実への当てはめ，論述の論理性，説得性
期末試験　80%
　事案の整理・分析，適用規範の摘示，適用法条の要件の摘示と事実への当てはめ，法律効果の発生不発生の検討，文章表現力，論述の論理性・説得力

＜参考文献/Reference Book ＞

江頭憲治郎『株式会社法』第 7 版（有斐閣，2017）
伊藤靖史・大杉謙一・松井秀征・田中亘『《Legal Quest》会社法』第 4 版（有斐閣，2018）
伊藤靖史・伊藤雄司・大杉謙一・齊藤真紀・田中亘・松井秀征『事例で考える会社法』第 2 版（有斐閣，2015）
山下友信・神田秀樹　編『商法判例集』第 8 版（有斐閣，2020）
岩原紳作・神作裕之・藤田友敬　編『会社法判例百選』第 3 版（有斐閣，2016）
坂本三郎　編著『一問一答　平成 26 年改正会社法』第 2 版（商事法務，2015）
田中亘『会社法』第 3 版（東京大学出版会，2021.3 刊行予定），ISBN:9784130323949
神田秀樹『会社法』第 22 版（弘文堂，2020）
竹林俊憲編著『一問一答令和元年改正会社法』（商事法務，2020）
髙橋美加＝笠原武朗＝久保大作＝久保田安彦『会社法』第 3 版（弘文堂，2020）
　その他，課題とする文献，参考文献を指示することがある。

＜備考/Remarks ＞

Zoom ミーティングを用いてリアルタイムで双方向対話のできる授業を行う。通信状況が悪化する場合に備えて，リアルタイム授業を録画し，研究科の指定する方法・ルールに従い視聴を認める。教材は，全て研究科の指定する方法により OneDrive 経由で配付する。（②クラス）
対面授業により実施する。この場合には，教材は，研究科内で紙により配付するほか，OneDrive 経由でファイルを提供する。また，研究科が提供する方法により，予習用の動画をオンデマンドで適宜配信する。（③クラス）

①クラスは秋学期科目のため，授業方法は秋学期開始までに指示

授業実施方法一覧に記載の事由があるときは，必要な期間につきオンライン授業を受講することもできます。研究科の定める方法で担当教員及び事務室に申し出てください。

61200146-003　　○商法演習Ⅱ-3

1 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar 対面授業/Face-to-face learning

Commercial Law SeminarⅡ-3

木下　孝治

＜概要/Course Content Summary ＞

商法演習Ⅱは，会社法学修の基本論点をカバーし，商法学修全体の基盤をなす商法演習Ⅰに引き続き，株主総会の運営に関する個別論点，自己株式の取得，組織再編，キャッシュアウトなど，会社法上のやや応用的な重要事項を学修することを目的とする必修科目である。商法演習Ⅰの復習を通じて事例問題の検討能力を鍛錬する商法総合演習と併せて，法科大学院における会社法の学修を司法試験受験に堪えるレベルまで引き上げることを目的とする。

受講者は，予習指示書に掲載された事例問題，解説などを予習し，設問に対する答案又は解答メモを用意した上で演習に出席することが求められる。予習指示書に，事案に関連した裁判例（抜粋した判旨。必要に応じて事実の概要を付す。）を掲載しており，解答の作成に際しては，それらの裁判例の参照を求める。毎回の演習後には，担当者および設問を決めて，授業内容を反映させた復習レポートの提出を求める。

2019 年 12 月に成立した企業統治関係の会社法改正を取り入れ，最新判例が問いかける新たな解釈問題にも対応する。

各回の授業で扱う課題を考える際の基礎になる会社法のルールについては，商法演習Ⅰで扱った部分も含めて，各自で確認をしておく必要がある。また，各回の事例問題等に解答するために必要な限りで，他の法分野（例えば，民法，民事訴訟法，民事保全法など）のルールについても，確認をしておく必要がある。

新判例の登場などにより，内容を見直す必要が生じた場合には，取り上げるトピックを変更することがある。変更がある場合には，改めて指示する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

(1) 株式や会計に関するルール，企業の買収，合併等の組織再編行為など，近時の会社法判例を賑わす問題，企業法務の観点から重要な制度運用の問題につき，想定事例に基づいた検討を重ねることで，会社法を巡る法律問題の紛争解決に携わる法曹としての技能を磨く。

(2) 事例問題を解く実習を通じて，商事実体法の要件効果思考の安定的な理解を定着させ，実体法と手続法を総合的に駆使し，法曹としての商事紛争処理能力を涵養する。

＜授業計画/Schedule ＞

(実施回/Week)	(内容/Contents)	(授業時間外の学習/Assignments)
第 1 回	演習の進め方，役員の選任・役員報酬と株主総会 演習の進め方を確認する。取締役の選任手続（社外取締役の選任，監査等委員である取締役の選任を含む），株主総会における報酬の決定手続について，令和元年 12 月に成立した会社法改正法の内容にしたがって検討する。	教材に掲載した判例を手がかりに事例問題の考え方，解き方を検討する。授業後には，指名された担当者が事例問題の解答を作成して提出する。以下同じ。
第 2 回	株主の総会参与権と株主総会決議の瑕疵 株主総会における役員の説明義務，株主提案権（令和元年会社法改正の内容を含む。）と議案の採決方法，議決権の行使方法（書面投票，議決権代理行使，議決権不統一行使）など，株主総会決議に関する諸論点を検討しつつ，決議の瑕疵を争う訴訟の立て方について，事例問題を素材に検討する。	
第 3 回	株主平等・利益供与・自己株式の取得と株主総会 引き続き，株主総会決議の瑕疵に関する論点を検討する。この回では，株主総会の議決権行使に関する利益供与が疑われる行為から生じる法律問題，手続規制違反の違法な自己株式取得等，株主平等原則が問題となる事例問題を素材に検討する。	
第 4 回	合併等の組織再編の差止と無効 合併等の組織再編における標準的な手続と，簡易再編，略式再編が認められる場合の手続，株主に与えられる救済の違いを解説する。 合併等の対価に生じる株式の端数の処理，合併比率の不公正等の場合における救済，合併等の無効事由，合併	

等の効力を争う訴訟の立て方について，事例問題を素材に検討する。

第 5 回　組織再編における株主の経済的利益の保護
　組織再編により会社に損害が生じる場合と，株主のみに損害が生じる場合を明らかにし，それらの場合に与えられる救済手段を，組織再編の効力と責任問題を中心に検討する。後半では，株式買取請求権が行使された場合の「公正な価格」について，最高裁判所の判例を素材に検討する。

第 6 回　親子会社関係の形成と株主代表訴訟
　株式交換，株式移転，令和元年改正法により導入された株式交付など，親子会社関係を形成するための組織再編制度を比較する。完全親子会社関係の形成と株主代表訴訟の関係について事例を素材に問題点を検討する。

第 7 回　組織再編における会社債権者の保護
　組織再編行為が会社債権者の利益を害する場合に，会社債権者の利益を保護するための手続規制を理解し，会社債権者に与えられる救済とその要件効果につき，事例問題を素材に検討する。

第 8 回　株式の消却・併合と株式の全部取得・特定支配株主による売渡請求
　株式投資単位の調整に関する株式の併合，単元株制度につき検討した後，全部取得条項付種類株式を用いた株式の全部取得に関する裁判例を検討を踏まえて，特定支配株主による売渡請求による手続と株主に与えられる救済を考える。

予習の内容
　予習指示書に掲載された課題（テキストの設例，その他の事例問題等）の検討，答案または解答メモの準備。
標準的な予習時間
　1 週あたり 3〜4 時間

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

ゼミの議論への参加・貢献度　10%
　平常の発言から判断される予習状況，復習レポートの内容および提出状況。なお，欠席は減点事由である。
課題小レポート　10%
　復習レポートの提出状況，問題点の把握，適用規範の摘示と事実への当てはめ，論述の論理性，説得性
期末試験　80%
　事案の整理・分析，適用規範の摘示，適用法条の要件の摘示と事実への当てはめ，法律効果の発生不発生の検討，文章表現力，論述の論理性・説得力

＜参考文献/Reference Book ＞

江頭憲治郎『株式会社法』第 7 版（有斐閣，2017）
伊藤靖史・大杉謙一・松井秀征・田中亘『《Legal Quest》会社法』第 4 版（有斐閣，2018）
伊藤靖史・伊藤雄司・大杉謙一・齊藤真紀・田中亘・松井秀征『事例で考える会社法』第 2 版（有斐閣，2015）
山下友信・神田秀樹　編『商法判例集』第 8 版（有斐閣，2020）
岩原紳作・神作裕之・藤田友敬　編『会社法判例百選』第 3 版（有斐閣，2016）
坂本三郎　編著『一問一答　平成 26 年改正会社法』第 2 版（商事法務，2015）
田中亘『会社法』第 3 版（東京大学出版会，2021.3 刊行予定），ISBN:9784130323949
神田秀樹『会社法』第 22 版（弘文堂，2020）
竹林俊憲編著『一問一答令和元年改正会社法』（商事法務，2020）
髙橋美加＝笠原武朗＝久保大作＝久保田安彦『会社法』第 3 版（弘文堂，2020）
　その他，課題とする文献，参考文献を指示することがある。

＜備考/Remarks ＞

Zoom ミーティングを用いてリアルタイムで双方向対話のできる授業を行う。通信状況が悪化する場合に備えて，リアルタイム授業を録画し，研究科の指定する方法・ルールに従い視聴を認める。教材は，全て研究科の指定する方法により OneDrive 経由で配付する。（②クラス）
対面授業により実施する。この場合には，教材は，研究科内で紙により配付するほか，OneDrive 経由でファイルを提供する。また，研究科が提供する方法により，予習用の動画をオンデマンドで適宜配信する。（③クラス）

①クラスは秋学期科目のため，授業方法は秋学期開始までに指示

授業実施方法一覧に記載の事由があるときは，必要な期間につきオンライン授業を受講することもできます。研究科の定める方法で担当教員及び事務室に申し出てください。

月曜日 3 講時

61200176-001　△民事訴訟法演習Ⅰ-1　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Civil Procedure Seminar I-1

中西　正

＜概要/Course Content Summary ＞

民事訴訟法演習 I では，民事訴訟法（判決手続に限る）上の重要問題を取り上げ，下記のような方法で，当該問題について十分な理解を得させるとともに，民事訴訟法演習 I （および民事訴訟法演習Ⅱ）の授業全体を通じて，手続法の特色，実体法と手続法との関連，実務における訴訟法の機能・重要性を認識させるようにする。

取り上げる問題に関する判例等を資料として与え，それらの精読を求めるとともに，判例の読み方，事案における問題点の把握の仕方，問題の解明方法などを，自ら適切になすことができるようにするために，事前に考えてくるべき問題を掲げた教材を配布し，教室では，原則として，この教材に基づき，学生に意見を述べさせ，互いに議論を戦わせながら授業を進める予定である。

取り上げる予定のテーマと参考とする判例（の一部）を，以下に掲げておく。新しい判例で重要なものが公表されたときは，判例の差換え等の変更がありうる。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

民事訴訟法の基礎理論を正しく理解し，判例で取り扱われている具体的事件を理論的に解明できる能力を身につけるよう努める。この目標を達成するには，個々の事件にいかなる問題が含まれているかを分析する必要があり，また，民事訴訟理論の一つ一つがいかなる問題を解決しうるかを見抜かなければならない。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　裁判所
訴訟と非訟
最大判昭和 40・6・30 民集 19－4－1089（夫婦同居の審判）
最決平成 20・5・8 家月 60－8－51（非訟事件と手続保障）

第 2 回　請求の特定，訴えの利益(1)
請求の特定
名古屋高判昭和 60・4・12 判時 1150－30（請求の特定）
将来給付の訴えの利益
最大判昭和 56・12・16 民集 35－10－1369（将来の給付の訴え）

第 3 回　訴えの利益(2)
最判平成 11・6・11 判時 1685－36（遺言者生存中の遺言無効確認の利益）
最判平成 16・3・25 民集 58-3-753（債務不存在確認と反訴）

第 4 回　重複起訴の禁止
最判平成 3・12・17 民集 45-9-1435（相殺の抗弁と重複訴訟）
最判平成 18・4・14 民集 60－4－1497（相殺の抗弁と反訴請求）

第 5 回　一部請求
最判昭和 37・8・10 民集 16-8-1720（明示の一部請求と残部請求）
最判平成 10・6・12 民集 52-4-1147（一部請求と訴訟上の信義則）

第 6 回　当事者の確定，当事者能力
当事者の確定
大判昭和 10・10・28 民集 14－1785（氏名冒用訴訟）
最判昭和 48・10・26 民集 27－9－1240（法人格否認の法理）
当事者能力
最判昭和 42・10・19 民集 21－8－2078（法人でない社団の当事者能力）

第 7 回　当事者適格
当事者適格
最判昭和 51・7・19 民集 30－7－706（遺言執行者の訴訟上の地位）
最判平成 6・5・31 民集 48－4－1065（入会団体の当事者適格）
最判平成 26・2・27 民集 68－2－192（法人でない社団による登記請求）
任意的訴訟担当
最判昭和 45・11・11 民集 24－12－1854（業務執行組合員の任意的訴訟担当）

第 8 回　訴訟能力，代理，法人の代表
法人の代表
最判昭和 45・12・15 民集 24－13－2072（代表権と表見代理）
訴訟代理

最判昭和 38・2・21 民集 17－1－182（訴訟代理人の和解権限）
第 9 回　処分権主義，弁論主義
処分権主義
最判昭和 46・11・25 民集 25－8－1343（引換給付判決）
弁論主義
最判昭和 55・2・7 民集 34－2－123（当事者の主張の要否）
第 10 回　釈明権，職権進行主義
最判昭和 45・6・11 民集 24－6－516（裁判所の釈明権）
最判平成 8・2・22 判時 1559－46（裁判所の釈明義務）
第 11 回　口頭弁論，訴訟行為論
口頭弁論
最判昭和 56・9・24 民集 35－6－1088（口頭弁論の再開）
訴訟行為論
最判平成 10・4・30 民集 52-3－930（相殺に対する反対相殺）
最判昭和 46・4・23 判時 631－55（時機に後れた攻撃防御方法の却下）
第 12 回　裁判上の自白
最判昭和 41・9・22 民集 20－7－1392（間接事実の自白）
最判昭和 30・7・5 民集 9－9－985（権利自白）
第 13 回　自由心証主義
最判昭和 50・10・24 民集 29－9－1417（訴訟上の証明の意義）
最判平成 20・6・10 判時 2042－5（損害額の認定）
証明責任
最判昭和 35・2・2 民集 14－1－36（虚偽表示と第三取得者の善意）
東京高判平成 3・13・30 判時 1381－49（証明妨害）
第 14 回　証拠
証拠調べ手続
東京高判昭和 52・7・15 判時 867－60（無断録音テープの証拠能力）
各種の証拠調べ
最判平成 18・10・3 民集 60－8－2647（証言拒絶権-取材源の秘匿）
最判昭和 39・5・12 民集 18－4－597（文書成立の真正の推定）
最決平成 11・11・12 民集 53－8－1787（稟議書の提出義務）
第 15 回　まとめ

予習の内容
民事訴訟理論を参考文献で正確に理解しておくこと。
検討の対象とされる判例について，事実関係と判決内容を把握し，まとめておくこと。
標準的な予習時間
少なくとも 3 時間は必要

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
授業での発言内容，課題への取組み状況，欠席状況など。
期末試験　90%
事例問題に対する分析能力，条文解釈・適用能力，解答作成能力などを総合的に勘案し，評価を行う。

＜テキスト/Textbook ＞

三木浩一・笠井正俊・垣内秀介・菱田雄郷『民事訴訟法』第 3 版（有斐閣，2018），各自，他の教科書・体系書を選択してもよい。
判例と関連論文をコピーした資料を用意する。
配付物
教材は前もって配付する。

＜参考文献/Reference Book ＞

高橋宏志・高田裕成・畑瑞穂　編『民事訴訟法判例百選』第 5 版（有斐閣，2015）
伊藤眞・山本和彦　編『民事訴訟法の争点』（有斐閣，2009）
高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）』第 2 版補訂版（有斐閣，2013）
高橋宏志『重点講義民事訴訟法（下）』第 2 版補訂版（有斐閣，2014）

＜備考/Remarks ＞

本科目は，京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻との単位互換プログラムにより，京都大学において開講される「民事訴訟法総合１」を受講することによって，成績評価を受け，単位を取得することができる。詳しくは，別冊子を参照すること。

本講義は，ZOOM を用いたオンラインでの実施を予定しているが，新型コロナウィルス感染症の感染状況によっては，対面の方法によって開講することもある。

月曜日 4 講時

61200176-002　△民事訴訟法演習Ⅰ-2　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Civil Procedure Seminar I-2

林　昭一

＜概要/Course Content Summary ＞

民事訴訟法演習 I では，民事訴訟法（判決手続に限る）上の重要問題を取り上げ，下記のような方法で，当該問題について十分な理解を得させるとともに，民事訴訟法演習 I （および民事訴訟法演習Ⅱ）の授業全体を通じて，手続法の特色，実体法と手続法との関連，実務における訴訟法の機能・重要性を認識させるようにする。

取り上げる問題に関する判例等を資料として与え，それらの精読を求めるとともに，判例の読み方，事案における問題点の把握の仕方，問題の解明方法などを，自ら適切になすことができるようにするために，事前に考えてくるべき問題を掲げた教材を配布し，教室では，原則として，この教材に基づき，学生に意見を述べさせ，互いに議論を戦わせながら授業を進める予定である。

取り上げる予定のテーマと参考とする判例（の一部）を，以下に掲げておく。新しい判例で重要なものが公表されたときは，判例の差換え等の変更がありうる。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

民事訴訟法の基礎理論を正しく理解し，判例で取り扱われている具体的事件を理論的に解明できる能力を身につけるよう努める。この目標を達成するには，個々の事件にいかなる問題が含まれているかを分析する必要があり，また，民事訴訟理論の一つ一つがいかなる問題を解決しうるかを見抜かなければならない。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　裁判所
訴訟と非訟
最大判昭和 40・6・30 民集 19－4－1089（夫婦同居の審判）
最決平成 20・5・8 家月 60－8－51（非訟事件と手続保障）

第 2 回　請求の特定，訴えの利益(1)
請求の特定
名古屋高判昭和 60・4・12 判時 1150－30（請求の特定）
将来給付の訴えの利益
最大判昭和 56・12・16 民集 35－10－1369（将来の給付の訴え）

第 3 回　訴えの利益(2)
最判平成 11・6・11 判時 1685－36（遺言者生存中の遺言無効確認の利益）
最判平成 16・3・25 民集 58-3-753（債務不存在確認と反訴）

第 4 回　重複起訴の禁止
最判平成 3・12・17 民集 45-9-1435（相殺の抗弁と重複訴訟）
最判平成 18・4・14 民集 60－4－1497（相殺の抗弁と反訴請求）

第 5 回　一部請求
最判昭和 37・8・10 民集 16-8-1720（明示の一部請求と残部請求）
最判平成 10・6・12 民集 52-4-1147（一部請求と訴訟上の信義則）

第 6 回　当事者の確定，当事者能力
当事者の確定
大判昭和 10・10・28 民集 14－1785（氏名冒用訴訟）
最判昭和 48・10・26 民集 27－9－1240（法人格否認の法理）
当事者能力
最判昭和 42・10・19 民集 21－8－2078（法人でない社団の当事者能力）

第 7 回　当事者適格
当事者適格
最判昭和 51・7・19 民集 30－7－706（遺言執行者の訴訟上の地位）
最判平成 6・5・31 民集 48－4－1065（入会団体の当事者適格）
最判平成 26・2・27 民集 68－2－192（法人でない社団による登記請求）
任意的訴訟担当
最判昭和 45・11・11 民集 24－12－1854（業務執行組合員の任意的訴訟担当）

第 8 回　訴訟能力，代理，法人の代表
法人の代表
最判昭和 45・12・15 民集 24－13－2072（代表権と表見代理）
訴訟代理

最判昭和 38・2・21 民集 17－1－182（訴訟代理人の和解権限）
第 9 回　処分権主義，弁論主義
処分権主義
最判昭和 46・11・25 民集 25－8－1343（引換給付判決）
弁論主義
最判昭和 55・2・7 民集 34－2－123（当事者の主張の要否）
第 10 回　釈明権，職権進行主義
最判昭和 45・6・11 民集 24－6－516（裁判所の釈明権）
最判平成 8・2・22 判時 1559－46（裁判所の釈明義務）
第 11 回　口頭弁論，訴訟行為論
口頭弁論
最判昭和 56・9・24 民集 35－6－1088（口頭弁論の再開）
訴訟行為論
最判平成 10・4・30 民集 52-3－930（相殺に対する反対相殺）
最判昭和 46・4・23 判時 631－55（時機に後れた攻撃防御方法の却下）
第 12 回　裁判上の自白
最判昭和 41・9・22 民集 20－7－1392（間接事実の自白）
最判昭和 30・7・5 民集 9－9－985（権利自白）
第 13 回　自由心証主義
最判昭和 50・10・24 民集 29－9－1417（訴訟上の証明の意義）
最判平成 20・6・10 判時 2042－5（損害額の認定）
証明責任
最判昭和 35・2・2 民集 14－1－36（虚偽表示と第三取得者の善意）
東京高判平成 3・13・30 判時 1381－49（証明妨害）
第 14 回　証拠
証拠調べ手続
東京高判昭和 52・7・15 判時 867－60（無断録音テープの証拠能力）
各種の証拠調べ
最判平成 18・10・3 民集 60－8－2647（証言拒絶権-取材源の秘匿）
最判昭和 39・5・12 民集 18－4－597（文書成立の真正の推定）
最決平成 11・11・12 民集 53－8－1787（稟議書の提出義務）
第 15 回　まとめ

予習の内容
民事訴訟理論を参考文献で正確に理解しておくこと。
検討の対象とされる判例について，事実関係と判決内容を把握し，まとめておくこと。
標準的な予習時間
少なくとも 3 時間は必要

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
授業での発言内容，課題への取組み状況，欠席状況など。
期末試験　90%
事例問題に対する分析能力，条文解釈・適用能力，解答作成能力などを総合的に勘案し，評価を行う。

＜テキスト/Textbook ＞

三木浩一・笠井正俊・垣内秀介・菱田雄郷『民事訴訟法』第 3 版（有斐閣，2018），各自，他の教科書・体系書を選択してもよい。
判例と関連論文をコピーした資料を用意する。
配付物
教材は前もって配付する。

＜参考文献/Reference Book ＞

高橋宏志・高田裕成・畑瑞穂　編『民事訴訟法判例百選』第 5 版（有斐閣，2015）
伊藤眞・山本和彦　編『民事訴訟法の争点』（有斐閣，2009）
高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）』第 2 版補訂版（有斐閣，2013）
高橋宏志『重点講義民事訴訟法（下）』第 2 版補訂版（有斐閣，2014）

＜備考/Remarks ＞

本科目は，京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻との単位互換プログラムにより，京都大学において開講される「民事訴訟法総合１」を受講することによって，成績評価を受け，単位を取得することができる。詳しくは，別冊子を参照すること。

本講義は，ZOOM を用いたオンラインでの実施を予定しているが，新型コロナウィルス感染症の感染状況によっては，対面の方法によって開講することもある。

月曜日 3 講時

61200176-003　△民事訴訟法演習Ⅰ-3　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Civil Procedure Seminar I-3

林　昭一

＜概要/Course Content Summary ＞

民事訴訟法演習Ⅰでは，民事訴訟法（判決手続に限る）上の重要問題を取り上げ，下記のような方法で，当該問題について十分な理解を得させるとともに，民事訴訟法演習Ⅰ（および民事訴訟法演習Ⅱ）の授業全体を通じて，手続法の特色，実体法と手続法との関連，実務における訴訟法の機能・重要性を認識させるようにする。

取り上げる問題に関する判例等を資料として与え，それらの精読を求めるとともに，判例の読み方，事案における問題点の把握の仕方，問題の解明方法などを，自ら適切になすことができるようにするために，事前に考えてくるべき問題を掲げた教材を配布し，教室では，原則として，この教材に基づき，学生に意見を述べさせ，互いに議論を戦わせながら授業を進める予定である。

取り上げる予定のテーマと参考とする判例（の一部）を，以下に掲げておく。新しい判例で重要なものが公表されたときは，判例の差換え等の変更がありうる。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

民事訴訟法の基礎理論を正しく理解し，判例で取り扱われている具体的事件を理論的に解明できる能力を身につけるよう努める。この目標を達成するには，個々の事件にいかなる問題が含まれているかを分析する必要があり，また，民事訴訟理論の一つ一つがいかなる問題を解決しうるかを見抜かなければならない。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　裁判所
訴訟と非訟
最大判昭和 40・6・30 民集 19－4－1089（夫婦同居の審判）
最決平成 20・5・8 家月 60－8－51（非訟事件と手続保障）

第 2 回　請求の特定，訴えの利益(1)
請求の特定
名古屋高判昭和 60・4・12 判時 1150－30（請求の特定）
将来給付の訴えの利益
最大判昭和 56・12・16 民集 35－10－1369（将来の給付の訴え）

第 3 回　訴えの利益(2)
最判平成 11・6・11 判時 1685－36（遺言者生存中の遺言無効確認の利益）
最判平成 16・3・25 民集 58-3-753（債務不存在確認と反訴）

第 4 回　重複起訴の禁止
最判平成 3・12・17 民集 45-9-1435（相殺の抗弁と重複訴訟）
最判平成 18・4・14 民集 60－4－1497（相殺の抗弁と反訴請求）

第 5 回　一部請求
最判昭和 37・8・10 民集 16-8-1720（明示の一部請求と残部請求）
最判平成 10・6・12 民集 52-4-1147（一部請求と訴訟上の信義則）

第 6 回　当事者の確定，当事者能力
当事者の確定
大判昭和 10・10・28 民集 14－1785（氏名冒用訴訟）
最判昭和 48・10・26 民集 27－9－1240（法人格否認の法理）
当事者能力
最判昭和 42・10・19 民集 21－8－2078（法人でない社団の当事者能力）

第 7 回　当事者適格
当事者適格
最判昭和 51・7・19 民集 30－7－706（遺言執行者の訴訟上の地位）
最判平成 6・5・31 民集 48－4－1065（入会団体の当事者適格）
最判平成 26・2・27 民集 68－2－192（法人でない社団による登記請求）
任意的訴訟担当
最判昭和 45・11・11 民集 24－12－1854（業務執行組合員の任意的訴訟担当）

第 8 回　訴訟能力，代理，法人の代表
法人の代表
最判昭和 45・12・15 民集 24－13－2072（代表権と表見代理）
訴訟代理

最判昭和 38・2・21 民集 17－1－182（訴訟代理人の和解権限）
第 9 回　処分権主義，弁論主義
処分権主義
最判昭和 46・11・25 民集 25－8－1343（引換給付判決）
弁論主義
最判昭和 55・2・7 民集 34－2－123（当事者の主張の要否）
第 10 回　釈明権，職権進行主義
最判昭和 45・6・11 民集 24－6－516（裁判所の釈明権）
最判平成 8・2・22 判時 1559－46（裁判所の釈明義務）
第 11 回　口頭弁論，訴訟行為論
口頭弁論
最判昭和 56・9・24 民集 35－6－1088（口頭弁論の再開）
訴訟行為論
最判平成 10・4・30 民集 52-3－930（相殺に対する反対相殺）
最判昭和 46・4・23 判時 631－55（時機に後れた攻撃防御方法の却下）
第 12 回　裁判上の自白
最判昭和 41・9・22 民集 20－7－1392（間接事実の自白）
最判昭和 30・7・5 民集 9－9－985（権利自白）
第 13 回　自由心証主義
最判昭和 50・10・24 民集 29－9－1417（訴訟上の証明の意義）
最判平成 20・6・10 判時 2042－5（損害額の認定）
証明責任
最判昭和 35・2・2 民集 14－1－36（虚偽表示と第三取得者の善意）
東京高判平成 3・13・30 判時 1381－49（証明妨害）
第 14 回　証拠
証拠調べ手続
東京高判昭和 52・7・15 判時 867－60（無断録音テープの証拠能力）
各種の証拠調べ
最判平成 18・10・3 民集 60－8－2647（証言拒絶権-取材源の秘匿）
最判昭和 39・5・12 民集 18－4－597（文書成立の真正の推定）
最決平成 11・11・12 民集 53－8－1787（稟議書の提出義務）
第 15 回　まとめ

予習の内容
民事訴訟理論を参考文献で正確に理解しておくこと。
検討の対象とされる判例について，事実関係と判決内容を把握し，まとめておくこと。
標準的な予習時間
少なくとも 3 時間は必要

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
授業での発言内容，課題への取組み状況，欠席状況など。
期末試験　90%
事例問題に対する分析能力，条文解釈・適用能力，解答作成能力などを総合的に勘案し，評価を行う。

＜テキスト/Textbook ＞

三木浩一・笠井正俊・垣内秀介・菱田雄郷『民事訴訟法』第 3 版（有斐閣，2018），各自，他の教科書・体系書を選択してもよい。
判例と関連論文をコピーした資料を用意する。
配付物
教材は前もって配付する。

＜参考文献/Reference Book ＞

高橋宏志・高田裕成・畑瑞穂　編『民事訴訟法判例百選』第 5 版（有斐閣，2015）
伊藤眞・山本和彦　編『民事訴訟法の争点』（有斐閣，2009）
高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）』第 2 版補訂版（有斐閣，2013）
高橋宏志『重点講義民事訴訟法（下）』第 2 版補訂版（有斐閣，2014）

＜備考/Remarks ＞

本科目は，京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻との単位互換プログラムにより，京都大学において開講される「民事訴訟法総合１」を受講することによって，成績評価を受け，単位を取得することができる。詳しくは，別冊子を参照すること。

本講義は，ZOOM を用いたオンラインでの実施を予定しているが，新型コロナウィルス感染症の感染状況によっては，対面の方法によって開講することもある。

月曜日 4 講時

61200176-004　△民事訴訟法演習Ⅰ-4　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Civil Procedure Seminar I-4

中西　正

＜概要/Course Content Summary ＞

民事訴訟法演習 I では，民事訴訟法（判決手続に限る）上の重要問題を取り上げ，下記のような方法で，当該問題について十分な理解を得させるとともに，民事訴訟法演習 I （および民事訴訟法演習Ⅱ）の授業全体を通じて，手続法の特色，実体法と手続法との関連，実務における訴訟法の機能・重要性を認識させるようにする。

取り上げる問題に関する判例等を資料として与え，それらの精読を求めるとともに，判例の読み方，事案における問題点の把握の仕方，問題の解明方法などを，自ら適切になすことができるようにするために，事前に考えてくるべき問題を掲げた教材を配布し，教室では，原則として，この教材に基づき，学生に意見を述べさせ，互いに議論を戦わせながら授業を進める予定である。

取り上げる予定のテーマと参考とする判例（の一部）を，以下に掲げておく。新しい判例で重要なものが公表されたときは，判例の差換え等の変更がありうる。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

民事訴訟法の基礎理論を正しく理解し，判例で取り扱われている具体的事件を理論的に解明できる能力を身につけるよう努める。この目標を達成するには，個々の事件にいかなる問題が含まれているかを分析する必要があり，また，民事訴訟理論の一つ一つがいかなる問題を解決しうるかを見抜かなければならない。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　裁判所
訴訟と非訟
最大判昭和 40・6・30 民集 19－4－1089（夫婦同居の審判）
最決平成 20・5・8 家月 60－8－51（非訟事件と手続保障）

第 2 回　請求の特定，訴えの利益(1)
請求の特定
名古屋高判昭和 60・4・12 判時 1150－30（請求の特定）
将来給付の訴えの利益
最大判昭和 56・12・16 民集 35－10－1369（将来の給付の訴え）

第 3 回　訴えの利益(2)
最判平成 11・6・11 判時 1685－36（遺言者生存中の遺言無効確認の利益）
最判平成 16・3・25 民集 58-3-753（債務不存在確認と反訴）

第 4 回　重複起訴の禁止
最判平成 3・12・17 民集 45-9-1435（相殺の抗弁と重複訴訟）
最判平成 18・4・14 民集 60－4－1497（相殺の抗弁と反訴請求）

第 5 回　一部請求
最判昭和 37・8・10 民集 16-8-1720（明示の一部請求と残部請求）
最判平成 10・6・12 民集 52-4-1147（一部請求と訴訟上の信義則）

第 6 回　当事者の確定，当事者能力
当事者の確定
大判昭和 10・10・28 民集 14－1785（氏名冒用訴訟）
最判昭和 48・10・26 民集 27－9－1240（法人格否認の法理）
当事者能力
最判昭和 42・10・19 民集 21－8－2078（法人でない社団の当事者能力）

第 7 回　当事者適格
当事者適格
最判昭和 51・7・19 民集 30－7－706（遺言執行者の訴訟上の地位）
最判平成 6・5・31 民集 48－4－1065（入会団体の当事者適格）
最判平成 26・2・27 民集 68－2－192（法人でない社団による登記請求）
任意的訴訟担当
最判昭和 45・11・11 民集 24－12－1854（業務執行組合員の任意的訴訟担当）

第 8 回　訴訟能力，代理，法人の代表
法人の代表
最判昭和 45・12・15 民集 24－13－2072（代表権と表見代理）
訴訟代理

最判昭和 38・2・21 民集 17－1－182（訴訟代理人の和解権限）
第 9 回　処分権主義，弁論主義
処分権主義
最判昭和 46・11・25 民集 25－8－1343（引換給付判決）
弁論主義
最判昭和 55・2・7 民集 34－2－123（当事者の主張の要否）
第 10 回　釈明権，職権進行主義
最判昭和 45・6・11 民集 24－6－516（裁判所の釈明権）
最判平成 8・2・22 判時 1559－46（裁判所の釈明義務）
第 11 回　口頭弁論，訴訟行為論
口頭弁論
最判昭和 56・9・24 民集 35－6－1088（口頭弁論の再開）
訴訟行為論
最判平成 10・4・30 民集 52-3－930（相殺に対する反対相殺）
最判昭和 46・4・23 判時 631－55（時機に後れた攻撃防御方法の却下）
第 12 回　裁判上の自白
最判昭和 41・9・22 民集 20－7－1392（間接事実の自白）
最判昭和 30・7・5 民集 9－9－985（権利自白）
第 13 回　自由心証主義
最判昭和 50・10・24 民集 29－9－1417（訴訟上の証明の意義）
最判平成 20・6・10 判時 2042－5（損害額の認定）
証明責任
最判昭和 35・2・2 民集 14－1－36（虚偽表示と第三取得者の善意）
東京高判平成 3・13・30 判時 1381－49（証明妨害）
第 14 回　証拠
証拠調べ手続
東京高判昭和 52・7・15 判時 867－60（無断録音テープの証拠能力）
各種の証拠調べ
最判平成 18・10・3 民集 60－8－2647（証言拒絶権-取材源の秘匿）
最判昭和 39・5・12 民集 18－4－597（文書成立の真正の推定）
最決平成 11・11・12 民集 53－8－1787（稟議書の提出義務）
第 15 回　まとめ

予習の内容
民事訴訟理論を参考文献で正確に理解しておくこと。
検討の対象とされる判例について，事実関係と判決内容を把握し，まとめておくこと。
標準的な予習時間
少なくとも 3 時間は必要

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
授業での発言内容，課題への取組み状況，欠席状況など。
期末試験　90%
事例問題に対する分析能力，条文解釈・適用能力，解答作成能力などを総合的に勘案し，評価を行う。

＜テキスト/Textbook ＞

三木浩一・笠井正俊・垣内秀介・菱田雄郷『民事訴訟法』第 3 版（有斐閣，2018），各自，他の教科書・体系書を選択してもよい。
判例と関連論文をコピーした資料を用意する。
配付物
教材は前もって配付する。

＜参考文献/Reference Book ＞

高橋宏志・高田裕成・畑瑞穂　編『民事訴訟法判例百選』第 5 版（有斐閣，2015）
伊藤眞・山本和彦　編『民事訴訟法の争点』（有斐閣，2009）
高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）』第 2 版補訂版（有斐閣，2013）
高橋宏志『重点講義民事訴訟法（下）』第 2 版補訂版（有斐閣，2014）

＜備考/Remarks ＞

本科目は，京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻との単位互換プログラムにより，京都大学において開講される「民事訴訟法総合１」を受講することによって，成績評価を受け，単位を取得することができる。詳しくは，別冊子を参照すること。

本講義は，ZOOM を用いたオンラインでの実施を予定しているが，新型コロナウィルス感染症の感染状況によっては，対面の方法によって開講することもある。

金曜日 4 講時

61200176-005　△民事訴訟法演習Ⅰ-5　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Civil Procedure Seminar I-5

岡田　幸宏

＜概要/Course Content Summary ＞

民事訴訟法演習Ⅰでは，民事訴訟法（判決手続に限る）上の重要問題を取り上げ，下記のような方法で，当該問題について十分な理解を得させるとともに，民事訴訟法演習Ⅰ（および民事訴訟法演習Ⅱ）の授業全体を通じて，手続法の特色，実体法と手続法との関連，実務における訴訟法の機能・重要性を認識させるようにする。

取り上げる問題に関する判例等を資料として与え，それらの精読を求めるとともに，判例の読み方，事案における問題点の把握の仕方，問題の解明方法などを，自ら適切になすことができるようにするために，事前に考えてくるべき問題を掲げた教材を配布し，教室では，原則として，この教材に基づき，学生に意見を述べさせ，互いに議論を戦わせながら授業を進める予定である。

取り上げる予定のテーマと参考とする判例（の一部）を，以下に掲げておく。新しい判例で重要なものが公表されたときは，判例の差換え等の変更がありうる。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

民事訴訟法の基礎理論を正しく理解し，判例で取り扱われている具体的事件を理論的に解明できる能力を身につけるよう努める。この目標を達成するには，個々の事件にいかなる問題が含まれているかを分析する必要があり，また，民事訴訟理論の一つ一つがいかなる問題を解決しうるかを見抜かなければならない。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　裁判所
訴訟と非訟
最大判昭和 40・6・30 民集 19－4－1089（夫婦同居の審判）
最決平成 20・5・8 家月 60－8－51（非訟事件と手続保障）

第 2 回　請求の特定，訴えの利益(1)
請求の特定
名古屋高判昭和 60・4・12 判時 1150－30（請求の特定）
将来給付の訴えの利益
最大判昭和 56・12・16 民集 35－10－1369（将来の給付の訴え）

第 3 回　訴えの利益(2)
最判平成 11・6・11 判時 1685－36（遺言者生存中の遺言無効確認の利益）
最判平成 16・3・25 民集 58-3-753（債務不存在確認と反訴）

第 4 回　重複起訴の禁止
最判平成 3・12・17 民集 45-9-1435（相殺の抗弁と重複訴訟）
最判平成 18・4・14 民集 60－4－1497（相殺の抗弁と反訴請求）

第 5 回　一部請求
最判昭和 37・8・10 民集 16-8-1720（明示の一部請求と残部請求）
最判平成 10・6・12 民集 52-4-1147（一部請求と訴訟上の信義則）

第 6 回　当事者の確定，当事者能力
当事者の確定
大判昭和 10・10・28 民集 14－1785（氏名冒用訴訟）
最判昭和 48・10・26 民集 27－9－1240（法人格否認の法理）
当事者能力
最判昭和 42・10・19 民集 21－8－2078（法人でない社団の当事者能力）

第 7 回　当事者適格
当事者適格
最判昭和 51・7・19 民集 30－7－706（遺言執行者の訴訟上の地位）
最判平成 6・5・31 民集 48－4－1065（入会団体の当事者適格）
最判平成 26・2・27 民集 68－2－192（法人でない社団による登記請求）
任意的訴訟担当
最判昭和 45・11・11 民集 24－12－1854（業務執行組合員の任意的訴訟担当）

第 8 回　訴訟能力，代理，法人の代表
法人の代表
最判昭和 45・12・15 民集 24－13－2072（代表権と表見代理）
訴訟代理

最判昭和 38・2・21 民集 17－1－182（訴訟代理人の和解権限）
第 9 回　処分権主義，弁論主義
処分権主義
最判昭和 46・11・25 民集 25－8－1343（引換給付判決）
弁論主義
最判昭和 55・2・7 民集 34－2－123（当事者の主張の要否）
第 10 回　釈明権，職権進行主義
最判昭和 45・6・11 民集 24－6－516（裁判所の釈明権）
最判平成 8・2・22 判時 1559－46（裁判所の釈明義務）
第 11 回　口頭弁論，訴訟行為論
口頭弁論
最判昭和 56・9・24 民集 35－6－1088（口頭弁論の再開）
訴訟行為論
最判平成 10・4・30 民集 52-3－930（相殺に対する反対相殺）
最判昭和 46・4・23 判時 631－55（時機に後れた攻撃防御方法の却下）
第 12 回　裁判上の自白
最判昭和 41・9・22 民集 20－7－1392（間接事実の自白）
最判昭和 30・7・5 民集 9－9－985（権利自白）
第 13 回　自由心証主義
最判昭和 50・10・24 民集 29－9－1417（訴訟上の証明の意義）
最判平成 20・6・10 判時 2042－5（損害額の認定）
証明責任
最判昭和 35・2・2 民集 14－1－36（虚偽表示と第三取得者の善意）
東京高判平成 3・13・30 判時 1381－49（証明妨害）
第 14 回　証拠
証拠調べ手続
東京高判昭和 52・7・15 判時 867－60（無断録音テープの証拠能力）
各種の証拠調べ
最判平成 18・10・3 民集 60－8－2647（証言拒絶権-取材源の秘匿）
最判昭和 39・5・12 民集 18－4－597（文書成立の真正の推定）
最決平成 11・11・12 民集 53－8－1787（稟議書の提出義務）
第 15 回　まとめ

予習の内容
民事訴訟理論を参考文献で正確に理解しておくこと。
検討の対象とされる判例について，事実関係と判決内容を把握し，まとめておくこと。
標準的な予習時間
少なくとも 3 時間は必要

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
授業での発言内容，課題への取組み状況，欠席状況など。
期末試験　90%
事例問題に対する分析能力，条文解釈・適用能力，解答作成能力などを総合的に勘案し，評価を行う。

＜テキスト/Textbook ＞

三木浩一・笠井正俊・垣内秀介・菱田雄郷『民事訴訟法』第 3 版（有斐閣，2018），各自，他の教科書・体系書を選択してもよい。
判例と関連論文をコピーした資料を用意する。
配付物
教材は前もって配付する。

＜参考文献/Reference Book ＞

高橋宏志・高田裕成・畑瑞穂　編『民事訴訟法判例百選』第 5 版（有斐閣，2015）
伊藤眞・山本和彦　編『民事訴訟法の争点』（有斐閣，2009）
高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）』第 2 版補訂版（有斐閣，2013）
高橋宏志『重点講義民事訴訟法（下）』第 2 版補訂版（有斐閣，2014）

＜備考/Remarks ＞

本科目は，京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻との単位互換プログラムにより，京都大学において開講される「民事訴訟法総合１」を受講することによって，成績評価を受け，単位を取得することができる。詳しくは，別冊子を参照すること。

本講義は，ZOOM を用いたオンラインでの実施を予定しているが，新型コロナウィルス感染症の感染状況によっては，対面の方法によって開講することもある。

月曜日 3 講時

61200177-001　　○民事訴訟法演習Ⅱ-1
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar ネット配信授業/Online(e-learning)
Civil Procedure Seminar II-1

林　昭一

＜概要/Course Content Summary ＞

民事訴訟法演習 II では，民事訴訟法演習 I に引き続き，民事訴訟法（判決手続に限る）上の重要問題を取り上げて検討する。民事訴訟法演習 I では取り上げなかった問題が検討の対象となる。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

民事訴訟法の基礎理論を正しく理解し，判例で取り扱われている具体的事件を理論的に解明できる能力を身につけるよう努める。この目標を達成するには，個々の事件にいかなる問題が含まれているかを分析する必要があり，また，民事訴訟理論の一つ一つがいかなる問題を解決しうるかを見抜かなければならない。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　訴えの取下げ
最判昭和 44・10・17 民集 23－10－1825（訴えの取下げの合意）
最判昭和 52・7・19 民集 31－4－693（再訴の禁止）

第 2 回　訴訟上の和解，請求の放棄・認諾
最判昭和 33・6・14 民集 12－9－1492（訴訟上の和解と錯誤）
最判昭和 43・2・15 民集 22－2－184（和解契約の解除と訴訟の終了）

第 3 回　裁判
申立事項と判決事項
最判昭和 62・2・6 判時 1232－100（損害賠償の方式)
判決の無効
最判昭和 44・7・8 民集 23－8－1407（確定判決の騙取)

第 4 回　既判力の時的限界
最判昭和 55・10・23 民集 34－5－747（取消権)
最判昭和 40・4・2 民集 19－3－539（相殺権）
最判平成 7・12・15 民集 49－10－3051（建物買取請求権）

第 5 回　既判力の客観的範囲
最判昭和 44・6・24 判時 569－48（争点効）
最判昭和 51・9・30 民集 30－8－799（信義則による後訴の遮断）
最判昭和 49・4・26 民集 28－3－503（限定承認）

第 6 回　既判力の主観的範囲
既判力の主観的範囲
最判昭和 48・6・21 民集 27－6－712（口頭弁論終結後の承継人）
最判昭和 41・6・2 判時 464－25（二重譲渡の譲受人）
最判昭和 48・4・24 民集 27－3－596（債権者代位訴訟）
反射効
最判昭和 51・10・21 民集 30－9－903（反射効と共同訴訟）
最判昭和 53・3・23 判時 886－35（反射効-不真正連帯債務）

第 7 回　請求の複数
訴えの変更
大判昭和 17・12・15 民集 21－1185（請求の基礎の同一性）
最判昭和 32・2・28 民集 11－2－374（訴えの交換的変更）
反訴
最判昭和 38・2・21 民集 17－1－198（土地明渡請求訴訟に対する賃借権の抗弁と賃借権確認の反訴）
請求の予備的併合
最判昭和 58・3・22 判時 1074－55（不服の限度―請求の予備的併合）

第 8 回　通常共同訴訟・同時審判申出訴訟
最判昭和 43・9・12 民集 22－9－1896（主張共通の原則）
最判昭和 43・3・8 民集 22－3－551（主観的予備的併合）
最判昭和 62・7・17 民集 41－5－1402（主観的追加的併合）

第 9 回　必要的共同訴訟
最判昭和 31・5・10 民集 10－5－487（共同訴訟人の一人による訴え）
最判昭和 43・3・15 民集 22－3－607（共同相続人に対する訴え）
最判平成 20・7・12 民集 62－7－1994（共同提訴の拒否者の取扱い）
最判平成 12・7・7 民集 54－6－1767（必要的共同訴訟と上訴）
第 10 回　補助参加・訴訟告知
補助参加
東京高判平成 20・4・30 判時 2005－16（補助参加の利益）
最判昭和 45・10・22 民集 24-11-1583（参加的効力）
訴訟告知
最判平成 14・1・22 判時 1776－67（訴訟告知と参加的効力）
第 11 回　独立当事者参加
最判平成 6・9・27 判時 1513－111（独立当事者参加）
仙台高判昭和 55・5・30 判タ 419－112（独立当事者参加訴訟における和解）
福岡高判平成 19・4・17 判タ 1263－339（片面的独立当事者参加における合一確定）
最判昭和 48・7・20 民集 27－7－863（独立当事者参加と上訴）
第 12 回　訴訟承継
最判昭和 41・3・22 民集 20－3－484（引受承継人の範囲）
第 13 回　上訴
最判昭和 31・4・3 民集 10－4－297（上訴の利益）
最判昭和 61・9・4 判時 1215－47（不利益変更の禁止）
最判平成 6・11・22 民集 48－7－1355（不利益変更の禁止）
第 14 回　再審
最判平成 4・9・10 民集 46－6－553（送達の不備と再審）
最判平成 19・3・20 民集 61－2－587（補充送達の効力と再審）
最判平成 25・11・21 民集 67－8－1686（第三者による再審）
第 15 回　まとめ

予習の内容
民事訴訟理論を参考文献で正確に理解しておくこと。
検討の対象とされる判例について，事実関係と判決内容を把握し，まとめておくこと。
標準的な予習時間
少なくとも 3 時間は必要

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
授業での発言内容，課題への取組み状況，欠席状況など
期末試験　90%
設問の理解，事案の分析，条文解釈・適用など

＜テキスト/Textbook ＞

三木浩一・笠井正俊・垣内秀介・菱田雄郷『民事訴訟法』第 3 版（有斐閣，2018），各自，他の教科書・体系書を選択してもよい。
判例と関連論文をコピーした資料を用意する。
配付物
教材は前もって配付する。

＜参考文献/Reference Book ＞

高橋宏志・高田裕成・畑瑞穂　編『民事訴訟法判例百選』第 5 版（有斐閣，2015）
伊藤眞・山本和彦　編『民事訴訟法の争点』（有斐閣，2009）
高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）』第 2 版補訂版（有斐閣，2013）
高橋宏志『重点講義民事訴訟法（下）』第 2 版補訂版（有斐閣，2014）

＜備考/Remarks ＞

本科目は，京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻との単位互換プログラムにより，京都大学において開講される「民事訴訟法総合 2」を受講することによって，成績評価を受け，単位を取得することができる。詳しくは，別冊子を参照すること。
本講義は，ZOOM を用いたオンラインでの実施。

月曜日 4 講時

61200177-002　　○民事訴訟法演習Ⅱ-2
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar ネット配信授業/Online(e-learning)
Civil Procedure Seminar II-2

園田　賢治

＜概要/Course Content Summary ＞

民事訴訟法演習 II では，民事訴訟法演習 I に引き続き，民事訴訟法（判決手続に限る）上の重要問題を取り上げて検討する。民事訴訟法演習 I では取り上げなかった問題が検討の対象となる。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

民事訴訟法の基礎理論を正しく理解し，判例で取り扱われている具体的事件を理論的に解明できる能力を身につけるよう努める。この目標を達成するには，個々の事件にいかなる問題が含まれているかを分析する必要があり，また，民事訴訟理論の一つ一つがいかなる問題を解決しうるかを見抜かなければならない。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　訴えの取下げ
最判昭和 44・10・17 民集 23－10－1825（訴えの取下げの合意）
最判昭和 52・7・19 民集 31－4－693（再訴の禁止）

第 2 回　訴訟上の和解，請求の放棄・認諾
最判昭和 33・6・14 民集 12－9－1492（訴訟上の和解と錯誤）
最判昭和 43・2・15 民集 22－2－184（和解契約の解除と訴訟の終了）

第 3 回　裁判
申立事項と判決事項
最判昭和 62・2・6 判時 1232－100（損害賠償の方式)
判決の無効
最判昭和 44・7・8 民集 23－8－1407（確定判決の騙取)

第 4 回　既判力の時的限界
最判昭和 55・10・23 民集 34－5－747（取消権)
最判昭和 40・4・2 民集 19－3－539（相殺権）
最判平成 7・12・15 民集 49－10－3051（建物買取請求権）

第 5 回　既判力の客観的範囲
最判昭和 44・6・24 判時 569－48（争点効）
最判昭和 51・9・30 民集 30－8－799（信義則による後訴の遮断）
最判昭和 49・4・26 民集 28－3－503（限定承認）

第 6 回　既判力の主観的範囲
既判力の主観的範囲
最判昭和 48・6・21 民集 27－6－712（口頭弁論終結後の承継人）
最判昭和 41・6・2 判時 464－25（二重譲渡の譲受人）
最判昭和 48・4・24 民集 27－3－596（債権者代位訴訟）
反射効
最判昭和 51・10・21 民集 30－9－903（反射効と共同訴訟）
最判昭和 53・3・23 判時 886－35（反射効-不真正連帯債務）

第 7 回　請求の複数
訴えの変更
大判昭和 17・12・15 民集 21－1185（請求の基礎の同一性）
最判昭和 32・2・28 民集 11－2－374（訴えの交換的変更）
反訴
最判昭和 38・2・21 民集 17－1－198（土地明渡請求訴訟に対する賃借権の抗弁と賃借権確認の反訴）
請求の予備的併合
最判昭和 58・3・22 判時 1074－55（不服の限度―請求の予備的併合）

第 8 回　通常共同訴訟・同時審判申出訴訟
最判昭和 43・9・12 民集 22－9－1896（主張共通の原則）
最判昭和 43・3・8 民集 22－3－551（主観的予備的併合）
最判昭和 62・7・17 民集 41－5－1402（主観的追加的併合）

第 9 回　必要的共同訴訟
最判昭和 31・5・10 民集 10－5－487（共同訴訟人の一人による訴え）
最判昭和 43・3・15 民集 22－3－607（共同相続人に対する訴え）
最判平成 20・7・12 民集 62－7－1994（共同提訴の拒否者の取扱い）
最判平成 12・7・7 民集 54－6－1767（必要的共同訴訟と上訴）
第 10 回　補助参加・訴訟告知
補助参加
東京高判平成 20・4・30 判時 2005－16（補助参加の利益）
最判昭和 45・10・22 民集 24-11-1583（参加的効力）
訴訟告知
最判平成 14・1・22 判時 1776－67（訴訟告知と参加的効力）
第 11 回　独立当事者参加
最判平成 6・9・27 判時 1513－111（独立当事者参加）
仙台高判昭和 55・5・30 判タ 419－112（独立当事者参加訴訟における和解）
福岡高判平成 19・4・17 判タ 1263－339（片面的独立当事者参加における合一確定）
最判昭和 48・7・20 民集 27－7－863（独立当事者参加と上訴）
第 12 回　訴訟承継
最判昭和 41・3・22 民集 20－3－484（引受承継人の範囲）
第 13 回　上訴
最判昭和 31・4・3 民集 10－4－297（上訴の利益）
最判昭和 61・9・4 判時 1215－47（不利益変更の禁止）
最判平成 6・11・22 民集 48－7－1355（不利益変更の禁止）
第 14 回　再審
最判平成 4・9・10 民集 46－6－553（送達の不備と再審）
最判平成 19・3・20 民集 61－2－587（補充送達の効力と再審）
最判平成 25・11・21 民集 67－8－1686（第三者による再審）
第 15 回　まとめ

予習の内容
民事訴訟理論を参考文献で正確に理解しておくこと。
検討の対象とされる判例について，事実関係と判決内容を把握し，まとめておくこと。
標準的な予習時間
少なくとも 3 時間は必要

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
授業での発言内容，課題への取組み状況，欠席状況など
期末試験　90%
設問の理解，事案の分析，条文解釈・適用など

＜テキスト/Textbook ＞

三木浩一・笠井正俊・垣内秀介・菱田雄郷『民事訴訟法』第 3 版（有斐閣，2018），各自，他の教科書・体系書を選択してもよい。
判例と関連論文をコピーした資料を用意する。
配付物
教材は前もって配付する。

＜参考文献/Reference Book ＞

高橋宏志・高田裕成・畑瑞穂　編『民事訴訟法判例百選』第 5 版（有斐閣，2015）
伊藤眞・山本和彦　編『民事訴訟法の争点』（有斐閣，2009）
高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）』第 2 版補訂版（有斐閣，2013）
高橋宏志『重点講義民事訴訟法（下）』第 2 版補訂版（有斐閣，2014）

＜備考/Remarks ＞

本科目は，京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻との単位互換プログラムにより，京都大学において開講される「民事訴訟法総合 2」を受講することによって，成績評価を受け，単位を取得することができる。詳しくは，別冊子を参照すること。
本講義は，ZOOM を用いたオンラインでの実施。

月曜日 3 講時

61200177-003　　○民事訴訟法演習Ⅱ-3
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar ネット配信授業/Online(e-learning)
Civil Procedure Seminar II-3

園田　賢治

＜概要/Course Content Summary ＞

民事訴訟法演習 II では，民事訴訟法演習 I に引き続き，民事訴訟法（判決手続に限る）上の重要問題を取り上げて検討する。民事訴訟法演習 I では取り上げなかった問題が検討の対象となる。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

民事訴訟法の基礎理論を正しく理解し，判例で取り扱われている具体的事件を理論的に解明できる能力を身につけるよう努める。この目標を達成するには，個々の事件にいかなる問題が含まれているかを分析する必要があり，また，民事訴訟理論の一つ一つがいかなる問題を解決しうるかを見抜かなければならない。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　訴えの取下げ
最判昭和 44・10・17 民集 23－10－1825（訴えの取下げの合意）
最判昭和 52・7・19 民集 31－4－693（再訴の禁止）

第 2 回　訴訟上の和解，請求の放棄・認諾
最判昭和 33・6・14 民集 12－9－1492（訴訟上の和解と錯誤）
最判昭和 43・2・15 民集 22－2－184（和解契約の解除と訴訟の終了）

第 3 回　裁判
申立事項と判決事項
最判昭和 62・2・6 判時 1232－100（損害賠償の方式)
判決の無効
最判昭和 44・7・8 民集 23－8－1407（確定判決の騙取)

第 4 回　既判力の時的限界
最判昭和 55・10・23 民集 34－5－747（取消権)
最判昭和 40・4・2 民集 19－3－539（相殺権）
最判平成 7・12・15 民集 49－10－3051（建物買取請求権）

第 5 回　既判力の客観的範囲
最判昭和 44・6・24 判時 569－48（争点効）
最判昭和 51・9・30 民集 30－8－799（信義則による後訴の遮断）
最判昭和 49・4・26 民集 28－3－503（限定承認）

第 6 回　既判力の主観的範囲
既判力の主観的範囲
最判昭和 48・6・21 民集 27－6－712（口頭弁論終結後の承継人）
最判昭和 41・6・2 判時 464－25（二重譲渡の譲受人）
最判昭和 48・4・24 民集 27－3－596（債権者代位訴訟）
反射効
最判昭和 51・10・21 民集 30－9－903（反射効と共同訴訟）
最判昭和 53・3・23 判時 886－35（反射効-不真正連帯債務）

第 7 回　請求の複数
訴えの変更
大判昭和 17・12・15 民集 21－1185（請求の基礎の同一性）
最判昭和 32・2・28 民集 11－2－374（訴えの交換的変更）
反訴
最判昭和 38・2・21 民集 17－1－198（土地明渡請求訴訟に対する賃借権の抗弁と賃借権確認の反訴）
請求の予備的併合
最判昭和 58・3・22 判時 1074－55（不服の限度―請求の予備的併合）

第 8 回　通常共同訴訟・同時審判申出訴訟
最判昭和 43・9・12 民集 22－9－1896（主張共通の原則）
最判昭和 43・3・8 民集 22－3－551（主観的予備的併合）
最判昭和 62・7・17 民集 41－5－1402（主観的追加的併合）

第 9 回　必要的共同訴訟
最判昭和 31・5・10 民集 10－5－487（共同訴訟人の一人による訴え）
最判昭和 43・3・15 民集 22－3－607（共同相続人に対する訴え）
最判平成 20・7・12 民集 62－7－1994（共同提訴の拒否者の取扱い）
最判平成 12・7・7 民集 54－6－1767（必要的共同訴訟と上訴）
第 10 回　補助参加・訴訟告知
補助参加
東京高判平成 20・4・30 判時 2005－16（補助参加の利益）
最判昭和 45・10・22 民集 24-11-1583（参加的効力）
訴訟告知
最判平成 14・1・22 判時 1776－67（訴訟告知と参加的効力）
第 11 回　独立当事者参加
最判平成 6・9・27 判時 1513－111（独立当事者参加）
仙台高判昭和 55・5・30 判タ 419－112（独立当事者参加訴訟における和解）
福岡高判平成 19・4・17 判タ 1263－339（片面的独立当事者参加における合一確定）
最判昭和 48・7・20 民集 27－7－863（独立当事者参加と上訴）
第 12 回　訴訟承継
最判昭和 41・3・22 民集 20－3－484（引受承継人の範囲）
第 13 回　上訴
最判昭和 31・4・3 民集 10－4－297（上訴の利益）
最判昭和 61・9・4 判時 1215－47（不利益変更の禁止）
最判平成 6・11・22 民集 48－7－1355（不利益変更の禁止）
第 14 回　再審
最判平成 4・9・10 民集 46－6－553（送達の不備と再審）
最判平成 19・3・20 民集 61－2－587（補充送達の効力と再審）
最判平成 25・11・21 民集 67－8－1686（第三者による再審）
第 15 回　まとめ

予習の内容
民事訴訟理論を参考文献で正確に理解しておくこと。
検討の対象とされる判例について，事実関係と判決内容を把握し，まとめておくこと。
標準的な予習時間
少なくとも 3 時間は必要

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
授業での発言内容，課題への取組み状況，欠席状況など
期末試験　90%
設問の理解，事案の分析，条文解釈・適用など

＜テキスト/Textbook ＞

三木浩一・笠井正俊・垣内秀介・菱田雄郷『民事訴訟法』第 3 版（有斐閣，2018），各自，他の教科書・体系書を選択してもよい。
判例と関連論文をコピーした資料を用意する。
配付物
教材は前もって配付する。

＜参考文献/Reference Book ＞

高橋宏志・高田裕成・畑瑞穂　編『民事訴訟法判例百選』第 5 版（有斐閣，2015）
伊藤眞・山本和彦　編『民事訴訟法の争点』（有斐閣，2009）
高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）』第 2 版補訂版（有斐閣，2013）
高橋宏志『重点講義民事訴訟法（下）』第 2 版補訂版（有斐閣，2014）

＜備考/Remarks ＞

本科目は，京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻との単位互換プログラムにより，京都大学において開講される「民事訴訟法総合 2」を受講することによって，成績評価を受け，単位を取得することができる。詳しくは，別冊子を参照すること。
本講義は，ZOOM を用いたオンラインでの実施。

月曜日 4 講時

61200177-004　　○民事訴訟法演習Ⅱ-4
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar ネット配信授業/Online(e-learning)
Civil Procedure Seminar II-4

林　昭一

＜概要/Course Content Summary ＞

民事訴訟法演習 II では，民事訴訟法演習 I に引き続き，民事訴訟法（判決手続に限る）上の重要問題を取り上げて検討する。民事訴訟法演習 I では取り上げなかった問題が検討の対象となる。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

民事訴訟法の基礎理論を正しく理解し，判例で取り扱われている具体的事件を理論的に解明できる能力を身につけるよう努める。この目標を達成するには，個々の事件にいかなる問題が含まれているかを分析する必要があり，また，民事訴訟理論の一つ一つがいかなる問題を解決しうるかを見抜かなければならない。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　訴えの取下げ
最判昭和 44・10・17 民集 23－10－1825（訴えの取下げの合意）
最判昭和 52・7・19 民集 31－4－693（再訴の禁止）

第 2 回　訴訟上の和解，請求の放棄・認諾
最判昭和 33・6・14 民集 12－9－1492（訴訟上の和解と錯誤）
最判昭和 43・2・15 民集 22－2－184（和解契約の解除と訴訟の終了）

第 3 回　裁判
申立事項と判決事項
最判昭和 62・2・6 判時 1232－100（損害賠償の方式)
判決の無効
最判昭和 44・7・8 民集 23－8－1407（確定判決の騙取)

第 4 回　既判力の時的限界
最判昭和 55・10・23 民集 34－5－747（取消権)
最判昭和 40・4・2 民集 19－3－539（相殺権）
最判平成 7・12・15 民集 49－10－3051（建物買取請求権）

第 5 回　既判力の客観的範囲
最判昭和 44・6・24 判時 569－48（争点効）
最判昭和 51・9・30 民集 30－8－799（信義則による後訴の遮断）
最判昭和 49・4・26 民集 28－3－503（限定承認）

第 6 回　既判力の主観的範囲
既判力の主観的範囲
最判昭和 48・6・21 民集 27－6－712（口頭弁論終結後の承継人）
最判昭和 41・6・2 判時 464－25（二重譲渡の譲受人）
最判昭和 48・4・24 民集 27－3－596（債権者代位訴訟）
反射効
最判昭和 51・10・21 民集 30－9－903（反射効と共同訴訟）
最判昭和 53・3・23 判時 886－35（反射効-不真正連帯債務）

第 7 回　請求の複数
訴えの変更
大判昭和 17・12・15 民集 21－1185（請求の基礎の同一性）
最判昭和 32・2・28 民集 11－2－374（訴えの交換的変更）
反訴
最判昭和 38・2・21 民集 17－1－198（土地明渡請求訴訟に対する賃借権の抗弁と賃借権確認の反訴）
請求の予備的併合
最判昭和 58・3・22 判時 1074－55（不服の限度―請求の予備的併合）

第 8 回　通常共同訴訟・同時審判申出訴訟
最判昭和 43・9・12 民集 22－9－1896（主張共通の原則）
最判昭和 43・3・8 民集 22－3－551（主観的予備的併合）
最判昭和 62・7・17 民集 41－5－1402（主観的追加的併合）

第 9 回　必要的共同訴訟
最判昭和 31・5・10 民集 10－5－487（共同訴訟人の一人による訴え）
最判昭和 43・3・15 民集 22－3－607（共同相続人に対する訴え）
最判平成 20・7・12 民集 62－7－1994（共同提訴の拒否者の取扱い）
最判平成 12・7・7 民集 54－6－1767（必要的共同訴訟と上訴）
第 10 回　補助参加・訴訟告知
補助参加
東京高判平成 20・4・30 判時 2005－16（補助参加の利益）
最判昭和 45・10・22 民集 24-11-1583（参加的効力）
訴訟告知
最判平成 14・1・22 判時 1776－67（訴訟告知と参加的効力）
第 11 回　独立当事者参加
最判平成 6・9・27 判時 1513－111（独立当事者参加）
仙台高判昭和 55・5・30 判タ 419－112（独立当事者参加訴訟における和解）
福岡高判平成 19・4・17 判タ 1263－339（片面的独立当事者参加における合一確定）
最判昭和 48・7・20 民集 27－7－863（独立当事者参加と上訴）
第 12 回　訴訟承継
最判昭和 41・3・22 民集 20－3－484（引受承継人の範囲）
第 13 回　上訴
最判昭和 31・4・3 民集 10－4－297（上訴の利益）
最判昭和 61・9・4 判時 1215－47（不利益変更の禁止）
最判平成 6・11・22 民集 48－7－1355（不利益変更の禁止）
第 14 回　再審
最判平成 4・9・10 民集 46－6－553（送達の不備と再審）
最判平成 19・3・20 民集 61－2－587（補充送達の効力と再審）
最判平成 25・11・21 民集 67－8－1686（第三者による再審）
第 15 回　まとめ

予習の内容
民事訴訟理論を参考文献で正確に理解しておくこと。
検討の対象とされる判例について，事実関係と判決内容を把握し，まとめておくこと。
標準的な予習時間
少なくとも 3 時間は必要

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
授業での発言内容，課題への取組み状況，欠席状況など
期末試験　90%
設問の理解，事案の分析，条文解釈・適用など

＜テキスト/Textbook ＞

三木浩一・笠井正俊・垣内秀介・菱田雄郷『民事訴訟法』第 3 版（有斐閣，2018），各自，他の教科書・体系書を選択してもよい。
判例と関連論文をコピーした資料を用意する。
配付物
教材は前もって配付する。

＜参考文献/Reference Book ＞

高橋宏志・高田裕成・畑瑞穂　編『民事訴訟法判例百選』第 5 版（有斐閣，2015）
伊藤眞・山本和彦　編『民事訴訟法の争点』（有斐閣，2009）
高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）』第 2 版補訂版（有斐閣，2013）
高橋宏志『重点講義民事訴訟法（下）』第 2 版補訂版（有斐閣，2014）

＜備考/Remarks ＞

本科目は，京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻との単位互換プログラムにより，京都大学において開講される「民事訴訟法総合 2」を受講することによって，成績評価を受け，単位を取得することができる。詳しくは，別冊子を参照すること。
本講義は，ZOOM を用いたオンラインでの実施。

月曜日 4 講時

61200177-005　△民事訴訟法演習Ⅱ-5　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Civil Procedure Seminar II-5

園田　賢治

＜概要/Course Content Summary ＞

民事訴訟法演習 II では，民事訴訟法演習 I に引き続き，民事訴訟法（判決手続に限る）上の重要問題を取り上げて検討する。民事訴訟法演習 I では取り上げなかった問題が検討の対象となる。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

民事訴訟法の基礎理論を正しく理解し，判例で取り扱われている具体的事件を理論的に解明できる能力を身につけるよう努める。この目標を達成するには，個々の事件にいかなる問題が含まれているかを分析する必要があり，また，民事訴訟理論の一つ一つがいかなる問題を解決しうるかを見抜かなければならない。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　訴えの取下げ
　最判昭和 44・10・17 民集 23－10－1825（訴えの取下げの合意）
　最判昭和 52・7・19 民集 31－4－693（再訴の禁止）
第 2 回　訴訟上の和解，請求の放棄・認諾
　最判昭和 33・6・14 民集 12－9－1492（訴訟上の和解と錯誤）
　最判昭和 43・2・15 民集 22－2－184（和解契約の解除と訴訟の終了）
第 3 回　裁判
　申立事項と判決事項
　最判昭和 62・2・6 判時 1232－100（損害賠償の方式)
　判決の無効
　最判昭和 44・7・8 民集 23－8－1407（確定判決の騙取)
第 4 回　既判力の時的限界
　最判昭和 55・10・23 民集 34－5－747（取消権)
　最判昭和 40・4・2 民集 19－3－539（相殺権）
　最判平成 7・12・15 民集 49－10－3051（建物買取請求権）
第 5 回　既判力の客観的範囲
　最判昭和 44・6・24 判時 569－48（争点効）
　最判昭和 51・9・30 民集 30－8－799（信義則による後訴の遮断）
　最判昭和 49・4・26 民集 28－3－503（限定承認）
第 6 回　既判力の主観的範囲
　既判力の主観的範囲
　最判昭和 48・6・21 民集 27－6－712（口頭弁論終結後の承継人）
　最判昭和 41・6・2 判時 464－25（二重譲渡の譲受人）
　最判昭和 48・4・24 民集 27－3－596（債権者代位訴訟）
　反射効
　最判昭和 51・10・21 民集 30－9－903（反射効と共同訴訟）
　最判昭和 53・3・23 判時 886－35（反射効-不真正連帯債務）
第 7 回　請求の複数
　訴えの変更
　大判昭和 17・12・15 民集 21－1185（請求の基礎の同一性）
　最判昭和 32・2・28 民集 11－2－374（訴えの交換的変更）
　反訴
　最判昭和 38・2・21 民集 17－1－198（土地明渡請求訴訟に対する賃借権の抗弁と賃借権確認の反訴）
　請求の予備的併合
　最判昭和 58・3・22 判時 1074－55（不服の限度―請求の予備的併合）
第 8 回　通常共同訴訟・同時審判申出訴訟
　最判昭和 43・9・12 民集 22－9－1896（主張共通の原則）
　最判昭和 43・3・8 民集 22－3－551（主観的予備的併合）
　最判昭和 62・7・17 民集 41－5－1402（主観的追加的併合）
第 9 回　必要的共同訴訟
　最判昭和 31・5・10 民集 10－5－487（共同訴訟人の一人による訴え）

最判昭和 43・3・15 民集 22－3－607（共同相続人に対する訴え）
最判平成 20・7・12 民集 62－7－1994（共同提訴の拒否者の取扱い）
最判平成 12・7・7 民集 54－6－1767（必要的共同訴訟と上訴）

第 10 回　補助参加・訴訟告知
補助参加
東京高判平成 20・4・30 判時 2005－16（補助参加の利益）
最判昭和 45・10・22 民集 24-11-1583（参加的効力）
訴訟告知
最判平成 14・1・22 判時 1776－67（訴訟告知と参加的効力）

第 11 回　独立当事者参加
最判平成 6・9・27 判時 1513－111（独立当事者参加）
仙台高判昭和 55・5・30 判タ 419－112（独立当事者参加訴訟における和解）
福岡高判平成 19・4・17 判タ 1263－339（片面的独立当事者参加における合一確定）
最判昭和 48・7・20 民集 27－7－863（独立当事者参加と上訴）

第 12 回　訴訟承継
最判昭和 41・3・22 民集 20－3－484（引受承継人の範囲）

第 13 回　上訴
最判昭和 31・4・3 民集 10－4－297（上訴の利益）
最判昭和 61・9・4 判時 1215－47（不利益変更の禁止）
最判平成 6・11・22 民集 48－7－1355（不利益変更の禁止）

第 14 回　再審
最判平成 4・9・10 民集 46－6－553（送達の不備と再審）
最判平成 19・3・20 民集 61－2－587（補充送達の効力と再審）
最判平成 25・11・21 民集 67－8－1686（第三者による再審）

第 15 回　まとめ

予習の内容
民事訴訟理論を参考文献で正確に理解しておくこと。
検討の対象とされる判例について，事実関係と判決内容を把握し，まとめておくこと。
標準的な予習時間
少なくとも 3 時間は必要

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
授業での発言内容，課題への取組み状況，欠席状況など
期末試験　90%
設問の理解，事案の分析，条文解釈・適用など

＜テキスト/Textbook ＞

三木浩一・笠井正俊・垣内秀介・菱田雄郷『民事訴訟法』第 3 版（有斐閣，2018），各自，他の教科書・体系書を選択してもよい。
判例と関連論文をコピーした資料を用意する。
配付物
教材は前もって配付する。

＜参考文献/Reference Book ＞

高橋宏志・高田裕成・畑瑞穂　編『民事訴訟法判例百選』第 5 版（有斐閣，2015）
伊藤眞・山本和彦　編『民事訴訟法の争点』（有斐閣，2009）
高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）』第 2 版補訂版（有斐閣，2013）
高橋宏志『重点講義民事訴訟法（下）』第 2 版補訂版（有斐閣，2014）

＜備考/Remarks ＞

本科目は，京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻との単位互換プログラムにより，京都大学において開講される「民事訴訟法総合 2」を受講することによって，成績評価を受け，単位を取得することができる。詳しくは，別冊子を参照すること。
本講義は，ZOOM を用いたオンラインでの実施。

金曜日 2 講時

61200116-001　　〇憲法総合演習Ⅰ-1

1 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar 対面授業/Face-to-face learning

Comprehensive Constitutional Law Seminar Ⅰ-1

松本　哲治

＜概要/Course Content Summary ＞

憲法事例問題の分析・解答・研究を行う。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

憲法に関する基本的な法概念の意義，必須の判例・学説の知識を改めて正確に把握した上で，憲法事例問題の分析・解答能力を修得する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1〜8 回	憲法事例問題の分析・解答・研究。	与えられた事例について，解答を考えてくること

標準的な予習時間

3 時間／週

履修上の注意

この科目は，憲法演習Ⅱと隔週で交互に実施する。ただし，全 8 回の授業のうち，別に指定する 1 回分のみは，時間割上の本科目の位置とは別の日時で実施するので注意されたい。詳細は，登録者の他科目の履修状況も勘案した上で連絡する。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

憲法事例問題に対する準備状況・授業での発言，欠席状況などを総合考慮する。

期末試験　90%

憲法事例問題を出題し，分析能力・解答能力・文章力（日本語能力）などを総合考慮する。

＜テキスト/Textbook ＞

指定しない。
テーマに関する判例，資料をその都度指定する。

＜参考文献/Reference Book ＞

指定しない。
テーマに関する判例，資料をその都度指定する。

＜備考/Remarks ＞

zoom によるオンライン授業を実施（②クラス），zoom によるオンライン授業を実施（感染終息状況や他科目の実施方法に鑑み，例えば GW 明けからは，教室での対面実施に切り換える可能性がある。①クラス）

金曜日 3 講時

61200116-002　　〇憲法総合演習Ⅰ-2

1 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar 対面授業/Face-to-face learning

Comprehensive Constitutional Law Seminar Ⅰ-2

御幸　聖樹

＜概要/Course Content Summary ＞

憲法事例問題の分析・解答・研究を行う。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

憲法に関する基本的な法概念の意義，必須の判例・学説の知識を改めて正確に把握した上で，憲法事例問題の分析・解答能力を修得する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1〜8 回	憲法事例問題の分析・解答・研究。	与えられた事例について，解答を考えてくること

標準的な予習時間

3 時間／週

履修上の注意

この科目は，憲法演習Ⅱと隔週で交互に実施する。ただし，全 8 回の授業のうち，別に指定する 1 回分のみは，時間割上の本科目の位置とは別の日時で実施するので注意されたい。詳細は，登録者の他科目の履修状況も勘案した上で連絡する。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

憲法事例問題に対する準備状況・授業での発言，欠席状況などを総合考慮する。

期末試験　90%

憲法事例問題を出題し，分析能力・解答能力・文章力（日本語能力）などを総合考慮する。

＜テキスト/Textbook ＞

指定しない。
テーマに関する判例，資料をその都度指定する。

＜参考文献/Reference Book ＞

指定しない。
テーマに関する判例，資料をその都度指定する。

＜備考/Remarks ＞

zoom によるオンライン授業を実施（②クラス），zoom によるオンライン授業を実施（感染終息状況や他科目の実施方法に鑑み，例えば GW 明けからは，教室での対面実施に切り換える可能性がある。①クラス）

金曜日 2 講時

61200117-001　△憲法総合演習Ⅱ-1　1 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar

Comprehensive Constitutional Law SeminarⅡ-1

松本　哲治

＜概要/Course Content Summary ＞

憲法事例問題の検討を通じ，具体的な事案類型に即した憲法解釈方法を学修する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

憲法に関する基本的な法概念の意義，必須の判例・学説の知識を改めて正確に把握した上で，憲法事例問題例を分析・解答する能力を獲得する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	事例問題（憲法・行政法融合問題）についての分析・解答・研究	事前に配付された共通レジュメの事例問題について解答を考えてくること。
第 2～8 回	憲法事例問題についての分析・解答・研究	同上

標準的な予習時間

3 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

事例問題に対する準備状況・授業での発言，欠席状況などを総合考慮する。

期末試験　90%

このうち 10%相当分については，基礎知識確認試験を実施する。

80%相当分については，憲法事例問題を出題し，解答立論力・文章力（日本語力）などを，総合考慮する。

＜テキスト/Textbook ＞

指定しない。テーマに関する判例，資料をその都度指定する。

＜参考文献/Reference Book ＞

指定しない。
テーマに関する判例，資料をその都度指定する。

＜備考/Remarks ＞

対面授業を実施する。

金曜日 2 講時

61200117-002　△憲法総合演習Ⅱ-2　1 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar

Comprehensive Constitutional Law SeminarⅡ-2

御幸　聖樹

＜概要/Course Content Summary ＞

憲法事例問題の検討を通じ，具体的な事案類型に即した憲法解釈方法を学修する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

憲法に関する基本的な法概念の意義，必須の判例・学説の知識を改めて正確に把握した上で，憲法事例問題例を分析・解答する能力を獲得する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	事例問題（憲法・行政法融合問題）についての分析・解答・研究	事前に配付された共通レジュメの事例問題について解答を考えてくること。
第 2～8 回	憲法事例問題についての分析・解答・研究	同上

標準的な予習時間

3 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

事例問題に対する準備状況・授業での発言，欠席状況などを総合考慮する。

期末試験　90%

このうち 10%相当分については，基礎知識確認試験を実施する。

80%相当分については，憲法事例問題を出題し，解答立論力・文章力（日本語力）などを，総合考慮する。

＜テキスト/Textbook ＞

指定しない。テーマに関する判例，資料をその都度指定する。

＜参考文献/Reference Book ＞

指定しない。
テーマに関する判例，資料をその都度指定する。

＜備考/Remarks ＞

対面授業を実施する。

火曜日 3 講時

61200118-001　　〇行政法総合演習Ⅰ-1

1 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar ネット配信授業/Online(e-learning)

Comprehensive Administrative Law Seminar Ⅰ-1

曽和　俊文　　佐伯　祐二

＜概要/Course Content Summary ＞

行政法総論と行政救済法の両者にまたがる，行政法の総合的事例問題を扱う。必修の行政法演習Ⅱ（1 単位）と選択必修の行政法総合演習Ⅱ（1 単位）との橋渡しとなる科目である。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

行政法に関する基本的な法概念の意義，必須の判例・学説の知識を改めて正確に把握した上で，行政法の具体的事例を分析する能力を獲得する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	『事例研究』第 1 部〔問題 7〕	予習の内容のとおり　3〜4 時間
第 2 回	『事例研究』第 1 部〔問題 8〕	
第 3 回	『事例研究』第 2 部〔問題 1〕	
第 4 回	『事例研究』第 2 部〔問題 2〕	
第 5 回	『事例研究』第 2 部〔問題 4〕	
第 6 回	『事例研究』第 2 部〔問題 6〕	
第 7 回	『事例研究』第 2 部〔問題 7〕	
第 8 回	『事例研究』第 2 部〔問題 8〕	

予習の内容

上記の各事例問題について，解答の筋書きを考え，少なくともメモ化してくること。

標準的な予習時間

3〜4 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

授業での発言，欠席状況を考慮して評価する。

レポート　10%

各演習問題に付属の「関連問題」から各自が選んだ問題 1 つにつき，その授業回に先立ってレポートを提出してもらう。

期末試験　80%

具体的状況に応じた法的論理構成の適否が，重要な評価要素である。

＜テキスト/Textbook ＞

曽和俊文ほか　編著『事例研究行政法』第 3 版（日本評論社，2016），毎回扱う問題が掲載されており，毎回必ず使用する。

＜参考文献/Reference Book ＞

稲葉馨ほか　編著『ケースブック行政法』第 6 版（弘文堂，2018），授業において適宜掲載判例を参照する。

＜備考/Remarks ＞

Zoom を利用して双方向オンライン授業を行う。第 1，第 2 回のレジュメ，及び受講者各自が提出し教員が添削したレポートは，毎回の授業前に DUET もしくは e-class で配布する。なお，授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。

春学期 15 週の後半部分で 8 回の授業回数を確保する必要があるため，1 週だけ，1 回の補講を行う。補講の曜日・時期については，受講者の意見も聴いた上で，追って指示する。

火曜日 4 講時

61200118-002　　〇行政法総合演習Ⅰ-2
1 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar ネット配信授業/Online(e-learning)
Comprehensive Administrative Law Seminar Ⅰ-2
曽和　俊文　　横田　光平

＜概要/Course Content Summary ＞

行政法総論と行政救済法の両者にまたがる，行政法の総合的事例問題を扱う。必修の行政法演習Ⅱ（1 単位）と選択必修の行政法総合演習Ⅱ（1 単位）との橋渡しとなる科目である。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

行政法に関する基本的な法概念の意義，必須の判例・学説の知識を改めて正確に把握した上で，行政法の具体的事例を分析する能力を獲得する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	『事例研究』第 1 部〔問題 7〕	予習の内容のとおり　3〜4 時間
第 2 回	『事例研究』第 1 部〔問題 8〕	
第 3 回	『事例研究』第 2 部〔問題 1〕	
第 4 回	『事例研究』第 2 部〔問題 2〕	
第 5 回	『事例研究』第 2 部〔問題 4〕	
第 6 回	『事例研究』第 2 部〔問題 6〕	
第 7 回	『事例研究』第 2 部〔問題 7〕	
第 8 回	『事例研究』第 2 部〔問題 8〕	

予習の内容
上記の各事例問題について，解答の筋書きを考え，少なくともメモ化してくること。
標準的な予習時間
3〜4 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
授業での発言，欠席状況を考慮して評価する。
レポート　10%
各演習問題に付属の「関連問題」から各自が選んだ問題 1 つにつき，その授業回に先立ってレポートを提出してもらう。
期末試験　80%
具体的状況に応じた法的論理構成の適否が，重要な評価要素である。

＜テキスト/Textbook ＞

曽和俊文ほか　編著『事例研究行政法』第 3 版（日本評論社，2016），毎回扱う問題が掲載されており，毎回必ず使用する。

＜参考文献/Reference Book ＞

稲葉馨ほか　編著『ケースブック行政法』第 6 版（弘文堂，2018），授業において適宜掲載判例を参照する。

＜備考/Remarks ＞

Zoom を利用して双方向オンライン授業を行う。第 1，第 2 回のレジュメ，及び受講者各自が提出し教員が添削したレポートは，毎回の授業前に DUET もしくは e-class で配布する。なお，授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。
春学期 15 週の後半部分で 8 回の授業回数を確保する必要があるため，1 週だけ，1 回の補講を行う。補講の曜日・時期については，受講者の意見も聴いた上で，追って指示する。

金曜日 2 講時

61200119-001　△行政法総合演習Ⅱ-1　1 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar

Comprehensive Administrative Law SeminarⅡ-1

曽和　俊文

＜概要/Course Content Summary ＞

行政法総合演習Ⅰに続き，行政法の総合的演習問題を扱う。

この授業は教員と参加者の間での質疑応答が中心であり，教員及び他の参加者に聞こえるように発話し，教員及び他の参加者の発話を聞き取って応答する必要がある。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

行政法に関する基本的な法概念の意義，必須の判例・学説の知識を改めて正確に把握した上で，必要に応じて憲法とも適切に関連づけて具体的設例を分析する能力を獲得する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	憲法総合演習Ⅱとの合同問題演習	3〜4 時間
第 2 回	『事例研究行政法』第 2 部〔問題 9〕	
第 3 回	『事例研究行政法』第 2 部〔問題 12〕	
第 4 回	『事例研究行政法』第 2 部〔問題 15〕	
第 5 回	『事例研究行政法』第 3 部〔問題 1〕	
第 6 回	『事例研究行政法』第 3 部〔問題 2〕	
第 7 回	『事例研究行政法』第 3 部〔問題 4〕	
第 8 回	『事例研究行政法』第 3 部〔問題 6〕	

予習の内容

上記の各事例問題について，解答の筋書きを考え,少なくともメモ化してくること。第 5 回以降の計 4 回（『事例研究』第 3 部を検討する後半部）のうち各自 1 回，授業日に先立ってファイル形式で解答レポートを提出してもらう（これについては，担当教員がコメントを付した上で配布し，授業において検討の素材に供する）。

標準的な予習時間

3〜4 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

授業での発言，欠席状況を考慮して評価する。

レポート　10%

期末試験　80%

具体的状況に応じた法的論理構成の適否が，重要な評価要素である。

＜テキスト/Textbook ＞

曽和俊文・野呂充・北村和生　編著『事例研究行政法』第 3 版（日本評論社，2016），毎回扱う問題が掲載されており，毎回必ず使用する。

＜参考文献/Reference Book ＞

稲葉馨ほか　編著『ケースブック行政法』第 6 版（弘文堂，2018），
授業において適宜掲載判例を参照する。

＜備考/Remarks ＞

Zoom を利用して双方向オンライン授業を行う（受講開始時までの状況の変化によっては教室での対面授業に切り替えるが，その場合は事前に周知する）。受講者各自が提出し教員が添削したレポートを毎回の授業前に DUET もしくは e-class で配布する。なお，授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。

金曜日 2 講時

61200119-002　△行政法総合演習Ⅱ-2　1 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar

Comprehensive Administrative Law SeminarⅡ-2

佐伯　祐二

＜概要/Course Content Summary ＞

行政法総合演習Ⅰに続き，行政法の総合的演習問題を扱う。
この授業は教員と参加者の間での質疑応答が中心であり，教員及び他の参加者に聞こえるように発話し，教員及び他の参加者の発話を聞き取って応答する必要がある。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

行政法に関する基本的な法概念の意義，必須の判例・学説の知識を改めて正確に把握した上で，必要に応じて憲法とも適切に関連づけて具体的設例を分析する能力を獲得する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	憲法総合演習Ⅱとの合同問題演習	3〜4 時間
第 2 回	『事例研究行政法』第 2 部〔問題 9〕	
第 3 回	『事例研究行政法』第 2 部〔問題 12〕	
第 4 回	『事例研究行政法』第 2 部〔問題 15〕	
第 5 回	『事例研究行政法』第 3 部〔問題 1〕	
第 6 回	『事例研究行政法』第 3 部〔問題 2〕	
第 7 回	『事例研究行政法』第 3 部〔問題 4〕	
第 8 回	『事例研究行政法』第 3 部〔問題 6〕	

予習の内容
上記の各事例問題について，解答の筋書きを考え,少なくともメモ化してくること。第 5 回以降の計 4 回（『事例研究』第 3 部を検討する後半部）のうち各自 1 回，授業日に先立ってファイル形式で解答レポートを提出してもらう（これについては，担当教員がコメントを付した上で配布し，授業において検討の素材に供する）。
標準的な予習時間
3〜4 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
授業での発言，欠席状況を考慮して評価する。
レポート　10%
期末試験　80%
具体的状況に応じた法的論理構成の適否が，重要な評価要素である。

＜テキスト/Textbook ＞

曽和俊文・野呂充・北村和生　編著『事例研究行政法』第 3 版（日本評論社，2016），毎回扱う問題が掲載されており，毎回必ず使用する。

＜参考文献/Reference Book ＞

稲葉馨ほか　編著『ケースブック行政法』第 6 版（弘文堂，2018），
授業において適宜掲載判例を参照する。

＜備考/Remarks ＞

Zoom を利用して双方向オンライン授業を行う（受講開始時までの状況の変化によっては教室での対面授業に切り替えるが，その場合は事前に周知する）。受講者各自が提出し教員が添削したレポートを毎回の授業前に DUET もしくは e-class で配布する。なお，授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。

金曜日 2 講時

61200119-003　△行政法総合演習Ⅱ-3　1 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar

Comprehensive Administrative Law SeminarⅡ-3

横田　光平

＜概要/Course Content Summary ＞

行政法総合演習Ⅰに続き，行政法の総合的演習問題を扱う。

この授業は教員と参加者の間での質疑応答が中心であり，教員及び他の参加者に聞こえるように発話し，教員及び他の参加者の発話を聞き取って応答する必要がある。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

行政法に関する基本的な法概念の意義，必須の判例・学説の知識を改めて正確に把握した上で，必要に応じて憲法とも適切に関連づけて具体的設例を分析する能力を獲得する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	憲法総合演習Ⅱとの合同問題演習	3〜4 時間
第 2 回	『事例研究行政法』第 2 部〔問題 9〕	
第 3 回	『事例研究行政法』第 2 部〔問題 12〕	
第 4 回	『事例研究行政法』第 2 部〔問題 15〕	
第 5 回	『事例研究行政法』第 3 部〔問題 1〕	
第 6 回	『事例研究行政法』第 3 部〔問題 2〕	
第 7 回	『事例研究行政法』第 3 部〔問題 4〕	
第 8 回	『事例研究行政法』第 3 部〔問題 6〕	

予習の内容

上記の各事例問題について，解答の筋書きを考え,少なくともメモ化してくること。第 5 回以降の計 4 回（『事例研究』第 3 部を検討する後半部）のうち各自 1 回，授業日に先立ってファイル形式で解答レポートを提出してもらう（これについては，担当教員がコメントを付した上で配布し，授業において検討の素材に供する）。

標準的な予習時間

3〜4 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

授業での発言，欠席状況を考慮して評価する。

レポート　10%

期末試験　80%

具体的状況に応じた法的論理構成の適否が，重要な評価要素である。

＜テキスト/Textbook ＞

曽和俊文・野呂充・北村和生　編著『事例研究行政法』第 3 版（日本評論社，2016），毎回扱う問題が掲載されており，毎回必ず使用する。

＜参考文献/Reference Book ＞

稲葉馨ほか　編著『ケースブック行政法』第 6 版（弘文堂，2018），
授業において適宜掲載判例を参照する。

＜備考/Remarks ＞

Zoom を利用して双方向オンライン授業を行う（受講開始時までの状況の変化によっては教室での対面授業に切り替えるが，その場合は事前に周知する）。受講者各自が提出し教員が添削したレポートを毎回の授業前に DUET もしくは e-class で配布する。なお，授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。

金曜日 4 講時

61200142　△刑法総合演習　1 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Comprehensive Criminal Law Seminar

松原　久利

＜概要/Course Content Summary ＞

本演習では，刑法関係の演習の総まとめとして，長文の事例問題を素材にケーススタディを行い，現実の実務に対応可能な問題発見能力及び問題処理能力の養成を図る。
授業計画は，受講生の理解度等を勘案し，一部変更することがある。
受講生は，事例問題の解答をレポートとして事前に提出することが求められる。授業では，レポートに講評を加えながら，受講生との質疑応答を通じて事例問題の検討を行う。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

刑法演習Ⅰ，Ⅱで養った基礎的な学力をもとに，具体的な事例を事実関係に即して適切に解決し，刑事の実務に対応可能な問題発見能力及び問題処理能力を習得することを目標とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	刑法の総合問題（1）	レポートを作成する。 参考文献・参考判例を読む。
第 2 回	刑法の総合問題（2）	レポートを作成する。 参考文献・参考判例を読む。
第 3 回	刑法の総合問題（3）	レポートを作成する。 参考文献・参考判例を読む。
第 4 回	刑法の総合問題（4）	レポートを作成する。 参考文献・参考判例を読む。
第 5 回	刑法の総合問題（5）	レポートを作成する。 参考文献・参考判例を読む。
第 6 回	刑法の総合問題（6）	レポートを作成する。 参考文献・参考判例を読む。
第 7 回	刑法の総合問題（7）	レポートを作成する。 参考文献・参考判例を読む。
第 8 回	刑法の総合問題（8）	レポートを作成する。 参考文献・参考判例を読む。

予習の内容
レポートを作成する。
参考文献・参考判例を読む。

標準的な予習時間
3 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%
演習での発言内容，事前レポート，欠席状況などから評価する。
期末試験　80%
複数の論点が含まれた事案を素材とした事例問題に対する分析能力，解答作成能力を 70%，期末におこなう基礎知識確認試験の成績を 10%の割合で勘案する。

＜テキスト/Textbook ＞

議論の素材となる事例問題を掲載した教材を配付する。

配付物
テキスト及び参考文献・参考判例（各授業日の約 3 週間前に配付する）

＜参考文献/Reference Book ＞

池田修・杉田宗久　編『新実例刑法［総論］』（青林書院，2014）
池田修・金山薫　編『新実例刑法［各論］』（青林書院，2011）
小林充・植村立郎　編『刑事事実認定重要判決 50 選　上・下』第 3 版（立花書房，2020）
奥村正雄・松原久利・十河太朗・川崎友巳『判例教材刑法 I 総論』（成文堂，2013）
　そのほか，各回のテーマに関する重要な論文・判例批評などを適宜紹介する。

＜備考/Remarks ＞

授業実施方法：双方向オンライン
　　資料は前日までに e-class または DUET で配付する
利用するツール：Zoom，DUET，e-class(資料配付)
担当教員との連絡手段：e-class，DUET
　　オフィスアワーの時間指定はしないが，事前にメールで連絡があれば，
　　時間を設定してオンラインで対応する
ネット配信授業の配信方法：通信障害などで授業に参加できなかった場合には，申請に基づいて
　　録画した授業動画を配信する

火曜日 2 講時

61200143　△刑事訴訟法総合演習　1 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Comprehensive Criminal Procedure Law Seminar

洲見　光男

＜概要/Course Content Summary ＞

これまでの学習を踏まえ，事例問題を解く作業を通じて，事例問題中に生起している問題の発見能力，その解決に必要かつ正確な学識（実務の発展に資する理論を含む）の修得，具体的事例に対する法適用能力の向上を狙う。そのため，受講生には，事前に示された事例問題について起案をしてもらい，授業で，それについて解説・講評及び討議を行うこととする。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

重要論点を含んだ事例問題解決に必要な法解釈に関する正確な理解を深め，その法解釈の具体的な事例への適応力，論理的な文章作成力を向上させることができるようになる。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第１回	⑴　授業内容についての説明 ⑵　第１回起案についての解説・講評及び討議	指示された事例問題について起案をして担当教員に提出する
第２回	第２回起案についての解説・講評及び討議	指示された事例問題について起案をして担当教員に提出する
第３回	第３回起案についての解説・講評及び討議	指示された事例問題について起案をして担当教員に提出する
第４回	第４回起案についての解説・講評及び討議	指示された事例問題について起案をして担当教員に提出する
第５回	第５回起案についての解説・講評及び討議	指示された事例問題について起案をして担当教員に提出する
第６回	第６回起案についての解説・講評及び討議	指示された事例問題について起案をして担当教員に提出する
第７回	第７回起案についての解説・講評及び討議	指示された事例問題について起案をして担当教員に提出する
第８回	⑴　第８回起案についての解説・講評及び討議 ⑵　まとめ	指示された事例問題について起案をして担当教員に提出する

受講生の希望等により，授業の具体的な実施方法を変更する場合がある。また，学習効果の定着度等に鑑み，授業進行を遅らせることがある。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%
欠席状況，起案，討議内容等
期末試験　80%
問題発見能力，法解釈力，法適用力等

＜テキスト/Textbook ＞

開講時に指示する。なお，最新の判例・文献については，必要に応じて提供する。

＜参考文献/Reference Book ＞

開講時に指示する。

＜備考/Remarks ＞

原則としてオンライン対面授業でおこなうが，新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては教室において実施する。

火曜日 3 講時

61200144　△刑事訴訟法総合演習　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Comprehensive Criminal Procedure Law Seminar

洲見　光男

＜概要/Course Content Summary ＞

これまでの学習をふまえ，事例問題を解く作業を通じて，事例問題中に生起している問題の発見能力，その解決に必要かつ正確な学識（実務の発展に資する理論を含む）の修得，具体的事例に対する法適用能力の向上を狙う。そのため，受講生には，事前に示された事例問題について起案をしてもらい，授業で，それについて解説・講評及び討議を行うこととする。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

重要論点を扱った事例問題の解決に必要な法解釈に関する正確な理解を深め，その法解釈の具体的な事例への適応力，論理的な文章作成力を向上させることができるようになる。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	⑴　授業内容についての説明 ⑵　第 1 回起案についての解説・講評及び討議	指示された事例問題について起案をして担当教員に提出する
第 2 回	第 2 回起案についての解説・講評及び討議	指示された事例問題について起案をして担当教員に提出する
第 3 回	第 3 回起案についての解説・講評及び討議	指示された事例問題について起案をして担当教員に提出する
第 4 回	第 4 回起案についての解説・講評及び討議	指示された事例問題について起案をして担当教員に提出する
第 5 回	第 5 回起案についての解説・講評及び討議	指示された事例問題について起案をして担当教員に提出する
第 6 回	第 6 回起案についての解説・講評及び討議	指示された事例問題について起案をして担当教員に提出する
第 7 回	第 7 回起案についての解説・講評及び討議	指示された事例問題について起案をして担当教員に提出する
第 8 回	第 8 回起案についての解説・講評及び討議	指示された事例問題について起案をして担当教員に提出する
第 9 回	第 9 回起案についての解説・講評及び討議	指示された事例問題について起案をして担当教員に提出する
第 10 回	第 10 回起案についての解説・講評及び討議	指示された事例問題について起案をして担当教員に提出する
第 11 回	第 11 回起案についての解説・講評及び討議	指示された事例問題について起案をして担当教員に提出する
第 12 回	第 12 回起案についての解説・講評及び討議	指示された事例問題について起案をして担当教員に提出する
第 13 回	第 13 回起案についての解説・講評及び討議	指示された事例問題について起案をして担当教員に提出する
第 14 回	第 14 回起案についての解説・講評及び討議	指示された事例問題について起案をして担当教員に提出する
第 15 回	⑴第 15 回起案についての解説･講評及び討議 ⑵まとめ	指示された事例問題について起案をして担当教員に提出する

受講生の希望等により，授業の具体的な実施方法を変更する場合がある。また，学習効果の定着度等に鑑み，授業進行を遅らせることがある。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%
欠席状況，起案・討議内容等
期末試験　80%
問題発見能力，法解釈力，法適用力等

＜テキスト/Textbook ＞

開講時に指示する。なお，最新の判例・文献については，必要に応じて提供する。

＜参考文献/Reference Book ＞

開講時に指示する。

＜備考/Remarks ＞

原則としてオンライン対面授業でおこなうが，新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては教室において実施する。

火曜日 1 講時

61200178-001　　○民法総合演習Ⅰ-1
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar ネット配信授業/Online(e-learning)
Comprehensive Civil Law Seminar Ⅰ-1

大中　有信　　中井　俊輔

＜概要/Course Content Summary ＞

民法演習Ⅰ～IIIが履修済みであることを前提に，以下のそれぞれのテーマについて事例を挙げ，民法の重要問題・応用問題を検討するとともに，実務家教員の協力を得ながら，実務上の課題や発展的問題についても講義する。受講生が自らの法的知識を実践の場で駆使するために必要な能力を，理論・実務の両面から，総合的に伸ばすことを目的とする。

教材としては，重要な判例を素材とし，あるいはそれらを若干アレンジしたものを使用する。講義は教員と学生の間および学生相互間の質疑応答形式（ソクラティック・メソッド）で行うが，少人数教育のメリットを生かし，必要に応じて，教材中の設問に対する法律文書を起案して提出してもらうこととし，受講生の理解度を肌理細かくチェックしながら，進めてゆく予定である。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

与えられた事実を的確に分析し，その事実に最適な民事法規範を見出して，丁寧にあてはめるために必要な複眼的な視点と柔軟な思考力を養成することが，本演習のコンセプトである。民法の条文と判例の字面のみを追いかけた表面的な理解ではなく，当該条文がなぜ設けられているのか，複数の解釈可能性がある問題につき，判例が，どのような考慮に基づき，その一つを選択しているのか，常に自分の言葉で説明・文章化できる状態，つまり民法理論を真に理解したといえるレベルへの到達を目標とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　抵当権に基づく妨害排除請求
第 2 回　法定地上権
第 3 回　果実に対する抵当権の効力とその実現
第 4 回　譲渡担保
第 5 回　債権者代位権
第 6 回　詐害行為取消権（1）
第 7 回　詐害行為取消権（2）
第 8 回　債権譲渡
第 9 回　弁済による代位
第 10 回　保証
第 11 回　差押え・債権譲渡と相殺
第 12 回　不法行為と被害者の事情
第 13 回　特殊の不法行為
第 14 回　共同相続
第 15 回　総合問題

予習の内容

学生は，各自の体系書・教科書・判例集等を用いて，教材の設問に対する解答メモを用意し，指定された裁判例に目を通した上で演習に出席することが求められる。判例を学習する際には，当事者がどのような主張をしているか，第一審・控訴審・上告審は，どのような規範を示したか，その射程はどこまで及ぶか，といったことに細心の注意を払うこと，すなわち事実と規範との間の「視線の往復」作業を，おろそかにしないことが重要である。なお教材中の設問に対する法律文書を起案して提出してもらうことがある。

標準的な予習時間

3 時間／週，なお復習を 2 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

応答内容ならびに欠席状況

期末試験　90%

期末試験における事例式問題の理解度と条文解釈と利益衡量の応用能力を 80%，ならびに基礎知識確認試験の成績を 10%の割合で勘案し，成績の判定をおこなう（基礎知識確認試験が実施できなかった場合は，Zoom による筆記試験を 90%として成績の判定をおこなう）。

＜テキスト/Textbook ＞

配付物
　毎回該当テーマの教材を授業前に配付する。

＜備考/Remarks ＞

対面型オンラインでおこなう。

61200178-002　　○民法総合演習Ⅰ-2
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar ネット配信授業/Online(e-learning)
Comprehensive Civil Law Seminar Ⅰ-2

大中　有信　　山﨑　浩一

＜概要/Course Content Summary ＞

民法演習Ⅰ～IIIが履修済みであることを前提に，以下のそれぞれのテーマについて事例を挙げ，民法の重要問題・応用問題を検討するとともに，実務家教員の協力を得ながら，実務上の課題や発展的問題についても講義する。受講生が自らの法的知識を実践の場で駆使するために必要な能力を，理論・実務の両面から，総合的に伸ばすことを目的とする。

教材としては，重要な判例を素材とし，あるいはそれらを若干アレンジしたものを使用する。講義は教員と学生の間および学生相互間の質疑応答形式（ソクラティック・メソッド）で行うが，少人数教育のメリットを生かし，必要に応じて，教材中の設問に対する法律文書を起案して提出してもらうこととし，受講生の理解度を肌理細かくチェックしながら，進めてゆく予定である。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

与えられた事実を的確に分析し，その事実に最適な民事法規範を見出して，丁寧にあてはめるために必要な複眼的な視点と柔軟な思考力を養成することが，本演習のコンセプトである。民法の条文と判例の字面のみを追いかけた表面的な理解ではなく，当該条文がなぜ設けられているのか，複数の解釈可能性がある問題につき，判例が，どのような考慮に基づき，その一つを選択しているのか，常に自分の言葉で説明・文章化できる状態，つまり民法理論を真に理解したといえるレベルへの到達を目標とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　抵当権に基づく妨害排除請求
第 2 回　法定地上権
第 3 回　果実に対する抵当権の効力とその実現
第 4 回　譲渡担保
第 5 回　債権者代位権
第 6 回　詐害行為取消権（1）
第 7 回　詐害行為取消権（2）
第 8 回　債権譲渡
第 9 回　弁済による代位
第 10 回　保証
第 11 回　差押え・債権譲渡と相殺
第 12 回　不法行為と被害者の事情
第 13 回　特殊の不法行為
第 14 回　共同相続
第 15 回　総合問題

予習の内容

学生は，各自の体系書・教科書・判例集等を用いて，教材の設問に対する解答メモを用意し，指定された裁判例に目を通した上で演習に出席することが求められる。判例を学習する際には，当事者がどのような主張をしているか，第一審・控訴審・上告審は，どのような規範を示したか，その射程はどこまで及ぶか，といったことに細心の注意を払うこと，すなわち事実と規範との間の「視線の往復」作業を，おろそかにしないことが重要である。なお教材中の設問に対する法律文書を起案して提出してもらうことがある。

標準的な予習時間

3 時間／週，なお復習を 2 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

応答内容ならびに欠席状況

期末試験　90%

期末試験における事例式問題の理解度と条文解釈と利益衡量の応用能力を 80%，ならびに基礎知識確認試験の成績を 10%の割合で勘案し，成績の判定をおこなう（基礎知識確認試験が実施できなかった場合は，Zoom による筆記試験を 90%として成績の判定をおこなう）。

＜テキスト/Textbook ＞

配付物
　毎回該当テーマの教材を授業前に配付する。

＜備考/Remarks ＞

対面型オンラインでおこなう。

火曜日 1 講時

61200178-003　　○民法総合演習Ⅰ-3
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar ネット配信授業/Online(e-learning)
Comprehensive Civil Law Seminar Ⅰ-3

佐久間　毅　　鍔田　宜宏

＜概要/Course Content Summary ＞

民法演習Ⅰ～IIIが履修済みであることを前提に，以下のそれぞれのテーマについて事例を挙げ，民法の重要問題・応用問題を検討するとともに，実務家教員の協力を得ながら，実務上の課題や発展的問題についても講義する。受講生が自らの法的知識を実践の場で駆使するために必要な能力を，理論・実務の両面から，総合的に伸ばすことを目的とする。

教材としては，重要な判例を素材とし，あるいはそれらを若干アレンジしたものを使用する。講義は教員と学生の間および学生相互間の質疑応答形式（ソクラティック・メソッド）で行うが，少人数教育のメリットを生かし，必要に応じて，教材中の設問に対する法律文書を起案して提出してもらうこととし，受講生の理解度を肌理細かくチェックしながら，進めてゆく予定である。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

与えられた事実を的確に分析し，その事実に最適な民事法規範を見出して，丁寧にあてはめるために必要な複眼的な視点と柔軟な思考力を養成することが，本演習のコンセプトである。民法の条文と判例の字面のみを追いかけた表面的な理解ではなく，当該条文がなぜ設けられているのか，複数の解釈可能性がある問題につき，判例が，どのような考慮に基づき，その一つを選択しているのか，常に自分の言葉で説明・文章化できる状態，つまり民法理論を真に理解したといえるレベルへの到達を目標とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　抵当権に基づく妨害排除請求
第 2 回　法定地上権
第 3 回　果実に対する抵当権の効力とその実現
第 4 回　譲渡担保
第 5 回　債権者代位権
第 6 回　詐害行為取消権（1）
第 7 回　詐害行為取消権（2）
第 8 回　債権譲渡
第 9 回　弁済による代位
第 10 回　保証
第 11 回　差押え・債権譲渡と相殺
第 12 回　不法行為と被害者の事情
第 13 回　特殊の不法行為
第 14 回　共同相続
第 15 回　総合問題

予習の内容

学生は，各自の体系書・教科書・判例集等を用いて，教材の設問に対する解答メモを用意し，指定された裁判例に目を通した上で演習に出席することが求められる。判例を学習する際には，当事者がどのような主張をしているか，第一審・控訴審・上告審は，どのような規範を示したか，その射程はどこまで及ぶか，といったことに細心の注意を払うこと，すなわち事実と規範との間の「視線の往復」作業を，おろそかにしないことが重要である。なお教材中の設問に対する法律文書を起案して提出してもらうことがある。

標準的な予習時間

3 時間／週，なお復習を 2 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

応答内容ならびに欠席状況

期末試験　90%

期末試験における事例式問題の理解度と条文解釈と利益衡量の応用能力を 80%，ならびに基礎知識確認試験の成績を 10%の割合で勘案し，成績の判定をおこなう（基礎知識確認試験が実施できなかった場合は，Zoom による筆記試験を 90%として成績の判定をおこなう）。

＜テキスト/Textbook ＞

配付物
　毎回該当テーマの教材を授業前に配付する。

＜備考/Remarks ＞

対面型オンラインでおこなう。

61200178-004　　○民法総合演習Ⅰ-4
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar ネット配信授業/Online(e-learning)
Comprehensive Civil Law Seminar Ⅰ-4

佐久間　毅　　福井　拓

＜概要/Course Content Summary ＞

民法演習Ⅰ～Ⅲが履修済みであることを前提に，以下のそれぞれのテーマについて事例を挙げ，民法の重要問題・応用問題を検討するとともに，実務家教員の協力を得ながら，実務上の課題や発展的問題についても講義する。受講生が自らの法的知識を実践の場で駆使するために必要な能力を，理論・実務の両面から，総合的に伸ばすことを目的とする。

教材としては，重要な判例を素材とし，あるいはそれらを若干アレンジしたものを使用する。講義は教員と学生の間および学生相互間の質疑応答形式（ソクラティック・メソッド）で行うが，少人数教育のメリットを生かし，必要に応じて，教材中の設問に対する法律文書を起案して提出してもらうこととし，受講生の理解度を肌理細かくチェックしながら，進めてゆく予定である。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

与えられた事実を的確に分析し，その事実に最適な民事法規範を見出して，丁寧にあてはめるために必要な複眼的な視点と柔軟な思考力を養成することが，本演習のコンセプトである。民法の条文と判例の字面のみを追いかけた表面的な理解ではなく，当該条文がなぜ設けられているのか，複数の解釈可能性がある問題につき，判例が，どのような考慮に基づき，その一つを選択しているのか，常に自分の言葉で説明・文章化できる状態，つまり民法理論を真に理解したといえるレベルへの到達を目標とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　抵当権に基づく妨害排除請求
第 2 回　法定地上権
第 3 回　果実に対する抵当権の効力とその実現
第 4 回　譲渡担保
第 5 回　債権者代位権
第 6 回　詐害行為取消権（1）
第 7 回　詐害行為取消権（2）
第 8 回　債権譲渡
第 9 回　弁済による代位
第 10 回　保証
第 11 回　差押え・債権譲渡と相殺
第 12 回　不法行為と被害者の事情
第 13 回　特殊の不法行為
第 14 回　共同相続
第 15 回　総合問題

予習の内容

学生は，各自の体系書・教科書・判例集等を用いて，教材の設問に対する解答メモを用意し，指定された裁判例に目を通した上で演習に出席することが求められる。判例を学習する際には，当事者がどのような主張をしているか，第一審・控訴審・上告審は，どのような規範を示したか，その射程はどこまで及ぶか，といったことに細心の注意を払うこと，すなわち事実と規範との間の「視線の往復」作業を，おろそかにしないことが重要である。なお教材中の設問に対する法律文書を起案して提出してもらうことがある。

標準的な予習時間

3 時間／週，なお復習を 2 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

応答内容ならびに欠席状況

期末試験　90%

期末試験における事例式問題の理解度と条文解釈と利益衡量の応用能力を 80%，ならびに基礎知識確認試験の成績を 10%の割合で勘案し，成績の判定をおこなう（基礎知識確認試験が実施できなかった場合は，Zoom による筆記試験を 90%として成績の判定をおこなう）。

＜テキスト/Textbook ＞

配付物
　毎回該当テーマの教材を授業前に配付する。

＜備考/Remarks ＞

対面型オンラインでおこなう。

水曜日 1 講時

61200179-001　△民法総合演習Ⅱ-1　1 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar

Comprehensive Civil Law SeminarⅡ-1

大中　有信　　鍔田　宜宏

＜概要/Course Content Summary ＞

民法演習Ⅰ～IIIが履修済みであることを前提に，以下のそれぞれのテーマについて事例を挙げ，民法の重要問題・応用問題を検討するとともに，実務家の協力を得ながら，実務上の課題や発展的問題についても講義する。受講生が自らの法的知識を実践の場で駆使するために必要な能力を，理論・実務の両面から，総合的に伸ばすことを目的とする。

教材としては，重要な判例を素材とし，あるいはそれらを若干アレンジしたものを使用する。講義は教員と学生の間および学生相互間の質疑応答形式（ソクラティック・メソッド）で行うが，少人数教育のメリットを生かし，必要に応じて，教材中の設問に対する法律文書を起案して提出してもらうこととし，受講生の理解度を肌理細かくチェックしながら，進めてゆく予定である。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

与えられた事実を的確に分析し，その事実に最適な民事法規範を見出して，丁寧にあてはめるために必要な複眼的な視点と柔軟な思考力を養成することが，本演習のコンセプトである。民法の条文と判例の字面のみを追いかけた表面的な理解ではなく，当該条文がなぜ設けられているのか，複数の解釈可能性がある問題につき，判例が，どのような考慮に基づき，その一つを選択しているのか，常に自分の言葉で説明・文章化できる状態，つまり民法理論を真に理解したといえるレベルへの到達を目標とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　民法総則の諸問題（1）
第 2 回　民法総則の諸問題（2）
第 3 回　物権法の諸問題（1）
第 4 回　物権法の諸問題（2）
第 5 回　契約法の諸問題（1）
第 6 回　契約法の諸問題（2）
第 7 回　契約法の諸問題（3）
第 8 回　親族・相続法の諸問題

予習の内容

学生は，各自の体系書・教科書・判例集等を用いて，教材の設問に対する解答メモを用意し，指定された裁判例に目を通した上で演習に出席することが求められる。判例を学習する際には，当事者がどのような主張をしているか，第一審・控訴審・上告審は，どのような規範を示したか，その射程はどこまで及ぶか，といったことに細心の注意を払うこと，すなわち事実と規範との間の「視線の往復」作業を，おろそかにしないことが重要である。なお教材中の設問に対する法律文章を起案して提出してもらうことがある。

標準的な予習時間

3 時間／週，なお復習を 2 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

応答内容ならびに欠席状況

期末試験　90%

期末試験のうち，記述式試験の成績を 80%，基礎知識確認試験の成績を 10%として，成績評価をおこなう。

＜テキスト/Textbook ＞

配付物

毎回該当テーマの教材を授業前に配付する。

＜備考/Remarks ＞

原則としてオンライン対面授業でおこなうが，新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては，教室において実施する。

水曜日 2 講時

61200179-002　△民法総合演習Ⅱ-2　1 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar

Comprehensive Civil Law SeminarⅡ-2

大中　有信　　福井　拓

＜概要/Course Content Summary ＞

民法演習Ⅰ～IIIが履修済みであることを前提に，以下のそれぞれのテーマについて事例を挙げ，民法の重要問題・応用問題を検討するとともに，実務家の協力を得ながら，実務上の課題や発展的問題についても講義する。受講生が自らの法的知識を実践の場で駆使するために必要な能力を，理論・実務の両面から，総合的に伸ばすことを目的とする。

教材としては，重要な判例を素材とし，あるいはそれらを若干アレンジしたものを使用する。講義は教員と学生の間および学生相互間の質疑応答形式（ソクラティック・メソッド）で行うが，少人数教育のメリットを生かし，必要に応じて，教材中の設問に対する法律文書を起案して提出してもらうこととし，受講生の理解度を肌理細かくチェックしながら，進めてゆく予定である。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

与えられた事実を的確に分析し，その事実に最適な民事法規範を見出して，丁寧にあてはめるために必要な複眼的な視点と柔軟な思考力を養成することが，本演習のコンセプトである。民法の条文と判例の字面のみを追いかけた表面的な理解ではなく，当該条文がなぜ設けられているのか，複数の解釈可能性がある問題につき，判例が，どのような考慮に基づき，その一つを選択しているのか，常に自分の言葉で説明・文章化できる状態，つまり民法理論を真に理解したといえるレベルへの到達を目標とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　民法総則の諸問題（1）
第 2 回　民法総則の諸問題（2）
第 3 回　物権法の諸問題（1）
第 4 回　物権法の諸問題（2）
第 5 回　契約法の諸問題（1）
第 6 回　契約法の諸問題（2）
第 7 回　契約法の諸問題（3）
第 8 回　親族・相続法の諸問題

予習の内容

学生は，各自の体系書・教科書・判例集等を用いて，教材の設問に対する解答メモを用意し，指定された裁判例に目を通した上で演習に出席することが求められる。判例を学習する際には，当事者がどのような主張をしているか，第一審・控訴審・上告審は，どのような規範を示したか，その射程はどこまで及ぶか，といったことに細心の注意を払うこと，すなわち事実と規範との間の「視線の往復」作業を，おろそかにしないことが重要である。なお教材中の設問に対する法律文章を起案して提出してもらうことがある。

標準的な予習時間

3 時間／週，なお復習を 2 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

応答内容ならびに欠席状況

期末試験　90%

期末試験のうち，記述式試験の成績を 80%，基礎知識確認試験の成績を 10%として，成績評価をおこなう。

＜テキスト/Textbook ＞

配付物

毎回該当テーマの教材を授業前に配付する。

＜備考/Remarks ＞

原則としてオンライン対面授業でおこなうが，新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては，教室において実施する。

月曜日 1 講時

61200170-001　　○商法総合演習-1

1 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar 対面授業/Face-to-face learning

Comprehensive Commercial Law Seminar-1

山下　友信

＜概要/Course Content Summary ＞

商法総合演習は，会社法学修の基本論点をカバーし，商法学修全体の基盤をなす商法演習Ⅰを踏まえ，会社法上のやや応用的な重要事項を学修することを目的とする商法演習Ⅱの学修と並行して（在学中受験を目指すクラスについては，商法演習Ⅱの後に），商法演習Ⅰの範囲をカバーする復習を通じて事例問題の検討能力を鍛錬する。この総合演習の受講を通じて，法科大学院における会社法の学修を司法試験受験に堪えるレベルまで引き上げることを目的とする。

受講者は，予習指示書に掲載された事例問題，改正法に関する解説などを予習し，設問に対する答案又は解答メモを用意した上で演習に出席することが求められる。予習指示書に，事案に関連した裁判例（抜粋した判旨。事実の概要を付すことがある。）を掲載しており，解答の作成に際しては，それらの裁判例の参照を求める。毎回の演習後には，担当者および設問を決めて，授業内容を反映させた復習レポートの提出を求める。

2019 年 12 月に成立した企業統治関係の会社法改正を取り入れ，最新判例が問いかける新たな解釈問題にも対応する。

各回の授業で扱う課題を考える際の基礎になる会社法のルールについては，商法演習Ⅰで扱った部分も含めて，各自で確認をしておく必要がある。また，各回の事例問題等に解答するために必要な限りで，他の法分野（例えば，民法，民事訴訟法，民事保全法など）のルールについても，確認をしておく必要がある。

新判例の登場などにより，内容を見直す必要が生じた場合には，取り上げるトピックを変更することがある。変更がある場合には，改めて指示する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

(1) 近時の会社法判例を賑わす問題，企業法務の観点から重要な制度運用の問題につき，想定事例に基づいた検討を重ねることで，会社法を巡る法律問題の紛争解決に携わる法曹としての技能を磨く。
(2) 事例問題を解く実習を通じて，商事実体法の要件効果思考の安定的な理解を定着させ，実体法と手続法を総合的に駆使し，法曹としての商事紛争処理能力を涵養する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	演習の進め方，種類株式の利用 演習の進め方を確認する。種類株式制度の会社法体系に占める位置づけ，各種の種類株式とその利用法，種類株式の発行手続，種類株主の利益保護制度などを概説する（第 1 回のみ，開講当初にオンデマンド動画を配信して解説講義を行い，授業時に指定する方法で質疑を行う。）	
第 2 回	役員の業務執行と任務懈怠責任 経営判断原則，法令違反行為，監視義務違反，内部統制システム構築義務違反などの類型に応じた役員の任務懈怠責任について，事例問題を素材に検討する。株主代表訴訟が提起された場合における弁護費用の負担について，令和元年会社法が新たに定めた補償契約の果たす役割などを整理する。	教材に掲載した判例を手がかりに事例問題の考え方，解き方を検討する。授業後には，指名された担当者が事例問題の解答を作成して提出する。以下同じ。
第 3 回	取締役の忠実義務違反と任務懈怠責任 取締役の利益相反取引，競業取引，会社機会の法理など，取締役の忠実義務違反が問題となる場面における責任問題について，事例問題を素材に検討する。令和元年会社法改正の規律を理解するために，役員損害賠償責任保険の会社法における取扱い，利益相反取引に際して社外取締役が果たし得る役割についても整理する。	
第 4 回	株式資格の確定と株主総会における株主権の行使 譲渡制限株式あるいは振替株式の譲渡，株式の共同相続などが生じ，株主資格の確定が必要な場面における株主名簿の名義書換，基準日，権利行使者の指定など，株主権行使上の問題について，事例問題を素材に検討す	

る。
第 5 回　会社の計算・違法配当責任
　計算書類，資本制度，資本金・準備金の減少，剰余金の処分，自己株式の取得，違法配当責任などに関する基礎知識を確認し，事例問題を素材に検討する。また，会計帳簿等の閲覧謄写請求権についても検討する。
第 6 回　募集株式・新株予約権の発行 1
　募集株式の発行，募集新株予約権，新株予約権無償割当の差止と無効，違法に募集株式が発行された場合における会社の損害と役員の責任問題につき，事例問題を素材に検討する。
第 7 回　募集株式・新株予約権の発行 2
　募集株式，募集新株予約権の無効と不存在，現物出資，特に債権の現物出資がなされた場合の注意点と救済手段，新株予約権を行使して発行された株式の無効と発行不存在などにつき，事例問題を素材に検討する。
第 8 回　会社の設立，株式の発行と出資の払込
　会社の設立における発起人の権限，財産引受と開業準備行為の効力，設立時または募集株式発行時における現物出資，出資の払込の仮装につき，事例問題を素材に検討する。

予習の内容
　予習指示書に掲載された課題（テキストの設例，その他の事例問題等）の検討，答案または解答メモの準備。
標準的な予習時間
　1 週あたり 3〜4 時間

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

ゼミの議論への参加・貢献度　10%
　平常の発言から判断される予習状況，復習レポートの内容および提出状況。なお，欠席は減点事由である。
課題小レポート　10%
　復習レポートの提出状況，問題点の把握，適用規範の摘示と事実への当てはめ，論述の論理性，説得性
期末試験　80%
　事案の整理・分析，適用規範の摘示，適用法条の要件の摘示と事実への当てはめ，法律効果の発生不発生の検討，文章表現力，論述の論理性・説得力

＜参考文献/Reference Book ＞

江頭憲治郎『株式会社法』第 7 版（有斐閣，2017）
伊藤靖史・大杉謙一・松井秀征・田中亘『《Legal Quest》会社法』第 4 版（有斐閣，2018）
伊藤靖史・伊藤雄司・大杉謙一・齊藤真紀・田中亘・松井秀征『事例で考える会社法』第 2 版（有斐閣，2015）
山下友信・神田秀樹　編『商法判例集』第 8 版（有斐閣，2020）
岩原紳作・神作裕之・藤田友敬　編『会社法判例百選』第 3 版（有斐閣，2016）
坂本三郎　編著『一問一答　平成 26 年改正会社法』第 2 版（商事法務，2015）
田中亘『会社法』第 3 版（東京大学出版会，2021.3 刊行予定），ISBN:9784130323949
神田秀樹『会社法』第 22 版（弘文堂，2020）
竹林俊憲編著『一問一答令和元年改正会社法』（商事法務，2020）
髙橋美加＝笠原武朗＝久保大作＝久保田安彦『会社法』第 3 版（弘文堂，2020）
　その他，課題とする文献，参考文献を指示することがある。

＜備考/Remarks ＞

Zoom ミーティングを用いてリアルタイムで双方向対話のできる授業を行う。通信状況が悪化する場合に備えて，リアルタイム授業を録画し，研究科の指定する方法・ルールに従い視聴を認める。教材は，全て研究科の指定する方法により OneDrive 経由で配付する。（①クラス）
対面授業により実施する。この場合には，教材は，研究科内で紙により配付するほか，OneDrive 経由でファイルを提供する。また，研究科が提供する方法により，予習用の動画をオンデマンドで適宜配信する。（②クラス）

授業実施方法一覧に記載の事由があるときは，必要な期間につきオンライン授業を受講することもできます。研究科の定める方法で担当教員及び事務室に申し出てください。

月曜日 1 講時

61200170-002　　○商法総合演習-2

1 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar 対面授業/Face-to-face learning

Comprehensive Commercial Law Seminar-2

木下　孝治

＜概要/Course Content Summary ＞

商法総合演習は，会社法学修の基本論点をカバーし，商法学修全体の基盤をなす商法演習Ⅰを踏まえ，会社法上のやや応用的な重要事項を学修することを目的とする商法演習Ⅱの学修と並行して（在学中受験を目指すクラスについては，商法演習Ⅱの後に），商法演習Ⅰの範囲をカバーする復習を通じて事例問題の検討能力を鍛錬する。この総合演習の受講を通じて，法科大学院における会社法の学修を司法試験受験に堪えるレベルまで引き上げることを目的とする。

受講者は，予習指示書に掲載された事例問題，改正法に関する解説などを予習し，設問に対する答案又は解答メモを用意した上で演習に出席することが求められる。予習指示書に，事案に関連した裁判例（抜粋した判旨。事実の概要を付すことがある。）を掲載しており，解答の作成に際しては，それらの裁判例の参照を求める。毎回の演習後には，担当者および設問を決めて，授業内容を反映させた復習レポートの提出を求める。

2019 年 12 月に成立した企業統治関係の会社法改正を取り入れ，最新判例が問いかける新たな解釈問題にも対応する。

各回の授業で扱う課題を考える際の基礎になる会社法のルールについては，商法演習Ⅰで扱った部分も含めて，各自で確認をしておく必要がある。また，各回の事例問題等に解答するために必要な限りで，他の法分野（例えば，民法，民事訴訟法，民事保全法など）のルールについても，確認をしておく必要がある。

新判例の登場などにより，内容を見直す必要が生じた場合には，取り上げるトピックを変更することがある。変更がある場合には，改めて指示する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

(1) 近時の会社法判例を賑わす問題，企業法務の観点から重要な制度運用の問題につき，想定事例に基づいた検討を重ねることで，会社法を巡る法律問題の紛争解決に携わる法曹としての技能を磨く。
(2) 事例問題を解く実習を通じて，商事実体法の要件効果思考の安定的な理解を定着させ，実体法と手続法を総合的に駆使し，法曹としての商事紛争処理能力を涵養する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	演習の進め方，種類株式の利用 演習の進め方を確認する。種類株式制度の会社法体系に占める位置づけ，各種の種類株式とその利用法，種類株式の発行手続，種類株主の利益保護制度などを概説する（第 1 回のみ，開講当初にオンデマンド動画を配信して解説講義を行い，授業時に指定する方法で質疑を行う。）	
第 2 回	役員の業務執行と任務懈怠責任 経営判断原則，法令違反行為，監視義務違反，内部統制システム構築義務違反などの類型に応じた役員の任務懈怠責任について，事例問題を素材に検討する。株主代表訴訟が提起された場合における弁護費用の負担について，令和元年会社法が新たに定めた補償契約の果たす役割などを整理する。	教材に掲載した判例を手がかりに事例問題の考え方，解き方を検討する。授業後には，指名された担当者が事例問題の解答を作成して提出する。以下同じ。
第 3 回	取締役の忠実義務違反と任務懈怠責任 取締役の利益相反取引，競業取引，会社機会の法理など，取締役の忠実義務違反が問題となる場面における責任問題について，事例問題を素材に検討する。令和元年会社法改正の規律を理解するために，役員損害賠償責任保険の会社法における取扱い，利益相反取引に際して社外取締役が果たし得る役割についても整理する。	
第 4 回	株式資格の確定と株主総会における株主権の行使 譲渡制限株式あるいは振替株式の譲渡，株式の共同相続などが生じ，株主資格の確定が必要な場面における株主名簿の名義書換，基準日，権利行使者の指定など，株主権行使上の問題について，事例問題を素材に検討す	

る。
第 5 回　会社の計算・違法配当責任
　計算書類，資本制度，資本金・準備金の減少，剰余金の処分，自己株式の取得，違法配当責任などに関する基礎知識を確認し，事例問題を素材に検討する。また，会計帳簿等の閲覧謄写請求権についても検討する。
第 6 回　募集株式・新株予約権の発行 1
　募集株式の発行，募集新株予約権，新株予約権無償割当の差止と無効，違法に募集株式が発行された場合における会社の損害と役員の責任問題につき，事例問題を素材に検討する。
第 7 回　募集株式・新株予約権の発行 2
　募集株式，募集新株予約権の無効と不存在，現物出資，特に債権の現物出資がなされた場合の注意点と救済手段，新株予約権を行使して発行された株式の無効と発行不存在などにつき，事例問題を素材に検討する。
第 8 回　会社の設立，株式の発行と出資の払込
　会社の設立における発起人の権限，財産引受と開業準備行為の効力，設立時または募集株式発行時における現物出資，出資の払込の仮装につき，事例問題を素材に検討する。

予習の内容
　予習指示書に掲載された課題（テキストの設例，その他の事例問題等）の検討，答案または解答メモの準備。
標準的な予習時間
　1 週あたり 3〜4 時間

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

ゼミの議論への参加・貢献度　10%
　平常の発言から判断される予習状況，復習レポートの内容および提出状況。なお，欠席は減点事由である。
課題小レポート　10%
　復習レポートの提出状況，問題点の把握，適用規範の摘示と事実への当てはめ，論述の論理性，説得性
期末試験　80%
　事案の整理・分析，適用規範の摘示，適用法条の要件の摘示と事実への当てはめ，法律効果の発生不発生の検討，文章表現力，論述の論理性・説得力

＜参考文献/Reference Book ＞

江頭憲治郎『株式会社法』第 7 版（有斐閣，2017）
伊藤靖史・大杉謙一・松井秀征・田中亘『《Legal Quest》会社法』第 4 版（有斐閣，2018）
伊藤靖史・伊藤雄司・大杉謙一・齊藤真紀・田中亘・松井秀征『事例で考える会社法』第 2 版（有斐閣，2015）
山下友信・神田秀樹　編『商法判例集』第 8 版（有斐閣，2020）
岩原紳作・神作裕之・藤田友敬　編『会社法判例百選』第 3 版（有斐閣，2016）
坂本三郎　編著『一問一答　平成 26 年改正会社法』第 2 版（商事法務，2015）
田中亘『会社法』第 3 版（東京大学出版会，2021.3 刊行予定），ISBN:9784130323949
神田秀樹『会社法』第 22 版（弘文堂，2020）
竹林俊憲編著『一問一答令和元年改正会社法』（商事法務，2020）
髙橋美加＝笠原武朗＝久保大作＝久保田安彦『会社法』第 3 版（弘文堂，2020）
　その他，課題とする文献，参考文献を指示することがある。

＜備考/Remarks ＞

Zoom ミーティングを用いてリアルタイムで双方向対話のできる授業を行う。通信状況が悪化する場合に備えて，リアルタイム授業を録画し，研究科の指定する方法・ルールに従い視聴を認める。教材は，全て研究科の指定する方法により OneDrive 経由で配付する。（①クラス）
対面授業により実施する。この場合には，教材は，研究科内で紙により配付するほか，OneDrive 経由でファイルを提供する。また，研究科が提供する方法により，予習用の動画をオンデマンドで適宜配信する。（②クラス）

授業実施方法一覧に記載の事由があるときは，必要な期間につきオンライン授業を受講することもできます。研究科の定める方法で担当教員及び事務室に申し出てください。

月曜日１講時

61200169-001　〇商法総合演習-1　2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Comprehensive Civil Law Seminar-1

山下　友信

＜概要/Course Content Summary ＞

★ ２単位で行う商法総合演習は，２０１９年度以前に入学した旧カリキュラム生のみ受講することができる。

前年度における商法演習Ⅰの履修を踏まえて，そこでは取り上げられなかった主要事項の基本論点を検討すると共に，会社法についての事案の分析力を鍛錬する。新カリキュラムにおける商法演習Ⅱ，商法総合演習とクラス合併し，内容的に同等の学修を行う計画のため，両方の授業の内容が隔週で取り上げられる計画であるが，クラス編成の結果，これと異なる授業進行を行うこととなるときは，開講時に変更を指示する。

受講者は，予習指示書に掲載された事例問題，改正法に関する解説などを予習し，設問に対する答案又は解答メモを用意した上で演習に出席することが求められる。予習指示書に，事案に関連した裁判例（抜粋した判旨。必要に応じて事実の概要を付す。）を掲載しており，解答の作成に際しては，それらの裁判例の参照を求める。毎回の演習後には，担当者および設問を決めて，授業内容を反映させた復習レポートの提出を求める。

2019 年 12 月に成立した企業統治関係の会社法改正を取り入れ，最新判例が問いかける新たな解釈問題にも対応する。

各回の授業で扱う課題を考える際の基礎になる会社法のルールについては，商法演習Ⅰで扱った部分も含めて，各自で確認をしておく必要がある。また，各回の事例問題等に解答するために必要な限りで，他の法分野（例えば，民法，民事訴訟法，民事保全法など）のルールについても，確認をしておく必要がある。

新判例の登場などにより，内容を見直す必要が生じた場合には，取り上げるトピックを変更することがある。変更がある場合には，改めて指示する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

(1) 株式や会計に関するルール，企業の買収，合併等の組織再編行為など，近時の会社法判例を賑わす問題，企業法務の観点から重要な制度運用の問題につき，想定事例に基づいた検討を重ねることで，会社法を巡る法律問題の紛争解決に携わる法曹としての技能を磨く。
(2) 事例問題を解く実習を通じて，商事実体法の要件効果思考の安定的な理解を定着させ，実体法と手続法を総合的に駆使し，法曹としての商事紛争処理能力を涵養する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	演習の進め方，■役員の選任・役員報酬と株主総会，□種類株式 （■を付したトピックは商法演習Ⅱに対応し，□を付したトピックは新カリキュラム上の商法総合演習に対応する。） 演習の進め方を確認する。取締役の選任手続（社外取締役の選任，監査等委員である取締役の選任を含む），株主総会における報酬の決定手続について，令和元年 12 月に成立した会社法改正法の内容にしたがって検討する。 新カリキュラムとの間で内容の同等性を確保するため，種類株式に関する解説講義を行う（オンデマンド動画により行う予定）。	教材に掲載した判例を手がかりに事例問題の考え方，解き方を検討する。授業後には，指名された担当者が事例問題の解答を作成して提出する。以下同じ。
第 2 回	□役員の業務執行と任務懈怠責任 経営判断原則，法令違反行為，監視義務違反，内部統制システム構築義務違反などの類型に応じた役員の任務懈怠責任について，事例問題を素材に検討する。株主代表訴訟が提起された場合における弁護費用の負担について，令和元年会社法が新たに定めた補償契約の果たす役割などを整理する。	
第 3 回	■株主の総会参与権と株主総会決議の瑕疵 株主総会における役員の説明義務，株主提案権（令和元年会社法改正の内容を含む。）と議案の採決方法，議決権の行使方法（書面投票，議決権代理行使，議決権不統一行使）など，株主総会決議に関する諸論点を検討しつつ，決議の瑕疵を争う訴訟の立て方について，事例問	

題を素材に検討する。

第 4 回　□取締役の忠実義務違反と任務懈怠責任

取締役の利益相反取引，競業取引，会社機会の法理など，取締役の忠実義務違反が問題となる場面における責任問題について，事例問題を素材に検討する。令和元年会社法改正の規律を理解するために，役員損害賠償責任保険の会社法における取扱い，利益相反取引に際して社外取締役が果たし得る役割についても整理する。

第 5 回　■株主平等・利益供与・自己株式の取得と株主総会

引き続き，株主総会決議の瑕疵に関する論点を検討する。この回では，株主総会の議決権行使に関する利益供与が疑われる行為から生じる法律問題，手続規制違反の違法な自己株式取得等，株主平等原則が問題となる事例問題を素材に検討する。

第 6 回　□株式資格の確定と株主総会における株主権の行使

譲渡制限株式あるいは振替株式の譲渡，株式の共同相続などが生じ，株主資格の確定が必要な場面における株主名簿の名義書換，基準日，権利行使者の指定など，株主権行使上の問題について，事例問題を素材に検討する。

第 7 回　■合併等の組織再編の差止と無効

合併等の組織再編における標準的な手続と，簡易再編，略式再編が認められる場合の手続，株主に与えられる救済の違いを解説する。

合併等の対価に生じる株式の端数の処理，合併比率の不公正等の場合における救済，合併等の無効事由，合併等の効力を争う訴訟の立て方について，事例問題を素材に検討する。

第 8 回　□計算・違法配当責任

計算書類，資本制度，資本金・準備金の減少，剰余金の処分，自己株式の取得，違法配当責任などに関する基礎知識を確認し，事例問題を素材に検討する。また，会計帳簿等の閲覧謄写請求権についても検討する。

第 9 回　■組織再編における株主の経済的利益の保護

組織再編により会社に損害が生じる場合と，株主のみに損害が生じる場合を明らかにし，それらの場合に与えられる救済手段を，組織再編の効力と責任問題を中心に検討する。後半では，株式買取請求権が行使された場合の「公正な価格」について，最高裁判所の判例を素材に検討する。

第 10 回　□募集株式・新株予約権の発行 1

募集株式の発行，募集新株予約権，新株予約権無償割当の差止と無効，違法に募集株式が発行された場合における会社の損害と役員の責任問題につき，事例問題を素材に検討する。

第 11 回　■組織再編における会社債権者の保護

組織再編行為が会社債権者の利益を害する場合に，会社債権者の利益を保護するための手続規制を理解し，会社債権者に与えられる救済とその要件効果につき，事例問題を素材に検討する。

第 12 回　募集株式・新株予約権の発行 2

募集株式，募集新株予約権の無効と不存在，現物出資，特に債権の現物出資がなされた場合の注意点と救済手段，新株予約権を行使して発行された株式の無効と発行不存在などにつき，事例問題を素材に検討する。

第 13 回　■親子会社関係の形成と株主代表訴訟

株式交換，株式移転，令和元年改正法により導入された株式交付など，親子会社関係を形成するための組織再編制度を比較する。完全親子会社関係の形成と株主代表訴訟の関係について事例を素材に問題点を検討する。

第 14 回　□会社の設立，株式の発行と出資の払込

会社の設立における発起人の権限，財産引受と開業準備行為の効力，設立時または募集株式発行時における現

物出資，出資の払込の仮装につき，事例問題を素材に検討する。

第 15 回　■株式の消却・併合と株式の全部取得・特定支配株主による売渡請求

株式投資単位の調整に関する株式の併合，単元株制度につき検討した後，全部取得条項付種類株式を用いた株式の全部取得に関する裁判例の検討を踏まえて，特定支配株主による売渡請求を行う手続と株主に与えられる救済を考える。

予習の内容

予習指示書に掲載された課題（テキストの設例，その他の事例問題等）の検討，答案または解答メモの準備。

標準的な予習時間

1 週あたり 3〜4 時間

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

ゼミの議論への参加・貢献度　10%

平常の発言から判断される予習状況，復習レポートの内容および提出状況。なお，欠席は減点事由である。

課題小レポート　10%

復習レポートの提出状況，問題点の把握，適用規範の摘示と事実への当てはめ，論述の論理性，説得性

期末試験　80%

事案の整理・分析，適用規範の摘示，適用法条の要件の摘示と事実への当てはめ，法律効果の発生不発生の検討，文章表現力，論述の論理性・説得力

＜参考文献/Reference Book ＞

江頭憲治郎『株式会社法』第 7 版（有斐閣，2017）
伊藤靖史・大杉謙一・松井秀征・田中亘『《Legal Quest》会社法』第 4 版（有斐閣，2018）
伊藤靖史・伊藤雄司・大杉謙一・齊藤真紀・田中亘・松井秀征『事例で考える会社法』第 2 版（有斐閣，2015）
山下友信・神田秀樹　編『商法判例集』第 8 版（有斐閣，2020）
岩原紳作・神作裕之・藤田友敬　編『会社法判例百選』第 3 版（有斐閣，2016）
坂本三郎　編著『一問一答　平成 26 年改正会社法』第 2 版（商事法務，2015）
田中亘『会社法』第 3 版（東京大学出版会，2021.3 刊行予定），ISBN:9784130323949
神田秀樹『会社法』第 22 版（弘文堂，2020）
竹林俊憲編著『一問一答令和元年改正会社法』（商事法務，2020）
髙橋美加＝笠原武朗＝久保大作＝久保田安彦『会社法』第 3 版（弘文堂，2020）
その他，課題とする文献，参考文献を指示することがある。

＜備考/Remarks ＞

Zoom ミーティングを用いてリアルタイムで双方向対話のできる授業を行う。通信状況が悪化する場合に備えて，リアルタイム授業を録画し，研究科の指定する方法・ルールに従い視聴を認める。教材は，全て研究科の指定する方法により OneDrive 経由で配付する。

月曜日 1 講時

61200169-002　　○商法総合演習-2

2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar 対面授業/Face-to-face learning

Comprehensive Commercial Law Seminar-2

木下　孝治

＜概要/Course Content Summary ＞

★ ２単位で行う商法総合演習は，２０１９年度以前に入学した旧カリキュラム生のみ受講することができる。

前年度における商法演習Ⅰの履修を踏まえて，そこでは取り上げられなかった主要事項の基本論点を検討すると共に，会社法についての事案の分析力を鍛錬する。新カリキュラムにおける商法演習Ⅱ，商法総合演習とクラス合併し，内容的に同等の学修を行う計画のため，両方の授業の内容が隔週で取り上げられる計画であるが，クラス編成の結果，これと異なる授業進行を行うこととなるときは，開講時に変更を指示する。

受講者は，予習指示書に掲載された事例問題，改正法に関する解説などを予習し，設問に対する答案又は解答メモを用意した上で演習に出席することが求められる。予習指示書に，事案に関連した裁判例（抜粋した判旨。必要に応じて事実の概要を付す。）を掲載しており，解答の作成に際しては，それらの裁判例の参照を求める。毎回の演習後には，担当者および設問を決めて，授業内容を反映させた復習レポートの提出を求める。

2019 年 12 月に成立した企業統治関係の会社法改正を取り入れ，最新判例が問いかける新たな解釈問題にも対応する。

各回の授業で扱う課題を考える際の基礎になる会社法のルールについては，商法演習Ⅰで扱った部分も含めて，各自で確認をしておく必要がある。また，各回の事例問題等に解答するために必要な限りで，他の法分野（例えば，民法，民事訴訟法，民事保全法など）のルールについても，確認をしておく必要がある。

新判例の登場などにより，内容を見直す必要が生じた場合には，取り上げるトピックを変更することがある。変更がある場合には，改めて指示する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

(1) 株式や会計に関するルール，企業の買収，合併等の組織再編行為など，近時の会社法判例を賑わす問題，企業法務の観点から重要な制度運用の問題につき，想定事例に基づいた検討を重ねることで，会社法を巡る法律問題の紛争解決に携わる法曹としての技能を磨く。

(2) 事例問題を解く実習を通じて，商事実体法の要件効果思考の安定的な理解を定着させ，実体法と手続法を総合的に駆使し，法曹としての商事紛争処理能力を涵養する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	演習の進め方，■役員の選任・役員報酬と株主総会，□種類株式 （■を付したトピックは商法演習Ⅱに対応し，□を付したトピックは新カリキュラム上の商法総合演習に対応する。） 演習の進め方を確認する。取締役の選任手続（社外取締役の選任，監査等委員である取締役の選任を含む），株主総会における報酬の決定手続について，令和元年 12 月に成立した会社法改正法の内容にしたがって検討する。 新カリキュラムとの間で内容の同等性を確保するため，種類株式に関する解説講義を行う（オンデマンド動画により行う予定）。	教材に掲載した判例を手がかりに事例問題の考え方，解き方を検討する。授業後には，指名された担当者が事例問題の解答を作成して提出する。以下同じ。
第 2 回	□役員の業務執行と任務懈怠責任 経営判断原則，法令違反行為，監視義務違反，内部統制システム構築義務違反などの類型に応じた役員の任務懈怠責任について，事例問題を素材に検討する。株主代表訴訟が提起された場合における弁護費用の負担について，令和元年会社法が新たに定めた補償契約の果たす役割などを整理する。	
第 3 回	■株主の総会参与権と株主総会決議の瑕疵 株主総会における役員の説明義務，株主提案権（令和元年会社法改正の内容を含む。）と議案の採決方法，議決権の行使方法（書面投票，議決権代理行使，議決権不	

統一行使）など，株主総会決議に関する諸論点を検討しつつ，決議の瑕疵を争う訴訟の立て方について，事例問題を素材に検討する。

第 4 回　□取締役の忠実義務違反と任務懈怠責任

取締役の利益相反取引，競業取引，会社機会の法理など，取締役の忠実義務違反が問題となる場面における責任問題について，事例問題を素材に検討する。令和元年会社法改正の規律を理解するために，役員損害賠償責任保険の会社法における取扱い，利益相反取引に際して社外取締役が果たし得る役割についても整理する。

第 5 回　■株主平等・利益供与・自己株式の取得と株主総会

引き続き，株主総会決議の瑕疵に関する論点を検討する。この回では，株主総会の議決権行使に関する利益供与が疑われる行為から生じる法律問題，手続規制違反の違法な自己株式取得等，株主平等原則が問題となる事例問題を素材に検討する。

第 6 回　□株式資格の確定と株主総会における株主権の行使

譲渡制限株式あるいは振替株式の譲渡，株式の共同相続などが生じ，株主資格の確定が必要な場面における株主名簿の名義書換，基準日，権利行使者の指定など，株主権行使上の問題について，事例問題を素材に検討する。

第 7 回　■合併等の組織再編の差止と無効

合併等の組織再編における標準的な手続と，簡易再編，略式再編が認められる場合の手続，株主に与えられる救済の違いを解説する。

合併等の対価に生じる株式の端数の処理，合併比率の不公正等の場合における救済，合併等の無効事由，合併等の効力を争う訴訟の立て方について，事例問題を素材に検討する。

第 8 回　□計算・違法配当責任

計算書類，資本制度，資本金・準備金の減少，剰余金の処分，自己株式の取得，違法配当責任などに関する基礎知識を確認し，事例問題を素材に検討する。また，会計帳簿等の閲覧謄写請求権についても検討する。

第 9 回　■組織再編における株主の経済的利益の保護

組織再編により会社に損害が生じる場合と，株主のみに損害が生じる場合を明らかにし，それらの場合に与えられる救済手段を，組織再編の効力と責任問題を中心に検討する。後半では，株式買取請求権が行使された場合の「公正な価格」について，最高裁判所の判例を素材に検討する。

第 10 回　□募集株式・新株予約権の発行 1

募集株式の発行，募集新株予約権，新株予約権無償割当の差止と無効，違法に募集株式が発行された場合における会社の損害と役員の責任問題につき，事例問題を素材に検討する。

第 11 回　■組織再編における会社債権者の保護

組織再編行為が会社債権者の利益を害する場合に，会社債権者の利益を保護するための手続規制を理解し，会社債権者に与えられる救済とその要件効果につき，事例問題を素材に検討する。

第 12 回　募集株式・新株予約権の発行２

募集株式，募集新株予約権の無効と不存在，現物出資，特に債権の現物出資がなされた場合の注意点と救済手段，新株予約権を行使して発行された株式の無効と発行不存在などにつき，事例問題を素材に検討する。

第 13 回　■親子会社関係の形成と株主代表訴訟

株式交換，株式移転，令和元年改正法により導入された株式交付など，親子会社関係を形成するための組織再編制度を比較する。完全親子会社関係の形成と株主代表訴訟の関係について事例を素材に問題点を検討する。

第 14 回　□会社の設立，株式の発行と出資の払込

会社の設立における発起人の権限，財産引受と開業準備行為の効力，設立時または募集株式発行時における現物出資，出資の払込の仮装につき，事例問題を素材に検討する。

第 15 回　■株式の消却・併合と株式の全部取得・特定支配株主による売渡請求

株式投資単位の調整に関する株式の併合，単元株制度につき検討した後，全部取得条項付種類株式を用いた株式の全部取得に関する裁判例の検討を踏まえて，特定支配株主による売渡請求を行う手続と株主に与えられる救済を考える。

予習の内容

予習指示書に掲載された課題（テキストの設例，その他の事例問題等）の検討，答案または解答メモの準備。

標準的な予習時間

1 週あたり 3〜4 時間

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

ゼミの議論への参加・貢献度　10%

平常の発言から判断される予習状況，復習レポートの内容および提出状況。なお，欠席は減点事由である。

課題小レポート　10%

復習レポートの提出状況，問題点の把握，適用規範の摘示と事実への当てはめ，論述の論理性，説得性

期末試験　80%

事案の整理・分析，適用規範の摘示，適用法条の要件の摘示と事実への当てはめ，法律効果の発生不発生の検討，文章表現力，論述の論理性・説得力

＜参考文献/Reference Book ＞

江頭憲治郎『株式会社法』第 7 版（有斐閣，2017）
伊藤靖史・大杉謙一・松井秀征・田中亘『《Legal Quest》会社法』第 4 版（有斐閣，2018）
伊藤靖史・伊藤雄司・大杉謙一・齊藤真紀・田中亘・松井秀征『事例で考える会社法』第 2 版（有斐閣，2015）
山下友信・神田秀樹　編『商法判例集』第 8 版（有斐閣，2020）
岩原紳作・神作裕之・藤田友敬　編『会社法判例百選』第 3 版（有斐閣，2016）
坂本三郎　編著『一問一答　平成 26 年改正会社法』第 2 版（商事法務，2015）
田中亘『会社法』第 3 版（東京大学出版会，2021.3 刊行予定），ISBN:9784130323949
神田秀樹『会社法』第 22 版（弘文堂，2020）
竹林俊憲編著『一問一答令和元年改正会社法』（商事法務，2020）
髙橋美加＝笠原武朗＝久保大作＝久保田安彦『会社法』第 3 版（弘文堂，2020）

その他，課題とする文献，参考文献を指示することがある。

＜備考/Remarks ＞

対面授業により実施する。この場合には，教材は，研究科内で紙により配付するほか，OneDrive 経由でファイルを提供する。また，予習用の動画をオンデマンドで適宜配信する。
通信状況が悪化する場合に備えて，リアルタイム授業を録画し，研究科の指定する方法・ルールに従い視聴を認める。教材は，全て研究科の指定する方法により OneDrive 経由で配付する。

授業実施方法一覧に記載の事由があるときは，必要な期間につきオンライン授業を受講することもできます。研究科の定める方法で担当教員及び事務室に申し出てください。

月曜日 2 講時

61200168-001　　△民事訴訟法総合演習-1

2 単位/Unit　　秋学期/Fall　　今出川/Imadegawa　演習/Seminar

Comprehensive Civil Procedure Seminar-1

園田　賢治

＜概要/Course Content Summary ＞

民事訴訟法総合演習では，民事訴訟法演習 I・II の履修を踏まえて，民事訴訟法（判決手続に限る）上重要で，より複雑な理論上または実務上の問題を中心として，担当教員と受講者，あるいは受講者相互間の討論などにより検討する。また，何度かレポートを提出してもらうことも予定している。

本演習で扱う事例問題は，民事訴訟法上の複数の論点が絡むものが多い。従って，以下に掲げた各回のテーマは，検討する問題の一部分であり，一応の目安にとどまる。また，新たな重要判例が現われるなどの状況に応じて，内容の省略・変更や，順序の変更が行われる可能性もある。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

民事訴訟法上の重要で複雑な問題の総合的な観点からの分析を通じて，法曹に必要な問題発見能力，分析能力，事件処理能力等を涵養することを目的とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　将来給付の訴えの利益
第 2 回　確認の利益／債務不存在確認訴訟
第 3 回　重複訴訟の禁止／通常共同訴訟／再審
第 4 回　当事者の確定／任意的当事者変更
第 5 回　法人でない社団／訴訟承継／独立当事者参加
第 6 回　債権者代位訴訟
第 7 回　弁論主義／一部請求
第 8 回　証明責任／証明負担の軽減
第 9 回　文書提出命令／訴えの取下げ
第 10 回　訴訟上の和解／口頭弁論終結後の承継人
第 11 回　固有必要的共同訴訟／既判力の縮小
第 12 回　主観的予備的併合／主観的追加的併合／自白
第 13 回　補助参加／訴訟告知
第 14 回　複数請求訴訟と上訴／多数当事者訴訟と上訴
第 15 回　まとめと補充

予習の内容

配付された事例問題の検討。資料として配付された判例，参考文献の精読。

標準的な予習時間

3 時間以上必要

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

授業での発言内容，課題への取組み状況，欠席状況など

期末試験　90%

学期末に論述式試験を行う。期末試験では，複数の論点が含まれた事案を素材とした事例問題を出し，設問の理解度，事案の分析力，条文の解釈・適用力を試す。

＜テキスト/Textbook ＞

配付資料を教材として使用する。

＜参考文献/Reference Book ＞

高橋宏志・高田裕成・畑瑞穂　編『民事訴訟法判例百選』第 5 版（有斐閣，2015），ISBN:9784641115279

＜備考/Remarks ＞

双方向オンライン（Zoom）で実施します。

月曜日 3 講時

61200168-002　　△民事訴訟法総合演習-2

2 単位/Unit　　秋学期/Fall　　今出川/Imadegawa　演習/Seminar

Comprehensive Civil Procedure Seminar-2

園田　賢治

＜概要/Course Content Summary ＞

民事訴訟法総合演習では，民事訴訟法演習 I・II の履修を踏まえて，民事訴訟法（判決手続に限る）上重要で，より複雑な理論上または実務上の問題を中心として，担当教員と受講者，あるいは受講者相互間の討論などにより検討する。また，何度かレポートを提出してもらうことも予定している。

本演習で扱う事例問題は，民事訴訟法上の複数の論点が絡むものが多い。従って，以下に掲げた各回のテーマは，検討する問題の一部分であり，一応の目安にとどまる。また，新たな重要判例が現われるなどの状況に応じて，内容の省略・変更や，順序の変更が行われる可能性もある。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

民事訴訟法上の重要で複雑な問題の総合的な観点からの分析を通じて，法曹に必要な問題発見能力，分析能力，事件処理能力等を涵養することを目的とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　将来給付の訴えの利益
第 2 回　確認の利益／債務不存在確認訴訟
第 3 回　重複訴訟の禁止／通常共同訴訟／再審
第 4 回　当事者の確定／任意的当事者変更
第 5 回　法人でない社団／訴訟承継／独立当事者参加
第 6 回　債権者代位訴訟
第 7 回　弁論主義／一部請求
第 8 回　証明責任／証明負担の軽減
第 9 回　文書提出命令／訴えの取下げ
第 10 回　訴訟上の和解／口頭弁論終結後の承継人
第 11 回　固有必要的共同訴訟／既判力の縮小
第 12 回　主観的予備的併合／主観的追加的併合／自白
第 13 回　補助参加／訴訟告知
第 14 回　複数請求訴訟と上訴／多数当事者訴訟と上訴
第 15 回　まとめと補充

予習の内容

配付された事例問題の検討。資料として配付された判例，参考文献の精読。

標準的な予習時間

3 時間以上必要

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

授業での発言内容，課題への取組み状況，欠席状況など

期末試験　90%

学期末に論述式試験を行う。期末試験では，複数の論点が含まれた事案を素材とした事例問題を出し，設問の理解度，事案の分析力，条文の解釈・適用力を試す。

＜テキスト/Textbook ＞

配付資料を教材として使用する。

＜参考文献/Reference Book ＞

高橋宏志・高田裕成・畑瑞穂　編『民事訴訟法判例百選』第 5 版（有斐閣，2015），ISBN:9784641115279

＜備考/Remarks ＞

双方向オンライン（Zoom）で実施します。

金曜日 1 講時

61200181　〇刑法特講Ⅰ
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture ネット配信授業/Online(e-learning)
Special Lecture on Criminal Law I

十河　太朗

＜概要/Course Content Summary ＞

本科目は，法学未修者の 2 年次以上または法学既修者の 1 年次以上を対象とし，刑法総論について発展的な内容を扱う選択科目である。
刑法総論上の重要問題に関する長文の事例問題を順次取り上げ，「刑法演習Ⅰ」では十分に扱うことのできない事項や学説の内容も含め，応用力の向上と実践的な対応力の修得を目指す。
受講生は，事例問題の解答をレポートとして事前に提出することが求められる。授業では，レポートに講評を加えながら，受講生との質疑応答を通じて事例問題の検討を行う。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

刑法総論上の重要論点について問題の所在や主な判例・学説の内容を踏まえた上で，具体的事例において犯罪論の体系に従い適切に犯罪の成否を判断する能力を身につけることが，到達目標である。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	イントロダクション，罪責の検討方法	基本書やレジュメを読む。レポート担当回のときはレポートを作成する。
第 2 回	実行行為，不真正不作為犯	同上
第 3 回	間接正犯	同上
第 4 回	故意，事実の錯誤	同上
第 5 回	過失	同上
第 6 回	因果関係	同上
第 7 回	違法性の本質，正当行為	同上
第 8 回	正当防衛，緊急避難	同上
第 9 回	責任の本質，原因において自由な行為	同上
第 10 回	違法性の意識	同上
第 11 回	未遂犯	同上
第 12 回	共犯の基礎理論，共同正犯	同上
第 13 回	共犯の諸問題１（共犯と身分，共犯と不作為犯など）	同上
第 14 回	共犯の諸問題２（共犯と錯誤，共犯関係からの離脱，共犯と中止犯など）	同上
第 15 回	総合問題	同上

授業計画は，受講生の理解度等を考慮し，一部変更することがある。

予習の内容
基本書やレジュメを読む。
レポートを作成する（全員が毎回レポートを提出するのではなく，受講生の 4 分の 1 ないし 5 分の 1 を各回のレポート作成の担当者とするため，必須とされるレポート提出の頻度は 4 週に 1 回ないし 5 週に 1 回程度になる予定である）。
標準的な予習時間
0.5 時間／週（レポートの提出があるときは，2 時間／週）

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%
発言内容，レポートの提出状況，欠席状況などから評価する。
期末試験　80%
複数の論点が含まれた事例問題や，基本的な概念を問う論述問題などにより，刑法総論に関する理解度を試す。
教室での期末試験の実施が困難となった場合は，持ち帰り試験（解答時間を限定したレポート試験）等に変更する可能性がある。

＜テキスト/Textbook ＞

井田良・佐伯仁志・橋爪隆・安田拓人『刑法事例演習教材』第 3 版（有斐閣，2020），ISBN:978-4-641-13946-6
十河太朗『刑法事例演習』（有斐閣，2021 年）
配付物
　レジュメ
　レポートの課題（適宜）

＜参考文献/Reference Book ＞

大塚裕史・十河太朗・塩谷毅・豊田兼彦『基本刑法 I 総論』第 3 版（日本評論社，2019），ISBN:978-4-535-52383-8
適宜，指示する。

＜備考/Remarks ＞

授業実施方法：双方向オンライン
　　資料は，その都度 e-class または DUET で配付する。
利用するツール：Zoom，DUET，e-class(資料配付)
担当教員との連絡手段：e-class，DUET，Teams
ネット配信授業の配信方法：通信障害などで授業に参加できなかった場合には，申請に基づいて録画した授業動画を配信する。

金曜日 5 講時

61200182　〇刑法特講Ⅱ
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar ネット配信授業/Online(e-learning)
Special Lecture on Criminal Law II

松原　久利

＜概要/Course Content Summary ＞

本科目は，法学未修者の 2 年次以上または法学既修者の 1 年次以上のうち，主として刑法各論の基礎について復習が必要な者を対象として開講される選択科目である。刑法各論上の重要問題を順次取り上げ，「刑法演習Ⅱ」では十分に扱うことのできない基本的な事項や学説の内容について検討し，基礎学力の定着と応用力の向上を目指す。双方向形式での授業を行う。
定員は，10 人を予定している。受講希望者が定員を超えた場合には，一定の方法で選抜する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

刑法各論上の重要論点を中心に問題の所在や主な判例・学説の内容を踏まえた上で，具体的事例において，論点を見出し，規範を立てあてはめを行う作業をとおして，各犯罪の成立要件を充足するかどうかを事実関係に即して適切に判断する能力を身に付けることが到達目標である。なお，本科目は刑法各論の論点が主な検討対象となっているが，刑法総論が有機的にリンクしている論点に関しては，刑法総論についても射程範囲に入る。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）
第 1 回　生命・身体に対する罪〔殺人罪・傷害罪・遺棄罪等〕
第 2 回　自由・私生活の平穏に対する罪（1）〔逮捕罪・拐取罪等〕
第 3 回　自由・私生活の平穏に対する罪（2）〔強姦罪・住居侵入罪・業務妨害罪等〕
第 4 回　名誉・信用に対する罪〔名誉毀損罪〕
第 5 回　財産に対する罪（1）〔財産罪総論〕
第 6 回　財産に対する罪（2）〔窃盗罪・強盗罪〕
第 7 回　財産に対する罪（3）〔詐欺罪・恐喝罪〕
第 8 回　財産に対する罪（4）〔横領罪・背任罪〕
第 9 回　財産に対する罪（5）〔盗品等罪・毀棄罪・隠匿罪〕
第 10 回　公衆の平穏・安全に対する罪（1）〔騒乱の罪・放火罪〕
第 11 回　公衆の平穏・安全に対する罪（2）〔往来妨害罪〕
公衆の信用に対する罪（1）〔通貨偽造罪〕
第 12 回　公衆の信用に対する罪（2）〔文書偽造罪・有価証券偽造罪等〕
第 13 回　風俗に対する罪・国家の存立に対する罪〔わいせつ罪・内乱罪等〕
第 14 回　国家の作用に対する罪（1）〔公務執行妨害罪・犯人蔵匿罪等〕
第 15 回　国家の作用に対する罪（2）〔偽証罪・賄賂罪〕

予習の内容
あらかじめ配布する事例問題について，論点を挙げ，各論点に関して規範の定立とあてはめを行い，事例の解決に向けた自分の考え方をまとめたレポートを 2 部提出する。提出義務は隔週ごとであるが，希望者は毎回提出してもよい。 1 部はコメントを付して返却する。

標準的な予習時間
2〜3 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%
発言内容，欠席状況などから評価する。
期末レポート試験　80%
複数の論点が含まれた事例問題や，基本的な概念を問う論述問題などにより，刑法各論に関する理解度を試す。
教材の中からセレクトした問題についてあらかじめ起案したレポートを提出してもらい，授業中にレポートを検証しつつ，議論を積み重ねることにより，刑法解釈論の理解力と，規範を立てあてはめができる能力をチェックする。

＜テキスト/Textbook ＞

井田良ほか　『刑法事例演習教材』第 3 版（有斐閣，2020）
配付物

授業の 2 週間前に，オリジナルの事例問題を配付する。

＜参考文献/Reference Book ＞

山口厚・佐伯仁志　編『刑法判例百選Ⅱ 各論』第 8 版（有斐閣，2020），論点に係る判例解説を読むことが求められる。
適宜，指示する。

＜備考/Remarks ＞

授業実施方法：双方向オンライン
資料は前日までに e-class または DUET で配付する
利用するツール：Zoom，DUET，e-class(資料配付)
担当教員との連絡手段：e-class，DUET
オフィスアワーの時間指定はしないが，事前にメールで連絡があれば，
時間を設定してオンラインで対応する
ネット配信授業の配信方法：通信障害などで授業に参加できなかった場合には，申請に基づいて
録画した授業動画を配信する

水曜日 2 講時

61200601　△家族法　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture
Family Law

森山　浩江　　渡邉　泰彦

＜概要/Course Content Summary ＞

基礎的な概念や財産法との関係の確認をふまえ，理解の困難な点，議論（特に判例や実務に対する批判）のある点について，事案等をもとに考える作業を通して，親族法と相続法への理解を深めることをねらいとする。新しい判例にもできるだけ言及する。講義中は随時発言を求める。なお，扱うテーマによって，内容や進め方は異なりうる（たとえば判例・事例を扱う比重や，かける時間など）。

講義は，第 1 〜8 回で渡邉が親族法を，第 9〜15 回で森山が相続法を担当する。相続法については，相続法改正による変化および注意すべき点にも言及しながら進める。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

基礎となる概念・法理等の理解を正確にし，これを応用して事例の解決を具体的に示せるようになる。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　婚姻
第 2 回　離婚
第 3 回　内縁
第 4 回　実親子関係
第 5 回　縁組，特別養子縁組
第 6 回　親権，未成年後見
第 7 回　成年後見
第 8 回　中間試験(親族法)
第 9 回　相続法の動向，相続人，相続の承認・放棄
第 10 回　相続回復請求権，占有等の承継
第 11 回　相続の効力
第 12 回　遺産共有，配偶者の居住権
第 13 回　遺産分割，特別の寄与
第 14 回　遺言
第 15 回　遺留分

受講者との相談により，授業計画を変更する可能性もある。授業時間外の学習，予習の内容については，テーマにより異なるため，随時指示する。標準的な予習時間を 1〜2 時間と予定するが，扱うテーマにより異なる。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点(クラス参加，グループ作業の成果，欠席状況等)　20%
発言および欠席状況をもとに評価する。親族法，相続法で各 10%とする。
中間試験　40%
基本的事項の理解の正確さおよび応用力・論理力
期末試験　40%
基本的事項の理解の正確さおよび応用力・論理力
親族法と相続法の各 50 点満点を合算して最終の成績評価を決定する。親族法(第 1 回〜8 回)は中間試験 40 点と平常点 10 点，相続法(第 9 回〜15 回)は期末試験 40 点と平常点 10 点とする。
出席したことにより，加点はされない。確認の小テストを行う場合には，その評価は，平常点に含む。

＜参考文献/Reference Book ＞

水野紀子・大村敦志　編『民法判例百選Ⅲ 親族・相続－別冊ジュリスト 239－』第 2 版（有斐閣, 2018.3）, ISBN:9784641115392

＜備考/Remarks ＞

教室で対面授業を行う。講義資料は前日までに DUET で配信する。

月曜日 4 講時

61200196　△商行為法・手形法　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture
Commercial Transactions

木下　孝治

＜概要/Course Content Summary ＞

本講義は，商行為法と手形法･小切手法の基本を習得し，理解を深めることを目的とする。
スライド形式の講義資料に基づいて概要を講義しつつ，適宜，質疑応答の場を設ける。会社法総則・商法総則の概説を含む。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

基礎知識を確実に習得し，商行為法と手形法に関する基礎を理解することを基本的到達目標とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　商行為法総論
商行為法と手形法・小切手法の商法における体系的地位を明らかにした後，商行為法の法源，その体系と特色，その適用範囲を画する基本概念である商人・商行為概念について検討する。個人商人の商人資格取得時期についても検討する。

第 2 回　商事売買
商事売買の特徴を概観し，国際商事売買に関する種々の規律の適用範囲を学ぶ。
「取引基本契約」のモデルをベースに，商事売買の成立と商品の引渡し，受領にかかる商行為法の特則を検討する。商事代理に係る特則もここで扱う。

第 3 回　商事売買の決済と債権の保全
商事売買の代金支払いを巡る法律問題と債権の担保手段，特に，商事留置権について検討する。投資取引に利用される匿名組合，特殊の決済手段としての交互計算も，ここで検討する。

第 4 回　仲立営業と問屋営業
証券会社，不動産仲介業者の事業活動を例に，仲立営業と問屋営業に係る法律問題を検討する。旅行代理店の事業活動を例に，代理商についてもここで触れる。

第 5 回　運送営業
運送営業と運送契約の種類を概観した後，物品運送に係る運送契約の成立，運送人の権利義務，さらに，荷受人の地位を整理する。その後，時間をとって運送人の責任について検討する。

第 6 回　場屋営業と倉庫営業
場屋営業と倉庫営業について検討する。

第 7 回　商行為法のまとめ，会社法総則
商行為法のまとめを行い，併せて，代理商，商号，商業使用人等の商法総則上の問題を検討する。

第 8 回　有価証券法総説・銀行取引と手形
商取引との関連における銀行の機能を確認した後，銀行取引の一環として，約束手形，為替手形，小切手の経済的機能について検討する。電子記録債権法（電子手形），手形交換所制度について概説する。

第 9 回　約束手形の振出
約束手形の一生を概観する。その後，約束手形の振出との関連において，約束手形の成立に関する学説の争い，手形が厳格な要式証券であることの意味，さらに，法人の署名をめぐる法律問題を検討する。

第 10 回　手形行為の有効要件と他人による手形行為
民法の法律行為論と関連づけながら，手形行為の有効要件について検討する。手形行為能力や手形行為と公序良俗違反の関係についても検討する。続いて，他人による手形行為として，手形の代理と機関方式の手形行為について検討する。最後に，変造について簡単に触れる。

第 11 回　白地手形
白地手形の意義を明らかにした後，白地手形の成立，流通，権利行使について検討する。満期白地をめぐる法律問題のほか，白地の不当補充について丁寧に検討する。

第 12 回　約束手形の裏書
手形の流通方法に係る法律問題を，譲渡裏書の種類，譲渡裏書の効力，裏書の方式等に分けて検討する。特殊の裏書のほか手形保証についても簡単に触れる。

第 13 回　手形の善意取得・抗弁の切断
　手形の善意取得制度を，動産の善意取得制度と関連づけて検討する。続いて，抗弁の切断について，その経済的機能と関連付けて検討する。
第 14 回　約束手形の支払いと遡求
　約束手形の満期前の支払い，支払呈示期間内における支払い，支払呈示期間経過後の支払いについて，振出人の免責との関連に留意しつつ，検討する。支払猶予についても，ここで検討する。最後に，遡求について検討する。
第 15 回　手形上の権利の消滅と利得償還請求権，除権決定・手形訴訟
　手形上の権利の消滅（時効）をめぐる法律問題を概観した後，利得償還請求権の意義，発生要件，その権利の行使・譲渡について検討する。続いて，手形の喪失と除権決定および手形訴訟について検討する。

予習の内容
　受講生には，講義のプレゼン資料を配付する。受講生は，各講義のテーマについて教科書や百選を参考に，予習をし，少なくとも，わからない事項を特定して，具体的な質問ができる状態で出席することが求められる。
標準的な予習時間
　法学部などにおいて既に学修済の場合には 2 時間，未学修の場合には 3 時間程度の予習が必要と見込まれる。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%
　質疑討論への参加状況を総合的に配慮する。欠席は平常点から減点する。
期末試験　80%
　受講者が少ないときは，期末試験に代えてレポート試験を行うことを原則とする。

＜テキスト/Textbook ＞

森本滋　編『商法総則講義』第 3 版（成文堂，2007）
森本滋　編『商行為法講義』第 3 版（成文堂，2009）
森本滋　編『手形法小切手法講義』第 2 版（成文堂，2010）

＜参考文献/Reference Book ＞

北村雅史編『商法総則・商行為法』（法律文化社，2018）
落合誠一・大塚龍児・山下友信『商法 I ―総則･商行為』第 6 版（有斐閣，2019）
大塚龍児ほか『商法Ⅲ―手形・小切手』第 5 版（有斐閣，2018）
川村正幸『手形・小切手法』第 4 版（新世社，2018）

＜備考/Remarks ＞

　この授業は，オンライン授業で行うことを原則とする。質問を受ける機会を確保するために，Zoom ミーティングを用いてリアルタイムで授業を行い，授業時間中の解説部分を録画し，研究科の定める方法により，復習のために録画を視聴できるようにする。教材は，電子メールおよび研究科の定める方法により OneDrive を介して配付する。
　秋学期の開講時または学期中に，教室において対面授業を行うことが可能になった場合には，受講者と相談の上，教室における対面授業とするか，オンライン授業を継続するかを決定する。

61200602　　〇会社法特講Ⅰ
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture ネット配信授業/Online(e-learning)
Fundamentals of Corporate Law I

山下　友信

＜概要/Course Content Summary ＞

２年次生秋学期の必修科目「商法演習」に臨むための会社法の基礎知識を身につけることを目的とした授業である。会社法の基本事項の理解を確認しながら，関連する基本判例を読み解くことで理解を深める。受講者は，予習として，毎回の指定事項についてテキストを通読するとともに，『商法判例集（第 8 版）』の指定判例を熟読し，事実関係および判旨について教員との質疑応答ができるように備えることを求められる。
第 5 回前後に，判例の読み方を確認するための小レポートを提出することを要する。第 7 回に小テストを実施する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

会社法の基礎的知識の習得とともに，判例の学習を通じて，会社法の規定の解釈論を明らかにした上で具体的な事案への適用を検討し，結論を導くという法律家にとって必須の能力の基礎を身につけることを目的とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	会社の目的	判例Ⅰ-2・3 とこれに関する事項の予習・復習（以下，同様）
第 2 回	株式の譲渡	判例Ⅰ-28・36
第 3 回	株主総会－説明義務，議決権	判例Ⅰ-76・79
第 4 回	株主総会－決議の取消し	判例Ⅰ-85・88
第 5 回	取締役－解任，報酬	判例Ⅰ-97・114
第 6 回	取締役会決議	判例Ⅰ-119・121
第 7 回	小テスト・代表取締役	判例Ⅰ-117・118
第 8 回	取締役の利益相反取引	判例Ⅰ-107・108
第 9 回	取締役の競業避止義務，忠実義務	判例Ⅰ-101・135
第 10 回	取締役の責任－経営判断原則，法令違反	判例Ⅰ-128・129
第 11 回	取締役の責任－監視義務違反，内部統制システム	判例Ⅰ-132・134
第 12 回	取締役の第三者に対する責任	判例Ⅰ-147・150
第 13 回	募集株式発行の差止	判例Ⅰ-55・58
第 14 回	募集株式発行の無効	判例Ⅰ-52・65
第 15 回	設立－開業準備行為，財産引受	判例Ⅰ-16・17

予習の内容
「授業の概要」に記載した内容を予習してくること
標準的な予習時間
2 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
授業での発言・質問内容，欠席状況。
小レポート２回　20%
第１回は，判決の事実と判旨を適切に整理しているかによる。第２回は，授業の内容を理解して，文章化できているかによる。
期末レポート試験　70%
筆記試験による期末試験に準じて，授業の内容全般について理解し，文章化できているかによる。

＜テキスト/Textbook ＞

伊藤靖史・大杉健一・田中亘・松井秀征『会社法（リーガルクエスト）』第 4 版（有斐閣，2018）
山下友信・神田秀樹　編『商法判例集』第 8 版（有斐閣，2020）

＜参考文献/Reference Book ＞

岩原紳作ほか編『会社法判例百選』第 3 版（有斐閣，2016）

＜備考/Remarks ＞

Zoom を利用して双方向オンライン授業を行う。授業に関する連絡およびレポートの提出はメールによる。レジュメ等の資料は研究科 OneDrive およびＴＫＣ教育支援システムにより提供する。なお，授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。

水曜日 5 講時

61200603　△会社法特講Ⅱ　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture
Fundamentals of Corporate Law II

木下　孝治

＜概要/Course Content Summary ＞

この講義は，商法総合演習を既に受講した者を主な対象として，事例問題の起案実習および復習講義の組み合わせを通じて，企業法務に従事する法律専門家に必要とされる問題点の的確な発見，的確な起案のスキルを鍛えることを目的とする。

教材の一部には，商法総合演習の教材のうち，教材スリム化のために使用しなかった問題，教材に用いた事例を基にして作成した派生問題，発展問題を用いる。また，授業回数の制限があるために商法演習Ⅰ，同Ⅱ，商法総合演習を通じて学修の機会がなかった法律問題についても補足的な解説講義を行い，必要に応じて問題演習を行う。

以上の次第で，商法総合演習との連続性を意識して組み立てた授業となるが，商法総合演習を受講しなかった者の履修に支障がないように配慮することはもちろんであり，幅広い受講を歓迎する。但し，商法総合演習の受講を忌避する手段に利用されることを防ぐため，同演習の非受講者については，同演習を受講した場合と同等のレポート提出を義務づける。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

事例問題を解く実習を通じて，商事実体法の要件効果思考の安定的な理解を定着させ，実体法と手続法を総合的に駆使し，法曹としての商事紛争処理能力を涵養する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第１回	会社法に基づく取引保護 会社が当事者となる対外取引の有効要件，効果帰属要件が問題となる事案を検討する。受講者の起案を題材として，適切な適用法条が選択されているか，要件に対応する事実が的確に指摘されて適切な評価がなされているか，等の注意点を解説する。	復習起案の提出。提出された起案についての個別面談指導
第２回	役員の任務懈怠責任―監査，内部統制と監視義務 役員または会社の使用人がなした行為につき，役員が任務懈怠責任を問われる事案を検討する。行為者自身の責任と，損害発生の回避に向けられるべき注意義務の違反のそれぞれについて，起案作成上の注意点を解説する（解説の力点については，以下の授業につき同じ）。	
第３回	公開会社の株主総会 公開会社の株主総会における情報開示，議事運営，採決に関する論点の検討を経て，役員報酬決議の瑕疵が争われる事案を検討する。	
第４回	非公開会社の株主総会（１） 非公開会社において，適法な総会招集手続がなされていない場合，株式譲渡または株式相続により株主が変動する場合に，株主総会決議の瑕疵が問われる事案を検討する。	
第５回	非公開会社の株主総会（２） 非公開会社において，株主毎に属人的な定めをなす定款変更決議の効力，一部の株主に対して株式の売渡を求める決議の効力などが問われる事案を検討する。非公開会社において種類株式が利用される場面を念頭に置いて，種類株式制度に関する事例問題を検討する。	
第６回	監査等委員会設置会社と社外取締役の利用 社外取締役の選任，社外取締役の責任制限，監査等委員の報酬と監査権限など，監査等委員及び社外取締役に関する事案を検討する。	
第７回	公開会社の募集株式発行 公開会社が株式の有利発行，特定引受人に対する株式発行などを行う場合に，株主に与えられる救済が問われる事案を検討する。	
第８回	非公開会社の募集株式発行 非公開会社において募集株式が発行された場合に，株	

式発行の効力，株式発行を行った取締役の責任などが問われる事案を検討する。

第９回　非金銭報酬としての新株予約権の利用
　いわゆるストックオプションとして新株予約権が発行されるための手続，対価の払込，手続に瑕疵がある場合に株主に与えられる救済などが問題となる事案を検討する。

第 10 回　合併の手続と株主の救済
　吸収合併が簡易合併に該当するか否かの検討を経て，合併の手続に瑕疵がある場合に株主に与えられる救済が問われる事案を検討する。

第 11 回　株式交換と株主代表訴訟の帰趨
　株主が取締役の責任を追及する代表訴訟を提起するとき，相前後して株主交換が行われたことによる代表訴訟の帰趨を検討する。また，株式交換により株主が不利益を被る場合に，株主に与えられる救済を問う事案を検討する。

第 12 回　会社分割と会社債権者の保護
　会社分割により取引債権が吸収分割承継会社に承継される債権者，承継されない残存債権者が，会社分割の効力を争うことができるか，それぞれの取引債権の支払を誰に対して求めることができるかを問う事案を検討する。

第 13 回　取締役の第三者に対する責任
　会社が経営危機に瀕する状況において，取引先が会社の取締役に対して責任を追及することができるかを問う事案を検討する。

第 14 回　自己株式の取得と株式併合
　少数派株主を締め出す目的で自己株式が取得され，または株式併合がなされる場合に，株主に与えられる救済を問う事案を検討する。

第 15 回　最新判例の検討と総まとめ
　注目すべき最新判例を選び出し，そこで示された判例法理が問題となる事案を検討する。

起案指導の方法，添削指導の頻度などは，受講者数と受講者の負担を見ながら適宜調整したい。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点(出席，クラス参加，グループ作業の成果等)　10%
　授業への参加状況，欠席状況
小レポート　20%
　起案の提出状況
期末試験　70%
　授業内容の定着度，答案の論理性，説得性
受講者数が少ないときは，期末の筆記試験に代えてレポート試験を行う。

＜テキスト/Textbook ＞

西岡清一郎・大門匡　編『商事関係訴訟』改訂版（青林書院，2013）
　平成２６年改正法，令和元年改正法の内容には対応していない。主に，商法演習Ⅰがカバーする範囲の要点を復習する上で有益である。

＜備考/Remarks ＞

　この授業は，オンライン授業で行うことを原則とする。質問を受ける機会を確保するために，Zoom ミーティングを用いてリアルタイムで授業を行い，授業時間中の解説部分（授業後の質疑応答部分を除く）を録画し，研究科の定める方法により，Vimeo を介して復習のために録画を視聴できるようにする。教材は，電子メールおよび研究科の定める方法により OneDrive を介して配付する。
　秋学期の開講時または学期中に，教室において対面授業を行うことが可能になった場合には，受講者と相談の上，教室における対面授業とするか，オンライン授業を継続するかを決定する。

木曜日 3 講時

61200190　　○民事訴訟法特講
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture ネット配信授業/Online(e-learning)
Special Lecture on Civil Procedure

中西　正

＜概要/Course Content Summary ＞

民事訴訟法のなかで，いくつかの重要なテーマを取りあげ，基礎理論を確認するとともに，学説・判例を検討する。詳細なレジュメに基づき，講義をする。民事訴訟法のより正確な理解と応用力の養成に，力を注ぎたい。民事訴訟法の理解をより正確にしたいと思っている学生を対象としたい。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

民事訴訟法の基礎理論をマスターすることと，具体的事案と関連づけて判例や学説を理解することを，目標とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	既判力の機能（積極的効力，遮断効） 既判力の客観的範囲	レジュメと，レジュメに引用のある教科書の頁を，しっかりと読むこと。
第 2 回	既判力の主観的範囲 口頭弁論終結後の承継人への既判力の拡張	同上
第 3 回	既判力（その他の問題） 訴訟承継	同上
第 4 回	訴訟担当の諸問題	同上
第 5 回	重複訴訟の禁止	同上
第 6 回	再審 判決の無効	同上
第 7 回	訴訟上の和解	同上
第 8 回	控訴	同上
第 9 回	共同訴訟 通常共同訴訟 同時審判申出共同訴訟	同上
第 10 回	必要的共同訴訟・その１	同上
第 11 回	必要的共同訴訟・その２	同上
第 12 回	補助参加・その１	同上
第 13 回	補助参加・その２	同上
第 14 回	独立当事者参加	同上
第 15 回	まとめ	同上

予習の内容
各自が持っている教科書で，講義のなされる事項が書かれている部分を精読してくること。
事前に配布する資料を読み，問題の所存を把握しておくこと。
標準的な予習時間
2 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
授業への取り組み，発表，欠席状況等
期末試験　90%
事例問題で，法律構成が適切か，論点を拾えているか，論点に関する記述が正確か，など。
授業への取り組みは，出席を基準とする。期末試験は，評価のポイントに記載の通りであるが，論述の論理的明確性は重要なポイントとなる。

＜テキスト/Textbook ＞

三木浩一ほか『民事訴訟法－リーガルクエスト－』第３版（有斐閣，2018 年）
特に指定しない。
資料を事前に配布する予定。

＜参考文献/Reference Book ＞

高橋宏志ほか　編『民事訴訟法判例百選』第 5 版（有斐閣，2015）
高橋宏志『重点講義民事訴訟法　上』第 2 版補訂版（有斐閣，2013）
高橋宏志『重点講義民事訴訟法　下』第 2 版補訂版（有斐閣，2014）
伊藤眞・山本和彦　編『民事訴訟法の争点－新・法律学の争点シリーズ 4－』（有斐閣，2009）

＜備考/Remarks ＞

授業方法について：録画動画をストリーミング配信。

月曜日 6 講時

61200201　〇労働法Ⅰ
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture 対面授業/Face-to-face learning
Labor Law I

村中　孝史

＜概要/Course Content Summary ＞

本授業は，労働法 II とあわせ，労働法全体に関する基本的理解を目的とする。本授業では，労働法の全体像を俯瞰した後，個別的労働関係法の中心的内容を扱う。
授業では，基礎的な概念や制度，又，重要な判例についての解説を中心とするが，学生の理解を促進するために，教員が説明を行うだけでなく，随時，学生からの質問を受ける予定である。毎回の授業で扱う事項の詳細を示したレジュメを事前に配布し，その中において主として理解を確認するための質問項目を記載する。学生は，授業で扱う範囲について下記で指示する基本書等により予習するとともに，質問項目について理解できたかを確認して授業に臨み，授業を聞いても理解できない場合には，授業中に質問して理解を進められるようにする。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

個別的労働関係法の基礎的概念・制度や重要判例に関し基本的な理解を得るとともに，それを複雑でない事案について適用できるようになる。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　労働法の基本的枠組み
国家による最低労働条件規制，労働契約に関する法理，集団的労働条件決定をめぐる法ルール，雇用保障や職業紹介・派遣事業などに関する規制など，労働法の全体を俯瞰し，その基本スキームを検討する。

第 2 回　労働法の適用対象
雇用契約，請負契約，委任契約という民法における労務供給型契約の概念と労働契約概念との異同，労働法における適用対象の画定方法，労働契約における基本的権利義務の内容を検討する。

第 3 回　労働条件の決定と変更１
法律，労働協約，就業規則，慣行，労働契約といった多様な労働条件形成要因の法的根拠及び効力，さらには要因相互間の関係を検討する。

第 4 回　労働条件の決定と変更２
法律，労働協約，就業規則，慣行，労働契約といった多様な労働条件形成要因によって決定されている労働条件の変更方法とそれが許される範囲について検討する。

第 5 回　労働契約の成立と契約禁止条項
労働条件の明示など，労働契約の締結をめぐる労基法上の規制を説明し，採用内定及び試用時の法律関係や留保解約権をめぐる問題を検討するとともに，労基法上の契約禁止条項について検討する。

第 6 回　賃金・退職金に関する法的問題
労基法等における賃金規制とそれをめぐる法律問題，及び労働がなされなかった場合における賃金や休業手当の問題等を検討する。

第 7 回　労働時間・休憩・休日に関する法的問題
労基法上の労働時間規制の全体像を概説し，労働時間概念，みなし労働時間制度，変形労働時間制度，法定時間外・休日労働の法的問題を検討する。

第 8 回　休暇・休業・休職に関する法的問題
労基法上の有給休暇をめぐる法的問題を検討した後，各企業においてみられる休業制度や休職制度の法的問題について検討する。

第 9 回　人事異動と個別的労働条件の変更
配転，出向，降格など，個別的な労働条件の変更について，その法的性格を考察するとともに，その根拠と限界について検討する。

第 10 回　懲戒処分と労働者の人格権の保護
懲戒処分の法的性質，根拠及び限界について検討するとともに，職場における労働者の人格権の保護について検討する。

第 11 回　安全衛生・労災補償と安全配慮義務
安全衛生・労災に関する制度の基本的枠組みとその問題点及び安全配慮義務に関して検討する。

第 12 回　労働関係の終了１

労働関係の終了原因を概観した後，定年，合意解約，退職をめぐる法律問題を検討するとともに，解雇に関する労基法上の規制を検討する。

第 13 回　労働関係の終了２

労働契約法における解雇及び雇い止めに関するルールについて検討する。

第 14 回　差別禁止法理と妊産婦等の保護

労基法や男女雇用機会均等法における差別禁止の内容を検討するとともに，労基法上の妊産婦等の保護規定について考察する。

第 15 回　総括

前回までに取り上げた諸ルールについての理解を検証し，又，さらに深化させるために，複合的な事案を取り上げて検討する。

授業の予習について

あらかじめ配布するレジュメに書かれた事項について，テキストとして指定するケースブックの該当箇所を読んで予習しておくこと。また，予習にあたっては，下記で紹介する基本書等のいずれかを用いること。

授業の復習について

授業中は，レジュメ等を利用しつつ，自分のノートを作るように心掛けること。復習においてノートをまとめる作業を行い，授業を理解できたかどうかを確認すること。わからなかったところは放置せず，基本書等や判例を調べたり，それでも理解できない時は，友人と議論したり教員に質問すること。

標準的な予習・復習時間

約 3 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

期末試験　95%

労働法における基礎的な概念，制度，判例等を理解したうえで，それを複雑でない事案に適用できるだけの基礎的能力を習得したかを評価する。

平常点　5%

予習・復習の状況を含め，授業参加の状況を総合的に評価する。

期末試験では，事例の法的分析を行えているか，又，そのために必要となる基礎的な法制度や判例等についての理解が十分にできているか，といった点を評価する。

平常点では，発言を求めた際の応答内容により予習復習の状況を評価するほか，欠席状況その他の受講態度を総合的に評価する。

＜テキスト/Textbook ＞

荒木尚志ほか『ケースブック労働法』第 4 版（有斐閣，2015），ケースブックは授業で頻繁に使用するので，必ず持参すること。

基本書等として，以下のいずれかを使用することを薦めるが，これら以外のものを否定する趣旨ではない。

菅野和夫「労働法」（弘文堂），荒木尚志「労働法」（有斐閣），山川隆一「雇用関係法」（新世社），西谷敏「労働法」（日本評論社），西谷敏「労働組合法」（有斐閣），下井隆史「労働基準法」（有斐閣），土田道夫「労働法概説」（弘文堂），土田道夫「労働契約法」（有斐閣），水町勇一郎「労働法」（有斐閣），水町勇一郎「詳解労働法」（東京大学出版会），野川忍「労働法」（日本評論社）

また，判例百選等いずれかの判例集をもっていると便利である。

＜参考文献/Reference Book ＞

参考文献等については講義時に適宜紹介する。

＜備考/Remarks ＞

ＺＯＯＭによりオンラインで実施する。

月曜日 6 講時

61200202　△労働法Ⅱ　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture
Labor Law II

村中　孝史

＜概要/Course Content Summary ＞

本授業は，労働法Ⅰとあわせ，労働法全体に関する基本的理解を目的とする。本授業では，集団的労働関係法，及び労働法Ⅰでは扱わなかった個別的労働関係法における応用的な問題を扱う。

授業では，基礎的な概念や制度，又，重要な判例についての解説を中心とするが，学生の理解を促進するために，教員が説明を行うだけでなく，随時，学生からの質問を受ける予定である。毎回の授業で扱う事項の詳細を示したレジュメを事前に配布し，その中において主として理解を確認するための質問項目を記載する。学生は，授業で扱う範囲について下記で指示する基本書等により予習するとともに，質問項目について理解できたかを確認して授業に臨み，授業を聞いても理解できない場合には，授業中に質問して理解を進められるようにする。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

集団的労働関係法の基礎的概念・制度や重要判例に関し基本的な理解を得るとともに，それを複雑でない事案について適用できるようになる。また，労働法Ⅰの履修に加え，個別的労働関係法の応用的問題のいくつかについても基本的理解を得ることで，企業法務において典型的に生じる労働法上の問題に関しては基本的な分析ができるようになる。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　集団的労働関係法の概要と労働組合の要件
　集団的労働関係法の概要を解説した後，労働組合として法的保護を受けるための要件及び保護の内容の概要に関して検討する。

第 2 回　労働組合の活動１
　労働組合の要件や結成，又，内部で生じる法的問題について検討する。

第 3 回　労働組合の活動２
　労働組合が行う活動のうち，使用者や第三者の利益との調整が必要となる問題を検討する。

第 4 回　団体交渉
　団体交渉の応諾義務者，義務的団交事項，団交拒否に対する救済などについて検討する。

第 5 回　労働協約
　労働協約の締結手続や法的効力，とりわけ債務的部分の効力に関して検討する。

第 6 回　争議行為１
　争議権保障の意義，争議行為の概念，組合活動との概念的区別，争議行為の正当性について検討する。

第 7 回　争議行為２
正当な争議行為の法的効果，違法争議の法的効果，使用者による争議行為等の問題について検討する。

第 8 回　不当労働行為１
　不当労働行為制度の枠組みを検討した後，不当労働行為意思等の各要件について検討する。

第 9 回　不当労働行為２
　不当労働行為の救済命令の内容，命令に対する取消訴訟，裁判所における司法救済の問題等を検討する。

第 10 回　パート・有期労働法
　通常の労働者とパート・有期雇用労働者との労働条件格差の是正を目指すパート・有期労働法の内容について検討する。

第 11 回　労働者派遣と事業場内下請
　労働者派遣法の概要と，事業場内下請けをめぐる法的問題について検討する。

第 12 回　企業組織の変動と労働関係
　合併，事業譲渡，会社分割により使用者に変動が生じた場合の労働関係上の諸問題について検討する。また，偽装解散事例についても検討する。

第 13 回　秘密保持義務と競業避止義務
　企業の秘密の保持を目的に労働者・退職者に課される秘密保持義務や競業避止義務の問題について検討する。

第 14 回　労働法の実効性確保と紛争解決
　労働法による権利保障が実現される手続的側面について，個別的労働関係法と集団的労働関係法，又，行政と司法それぞれに区別して検討する。

第 15 回　総括

労働法Ⅱで習得した集団的労働関係法に関する基本的理解を前提に，やや複雑な事案における労働法の適用関係を検討し，習得した理解を深化させる。

授業の予習について

あらかじめ配布するレジュメに書かれた事項について，テキストとして指定するケースブックの該当箇所を読んで予習しておくこと。また，予習にあたっては，紹介する基本書等のいずれかを用いること。

授業の復習について

授業中は，レジュメ等を利用しつつ，自分のノートを作るように心掛けること。復習においてノートをまとめる作業を行い，授業を理解できたかどうかを確認すること。わからなかったところは放置せず，基本書等や判例を調べたり，それでも理解できない時は，友人と議論したり教員に質問すること。

標準的な予習・復習時間

約 3 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

期末試験　95%

労働法における基礎的な概念，制度，判例等を理解したうえで，それを複雑でない事案に適用できるだけの基礎的能力を習得したかを評価する。

平常点　5%

予習・復習の状況を含め，授業参加の状況を総合的に評価する。

期末試験では，事例の法的分析を行えているか，又，そのために必要となる基礎的な法制度や判例等についての理解が十分にできているか，といった点を評価する。

平常点では，発言を求めた際の応答内容により予習復習の状況を評価するほか，欠席状況その他の受講態度を総合的に評価する。

＜テキスト/Textbook ＞

荒木尚志ほか『ケースブック労働法』第 4 版（有斐閣，2015），ケースブックは授業で使用しますので，必ず持ってきてください。

基本書等として，以下のいずれかの使用を薦めるが，これら以外のものを否定する趣旨ではない。

菅野和夫「労働法」（弘文堂），荒木尚志「労働法」（有斐閣），山川隆一「雇用関係法」（新世社），西谷敏「労働法」（日本評論社），西谷敏「労働組合法」（有斐閣），下井隆史「労働基準法」（有斐閣），土田道夫「労働法概説」（弘文堂），土田道夫「労働契約法」（有斐閣），水町勇一郎「労働法」（有斐閣），水町勇一郎「詳解労働法」（東京大学出版会），野川忍「労働法」（日本評論社）

また，判例百選等いずれかの判例集をもっていると便利である。

＜参考文献/Reference Book ＞

参考文献等については講義時に適宜紹介する。

＜備考/Remarks ＞

原則として対面で行うが，コロナの感染状況が悪化した場合には，ＺＯＯＭによりオンラインで実施する。

労働法Ⅰを履修済，または同時に登録すること。

金曜日 5 講時

61200241　△労働法総合演習　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Comprehensive Labor Law Seminar

植村　新

＜概要/Course Content Summary ＞

労働法（法令，判例，主たる学説）の基本的な理解を前提に具体的な事案を分析したうえで，自己の法的見解を説得的に展開し，それを事実に的確に当てはめて事案を妥当な解決へと導く能力を涵養することを目的とする。
演習は，労働法上の基本的論点及び重要論点が問題となる事例を検討の対象として，担当教員と受講生の質疑応答によって進める。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

①労働法上の具体的な紛争を法的に分析できるようになる。
②労働法の諸法規を適切に解釈・適用し，妥当な解決を導けるようになる。
③事案の分析及び法の解釈・適用による事案解決を文章によって説得的に表現できるようになる。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	ガイダンス：演習の進め方に関する説明	
第 2～14 回	労働法の総合問題：事前に配布する事例問題を質疑応答の形式で分析していく	判例や参考文献を参照しながら事例問題を分析する
第 15 回	まとめ：事例問題の解答にあたっての注意点を総括する	

予習の内容
基本書の関連箇所を予習しておいてください。
受講生の希望に応じて授業計画を変更する可能性があります。
標準的な予習時間
3～5 時間程度

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
毎回のゼミにおける発言内容（基本的な法律解釈，判例に関する知識・理解等），起案の内容，欠席状況
期末試験　90%
論点の把握，基本的な法律・判例に関する知識とその具体的な適用能力

＜参考文献/Reference Book ＞

土田道夫『労働法概説』第 4 版（弘文堂，2019）
水町勇一郎『労働法』第 8 版（有斐閣，2020）
荒木尚志『労働法』第 4 版（有斐閣，2020）
菅野和夫『労働法』第 12 版（弘文堂，2019）
開講までに改訂される場合があるので，最新版かを確認してから購入するようにしてください。

＜備考/Remarks ＞

対面での実施を予定している。ただし，新型コロナウィルスの感染状況によってはオンラインに切り替えることもありうる。
オンラインの場合，演習は Zoom を用いてリアルタイム（双方向）で実施する。

木曜日 2 講時

61200249　〇知的財産法Ⅰ
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture 対面授業/Face-to-face learning
Intellectual Property Law I

藤川　義人

＜概要/Course Content Summary ＞

本講では，主として，著作権法の基礎を修得することを目的とした講義が実施されます。
授業は，該当する範囲について受講生が任意のテキストを読んで予習していることを前提として，講義をしながら質問をしていき，条文や制度などの基本的知識を確認していきます。また，判例百選のうち重要裁判例に関する検討も行います。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

知的財産法のうち著作権法の条文，重要裁判例，代表的学説を理解し，具体的事例を分析できるだけの基礎的知識と考え方を修得することを目的とします。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）
第１回　知的財産法の全体像，著作権法の全体像
第２回　所有権との関係，著作物①
第３回　著作物②
第４回　著作物③
第５回　著作権の主体①
第６回　著作権の主体②
第７回　著作者人格権
第８回　著作権（財産権）①
第９回　著作権（財産権）②
第１０回　著作権（財産権）③
第１１回　著作権の制限①
第１２回　著作権の制限②
第１３回　権利の取引，保護期間
第１４回　侵害と救済①
第１５回　侵害と救済②

予習の内容
該当箇所の基本書（任意のテキスト）及び指定した重要裁判例（百選）の通読
標準的な予習時間
週２時間程度
その他
受講生の理解度に合わせて，受講生と協議の上，上記の進行の変更については柔軟に対応します。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　30%
基本的に授業における質疑応答状況に基づき評価し，欠席状況も加味します。
期末試験　70%
基礎的知識の習得度，事例問題に対する論点の把握と分析，整合性と説得力のある論述ができるかを評価します。

授業中の発言内容，応答態度，欠席状況を加味しながら，主として概念の理解の的確性をみる期末試験の結果を中心に評価します。

＜テキスト/Textbook ＞

教科書は指定しません。受講者の任意のテキストを使ってください。ただし，判例百選は使用します。

＜参考文献/Reference Book ＞

小泉直樹ほか『著作権判例百選』第６版（有斐閣，2019）

＜備考/Remarks ＞

授業実施方法：双方向オンライン授業（Ｚｏｏｍ）で実施する。
授業に関する連絡，資料配付，レポート提出等は，講師と受講者のメールでやり取りする。
オンラインでの授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。

金曜日 1 講時

61200250　△知的財産法Ⅱ　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Intellectual Property Law II

小池　眞一

＜概要/Course Content Summary ＞

知的財産法 I の理解を踏まえ，個別の裁判例を検討することにより，著作権法について各条文を意味内容を理解し，基礎的かつ実務的な能力を身につけます。双方向的にディスカッションをして，著作権法的な考え方が自然と身につくようにしたいと思っています。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

知的財産法制の全体像を理解したうえで，より深く著作権法実務を考究でき，著作権紛争にも対応可能な実務が求める法曹人材となる。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	著作権法全体像，著作物①（所有権と著作権，アイディア・表現二分論，創作性，応用美術） 著作権判例百選[第 6 版]１～７，４６，４７	予習：該当箇所の基本書及び裁判例（百選）の通読（週２時間程度）
第 2 回	著作物②（著作物性の判断の具体例） 著作権判例百選[第 6 版]８～１５，４８，５０，５３	予習：該当箇所の基本書及び裁判例（百選）の通読（週２時間程度）
第 3 回	著作物③（著作者，共同著作，編集著作物，二次的著作物） 著作権判例百選[第 6 版]１６～２２，４９	予習：該当箇所の基本書及び裁判例（百選）の通読（週２時間程度）
第 4 回	著作権の主体（著作者，職務著作，映画の著作物） 著作権判例百選[第 6 版]２３～３０	予習：該当箇所の基本書及び裁判例（百選）の通読（週２時間程度）
第 5 回	著作物性・著作者の認定・著作権の帰属についてのまとめ（演習）	予習：該当箇所の基本書及び裁判例（百選）の通読（週２時間程度）
第 6 回	著作者人格権と侵害に対する救済 著作権判例百選[第 6 版]３１～４１	予習：該当箇所の基本書及び裁判例（百選）の通読（週２時間程度）
第 7 回	著作権侵害の成否①（依拠性，類似性） 著作権判例百選[第 6 版]４２～４５，５１，５２，５４～５８	予習：該当箇所の基本書及び裁判例（百選）の通読（週２時間程度）
第 8 回	著作権侵害の成否②（その他）・著作権の制限①（私的複製） 著作権判例百選[第 6 版]５９～６７	予習：該当箇所の基本書及び裁判例（百選）の通読（週２時間程度）
第 9 回	著作権の制限②（その他） 著作権判例百選[第 6 版]６８～７７	予習：該当箇所の基本書及び裁判例（百選）の通読（週２時間程度）
第 10 回	著作者人格権と救済・著作権侵害の成否・著作権の制限（演習）	予習：該当箇所の基本書及び裁判例（百選）の通読（週２時間程度）
第 11 回	侵害と救済①（侵害主体，差止め） 著作権判例百選[第 6 版]８１～８８	予習：該当箇所の基本書及び裁判例（百選）の通読（週２時間程度）
第 12 回	侵害と救済②（損害賠償，刑事罰） 著作権判例百選[第 6 版]８９～９５	予習：該当箇所の基本書及び裁判例（百選）の通読（週２時間程度）
第 13 回	保護期間，国際関係 著作権判例百選[第 6 版]７８～８０，１０５～１０９	予習：該当箇所の基本書及び裁判例（百選）の通読（週２時間程度）
第 14 回	侵害と救済・保護期間・国際関係（演習）	予習：指定された問題の検討（週２時間程度）
第 15 回	著作権法まとめ	予習：指定された問題の検討（週２時間程度）

毎回の授業で，指定された範囲の予習がされたことを前提として，基礎的概念及び裁判例の理解を受講者に確認していき，議論していきます。教科書は特に指定しませんので，受講者の選択に委ねられますが，著作権判例百選[第 6 版]を使用しながら進めていきます。

ただし，受講者の理解の状況をみて，柔軟に進行していきます（受講者と相談の結果，授業計画を変更する可能性もあります）。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　30%
　３回実施する演習，質疑応答の状況から窺い得る授業への参加意欲，法律用語の使用の的確性，一般法（実体法／手続法）の理解をベースにした法的思考の論理性，妥当性。
期末試験　70%
　基本的な概念を的確に理解し，正確な知識を身につけているかどうか。法論理性をみる場合には，論理に非常識な飛躍がないかどうか，結論が社会的に妥当かどうか。
演習は，練習も兼ねたものです。授業中の発言の内容や応答態度を加味しながら，期末試験の結果を中心に評価します。

＜テキスト/Textbook ＞

小泉直樹・田村善之・駒田泰土・上野達弘　編『著作権判例百選』第 6 版（有斐閣，2019）
基本書（教科書）は特に指定しません。受講者の任意のものを使用して下さい。

＜参考文献/Reference Book ＞

中山信弘『著作権法』第 3 版（有斐閣，2020）
田村善之 [ほか] 著『プラクティス知的財産法 II 著作権法』（信山社，2020 年）

＜備考/Remarks ＞

Zoom を利用して双方向オンライン授業を行う。授業に関する連絡，資料配布等はメールを使用する。授業時はカメラ機能をオンにして出席する。

金曜日 1 講時

61200251　〇知的財産法Ⅲ
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture 対面授業/Face-to-face learning
Intellectual Property Law III

小池　眞一

＜概要/Course Content Summary ＞

知的財産法Ⅲでは，同Ⅳと併せて，知的財産法全体にも目を配りつつ，特許法について，その概要や基本的な諸事項を学ぶことにより，特許法を体系的に理解することを目標としている。
各講義で使用するテキスト及び該当百選について，予め予習をしておいてくれれば，特許法で何が問題になるかの理解を深めていきたい。
授業では，一方的な講義ではなく，質疑応答により理解を深め，問題意識を持ってもらうことを期待している。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

特許法について，制度の目的や内容を理解し，裁判例，学説について基礎的な知識を習得し，最近の法改正等の動向についても理解した上で，具体的な事例において論点を把握して的確に論述できる能力を身につける。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	特許制度の概要	【中山】２～４３，１６７～１８３，５８８頁 【高林】２～２２頁
第 2 回	発明－定義，要件，未完成発明，カテゴリー	【高林】２４～４３頁 【中山】９８～１２０頁 【百選】４９～５５，１
第 3 回	特許要件①－産業上の利用可能性，新規性，先願，拡大先願	【高林】４３～５３，６１～６８頁 【中山】１２１～１４１頁 【百選】５６～６４
第 4 回	特許要件②－進歩性，公序良俗適合性，特殊な発明	【高林】５６～６１，６８～７０頁 【中山】１４１～１６６頁 【百選】６５～６９，７３
第 5 回	特許要件③ー出願手続（出願・特許請求の範囲・明細書）と記載要件（明確性・実施可能要件・サポート要件）	【高林】１１８～１２７頁 【中山】１８４～２１０頁 【百選】７０～７２頁
第 6 回	発明者，冒認出願，外国人，共有	【高林】７１～８１，９９～１０９頁 【中山】４４～５３，９４～９７，３２３～３３６，３５９～３７２頁 【百選】８９～９３
第 7 回	職務発明－制度要件，権利承継と原始的帰属	【高林】８１～９９頁 【中山】５３～９４頁 【百選】９４～９９
第 8 回	特許取得手続－出願の分割と変更，出願公開，補正，審査	【高林】２３８～２５６頁 【中山】２１０頁～２５５頁 【百選】７４～７６及び末尾資料①
第 9 回	特許異議，審判，再審，判定	【高林】２５８～２７３頁 【中山】２５６～３０１頁 【百選】７７～９０
第 10 回	侵害訴訟①－特許権の効力，効力の制限，法定実施権	【高林】１８５～２３３頁 【中山】３２３～３５９，４３８～４５８，５７３～５８７頁 【百選】３３～３５，２１～３０
第 11 回	侵害訴訟②－間接侵害，技術的範囲，均等論，無効論	【高林】１２７～１８５頁 【中山】４５９～５２７頁 【百選】３～２０，１０４
第 12 回	侵害訴訟③－民事訴訟と特許法，訴訟物と救済	【高林】２９４～３３４頁 【中山】３７３～４３８頁 【百選】２，３３～４７
第 13 回	審決取消訴訟とその他の行政訴訟，権利の消滅と延長登録	【高林】１０９～１１６，２５８～２９２頁 【中山】３０２～３２２，５８９～６０７頁

第 14 回	権利の活用－取引対象としての特許権，国際，刑事	【百選】８１～８８，４５～４８及び末尾資料② 【高林】２０４～２０５，２３３～２３６，３４４～３４９頁 【中山】５２８～５７３，６０８～６１０頁 【百選】１００～１０３
第 15 回	特許法に関する俯瞰	全般

2 時間程度／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　30%
　授業における質疑応答状況等から評価する。
期末試験　70%
　基礎的知識の習得度，事例問題に対する論点の把握と分析，整合性と説得力のある論述ができるかを評価する。

＜テキスト/Textbook ＞

高林龍『標準特許法』第 7 版（有斐閣，2020），昨年１２月に改訂があった定評のあるもの。
中山信弘『特許法』第 4 版（弘文堂，2019），標準特許法を補充する形となる。
標準特許法がコンパクトにまとめられており，百選との併読を勧め。ただ，不明な箇所，概念的な把握は中山特許法で補充する。なお，必要な資料は，適宜，授業で補充する。

＜参考文献/Reference Book ＞

小泉直樹・田村善之　編『特許判例百選』第 5 版（有斐閣，2019），知的財産法Ⅳでも使用する。
田村善之・時井真・酒迎明洋『プラクティス知的財産法 I　特許法』第 1 版（信山社，2020），知的財産法Ⅳでも使用する。
茶園成樹『知的財産法入門』第 3 版（有斐閣，2020），特許法も含め，著作権法・商標法・意匠法・不正競争防止法，全般を把握しやすい良書。

＜備考/Remarks ＞

Zoom を利用して双方向オンライン授業を行う。授業に関する連絡，資料配布等はメールを使用する。授業時はカメラ機能をオンにして出席する。

木曜日 2 講時

61200252　△知的財産法Ⅳ　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture
Intellectual Property Law IV

藤川　義人

＜概要/Course Content Summary ＞

本講では，特許法の基礎を確認すると共に，特許法に関する具体的事例の分析能力及び表現能力を修得することを目的とした演習が実施されます。
授業では，判例百選に掲載された裁判例を検討するとともに，具体的な事例において論点を把握して的確に論述できる能力を涵養することを目指します。
受講者が予習していることを前提として，講師と受講者との双方向の議論がなされます。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

知的財産法のうち特許法の条文，重要裁判例，代表的学説を確認し，具体的事例を分析し，自己の見解を説得的に論述する能力を修得することを目的とします。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）
第 1 回　特許権侵害訴訟①（請求の趣旨，文言侵害）
第 2 回　特許権侵害訴訟②（均等侵害，間接侵害）
第 3 回　事例研究①
第 4 回　特許権侵害訴訟③（無効論）
第 5 回　特許権侵害訴訟④（消尽の抗弁）
第 6 回　事例研究②
第 7 回　特許権侵害訴訟⑤（先使用の抗弁等）
第 8 回　特許権侵害訴訟⑥（差止請求，損害賠償請求）
第 9 回　特許権侵害訴訟⑦（損害賠償請求等）
第 10 回　事例研究③
第 11 回　特許出願手続①（特許要件）
第 12 回　特許出願手続②（特許要件，出願・審査）
第 13 回　審判・審決取消訴訟
第 14 回　事例研究④
第 15 回　特許権の経済的利用

予習の内容
対象となる範囲について，受講者の任意のテキスト及び判例百選の裁判例を通読して予習しておく。また，事例研究の回の前には事例分析，論述をしておく。
標準的な予習時間
2 時間程度／週
その他
受講生の理解度に合わせて，受講生と協議の上，上記の進行の変更については柔軟に対応します。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　30%
事例研究の検討状況，授業での質疑応答状況，欠席状況から評価する。
期末試験　70%
基礎的知識の習得度，事例問題に対する論点の把握と分析，整合性と説得力のある論述ができるかを評価する。

＜テキスト/Textbook ＞

小泉直樹・田村善之編『特許判例百選』第５版（有斐閣，2019）

＜参考文献/Reference Book ＞

中山信弘『特許法』第４版（弘文堂，2019）
田村善之 [ほか]著『プラクティス知的財産法Ⅰ　特許法－法律学講座双書－』（信山社，2020 年）

＜備考/Remarks ＞

授業実施方法：　対面か双方向オンラインのいずれかで実施する。秋学期におけるコロナ禍拡大状況の推移により，講師において決定する。双方向オンラインの場合にはＺｏｏｍで実施する。
授業に関する連絡，資料配付，レポート提出等は，講師と受講者のメールでやり取りする。
オンラインでの授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。
知的財産法Ⅲを履修済，または同時に登録すること。

木曜日 6 講時

61200204　〇経済法Ⅰ
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture 対面授業/Face-to-face learning
Economic Law I (Antitrust Law)

笠原　宏

＜概要/Course Content Summary ＞

経済法の中核をなす独占禁止法の目的，体系，沿革，法律執行機関である公正取引委員会の活動状況を概観することにより，授業全体の概要を理解させ，その後，独占禁止法の基礎概念，規制行為類型ごとに，私的独占，不当な取引制限，事業者団体の活動規制などを，講義形式によって学習する。さらに，具体的な事例への法適用の実態を，別冊ジュリストやケースブック，公表審決，判決，分析資料などを使用して学習し，理解を深める。
司法研究科学生にとっては他の科目と比較してなじみが薄く，初めて学ぶ者もあるかと思われ，講義に重点を置いた形で進行する。講義では，テキストや教員作成の資料などを使用し，教員側の説明を中心に進めるが，できるだけ双方向性を保つ努力をする予定である。なお，教科書の該当部分を先行して読んでおくことは理解を深めることに有益である。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

独禁法は，市場経済における経済活動の基本法であり，企業による遵守が求められ，消費者としての国民すべての経済活動との関係も深い。本科目での学習を通じ経済活動と法の関わりを視野に入れて法適用の思考方法や分析手法等を会得し，我が国の独禁法を理解し，競争法全般の考え方を身に付けることを狙いとする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　ガイダンス・独禁法の概略
独禁法の概要･特徴につき学習する。競争政策と公正取引委員会の活動状況について概観し，実務家的視点での経済法の意義を理解する。

第 2 回　独占禁止法の基礎概念
事業者，事業者団体，一定の取引分野などの基礎概念を学習し，理解する。

第 3 回　競争政策と経済理論との関係
独禁法で登場する基本的経済概念，法を通じて実現される経済的利益（資源配分上の効率性等）及び法での経済学利用の留意点を学習する。

第 4 回　私的独占の禁止（その１）
私的独占の行為類型に関し，その基本的概念である排除行為と支配行為について，学習し，理解する。

第 5 回　私的独占の禁止（その２）
排除型私的独占ガイドラインの考え方を学習し，理解する。諸外国の単独行為規制との比較，考察を行う。

第 6 回　私的独占の禁止（その３）
私的独占のケーススタディを行うことにより，具体的な適用関係，適用に当たっての実務上の論点，争点などを学習し，理解する。

第 7 回　不当な取引制限の禁止（1）
不当な取引制限の禁止とその関連制度及び規制対象行為を概観し，不当な取引制限の要件のうち，事業者の範囲及び合意の意義と立証問題，相互拘束共同遂行要件について学習する。

第 8 回　不当な取引制限の禁止（2）
不当な取引制限の禁止のうち，一定の取引分野における競争の実質的制限について検討する。概論，ハードコアカルテルの規制及び法適用で特殊問題を伴う共同ボイコット，入札談合の規制について学習する。

第 9 回　不当な取引制限の禁止（3）
不当な取引制限の禁止のうち，一定の取引分野における競争の実質的制限について検討する。非ハードコアカルテル行為（共同研究開発，共同配送，共同購入，自主基準など）について学習する。

第 10 回　不当な取引制限の禁止（4）
不当な取引制限の禁止のうち，「公共の利益」要件について検討する。あわせて，特殊問題である行政指導との関係，社会公共目的を持つ行為の取り扱いについて学習する。

第 11 回　事業者団体の活動規制（1）
事業者団体の基本概念・基本的規制枠組みを理解する。項目としては，事業者及び事業者団体概念と特殊問題（公的団体，自由業者，専門職業等の扱い），一定の取引分野における競争の実質的制限，事業者の数の制限，事業者の機能・活動の制限，事業者に不公正な取引方法を行わせること，3 条と 8 条の関係及び 8 条各号の相互関係と反競争効果分析の特徴な

どである。
第 12 回　事業者団体の活動規制（2）
　事業者団体規制にかかわる特殊問題につき学習する。項目は，自主規制，資格団体，社会公共目的関連行為の扱い，政府規制・行政指導との関係。
第 13 回　不当な取引制限の禁止及び事業者団体の活動規制のケーススタディを行う。(1)
第 14 回　不当な取引制限の禁止及び事業者団体の活動規制のケーススタディを行う。(2)
第 15 回　不当な取引制限の禁止及び事業者団体の活動規制のケーススタディを行う。(3)

予習の内容
講義該当部分のテキスト，判例・審決百選の事前通読
標準的な予習時間
2～3 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%
授業における発言，発表，欠席状況を基礎に採点する。
期末試験　80%

＜テキスト/Textbook ＞

金井貴嗣・川濵昇・泉水文雄　編『独占禁止法』第 6 版（弘文堂，2018），ISBN:978-4335357510，独占禁止法の諸論点を網羅的に押さえた標準的教科書
岸井大太郎・大槻文俊・中川晶比兒・川島富士雄・稗貫俊文『経済法－独占禁止法と競争政策－』第 9 版（有斐閣，2020），ISBN:978-4641221512
川濵昇・瀬領真悟・泉水文雄・和久井理子『ベーシック経済法』第５版（有斐閣，2020），ISBN:978-4641221413
金井貴嗣・泉水文雄・武田邦宣　編『経済法判例･審決百選』第 2 版（有斐閣，2017），ISBN:978-4641115347
菅久修一編著『独占禁止法』第４版（商事法務，2020），ISBN:978-4785728229，独占禁止法の解釈運用の実務的視点からの考え方を分かりやすく示している。

＜参考文献/Reference Book ＞

根岸哲・舟田正之『独占禁止法概説』第 5 版（有斐閣，2015）

＜備考/Remarks ＞

教室で対面授業を行う。当方が資料を作成する場合は，２，３日前を目途に，E-class で配付する。

授業実施方法一覧に記載の事由があるときは，必要な期間につきオンライン授業を受講することもできます。研究科の定める方法で担当教員及び事務室に申し出てください。

金曜日 3 講時

61200205　〇経済法Ⅱ
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture 対面授業/Face-to-face learning
Economic Law II (Antitrust Law)

笠原　宏

＜概要/Course Content Summary ＞

経済法Ⅰと同様に独占禁止法（独禁法）の禁止行為類型毎の制度の意義や法適用・解釈上の問題点の検討を通じて独禁法の理解を図ることをねらいとする。独占禁止法の規制行為類型ごとに，企業結合規制，不公正な取引方法について，また，エンフォースメント規定及び知的財産権との関係などを，講義形式によって学習する。さらに，具体的な事例への法適用の実態を，別冊ジュリストやケースブック，公表審決，判決，分析資料などを使用して学習し，理解を深める。なお経済法Ⅰのシラバスも参照のこと。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

独禁法は，市場経済における経済活動の基本法であり，企業による遵守が求められ，市民が経済活動に関わる場合の関係が深い。本科目での学習を通じ経済活動と法の関わりを視野に入れて法適用の思考方法や分析手法等を会得し，独禁法を使いこなせるようになることを狙いとする。独禁法実体規定（企業結合規制，不公正な取引方法規制）とエンフォースメント規定を理解する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　独占禁止法の目的・体系・沿革
　独占禁止法の目的・体系を学習し，理解する。競争政策の沿革について，我が国，欧米諸国の歴史的発展，展開状況を学習し，理解する。

第 2 回　独占禁止法の基礎概念
　一定の取引分野，競争の実質的制限，公正競争阻害性などの基礎概念を学習し，理解する。

第 3 回　企業結合規制（その 1）
　企業結合規制の概要について，独占禁止法第 4 章の各条文ごとに基本概念を学習し，理解する。市場集中規制と一般集中規制の関係，市場確定の在り方など規制の考え方を，企業結合ガイドラインに沿って，学習し，理解する。

第 4 回　企業結合規制（その 2）
　企業結合規制のケーススタディを，企業結合相談事例集など活用しながら実施する。具体的事例における実務上の論点，争点などを，学習し，理解する。

第 5 回　企業結合規制（その 3）
　企業結合規制のケーススタディを，企業結合相談事例集など活用しながら実施する。具体的事例における実務上の論点，争点などを，学習し，理解する。

第 6 回　企業結合規制（その 4）
　企業結合規制のケーススタディを，企業結合相談事例集など活用しながら実施する。具体的事例における実務上の論点，争点などを，学習し，理解する。

第 7 回　不公正な取引方法の禁止（1）
　不公正な取引方法規制の基本的枠組み，取引拒絶規制の意義と問題点を把握する。項目は次の通り，規制の基本枠組み，公正競争阻害性の意義，共同の取引拒絶と単独の取引拒絶。

第 8 回　不公正な取引方法の禁止（2）
　差別対価及びその他の差別的取扱い，並びに不当廉売・不当高価購入規制の意義と問題点の理解を図る。項目は，反競争効果の分類，第一次段階での反競争効果，第二次段階での反競争効果，廉売規制の必要性，原価を著しく下回る販売とその他の不当廉売類型，略奪的価格設定規制，原価，不当高価購入。

第 9 回　不公正な取引方法の禁止（3）
　再販売価格維持行為規制の意義と問題点を理解する。項目は，原則違法の意義，反競争効果の認定方法，拘束の定義と認定，委託販売との関係，適用除外制度。

第 10 回　不公正な取引方法の禁止（4）
　事業活動の不当拘束である排他条件付取引及び拘束条件付き取引一般についての規制の意義と問題点を理解する。項目は，排他取引の類型，典型例の検討（専売店制・全量購入義務等の反競争効果と判定），拘束条件付き取引の類型，具体的形態（一店一帳合制，地域制限，販売方法の制限，価格拘束その他）の検討。

第 11 回　不公正な取引方法の禁止（5）
　(4)に引き続き事業活動の不当拘束である排他条件付取引及び拘束条件付き取引一般についての規制の意義と問題点を理解する。項目は，(4)同様であるが主に拘束条件付き取引につ

いて扱うことになる。

第 12 回　不公正な取引方法の禁止（6）

不当顧客誘引及び取引強制規制並びに取引上の地位不当利用と競争者の事業活動不当妨害規制の意義と問題点を理解する。項目は次の通り。欺瞞的顧客誘引及び不当な利益による顧客誘引，不公正な競争手段との関係，欺瞞的・利益の不当性の意義，公正競争阻害性の判断，景品表示法，抱き合わせ，優越的地位の濫用，下請法，競争会社への内部干渉，競争者への取引妨害，並行輸入阻害行為。

第 13 回　独禁法のエンフォースメント（1）

独禁法のエンフォースメントのうち行政的法執行の中心となる公取委の組織，処分の中心となる排除措置と課徴金に関して学習する。項目は，排除措置の内容と限界，課徴金の性格・算定，課徴金の加重軽減制度，課徴金減免制度等で排除措置と課徴金について取り扱い，次いで事件処理手続きについて学習する。項目は，(事件の端緒，審査，排除措置命令･課徴金納付命令手続き，審決･審判手続き，司法審査(審決取消訴訟)である。

第 14 回　独禁法のエンフォースメント(2)

刑事罰に係わる諸問題を検討する。犯則調査権限，談合事件について刑事罰の適用（二重処罰の問題等），刑法上の論点との関係（実行行為者，両罰規定，代表者責任，継続犯か状態犯か等），刑法上の談合罪との関係。

第 15 回　知的財産法と独禁法・国際取引と独禁法

知的財産法と独禁法との接点を検討し，典型的問題を考える。国際的広がりを持つ経済活動に対する法適用を理解する。項目は以下の通り。知的財産法制の概要，技術と競争との関係・意義，独禁法 21 条，ライセンス契約・共同研究開発と独禁法の接点。域外適用問題の発生と関連する諸問題，独禁法 6 条，国際協力の諸形態，国際カルテル・国際合併・総代理店契約・並行輸入等。

予習の内容

講義該当部分のテキスト，判例・審決百選などの事前通読

標準的な予習時間

2～3 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%

授業における発言，発表，欠席状況を基礎に採点する。

期末試験　80%

＜テキスト/Textbook ＞

金井貴嗣・川濵昇・泉水文雄　編『独占禁止法』第 6 版（弘文堂，2018）
金井貴嗣・泉水文雄・武田邦宣　編『経済法判例･審決百選』第 2 版（有斐閣，2017）
川濵昇・瀬領真悟・泉水文雄・和久井理子『ベーシック経済法』第５版（有斐閣，2020）
岸井大太郎・大槻文俊・中川晶比兒・川島富士雄・稗貫俊文『経済法－独占禁止法と競争政策－』第 9 版（有斐閣，2020），ISBN:9784641221512
菅久修一編著『独占禁止法』第 4 版（商事法務，2020），ISBN:978-4785728229

＜参考文献/Reference Book ＞

根岸哲・舟田正之『独占禁止法概説』第 5 版（有斐閣，2015）

＜備考/Remarks ＞

・経済法 I を履修済，又は並行的に受講すること。
・教室で対面授業を行う。資料を事前に配付する場合は，E-class により 2，3 日前を目途に配付する。

授業実施方法一覧に記載の事由があるときは，必要な期間につきオンライン授業を受講することもできます。研究科の定める方法で担当教員及び事務室に申し出てください。

火曜日 1 講時

61200222　△経済法Ⅲ　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Economic Law III (Antitrust Law)

笠原　宏

＜概要/Course Content Summary ＞

経済法Ⅰ・Ⅱで得た基礎知識を踏まえて，具体的事例の解決能力を涵養することを目的とする。独占禁止法上の事例に即して，受講生に問題点を指摘させ，それに対する解決提案を作成し，受講生間で討議，検討を行うこととする。問題点指摘，解決提案作成及び討議，検討の段階で，教員は適宜指導，解説を行うこととする。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

独占禁止法に関する具体的事例問題について，自ら解決できる力を養成することとする。具体的には独占禁止法上の法律問題が生じる事例について，問題の所在を的確に指摘する能力，関係する法令や審判決例・ガイドラインを踏まえた解決を論じる問題解決能力の修得を目指すこととする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　不当な取引制限の禁止における事業者性（競争者性）・相互拘束・共同遂行に関する問題
第 2 回　不当な取引制限の禁止における共同性（意思の連絡）の認定に関する問題
第 3 回　入札談合規制に関する問題
第 4 回　事業者団体規制の問題（事業者団体性・意思決定・自主規制）
第 5 回　カルテル規制と一定の取引分野における競争の実質的制限に関する問題
第 6 回　私的独占の禁止の問題（略奪型行為による排除行為）

第 7 回　私的独占の禁止の問題（アクセス拒否，共同行為参加拒否による競争者排除）

第 8 回　企業結合規制の問題（1）

第 9 回　企業結合規制の問題（2）
第 10 回　不公正な取引方法の禁止の問題（取引拒絶）
第 11 回　不公正な取引方法の禁止の問題（不当廉売・差別的取扱）

第 12 回　不公正な取引方法の禁止の問題（抱き合わせ・取引妨害）
第 13 回　不公正な取引方法の禁止の問題（再販売価格維持行為）

第 14 回　不公正な取引方法の禁止の問題（排他条件付取引・拘束条件付取引）

第 15 回　不公正な取引方法の禁止の問題（優越的地位の濫用）

授業計画については，受講者と相談の上変更することがある。

予習の内容

予習該当事例の設問を想定し，解決案を自分なりに準備しておくこと。

標準的な予習時間

2〜3 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%

授業における発言，発表，欠席状況を基礎に採点する。

期末試験　80%

適切な問題解決がなされているか，それを適切に示すことができるかをみる。

＜テキスト/Textbook ＞

金井貴嗣・川濵昇・泉水文雄　編『ケースブック独占禁止法』第 4 版（弘文堂，2019）
金井貴嗣・泉水文雄・武田邦宣　編『経済法判例･審決百選』第 2 版（有斐閣，2017）
川濵昇・武田邦宣・和久井理子　編『論点解析　経済法』第 2 版（商事法務，2016 年）

配付物があるときには教員が配付をする

＜参考文献/Reference Book ＞

菅久修一　編『独占禁止法』第 4 版（商事法務，2020）
山﨑恒・幕田英雄　編『論点解説　実務独占禁止法』（商事法務，2017）

＜備考/Remarks ＞

経済法Ⅰ及び経済法Ⅱを履修済であることが望ましい
教室で対面授業を行う。資料を事前配布する場合には，2，3 日前を目途に E-calss で配付する。

木曜日 2 講時

61200242　△経済法総合演習　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Comprehensive Competition Law Seminar

笠原　宏

＜概要/Course Content Summary ＞

独占禁止法（独禁法）の禁止行為類型毎の制度の意義や法適用・解釈上の問題点の検討を通じて独占禁止法の体系的な理解を深めることをねらいとする。独占禁止法の規制行為類型ごとに，私的独占規制，不当な取引制限規制，事業者団体の活動規制，企業結合規制，不公正な取引方法規制について，また，エンフォースメント規定及び知的財産権との関係などをゼミ形式によって学習する。さらに，具体的な事例への法適用の実態を，別冊ジュリストやケースブック，公表審決，判決，分析資料などを使用して演習形式で学習し，理解を深める。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

独禁法は，市場経済における経済活動の基本法であり，企業による遵守が求められ，市民が経済活動に関わる場合の関係が深い。本科目での学習を通じ，経済活動と法の関わりを視野に入れて法適用の思考方法や分析手法等を会得し，独禁法を使いこなせるようになることを狙いとする。独禁法実体規定（私的独占規制，不当な取引制限規制，事業者団体の活動規制，企業結合規制，不公正な取引方法規制）とエンフォースメント規定等の内容を理解し，あらゆるパターンの事例に対して，法適用の考え方を整理分析し，起案できるようになることを目標とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　独占禁止法の基礎概念
一定の取引分野，競争の実質的制限，公正競争阻害性などの基礎概念を学習，理解して，事例問題に対する法適用の考え方を起案するために不可欠な基礎概念の表現ぶりを整理分析し，適用できるように学習する。

第 2 回　私的独占規制（その 1）
私的独占規制の基本的な考え方（排除型と支配型の意義，違い，排除行為と正常な事業活動の区別など）を理解し，事例問題を演習形式で学習する。

第 3 回　私的独占規制（その 2）
その 1 の踏まえ，私的独占の事例問題を演習形式で学習する。

第 4 回　不当な取引制限（その 1）
不当な取引制限規制の基本的な考え方（共同性の認定，事業活動の「相互拘束」の意義，競争の実質的制限と公共の利益など）理解し，事例問題を演習形式で学習する。

第 5 回　不当な取引制限（その 2）
その 1 を踏まえ，不当な取引制限の事例問題を演習形式で学習する。

第 6 回　不当な取引制限（その 3）
その 1 及び 2 を踏まえ，不当な取引制限の事例問題を演習形式で学習する。

第 7 回　事業者団体の活動規制
事業者団体の意義，活動規制の法体系，論点を学習し，事例問題を演習形式で学習する。

第 8 回　企業結合規制（その 1）
企業結合規制のケーススタディを，企業結合相談事例集などを活用しながら実施する。具体的事例における実務上の論点，争点などを，学習し，理解する。

第 9 回　企業結合規制（その 2）
企業結合規制のケーススタディを，企業結合相談事例集などを活用しながら実施する。具体的事例における実務上の論点，争点などを，学習し，理解する。

第 10 回　不公正な取引方法の禁止（1）
不公正な取引方法規制の基本的枠組み，取引拒絶規制の意義と問題点を把握する。規制の基本枠組み，公正競争阻害性の意義，共同の取引拒絶と単独の取引拒絶，差別対価及びその他の差別的取扱い，並びに不当廉売・不当高価購入規制の意義と問題点の理解を図り，事例問題を演習形式で学習する。

第 11 回　不公正な取引方法の禁止（2）
再販売価格維持行為規制の意義と問題点を理解する。原則違法の意義，反競争効果の認定方法，拘束の定義と認定，委託販売との関係，適用除外制度，事業活動の不当拘束である排他条件付取引及び拘束条件付き取引一般についての規制の意義と問題点を理解し，事例問題を演習形式で学習する。

第 12 回　不公正な取引方法の禁止（3）
不当顧客誘引及び取引強制規制並びに取引上の地位不当利用と競争者の事業活動不当妨害についての規制の意義と問題点を理解し，事例問題を演習形式で学習する。

第 13 回　独禁法のエンフォースメント（1）
　独禁法のエンフォースメントのうち行政的法執行の中心となる公取委の組織，処分の中心となる排除措置と課徴金に関して学習し，事例問題を演習形式で学習する。
第 14 回　独禁法のエンフォースメント(2)
　刑事罰に係わる諸問題（犯則調査権限，談合事件について刑事罰の適用に関する刑法上の論点との関係（実行行為者，両罰規定，代表者責任，継続犯か状態犯か等），刑法上の談合罪との関係及び民事救済に係わる諸問題を検討し，事例問題を演習形式で学習する。
第 15 回　知的財産法と独禁法・国際取引と独禁法
　知的財産法と独禁法との接点を検討し，典型的事例問題を検討し，演習形式で学習する。国際的広がりを持つ経済活動に対する法適用を理解し，事例問題を演習形式で学習する。

予習の内容
　授業内容部分のテキスト，判例・審決百選などの事前通読
標準的な予習時間
　2～3 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%
　欠席状況，授業における発言，発表を基礎に採点する。
期末試験　80%

＜テキスト/Textbook ＞

金井貴嗣・川濵昇・泉水文雄『独占禁止法』第 6 版（弘文堂，2018）
金井貴嗣・泉水文雄・武田邦宣　編『経済法判例･審決百選』第 2 版（有斐閣，2017）
川濵昇・瀬領真悟・泉水文雄・和久井理子『ベーシック経済法』第 5 版（有斐閣，2020）
岸井大太郎・向田直範・和田健夫・大槻文俊・川島富士夫・稗貫俊文『経済法－独占禁止法と競争政策－』第 9 版（有斐閣，2020）
菅久修一編著『独占禁止法』第 4 版（商事法務，2020），ISBN:978-4785728229，独占禁止法の解釈運用を実務的視点から分かりやすく解説している

＜参考文献/Reference Book ＞

根岸哲・舟田正之『独占禁止法概説』第 5 版（有斐閣，2015.11）

＜備考/Remarks ＞

・経済法Ⅰ，Ⅱ及びⅢを履修済であることが望ましい。
・教室で対面授業を行う。資料を事前に配付する場合には，2，3 日前を目途に E-calss により配布する。

土曜日 2 講時

61200223　〇環境法Ⅰ
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture ネット配信授業/Online(e-learning)
Environmental Law I

越智　敏裕

＜概要/Course Content Summary ＞

環境法総論及び水・大気に関する法制を学ぶ。
環境法は民法（不法行為法）と行政法の応用分野であり，環境法の学習を通じて，民法・行政法の基礎理論の復習を兼ねる。
担当者の専門分野であるアメリカ環境法を適宜参照するとともに，訴訟実務経験を踏まえた実践的な検討も合わせ行う。
環境法Ⅰ・IIで環境法全体につき，じっくりと学ぶ。司法試験の選択科目として環境法を選択する人はもちろん，しない人も歓迎するが，環境法選択者は，環境法Ⅰ・IIを受講後に，総仕上げ科目として環境法総合演習を受講されたい。3 科目の受講で，司法試験環境法には十二分に対応できる。
なお，時間に余裕があれば，受講者の関心に合わせ，まちづくり，文化財保護，原発規制等も扱いたい。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

環境法総論（基本原則・政策手法・基礎訴訟理論），水質汚濁防止法，大気汚染防止法の基礎知識を習得し，法政策及び訴訟の観点から，具体的な事例における応用能力を養う。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回（①②）	水俣病裁判・水質汚濁防止の法政策と訴訟	必要に応じ随時指示するが，原則として復習をしっかりされたい。
第 2 回（③④）	環境法総論（1）水質汚濁防止の法政策と訴訟，基本原則・政策手法 1	
第 3 回（⑤⑥）	環境法総論（2）基本原則・政策手法 2，環境民事訴訟 1	
第 4 回（⑦⑧）	環境法総論（3）環境民事訴訟 2	
第 5 回（⑨⑩）	環境法総論（4）環境行政訴訟 1	
第 6 回（⑪⑫）	環境法総論（5）環境行政訴訟 2，環境法と環境訴訟	
第 7 回（⑬⑭）	大気汚染防止の法政策と訴訟	
第 8 回（⑮）	レビュー・セッション，まとめ	

環境法は極めて広い分野であり，受講者の関心に合わせ，時間に余裕があれば，他の分野も扱いたい。
予習よりも毎回の復習に力を入れていただきたいが，予習する場合は，毎回テキストに沿って進めるので，シラバス記載のテキスト該当箇所を一読されたい（小文字を除く）。その場合の所要時間は 1.5 時間程度である。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　30%
リアクション・メール，ミニ課題提出，授業参加態度，欠席状況等
期末レポート試験・論文　70%
基礎的知識の確認，論述力を評価する。
環境法の基礎理論および扱う法律の基本的知識の理解を確認する。

＜テキスト/Textbook ＞

越智敏裕『環境訴訟法』第２版（日本評論社，2020）
毎回テキストを使って授業をしますので必ず持参してください。また，授業で扱う法律の条文を適宜の媒体で持参してください（司法試験用六法がお勧めです）。

＜参考文献/Reference Book ＞

大塚直『環境法 BASIC』第 2 版（有斐閣，2016）
北村喜宣『環境法』第 5 版（弘文堂，2020）
大塚直ほか『環境法判例百選』第 3 版（有斐閣，2018）

＜備考/Remarks ＞

月１回程度の対面授業（土曜２時限のみ）のほか，オンデマンド配信。

授業実施方法一覧に記載の事由があるときは，必要な期間につきオンライン授業を受講することもできます。研究科の定める方法で担当教員及び事務室に申し出てください。

土曜日 2 講時

61200224　△環境法Ⅱ　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture
Environmental Law II

越智　敏裕

＜概要/Course Content Summary ＞

環境法Ⅰ（特に環境法総論）の理解を踏まえ，土壌汚染対策の法政策と訴訟，廃棄物処理に関する法政策と訴訟，環境影響評価の法政策と訴訟，自然保護の法政策と訴訟，その他の環境法を学ぶ。
環境法は民法（不法行為法）と行政法の応用分野であり，環境法の学習を通じて，民法・行政法の基礎理論の復習を兼ねる。受講生の理解を深めるため，担当者の専門分野であるアメリカ環境法を適宜参照する。
環境法Ⅰ・Ⅱで環境法全体につき，じっくりと学ぶ。司法試験の選択科目として環境法を選択する人はもちろん，しない人も歓迎するが，環境法選択者は，環境法Ⅰ・Ⅱ受講後に，総仕上げ科目として環境法総合演習を受講されたい。3 科目の受講で，司法試験環境法には十分に対応できる。
なお，時間に余裕があれば，受講者の関心に合わせ，文化財保護や原発規制等も扱いたい。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

土壌汚染対策法，廃棄物処理法，容器包装リサイクル法，自然公園法等の基礎知識を習得し，法政策及び訴訟の観点から，具体的な事例における応用能力を養う。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 週（①②）	廃棄物処理の法政策と訴訟（1）	必要に応じ，随時指示するが，原則として，復習を重視されたい。
第 2 週（③④）	廃棄物処理の法政策と訴訟（2） ・容器包装リサイクル法・循環基本法	
第 3 週（⑤⑥）	土壌汚染対策の法政策と訴訟	
第 4 週（⑦⑧）	自然保護の法政策と訴訟（1）	
第 5 週（⑨⑩）	自然保護の法政策と訴訟（2）	
第 6 週（⑪⑫）	環境影響評価の法政策と訴訟	
第 7 週（⑬⑭）	その他の環境法	
第 8 週（⑮）	レビュー・セッション，まとめ	

受講者の希望等を踏まえ，授業計画を変更する可能性がある。
予習よりも毎回の復習に力を入れていただきたいが，予習する場合は，毎回テキストに沿って進めるので，シラバス記載のテキスト該当箇所（小文字を除く）を一読されたい。その場合の所要時間は 1.5 時間程度である。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　30%
リアクション・メール，ミニ課題提出，授業参加態度，欠席状況等
期末レポート試験・論文　70%
授業で扱った法の基礎的理解を確認し，論述力を評価する

＜テキスト/Textbook ＞

越智敏裕『環境訴訟法』第２版（日本評論社，2020）
毎回テキストを使って授業をしますので必ず持参してください。また，授業で扱う法律の条文を適宜の媒体で持参してください（司法試験用六法がお勧めです）。

＜参考文献/Reference Book ＞

大塚直『環境法 BASIC』第 2 版（有斐閣，2016）
北村喜宣『環境法』第 5 版（弘文堂，2020）

＜備考/Remarks ＞

月 1 回程度の対面授業（土曜２時限のみ）のほか，オンデマンド配信。

水曜日 3 講時

61200243　△環境法総合演習　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Comprehensive Environmental Law Seminar

曽和　俊文

＜概要/Course Content Summary ＞

環境法の基本原則や基本的な考え方を振り返りつつ，個別の環境分野における環境保護制度の内容を深め，各分野での環境問題の解決方法を検討します。
具体的内容としては，まず総論として，環境法の理念と基本原則を確認した後，次に各論として，廃棄物処理法，循環基本法，自然公園法，大気汚染防止法，水質汚濁防止法，土壌汚染対策法などの個別環境法制度について，制度の仕組みとその背景にある環境政策について検討します。さらに各回において，制度の概略を質疑応答で確認した後，過去問と越智・教科書の典型事例を素材として，事例問題の検討を行います。事前に答案を提出していただければ添削して返却します。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

環境法の基本的な考え方や個別の環境保護制度の仕組みに関する基本的な知識を学び，環境問題に関する法的分析能力，法的対応能力を身につける。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	環境法の理念と基本原則 : 環境法の歴史（公害対策法から環境法への展開）をたどりつつ，環境法の理念と体系，基本原則について考える。	事前の予習内容として，以下の 2 つを準備して下さい。①越智・教科書や北村・教科書（後掲参照）で，前もって，各回で学ぶ内容について予習し，事前に配布するレジメの質問に答えられるようにする。②事前に指示する過去問や教科書の典型事例について検討しておく。
第 2 回	環境影響評価法 : 環境アセスメント制度の仕組みを学ぶとともに，制度運用の現状と課題についても考える。	同上
第 3 回	廃棄物処理法（1）：廃棄物処理行政の仕組みを確認して，事例問題を通じて応用力を付ける。【典型事例 6-1】，過去問（2011 年第 1 問，2008 年第 1 問）検討予定。	同上
第 4 回	廃棄物処理法（2）循環法（1）：廃棄物処理行政の仕組みを確認して，事例問題を通じて応用力を付ける。【典型事例 6-2】，過去問（2010 年第 1 問，2015 年第 1 問）検討予定。	同上
第 5 回	循環法（2）：循環基本法の内容を確認し，過去問（2017 年第 2 問，2016 年第 2 問）を検討する。	同上
第 6 回	自然公園法（1）：自然保護行政の体系と自然保護法の仕組みを確認し，【典型事例 8-1】と過去問（2009 年第 2 問）を検討する。	同上
第 7 回	自然公園法（2）：自然公園法の内容を確認し，【典型事例 8-2】，過去問（2014 年第 2 問）を検討する。	同上
第 8 回	大気汚染防止法（1）：大気汚染防止法の仕組みを確認し，【典型事例 1-1】，過去問（2012 年第 1 問）を検討する。	同上
第 9 回	大気汚染防止法（2）：過去問（2018 年第 2 問，2008 年第 2 問，2010 年第 2 問を検討する）。	同上
第 10 回	第 1 回事例問題演習の解説＜ 2019 年の司法試験問題を予定＞	同上
第 11 回	水質汚濁防止法（1）：水質汚濁防止法の仕組みを確認し，【典型事例 4-1】，過去問（2014 年第 1 問）を検討する。	同上
第 12 回	水質汚濁防止法（2）：【典型事例 4-2】，過去問（2013 年第 1 問，2018 年第 1 問）を検討する。	同上
第 13 回	土壌汚染対策法（1）：土壌汚染対策法の仕組みを確認して【典型事例 7-1】，過去問（2011 年第 2 問）を検討する。	同上
第 14 回	土壌汚染対策法（2）：【典型事例 7-2】，過去問（2017 年第 1 問，2015 年第 2 問）を検討する。	同上

第 15 回　まとめ : 環境行政における紛争処理法制 : 公害等調整委員会や公害審査会による公害問題の解決の仕組みについて学ぶ。　同上

なお，受講者と相談の結果，授業計画を変更する場合があります。

予習の内容

① 毎回の講義で取り扱うテーマについて，後掲参考文献を読み，あらかじめどのような内容を検討するのかについて自分で知識をまとめておいて下さい。
② 事前に教員がレジメ＆資料を配布するので，毎回の講義で取り扱うテーマについて該当箇所を確認しておいて下さい。

標準的な予習時間

約 4 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

期末試験　70%
事例問題について結論を導き出す法的論理の適切性などに基づき評価する。
平常点　30%
授業中の報告内容，授業中の発言内容，欠席状況などを考慮して評価する。

＜テキスト/Textbook ＞

越智敏裕『環境訴訟法』第 2 版（日本評論社，2020 年）
北村喜宣『環境法』第 5 版（弘文堂，2020 年）
授業で取り上げるテーマについて，事前に，以上のテキストの該当箇所を読んできてください。

＜参考文献/Reference Book ＞

北村喜宣『環境法』第 2 版（有斐閣ストゥディア，2019）
大塚直『環境法 BASIC』第 2 版（有斐閣，2016）
上記の 2 つは入門的テキストです。環境法の全体像を掴むために役立ちます。

＜備考/Remarks ＞

コロナ感染拡大のため，この授業は，基本的に，ZOOM を使って，双方向のオンライン授業として行う予定です。

月曜日 5 講時

61200226-001　△租税法Ⅰ-1　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture

Tax Law I-1

占部　裕典

＜概要/Course Content Summary ＞

租税法Ⅰでは，多くの租税に共通する法的問題（租税法総論）と所得税法の法的諸問題を中心にとりあげる。授業では，(1) 租税法共通の基本原理や総論的問題の検討（「租税法の基礎理論と法的問題」），(2) 所得税法をモデルにして租税実体法，租税手続法，租税争訟法のアウトラインの説明（「所得税法の成立から紛争処理までの概説」），(3) 所得税法の課税要件，所得分類と各所得毎の法的問題点，損失の繰越控除・損益通算，所得控除等の内容と法的問題点についての検討（「所得税法の課税要件と法的問題」）を行う。授業の中心は (3) である。

租税法Ⅰは，租税法についての基礎的知識や応用能力を所得税法を通じて提供・養成するものであり，租税法関連科目を履修するにあたって基本となる科目である。

なお，租税法Ⅱでは，法人税法と消費税法を中心とした法的諸問題を，租税法総合演習では，地方税法にかかる法的諸問題，さらに国税通則法と国税徴収法を中心に租税手続法・租税争訟法の基本的問題を取り扱う。また，さらに租税法科目として，国際租税法があり，我が国の企業の国際的事業活動等，海外企業の我が国での事業活動等に対する我が国での課税問題を取り扱う。租税法を司法試験科目として選択する学生は，租税法Ⅰ・Ⅱ，租税法総合演習を履修することが望しい。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

本科目は，受講生に下記のような能力や知識を習得させることを目標としている。

(1) 租税法の解釈の特殊性（税法と憲法・私法等の交錯を含む）に対応した租税法規の解釈能力の修得
(2) 所得税法を中心とした課税要件規定の争点についての理解
(3) 税務紛争に応じた税務争訟方法の選択と審理の進め方
(4) 具体的な税務争訟での主張・立証のあり方

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	租税法（国税）の体系と私法との関係 租税法は無数の法律と命令（施行令・施行規則）からなりたっているため，まず，租税法の体系を説明する（講義）。そのうえで租税法の解釈原理（文理解釈）を私法（民法・商法等）と租税法との関連性に着目しながら検討することとする（討議）。特に，後者については「譲渡担保と課税」「不動産の取得と課税」「交換と売買」「時効と課税」等にかかるケースを素材に討議する。さらに，地方税法の体系と地方税条例との関係も簡単に説明する（講義）。	配付したレジュメの冒頭に毎回の予習内容を記載して，指示。
第 2 回	租税法律主義と租税平等主義の具体的な適用場面 憲法上の課税原則である租税法律主義が租税法規の立法及び解釈にあたり，具体的にどのように適用されるかをみていく（講義）。課税要件法定主義・課税要件明確主義・合法性の原則，手続保障の原則にかかわる個別事例（ケース）を取り上げる（討議）。文理解釈の意義，租税法規不遡及の原則と例外，租税法律主義の一場面である合法性の原則の例外（租税法における信義誠実の原則），通達課税による問題などもここで取り扱う(講義)。	配付したレジュメの冒頭に毎回の予習内容を記載して，指示。
第 3 回	租税回避行為と課税 租税回避行為がいかなる場合に否認されるかを論ずる（講義）。判例が分かれている領域であるので，学説・判例の動向を詳細に検討する（講義）。特に最近の最高裁判例の検討を行い，さらに課税庁の否認のための手法である「私法上の法律構成による否認」についても検討を加える（討議）。同族会社の行為計算否認規定の適用上の問題もここで取りあげる。	配付したレジュメの冒頭に毎回の予習内容を記載して，指示。

第 4 回	所得税法のアウトライン（所得税の成立から納付まで） 所得税法の法的構成（法的構造）を概観する。そのうえで所得税法の具体的適用，所得税（租税債務）の確定手続（国税通則法を含む），納付（滞納手続にも言及。国税徴収法を含む），税務紛争処理手続といった，一連の流れを説明する（講義）。法人税法との相違についても言及する（講義）。	配付したレジュメの冒頭に毎回の予習内容を記載して，指示。
第 5 回	企業形態の選択と所得の帰属 所得税の課税要件を説明するが，ここでは特に納税義務者と所得の帰属を取りあげる。さまざまな私法上の企業形態（団体）と納税義務者との関係を論ずる。人格なき社団や信託（特定信託等を含む）の課税，さらに課税単位の問題もここで取りあげる（講義）。そのうえで，課税物件たる所得がだれ（納税義務者）に帰属するか（帰属のルール）を具体的事例において検討する（討議）。	配付したレジュメの冒頭に毎回の予習内容を記載して，指示。
第 6 回	所得税制度の基本的仕組みと課税理論（１） 所得税法の租税実体規定の内容及びその背景にある租税理論を理解したうえで，具体的な事例に基づいて所得税額を算出させる。租税特別措置法に基づく分離課税，特に不動産・株式の申告分離課税及び利子・配当（一部）の一律源泉分離課税の制度的な問題点をもあわせて検討する（講義）。	配付したレジュメの冒頭に毎回の予習内容を記載して，指示。
第 7 回	所得税制度の基本的仕組みと課税理論（２） 第 6 回の続き。 所得税法の条文と照らしながら，具体的な計算を行う（講義）。申告書を配付した上で申告書作成を行う。 勤労性所得に対する課税（１） 給与所得と退職所得を中心とした所得税法の規定を概観する（講義）。法人税法 34 条(役員給与)との関連も論ずる(講義)。	配付したレジュメの冒頭に毎回の予習内容を記載して，指示。
第 8 回	勤労性所得に対する課税（２） 給与所得と退職所得を中心に，法的問題を論ずる（講義）。給与所得課税(特にフリンジ・ベネフィット課税の問題，ストックオプション課税を含む），退職所得(みなし退職金を含む)課税の問題（10 年退職金事件，退職年金との関係，打切り支給の問題等）をケースを通じてみていく（討議）。なお，源泉徴収手続の抱える法的な問題は，給与所得との関係でのみ論ずる（討議）。法人税法 34 条(役員給与)との関連も論ずる(講義)。	配付したレジュメの冒頭に毎回の予習内容を記載して，指示。
第 9 回	資産性所得に対する課税 譲渡所得課税の趣旨，キャピタル・ゲイン課税（財産分与に係る課税関係），譲渡所得の金額の計算に際しての取得費等の範囲などを論ずる（講義）。そのうえで，みなし譲渡所得についての理解を深める（講義）。「資産の譲渡」「取得費」「譲渡に要した費用」にかかる最高裁判例を素材に議論をする（討議）。	配付したレジュメの冒頭に毎回の予習内容を記載して，指示。
第 10 回	金融資産に対する課税 利子所得，配当所得（みなし配当を含む）に対する法的問題を論ずる（講義）。投資信託課税，株式譲渡課税の論点もここで取り上げる。配当においては，法人税法における資本等取引との関係についても説明する(講義)。なお，一時所得は，ここで言及する予定である(講義)。	配付したレジュメの冒頭に毎回の予習内容を記載して，指示。
第 11 回	事業所得に対する課税	配付したレジュメの冒頭に毎回の予習内容を記載して，

		指示。
	事業所得に対する課税を取り上げる。ここで取り上げる問題の中心は，事業の該当性判断，収益の計上時期と必要経費の範囲である。所得税法における収入の計上時期（所得の年度帰属の問題）については詳細に検討を加える（講義）。権利確定主義及び管理支配基準，その特別の規定による収益の計上基準（現金主義等）を論ずる（討議）。そのうえで，必要経費の範囲を，家事費，家事関連費，損害賠償金，親族に対する給与等の支払（所得税法 56 条を含む）等を順次取扱い，検討していく（講義）。	
第 12 回	事業所得に対する課税（必要経費を中心に） 第 11 回の続き。必要経費のうち，売上原価（棚卸資産の評価），減価償却費，繰延資産，準備金・引当金等を概説する。さらに，有姿除却，少額減価償却資産，資本的支出・修繕費，資産損失，貸倒損失等について概観するとともに，重要判例を取り上げる(講義)。必要に応じて法人税法の対応規定との対比を行う（講義）。	配付したレジュメの冒頭に毎回の予習内容を記載して，指示。
第 13 回	不動産所得に対する課税 不動産所得の問題は事業所得と重複する面が多いが，不動産所得固有の問題を，山林所得も含めて検討する（講義）。なお，雑所得（公的年金等を中心に）はここで言及する。	配付したレジュメの冒頭に毎回の予習内容を記載して，指示。
第 14 回	資産損失，損失の繰越控除，損益通算，所得控除等 さまざまな資産にかかる損失の課税上の取扱いを検討する（講義）。最高裁判例等をもとに，事業用資産，業務用資産，生活に必要な資産等にかかる資産損失について議論をする（討議）。所得控除（人的控除）については，順番にその内容と控除の趣旨を説明する。雑損控除，医療費控除を中心にその控除対象について判例をもとに検討をする（討議）。また，具体的な裁判例（裁判資料）を用いて，総合事例の検討を行う（討議）。	配付したレジュメの冒頭に毎回の予習内容を記載して，指示。
第 15 回	まとめ 総合事例を用いて，第 1 回～第 14 回のまとめを行う(講義・討議)。	配付したレジュメの冒頭に毎回の予習内容を記載して，指示。

予習の内容

毎回の予習として，テキストと事前に配付されるレジュメの該当箇所を熟読するとともに，レジュメに掲載された「事例問題」についての検討が求められる。

標準的な予習時間

2 時間 30 分程度／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%

授業での質疑応答，小レポートの内容，欠席状況

期末試験　80%

試験問題は，2 題の事例（横断的な事例）による。

＜テキスト/Textbook ＞

「租税法 I 教材」（レジュメ）・資料(重要判例等)をコピーして配付予定。授業はこのレジュメをベースにして進みます。テキストは用いませんが，第 1 回の講義で基本書の説明をします。

配付物

15 回分のレジュメ･資料を事前に一括配付。

授業に応じて関係資料も随時配付。

＜参考文献/Reference Book ＞

金子宏『租税法』23 版（弘文堂，2019），ISBN:4335315414

＜備考/Remarks ＞

（授業実施方法）対面で行う。対面授業が不可能な状況下では ZOOM で授業を行う。
（担当教員との連絡手段）原則 DUET で行う。

火曜日 5 講時

61200226-002　△租税法Ⅰ-2　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture

Tax Law I-2

占部　裕典

＜概要/Course Content Summary ＞

租税法Ⅰでは，多くの租税に共通する法的問題（租税法総論）と所得税法の法的諸問題を中心にとりあげる。授業では，(1) 租税法共通の基本原理や総論的問題の検討（「租税法の基礎理論と法的問題」），(2) 所得税法をモデルにして租税実体法，租税手続法，租税争訟法のアウトラインの説明（「所得税法の成立から紛争処理までの概説」），(3) 所得税法の課税要件，所得分類と各所得毎の法的問題点，損失の繰越控除・損益通算，所得控除等の内容と法的問題点についての検討（「所得税法の課税要件と法的問題」）を行う。授業の中心は (3) である。

租税法Ⅰは，租税法についての基礎的知識や応用能力を所得税法を通じて提供・養成するものであり，租税法関連科目を履修するにあたって基本となる科目である。

なお，租税法Ⅱでは，法人税法と消費税法を中心とした法的諸問題を，租税法総合演習では，地方税法にかかる法的諸問題，さらに国税通則法と国税徴収法を中心に租税手続法・租税争訟法の基本的問題を取り扱う。また，さらに租税法科目として，国際租税法があり，我が国の企業の国際的事業活動等，海外企業の我が国での事業活動等に対する我が国での課税問題を取り扱う。租税法を司法試験科目として選択する学生は，租税法Ⅰ・Ⅱ，租税法総合演習を履修することが望しい。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

本科目は，受講生に下記のような能力や知識を習得させることを目標としている。

(1) 租税法の解釈の特殊性（税法と憲法・私法等の交錯を含む）に対応した租税法規の解釈能力の修得
(2) 所得税法を中心とした課税要件規定の争点についての理解
(3) 税務紛争に応じた税務争訟方法の選択と審理の進め方
(4) 具体的な税務争訟での主張・立証のあり方

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	租税法（国税）の体系と私法との関係 租税法は無数の法律と命令（施行令・施行規則）からなりたっているため，まず，租税法の体系を説明する（講義）。そのうえで租税法の解釈原理（文理解釈）を私法（民法・商法等）と租税法との関連性に着目しながら検討することとする（討議）。特に，後者については「譲渡担保と課税」「不動産の取得と課税」「交換と売買」「時効と課税」等にかかるケースを素材に討議する。さらに，地方税法の体系と地方税条例との関係も簡単に説明する（講義）。	配付したレジュメの冒頭に毎回の予習内容を記載して，指示。
第 2 回	租税法律主義と租税平等主義の具体的な適用場面 憲法上の課税原則である租税法律主義が租税法規の立法及び解釈にあたり，具体的にどのように適用されるかをみていく（講義）。課税要件法定主義・課税要件明確主義・合法性の原則，手続保障の原則にかかわる個別事例（ケース）を取り上げる（討議）。文理解釈の意義，租税法規不遡及の原則と例外，租税法律主義の一場面である合法性の原則の例外（租税法における信義誠実の原則），通達課税による問題などもここで取り扱う(講義)。	配付したレジュメの冒頭に毎回の予習内容を記載して，指示。
第 3 回	租税回避行為と課税 租税回避行為がいかなる場合に否認されるかを論ずる（講義）。判例が分かれている領域であるので，学説・判例の動向を詳細に検討する（講義）。特に最近の最高裁判例の検討を行い，さらに課税庁の否認のための手法である「私法上の法律構成による否認」についても検討を加える（討議）。同族会社の行為計算否認規定の適用上の問題もここで取りあげる。	配付したレジュメの冒頭に毎回の予習内容を記載して，指示。

第 4 回	所得税法のアウトライン（所得税の成立から納付まで） 所得税法の法的構成（法的構造）を概観する。そのうえで所得税法の具体的適用，所得税（租税債務）の確定手続（国税通則法を含む），納付（滞納手続にも言及。国税徴収法を含む），税務紛争処理手続といった，一連の流れを説明する（講義）。法人税法との相違についても言及する（講義）。	配付したレジュメの冒頭に毎回の予習内容を記載して，指示。
第 5 回	企業形態の選択と所得の帰属 所得税の課税要件を説明するが，ここでは特に納税義務者と所得の帰属を取りあげる。さまざまな私法上の企業形態（団体）と納税義務者との関係を論ずる。人格なき社団や信託（特定信託等を含む）の課税，さらに課税単位の問題もここで取りあげる（講義）。そのうえで，課税物件たる所得がだれ（納税義務者）に帰属するか（帰属のルール）を具体的事例において検討する（討議）。	配付したレジュメの冒頭に毎回の予習内容を記載して，指示。
第 6 回	所得税制度の基本的仕組みと課税理論（１） 所得税法の租税実体規定の内容及びその背景にある租税理論を理解したうえで，具体的な事例に基づいて所得税額を算出させる。租税特別措置法に基づく分離課税，特に不動産・株式の申告分離課税及び利子・配当（一部）の一律源泉分離課税の制度的な問題点をもあわせて検討する（講義）。	配付したレジュメの冒頭に毎回の予習内容を記載して，指示。
第 7 回	所得税制度の基本的仕組みと課税理論（２） 第 6 回の続き。 所得税法の条文と照らしながら，具体的な計算を行う（講義）。申告書を配付した上で申告書作成を行う。 勤労性所得に対する課税（１） 給与所得と退職所得を中心とした所得税法の規定を概観する（講義）。法人税法 34 条(役員給与)との関連も論ずる(講義)。	配付したレジュメの冒頭に毎回の予習内容を記載して，指示。
第 8 回	勤労性所得に対する課税（２） 給与所得と退職所得を中心に，法的問題を論ずる（講義）。給与所得課税(特にフリンジ・ベネフィット課税の問題，ストックオプション課税を含む），退職所得(みなし退職金を含む)課税の問題（10 年退職金事件，退職年金との関係，打切り支給の問題等）をケースを通じてみていく（討議）。なお，源泉徴収手続の抱える法的な問題は，給与所得との関係でのみ論ずる（討議）。法人税法 34 条(役員給与)との関連も論ずる(講義)。	配付したレジュメの冒頭に毎回の予習内容を記載して，指示。
第 9 回	資産性所得に対する課税 譲渡所得課税の趣旨，キャピタル・ゲイン課税（財産分与に係る課税関係），譲渡所得の金額の計算に際しての取得費等の範囲などを論ずる（講義）。そのうえで，みなし譲渡所得についての理解を深める（講義）。「資産の譲渡」「取得費」「譲渡に要した費用」にかかる最高裁判例を素材に議論をする（討議）。	配付したレジュメの冒頭に毎回の予習内容を記載して，指示。
第 10 回	金融資産に対する課税 利子所得，配当所得（みなし配当を含む）に対する法的問題を論ずる（講義）。投資信託課税，株式譲渡課税の論点もここで取り上げる。配当においては，法人税法における資本等取引との関係についても説明する(講義)。なお，一時所得は，ここで言及する予定である(講義)。	配付したレジュメの冒頭に毎回の予習内容を記載して，指示。
第 11 回	事業所得に対する課税	配付したレジュメの冒頭に毎回の予習内容を記載して，

		指示。
	事業所得に対する課税を取り上げる。ここで取り上げる問題の中心は，事業の該当性判断，収益の計上時期と必要経費の範囲である。所得税法における収入の計上時期（所得の年度帰属の問題）については詳細に検討を加える（講義）。権利確定主義及び管理支配基準，その特別の規定による収益の計上基準（現金主義等）を論ずる（討議）。そのうえで，必要経費の範囲を，家事費，家事関連費，損害賠償金，親族に対する給与等の支払（所得税法 56 条を含む）等を順次取扱い，検討していく（講義）。	
第 12 回	事業所得に対する課税（必要経費を中心に） 第 11 回の続き。必要経費のうち，売上原価（棚卸資産の評価），減価償却費，繰延資産，準備金・引当金等を概説する。さらに，有姿除却，少額減価償却資産，資本的支出・修繕費，資産損失，貸倒損失等について概観するとともに，重要判例を取り上げる(講義)。必要に応じて法人税法の対応規定との対比を行う（講義）。	配付したレジュメの冒頭に毎回の予習内容を記載して，指示。
第 13 回	不動産所得に対する課税 不動産所得の問題は事業所得と重複する面が多いが，不動産所得固有の問題を，山林所得も含めて検討する（講義）。なお，雑所得（公的年金等を中心に）はここで言及する。	配付したレジュメの冒頭に毎回の予習内容を記載して，指示。
第 14 回	資産損失，損失の繰越控除，損益通算，所得控除等 さまざまな資産にかかる損失の課税上の取扱いを検討する（講義）。最高裁判例等をもとに，事業用資産，業務用資産，生活に必要な資産等にかかる資産損失について議論をする（討議）。所得控除（人的控除）については，順番にその内容と控除の趣旨を説明する。雑損控除，医療費控除を中心にその控除対象について判例をもとに検討をする（討議）。また，具体的な裁判例（裁判資料）を用いて，総合事例の検討を行う（討議）。	配付したレジュメの冒頭に毎回の予習内容を記載して，指示。
第 15 回	まとめ 総合事例を用いて，第 1 回～第 14 回のまとめを行う(講義・討議)。	配付したレジュメの冒頭に毎回の予習内容を記載して，指示。

予習の内容

毎回の予習として，テキストと事前に配付されるレジュメの該当箇所を熟読するとともに，レジュメに掲載された「事例問題」についての検討が求められる。

標準的な予習時間

2 時間 30 分程度／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%

授業での質疑応答，小レポートの内容，欠席状況

期末試験　80%

試験問題は，2 題の事例（横断的な事例）による。

＜テキスト/Textbook ＞

「租税法 I 教材」（レジュメ）・資料(重要判例等)をコピーして配付予定。授業はこのレジュメをベースにして進みます。テキストは用いませんが，第 1 回の講義で基本書の説明をします。

配付物

15 回分のレジュメ･資料を事前に一括配付。

授業に応じて関係資料も随時配付。

＜参考文献/Reference Book ＞

金子宏『租税法』23 版（弘文堂，2019），ISBN:4335315414

＜備考/Remarks ＞

（授業実施方法）対面で行う。対面授業が不可能な状況下では ZOOM で授業を行う。
（担当教員との連絡手段）原則 DUET で行う。

月曜日 2 講時

61200227-001　○租税法Ⅱ-1
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture 対面授業/Face-to-face learning
Tax Law II-1

占部　裕典

＜概要/Course Content Summary ＞

租税法Ⅱでは，法人税法と消費税法を中心とした企業課税の法的諸問題を取り扱う（ただし，所得税法の事業所得等は租税法Ⅰの対象であるので除く）。授業では，（1）法人税法をモデルにして租税実体法，租税手続法，租税争訟法のアウトラインの説明（「法人税の成立から紛争処理までの概説」），（2）法人税法の課税要件規定にかかる法的問題点の検討，（3）地方税のうち，法人事業税（外形標準課税）の概要と問題点の検討，消費税法の概説と課税要件規定の法的問題点の検討（「消費税法の課税要件と法的問題」）を行なう。授業の中心は（2）であり，（3）は概観するにとどまる。

なお，租税法関連科目の履修にあたっての相互関連性については，租税法Ⅰの概要を参照してください。租税法Ⅰは，租税法についての基礎的知識を所得税法を通じて提供するものであり，租税法Ⅱを含む租税法関連科目を履修するにあたって基本となる科目であり，先に履修しておくと有益である。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

本科目は，受講生に下記のような能力や知識を習得させることを目標としている。
(1) 法人税法と会社法等の関連性についての理解を深め，企業法務において企業税の知識が不可欠であるとの意識を高めること
(2) 法人税法を中心としたタックス・プランニングの能力を高めること
(3) 企業会計と税務会計との関係，法人税法における課税要件規定を理解すること
(4) 税務紛争に応じた税務争訟方法の選択と審理の進め方を修得すること
(5) 具体的な税務争訟での主張・立証のあり方を修得すること

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	法人税の意義，法人税の納税義務者 法人税の対象となる「法人」の意義について検討する。多様な企業形態に対する課税を，法人税法における内国法人を中心に説明する。公益法人等や特定信託に対する法人税はここで取り扱う。公益法人税制の改革や法人課税信託についても論ずる。法人税と所得税の二重課税等（あるいは統合）の理論的な問題もここで取りあげる。なお，同族会社の課税関係(留保金課税も含む)はここで検討する。	毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。
第 2 回	法人税制度の基本的枠組みと課税理論 法人税法の所得と商法(会社法)上の当期利益との関係（確定決算主義，法人税法と企業会計原則等の関係）を理解したうえで，法人税法・租税特別措置法における所得の金額の算定構造（いわゆる別段の定めにかかる規定）を概観する。別表 4・5 を中心とした申告調整との関係もあわせて説明する。	毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。
第 3 回	法人所得の意義 法人税法 22 条の「益金の額」「損金の額」「資本等取引」「公正処理基準（企業会計等との関係）」についての一般的な説明を行なう。 法人税法 22 条 2 項の無償譲渡等の課税関係についてはここで詳細に検討する。なお，企業会計と税務会計との関係，一般に公正妥当な会計処理基準等についても検討する。なお，グループ法人税制については関連箇所で取り扱うが，第 9 回でグループ法人税制を体系的に概観する。	毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。
第 4 回	法人税法における収益・費用の計上	毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。

法人の収益・費用（損失を含む）をどの年度において計上すべきか（計上基準，年度帰属の問題）について，基本的な検討を加える。販売による収益，請負による収益，収益・費用の過年度修正等を中心に議論をする。また，いわゆる権利確定主義の例外といわれるもの（中心はデリィバティブを中心とした時価主義会計）についてもここで議論をする。法人税法における金融商品課税についてはここで取り扱う。

第 5 回　(1) 資本等取引　　毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。
(2) 益金の額（益金算入，益金不算入項目）

株式(出資)に関する税務を取り扱う。増資，原資，自己株式に関するものを中心に説明する。発行法人，当該株主，その他株主といった 3 者を念頭において課税関係を検討する。現物出資，ＤＥＳ取引と課税も取り上げる。また，会社法と法人税法における資本取引についての対比を行い，税務の特徴を明らかにする。みなし配当もここで説明する。

その後，受取配当等の益金不算入，評価益の益金不算入を取り上げる。

第 6 回　損金の額（損金算入，損金不算入項目）　　毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。

売上原価及び減価償却費（繰延資産の償却費を含む）を中心に検討を加える。減価償却費の改正（平成 19 年度改正）や減価償却資産（少額資産等）や資本的支出をめぐる法的な問題について討議を行なう。評価損，陳腐化，有姿除却等，さらにはリース取引にかかる課税問題も取り扱う。

第 7 回　損金の額（役員給与）　　毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。

「役員給与」（役員報酬・役員賞与・役員退職金）の会計，税務の取扱いについて検討する。定期同額給与，事前確定届出給与，業績連動給与の問題点，重要判例を詳細に検討する。ＣＧＣによるインセンティブ役員報酬の議論をうけた法人税法の改正議論にも言及する。

第 8 回　損金の額，債務・損失の確定と引当金・準備金　　毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。

寄附金・交際費の範囲について検討を加える。そのうえで，債務・損失の確定，貸倒引当金等の計上にかかる問題を取り上げる。

第 9 回　(1) グループ法人税制　　毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。
(2) 連結所得に対する法人税

グループ法人税制の理論的背景及び規定を体系的に説明する。

我が国の連結納税制度については，令和 2 年 3 月に公布された所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）において連結納税制度を見直し，グループ通算制度へ移行することとされた。グループ通算制度に関する主な内容を解説し，その特徴と問題点を検討する。

第 10 回　組織再編税制（法人合併，法人分割）　　毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。

法人の設立・合併・分割及び解散をめぐる所得課税の制度（法人組織税制）及びその背景にある租税理論を新会社法の規定と関連づけながら検討する。特にこれらの制度を用いたタックス・プランニングの重要性及び租税回避行為に対する課税庁の対応についても検討を加える。どちらの制度も平成 13 年度以後導入されたものであり，判例等は少ないが，今後の企業活動（M&A 等）にとってもっとも重要な領域の 1 つである。企業にお

けるM&Aの現況と税制上の課題も併せて説明する。

第 11 回　組織再編税制（現物出資，事後設立，株式交換）　毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。

出資と資本金等の額，配当と利益積立金額，みなし配当等を論じた後に適格現物出資と適格事後設立を検討する。自己株式の分配･取得もここで言及する(第 5 回の内容と関係)。株式交換･株式移転についての一般的課税を論じた後に，適格株式交換・適格株式移転を検討する。

第 12 回　法人事業税（外形標準課税）等の課税理論と課税計算　毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。

法人事業税・法人住民税を概観する。必要に応じて事業所税についても言及する。

第 13 回　消費税の課税理論と消費税制度の基本的枠組み　毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。

わが国の消費税の構造と特徴を明らかにしたうえで，消費税の税額（税額の計算構造と税額控除）の算定に至る過程を検討する。そのうえで，特に現行消費税制の問題点について討議する。地方消費税，最近の消費税の改正動向についても言及する。

第 14 回　(1) 消費税の納税義務者，消費税の課税対象　毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。

免税事業者，消費税が課される取引（課税取引）と課されない取引（不課税取引，非課税取引・免税取引）について検討する。「課税資産の譲渡等」に関する重要判例を取り扱う。

(2) 課税標準と税率

消費税の会計処理，消費税額の納付税額についての本則課税原則，仕入税額の計算方法，簡易課税制度（みなし仕入率と事業区分）等を概説する。仕入税額控除の帳簿保存等の重要判例を検討する。そのうえで，簡単な消費税の計算事例を解くこととする。

第 15 回　まとめ　毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。

第 1 回～14 回の法人税法のポイントを総合事例を通じて，まとめる。

予習の内容

毎回の予習として，事前に配付されるレジュメの該当箇所を熟読するとともに，レジュメに掲載された「事例問題」についての検討が求められる。

租税法を司法試験科目として選択する学生は租税法Ⅰ・Ⅱをすくなくとも履修することが望ましい。

標準的な予習時間

2 時間程度／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%

授業での質疑応答，小レポートの内容，欠席状況

期末試験　80%

試験問題は，2 題の事例（横断的な事例）による。必要に応じて口頭試験を実施する。

＜テキスト/Textbook ＞

テキストについては第 1 回の講義で説明しますので，それまで購入する必要はありません。

「租税法教材」（レジュメ）及び資料はコピーして配付予定。テキストは用いませんが，第 1 回の授業で基本書の説明は行います。なお，参考書等についても第 1 回の授業で説明します。

配付物

15 回分のレジュメを一括配付。

＜参考文献/Reference Book ＞

金子宏『租税法』23 版（弘文堂，2019），ISBN:4335315414
中里実ほか『租税判例百選』第 6 版（有斐閣，2016），ISBN:464111529X

＜備考/Remarks ＞

（授業実施方法）原則，教室での対面ですが，ZOOM による参加も認めます。
（担当教員との連絡手段）原則 DUET で行う。

授業実施方法一覧に記載の事由があるときは，必要な期間につきオンライン授業を受講することもできます。研究科の定める方法で担当教員及び事務室に申し出てください。

月曜日 3 講時

61200227-002　　○租税法Ⅱ-2
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture 対面授業/Face-to-face learning
Tax Law II-2

占部　裕典

＜概要/Course Content Summary ＞

租税法Ⅱでは，法人税法と消費税法を中心とした企業課税の法的諸問題を取り扱う（ただし，所得税法の事業所得等は租税法Ⅰの対象であるので除く）。授業では，（1）法人税法をモデルにして租税実体法，租税手続法，租税争訟法のアウトラインの説明（「法人税の成立から紛争処理までの概説」），（2）法人税法の課税要件規定にかかる法的問題点の検討，（3）地方税のうち，法人事業税（外形標準課税）の概要と問題点の検討，消費税法の概説と課税要件規定の法的問題点の検討（「消費税法の課税要件と法的問題」）を行なう。授業の中心は（2）であり，（3）は概観するにとどまる。
なお，租税法関連科目の履修にあたっての相互関連性については，租税法Ⅰの概要を参照してください。租税法Ⅰは，租税法についての基礎的知識を所得税法を通じて提供するものであり，租税法Ⅱを含む租税法関連科目を履修するにあたって基本となる科目であり，先に履修しておくと有益である。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

本科目は，受講生に下記のような能力や知識を習得させることを目標としている。
(1) 法人税法と会社法等の関連性についての理解を深め，企業法務において企業税の知識が不可欠であるとの意識を高めること
(2) 法人税法を中心としたタックス・プランニングの能力を高めること
(3) 企業会計と税務会計との関係，法人税法における課税要件規定を理解すること
(4) 税務紛争に応じた税務争訟方法の選択と審理の進め方を修得すること
(5) 具体的な税務争訟での主張・立証のあり方を修得すること

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	法人税の意義，法人税の納税義務者 法人税の対象となる「法人」の意義について検討する。多様な企業形態に対する課税を，法人税法における内国法人を中心に説明する。公益法人等や特定信託に対する法人税はここで取り扱う。公益法人税制の改革や法人課税信託についても論ずる。法人税と所得税の二重課税等（あるいは統合）の理論的な問題もここで取りあげる。なお，同族会社の課税関係(留保金課税も含む)はここで検討する。	毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。
第 2 回	法人税制度の基本的枠組みと課税理論 法人税法の所得と商法(会社法)上の当期利益との関係（確定決算主義，法人税法と企業会計原則等の関係）を理解したうえで，法人税法・租税特別措置法における所得の金額の算定構造（いわゆる別段の定めにかかる規定）を概観する。別表 4・5 を中心とした申告調整との関係もあわせて説明する。	毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。
第 3 回	法人所得の意義 法人税法 22 条の「益金の額」「損金の額」「資本等取引」「公正処理基準（企業会計等との関係）」についての一般的な説明を行なう。 法人税法 22 条 2 項の無償譲渡等の課税関係についてはここで詳細に検討する。なお，企業会計と税務会計との関係，一般に公正妥当な会計処理基準等についても検討する。なお，グループ法人税制については関連箇所で取り扱うが，第 9 回でグループ法人税制を体系的に概観する。	毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。
第 4 回	法人税法における収益・費用の計上	毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。

法人の収益・費用（損失を含む）をどの年度において計上すべきか（計上基準，年度帰属の問題）について，基本的な検討を加える。販売による収益，請負による収益，収益・費用の過年度修正等を中心に議論をする。また，いわゆる権利確定主義の例外といわれるもの（中心はデリィバティブを中心とした時価主義会計）についてもここで議論をする。法人税法における金融商品課税についてはここで取り扱う。

第 5 回　(1) 資本等取引　　毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。
(2) 益金の額（益金算入，益金不算入項目）

株式(出資)に関する税務を取り扱う。増資，原資，自己株式に関するものを中心に説明する。発行法人，当該株主，その他株主といった 3 者を念頭において課税関係を検討する。現物出資，ＤＥＳ取引と課税も取り上げる。また，会社法と法人税法における資本取引についての対比を行い，税務の特徴を明らかにする。みなし配当もここで説明する。

その後，受取配当等の益金不算入，評価益の益金不算入を取り上げる。

第 6 回　損金の額（損金算入，損金不算入項目）　　毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。

売上原価及び減価償却費（繰延資産の償却費を含む）を中心に検討を加える。減価償却費の改正（平成 19 年度改正）や減価償却資産（少額資産等）や資本的支出をめぐる法的な問題について討議を行なう。評価損，陳腐化，有姿除却等，さらにはリース取引にかかる課税問題も取り扱う。

第 7 回　損金の額（役員給与）　　毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。

「役員給与」（役員報酬・役員賞与・役員退職金）の会計，税務の取扱いについて検討する。定期同額給与，事前確定届出給与，業績連動給与の問題点，重要判例を詳細に検討する。ＣＧＣによるインセンティブ役員報酬の議論をうけた法人税法の改正議論にも言及する。

第 8 回　損金の額，債務・損失の確定と引当金・準備金　　毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。

寄附金・交際費の範囲について検討を加える。そのうえで，債務・損失の確定，貸倒引当金等の計上にかかる問題を取り上げる。

第 9 回　(1) グループ法人税制　　毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。
(2) 連結所得に対する法人税

グループ法人税制の理論的背景及び規定を体系的に説明する。

我が国の連結納税制度については，令和 2 年 3 月に公布された所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）において連結納税制度を見直し，グループ通算制度へ移行することとされた。グループ通算制度に関する主な内容を解説し，その特徴と問題点を検討する。

第 10 回　組織再編税制（法人合併，法人分割）　　毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。

法人の設立・合併・分割及び解散をめぐる所得課税の制度（法人組織税制）及びその背景にある租税理論を新会社法の規定と関連づけながら検討する。特にこれらの制度を用いたタックス・プランニングの重要性及び租税回避行為に対する課税庁の対応についても検討を加える。どちらの制度も平成 13 年度以後導入されたものであり，判例等は少ないが，今後の企業活動（M&A 等）にとってもっとも重要な領域の 1 つである。企業にお

けるM&Aの現況と税制上の課題も併せて説明する。

第 11 回　組織再編税制（現物出資，事後設立，株式交換）　毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。

出資と資本金等の額，配当と利益積立金額，みなし配当等を論じた後に適格現物出資と適格事後設立を検討する。自己株式の分配･取得もここで言及する(第 5 回の内容と関係)。株式交換･株式移転についての一般的課税を論じた後に，適格株式交換・適格株式移転を検討する。

第 12 回　法人事業税（外形標準課税）等の課税理論と課税計算　毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。

法人事業税・法人住民税を概観する。必要に応じて事業所税についても言及する。

第 13 回　消費税の課税理論と消費税制度の基本的枠組み　毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。

わが国の消費税の構造と特徴を明らかにしたうえで，消費税の税額（税額の計算構造と税額控除）の算定に至る過程を検討する。そのうえで，特に現行消費税制の問題点について討議する。地方消費税，最近の消費税の改正動向についても言及する。

第 14 回　(1) 消費税の納税義務者，消費税の課税対象　毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。

免税事業者，消費税が課される取引（課税取引）と課されない取引（不課税取引，非課税取引・免税取引）について検討する。「課税資産の譲渡等」に関する重要判例を取り扱う。

(2) 課税標準と税率

消費税の会計処理，消費税額の納付税額についての本則課税原則，仕入税額の計算方法，簡易課税制度（みなし仕入率と事業区分）等を概説する。仕入税額控除の帳簿保存等の重要判例を検討する。そのうえで，簡単な消費税の計算事例を解くこととする。

第 15 回　まとめ　毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。

第 1 回～14 回の法人税法のポイントを総合事例を通じて，まとめる。

予習の内容

毎回の予習として，事前に配付されるレジュメの該当箇所を熟読するとともに，レジュメに掲載された「事例問題」についての検討が求められる。

租税法を司法試験科目として選択する学生は租税法Ⅰ・Ⅱをすくなくとも履修することが望ましい。

標準的な予習時間

2 時間程度／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%

授業での質疑応答，小レポートの内容，欠席状況

期末試験　80%

試験問題は，2 題の事例（横断的な事例）による。必要に応じて口頭試験を実施する。

＜テキスト/Textbook ＞

テキストについては第 1 回の講義で説明しますので，それまで購入する必要はありません。

「租税法教材」（レジュメ）及び資料はコピーして配付予定。テキストは用いませんが，第 1 回の授業で基本書の説明は行います。なお，参考書等についても第 1 回の授業で説明します。

配付物

15 回分のレジュメを一括配付。

＜参考文献/Reference Book ＞

金子宏『租税法』23 版（弘文堂，2019），ISBN:4335315414
中里実ほか『租税判例百選』第 6 版（有斐閣，2016），ISBN:464111529X

＜備考/Remarks ＞

（授業実施方法）原則，教室での対面ですが，ZOOM による参加も認めます。
（担当教員との連絡手段）原則 DUET で行う。

授業実施方法一覧に記載の事由があるときは，必要な期間につきオンライン授業を受講することもできます。研究科の定める方法で担当教員及び事務室に申し出てください。

月曜日 4 講時

61200244-001　△租税法総合演習-1　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Comprehensive Tax Law Seminar-1

占部　裕典

＜概要/Course Content Summary ＞

租税実体法，租税手続法，租税争訟法の交錯する総合事例問題を取り扱い，総合的な紛争解決能力を養っていきます。授業では，事例問題を通じて，(1)国税通則法及び国税徴収法を中心に租税手続（滞納処分を含む)・租税争訟の基本的問題，(2)国税通則法及び国税徴収法の重要判例，(3)所得税・法人税・消費税・相続税・地方税にかかる租税実体法と租税手続法等に関する問題点と重要判例等を検討する，こととなります。

租税法総合演習では，主として所得税法，法人税法の実体法にかかわる総合事例問題を検討しますが，それ以外の消費税法，相続税法，地方税法等にかかる税目も事例に取り込み，それらの税目の基礎的知識もあわせて提供するように努めます。

また，租税法Ⅰ・Ⅱで取り上げなかった論点についても，租税法総合演習の事例のなかで取り上げて，所得税法や法人税法のより高度な知識の習得を図ります。

なお，租税法関連科目の履修にあたっての相互関連性については，租税法Ⅰの概要を参照してください。租税法Ⅰ，租税法Ⅱは，租税法についての基礎的知識を，所得税法や法人税法を通じて提供するものであり，租税法総合演習を含む租税法関連科目（国際租税法等）を履修するにあたって基本となる科目であり，先に履修しておくことが有益です。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

本科目は，受講生に下記のような能力や知識を習得させることを目的としています。

(1) 租税債務の確定手続，附帯税（特に加算税）の賦課，税務調査，推計課税等についての基礎的知識の習得
(2) 税務紛争に応じた税務争訟方法の選択と審理の進め方，具体的な税務争訟での主張・立証のあり方についての理解
(3) 所得税法・法人税法・相続税法・地方税法等の解釈を通して租税法規の法解釈能力の習得
(4) 所得税法・法人税法・相続税法・地方税法等の課税要件の争点についての理解

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	第 1 回では租税法Ⅰ・Ⅱで取り上げなかった重要な税目である地方税と相続税・贈与税を取り上げる。 地方税法（事業税，法人住民税等の企業税法中心）及び相続税法（相続税・贈与税）を概観するとともに，最近の重要判例等を通じてその問題点を検討する。	毎回のレジュメの冒頭に予習内容を指示している。
第 2 回	納税義務の成立・承継・消滅（時効を含む）の概説と関係判例の検討。特に過少申告加算税，重加算税の賦課要件については詳細に検討する。 附帯税，還付金等の種類と法的問題の概説と関係判例等の検討する。	毎回のレジュメの冒頭に予習内容を指示している。
第 3 回	租税債務の確定等（納税申告と更正の請求，税務調査と決定・更正）についての概説（改正国税通則法を中心に），関係判例等の検討を行う。遡及修正，前期損益修正，粉飾決算の修正等の検討も行う。	毎回のレジュメの冒頭に予習内容を指示している。
第 4 回	通常の更正の請求・特別の更正の請求の要件，更正の除斥期間，徴収権の消滅時効，修正申告にかかる重要判例等の検討を行う。青色申告制度，青色申告の承認の取消，税務調査（質問検査件），推計課税の要件・方法等にかかる重要判例等の検討を行う。	毎回のレジュメの冒頭に予習内容指示している。
第 5 回	滞納手続を概観したうえで，租税相互間の調整，私債権との調整，租税その他公課と私債権の競合の調整，滞納処分と他の強制換価手続との関係等について，具体的な事例を通じて理解する。	毎回のレジュメの冒頭に予習内容を指示している。
第 6 回	租税争訟制度の枠組み（不服審査前置主義手続・税務訴訟類型）を概観した上で，租税不服申立て，租税訴訟の事例問題も検討する。租税争訟の法的問題にかかる事例の検討を行う。特に，訴えの利益（更正と再更正との関係，申告と更正の関係），争点主義と総額主義，理由附記制度，文書提出命令，立証責任等について，重要判例等もあわせて検討する。	毎回のレジュメの冒頭に予習内容を指示している。
第 7 回	所得税法，地方税法，相続税法及び国税通則法に関する	配付した事例についての検討

	事例を通じて，課税所得と非課税所得，私法と税法の関係，損害賠償金等と課税，時効と課税，更正の請求と修正申告等の問題を検討する。	
第 8 回	所得税法・法人税法，相続税法及び国税通則法に関する事例を通じて，所得分類，人的帰属，権利の確定，債務の確定，前期損益修正と課税関係の遡及，過誤納金と還付金請求権等の問題を検討する。	配付した事例についての検討
第 9 回	所得税法・法人税法，地方税法及び国税通則法に関する事例を通じて，給与所得，退職所得（みなし退職金を含む），配当所得，雑所得，役員給与（多様なインセンティブ報酬を含む）と課税，附帯税（特に重加算税と過少申告加算税，不納付加算税），源泉徴収制度，更正の除斥期間の問題を検討する。	配付した事例についての検討
第 10 回	所得税法・法人税法及び国税通則法に関する事例を通じて，利子所得，みなし配当，資本等取引，自己株式と課税，第三者割当増資と課税，ＤＥＳ取引と課税，源泉徴収制度，修正申告，更正等の問題を検討する。	配付した事例についての検討
第 11 回	所得税法・法人税法及び消費税法に関する事例を通じて，事業所得と雑所得（消費税法の事業性判断も含む），必要経費の要件，減価償却費（少額減価償却資産を含む）の算定，評価損，繰延資産，資本的支出と修繕費等の問題を検討する。	配付した事例についての検討
第 12 回	所得税法・法人税法，消費税法，相続税法及び国税通則法に関する事例を通じて，事業所得と不動産所得（事業的規模等の判断），譲渡所得（みなし譲渡を含む），雑所得，資産損失，損失の繰越控除，損益通算，相続税と所得税の二重課税等の問題を検討する。	配付した事例についての検討
第 13 回	所得税法・法人税法，相続税法及び国税通則法に関する事例を通じて，必要経費（売上原価，減価償却費を含む），家事費，家事関連費，交際費，雑損控除，医療費控除，還付金と還付加算金，修正申告，滞納処分，租税債務の承継，連帯納税義務等の問題を検討する。	配付した事例についての検討
第 14 回	所得税法・法人税法，消費税法，地方税法及び国税通則法に関する事例を通じて，譲渡所得，リース取引，法人税法 22 条 4 項と企業会計原則等の関係，寄附金，貸倒引当金（貸倒損失を含む），消費税の簡易課税，推計課税，更正の請求等の問題を検討する。	配付した事例についての検討
第 15 回	所得税法・法人税法及び国税通則法に関する事例を通じて，同族会社の行為計算，経済的利益と所得分類，法人への譲渡・法人からの譲渡（みなし相続を含む），権利金の認定課税，グループ法人間の資産譲渡等の問題を検討する。	配付した事例についての検討

予習の内容

毎回の予習として，事前に配付されるレジュメの該当箇所を熟読するとともに，「事例問題」についての検討（数回のレポート提出）が求められます。

標準的な予習時間

2 時間程度／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%

授業での質疑応答，レポート（各自少なくとも 3 回提出），欠席状況

期末試験　80%

試験問題は，2 題の事例（横断的な事例）による。

＜テキスト/Textbook ＞

配付物

「租税法総合演習教材（問題集）」を配付予定。15 回分を事前に配付予定。
国税通則法・国税徴収法については，必要に応じて資料等を配布します。
テキストは用いません。租税法Ⅰ，租税法Ⅱの教材を適宜復習に用います。

＜参考文献/Reference Book ＞

『最新租税基本判例 70』『税研』第 208 号（日本税務研究センター，2019）

＜備考/Remarks ＞

（授業実施方法）対面で行う。対面授業が不可能な場合には ZOOM による授業を行う。
（担当教員との連絡手段）原則 DUET で行う。

火曜日 4 講時

61200244-002　△租税法総合演習-2　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Comprehensive Tax Law Seminar-2

占部　裕典

＜概要/Course Content Summary ＞

租税実体法，租税手続法，租税争訟法の交錯する総合事例問題を取り扱い，総合的な紛争解決能力を養っていきます。授業では，事例問題を通じて，(1)国税通則法及び国税徴収法を中心に租税手続（滞納処分を含む)・租税争訟の基本的問題，(2)国税通則法及び国税徴収法の重要判例，(3)所得税・法人税・消費税・相続税・地方税にかかる租税実体法と租税手続法等に関する問題点と重要判例等を検討する，こととなります。

租税法総合演習では，主として所得税法，法人税法の実体法にかかわる総合事例問題を検討しますが，それ以外の消費税法，相続税法，地方税法等にかかる税目も事例に取り込み，それらの税目の基礎的知識もあわせて提供するように努めます。

また，租税法Ⅰ・Ⅱで取り上げなかった論点についても，租税法総合演習の事例のなかで取り上げて，所得税法や法人税法のより高度な知識の習得を図ります。

なお，租税法関連科目の履修にあたっての相互関連性については，租税法Ⅰの概要を参照してください。租税法Ⅰ，租税法Ⅱは，租税法についての基礎的知識を，所得税法や法人税法を通じて提供するものであり，租税法総合演習を含む租税法関連科目（国際租税法等）を履修するにあたって基本となる科目であり，先に履修しておくことが有益です。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

本科目は，受講生に下記のような能力や知識を習得させることを目的としています。

(1) 租税債務の確定手続，附帯税（特に加算税）の賦課，税務調査，推計課税等についての基礎的知識の習得
(2) 税務紛争に応じた税務争訟方法の選択と審理の進め方，具体的な税務争訟での主張・立証のあり方についての理解
(3) 所得税法・法人税法・相続税法・地方税法等の解釈を通して租税法規の法解釈能力の習得
(4) 所得税法・法人税法・相続税法・地方税法等の課税要件の争点についての理解

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	第 1 回では租税法Ⅰ・Ⅱで取り上げなかった重要な税目である地方税と相続税・贈与税を取り上げる。 地方税法（事業税，法人住民税等の企業税法中心）及び相続税法（相続税・贈与税）を概観するとともに，最近の重要判例等を通じてその問題点を検討する。	毎回のレジュメの冒頭に予習内容を指示している。
第 2 回	納税義務の成立・承継・消滅（時効を含む）の概説と関係判例の検討。特に過少申告加算税，重加算税の賦課要件については詳細に検討する。 附帯税，還付金等の種類と法的問題の概説と関係判例等の検討する。	毎回のレジュメの冒頭に予習内容を指示している。
第 3 回	租税債務の確定等（納税申告と更正の請求，税務調査と決定・更正）についての概説（改正国税通則法を中心に），関係判例等の検討を行う。遡及修正，前期損益修正，粉飾決算の修正等の検討も行う。	毎回のレジュメの冒頭に予習内容を指示している。
第 4 回	通常の更正の請求・特別の更正の請求の要件，更正の除斥期間，徴収権の消滅時効，修正申告にかかる重要判例等の検討を行う。青色申告制度，青色申告の承認の取消，税務調査（質問検査件），推計課税の要件・方法等にかかる重要判例等の検討を行う。	毎回のレジュメの冒頭に予習内容指示している。
第 5 回	滞納手続を概観したうえで，租税相互間の調整，私債権との調整，租税その他公課と私債権の競合の調整，滞納処分と他の強制換価手続との関係等について，具体的な事例を通じて理解する。	毎回のレジュメの冒頭に予習内容を指示している。
第 6 回	租税争訟制度の枠組み（不服審査前置主義手続・税務訴訟類型）を概観した上で，租税不服申立て，租税訴訟の事例問題も検討する。租税争訟の法的問題にかかる事例の検討を行う。特に，訴えの利益（更正と再更正との関係，申告と更正の関係），争点主義と総額主義，理由附記制度，文書提出命令，立証責任等について，重要判例等もあわせて検討する。	毎回のレジュメの冒頭に予習内容を指示している。
第 7 回	所得税法，地方税法，相続税法及び国税通則法に関する	配付した事例についての検討

	事例を通じて，課税所得と非課税所得，私法と税法の関係，損害賠償金等と課税，時効と課税，更正の請求と修正申告等の問題を検討する。	
第 8 回	所得税法・法人税法，相続税法及び国税通則法に関する事例を通じて，所得分類，人的帰属，権利の確定，債務の確定，前期損益修正と課税関係の遡及，過誤納金と還付金請求権等の問題を検討する。	配付した事例についての検討
第 9 回	所得税法・法人税法，地方税法及び国税通則法に関する事例を通じて，給与所得，退職所得（みなし退職金を含む），配当所得，雑所得，役員給与（多様なインセンティブ報酬を含む）と課税，附帯税（特に重加算税と過少申告加算税，不納付加算税），源泉徴収制度，更正の除斥期間の問題を検討する。	配付した事例についての検討
第 10 回	所得税法・法人税法及び国税通則法に関する事例を通じて，利子所得，みなし配当，資本等取引，自己株式と課税，第三者割当増資と課税，ＤＥＳ取引と課税，源泉徴収制度，修正申告，更正等の問題を検討する。	配付した事例についての検討
第 11 回	所得税法・法人税法及び消費税法に関する事例を通じて，事業所得と雑所得（消費税法の事業性判断も含む），必要経費の要件，減価償却費（少額減価償却資産を含む）の算定，評価損，繰延資産，資本的支出と修繕費等の問題を検討する。	配付した事例についての検討
第 12 回	所得税法・法人税法，消費税法，相続税法及び国税通則法に関する事例を通じて，事業所得と不動産所得（事業的規模等の判断），譲渡所得（みなし譲渡を含む），雑所得，資産損失，損失の繰越控除，損益通算，相続税と所得税の二重課税等の問題を検討する。	配付した事例についての検討
第 13 回	所得税法・法人税法，相続税法及び国税通則法に関する事例を通じて，必要経費（売上原価，減価償却費を含む），家事費，家事関連費，交際費，雑損控除，医療費控除，還付金と還付加算金，修正申告，滞納処分，租税債務の承継，連帯納税義務等の問題を検討する。	配付した事例についての検討
第 14 回	所得税法・法人税法，消費税法，地方税法及び国税通則法に関する事例を通じて，譲渡所得，リース取引，法人税法 22 条 4 項と企業会計原則等の関係，寄附金，貸倒引当金（貸倒損失を含む），消費税の簡易課税，推計課税，更正の請求等の問題を検討する。	配付した事例についての検討
第 15 回	所得税法・法人税法及び国税通則法に関する事例を通じて，同族会社の行為計算，経済的利益と所得分類，法人への譲渡・法人からの譲渡（みなし相続を含む），権利金の認定課税，グループ法人間の資産譲渡等の問題を検討する。	配付した事例についての検討

予習の内容

毎回の予習として，事前に配付されるレジュメの該当箇所を熟読するとともに，「事例問題」についての検討（数回のレポート提出）が求められます。

標準的な予習時間

2 時間程度／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%

授業での質疑応答，レポート（各自少なくとも 3 回提出），欠席状況

期末試験　80%

試験問題は，2 題の事例（横断的な事例）による。

＜テキスト/Textbook ＞

配付物

「租税法総合演習教材（問題集）」を配付予定。15 回分を事前に配付予定。
国税通則法・国税徴収法については，必要に応じて資料等を配布します。
テキストは用いません。租税法Ⅰ，租税法Ⅱの教材を適宜復習に用います。

＜参考文献/Reference Book ＞

『最新租税基本判例 70』『税研』第 208 号（日本税務研究センター，2019）

＜備考/Remarks ＞

（授業実施方法）対面で行う。対面授業が不可能な場合には ZOOM による授業を行う。
（担当教員との連絡手段）原則 DUET で行う。

木曜日 5 講時

61200237　△倒産法Ⅰ　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture
Bankruptcy Law I

中西　正

＜概要/Course Content Summary ＞

清算型法的倒産手続である破産法を解説します。授業の方法は，体系的な説明の後，具体的事例に即した説明をします。
各回，設例・設問を記載した詳細なレジュメを，配布いたします。
教科書などに記載されている以上に，深い理解を，目指します。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

破産法の基本的な知識の修得を目的とします。より正確で，より具体的で，より深い理解を，目的とします。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	破産手続開始原因・その１ 支払不能	レジュメに従って予習・復習して下さい。
第 2 回	破産手続開始原因・その２ 債務超過，支払停止	同上
第 3 回	破産手続開始手続・その１ 破産申立て，保全処分・その１	同上
第４回	破産手続開始手続・その２ 保全処分・その２，破産手続開始の要件	同上
第５回	破産手続開始決定の効果・その１ 債務者に対する効力・破産財団	同上
第６回	破産手続開始決定の効果・その２ 破産財団・自由財産・破産財団からの放棄	同上
第７回	破産手続開始決定の効果・その３ 破産財団財産の処分禁止・係属中の民事訴訟手続	同上
第８回	倒産実体法・総論，破産管財人の第三者性	同上
第９回	否認権・その１ 否認権総論	同上
第 10 回	否認権・その２ 偏頗行為否認	同上
第 11 回	否認権・その３ 財産減少行為否認	同上
第 12 回	取戻権	同上
第 13 回	別除権・その１ 別除権総論	同上
第 14 回	別除権・その２ 別除権各論	同上
第 15 回	破産債権・財団債権	同上

予習の内容
教科書（予習すべき範囲は予め指定する）と別途配布する教材を読んでおくこと。
標準的な予習時間
1 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
授業における質疑応答の状況，欠席状況等を考慮する
期末試験　90%
事例に，破産法を適切に適用できるか，論点を抽出できるか，論点につきか不足ない論述ができるか。

＜テキスト/Textbook ＞

山本和彦・中西正・笠井正俊・沖野眞已・水元宏典『倒産法概説』第 2 版補訂版（弘文堂，2015），現在改定作業中である

が，完了の目処が立っておりません。

＜参考文献/Reference Book ＞

伊藤眞・松下淳一　編『別冊ジュリストー倒産判例百選－』第６版（有斐閣，2021）
小川秀樹　編著『一問一答－新しい破産法－』（商事法務，2004）

＜備考/Remarks ＞

授業方法：対面で行う予定ですが，新型コロナウイルス感染症問題の状況次第では，Zoom で行います。

木曜日 6 講時

61200238　〇倒産法Ⅱ
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture ネット配信授業/Online(e-learning)
Bankruptcy Law II

中西　正

＜概要/Course Content Summary ＞

破産法のうち，倒産法Ⅰで取り扱うことのできなかった項目，及び，民事再生法を取り扱います。
正確で，具体的で，深い理解を，目指します。
このほか，小規模個人再生，給与所得者再生についても，可能であれば，説明します。
授業の方法は，体系的な説明の後，具体的事例に即した説明をします。各回，法の規定，判例，理論を解説し，設例・設問を記載したレジュメを，配布いたします。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

破産法，民事再生法の基本的な知識の修得を目的とします。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第１回	相殺権・その１ 相殺権の保護，相殺制限	レジュメに従って予習・復習して下さい。
第２回	相殺権・その２ 合理的相殺期待，合理的相殺期待の制限	同上
第３回	相殺権・その３ 破産法の規定の解説，具体例の解説	同上
第４回	双方未履行双務契約・その１ 双方未履行双務契約・総論	同上
第５回	双方未履行双務契約・その２ 双方未履行双務契約・各論	同上
第６回	破産手続の進行	同上
第７回	事業再生・私的整理・民事再生	同上
第８回	民事再生法概説・その１	同上
第９回	民事再生法概説・その２	同上
第 10 回	民事再生法概説・その３	同上
第 11 回	民事再生法概説・その４	同上
第 12 回	商取引債権の保護，別除権協定	同上
第 13 回	担保権実行中止命令，担保権消滅許可請求，倒産解除条項	同上
第 14 回	再生債務者の第三者性，相殺権の特則，否認権の行使	同上
第 15 回	所有権留保，留置権の取扱い，牽連破産ほか	同上

予習の内容
教科書（予習すべき範囲は予め指定する）と別途配布する教材を読んでおくこと。
標準的な予習時間
1 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
授業における質疑応答の状況，欠席状況等を考慮する。
期末試験　90%
具体的な事案に，破産法，民事再生法を適切に適用できるか，論点を抽出できるか，論点につき過不足ない論述ができるか。

＜参考文献/Reference Book ＞

伊藤眞・松下淳一　編『別冊ジュリストー倒産判例百選－』第６版（有斐閣，2021）
深山卓也・花村良一・筒井健夫・菅家忠行・坂本三郎『一問一答－民事再生法－』（商事法務，2000）
小川秀樹　編著『一問一答－新しい破産法－』（商事法務，2004）
山本和彦・中西正・笠井正俊・沖野眞已・水元宏典『倒産法概説』第 2 版補訂版（弘文堂，2015）

＜備考/Remarks ＞

第 1 回から第 7 回まではビデオに収録してストリーミング配信。第 8 回以降は，Zoom にて，オンライン授業を行う。

61200245　〇倒産法総合演習
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar 対面授業/Face-to-face learning
Comprehensive Bankruptcy Law Seminar

野村　祥子

＜概要/Course Content Summary ＞

倒産法は，破産・特別清算手続といった清算型手続のみならず，再生・更生手続という再生型手続をも含む広い法分野である。債務者の危機状況下において，債権者の平等を原則としつつ，利害関係人の調整をはかり，破産・特別清算手続では公正な財団（財産）確保と配当（弁済），再生・更生手続では事業の再生など，それぞれの手続に応じた目的を達成することを目指している。
本演習では，倒産法の基本的内容を再確認するとともに，各回のテーマごとに倒産処理弁護士の実際の事件処理などを紹介し，より倒産法分野の理解を深めたい。
本演習はゼミ形式で行い，受講者には講義への積極的な参加を期待する。
なお，授業計画には若干の変更がありうる。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

倒産・事業再生手続の各場面において，何が問題となり，それを理論的にどのように説明し，バランスのとれた解決を目指すかということを，自らの力で検討・表現できるようになることを目標とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　ガイダンス，平常時と倒産時，倒産法制の概要
平常時と倒産時の違いを中心に，優先主義と平等主義の対比，倒産法制につき，再建型手続と清算型手続，法人（企業）と自然人（個人・消費者）の各場面と私的整理（債務整理）も理解したい。
『倒産法概説』第 1 章，第 3 章第 1 節，第 4 章第 1 節

第 2 回　消費者破産と免責制度
個人（自然人）の破産・免責手続（同時廃止事件，管財事件）の仕組みと実務を理解したい。
『倒産法概説』第 4 章第 2 節
『ロースクール倒産法』UNIT.14

第 3 回　個人再生
個人再生（小規模個人再生，給与所得者等再生，住宅資金貸付債権の特則）の仕組みと実務を理解したい。
『倒産法概説』第 4 章第 3 節
『ロースクール倒産法』UNIT.15

第 4 回　民事再生法（1）
法人（企業）の民事再生（通常再生）における再生手続開始決定前後の法律関係を理解したい。
『倒産法概説』第 3 章第 3 節
『ロースクール倒産法』UNIT.2

第 5 回　民事再生法（2）
法人（企業）の民事再生（通常再生）における再生債務者と申立代理人の役割，監督委員の役割を理解したい。
『倒産法概説』第 3 章第 3 節
『ロースクール倒産法』UNIT.3

第 6 回　民事再生法（3）
再生計画案の立案，内容，認可要件等を理解したい。
『倒産法概説』第 3 章第 3 節
『ロースクール倒産法』UNIT.13

第 7 回　契約関係の処理
双方未履行の双務契約の処理を確認し，倒産の場面での取扱いについて理解したい。
『倒産法概説』第 2 章第 6 節
『ロースクール倒産法』UNIT.4

第 8 回　賃貸借契約の処理
賃貸借契約につき，賃貸人の倒産，賃借人の倒産の各場面の処理について理解したい。
『倒産法概説』第 2 章第 6 節

『ロースクール倒産法』UNIT.5

第 9 回　担保権の取扱い

破産，民事再生における担保権者の取扱いの基本と，各担保権の性質と倒産手続における権利の変容を理解したい。担保権消滅制度の比較も含め理解したい。

『倒産法概説』第 2 章第 3 節

『ロースクール倒産法』UNIT.6

第 10 回　否認権（1）

責任財産の減少となる詐害行為，債権者間の公平を害する偏頗行為等を否認することにより，財団に回復し，債権者間の公平を図る否認権について理解したい。

『倒産法概説』第 2 章第 8 節

『ロースクール倒産法』UNIT.8

第 11 回　否認権（2）

第 10 回のつづき

『倒産法概説』第 2 章第 8 節

『ロースクール倒産法』UNIT.9

第 12 回　取戻権，相殺権・相殺禁止

破産財団に帰属しない財産を取り戻す取戻権と，合理的な相殺の期待を有する破産債権者の相殺権及び相殺禁止の場面について理解したい。

『倒産法概説』第 2 章第 5 節，第 7 節

『ロースクール倒産法』UNIT.10

第 13 回　債権の行使方法，優先順位，多数当事者関係

破産における破産債権，財団債権，民事再生における再生債権，共益債権を中心に，その意義，行使方法，優先順位，多数当事者関係を理解したい。

『倒産法概説』第 2 章第 2 節，第 4 節

『ロースクール倒産法』UNIT.7，UNIT11

第 14 回　破産財団の管理・換価・配当

破産における破産財団の管理・換価・配当について理解したい。

『倒産法概説』第 3 章第 2 節

『ロースクール倒産法』UNIT.12

第 15 回　総合，手続選択

最終回は，倒産法の基礎を前提として，経済的窮境にある法人（企業）と自然人（個人・消費者）がどの倒産手続を選択するのがよいのか，また，どの倒産手続を選択すべきか理解したい。

『倒産法概説』第 1 章，第 3 章第 1 節，第 4 章第 1 節

『ロースクール倒産法』UNIT.1

予習の内容

授業では，各回の配布レジュメや，『ロースクール倒産法［第 3 版］』の問題をもとに，質疑応答や対話を通じて理解を深めることを予定している。

予習として，各回のテーマにつき，該当箇所にかかる基本書等を必要に応じて参照しながら，『ロースクール倒産法〔第 3 版〕』の該当箇所を検討してもらいたい。事前配付物がある場合には，目を通しておくことが望ましい。

標準的な予習時間

2 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　30%

欠席状況，授業への参加状況を評価

期末試験　70%

論点を理解しているか，結論とその理由付けに論理的な展開がなされているか，表現力があるかなどを中心に評価する。

＜テキスト/Textbook ＞

三木浩一・山本和彦　編『ロースクール倒産法』第 3 版（有斐閣，2014）

山本和彦ほか『倒産法概説』第 2 版補訂版（弘文堂，2015），授業で直接使うことはありませんが，参考文献として推奨します。

配付物

授業の際，レジュメを配付する場合がある。

＜参考文献/Reference Book ＞

伊藤眞『破産法・民事再生法』第 4 版（有斐閣，2018），授業で直接使うことはありませんが，参考文献として推奨します。

＜備考/Remarks ＞

原則として対面授業とするが，Zoom を利用した双方向オンライン授業とする場合がある。

火曜日 6 講時

61200246　　○国際法総合演習
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar ネット配信授業/Online(e-learning)
Comprehensive Public International Law Seminar

繁田　泰宏

＜概要/Course Content Summary ＞

国際法の基本構造とその特質について理解することを目的とする。具体的な事例を素材に講義を進める。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

・現代国際法の基本原則の意義と限界について理解する。
・国際法上の紛争を解決するための多様な方法について検討する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	国際法の意義　国際法とは何か，国際法の法的性質・歴史・主体：ベルナドッテ伯/ダンチッヒ事件を取り上げる。	次回の授業に関連するテキスト章末問題を各自で解いておくこと。
第 2 回	国際法の法源(1)　法源の意義・種類（条約，慣習国際法，法の一般原則）：北海大陸棚/ノルウェー漁業事件を取り上げる。	同上。
第 3 回	国際法の法源(2)　国際法相互の関係，国際法と国内法との関係：ラグラン/アヴェナ事件を取り上げる。	同上。
第 4 回	国家の基本的権利義務　主権，平等権，主権免除，不干渉義務：ドイツ主権免除事件，主権免除に関する我が国最高裁判決を取り上げる。	同上。
第 5 回	承認・承継制度　国家結合，国家承認，政府承認，交戦団体承認，国家承継：コソボ独立/旧ユーゴ国家承継問題，光華寮事件を取り上げる。	同上。
第 6 回	領域(1)　国家管轄権内の区域（国家領域）：パルマス島/コルフ海峡/アイスランド漁業管轄権事件を取り上げる。	同上。
第 7 回	領域(2)　国家管轄権内の区域（接続水域，排他的経済水域，大陸棚）：ブルキナファソ・マリ/オデコ・ニホン/カタール・バーレーン事件を取り上げる。	同上。
第 8 回	領域(3)　国家管轄権外の区域（公海，深海底，南極，宇宙）：アイム・アローン号/ベーリング海オットセイ/国際航空分野への欧州排出枠取引制度適用事件を取り上げる。	同上。
第 9 回	個人　外国人の地位，人権の国際的保障，犯罪人・難民の取扱い：ユン・スウギル/張振海事件，我が国の戦後補償諸判決，徴用工に関する韓国大法院判決を取り上げる。	同上。
第 10 回	外交・領事関係　外交関係の意義，外交特権，領事関係の意義，領事特権，国家元首・政府の長・外務大臣の地位，外国軍隊の地位：ピノチェト/ベルギー逮捕状事件を取り上げる。	同上。
第 11 回	条約　条約概念，成立要件・手続，留保，解釈，条約と第三国，条約改正・終了：ジェノサイド条約留保/自由地帯/ガブチコヴォ・ナジマロシュ事件を取り上げる。	同上。
第 12 回	紛争の平和的解決　紛争の平和的処理制度の発展過程，戦争の違法化のプロセス，集団安全保障の理念，国際連盟と国際連合による集団安保障体制，平和維持活動：ニカラグア/オイルプラットフォーム/ロッカビー事件を取り上げる。	同上。
第 13 回	国際人道法　戦争の概念，戦争法と人道法，武器の規制，武器使用方法の規制，戦闘員と捕虜資格：原爆判決（下田事件），核兵器使用/パレスチナの壁意見，「違法	同上。

戦闘員」に関する諸事件を取り上げる。
第 14 回　中立法　　中立の概念，中立義務，国連体制と中立：ア　同上。
ラバマ号事件を取り上げる。
第 15 回　国家責任　　第一次規範と第二次規範，責任の成立要　同上。
件，行為の帰属，故意・過失・損害・因果関係，責任の
追及と解除，違法性阻却：テヘラン人質/コンゴ領域に
おける軍事活動/タジッチ事件を取り上げる。

予習の内容
　次の授業で取り上げることが予定されているケースについて予め調べておくこと。（シラバスに掲載されていないケースを追加的に伝えることもあるため，注意すること。）
標準的な予習時間
　1 時間／週（学部で国際法を履修した者と未修者について，予習時間は異なる）

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　30%
　毎回の質疑応答をとおして予習の程度を評価する。欠席状況。
レポート　70%
　毎回，具体的な事例問題を出題し，現代国際法の基本原則についての理解度を判定する。

＜テキスト/Textbook ＞

山形英郎　編『国際法入門――逆から学ぶ――』第 2 版（法律文化社，2018）
薬師寺公夫・坂元茂樹・浅田正彦　編『ベーシック条約集 2021 年版』（東信堂，2021），2021 年 3 月出版予定。
薬師寺公夫他 編『判例国際法』第 3 版（東信堂，2019）
繁田泰宏・佐古田彰　編『ケースブック国際環境法』（東信堂，2020）
配付物
　関連の判例・条約を事前に配付する。

＜参考文献/Reference Book ＞

杉原高嶺『国際法学講義』第 2 版（有斐閣，2013）
小寺彰・森川幸一・西村弓　編『国際法判例百選』第 2 版（有斐閣，2011）
波多野里望他 編『国際司法裁判所：判決と意見　第 1 巻，第 2 巻，第 3 巻』（国際書院，1999，1996，2007）
横田洋三他 編『国際司法裁判所：判決と意見　第 4 巻，第 5 巻』（国際書院，2016，2018）

＜備考/Remarks ＞

Zoom を利用して双方向オンライン授業を行う。但し，授業に関する連絡，資料配付，レポート提出等にはメールを用いる。なお，授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。

木曜日 4 講時

61200232　〇国際私法Ⅰ
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture ネット配信授業/Online(e-learning)
Private International Law I

高橋　宏司

＜概要/Course Content Summary ＞

国際私法は，関連分野の国際民事訴訟法（別科目）と並んで渉外法務に携わるためには理解が不可欠な分野である。いずれも私人間の問題を扱い，法源は基本的に国内法である(ただし，限られた分野では，条約を通しての法統一がなされている)点で，国家間の関係を規律する国際法（国際公法）と区別される。国際民事訴訟法が国際紛争の訴訟法的・手続法的問題を考察するのに対し，国際私法は法律関係に適用すべき法（準拠法）は何か，またそれはなぜかを考察する。例えば，日本人女性がアメリカ人男性と婚姻する場合，日本企業とフランス企業が契約を締結する場合，日本人がオーストラリアで交通事故に巻き込まれた場合など，多くの事案において準拠法が何かが問題となる。しかも，国際化の進展に伴って渉外法律問題が多発しているため，国際私法の重要性は高まっているが，国内実体法分野の発想・方法論では準拠法を適切に決定できない。

国際私法Ⅰは，総論および親族・相続法分野の各論を扱い，国際私法Ⅱで財産法分野の各論を扱う。

親族・相続法（日本法）の基本的な知識は必須であるので，家族法分野の各論に進むまでに学習(自習でもよい)しておく必要がある。

なお，司法試験で国際関係法（私法分野）を選択する者は，国際民事訴訟法および国際動産取引法を併せて受講する必要がある。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

国際私法の理念の正しい理解の下に，条文を正しく評価・解釈・適用できること。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	国際私法の存在意義，統一法との関係，隣接分野（国際民事訴訟法・国際取引法）との関係，適用対象，法源，歴史的展開の検討を通した理念と方法論	事前配布レジュメを読む。
第 2,3 回	裁判の場における国際私法と外国法適用，公法・絶対的強行法規・渉外実質法規の適用	同上
第 4,5 回	単位法律関係，連結点，国籍・常居所・戸籍，氏，未承認国家法の指定	同上
第 6 回	先決問題，適応問題	同上
第 7 回	反致	同上
第 8,9 回	地域的不統一法国，人的不統一法国，公序	同上
第 10 回	婚姻	同上
第 11 回	離婚	同上
第 12,13 回	親子・扶養	同上
第 14 回	相続	同上
第 15 回	遺言	同上

授業計画は，下記＜備考/Remarks ＞で説明した「反転学習」を実践するために，適宜変更の可能性がある。

予習の内容
オンデマンドで提供する動画の視聴や資料の閲読
標準的な予習時間
2 時間程度／回

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%
双方向オンライン授業または対面授業における発言，欠席状況など
期末試験　80%

＜テキスト/Textbook ＞

特に指定せず，レジュメを開講前に一括して配付する。
配付物
レジュメは，同志社大学オープン・コース・ウェア（http://www1.doshisha.ac.jp/~tradelaw/pil.htm）に掲載されているものを編集して作成する。

＜参考文献/Reference Book ＞

澤木敬郎・道垣内正人『国際私法入門』（有斐閣）
神前・早川・元永『国際私法』（有斐閣）
松岡博　編『国際関係私法入門』（有斐閣）
中西・北澤・横溝・林『国際私法』（有斐閣）
奥田安弘『国際家族法』（明石書店）
『国際私法判例百選』（有斐閣）
櫻田・道垣内　編『注釈国際私法 1 巻・2 巻』（有斐閣）
（改訂されていることがあるので，常に最新版を自分でチェックしてください）

＜備考/Remarks ＞

主としてオンデマンド講義を行うが，15 回のうち 5 回(第一回も含む)は，Zoom による双方向オンライン授業または(感染状況が許せば)教室での対面授業を行う。いわゆる「反転学習」を実践するため，オンデマンド講義を(予習時間分も含めて)受講してもらい，続いて適当な実施回において，双方向オンライン授業(または教室での対面授業)を入れ，質問を受け付けるとともに，事例問題演習を行う。質問は毎回 e-class や DUET でも受け付け，回答は全受講生と共有する。オンデマンド講義は，Youtube 等により，授業動画を受講生に限定して公開する形で実施する。対面授業を行う場合には，Zoom でのオンライン出席も認める。レジュメの配付(前記)は，e-class または DUET を通して行う。

授業実施方法一覧に記載の事由があるときは，必要な期間につきオンライン授業を受講することもできます。研究科の定める方法で担当教員及び事務室に申し出てください。

木曜日 5 講時

61200233　△国際私法Ⅱ　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture
Private International Law II

高橋　宏司

＜概要/Course Content Summary ＞

国際私法は，関連分野の国際民事訴訟法（別科目）と並んで渉外法務に携わるためには理解が不可欠な分野である。いずれも私人間の問題を扱い，法源は基本的に国内法である(ただし，限られた分野では，条約を通しての法統一がなされている)点で，国家間の関係を規律する国際法（国際公法）と区別される。国際民事訴訟法が国際紛争の訴訟法的・手続法的問題を考察するのに対し，国際私法は法律関係に適用すべき法（準拠法）は何か，またそれはなぜかを考察する。例えば，日本人女性がアメリカ人男性と婚姻する場合，日本企業とフランス企業が契約を締結する場合，日本人がオーストラリアで交通事故に巻き込まれた場合など，多くの事案において準拠法が何かが問題となる。しかも，国際化の進展に伴って渉外法律問題が多発しているため，国際私法の重要性は高まっているが，国内実体法分野の発想・方法論では準拠法を適切に決定できない。

国際私法 I では，総論および家族法分野の各論を対象とするが，国際私法Ⅱでは財産法分野の各論を扱う。国際私法 II の受講にあたっては，国際私法 I の既履修を強く勧める。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

国際私法の理念の正しい理解の下に，条文を正しく評価・解釈・適用できること。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1〜4 回	契約など法律行為の準拠法について，当事者自治の原則，特徴的給付の理論，消費者契約・労働契約の特則などを検討する。	事前配布レジュメを読む。
第 5 回	事務管理・不当利得の準拠法について検討する。	同上
第 6,7 回	不法行為の準拠法について，製造物責任・名誉毀損の特則も含めて検討する。	同上
第 8,9 回	物権の準拠法について，所在地法主義の限界を含めて考察する。	同上
第 10 回	債権譲渡，債権者代位権，債権者取消権および相殺の準拠法を検討する。	同上
第 11〜13 回	取引主体のうち自然人に関して，権利能力，失踪宣告，行為能力，後見の準拠法について検討する。	同上
第 14 回	取引主体のうち法人に関して，法人の従属法を考察する。	同上
第 15 回	代理の準拠法について検討する。	同上

授業計画は，下記＜備考/Remarks ＞で説明した「反転学習」を実践するために，適宜変更の可能性がある。

予習の内容

オンデマンドで提供する動画の視聴や資料の閲読

標準的な予習時間

2 時間程度／回

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%

双方向オンライン授業または対面授業における発言，欠席状況など

期末試験　80%

＜テキスト/Textbook ＞

特に指定せず，レジュメを開講前に一括して配付する。

配付物

レジュメは，同志社大学オープン・コース・ウェア（http://www1.doshisha.ac.jp/~tradelaw/pil.htm）に掲載されているものを編集して作成する。

＜参考文献/Reference Book ＞

澤木敬郎・道垣内正人『国際私法入門』（有斐閣）
神前・早川・元永『国際私法』（有斐閣）
櫻田・道垣内　編『注釈国際私法 1 巻・2 巻』（有斐閣）
松岡博　編『国際関係私法入門』（有斐閣）
奥田安弘『国際財産法』（明石書店）
中西・北澤・横溝・林『国際私法』（有斐閣）

『国際私法判例百選』（有斐閣）
（改訂されていることがあるので，常に最新版を自分でチェックしてください）

＜備考/Remarks ＞

主としてオンデマンド講義を行うが，15 回のうち 5 回(第一回も含む)は，Zoom による双方向オンライン授業または(感染状況が許せば)教室での対面授業を行う。いわゆる「反転学習」を実践するため，オンデマンド講義を(予習時間分も含めて)受講してもらい，続いて適当な実施回において，双方向オンライン授業(または教室での対面授業)を入れ，質問を受け付けるとともに，事例問題演習を行う。質問は毎回 e-class や DUET でも受け付け，回答は全受講生と共有する。オンデマンド講義は，Youtube 等により，授業動画を受講生に限定して公開する形で実施する。対面授業を行う場合には，Zoom でのオンライン出席も認める。レジュメの配付(前記)は，e-class または DUET を通して行う。

木曜日 5 講時

61200363　〇国際民事訴訟法
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture ネット配信授業/Online(e-learning)
International Civil Procedure

高橋　宏司

＜概要/Course Content Summary ＞

国際民事訴訟法は，関連分野の国際私法（別科目）と並んで渉外法務に携わるためには理解が不可欠な分野である。いずれも国際的要素を有する私的法律関係を扱い，その法源は国内法である点で，国家間の関係を規律する国際法（国際公法）と区別される。国際私法が準拠法の決定過程を分析するのに対し，国際民事訴訟法は訴訟法的・手続法的問題の国際的局面を考察する分野で，主として次のような問題を扱う。まず，どのような紛争について日本の国際裁判管轄権が認められるかという問題があり，それと関連して，外国で係属している事件と同一の事件の訴訟が提起された場合にどのような処理をすべきかという国際的訴訟競合の問題がある。また，外国で下された判決がいかなる要件で日本において効力を認められ，執行できるかという外国判決の承認・執行の問題も中心課題の一つである。さらに，手続的な問題として，国境を越える送達や証拠調べをいかに実施するかという問題がある。国際化の進展に伴い，私人間の国際的な紛争が増加しているため，国際私法と並んで国際民事訴訟法の重要性は高まっている。

本科目を受講するにあたって国際私法の知識は特に必要ではないが，司法試験で国際関係法（私法分野）を選択する者は，本科目と併せて国際私法および国際動産取引法を併せて受講する必要がある。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

国際民事訴訟法の理念の正しい理解の下に，判例・法令を正しく評価・解釈・適用できること。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	国際私法・民事訴訟法・国際取引法との関係，「手続は法廷地法による」の原則，裁判権免除	事前配布レジュメを読む。
第 2～9 回	国際裁判管轄権 被告の住所地，主たる営業所所在地，契約債務履行地，財産所在地，不法行為地，請求の関連性に基づく管轄権，合意管轄地の管轄権，応訴管轄，併合管轄，離婚事件などの身分関係訴訟の管轄権を検討する。また管轄原因事実の立証問題も扱う。	同上
第 10～12 回	外国判決の承認・執行 外国判決の承認・執行の要件・効果を検討する。	同上
第 13 回	国際的訴訟競合 内外で同時に訴訟が進行する国際的訴訟競合について，対応の必要性と手法について検討する。	同上
第 14 回	渉外保全命令	同上
第 15 回	渉外訴訟手続上の問題として，送達，証拠調べを検討する。	同上

授業計画は，下記＜備考/Remarks ＞で説明した「反転学習」を実践するために，適宜変更の可能性がある。

予習の内容

オンデマンドで提供する動画の視聴や資料の閲読

標準的な予習時間

およそ 2 時間/週。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%

双方向オンライン授業または対面授業における発言，欠席状況など

期末試験　80%

＜テキスト/Textbook ＞

特に指定せず，レジュメを開講前に一括して配付する。

配付物

レジュメは，同志社大学オープン・コース・ウェア（http://www1.doshisha.ac.jp/~tradelaw/pil.htm）に掲載されているものを編集して作成する。

＜参考文献/Reference Book ＞

古田啓昌『国際民事訴訟法入門』（日本評論社）
高田裕成　他『コンメンタール民事訴訟法 I』第二版追補版（日本評論社，2014）574-663
松岡博　編『国際関係私法入門－国際私法・国際民事手続法・国際取引法－』（有斐閣）
内野宗揮『一問一答　平成 30 年人事訴訟法・家事事件手続法等改正－国際裁判管轄法制の整備－』（商事法務）
『国際私法判例百選』（有斐閣）
（改訂されていることがあるので，常に最新版を自分でチェックしてください）

＜備考/Remarks ＞

主としてオンデマンド講義を行うが，15 回のうち 5 回(第一回も含む)は，Zoom による双方向オンライン授業または(感染状況が許せば)教室での対面授業を行う。いわゆる「反転学習」を実践するため，オンデマンド講義を(予習時間分も含めて)受講してもらい，続いて適当な実施回において，双方向オンライン授業(または教室での対面授業)を入れ，質問を受け付けるとともに，事例問題演習を行う。質問は毎回 e-class や DUET でも受け付け，回答は全受講生と共有する。オンデマンド講義は，Youtube 等により，授業動画を受講生に限定して公開する形で実施する。対面授業を行う場合には，Zoom でのオンライン出席も認める。レジュメの配付(前記)は，e-class または DUET を通して行う。

授業実施方法一覧に記載の事由があるときは，必要な期間につきオンライン授業を受講することもできます。研究科の定める方法で担当教員及び事務室に申し出てください。

木曜日 4 講時

61200324　△国際動産取引法　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture
International Trade Law

高橋　宏司

＜概要/Course Content Summary ＞

本科目では，国際取引の典型である国際動産取引についての法的問題を考察します。売買契約をそれ自体として検討するだけでなく，国際運送・国際支払との相関関係も分析します。商事貿易取引，特に CIF・FOB 売買には力点を置いて解説します。わが国の実定法に加えて，インコタームズ，信用状統一規則などの援用可能統一規則や，国際物品売買契約に関する国連条約も検討します。国連条約は，わが国を含め，世界の主要貿易立国のほとんどが締約国となっています。このように，実体法の検討が本講座の中心ですが，最後に，国際取引紛争解決の手段として，裁判よりも実務上重要な役割を果たしている国際商事仲裁の概略も解説します。

司法試験で国際関係法（私法分野）を選択する人は，国際私法および国際民事訴訟法と併せて本科目を受講することをお勧めします。また，本科目の受講には，国際私法 I，国際私法 II および国際民事訴訟法を受講済みか受講中であることをお勧めします。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

国際動産取引法の各分野の正しい理解の下に，判例・法令を正しく評価・解釈・適用できること。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	序論	事前配布レジュメを読む。
	国際動産取引の種別，貿易取引の仕組み，法源，国際私法との関係	
第 2〜6 回	国際売買	同上
	国際物品売買契約に関する国連条約	
	インコタームズ（特に CIF・FOB 条件)	
第 7〜10 回	国際運送	同上
	個品運送契約，傭船契約	
	船荷証券	
	国際海上物品運送法	
	国際航空運送（モントリオール条約）	
第 11〜12 回	国際支払	同上
	信用状統一規則	
第 13 回	国際商事仲裁	同上
	訴訟との比較	
	仲裁地の意義	
	外国仲裁判断の承認・執行	
第 14 回	期末レポート課題についての各学生の報告	報告準備
	総括	事前配布レジュメを読む。
第 15 回	期末レポート課題についての各学生の報告	報告準備
	総括	事前配布レジュメを読む。

初回の数回，第 14 回および第 15 回は，双方向オンライン授業または(感染状況が許せば)教室での対面授業を行う。その他の実施回は，オンデマンド講義を行う。下記＜備考/Remarks ＞欄参照。

期末レポート課題について，各学生が 15 分程度報告する機会を設ける。第 14 回および第 15 回のいずれの回で行うかは，各学生の選択に委ねる。報告内容は，完成されたものである必要はなく，進捗状況を反映したものでよい。

授業計画は，適宜変更の可能性がある。

予習の内容

オンデマンドで提供する動画の視聴や資料の閲読

標準的な予習時間

1 時間程度／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　30%

双方向オンライン授業または対面授業における発言，欠席状況など

期末レポート試験　60%

論題は，本科目の範囲で各学生が自由に選択してよい。

期末レポート課題についての授業中の報告　10%

上記「授業計画コメント」参照。

＜テキスト/Textbook ＞

特に指定せず，レジュメを開講前に一括して配付する。
配付物
レジュメは，同志社大学オープン・コース・ウェア（http://www1.doshisha.ac.jp/~tradelaw/pil.htm）に掲載されているものを編集して作成する。

＜参考文献/Reference Book ＞

佐野寛『国際取引法』（有斐閣）
松岡博　編『国際関係私法入門』（有斐閣）
曽野和明・山手正史『国際売買法』（青林書院）
（改訂されていることがあるので，常に最新版を自分でチェックしてください）

＜備考/Remarks ＞

主としてオンデマンド講義を行うが，Zoom による双方向オンライン授業または(感染状況が許せば)教室での対面授業を数回組み合わせる。質問は，各実施回について，e-class や DUET で受け付け，回答は全受講生と共有する。オンデマンド講義は，Youtube 等により，授業動画を受講生に限定して公開する形で実施する。対面授業を行う場合には，Zoom でのオンライン出席も認める。レジュメの配付(前記)は，e-class または DUET を通して行う。

土曜日 1 講時　土曜日 2 講時

61200371　△地方自治法　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture

Local Government Law

松村　享

＜概要/Course Content Summary ＞

地方自治体は住民に身近な公共団体としてその行政活動は幅広く市民生活全般にかかわります。そのため自治体の行政運営は，市民生活の向上に直結するものです。第一次地方分権改革から近時の地域主権改革を経て，わが国における地方行政の役割は大きく拡大し，市民生活の向上に向けて地方自治体はさらに重要な役割を担うこととなっています。

この講義では，このような地方自治体を取り巻く状況の変化を踏まえて，地方行政と市民生活との法的かかわりに関する理解を図るとともに，地方自治制度の枠組み，国，地方公共団体の役割分担，地方公共団体の行政活動等を学ぶことにします。さらに，今後，地方自治体がどのようにその役割を果たしていくべきかを考察します。さらに，地方自治の現場の実務家としての視点から地方自治をめぐる法的諸問題の実際と問題点に関する授業を行い，地方自治に関する理論のみならず実務の認識を深めます。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

この講義は，憲法，行政法の基本的な理解を踏まえて，地方自治の歴史，今日的意義の理解を踏まえて，判例，具体的事例を素材として，地方自治制度に関する基礎的な法理論及び応用的法解釈の習得を図ります。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	地方自治の法体系，歴史 ・地方自治制度の概説，日本国憲法と地方自治法等の法体系，わが国の地方自治制度の歴史を学ぶ。 ・固有権説・伝来説・制度的保障論等の学説を踏まえて，日本国憲法第 8 章における「地方自治」の意義を考える。	地方自治制に関する歴史的な理解を図る。
第 2 回	住民の意義と参政権 ・地方自治法上の住民の意義，住民の地方レベルでの選挙権および被選挙権，定住外国人の地方選挙権の問題点について考える ※課題判例：最判平成 7 年 2 月 28 日（地方自治判例百選 14） ・解職請求，事務監査請求の直接請求，さらにレファレンダム等の直接民主主義的参加の制度について考える。 ※課題判例：東京高判昭和 49 年 8 月 28 日（地方自治判例百選 23）	地方公共団体における主権者である住民の権能，位置づけを学習する。
第 3 回	地方自治組織(1) ・市町村と都道府県の二層制，道州制論など，日本国憲法における地方自治組織を学ぶ。さらに，普通地方公共団体など地方自治法上の地方自治組織を学ぶ。 ※課題判例：最判昭和 38 年 3 月 27 日（地方自治判例百選 1）	市町村，都道府県を中心とした，我が国における地方自治制度を学習する。
第 4 回	地方自治組織(2) ・首長主義，執行機関の多元主義など，地方公共団体の執行機関に関する組織の基本構造を学ぶ。 ・地方議会における議員の地位，議会内部の手続・組織，議会と長との関係，長と他の執行機関との関係などについて考える。 ※課題判例：東京高判平成 13 年 8 月 27 日（地方自治判例百選 71）	地方公共団体における二元代表制を中心として，地方公共団体における組織を学習する。
第 5 回	(1)地方公共団体の事務 ・地方分権一括法制定後の国と地方公共団体との役割分担を踏まえて，地方公共団体が担う事務を学ぶ。 ※課題判例：最判平成 18 年 3 月 1 日（地方自治判例百選 30） (2)国と地方との関係 ・地方分権改革を踏まえて地方公共団体の事務処理に	国と地方との役割を分担を踏まえて地方公共団体が所掌する事務を学習する。

	対する国の関与について，関与法定主義，適正手続などの基本原則を踏まえて国と地方との関係を考える。 ※課題判例：大分地判平成 15 年 1 月 28 日（地方自治判例百選 120）	
第 6 回	自治立法(1) ・条例，規則等について，法律との関係を踏まえて，その意義，役割など，さらには制定権の限界等を考える。 ・条例の実効性確保について考える。	地方公共団体における自治立法権の概念と位置づけを学習する。
第 7 回	自治立法(2) ・条例，規則等について，法律との関係を踏まえて，その意義，役割など，さらには制定権の限界等を考える。 ・条例の実効性確保について考える。 ※課題判例：最判平成 14 年 7 月 9 日（地方自治判例百選 46）	地方公共団体における自主立法である条例制定権尾範囲について，憲法及び法律との関係から学習する。
第 8 回	公の施設 ・指定管理者制度の導入など，管理の多様化を踏まえて，公の施設の性格，管理方法などを学ぶ。 ※課題判例：最判平成 8 年 3 月 15 日（地方自治判例百選 57）	公の施設の位置づけ，住民の利用権，その管理のあり方について学習する。
第 9 回	地方公共団体における情報管理 ・地方公共団体の情報管理について，情報公開条例，個人情報保護条例の意義，役割を中心に学ぶ。 ※課題判例：最判平成 13 年 3 月 27 日（地方自治判例百選 17）	情報公開制度を中心とした地方公共団体における情報管理について学習する。
第 10 回	地方公共団体における新たな行政運営 ・外部委託等の「民による行政」が進展する中で，地方公共団体の行政運営の多様化について学ぶ。 ※課題判例：最判平成 23 年 6 月 14 日（地方自治判例百選 65）	近年進展している民による行政についてその手法，限界等を学習する。
第 11 回	監査制度 ・地方公共団体の監査制度の全体像，監査委員監査，外部監査等について，その意義，役割等を学ぶ。	地方公共団体における内部統制という側面から監査制度の今日的課題を学習する。
第 12 回	住民監査請求 ・住民監査請求について，地方自治制度において果たす役割，手続等について学ぶ。 ※課題判例：最判昭和 62 年２月 20 日（地方自治判例百選 94）	地方公共団体において民主主義的側面から住民監査請求について理解を図る。
第 13 回	住民訴訟 ・住民訴訟について，地方自治制度において果たす役割，手続等について学ぶ。 ※課題判例：最判平成 4 年 12 月 15 日（地方自治判例百選 105）	地方公共団体において民主主義的側面から住民訴訟について理解を図る。
第 14 回	地方財政 ・総計予算主義など予算，決算，あるいは公会計改革等を踏まえて会計処理など地方公共団体の財政の基本を学ぶ。 ※課題判例：最判平成 17 年 11 月 10 日（地方自治判例百選 85）	地方財政制度の全体像について学習する。
第 15 回	自治契約制度 ・地方公共団体における契約手続について，地方自治法の特則を中心に学ぶ。 ※課題判例：最判昭和 62 年 3 月 20 日（地方自治判例百選 51）	民による行政の側面から，地方公共団体における契約制度の理解を図る。

授業の終了時に次回の講義内容の説明をします。
状況によって，授業計画が一部変更される場合があります。その場合は，事前になるべく早く周知いたします。

予習よりも復習に重点をおいた学習が効果的です。
標準的な復習時間　3〜4 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%

事例についての議論への参加度。欠席状況
レポート試験　80%
問題解決のための法的理論の適切さ

＜テキスト/Textbook ＞

松村享『基礎から学ぶ入門－地方自治法－』（ぎょうせい，2018），ISBN:4324104972
磯部力・小幡純子・斎藤誠『地方自治判例百選』第 4 版（有斐閣，2013），ISBN:464111515X
判例百選は，原則として毎時間使用する予定です。

配付物
状況により事前にレジュメを配付します。

＜参考文献/Reference Book ＞

宇賀克也・交告尚史・山本隆司　編『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ』第 7 版（有斐閣，2017）
兼子仁『変革期の地方自治法』（岩波新書，2012）
松村享『自治体職員のための契約事務ハンドブック』改正民法対応版（第一法規，2019）

＜備考/Remarks ＞

・Zoom を利用して双方向オンライン授業を行う。
・担当教員との連絡及び資料の配布は，DUET を使用する。

火曜日 3 講時

61200372　△情報法　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture

Information Law

佐伯　彰洋

＜概要/Course Content Summary ＞

本講義では，わが国の情報公開や個人情報保護の法制度を概観する。情報に関する法的問題は，憲法，民法など複数の法領域にまたがるが，本講義では，特に情報の収集，利用，管理の公的規制という側面に重点を置いて，情報公開や個人情報保護に関する多くの争訟事例を取り上げて，その規制のあり方について検討する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

この講義の到達目標は，わが国の情報公開法制ならびに個人情報保護法制を理解してもらい，実務家として情報公開，個人情報保護に関する法的問題に対応できる必要最低限度の素養を身につけてもらうことである。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	情報公開法制－その① 情報公開法の制定の歴史，知る権利と情報公開法との関係について概観する。	「予習の内容」参照
第 2 回	情報公開法制－その② 情報公開法の対象機関，対象文書，不開示情報，手続，救済について逐条的検討を行う。	「予習の内容」参照
第 3 回	情報公開法制－その③ 個人情報，法人等情報の開示等が争われた争訟事例を検討する。	「予習の内容」参照
第 4 回	情報公開法制－その④ 公安情報，意思形成過程情報，行政執行情報の開示等が争われた争訟について検討する。	「予習の内容」参照
第 5 回	情報公開法制－その⑤ 理由の差し替えなど情報公開訴訟をめぐる訴訟法上の問題点や，国家賠償法との関係，行政手続法との関係について検討する。また文書管理制度についても概観する。	「予習の内容」参照
第 6 回	情報公開法制－その⑥ 情報公表制度を検討する。	「予習の内容」参照
第 7 回	情報公開法制－その⑦ 情報の公表についての判例を検討する。	「予習の内容」参照
第 8 回	個人情報保護法制－その① 個人情報保護法の制定の歴史，またわが国の個人情報保護の法体系について概観する。	「予習の内容」参照
第 9 回	個人情報保護法制－その② 個人情報保護法，行政機関個人情報保護法の逐条的検討を行う。	「予習の内容」参照
第 10 回	個人情報保護法制－その③ 個人情報の保護等が問題になった争訟事例を検討する。	「予習の内容」参照
第 11 回	個人情報保護法制－その④ 前回に引き続き，個人情報の保護等が問題になった争訟事例を検討する。	「予習の内容」参照
第 12 回	個人情報保護法制－その⑤ 災害時要援護者支援対策と個人情報保護の問題について検討する。	「予習の内容」参照
第 13 回	個人情報保護法制－その⑥ 住基ネットと個人情報保護の問題について検討する。	「予習の内容」参照
第 14 回	個人情報保護法制－その⑦ 過剰反応の問題を検討する。	「予習の内容」参照
第 15 回	個人情報保護法制－その⑧ マイナンバー法を検討する。	「予習の内容」参照

受講者の人数や講義の進捗状況によっては，受講生との相談の上，授業計画を変更する可能性もある。

予習の内容

授業の終了時に次回の予習内容の指示をする。

標準的な予習時間

2～3 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　30%
　質疑応答，欠席状況
期末レポート試験　70%
　構成力，文章表現力，情報収集力

＜テキスト/Textbook ＞

使用しない。

＜参考文献/Reference Book ＞

宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説』第 8 版（有斐閣，2018）
宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説』第 6 版（有斐閣，2018）
高橋滋　他編『条解　行政情報関連三法』（弘文堂，2011）

＜備考/Remarks ＞

Zoom を利用して双方向オンライン授業を行う。授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。講義レジュメを毎回 OneDrive で配布する。

木曜日 1 講時

61200301　〇刑事政策
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture 対面授業/Face-to-face learning
Criminology

川崎　友巳

＜概要/Course Content Summary ＞

刑事政策とは，狭義には，公的機関による犯罪対策，または，そうした犯罪対策に関する学問（刑事政策学）の呼称をいう。今日では，それよりも広く，公的機関だけでなく，民間組織や個人によるものも含めて，あらゆる犯罪対策の総称，または，そうした広い意味での犯罪対策に関する学問（刑事政策学）を指して用いられることが多い。さらに，広義には，犯罪の実態や現象を説明し，あるいは，原因を探求する「犯罪学」を包含する学問を意味するものとして用いられることもある。その場合，刑事政策は，「刑事学」と同義である。本科目は，この広義の意味での刑事政策を対象とする。

本科目は，将来の進路として刑事裁判官，刑事弁護士，検察官という刑事司法関係の法曹を目指す者を対象に，より専門的な知識と素養の修得を図ることを目的とする刑事司法関係科目の１つとして位置づけられている。

こうした目的の達成を企図して，毎回，刑事政策の重要論点のうち１つを取り上げ（テーマによっては，２週にわたる場合もある），予め指定した予習用の文献に目を通していることを前提に，解説を加え，ディスカッションを行う形式で授業を進める。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

◆刑事政策学に関する基本的な事項について多角的に理解できるようになる。
◆他の刑事法科目の理解にとって有益な知見を獲得できる。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	イントロダクション (1) 刑事政策とは (2) 犯罪学とは	
第 2 回	日本の犯罪情勢	指定した文献を読み，疑問点や意見を整理しておく。
第 3 回	日本の犯罪情勢	指定した文献を読み，疑問点や意見を整理しておく。
第 4 回	刑罰論	指定した文献を読み，疑問点や意見を整理しておく。
第 5 回	死刑	指定した文献を読み，疑問点や意見を整理しておく。
第 6 回	死刑	指定した文献を読み，疑問点や意見を整理しておく。
第 7 回	自由刑	指定した文献を読み，疑問点や意見を整理しておく。
第 8 回	自由刑	指定した文献を読み，疑問点や意見を整理しておく。
第 9 回	財産刑	指定した文献を読み，疑問点や意見を整理しておく。
第 10 回	保安処分論（精神障害「犯罪者」対策を含む）	指定した文献を読み，疑問点や意見を整理しておく。
第 11 回	少年非行と少年法	指定した文献を読み，疑問点や意見を整理しておく。
第 12 回	経済犯罪・企業犯罪	指定した文献を読み，疑問点や意見を整理しておく。
第 13 回	交通犯罪	指定した文献を読み，疑問点や意見を整理しておく。
第 14 回	薬物犯罪	指定した文献を読み，疑問点や意見を整理しておく。
第 15 回	高齢者犯罪	指定した文献を読み，疑問点や意見を整理しておく。

なお，受講者と相談の結果，授業計画を変更する可能性があります。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　30%
欠席状況，授業理解度テスト，ミニレポート
期末レポート試験　70%

＜参考文献/Reference Book ＞

法務省法務総合研究所『犯罪白書』令和２年版（2020）
予習用の文献については，別途，周知する。

＜備考/Remarks ＞

教室で，対面授業を行う。資料は，DUET で，前日までに配布する。

授業実施方法一覧に記載の事由があるときは，必要な期間につきオンライン授業を受講することもできます。研究科の定める方法で担当教員及び事務室に申し出てください。

木曜日 1 講時

61200302　　△クリミナル・ジャスティス・システム

2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture

Criminal Justice System

川崎　友巳

＜概要/Course Content Summary ＞

クリミナル・ジャスティス・システムでは，捜査から，起訴，裁判，処遇（さらには犯罪予防）へと続く刑事司法手続の流れの中で，それぞれの機関はいかなる役割や機能を果たしているのかについて，従来の議論では，それぞれの機関について個別に論じられてきたものを，刑事法の適正な執行による正義の実現という共通の目的の下で捉え直し，その問題点や課題を明らかにしていく。
本科目は，将来の進路として刑事裁判官，刑事弁護士，検察官という刑事司法関係の法曹を目指す者を対象に，より専門的な知識と素養の修得を図ることを目的とする刑事司法関係科目の１つとして位置づけられている。
　こうした目的の達成を企図して，毎回，刑事政策の重要論点のうち１つを取り上げ（テーマによっては，２週にわたる場合もある），予め指定した予習用の文献に目を通していることを前提に，解説を加え，ディスカッションを行う形式で授業を進める。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

◆刑事政策学に関する基本的な事項について多角的に理解できるようになる。
◆他の刑事法科目の理解にとって有益な知見を獲得できる。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	刑事司法システムの概観	指定した文献を読み，疑問点や意見を整理しておく。
第 2 回	警察①	指定した文献を読み，疑問点や意見を整理しておく。
第 3 回	警察②	指定した文献を読み，疑問点や意見を整理しておく。
第 4 回	検察①	指定した文献を読み，疑問点や意見を整理しておく。
第 5 回	検察②	指定した文献を読み，疑問点や意見を整理しておく。
第 6 回	刑事裁判①	指定した文献を読み，疑問点や意見を整理しておく。
第 7 回	刑事裁判②	指定した文献を読み，疑問点や意見を整理しておく。
第 8 回	犯罪者の施設内処遇①	指定した文献を読み，疑問点や意見を整理しておく。
第 9 回	犯罪者の施設内処遇②	指定した文献を読み，疑問点や意見を整理しておく。
第 10 回	犯罪者の社会内処遇①	指定した文献を読み，疑問点や意見を整理しておく。
第 11 回	犯罪者の社会内処遇②	指定した文献を読み，疑問点や意見を整理しておく。
第 12 回	犯罪被害者支援制度①	指定した文献を読み，疑問点や意見を整理しておく。
第 13 回	少年司法システム①	指定した文献を読み，疑問点や意見を整理しておく。
第 14 回	少年司法システム②	指定した文献を読み，疑問点や意見を整理しておく。
第 15 回	精神障害犯罪者の医療観察システム	指定した文献を読み，疑問点や意見を整理しておく。

受講者と相談の結果，授業計画を変更する可能性がある

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　30%
　授業内での発言，欠席状況，小テスト
期末試験　70%

＜参考文献/Reference Book ＞

国家公安委員会・警察庁　編『警察白書』令和２年版（2020）
法務省法務総合研究所『犯罪白書』令和２年版（2020）
予習用の文献については，別途，周知する。

＜備考/Remarks ＞

教室で，対面授業を行う。資料は，DUET で，前日までに配布する。

水曜日 6 講時

61200608　　〇信託法
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture ネット配信授業/Online(e-learning)
Trusts Law

佐久間　毅

＜概要/Course Content Summary ＞

本講義は，公益財団法人トラスト未来フォーラムによる寄付講座として開講されるものである。
信託制度の社会的重要性が増し，法律実務家にとって信託制度及び信託法を理解しておく必要性が高まっている。そこで，信託に係る法律関係の処理，信託の実務利用等に携わるための基礎となる知見を獲得させることを目指し，信託制度及び信託法を概説する。信託は受講生の多くにとって馴染みの薄い制度と思われるため，実例を数多く挙げ，民法，会社法等の類似の制度との異同又は関連性を強く意識して解説する。また，信託の法務または実務に現に携わる実務家をゲストスピーカーに招き，現在の社会における信託制度と信託法の意義を知る契機とする。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

受講者が，信託という制度とそれに関する法，実務の概要を理解し，将来自ら信託を利用し，または信託の関係当事者となる場合の基礎知識を得ることを目標とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	信託概論　－信託の全体像の概説－	
第 2 回	信託の設定	教科書の関連箇所の予習
第 3 回	信託財産と信託財産責任負担債務	同上
第 4 回	信託財産の変動	同上
第 5 回	受託者の義務１（信託事務処理義務，善管注意義務，公平義務）	同上
第 6 回	受託者の義務２（分別管理義務，情報に関する義務その他の義務と受託者の責任）	同上
第 7 回	受益者	同上
第 8 回	受益者の利益を「代表する」者，委託者	同上
第 9 回	信託の変更と終了	同上
第 10 回	信託の実務１※	
第 11 回	信託の実務２※	
第 12 回	信託の実務３※	
第 13 回	民事信託	教科書の関連箇所の予習
第 14 回	目的信託と公益信託	同上
第 15 回	信託に関する近時の裁判例	

※を付した 3 回は，信託の実務または法務の第一線で活躍している三井住友信託銀行の現役行員または同行法務部所属弁護士をゲストスピーカーに招く予定である。もっとも，講師手配の都合上，別の回に変更すること，または実施することができないことがある。その場合，他の回の予定を，それに応じて変更する。

標準的な予習時間
毎回，2 時間程度。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点(出席，クラス参加，グループ作業の成果等)　10%
授業における発言の状況および授業の欠席状況
期末レポート試験・論文　70%
授業の理解度
提出物　20%
信託制度の利用可能性に関するレポート（1000 字～2000 字程度）

＜テキスト/Textbook ＞

道垣内弘人『信託法入門』（日本経済新聞社，2007 年）

＜備考/Remarks ＞

Zoom を利用して利用して双方向オンライン授業を行う。資料配付は，OneDrive を利用して行う予定である。レポート提出については，授業内で指示する。なお，授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。

月曜日 3 講時

61200213　△ＡＤＲ法　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture
Law of ADR

川嶋　四郎

＜概要/Course Content Summary ＞

民事訴訟法の理解を前提に，民事訴訟とならぶ紛争解決方法としての ADR の理解を深めることを目的とする。
本講義では，常に「ADR を民事訴訟と比較」しつつ，ADR の意義・手続・価値・役割（それとともに，民事訴訟の意義・手続・価値・役割）を明らかにする。
ADR による紛争解決手続として，調停あるいは仲裁を重点的に検討するが，地方公共団体にある消費者センターの相談等のサービス，医療機関による医療紛争の解決，また業界団体の自主的機関による苦情・紛争解決についても言及する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

「民事訴訟・民事訴訟法あっての ADR であり，ADR あっての民事訴訟・民事訴訟法であること」を，具体的に学び理解する。ADR が民事訴訟とならんで重要な紛争解決手続であることを理解する。特に調停，仲裁の紛争解決のあり方を理解し，具体的な問題を ADR によって解決した場合のメリット・デメリットを明らかにする。
民事訴訟・ADR 手続の具体的なシミュレーションを織り込んで，理解の深化に努めたい。
民事訴訟法を理解し，ADR を理解し，「人のために法を駆使できるよき法曹」となることができるための基礎体力の涵養に努めたい。
民事訴訟法の論争点との比較をも行いながら，ADR と民事訴訟法の，より一層の理解を深める。
なお，授業計画は，変更されることがある。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1,2 回	ADR の意義と役割 （1）ADR の現状 （2）ADR の存在意義 （3）ADR の拡充と民事訴訟への影響	テキスト該当部分
第 3 回	調停手続の位相	同上
第 4〜8 回	調停手続の概説　4 から 5　民事調停　6 から 8　家事調停	同上
第 9 回	労使紛争の解決手続　労働審判と労働委員会審査手続	同上
第 10 回	簡易裁判所における債務名義の形成手続	同上
第 11 回	和解手続 1	同上
第 12 回	和解手続 2	同上
第 13 回	仲裁 1	同上
第 14 回	仲裁 2	同上
第 15 回	まとめ　比較法的展望 ★調停 100 周年を翌年に控えていますので，近時民事訴訟実務でも「活用」されている調停についても，言及します。 　また，近時，民事訴訟では，様々な実務的な工夫が見られますので，それらについてもお話しします。	同上

予習の内容
毎回，次回進行予定を告知します。
標準的な予習時間
1 時間程度

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
参加度，欠席状況
期末試験　90%

＜テキスト/Textbook ＞

川嶋四郎・松宮孝明　編『レクチャー日本の司法』初版（法律文化社，2014），下記の『民事訴訟法概説【第 3 版】』の関係部分を参照しながら，授業を進めます。

＜参考文献/Reference Book ＞

川嶋四郎『民事訴訟法概説』第 3 版（弘文堂，2019）

＜備考/Remarks ＞

・利用するツール（DUET，e-class，Zoom 等）
・ネット配信授業の配信方法，指定授業時間に，Zoom を通じて，Web 会議方式の授業実施
・担当教員との連絡手段（DUET，e-mail アドレスは登録者に連絡），オフィスアワーに関する情報（授業開始後登録者に連絡）

月曜日 5 講時

61200212　〇救済手続法
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture 対面授業/Face-to-face learning
Remedy Procedural Law

中西　正

＜概要/Course Content Summary ＞

本講義は，民事執行法と民事保全法を対象とする。これらは民事上の権利実現のために欠かせない法律であり，これらを学習することは，民事司法制度の全体像を理解する上でも，不可欠といえる。また，民事訴訟法や民法（特に担保物権法）を立体的に理解するうえでも有用である。

本講義では，民事執行法と民事保全法の仕組みや，基本的な考え方を解説するとともに，執行・保全法上のいくつかの論点（判例）を検討する。

詳細なレジュメにより，講義を行う。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

民事執行法と民事保全法の仕組みや，基本的な考え方を理解し，民事上の権利実現過程において生じる諸問題について考察する力を身につけることを目標とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	強制執行・担保執行・民事保全 強制執行の全体像 強制執行の要件，強制執行開始の要件	レジュメとレジュメで引用した教科書の頁を読んでくること。
第 2 回	債務名義・その１	同上
第 3 回	債務名義・その２ 単純執行文	同上
第 4 回	条件成就執行文，承継執行文	同上
第 5 回	差押え	同上
第 6 回	請求異議の訴え	同上
第 7 回	執行文付与の訴え，執行文付与に対する異議の訴え，第三者異議の訴え	同上
第 8 回	売却準備手続（現況調査，評価，物件明細書，配当要求）	同上
第 9 回	売却条件	同上
第 10 回	売却手続	同上
第 11 回	配当手続	同上
第 12 回	担保不動産競売	同上
第 13 回	その他の担保執行 民事保全の目的・機能，民事保全の全体像	同上
第 14 回	保全命令の発令，保全異議，保全取消し	同上
第 15 回	保全執行	同上

予習の内容

予習としては，教科書の該当ページを読んでおくこと。

標準的な予習時間

1 時間程度／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

授業の状況等を総合的に評価する。

期末試験　90%

事例問題に，民事執行法，民事保全法を適切に適用できるか，論点を拾えるか，論点につき過不足ない議論ができるか。評価のポイントに記載した通り。

＜テキスト/Textbook ＞

中西正・中島弘雅・八田卓也『民事執行・民事保全法』第２版（有斐閣，2021 年），現在，鋭意，改訂作業中ですが，授業開始には間に合うものと思われます。

＜備考/Remarks ＞

授業方法：zoom によるオンライン授業

火曜日 2 講時

61200211　△保険法　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture
Insurance Law

山下　友信

＜概要/Course Content Summary ＞

わが国は国際的に見ても保険大国であり，国民生活に広く保険が普及しているが，保険契約の内容は詳細な約款（保険約款）で定められている。これは保険経営の観点からは必要なことであるが，きわめて技術的な内容なので保険加入者との間で保険給付をめぐるトラブルが生じやすく，判例も多い取引分野となっている。本科目では，主として消費者向けの保険に関する判例を素材として，保険法に関する現代的な課題について学習する。授業では，第１回から第７回までは，保険法の基礎知識を講義形式で解説し，第８回以降は，毎回のテーマに関する判例について，あらかじめ提示する設問に基づくディスカッションを織り込んで，掘り下げた検討をする。なお，第８回以降で取り上げる判例については，開講後に変更することがある。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

保険法の基礎知識を身につけることとともに，判例研究をまとめることにより判例を読みこなし実務に生かすという法曹にとって必須の能力を身につけることを目的とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	保険と保険契約の仕組み	事前配布教材の予習
第 2 回	損害保険１	同上
第 3 回	損害保険２	同上
第 4 回	生命保険・傷害疾病保険１	同上
第 5 回	生命保険・傷害疾病保険２	同上
第 6 回	自動車事故の責任と保険	同上
第 7 回	事故・災害による損害の補償に関する諸制度	同上
第 8 回	酒気帯び運転免責	同上
第 9 回	傷害保険の外来性	同上
第 10 回	保険金受取人が会社の場合の取締役による被保険者殺害と故意免責	同上
第 11 回	告知義務と免許証の色	同上
第 12 回	債権者による保険契約の解除	同上
第 13 回	自賠責保険の支払基準の効力	同上
第 14 回	自動車保険募集時の説明義務	同上
第 15 回	約款と異なる合意の効力	同上

受講者数により，第８回以降の授業の進め方は変更することもありうる。また，取り上げる判例も変更することがありうる。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点(出席，クラス参加，グループ作業の成果等)　20%
　授業での発言・質問内容，欠席状況。
期末レポート試験・論文　80%
　期末レポートによる。課題の設定，分析，解決が十分なリサーチに基づいて適切に論じられているかによる。

＜テキスト/Textbook ＞

山下友信＝竹濵修＝洲崎博史＝山本哲生『保険法』第 4 版（有斐閣，2019）

＜参考文献/Reference Book ＞

山下友信＝洲崎博史　編『保険法判例百選』（有斐閣，2010）
山下友信＝永沢徹　編『論点体系保険法 1・2』（第一法規，2014）
山下友信『保険法（上）』（有斐閣，2018）

＜備考/Remarks ＞

Zoom を利用して双方向オンライン授業を行う（感染症の状況により開講時に変更することがありうる）。授業に関する連絡はメールにより行う。レジュメ等の授業資料は，研究科 OneDrive およびＴＫＣ教育研究支援システムにより提供する。なお，

授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。

月曜日 2 講時

61200342　　△コーポレート・ファイナンス

2 単位/Unit　　秋学期/Fall　　今出川/Imadegawa　講義/Lecture

Corporate Finance

阿多　博文

＜概要/Course Content Summary ＞

本講ではコーポレート・ファイナンスの方法や手続，利害関係者の利益調整などを理解し，ファイナンスの法規制の概略を考察する。ファイナンスに関しては，会社法以外の予備的な知識として，民法，商法総則，手形法，社振法，金融商品取引法その他関係法規の理解が必要となるので，当初はその手ほどきのための講義を行うことを予定している。直接金融と間接金融，デットとエクイティ，ＤＥＳ等の基本的な部分を説明し，また，バランスシートの読み方についても説明したい。また，ファイナンスでは，最新の市場の動向を踏まえる必要があるので，経済記事に触れつつ，実務上の状況，法曹資格者のかかわり方等についても触れたい。

授業は参加者の理解度に合わせて進行させる。参加者にも積極的な取り組みが望まれる。参加者には少なくとも授業期間中に１度，ファイナンス関連又は近時の裁判例について，要旨ではなく裁判所の判示事実に直接に当たり，事案の分析と報告を求めることを予定している。成績評価はこの報告内容と毎回の授業での発言等に基づく平常点と，期末のレポートの成績を総合的に評価して行う。なお，可能であれば外部講師による実務の紹介の機会も設けたい。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

ファイナンスの背景，全体像，企業の成長ステージにおける各種手法を知ることで，企業におけるファイナンスを立体的に理解することができるようになる。また，ファイナンスに関する各種裁判例について裁判所の判示事実を踏まえ分析的に採り上げ議論をするので，紛争の背景，対立利益，利益調整の考え方等について具体的に把握できるようになる。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	直接金融・間接金融 企業金融の手法（自己金融を含む）	配布資料の予習
第 2 回	デットとエクイティ	配布資料と指定裁判例の予習
第 3 回	ファイナンスと会社法上の規律	配布資料と指定裁判例の予習
第 4 回	デット・ファイナンス（コーポレートファイナンス，プロジェクトファイナンス，アセットファイナンス）	配布資料と指定裁判例の予習
第 5 回	シンジゲート・ローン アレンジャー，エージェントの役割と責任	配布資料と指定裁判例の予習
第 6 回	社債の意義，社債の発行（格付制度，コベナンツ）	配布資料と指定裁判例の予習
第 7 回	社債の管理 社債権者の保護（社債権者集会），社債管理者，社債管理補助者	配布資料と指定裁判例の予習
第 8 回	株式全体，募集株式（新株発行と自己株式の処分）	配布資料と指定裁判例の予習
第 9 回	募集株式発行手続その１（会社法規制）	配布資料と指定裁判例の予習
第 10 回	募集株式発行手続その２（証券会社の役割）	配布資料と指定裁判例の予習
第 11 回	株価算定の方法（上場・公開・非公開） 裁判所の関与の在り方	配布資料と指定裁判例の予習
第 12 回	新株予約権・新株予約権付社債の発行	配布資料と指定裁判例の予習
第 13 回	ＳＰＶとファンド	配布資料と指定裁判例の予習
第 14 回	ＲＥＩＴと投資信託	配布資料と指定裁判例の予習
第 15 回	時間の都合上，各回の授業において，十分に検討できなかった，いわば積残し問題についても検討する。 また，本講義のまとめとして，コーポレートファイナンス全般について質疑応答をしたい。	配布資料と指定裁判例の予習

事前に送付する教材（レジュメ，設例，裁判例，文献等）に目を通し，設問に対する解決を考えておくこと。
受講者と相談の結果，授業計画を変更する可能性がある。自主的に学ぶ姿勢を期待する。

標準的な予習時間

2 時間/週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

質疑討論への参加状況及び報告担当時の報告内容・報告スキル，欠席状況を評価
レポート　20%
裁判例の報告とレポートを予定している。
期末試験　70%
レポートは事案の把握能力，必要な事実と不要な事実が峻別できているかをチェックする。単なる学説の紹介だけでは評価しない。

＜テキスト/Textbook ＞

テキスト(教科書)は特に指定しない。

＜参考文献/Reference Book ＞

大垣尚司『金融と法－企業ファイナンス入門－』初版（有斐閣，2010）
酒井俊和『ファイナンス法－金融法の基礎と先端金融取引のエッセンス－』初版（商事法務，2016）
公益財団法人日本証券経済研究所『日本のコーポレートファイナンス－サーベイデータによる分析－』初版（白桃書房，2020）
その他，適宜，授業において指摘する。

＜備考/Remarks ＞

Teams を利用して双方向オンライン授業を行う。授業に関する連絡，資料配付，レポート提出等は DUET メッセージを使用して行う予定。なお，授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。

月曜日 1 講時

61200343　△企業結合法（Ｍ＆Ａ）　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture
Mergers and Acquisitions Law

阿多　博文

＜概要/Course Content Summary ＞

企業結合及びM＆Ａ（企業買収）について，会社法では，合併等の組織再編行為，キャッシュ・アウト等の少数株主の締出し・完全子会社化の手続，企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備，連結決算等の企業会計による規律等を設けている。隣接法分野である金融商品取引法では開示規制や公開買付規制を設け，独占禁止法では企業集中に関する審査等重要な規制がある。更に，東京証券取引所では，企業行動規範の中に適時開示規制のほか支配株主との重要な取引等に係る遵守事項を定め，投資家の保護を図っている。本科目では，企業結合及びM＆Ａに関して種々の法令等に散在している規定について結合企業の形成過程・運営過程・解消過程という観点から問題点を整理した上で，企業実務における法律問題を分析・検討し，さらに立法のあり方についても及びたい。授業は，設例，裁判例，実務資料等を教材として質疑応答を織り込みつつ基本的には講義方式で進める。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

受講者は，企業結合法制の理論面のみならず，実務に接することができる。更に，会社法の様々な規律を企業結合の形成過程・運営過程・解消過程という観点から整理することで，会社法を機能的に理解することができるようになる。そのためには，事前に指示された設例，裁判例等に事前に目を通し，議論に参加することが必要である。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	企業結合・M＆Ａに関する法の概観	配布資料の予習
第 2 回	親子会社・企業グループの運営その１－子会社少数株主・債権者の保護	配布資料と指定裁判例の予習
第 3 回	親子会社・企業グループの運営その２－親会社による子会社管理	配布資料と指定裁判例の予習
第 4 回	M＆Ａ指針，エージェンシー問題	配布資料と指定裁判例の予習
第 5 回	会社支配権の取得 1－友好的買収	配布資料と指定裁判例の予習
第 6 回	会社支配権の取得 2－敵対的買収	配布資料と指定裁判例の予習
第 7 回	完全親子会社関係の形成－キャッシュアウト	配布資料と指定裁判例の予習
第 8 回	M＆Ａの実務その１（時間軸で考える，プラニング，デューデリジェンス，ヴァリエーション等）	配布資料と指定裁判例の予習
第 9 回	M＆Ａの実務その２（契約から考える。M＆Ａ契約，表明保証等）	配布資料と指定裁判例の予習
第 10 回	株式買取請求権と差止請求権その１	配布資料と指定裁判例の予習
第 11 回	株式買取請求権と差止請求権その２	配布資料と指定裁判例の予習
第 12 回	M＆Ａの効力を争う訴訟	配布資料と指定裁判例の予習
第 13 回	M＆Ａと会社債権者の保護その１	配布資料と指定裁判例の予習
第 14 回	M＆Ａと会社債権者の保護その２	配布資料と指定裁判例の予習
第 15 回	M＆Ａと労働法またはM＆Ａと税法（ゲストスピーカーを予定）	配布資料と指定裁判例の予習

予習の内容

事前に送付する教材（レジュメ，設例，裁判例，文献等）に目を通し，設問に対する解決を考えておくこと。受講者と相談の結果，授業計画を変更する可能性がある。自主的に学ぶ姿勢を期待する。

標準的な予習時間

約 2 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%

質問，議論（説得力と論理展開力）への参加。欠席状況

レポート　20%

論理の運び，事例分析を評価の対象とする。

期末試験　70%

状況により，レポートに変更することがある。

＜参考文献/Reference Book ＞

岩原　紳作ほか　編『会社法判例百選』第 3 版（有斐閣，2016）

神田秀樹・武井一浩　編『実務に効くM＆A・組織再編判例精選』（有斐閣，2013）

＜備考/Remarks ＞

Teams を利用して双方向オンライン授業を行う。授業に関する連絡，資料配付，レポート提出等は DUET メッセージを使用して行う予定。なお，授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。

火曜日 6 講時

61200364　△国際環境法　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture
International Environmental Law

繁田　泰宏

＜概要/Course Content Summary ＞

国際環境判例を中心に，環境の保護に関連する国際法の基本的な概念・原則について理解する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

・国際環境法の基本原則の意義と限界について理解する。
・国際的な環境紛争を解決するための多様な方法について検討する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	国際環境法の対象, 法源論について検討する。とくに国際環境法における環境の概念, 多数国間条約の立法プロセス及びソフトローの機能に重点をおく。	予め配布資料を精読し, 国際環境法の基本的な枠組みを理解すること。
第 2 回	国際環境法の歴史的発展の過程を概観し, 諸ケースで問題となる主要な環境諸原則の内容について予備的な理解を得る。	同上。
第 3 回	国際法上の紛争解決の諸方式をふまえて, 国際環境条約上の紛争解決方式の特徴について検討する。（以上，3 回の予備的検討を経て，以下の事例研究に入る。）	同上。
第 4 回	国際環境法の実体的原則(1)越境損害防止義務：トレイル熔鉱所事件 （1938 年，1941 年） 争点，仲裁判決内容を検討し，この古典的ケースで問題とされた越境損害防止義務の機能及び限界について考察する。	予め事案ごとに事実, 論点を明確にした上で授業に備えること。
第 5 回	国際環境法の実体的原則(2)衡平利用原則：ガブチコヴォ・ナジマロシュ計画事件（1997 年） 争点，ICJ 判決内容について検討する。特に国際水路の衡平利用原則，環境モニタリング義務，交渉命令判決の意義と限界について考える。	同上。
第 6 回	国際環境法の手続的原則（1）事前通報・協議義務：ラヌー湖事件（1957 年） 争点，仲裁判決内容を検討し，国際河川法で発展してきた手続的原則（事前通報・協議義務）及びその後の展開（国連国際法委員会作成の国際水路の非航行的利用の法に関する多数国間条約）を確認する。	同上。
第 7 回	国際環境法の手続的原則（2）環境影響評価義務：ウルグアイ川パルプ工場事件（2010 年） 争点，ICJ 判決内容に基づいて，環境影響評価義務の意義とその国際法的位置づけについて検討する。それと共に，次回のテーマである，手続的原則（本件では事前通報・協議義務）と実体的原則（本件では汚染防止義務）との関係についても考察を加える。	同上。
第 8 回	国際環境法の実体的原則と手続的原則との関係：サンファン川事件（2015 年，2018 年） 争点，2015 年 ICJ 判決の内容に基づいて，手続的原則としての環境影響評価義務の位置づけを理解するとともに，その手続的原則と実体的原則（本件では越境損害防止義務）との関係を検討する。さらに，2018 年 ICJ 判決の内容に基づいて, 環境損害の賠償問題も併せて検討する。	同上。
第 9 回	深海底資源開発に伴う汚染：国際海底機構勧告的意見 争点，ITLOS 意見内容に基づいて，深海底開発企業の保証国の義務及び賠償責任について検討する。	同上。
第 10 回	IUU 漁業の取締り：西アフリカ地域漁業委員会勧告的意	同上。

	見 争点，ITLOS 意見内容に基づいて，IUU（違法，無報告，無規制）漁業に従事する船舶の旗国の義務について検討する。	
第 11 回	海洋環境の保護・保全：南シナ海事件 争点，仲裁判決内容に基づいて，海洋環境保護義務違反の態様とその法的効果について検討する。併せて，九段線，島の地位，歴史的水域の問題も取り上げる。	同上。
第 12 回	核実験と環境保護：核実験事件（1973-1974 年） 争点，ICJ 命令・判決内容を手がかりに，大気圏内核実験を禁止する国際法，民衆訴訟の問題，さらには本件に固有の事情（国家の一方的宣言による請求目的の消滅）についても考える。	同上。
第 13 回	核兵器使用と環境保護：核兵器使用の合法性勧告的意見（1996 年） 争点，ICJ 意見内容に基づいて，核兵器使用と国際環境法，自衛権，国際人道法との関わりについて検討する。	同上。
第 14 回	原子力損害に対する国家責任：チェルノブイリ事故（1986 年）と福島事故（2011 年） 争点，国家責任法の適用可能性について検討し，チェルノブイリ事故を契機に作成された原子力事故三条約（原子力事故早期通報条約，原子力事故相互援助条約，原子力安全条約）と，福島事故後に日本が加入した原子力民事責任条約（補完的補償条約：CSC）の内容を確認する。	同上。
第 15 回	日本と国際環境裁判：南極海捕鯨事件（2014 年） 争点，ICJ 判決内容に基づいて，日本によるオーストラリアの留保援用の妥当性や，捕獲頭数算定と致死的手法採用の合理性について検討する。	同上。

予習の内容

・予備的検討（第 1〜3 回）においては，事前に指定するテキストの内容を理解する。
・判例（第 4 回以降）については，受講者の報告をふまえて，予め指示された質問事項について考える。
・配布する判例等のコピーは日本語の教材である。

標準的な予習時間

1 時間／週（学部で国際法を履修した者と未修者について，予習時間は異なる）

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　30%

毎回の質疑応答をとおして発言内容，予習の程度を評価する。欠席状況

レポート　70%

毎回，具体的な仮想事例問題を提示し，実体法と手続法の理解度を判定する。

上記評価のポイントを参照。

＜テキスト/Textbook ＞

繁田泰宏・佐古田彰　編『ケースブック国際環境法』（東信堂，2020）
山形英郎　編『国際法入門――逆から学ぶ――』第 2 版（法律文化社，2018）

配付物

・第 1〜3 回は，予習すべき著作の該当箇所を事前に指示する。
・第 4 回以降は，必要最少限の判例及び参考文献のコピーを配付する。

＜参考文献/Reference Book ＞

繁田泰宏『フクシマとチェルノブイリにおける国家責任』（東信堂，2013）
松井芳郎『国際環境法の基本原則』（東信堂，2010）
松井芳郎　編『国際環境条約・資料集』（東信堂，2014）
薬師寺公夫・坂元茂樹・浅田正彦 編『ベーシック条約集 2021 年版』（東信堂，2021 年），2021 年 3 月出版予定。
薬師寺公夫他　編『判例国際法』第 3 版（東信堂，2019）
小寺彰・森川幸一・西村弓　編『国際法判例百選』第 2 版（有斐閣，2011）

＜備考/Remarks ＞

Zoom を利用して双方向オンライン授業を行う。但し，授業に関する連絡，資料配付，レポート提出等にはメールを用いる。なお，授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。

水曜日 3 講時

61200365　△国際租税法　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture
International Tax Law

占部　裕典

＜概要/Course Content Summary ＞

国際課税における二つの場面での課税関係（アウトバウンド・トランザクションに対する課税とインバウンド・トランザクションに対する課税）を，実際の取引や投資活動を設定したうえで，どのような手順で課税関係（国内税，租税条約，外国税法の適用）を考えていくのかを示します。そのうえで，具体的なケースを用いて討議を行います。そのうえで，わが国の採用する二重課税の排除方式（直接外国税額控除・みなし税額控除・外国税額損金算入等）や国際租税回避の態様とその規制について説明するとともに，問題点を検討します。
また，国際租税法にかかる重要判例等の動向にも適宜言及します。講義のなかで，具体的なケースや裁判例を受講生全員で議論することもあります。国際租税事案についての紛争解決能力及び具体的な経済活動を行う際のタックス・プランニングの能力を養うことを最終目的とします。
なお，この科目の受講にあたってはできる限り「租税法Ⅰ」を受講していることが望ましい（ただし，受講要件ではありません）。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

国際租税事案についての紛争解決能力及び具体的な経済活動を行う際のタックス・プランニングの能力を養うことを最終目的とします。少なくとも法人税法を中心にした具体的な事案において，課税要件事実を認識したうえで適切な課税関係を導くことができるようにします。
具体的には，下記のような内容についての能力や知識を習得させることをねらいとしています。
(1) 居住地国及び投資先国における課税のための基礎的な概念（居住者と非居住者，内国法人と外国法人，国内源泉所得，ソース・ルール，恒久的施設など）と課税方式（租税条約との関係を含む），二重課税の排除方法（外国税額控除方式を中心に）。
(2) 税負担を最も軽減するためのタックス・プランニング（国際的企業再編・租税回避手法を含む）の進め方（特に，タックス・プランニングにとって重要である），「国際的な租税回避手法に対する法規制」（日本及び先進国のみに限定）に係るケースを検討することにより，わが国の法規制の内容及び外国の法規制との相違。
(3) わが国及び外国との関係における国際的税務訴訟における訴訟手続，審理の進め方等。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	国際租税法の必要性と最近の訴訟の実態（国際租税法（の授業）ではどのような内容を取り扱うか，国境を超えた取引の課税関係を律する法律等とは） 国際的な企業活動，投資活動における国際租税法の知識の必要性を説くとともに，国際租税法の全体像（15 回の授業の内容）を概観します。所得税・法人税が中心となりますが，消費税法，相続税法における国際的な局面についても言及します。また，最近の国際課税にかかる重要判例等を取り上げて国際租税法への興味をかき立ててもらい，いかなる局面で国際租税摩擦が生ずるかなどを議論します。 そのうえで，国際課税のための法源，国内税法と租税条約の関係（ＯＥＣＤモデル租税条約の主な内容など，国際租税法で用いる法令や解釈原理などを説明します。	毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。
第 2 回	居住地課税管轄と源泉課税管轄～全世界所得主義課税と国内源泉所得主義課税 居住者と非居住者の区別～課税所得の範囲，内国法人と外国法人の区別～課税所得の範囲，居住者・内国であることの効果（条約との関係）などを説明します。また，最高裁平成 23 年 2 月 18 日判決，最高裁平成 27 年 7 月 17 日判決等を取り上げます。 国際取引・投資活動と国際税制との関係（国際課税法の解釈と適用）	毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。
第 3 回	インバウンド・トランザクション～国内源泉所得（種類	毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。

	とソース・ルール) 改正前の国内源泉所得とその課税方法について概観します。（1）国内源泉所得とはなにか，（2）ソース・ルールとはなにか，（3）帰属主義とはなにか，を法令に則して解説します。最高裁平成 16 年 6 月 24 日判決, 東京地裁平成 25 年 9 月 6 日判決等にも言及します。	
第 4 回	インバウンド・トランザクション～総合主義から帰属主義への転換 総合主義から帰属主義に法改正された理由を検討したうえで，帰属主義にともなう法改正の概要を解説します。 外国法人に対する課税原則について，いわゆる「総合主義」に基づく従来の国内法を，2010 年改訂後のＯＥＣＤモデル租税条約に沿った「帰属主義」に見直しが行われました。この国際課税における大改正の背景，帰属主義への変更に伴う外国法人への国際課税の枠組みを説明します。	毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。
第 5 回	インバウンド・トランザクション～事業からの所得・恒久的施設と課税の範囲 国内源泉所得の範囲，ＰＥ帰属所得以外の国内源泉所得，ＰＥ帰属所得（恒久的施設の定義を含む），ＰＥ帰属所得の計算，外国法人の国際課税原則の見直しと所得税法への影響をみていきます。 また，恒久的施設のもつ意義及び定義がここでは問題となります。恒久的施設としての代理人・子会社などを取り上げ，恒久的施設の意義を説明します。電子商取引等を取り巻く国際課税問題はここで言及します。	毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。
第 6 回	インバウンド・トランザクション～人的役務の提供からの所得 人的役務の提供を受けた場合の課税関係はどのようになるかを検討します。 人的役務の提供事業の対価，国内法の課税関係（自由職業所得，給与を中心に），租税条約の課税関係，自由職業所得条項のある条約締結国の場合，免税芸能法人等に関する届出等を説明します。	毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。
第 7 回	インバウンド・トランザクション～投資性所得(利子・配当・株式譲渡等の金融商品・使用料等) 非居住者又は外国法人に対する使用料（ロイヤルティ）の取扱い，非居住者又は外国法人に対する利子の取扱いを論じます。特に，所得源泉地のルール（使用地主義，債務者主義）について，租税条約において国内法の規定と異なる規定が置かれている場合等の検討を行います。 非居住者又は外国法人に対する利子の取扱いを論じます。特に，所得源泉地のルール（使用地主義，債務者主義）について，租税条約において国内法の規定と異なる規定が置かれている場合等の検討を行います。	毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。
第 8 回	インバウンド・トランザクション～具体的な事例による計算 具体的な事例を通じて，国内源泉所得に関する法的な論点を総合的に検討するとともに，納付税額の算定を行います。国内源泉所得についての所得の金額の算定と租税債務確定方式と納税方式（申告納税と源泉徴収）についても，これまでの知識を整理します。	毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。
第 9 回	アウトバウンド・トランザクション～所得の金額の算定と申告，国外転出時課税制度，納税手続等，国外財産調書制度，二重課税の排除方式の概観	毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。

内国法人が海外での事業・投資活動により所得を取得した場合，どのようにわが国あるいは外国で課税され，二重課税が発生するかを具体的に論じた後に，わが国の採用する二重課税排除方式（直接外国税額控除。廃止された間接外国税額控除にも言及。みなし税額控除・外国税額損金算入等）を論じます。また，事例に基づいて実際の税額計算を行います。

第 10 回　外国税額控除方法の具体的検討　　毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。

外国税額控除の要件（対象となる外国税額の定義など），控除限度額の計算のしくみ，控除余裕額・超過額の繰越等を具体的な事案（大阪地裁平成 13 年 5 月 18 日判決，大阪高裁平成 14 年 6 月 14 日判決，最高裁平成 17 年 12 月 19 日判決など）を通じて理解するとともに，外国税額控除枠等を利用したタックス・プランニングの可能性についての検討を行います。

第 11 回　(1)外国子会社配当益金不算入制度　　毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。

外国子会社配当益金不算入制度について概説するとともに，導入の意義，関係法令に及ぼす影響，その効果をみていきます。外国子会社配当益金不算入制度の導入と間接外国税額控除の廃止についても検討を行います。

(2)国際的租税回避の手法と Base Erosion Profit Shifting

租税回避の手法を論じます。国際租税回避の多様な態様を具体的に検討します。OECD 租税委員会　BEPS15 の行動計画等，わが国の BEPS への対応を説明します。そのうえで，国際的租税回避行為に対して，先進国がどのような対応を採用しているか（世界の動向）を説明します。わが国の最近の国際租税回避事案にかかる判決を素材に課税庁の対応について議論します。条約漁りの手法や問題はここで説明します。

第 12 回　移転価格税制　　毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。

価格移転操作，移転価格税制の基本的なしくみ，独立企業間価格の具体的な算定方法，棚卸資産以外の独立企業間価格の具体的な算定方法，事前確認制度，相互協議手続，移転価格税制の執行規定について概説します。そのうえで，あわせて移転価格税制における国際税務争訟の審理手続などを概説します。特に，独立当事者間価格の算定にかかる現在の課題を明らかにしたうえで，具体的な事例を通じてその算定方法についての理解を深めます。

第 13 回　タックス・ヘイブン税制　　毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。

企業活動及び投資活動におけるタックス・ヘイブン国の活用方法，タックス・ヘイブン税制のしくみを説明します。現行タックス・ヘイブンの問題と改正動向もあわせて論じます。そのうえで，外国関係会社，特定外国関係会社等，タックス・ヘイブン税制の適用対象となる内国法人等の範囲，課税対象留保金額の計算，経済活動基準などを具体的な事例を通じてさらに理解を深めます。なお，コーポレート・インバージョン規制もここで説明します。

第 14 回　(1) 過少資本税制　　毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。

過少資本に対する規制のアプローチ，過少資本税制の導入と租税条約（独立企業原則条項・差別禁止条項等との関係）を検討した上で，わが国の過少資本税制のしくみを説明します。適用対象法人，国外支配株主等，損金不算入要件及び金額，類似法人の総利付負債・資本金等比率，損金不算入額の取扱いについて，具体的な事例を通

じて理解を深めます。なお, 条約漁り（トリティ・ショッピング）への対応はここで言及します。

（2）国際的な税務訴訟と裁判管轄権

国際税務訴訟における裁判管轄権や準拠法に関する問題，審理手続における国際税務訴訟の固有の問題などを明らかにしながら，その訴訟手続を概説します。わが国とアメリカにおける訴訟手続を修得するために，現実の事件を素材に，訴状・準備書面等を用いながら国際税務訴訟における主張・立証の進め方を検討していきます。

第 15 回　国際課税にかかわる最近の重要判例を概観して，第 1～14 回までのまとめを行う。　毎回のレジュメの冒頭に予習の内容を指示している。

予習の内容

予習は，レジュメにおいて指示していますが，毎回の各テーマに該当するレジュメ部分の講読と具体的な事例に対する解答を作成することです。

標準的な予習時間

1 時間 30 分程度／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%

授業での質疑応答，欠席状況

期末試験　80%

特記事項

期末試験は，択一問題と論述問題（横断的な事例）によります。

＜テキスト/Textbook ＞

テキストは使用しません。受講生は必要に応じて参考文献を参照のこと。
事前にレジュメ（教材）及び判例・関係論文をコピーのうえ配付します。

配付物

15 回分のレジュメ・資料等を一括配付

＜参考文献/Reference Book ＞

増井良啓・宮崎裕子『国際租税法』第 4 版（東京大学出版会，2019）

＜備考/Remarks ＞

（授業実施方法）対面で行う。対面授業が不可能な場合は ZOOM で授業を行う。
（担当教員との連絡手段）原則 DUET で行う。

金曜日 6 講時

61200230　○国際人権法
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture 対面授業/Face-to-face learning
International Human Rights Law

戸田　五郎

＜概要/Course Content Summary ＞

この授業では，まず国際人権法の特徴と歴史を概観した上で，国際人権法における国の義務の性質を検討し，続いて国際人権法の国際的および国内的な実施手続について考察する。国際人権規約など国連の人権文書を主な素材とするが，必要に応じて地域的な人権文書にも言及する。さらに，これを踏まえて日本の裁判所における国際人権法，難民法に関する裁判例を，適宜人権条約実施機関の先例と比較しつつ検討することとするが，その際には（1）日本の国際人権法，難民法に関する裁判例を批判的に読む；（2）日本の裁判実務において国際的な経験をどのように応用することができるかを考える，ということを主たる方針とする予定である。基本的には講義方式と受講者による報告を軸にするとともに，できる限り討論の時間を設けて双方向の授業形態をとりたい。

なお，レポートのテーマなどとの関係で，講義の順序を一部入れ替えることがある。「授業スケジュール」に掲げた事件は一応の案であり，内外の動向に応じ，あるいは受講者の希望に応じて，変更又は補充する場合がある。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

この講義の目的は，法曹実務において国際人権法を活用することができるよう，その前提的な知識を修得することである。国際人権法に関する諸先例を適切に理解することによって，長期的には裁判実務で国際人権法を駆使できる能力を，より身近には国際人権法に関する問題について的確に回答できる能力を身につけることを目標とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	国際人権法の概念 ―国際人権法の前史，国際人権法の成立と展開―	国際法の歴史，条約法等国際法の基本知識を，利用できる教科書等から得ておいてください。
第 2 回	国連憲章に基づく人権保障の枠組 ―普遍的定期審査，特別手続―	国連人権理事会（Human Rights Council）のウェブサイトを閲覧し，その活動の概要をつかんでおいてください。<https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/Pages/Home.aspx>。また日弁連ウェブサイトの国際人権ライブラリー<https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library.html>を閲覧して，普遍的定期審査資料が掲載されていることを確認し，できるだけ目を通しておいてください。
第 3 回	人権条約制度の発展 ―国家報告制度，通報（申立）制度―	条約実施機関のウェブサイト<https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/Pages/TreatyBodies.aspx>を閲覧し，併せて日弁連のウェブサイト国際人権ライブラリーを閲覧して，国連人権条約の主要なものに何があるか，どのような実施機関が設置されているかをできるだけ確認しておいてください。
第 4 回	人権条約の解釈と留保	条約法の基本，特に多数国間条約に対する留保及び条約の解釈規則について入手できる教科書で予習しておいてください。
第 5 回	人権条約の国内的実施 ―人権条約の国内的効力・自動執行性，直接適用と間接適用―	国際法及び憲法の入手できる教科書で条約の国内法上の地位について予習しておいてください。
第 6 回	事例研究① ―拷問・非人道的処遇・品位を傷つける処遇の禁止―	事前に指定する判例（当面，大阪高判平成 6 年 10 月 28 日を予定）を読み込んでおいてください。
第 7 回	事例研究② ―公正な裁判を受ける権利―	事前に指定する判例（当面，徳島地判平成 8 年 3 月 15 日・高松高判平成 9 年 11 月 25 日，東京高判平成 5 年 2 月 3 日・浦和地決平成 6 年 9 月 1 日を予定）を読み込んでおいてください。
第 8 回	事例研究③ ―表現の自由：政治的表現の自由―	事前に指定する判例（当面，最判平成 24 年 12 月 7 日を予定）を読み込んでおいてください。
第 9 回	事例研究④ ―法の下の平等・人種差別の禁止―	事前に指定する判例（当面，最大決平成 25 年 9 月 4 日，札幌地判平成 14 年 11 月 11 日を予定）を読み込んでおいてください。
第 10 回	事例研究⑤	事前に指定する判例（当面，札幌地判平成 9 年 3 月 27

	―マイノリティの権利―	日を予定）を読み込んでおいてください。
第 11 回	事例研究⑥ ―外国人の出入国と在留―	事前に指定する判例（当面，福岡高判平成 6 年 5 月 13 日，名古屋高判平成 30 年 4 月 11 日を予定）を読み込んでおいてください。
第 12 回	事例研究⑦ ―難民認定と「迫害」の要件―	難民条約及び国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）駐日事務所『難民認定基準ハンドブック』を参照し，条約上の難民の要件及び難民が享有すべき権利について確認しておいてください。 事前に指定する判例（当面，名古屋高判平成 28 年 7 月 28 日を予定）を読み込んでおいてください。
第 13 回	事例研究⑧ ―改宗者の難民性－	事前に指定する判例（当面，東京高判令和 2 年 3 月 18 日を予定）を読み込んでおいてください。
第 14 回	事例研究⑨ ―IGBTI の難民性―	事前に指定する判例（当面，大阪高判平成 30 年 6 月 8 日を予定）を読み込んでおいてください。
第 15 回	まとめ（人権訴訟と国際人権法・難民法の役割）	事前に前回までの授業の中身を整理しておいてください。

第 1 回から第 5 回までは担当教員が作成するレジュメに基づいて授業を進めます。第 6 回以降は，事前に指定する関連判例を読み，論点を整理した報告をしてもらいつつ，担当教員が適宜用意する補助資料と併せてディスカッションを行います。受講者と相談の結果，進度や扱う素材について変更する場合があります。予習・復習は可能であれば 3 時間／週程度を目安にしてください。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

中間レポート試験　20%
　第 5 回授業時に課題を発表します。国際人権法の基礎知識を問う問題です。
期末レポート試験・論文　60%
　授業の到達目標に照らして評価します。
クラスへの貢献度　20%
　報告の分担と内容，質問と回答など，授業中の議論の内容で評価します。
中間レポートは第 5 回までの総論が終わった段階で，これまで習得した知識を確認するために行います。
期末レポート試験・論文は，第 6 回以降，事例研究を積み重ねてきた成果を確認することを主な目的として，事例問題の形式をとる予定です。
クラスへの貢献度は，事例の報告や論点の提示，議論の内容で評価したいと思います。

＜参考文献/Reference Book ＞

芹田健太郎・薬師寺公夫・坂元茂樹『ブリッジブック国際人権法』2 版（信山社，2017），国際人権法の初心者向きです
戸波江二・北村泰三・建石真公子・小畑郁・江島晶子　編『ヨーロッパ人権裁判所の判例・ヨーロッパ人権裁判所の判例 II』（信山社，2008，2019），ヨーロッパ人権条約に関する判例書
浅田正彦・酒井啓亘・坂元茂樹・薬師寺公夫　編代『判例国際法』第 3 版（東信堂，2019），国際法の重要判例を人権保障も含めて収録した判例書
坂元茂樹・薬師寺公夫・浅田正彦　編代『ベーシック条約集 2021』2021 年版（東信堂，2021），主要な国際条約・決議・国内法を収録した資料集
坂元茂樹『人権条約の解釈と適用』（信山社，2017），ISBN:978-4-7972-5412-9，人権条約の解釈適用に関する高度な専門書
安藤仁介『実証の国際法学』（信山社，2018 年）II章，元同志社教授の著者が自由権規約委員会の日本選出の最初の委員として委員会の活動の特徴点を指摘した論文をいくつか収録
芹田健太郎ほか編『実証の国際法学の継承』（信山社，2019 年）I章，安藤仁介教授の功績を継承して国際人権法に関する最近の特徴的動向について取り上げた論文を収録
芹田健太郎『国際人権法』（信山社，2018 年）
それぞれの分野に関連した専門書は，必要に応じて授業で示します。条約集は六法と共に持参されることを勧めますが，他の条約集がある場合には必ずしも上記のものをそろえる必要はありません。

＜備考/Remarks ＞

教室で対面授業を行う。講義資料は前日までに e-class で配信する。

授業実施方法一覧に記載の事由があるときは，必要な期間につきオンライン授業を受講することもできます。研究科の定める方法で担当教員及び事務室に申し出てください。

火曜日 5 講時

61200231　　○国際経済法
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture 対面授業/Face-to-face learning
International Economic Law

笠原　宏

＜概要/Course Content Summary ＞

国際取引に関わるルールには様々なものがある。本授業では，ＷＴＯ（世界貿易機関）や関連する国内法制で定められた国際貿易ルールに関する文献や事例の検討を通じ，国際経済に関する公的法秩序の内容や課題を探り，今後の国際経済法秩序のあるべき方向を考える手がかりとする。テーマとしては，ＷＴＯとＦＴＡの関係，基準・認証制度，紛争処理手続，輸入品に対する保護貿易問題（ダンピングとアンチダンピング法，補助金と相殺関税法，衰退産業保護のためのセーフガード，農業問題），サービス貿易協定，直接投資，ＴＲＩＰＳ協定，日本企業の海外展開，グローバル経済体制の今後などを取り上げる。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

ＷＴＯにおける自由貿易原則や関連する諸原則を具体化したルールについての理解を深め，ＷＴＯルールの下での各種貿易問題の取扱いについて十分な説明をできるようにする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	ガイダンス及び総論	
第 2 回	ＷＴＯとＦＴＡの関係	テキスト等の事前通読
第 3 回	物品貿易に関する基本原則	テキスト等の事前通読
第 4 回	グローバル経済体制における原則と例外	テキスト等の事前通読
第 5 回	基準・認証制度（ＳＰＳ／ＴＢＴ）	テキスト等の事前通読
第 6 回	貿易救済措置	テキスト等の事前通読
第 7 回	農業貿易	テキスト等の事前通読
第 8 回	サービス貿易	テキスト等の事前通読
第 9 回	投資・政府調達・知的財産	テキスト等の事前通読
第 10 回	紛争処理手続	テキスト等の事前通読
第 11 回	主要国のＦＴＡ政策	テキスト等の事前通読
第 12 回	開発	テキスト等の事前通読
第 13 回	日本企業の海外展開	テキスト等の事前通読
第 14 回	グローバル経済体制の今後	テキスト等の事前通読
第 15 回	まとめ	

具体的な授業方法，テキスト・参考文献の使い方については，受講者の関心等を踏まえ，変更する可能性がある。
予習の内容
テキストの事前通読。
標準的な予習時間
1～2 時間程度。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%
授業中の質問，発言など。欠席状況
期末レポート試験　80%

＜テキスト/Textbook ＞

小林友彦，飯野文，小寺智史，福永有夏『ＷＴＯ・ＦＴＡ法入門－グローバル経済のルールを学ぶ－』第 2 版（法律文化社，2020），テキストは事前通読しておくこと。テーマや参加者の希望により，個別事例関係資料を参考資料として活用する。

＜参考文献/Reference Book ＞

中川淳司ほか『国際経済法』第 3 版（有斐閣，2019），最近の状況を踏まえた基本書
松下満雄/米谷三以『国際経済法』（東京大学出版会，2015）

＜備考/Remarks ＞

・教室で対面授業を行う。

授業実施方法一覧に記載の事由があるときは, 必要な期間につきオンライン授業を受講することもできます。研究科の定める方法で担当教員及び事務室に申し出てください。

木曜日 5 講時

61200611　△競争法の国際比較　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture

Comparative Analysis of US,EU,and Japanese Antitrust Law

笠原　宏

＜概要/Course Content Summary ＞

経済法の中核である競争法は，現在では世界中の 160 以上の国，地域で制定され，施行されている。そのほとんどすべては，米国型またはＥＵ型に分類されるものであり，最近の 10 数年間，極めて厳正化，強化されてきている。こうした状況において，我が国の独占禁止法も，2005 年，2009 年に大きな法改正を行っているが，米国，ＥＵの競争法の規制水準，グローバル・スタンダードを意識して行われた法改正である。また，企業活動の国際化に伴い，多数の当局が関与する事案（国際カルテル，国際的企業結合，国際的事業展開の中での事業施策）が増加し，運用面での連携も進んでいる。このような中で，我が国の独占禁止法の制度や施行状況を体系的に把握し，将来，対応する能力を身に付けるには，米国やＥＵなどの競争法との比較を通じて，異同点や特徴を分析し，理解することが不可欠である。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

米国，ＥＵの競争法の制度や規制実績との比較法的考察を行うことにより，我が国の独占禁止法の制度や施行状況を体系的に理解できるようになる。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　ガイダンス，授業の概要

第 2 回　競争法の意義と規制対象・区分，経済学の役割を学習し，判例法などのルール形成に与える経済理論の影響について，米国，ＥＵの現状の把握・整理を行う。

第 3 回　カルテル規制の実体規定の内容についての日米 EU の国際比較を行う。

第 4 回　カルテル規制の運用実態を理解するためのカルテルの立証方法について，米国の当然違法原則と合理の原則について学習する。ＥＵの水平的協調行為ガイドラインを学習する。

第 5 回　カルテル規制のエンフォースメントについての国際比較を行う。米国の司法取引の現状，ＥＵの制裁金の運用，和解制度の運用実態を学習する。

第 6 回　企業結合規制の実体規定の国際比較を行う。市場画定，市場支配力認定基準などについて，日米 EU の国際比較を行う。

第 7 回　企業結合規制の手続規定及び問題解消措置の国際比較を行う。具体的には，届出基準，事前相談制度などを学習し，日米 EU の企業結合審査事例についての比較考察を行う。

第 8 回　市場支配的地位の認定，排他的行為（排除行為）の認定基準についての国際比較を行う。日米 EU のガイドラインの比較法考察を行う。

第 9 回　排除行為に該当する取引拒絶行為の不当性認定についての考え方の国際比較を行う。不可欠施設理論，独占の梃子理論，具他的適用事例について，学習し理解する

第 10 回　排除行為に該当する略奪的価格設定行為の不当性認定についての考え方の国際比較を行う。不当廉売，差別対価規制におけるコスト基準の考え方と，具体的適用事例について，学習し理解する。

第 11 回　排除行為に該当する抱合せ取引その他の行為の不当性認定についての考え方の国際比較を行う。具体的適用事例について，学習し理解する。

第 12 回　垂直的取引制限についての国際比較を行う。再販売価格維持規制などのブランド内価格競争制限行為の不当性，具体的適用事例について学習し理解する。

第 13 回　垂直的取引制限のうち，テリトリー制，販売先制限，販売方法制限などのブランド内非価格競争制限行為の不当性，具体的適用事例について，国際比較を行い，学習し理解する。

第 14 回　欺瞞的顧客誘引，優越的地位濫用規制などについての国際比較を行う。我が国特有の規定と言われる優越的地位濫用規制については，アジア，フランスやドイツなどの規制との比較法考察を行う。

第 15 回　まとめ，14 回までの国際比較を踏まえての我が国独占禁止法制の将来展望を行う。

<u>具体的な授業内容については，受講者と相談の上，変更する場合がある。</u>

予習の内容

教科書の該当部分の事前通読

標準的な予習時間

週に 2 時間程度

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点(クラス参加，グループ作業の成果，欠席状況等)　30%
期末レポート試験・論文　70%

＜テキスト/Textbook ＞

滝川敏明『日米ＥＵの独禁法と競争政策』第 4 版（青林書院，2010）
使用テキストの具体的扱いについては，授業冒頭で説明する。

＜参考文献/Reference Book ＞

宮川裕光『米国・ＥＵ・中国競争法比較ガイドブック』（中央経済社，2010）
資料・文献の扱いについては，授業冒頭で説明する。

＜備考/Remarks ＞

教室で対面授業を行う。

金曜日 5 講時

61200612　〇国際民事紛争処理の実務
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture 対面授業/Face-to-face learning
Practice of International Dispute Resolution in Civil Matters
宮武　雅子　JAMES CLAXTON

＜概要/Course Content Summary ＞

This course provides students with an understanding of how negotiation, mediation, and arbitration are used to resolve in international civil disputes. The class format comprises short lectures, interactive discussions, and role-play exercises divided into three thematic parts.

In the negotiation part, we will consider how people communicate to reach agreement even where their interests are different. We will identify and practice techniques for better communication and also discuss foundational topics including positional bargaining, mutual gains, and power imbalances.

In the mediation part, a lecturer introduces principles of mediation, mediation process and the skills and techniques used for mediation.

In the arbitration part, we will consider how international commercial disputes can be resolved outside of court by private arbitrators acting as “judges.” We will discuss the advantages of this system of dispute resolution and explore the roles of parties, lawyers, and arbitrators acting in arbitrations through exercises and case studies.

The content of this course is of general relevance and application. The techniques that we examine are valuable for conflict resolution professionals but also for those seeking to improve their communication skills and their ability to identify and advance their interests.

＜到達目標/Goals,Aims ＞

1)By the end of the course, students will have a practical and realistic understanding of the nature of conflict and the ways that people respond to conflict.
2)Students will build skills and strategies to manage and resolve disputes in any context.
3)Student will gain specific insight into the strengths and weaknesses of negotiation, mediation, and arbitration as means of resolving cross-border business disputes.
4)Students have the opportunity to learn and practice negotiation, mediation, and arbitration techniques that may influence the ways they manage disputes in the future and possibly impact their career choices.

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回 Apr.9	Introduction: The nature of conflict, overview of dispute of resolution (ADR), and features of ADR including its strength and weakness.	配布資料の予習・復習
第 2 回 Apr.16	Arbitration: Overview of Principles and Practice	配布資料の予習・復習
第 3 回 Apr.23	Arbitration: Arbitrators	配布資料の予習・復習
第 4 回 Apr.30	Arbitration: Evidence and Persuasion	配布資料の予習・復習
第 5 回 May 7	Arbitration: Guest Lecturer from Japan International Dispute Resolution Center (JIDRC)	配布資料の予習・復習
第 6 回 May 14	Negotiation: Overview of Principles and Techniques	配布資料の予習・復習
第 7 回 May 21	Negotiation: Roleplay Exercise	配布資料の予習・復習
第 8 回 May 28	Negotiation: Roleplay Exercise	配布資料の予習・復習
第 9 回 Jun.4	Negotiation: Roleplay Exercise	配布資料の予習・復習
第 10 回 Jun.11	Mediation: Overview of Mediation Principles, Approaches, Mediation Procedures and Historical Background in US and Japan.	配布資料の予習・復習
第 11 回 Jun.18	Mediation: Mediation Core Skills (Part 1)	配布資料の予習・復習
第 12 回 Jun.25	Mediation: Roleplaying Simulation I	配布資料の予習・復習
第 13 回 Jul.2	Mediation: Mediation Core Skills (Part 2)	配布資料の予習・復習
第 14 回 Jul.9	Mediation: Roleplaying Simulation II	配布資料の予習・復習
第 15 回 Jul.16	Mediation: Mediation Core Skills (Part3)	配布資料の予習・復習

標準的な予習時間
One or two hours per week.
Students shall read all scripts written in English given prior to some of the classes of Negotiation and Mediation when roleplaying simulations are planned to be performed in class.

Students need to practice mediation skills set in every day life you will learn in this course.

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点(クラス参加，グループ作業の成果等)　30%
　Participation in class discussion and role-play as well as the subsequent discussion will count for 30% of the final grade.
期末レポート試験・論文　70%
　Term paper will count for 70% of the final grade.

＜テキスト/Textbook ＞

There is no comprehensive textbook for this course. Electronic copies of reference materials, including excerpts from textbooks, will be provided.

＜参考文献/Reference Book ＞

Electronic copies of reference materials will be provided.

＜備考/Remarks ＞

This course will be held face-to-face and/or online to to prevent the viral infection, depending on the situation of the coronavirus.

土曜日 4 講時　土曜日 5 講時

61200613　〇ビジネス法務調査とプレゼンテーション
1 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar ネット配信授業/Online(e-learning)
Business Legal Research and Presentation

児島　幸良

＜概要/Course Content Summary ＞

ビジネス法務において求められる調査とプレゼンテーションの基礎と応用に関する授業を通じて，最新のビジネス法務上の問題につき，一目瞭然な形式と必要十分な内容を兼ね備えたレポートを期限までに作成する能力と，それをレジュメとして用いて短時間で簡にして要を得たプレゼンテーションを行なう能力を涵養する。あわせて，ビジネス法務における法律実務家の様々な役割について理解する。

異なるスタイルのプレゼンテーションに接し，また，ビジネス法務における法律実務家の様々な役割についてより深く理解することができるように，授業全体を通じてゲストスピーカーを招聘する予定。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

「授業内容」記載の各項目について理解・修得し，上記「概要」記載の成果を得ることである。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 週	データベースその他各種情報源を使用したビジネス法務調査 ゲスト：上田茂斉（ウエストロージャパン株式会社） ・データベースその他各種情報源を使用したビジネス法務における調査の方法についてのゲストと教員による説明の後，各種情報源の長所短所と使い分け方，調査の効率化に有益な工夫等についてディスカッションを行う。	約 1 時間
第 2 週	事業会社における効率的なリサーチ，簡明なレポート，効果的なプレゼンテーション	約 1 時間
第 3 週	金融機関における効率的なリサーチ，簡明なレポート，効果的なプレゼンテーション	約 1 時間
第 4 週	受講生のレポートとプレゼンテーションの審査と採点講評	約 5〜10 時間

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

期末試験　20%
正確性・網羅性・迅速性の三点をどの程度鼎立できているか，内容及び形式がどのくらい一目瞭然な読みやすいメリハリのついたものとなっているかを中心に総合評価して採点する。

プレゼンテーションの評価　20%
短時間で簡潔にして要を得た理解しやすいプレゼンテーションとなっているかを中心に総合評価して採点する。

平常点　60%
欠席状況，授業での発言内容を評価。

期末試験：最終レポートが一目瞭然か，正確か，網羅的かがポイント
プレゼンテーション：わかりやすいか，レジュメと口頭説明の連携が適切か，制限時間を守っているかがポイント

＜テキスト/Textbook ＞

資料等は授業中に指定等する。

＜備考/Remarks ＞

・ゲストは調整中のため未確定であり，変更や入れ替えの可能性がある。
・Teams 又は Zoom を利用して双方向オンライン授業を行う。授業に関する連絡，資料配付，レポート提出等も Teams 又は Zoom を使用して行う予定。なお，授業時は，通信回線の容量制限その他の特段の理由のない限りカメラ機能をオンにして出席すること。

火曜日 5 講時

61200614　　△ブロックチェーン・暗号資産法

2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture

Blockchain and Cryptoassets Law

高橋　宏司

＜概要/Course Content Summary ＞

本科目では，暗号資産(仮想通貨)およびブロックチェーン(分散台帳)に関する法的諸問題を検討します。

仮想通貨の元祖ビットコインは，約 10 年前に誕生しました。その開発のために考案されたのがブロックチェーン技術(分散台帳技術)です。この技術は画期的で，特定の第三者を介在させることなく，オンライン上で価値を移転することを史上初めて可能にしました。その社会的意義は大きく，「インターネット以来の革命」との呼び声もあります。実際に，様々な社会需要に対応するために，様々な仕様のブロックチェーンが開発され，様々な応用が試みられています。

新しい社会事象が起こると，新しい法律問題も生まれます。仮想通貨取引所のハッキング，ブロックチェーンを使った資金調達(ICO)，Facebook の提案したリブラ(ディエム)，中央銀行デジタル通貨などについて，ニュースで接したことがあるかもしれません。ブロックチェーンの用途は多岐にわたり，そこから派生する法律問題も，既に社会的に話題となっているものから，今後重要性を増すと考えられるものに至るまで多様です。本科目では，幅広い法分野を通観することによって，暗号資産とブロックチェーンの分野横断的な法的意義をあぶり出したいと思っています。

最先端のテーマですが，漠然とした興味があるだけでも結構ですので，気後れすることなく受講してください。ブロックチェーンの技術面については，法律論に必要な限りで理解すれば十分ですし，授業では，できるだけ易しい説明を心がけます。個々の法分野についても，受講生の皆さんに前提知識を求めず，基本的な法理と解釈を紹介するところから始めます。その上で，暗号資産とブロックチェーンとの関係で，問題の所在を明らかにし，解釈論や立法論をお示しします。多くの論点において議論が未成熟ですので，受講生の皆さんが抱く素朴な疑問を大切にし，一緒に考察を深めたいと願っています。

実務法曹には，新規の法務需要を開拓する姿勢と能力が求められている時代です。「インターネット以来の革命」からは大きな法務需要が生まれる可能性があり，学業期間中にその全体像を俯瞰しておくのは有意義であると思われます。

本科目は，株式会社 bitFlyer Holdings の寄付講座ですので，同社からのゲストスピーカーにお話しいただく機会を設けます。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

法的な観点から，暗号資産とブロックチェーンの意義を把握する。
幅広い法分野を通観し，分野横断的な視点を持つ能力を身に付ける。
新規の法務需要を鋭敏に察知し，開拓する姿勢を身に付ける。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	暗号資産とブロックチェーンの技術的基礎と社会的意義	事前配布資料の通読
第 2 回	通貨法上の問題	同上
第 3 回	物権法上の問題	同上
第 4 回	債権法上の問題	同上
第 5 回	カストディ規制	同上
第 6 回	証券規制(1)	同上
第 7 回	証券規制(2)	同上
第 8 回	(民商法上の)有価証券法上の問題	同上
第 9 回	資金洗浄・テロ資金供与対策法上の問題	同上
第 10 回	各種トークン取引の規制	同上
第 11 回	規制とイノベーション	同上
第 12 回	国際私法上の問題	同上
第 13 回	執行法・倒産法上の問題	同上
第 14 回	情報法上の問題・税法上の問題	同上
第 15 回	分野横断的な総括	同上

受講者の関心等に応じ，適宜，授業計画を変更する可能性があります。また，上記の各内容の軽重は均一でないため，実施回と内容の対応関係は変わる可能性があります。
標準的な予習時間は，1 時間程度/週です。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　30%
欠席状況，質疑応答
期末レポート試験　70%
ブロックチェーンや暗号資産に関する法律問題の中から，各学生が任意のテーマを選び，下記参考文献，雑誌記事，オンライン情報等を参考資料として，レポートを作成する。
情報収集力，論理的思考力，構成力を評価する。
希望者がいれば，授業内で，10 分程度のプレゼンテーションを行う機会を設ける。

＜テキスト/Textbook ＞

テキストは指定せず，レジュメを随時配布する。

＜参考文献/Reference Book ＞

杉井靖典『いちばんやさしいブロックチェーンの教本－人気講師が教えるビットコインを支える仕組み－』（インプレス，2017）
河合健『Q&A 実務家のための暗号資産入門－法務・会計・税務－』（2020），ISBN:4788288052
有吉尚哉ほか　編著『FinTech ビジネスと法 25 講－黎明期の今とこれから－』（商事法務，2016）172-209
片岡 義広＝森下 国彦　編『Fintech 法務ガイド』第 2 版（商事法務，2018）
久保田隆　編『ブロックチェーンをめぐる実務・政策と法』（中央経済社，2018）
佐藤則夫　監修『逐条解説　2016 年銀行法，資金決済法等改正』（商事法務，2017）
小森卓郎,岡田大,井上俊剛　監修『逐条解説 2019 年資金決済法等改正』（2020），ISBN:4785727713
増島雅和・堀天子『暗号資産の法律』（2020），ISBN:9784502352119
本柳祐介『STO の法務と実務 Q&A』（2020），ISBN:4785727888
河合健,高松志直,田中貴一,三宅章仁『暗号資産・デジタル証券法』（2020），ISBN:4785728035
プリマヴェラ・デ・フィリッピ,アーロン・ライト『ブロックチェーンと法－〈暗号の法〉がもたらすコードの支配－』（2020），ISBN:978-4-335-35815-9
小笠原匡隆『ブロックチェーンビジネスと ICO のフィジビリティスタディ』（2018），ISBN:9784785726744
北浜法律事務所編『バーチャルマネーの法務 : 電子マネー・ポイント・仮想通貨を中心に』（2018），ISBN:9784865562453
畠山久志『仮想通貨法の仕組みと実務 : 逐条解説/自主規制団体・海外法制/会計・監査・税務』（2018），ISBN:9784817845184

＜参照 URL/URL ＞

https://cryptocurrencylaw.blogspot.com/　　Blockchain, Cryptocurrency, Crypto-asset and the Law（これは，私 [本科目担当者] のブログです。ほとんど英語で書いていますが，授業は日本語で行います。）

＜備考/Remarks ＞

Zoom による双方向オンライン授業または(感染状況が許せば)教室での対面授業を行う。対面授業を行う場合, Zoom でのオンライン出席も認める。各回の講義資料は，前の週までに e-class で配信する。

土曜日 3 講時

61201315-015　　△応用ゼミ（展開・先端Ⅱ）-15（社内弁護士実務の現状と課題）

1 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar

Advanced/Developmental Practicum (seminar)-15 （Special seminar on current status and issues of in-haus lawyers）

河野　昇一

＜概要/Course Content Summary ＞

近年急速に増加している社内弁護士の実務の現状やその課題について，実際に企業において活躍されている社内弁護士の方々に講義していただきテーマ・場面毎に取り上げていきます。
社内弁護士の役割，実際について現実的に進めていきます。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

司法修習後の進路選択の際に有効な知識・情報として活かせることができる。
実社会における貢献について考えることができる。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第１回　社内弁護士と企業法務
第２回　契約書ａ（取引基本契約，ＮＤＡ，個人情報保護）
第３回　契約書ｂ（業務委託契約，共同開発契約，他）
第４回　コンプライアンス関連
第５回　社内啓蒙，社内研修（リーガルマインドの涵養）・社内情報発信・法律相談
第６回　株主総会・ＩＲ及びコーポレートガバナンス関連
第７回　独禁法・下請法等の関連業務
第８回　クレーム対応や緊急事態対応

労働法関連（働き方改革）や知的財産権関連なども加える可能性がある

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点(欠席状況，クラス参加，グループ作業の成果等)　30%
期末レポート試験・論文　70%

＜備考/Remarks ＞

教室で対面授業を行う。講義資料は前日までに e-class で配信する。

火曜日 1 講時

61201316-016　　〇応用ゼミ（展開・先端Ⅱ）-16（法律事務所経営論）
1 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar ネット配信授業/Online(e-learning)
Advanced/Developmental Practicum (seminar)-16 （Management Skill Study of Law Firms）
藤本　一郎

＜概要/Course Content Summary ＞

※本講は，「演習」で分類されるが，講義と演習の中間的な位置づけになると思われる。学生の興味関心と水準に合わせて，講義と演習のいずれに近づけるか，変えていくことになると思われるので，念のため付言する。
※この科目は 1 単位（8 回）で実施するものである。

司法試験合格者の大半は，弁護士となるが，弁護士生活を仮に 35 年とする場合，「雇われ」であるアソシエイト（居候弁護士＝イソベン）の期間は，一般に 5 年程度であり，残りの 30 年は，法律事務所の経営者となるのが一般的である。

しかるに，殆どの法科大学院において，「どのように法律事務所が経営されているのか？」を学習する機会があると聞いたことがない。いくら法的な能力が高くても，法律事務所の経営者に向いているとは限らないのに，その備えすらせずに司法試験を受けるのは，間違っているように思う。

本講では，主として 3 つの視点（業務遂行能力，顧客獲得能力及び経営能力）から，経営者弁護士に必要な最低限の知識と思考能力を獲得できるように取り組む。

なお，昨年（2020 年度）はゲストスピーカー 1 名（早稲田コモンズの代表である河﨑弁護士）を招聘したが，同様に少なくとも 1 名は別の弁護士を招聘し，講師の個人的経験に偏るようなことも防ぎたい。

また，下記の授業計画は，学生の要望と実際の状況を踏まえて，変える可能性があることはご了解いただきたい。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

・法律事務所の経営者になるために最低限必要な知識と態度を養う。
・学生自らが，法律事務所の経営者になるべきか否かを判断できるだけの知識を習得できるようにする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	【本講で学ぶこと 1 ：総論として～法律事務所の在り方～】 まず，法律事務所の在り方（どんな法律事務所が存在するのか？）について，我が国に限定せずに学ぶ。 例えばイギリスでは，生協（COOP）が法律事務所を経営している。中国には，既に弁護士数が 5000 名を越え，世界の主要都市にオフィスを構える法律事務所グループが少なくとも 2 つ存在している。法形式としても，株式会社，PC（専門職法人），LLP（有限責任事業組合）等の形式で存在している場合もある。 他方，我が国でも，1 人事務所，伝統的な国内系の大規模事務所（弁護士数数百名），近時急拡大している消費者向けの大規模事務所，税務や知財を売りとする事務所など，様々な事務所形式が存在している。 そういった弁護士事務所の在り方を学ぶことが，経営の前提として必要である。この際，弁護士法上の規制や，世界の潮流を意識するであろう。	なし
第 2 回	【本講で学ぶこと 2 ：弁護士に求められる能力：業務遂行能力と顧客獲得能力について（1）概論】 次に，弁護士事務所の主要構成要素である弁護士として，一般にどのような能力が要求されているのかを学	（授業後，次回までの間）本講で学んだ業務遂行能力と顧客獲得能力を獲得・向上させるための計画を，現役の弁護士にグループでインタビューし，レポート形式で提出する。

	ぶ。端的に言えば，業務遂行能力と顧客獲得能力ということになるのであるが，法科大学院の通常の授業は前者に焦点をあてるが，本講では，前者のみならず後者にも焦点をあてる。 各弁護士がどのように業務遂行能力と顧客獲得能力を獲得・向上しているのかについて，一般的に言われる手法を紹介し，検討を行う。	
第 3 回	【本講で学ぶこと２：弁護士に求められる能力：業務遂行能力と顧客獲得能力について（２）議論・検討】 前回を踏まえ，各学生（多い場合には，そのうち選抜で）に発表して貰い，これをヒントとして，どのような業務遂行能力と顧客獲得能力の向上策があるのかを更に議論・批評する。	（授業後，次回までの間）本講で更に深めた業務遂行能力と顧客獲得能力を獲得・向上させるための諸手段を前提として，又はそれ以外も含めて，自らが弁護士になると仮定して，自らの育成計画をレポート形式で提出する。
第 4 回	【本講で学ぶこと３：経営者弁護士に求められる能力：経営能力について（１）概論】 １．最初に，提出されたレポートの批評を行った上で，経営能力の問題に移る。 ２．個々の弁護士に顧客が存在するというだけで弁護士事務所が経営できるものではない。 法律事務所の経営には，事務所としての業務遂行能力の維持・向上のために， （１）人材の採用（弁護士と事務員） （２）技術承継・組織化・効率化 （３）資金繰りと経費の削減 （４）経理の充実，税金の把握 などが必要であり，また，事務所としての顧客獲得能力の維持・向上のために， （５）報酬の取り方とルール （６）宣伝広告（ブランディングを含む） などが必要であるほか，事務所を共同経営する場合であれば， （７）経営者（パートナー）同士の収益分配 が必要となる。 これら経営者弁護士に必要なことの概要を学ぶ。	なし
第 5 回	【本講で学ぶこと３：経営者弁護士に求められる能力：経営能力について（２）パートナー制度と法人社員制度について】 前講で学んだ概論を踏まえ，特に収益配分ルール（パートナー制度）について深く検討する。世の中で「パートナー」と呼ばれるものにも，様々な種類があることに気づくであろう。 また，弁護士法人制度を採用した場合の「社員」の制約についての理解は，我が国における法律事務所の共同経営においては不可欠であろうから，これについても併せて学習する。	（授業後，次回までの間）グループで仮想の法律事務所を設立すると想定して，本講までに学んだことを基礎として，パートナー契約書を起案し，レポートとして提出する。
第 6 回	【本講で学ぶこと３：経営者弁護士に求められる能力：経営能力について（３）報酬体系について】 １．最初に，提出されたレポートの批評と検討を行う。 ２．次に，第４回で学んだ概論を踏まえ，法律事務所として，顧客に対し，どのような報酬をどのようなルールに基づき得るのが良いかについて，検討する。 一般に弁護士報酬には，	なし

	（１）顧問料など，業務内容と直接は関係しない形で，期間に応じて定額で徴収するもの （２）着手金，成功報酬金など，原則として業務の経済的利益に応じて（比例して）徴収するもの （３）タイムチャージなど，原則として弁護士の所要時間に応じて（比例して）徴収するもの （４）（２）や（３）を基礎とした案件ごとの固定報酬方式 が存在する。 　実務において，これらがどのように使い分けられているか，その長所短所について検討し，顧客から見ても，事務所から見ても納得のいく，あるべき報酬体系は何なのかを検討する。	
第 7 回	ゲストスピーカー１に法律事務所経営に関する体験談や留意点を話して貰う予定。	なし
第 8 回	ゲストスピーカー２に法律事務所経営に関する体験談や留意点を話して貰う予定であるが，実現しない場合は，総括的授業を行う。	授業後，自らが法律事務所の経営者になる場合に重視したい点についてレポート形式で起案し提出して貰う（最後のレポートは授業の進展に応じてテーマが変わる可能性もある。）。

演習に位置づけられるが，講義を中心とする。しかし，学生主体の調査・レポートを４回程度実施して貰うつもりである。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点(欠席状況，クラス参加，グループ作業の成果等)　30%
小レポート　70%
　グループによる場合，個人による場合がある。
授業に際して発表される課題に対して，各学生がグループ又は個人でレポート作成を行う。その調査をレポートで発表して貰うため，そのレポートが評価の中心となる。また，別途学生の参加態様を評価する。

＜備考/Remarks ＞

・基本的には，双方向オンライン（Zoom）
・人数・環境的に安全性を学生と教師の双方が納得する場合は，対面
・資料は，Duet 経由のメールで送付する。

土曜日 1 講時

61201317-017　　〇応用ゼミ（展開・先端Ⅱ）-17（消費者法・消費者行政の現状と課題）
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture ネット配信授業/Online(e-learning)
Advanced/Developmental Practicum (seminar)-17 （Current Status and Issues on Consumer Law and Policy ）

松本　恒雄

＜概要/Course Content Summary ＞

消費者法は様々な法が織りなす複合領域であるが，中心は消費者個人による権利行使を可能とする民法や民事訴訟法と行政による法執行にかかわる行政法であり，それぞれに多数の特別法が存在する。民法の特別法である消費者契約法や行政規制の特別法である景品表示法は，あらゆる消費者取引の類型・対象に適用されるが，特別法の多くは，特定の業界を所管する行政官庁によって特定の取引類型・取引対象にのみ適用される。行政規制の中に民事ルールが加えられる例も増えてきている。
本応用ゼミでは，民法や行政法についての基礎的知識と関係する特別法についての理解の上に立って，消費者法・消費者行政の現状及び直面している諸課題について考え，ひるがえって基本法の素養を豊かにすることをも目指す。
授業は，まとまった知識のレクチャーと相談事例をもとにした参加者による討論，質疑を交えて行う。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

民法と行政法の基礎知識を土台に，消費者問題に適用される特別法の内容や関連判例に関する知識を習得し，新たな消費者問題に対しても主体的・批判的・創造的な対応を可能とする応用的思考力と説得力を身につけることを目標とする。消費者としてのみならず，実務法律家，行政，企業においても使える知識・技能を修得することを目指す。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
1	消費者問題の歴史から振り返る	授業内容に関する２～３時間程度の予習および復習
2	民法と消費者法における「人」像	同上
3	不当な契約条項と定型約款	同上
4	製品・食品の安全と製造物責任	同上
5	広告・表示と表示規制関係法	同上
6	消費者ローン・多重債務とクレジット販売	同上
7	個人保証人の保護	同上
8	自然災害・コロナ禍と消費生活	同上
9	特殊な販売形態（特定商取引法）	同上
１０	投資取引と金融サービス	同上
１１	不動産取引	同上
１２	デジタル・コンテンツと個人データ	同上
１３	デジタル・プラットフォームの役割と課題	同上
１４	行政と消費者団体による法執行	同上
１５	事業者の社会的責任と消費者の社会的責任	同上

受講者と相談のうえ，授業計画を変更することがある。
行政法規の条文は長く，複雑なことが多いが，参考文献や所管官庁の HP 上の解説とも照らし合わせながら，読んでみて理解するように努めること。消費者法判例百選から関係する判例をピックアップして読んでおくと，基本法の理解も深まる。法律の学習にとっては，予習で概要を把握し，復習で知識を定着させることが重要。疑問点は，授業時間内や授業外でどんどん質問すること。それによって，質問者以外の理解も深まる。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点(欠席状況，クラス参加，グループ作業の成果等)　30%
授業における発言内容および議論参加，欠席状況
期末レポート試験・論文　70%
授業の内容の理解および問題把握の鋭さや適切性，論旨の説得力

＜テキスト/Textbook ＞

特定のテキストは使用しないが，下記の参考文献から各回のテーマに関連する該当個所を捜して，あらかじめ学習しておくとともに，事後的に復習すること。

＜参考文献/Reference Book ＞

日本弁護士連合会編『消費者法講義』第５版（日本評論社，2018），ISBN:978-4-535-52313-5，概説書
中田邦博・鹿野菜穂子編『基本講義　消費者法』第４版（日本評論社，2020），ISBN:978-4-535-52457-6，概説書
甲斐道太郎・松本恒雄・木村達也編集代表『消費者六法』2021 年版（民事法研究会，2021），法令集
河上正二・沖野眞己編『消費者法判例百選』第２版（有斐閣，2020），ISBN:978-4-641-11549-1，判例解説
松本恒雄・後藤巻則編『消費者法判例インデックス』（商事法務，2017），ISBN:978-4-7857-2491-7，判例解説
河上正二『遠隔講義　消費者法 2020』（信山社，2020），ISBN:978-4-7972-6915-4，上級者向け
日本弁護士連合会編『改正民法と消費者関連法の実務』（民事法研究会，2020），ISBN:978-4-86556-361-0，上級者向け
　最新の法令については，総務省法令データ検索システム「e-GOV 法令検索」（https://elaws.e-gov.go.jp/）で未施行のものも調べることができる。
　取引のデジタル化に伴う各種論点について，民法をはじめとする関係法令がどのように適用されるかの解釈指針を示すものとして，経済産業省『電子商取引及び情報財取引等に関する準則（令和 2 年版）』（https://www.meti.go.jp/press/2020/08/20200828001/20200828001.html）
　最近の判例の解説は，国民生活センター消費者判例情報評価委員会『暮らしの判例』（http://www.kokusen.go.jp/wko/data/bn-hhanrei.html）で見ることができる。

＜備考/Remarks ＞

授業は，双方向オンラインで行う。

水曜日 3 講時

61200451　〇アメリカン・リーガルシステム
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture ネット配信授業/Online(e-learning)
American Legal System

COLIN P.A. JONES

＜概要/Course Content Summary ＞

厳密にいえば，「アメリカ法」というものは存在しない。アメリカの法制度は連邦（国）の法律と，共通点が多いが州によって若干異なる州法の組み合わせで，いずれもイギリスのコモン･ローに深く根付き，合衆国憲法によって統合されている。日本は憲法をはじめ，アメリカから多くの要素を取り入れていることもあり，日米の法制度の相違点の基礎知識は 21 世紀のグローバルな法律家にとって不可欠である。この授業は，日本との比較をしながら，以下の項目を取り上げることにより，その基礎知識が身につくことを目的としている。なお，進行状況，受講生の関心およびゲストレクチャーの有無により授業計画を変更する場合がある。

パンデミックの関係でこの授業は終始　Ｚｏｏｍで時間割上の所定の時間で実施する見込み。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

①アメリカの憲法体制の基礎理解
②連邦制度における連邦と州の立法・司法の「役割分担」の基礎理解
③アメリカの法曹養成の基礎理解
④アメリカの裁判官と陪審制度の基礎理解
⑤アメリカの司法手続きの基礎理解
⑥アメリカの法制度の歴史的背景（イギリス・奴隷制度）の基礎理解
⑦アメリカ法に関するキーフレーズとなる英文用語の理解
⑧アメリカと英コモン・ローの関係

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	概要，アメリカ法とイギリス法のルーツ コモン･ローと衡平法の違い，イギリスの憲法とアメリカの憲法。	配布資料等による予習
第 2 回	合衆国憲法の概要　－　連邦制度の意義	配布資料等による予習
第 3 回	合衆国憲法　－　連邦政府の立法権	配布資料等による予習
第 4 回	大統領の選任方法と権限，問題点	配布資料等による予習
第 5 回	州法と州政府	配布資料等による予習
第 6 回	連邦裁判制度と州裁判制度	配布資料等による予習
第 7 回	法曹養成　－　アメリカのロースクール制度	配布資料等による予習
第 8 回	アメリカンロイヤーの生態	配布資料等による予習
第 9 回	陪審制度（民事と刑事）	配布資料等による予習
第 10 回	続・陪審制度（民事と刑事）	配布資料等による予習
第 11 回	権利章典と人権	配布資料等による予習
第 12 回	アメリカの社会問題を”アメリカ法らしく”検証する	配布資料等による予習
第 13 回	アメリカの社会問題を”アメリカ法らしく”検証する	配布資料等による予習
第 14 回	ビジネス関連の米法入門	配布資料等による予習，質問等の提出
第 15 回	まとめ，質問，レビュー	配布資料等による予習

予習の内容
教材（憲法（訳文）を含む）を読む。多少の英文資料も使用する予定。

標準的な予習時間
1～2 時間／週

教員の出張の関係で，1，2 回　休講・補講を行う可能性がある。

パンデミックの関係でこの授業は終始　Ｚｏｏｍで時間割上の所定の時間で実施する見込み。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

期末試験　80%

授業参加（提出物を含む）　20%

（1）積極的に授業に参加しているかどうか，（2）途中から授業内容について質問書を提出していただく。1－2 回に質問状などの提出ももとめる。居眠り・露骨な内職等はマイナス評価につながる。

主に期末試験をして成績評価をする。

＜テキスト/Textbook ＞

米政府『米国司法制度の概説』，オンラインにて閲覧できる。英語バージョンもある。

https://americancenterjapan.com/wp/wp-content/uploads/2015/11/wwwf-outline-legal.pdf

テキストのほかに，適宜配布教材も使う。

配付物

必要に応じて配付する

＜参考文献/Reference Book ＞

田中英夫『英米法総論　上・下』（東京大学出版会），（どうしても，という方にだけ）
『Basic 英米法辞典』（東京大学出版会）
『アメリカ法判例百選－別冊ジュリスト No. 213－』（有斐閣，2012）
藤倉皓一郎・小杉丈夫　編『衆議のかたち－アメリカ連邦最高裁判所判例研究－』（東京大学出版会，2007）
Colin P.A. Jones『手ごわい頭脳―アメリカン弁護士の思考法』（新潮新書，2008）
阿川尚之『憲法で読むアメリカ史（全）』（筑摩書房，2013）
などが有用である

＜参照 URL/URL ＞

https://americancenterjapan.com/aboutusa/translations/3162/　　米国の統治の仕組み – 連邦政府
https://americancenterjapan.com/aboutusa/laws/2566/　　合衆国憲法
https://americancenterjapan.com/aboutusa/laws/2569/　　合衆国憲法の修正条項

＜備考/Remarks ＞

講義の随所での質問，コメント，討論を歓迎する。教員の出張のため，数回程度，休講・補講が行われる可能性がある。

授業形態：上記のとおり，Ｚｏｏｍ等による双方向オンライン

水曜日 6 講時

61200465　　△アメリカ契約法・英文契約実務

2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture

American Contract Law and Practice

COLIN P.A. JONES

＜概要/Course Content Summary ＞

この授業はアメリカ式（英文）の契約書実務とアメリカ契約法の特徴を中心とする。講義は英語で行いますが，必要に応じてディスカッションは日本語で行うことができます。それでも高度な英語力が必要です。主な教材（契約書のサンプルなど）は英文となり，相当な英文解読力が必要です。詳細については以下の英語概要を参照してください。

Although this course will focus on practical training in US-style contract documentation (in English), it will start with an introduction to the US legal system in general and some of the unique characteristics of American contract law (consideration, for example). We will discuss how these characteristics, together with aspects of the US case-law system and statutory regimes such as the Uniform Commercial Code affect the drafting of American contracts. This class is intended to provide students with a basic familiarity with US contract documentation and some common contract provisions, as well as some practical English contract drafting skills.

Lectures will be given in English, though discussions may be in Japanese if necessary (a high level of English will be required).Because actual English language contract provisions will be used without translation, students will need to have a high level of English reading comprehension in order to succeed. Questions and discussions by students may be in Japanese if necessary.

Each week students will be required to translate select contract provisions into Japanese. Students will NOT be graded on the accuracy of their translations, but failure to do this homework will make it difficult to follow lectures and students will be graded accordingly.

This class is also open to auditors from legal professions and corporate legal departments.

Due to pandemic situation this class is expected to be conducted entirely by Zoom at the scheduled time. パンデミックの関係でこの授業は終始　Ｚｏｏｍで時間割上の所定の時間で実施する見込み。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

（1）アメリカ契約法の特徴（Consideration, statute of frauds, parol evidence rule 等）の基礎に対する理解の取得
（2）英文契約書によく使われる条文・文言に対する基礎知識及び同条文の作成・交渉に当たる注意事項に対する理解の取得
（3）英文契約書に使用される英語に対する理解度の向上

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	Historical roots of the common law, introduction to the American legal system	background reading (in Japanese) + translation exercise
第 2 回	Introduction to the American legal system continued	background reading (in Japanese) + translation exercise
第 3 回	The Structure of American Contracts	background reading (in Japanese) + translation exercise
第 4 回	Consideration	background reading (in Japanese) + translation exercise
第 5 回	Remedies	background reading (in Japanese) + translation exercise
第 6 回	Indemnity Provisions	translation exercise
第 7 回	The Statute of Frauds	background reading (in japanese) + translation exercise
第 8 回	The Parol Evidence Rule	background reading (in Japanese) + translation exercise
第 9 回	Contracts and third parties	translation exercise
第 10 回	Confidentiality Provisions	translation exercise
第 11 回	Dispute Resolution Providions	translation exercise
第 12 回	Arbitration and Mediation	translation exercise
第 13 回	Impossibility, Impracticability and Frustration	translation exercise
第 14 回	Other "boilerplate" provisions	translation exercise
第 15 回	Review, questions, take home exam problem distributed	translation exercise

（進行具合によって上記の計画を変更することもあります）

予習の内容

すべての学生は各回の予習として，英文契約書の条文を事前に和訳しなければならない。

標準的な予習時間

2 時間／週

Due to pandemic situation this class is expected to be conducted entirely by Zoom at the scheduled time. パンデミックの関係でこの授業は終始　Ｚｏｏｍで時間割上の所定の時間で実施する見込み。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

期末試験　(Final Exam)　60%
Final exam will consist of a contract review exercise.
授業参加　（Class Participation)　20%
Active participation in class discussions will be expected.
提出物 (Assignments)　20%
Every week participants will be required to submit Japanese translations of English contract provisions. Assignments will NOT be evaluated for correctness/accuracy. However,　because it will be difficult to understand the lectures without understanding the contract provisions being discussed,　the effort apparent from these translations will be evaluated.

＜テキスト/Textbook ＞

Handouts

＜参考文献/Reference Book ＞

田中英夫『Basic 英米法辞典』（東京大学出版会，1993），（It is recommended that all students have a copy of this dictionary）
樋口範雄『アメリカ契約法』第 2 版（弘文堂，2008）

＜備考/Remarks ＞

授業形態：上記のとおり，Ｚｏｏｍ等による双方向オンライン　　As noted above, the class will be conducted remotely by Zoom.

金曜日 4 講時

61200456　△アメリカビジネス法　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
American Business Law

釜田　薫子

＜概要/Course Content Summary ＞

アメリカビジネス法の対象となるのは，会社法及び証券取引規制である。会社法は，州法が支配し，証券規制は上場会社では連邦証券規制に服することになる。アメリカ法は，連邦法と州法，判例法と成文法が絡み合っていることを最初に説明した上で，アメリカビジネス法の重要論点について解説する。
その後に，コーポレートガバナンスや，クラス・アクション，敵対的企業買収などを重要論点として，アメリカの判例をとりあげ，わが国の上場会社法制とを比較する報告をしてもらう。アメリカ法の構造や調べ方，アメリカの判例の報告のし方については説明するので，アメリカ法の知識がなくても良い。
受講者には，アメリカの判例についての研究レポートを提出してもらう予定である。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

アメリカビジネス法に関する判例とそれに関連するわが国の会社法の重要論点を検討することで，日米の法制度の構造の相違点およびグローバルな会社法を理解することができるようになる。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	アメリカ法入門（アメリカ法の調べ方,連邦法と州法 衡平法上の裁判所の権限,連邦憲法による調整）	
第 2 回	アメリカビジネス法の重要論点，判例報告の例	
第 3 回	コーポレート・ガバナンス(1) 取締役会　モニタリングモデル　【判例の分担】	
第 4 回	コーポレート・ガバナンス(2) 取締役の民事責任,経営判断の原則,株主代表訴訟	
第 5 回	アメリカ証券法・会社法に関する判例報告 受講生による報告，担当者による質問・コメント	報告される予定の判例を予習。
第 6 回	アメリカ証券法・会社法に関する判例報告 受講生による報告，担当者による質問・コメント	報告される予定の判例を予習。
第 7 回	アメリカ証券法・会社法に関する判例報告 受講生による報告，担当者による質問・コメント	報告される予定の判例を予習。
第 8 回	アメリカ証券法・会社法に関する判例報告 受講生による報告，担当者による質問・コメント	報告される予定の判例を予習。
第 9 回	アメリカ証券法・会社法に関する判例報告 受講生による報告，担当者による質問・コメント	報告される予定の判例を予習。
第 10 回	コーポレート・ガバナンス（3）内部統制	
第 11 回	アメリカの近年の裁判例　内部統制と取締役の義務	
第 12 回	アメリカの近年の裁判例　クラス・アクション	
第 13 回	アメリカビジネス法分野における弁護士の役割	
第 14 回	アメリカビジネス法分野における機関投資家の役割	
第 15 回	まとめ	

第 5 回から第 9 回までの程度で，参考文献に挙げたアメリカの判例（和文で書かれている）を素材として日本法との比較を論じる報告をしてもらう予定。

標準的な予習時間
判例報告を担当する場合は，12 時間程度を目安にしてほしい。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

期末レポート試験　40%
問題の把握とそれについての立論の説得力
クラスでの発表など　40%
わかりやすく該当する日本法にも焦点を当てた論理的な法的説明ができているか。
クラスでの積極的な姿勢　20%

　欠席は減点。質問や応答などで見る。
アメリカの判例を正確に理解した上で，日本法の知識を参考にしながら事件の内容を整理すること。

＜テキスト/Textbook ＞

テキストは特に指定しない。主に米国判例を使用して学習する。米国判例については，日本語のものを複写して配布する。

＜参考文献/Reference Book ＞

近藤光男・志谷匡史　編著『新・アメリカ商事判例研究第 2 巻』（商事法務，2012）
森田章『日本の資本主義と会社法』第 1 版（中央経済社，2014 年）

＜備考/Remarks ＞

ZOOM を利用して双方向オンライン授業を行う。授業に関する連絡，資料配布，レポートの提出は E-Class を通じて行う。

火曜日 2 講時

61200466　△アジア法Ⅰ　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture
Asian Law I

藤本　一郎

＜概要/Course Content Summary ＞

本講義は，隣国であり，我が国にとって（たびたび政治的な摩擦があるにせよ）なお最大の貿易相手国である中国（主として中華人民共和国）の法制度につき，基本的知識から，幅広い知識を習得することを目的とする。
特に本講義では，単なる概念を学習するだけではなく，講師が現実に渉外業務で使っている，“使える中国法”を学習することに力を入れたい（そのためか，過年度は上場会社の法務部の方の聴講もあった）。

日本法等他国法との相違を意識する場面があるため，関連する日本法等にも若干触れる。日本法に関し高度なことは一切要求しない。もっとも，日本の基本法についての最低限の知識がなければ，若干授業を受けるのに辛い面がある可能性はある（例えば，申込と承諾との間に相違が生じた場合に，中華人民共和国法，日本の民法，米国ＵＣＣ，ＣＩＳＧでは，それぞれ契約が成立するか否か，といった質問をすることがある）。日本法についての授業ではないこともあり，いちいち日本法の知識に劣る者に対し授業中に予め十分に配慮しながら進めるということはしない。

また「アジア法」というタイトルであることもあるため，韓国法を除く他のアジア法にも若干触れる。特に講師は，中華人民共和国法のほか，香港法，台湾（中華民国）法及びベトナム法に興味を持っている。

中国語ができるならより望ましいが，できなくても授業との関係では問題はない。

どうしても，講義形式の授業となり，双方向的な授業にはなり辛いが，積極的に授業に参加してくれる学生の参加を強く求めたい。所謂司法試験とは何ら関係のない科目ではあるが，実務感覚を特にお伝えしたいと思っている。

講師の写真

＜到達目標/Goals,Aims ＞

中国（主として中華人民共和国）の法制度について，その考え方と，十分な知識を習得すること。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	中国法入門（1） ・中国現代史 ・中国憲法と国家制度	
第 2 回	中国法入門（2） ・中華人民共和国の法令の種類と優劣（立法法） ・中華人民共和国の裁判所（法院）制度 ・中華人民共和国の弁護士（律師）制度	
第 3 回	中国民事訴訟法（1） ・中華人民共和国民事訴訟法につき，管轄，訴訟の提起と訴状の受理，審理，証拠，判決といった一連の流れを追う。	日本の民法における契約の成立・効力・解除等の基本的な要件について予め確認して授業に臨むこと。

第 4 回	中国民事訴訟法（2） ・中華人民共和国民事訴訟法における執行の問題と，仲裁制度について検討し，日中間紛争についてどのように解決すべきかを検討する。	日本の民法における用益物権の基本（対抗要件，物権の独自性等）について予め確認して授業に臨むこと。
第 5 回	中国民法典（1） ・中華人民共和国の「民法典」のうち，契約法（合同法）部分について勉強する。	日本の民事訴訟の流れについて予め確認して授業に臨むこと。
第 6 回	中国民法典（2） ・中華人民共和国の「民法典」のうち，不動産賃貸借契約など物権類似の部分と，物権法のうち，用益物権に係る部分について勉強する。	日本の契約では，訴訟と仲裁のいずれの紛争解決手段を用いるのが普通か，また，いずれかの紛争解決手段を選択した場合に，どのように契約書に表現するかを確認・検討して授業に臨むこと。
第 7 回	中国民法典（3） ・中華人民共和国の「民法典」のうち，不法行為法（侵権責任法）と，その特別法（主として製品品質法（産品質量法）等）について，勉強する。	日本の不法行為制度，特に損害賠償制度の概要について予め確認できていることが望ましい。
第 8 回	中国民法典（4） ・中華人民共和国の家族の問題を考える上で，親族法（婚姻法）・相続法（継承法）を勉強することは，ビジネスとしての重要性は低いものの，欠くことのできない部分である。そこで，これらの法制度についても勉強する。	日本の親族・相続制度の概要について，予め確認して授業に臨むこと。
第 9 回	中国会社法（1） ・中華人民共和国の会社法（広義）の基本的な仕組み，特に，会社法（狭義）と外商投資企業の三法（中外合資企業経営法，中外合作企業経営法，外資企業法）の相違に着目しながら勉強する。	我が国の会社法制の概要について予め確認して授業に臨むこと。
第 10 回	中国会社法（2） ・近時の法改正動向について言及する。	
第 11 回	中国の知的財産権 ・中華人民共和国においても，特許法（専利法）・商標法・著作権法・不正競争法（反不正当競争法）等の法令が整備されている。しかしながら，模倣品や権利の抜け駆け登録など，実務上外国企業が中国で知財の保護を受けるのは大変である。中国知財法の基本を学習した上で，そのような被害を受けた際にどのような対応が可能かを勉強する。	
第 12 回	技術ライセンス・中国独禁法（反壟断法） ・中華人民共和国の発展にとって，技術を外国から導入しやすくすることは長年の課題であったため，技術の契約については，様々な法制度が存在している。 特に，中国民法典の債権各論の典型契約の 1 つに「技術契約」なる項が存在し，多数の条文が置かれている。 また，外国と中国との技術の輸出入については，「技術輸出入管理条例」（技術進出口管理条例）なる行政規則が別途存在し，その中には一種の独占禁止法的な規定も存在し，実務上大きな意味を持っている。これらを概観し，中国とのライセンス契約において留意すべき点を勉強する。	
第 13 回	中国労働法 ・中華人民共和国の労働法・労働契約法・労働仲裁法について概説し，中国の労働法制度について勉強する。	
第 14 回	香港法 ・近時の香港の動向を意識して「香港基本法」を中心に学習する。	
第 15 回	台湾法	

予習の内容

テーマとなる日本法の知識は確認して参加されたい（例えば，中国契約法がテーマであれば，日本法ならどうだったか，を確認されたい）。

なお，授業時に，関連する法令とレジュメを配布する。復習をしっかりして貰いたい。授業後に課題を提出させることもある（授業外学習に関する説明を参照されたい）。

標準的な予習時間

中国法については不要。日本法については，30 分/週。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　25%
　授業における発言内容等の平常点。
提出物（レポート）　75%
　全部で 2 回程度（授業中 1 回程度と，最後の 1 回）提出して頂くレポート課題を評価する。

＜テキスト/Textbook ＞

　特に指定しない。

＜参考文献/Reference Book ＞

射手矢好雄ほか『中国ビジネス法必携　2012』（ジェトロ，2012），少し古くなりましたので，本当に興味がわいたら買ってください。授業に必須ではありません。
田中信行　編『最新中国ビジネス法の理論と実務』（弘文堂，2011），少し古くなりましたが，本書の後半は，中国ビジネス法について，有力な中国ビジネス法の実務家が執筆しており，中国ビジネス法を実務で取り扱う者にとっては，欲しい一冊である。もっとも，単に授業に対応するだけであれば，購入の必要はない。
髙見澤磨・鈴木賢・宇田川幸則『現代中国法入門－外国法入門双書－』第 8 版（有斐閣，2019），学生向けの中国法の入門書。実務的な要素は余り重視されていないため，本講座の立場からは特に勧めないが，本講座がフォローできないより基本的な部分について，主として学術的な立場から更に学習を深めたいのであれば，あっても良い本である。単に授業に対応するだけであれば，購入の必要は全くない。
射手矢好雄『中国経済六法』2020 年版（日本国際貿易促進協会，2020），高価な六法であるので，買わなくても良いが，もしも本格的に勉強したいが中文が読めないなら，あるとより良い。単に授業に対応するだけであれば，購入の必要はない。2 年に一度改定。間の年は「増補版」が出版される。

＜備考/Remarks ＞

・基本的には，双方向オンライン（Zoom）
・人数・環境的に安全性を学生と教師の双方が納得する場合は，対面
・資料は，Duet 経由のメールで送付する。

集中講義

61200467　△アジア法Ⅱ　2 単位/Unit　秋集中/Fall Intensive　今出川/Imadegawa　講義/Lecture
Asian Law II

權　鍾浩

＜概要/Course Content Summary ＞

本講義は，隣国であり，わが国にとって最大級の貿易相手国の一つである韓国の会社法につき，基本的な知識からビジネス実務における諸問題まで，幅広く知識を習得することを目標とする。また，各制度につき日本法との比較を行うことで，複眼的視野の習得及び韓国会社法についての理解を深めることを図る。ちなみに韓国会社法以外にも，韓国憲法上の統治構造，司法制度等，韓国法制を理解する上で欠かせない基本的な制度についても取り扱う。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

基本的な韓国会社法制の知識を習得した上で，比較法の観点から整理することにより，これまでの学習成果の確定と複眼的視野を習得する。また，日本にとって不可欠な関係にある韓国の会社法制について基礎的・実務的知識を習得する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　総論Ⅰ
韓国会社法の概要，韓国会社法の改正史，韓国における商事関連法制を説明し，韓国会社法の特徴と日本との相違点につき解説する。

第 2 回　総論Ⅱ
会社の種類と実態，法人格否認の法理を中心に，韓国の制度・判例の日本との相違点につき解説する。

第 3 回　会社の設立と法律問題
株式会社を中心に，設立手続，違法な設立（仮装の払込みなど），設立に関する責任につき説明し，日本との相違点を説明する。

第 4 回　株式と新株発行
株式の種類，新株発行手続き，新株発行方法（株式割当と第三者割当）など，株式制度について日韓の相違点を中心に説明する。

第 5,6 回　株式会社の機関設計と権限分配
機関設計における韓国の特徴，監査機構および取締役会，議決権，集中投票制度等につき，日韓の相違点につき説明する。

第 7,8 回　役員の責任と株主代表訴訟
取締役の責任，役員の責任制限，LBO における取締役の責任，株主代表訴訟，多重代表訴訟につき，日韓の相違点につき説明する。

第 9,10 回　企業再編
合併，事業譲渡，会社分割，株式交換・移転につき日韓の相違点を中心に説明し，特に企業再編における株主保護・株式買取請求権等につき日韓の相違点を考察する。

第 11 回　敵対的企業買収と買収防衛策
韓国の敵対的企業買収に関する法制，特に防衛策に関する制度および判例を中心に日韓の相違点につき説明する。
企業グループ
企業集団に対する規制，親子会社における親会社の株主保護の問題等につき日韓の相違点を中心に説明する。

第 12 回　計算
資本金，準備金，剰余金の配当について日韓の相違点を中心に説明する。

第 13～15 回　資本金，準備金，剰余金の配当について日韓の相違点を中心に説明する。

第 13～15 回　韓国憲法上の統治構造等
憲法上の統治構造，憲法裁判所，司法制度について説明し，日本の制度との比較検討を行う。

韓国会社法初心者向けの入門講義として，韓国会社法を取り扱うために理解しておくべき基本的知識からビジネス実務における諸問題までの概説を行う。

予習の内容

事前に配付資料を一読されたい。
授業は日本会社法との比較検討を中心に行うため，日本法の六法を持参されたい。

標準的な予習時間

2 時間／1 日

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　30%
　積極的な発言，講師からの質問に対する適切な回答，欠席状況等。
期末試験　70%
　それまでの授業内容を踏まえた韓国会社法についての試験を行う。

＜テキスト/Textbook ＞

　配付資料

＜参考文献/Reference Book ＞

李 範燦『韓国会社法講義』（三知院，2004）
高 翔龍『韓国法』第 3 版（信山社，2016）

＜備考/Remarks ＞

Zoom を利用して双方向オンライン授業を行う。授業に関する連絡，資料配付，レポート提出等は e-class で行う。質問は e-class で受付け，Q&A の形式で全受講生に回答する。

集中講義

61200462　〇外国法実地研修Ｂ
2 単位/Unit　春集中/Spring Intensive　今出川/Imadegawa　実習/Practical training ネット配信授業
Foreign Law Practicum B

佐々木　典子　　大中　有信

＜概要/Course Content Summary ＞

I 2019 年度までのプログラムの流れ

外国法実地研修 B のクラスでは，2019 年度まで 12 年連続毎年ヨーロッパの諸国における法制度の実地研修を通じて，ドイツ法，フランス法，イギリス法における比較法学，欧州連合法(EU Law)，国際法(特に欧州評議会(Council of Europe)における人権保障制度）などの実務を現場で学ぶ機会を得た。例えば，2019 年度の研修は，例年通り 9 月の前半に 14 日間行なった。ヨーロッパ大陸法のシビルロー（civil law)を代表するドイツとフランス法だけではなく，コモンロー制度を代表するイギリスの法制度も体験することできた。

現場での研修旅行では，それぞれの国においての諸司法機関（裁判所，検察庁，刑務所，国際法律事務所，国際企業の法務部など），EU 本部における法務部，EU 司法裁判所（ルクセンブルク），ヨーロッパ人権裁判所とヨーロッパ評議会（ストラスブール），欧州議会などを見学する予定があり，学生交流活動も行う予定である。ヨーロッパにおける世界遺産を見学しながら，ヨーロッパ（生活）文化における知識を改めて高めることもできる。

現場での研修プログラムは，旅費の関係で参加者は最低 10 人で行う。旅費については大学の補助金があるが，個人の負担，具体的なプランなどについては事前に行う説明会で詳しく説明する。

上記に述べた研修内容については，現場の事情により多少の変更もあり得ることを了承されたい。

現場研修旅行の具体的な内容について， LS のホームページを参照すること。

http://law-school.doshisha.ac.jp/01_outline/public_relations.html

II 2020 年度のプログラムの流れ

コロナパンデミックの関係で 2020 年度にプログラムを現場で実施することできなかったため，2020 年 9 月 14 日〜18 日それぞれの日 1 〜 3 限，合計 15 回のクラスに置いて以下のプログラムを「バーチャル研修旅行」の形で実施した。

9 月 14 日（月）
(1)ヨーロッパ諸カ国（ドイツ，フランス，ベルギー，ルクセンブルク，イギリス）基本実情紹介　日本語
(2)ドイツにおける法曹教育(弁護士 Dr. Sahin 氏， 日本語)
(3)ドイツにおける司法制度と裁判実務 (裁判官 Kimmeskamp 氏/ 裁判員（参進員）Valentin 氏)　ドイツ語，日本語通訳付き
9 月 15 日（火）
(1)ドイツにおける国際法律事務所 Arqis ， Japan Desk 弁護士山口氏， その他)日本語
(2)ドイツにおける特許法律事務所 Hoffmann Eitle， Japan Desk　弁護士 Pfeifer 氏)日本語
(3)ドイツにおける国際法律事務所 Gleiss Lutz，Japan Desk 弁護士 Dr. Burian 氏，その他)　英語・日本語
9 月 16 日（水）
(1)ドイツ連邦通常裁判所 (裁判官・調査官 Dr. Schön 氏)　ドイツ語， 日本語通訳付き
(2)ドイツ連邦憲法裁判所,行政裁判所 (裁判官・調査官 Dr. Wittmann 氏)　ドイツ語， 日本語通訳付き
(3)ヨーロッパ人権裁判所（フランス，ストラスブール，調査官　Winisdoerffer　氏)　英語，日本語通訳付き
9 月 17 日（木）
(1)フランスにおける司法制度,フランス破棄院 Cour Cass. Paris (裁判官 N. Lacroix 氏)　フランス語，日本語通訳付き
(2)日独関係など （在日ドイツ大使館，東京　Dr. Neumeyer 氏)　ドイツ語，日本語通訳付き
(3)イギリスにおける司法制度（弁護士 Barrister (QC), J. Turner 氏，Quadrant Chambers ロンドン）　英語，日本語通訳付き
9 月 18 日（金）
(1)イギリスとブレクシト・法的問題 (国際法律事務所 Taylor Wessing， London，弁護士（Solicitor） D. Heywood 氏)　英語，日本語通訳付き
(2）駐日欧州連合代表部，東京(Kelner 氏)　日本語
(3)労働法・データ保護法などの問題について　国際法律事務所 Taylor Wessing， Duesseldorf, Japan Desk (弁護士 Dr. Pils 氏)　英語・日本語

上記の授業は，時差の関係で，事前に録画されたヴィデオ／インタービューを紹介し，必要な範囲で日本語通訳またコメントをつけて実施された。

参加した学生の評価が高かったので，そのまとめは同志社ロースクールの以下の URL を参照すること。

http://law-school.doshisha.ac.jp/00_info/pdf/2020_report_b.pdf

III 2021 年度の外国法実地研修 B のプログラム

2021 年度の外国法実地研修 B のプログラムは，バーチャル形式で実施する。また， 5 月に準備説明会を行う予定である。

なお，予習としては，研修に関する説明会の際に，研修の準備として資料を配布する予定であり，説明会の際に配布された資料を予習することを求める。

Let's practice comparative law

＜到達目標/Goals,Aims ＞

諸外国の基本的な知識を実務家の話も聞きながら学ぶことは貴重な経験になり，一般的知識を高めるだけではなく，将来の職務においても国際関係の問題を扱うことがあれば，このコースに学んだことは役に立つ。ズームミーティング中に紹介される国際法律事務所にインターンシップをすることも可能である(以前に何人かの LS 修了生が経験したことある）。以前に現場で行った研修旅行については「法学教室」2008 年 328/329 号，2009 年 341 号，2011 年 364 号，2012 年 377 号と 387 号，2014 年 402 号，2015 年 414 号,2016 年 426 号，2017 年 439 号，また司法研究科のホームページを参考とされたい。最新：http://law-school.doshisha.ac.jp/01_outline/public_relations.html

＜授業計画/Schedule ＞

（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
ヨーロッパにおけるバーチャル実地研修	なし

上記参照

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

提出物　100%
研修後のレポート

成績評価は「合格」または「不合格」のいずれかとする。

＜参照 URL/URL ＞

http：//law-school.doshisha.ac.jp/01_outline/public_relations.html

＜備考/Remarks ＞

「バーチャル研修旅行」の形式での授業は，録画配信と Zoom の併用を予定している。また，準備説明会の日程及び開催方法については，判明次第通知する。

集中講義

61200463-001　　〇海外インターンシップ-1
2 単位/Unit　春集中/Spring Intensive　今出川/Imadegawa　実習/Practical training
Overseas Internships-1

COLIN P.A. JONES

＜概要/Course Content Summary ＞

本科目の受講者は，海外に渡航し，2 週間弱の期間，提携先の法律事務所や NPO の担当弁護士等の指導と方針の下で，法律が運用されている裁判・仲裁・調停等の現場を見聞し，研修を受ける。
実地研修の成果を挙げるのに必要な英語力をもつ者を受講対象者とする。これは，受入事務所等との合意で，TOEIC で言えば 890 点以上，英検 1 級レベル相当の資格保持者または同等の能力を有する者とされている。語学力は，履修登録時には，学生本人の自己判断に任せるが，法律事務所への応募前に，受入事務所との合意により，本学が代行審査することになっている。
夏休みに研修を行うため，登録学生は受入事務所等と 8 月中旬～9 月（春学期）2 月～3 月中旬（秋学期）の間でスケジュールを調整することになる。
応募先事務所等は，現時点では，（イ）シンガポールの JTJB 法律事務所，と（ロ）国際家事事件専門の英国の NPO 法人の Reunite International 及び Dawson Cornwell 法律事務所，が予定されている。応募書類は，当該事務所等への簡単な志望理由書・履歴書・写真であり，応募先事務所の審査により受入れの許否が決まる。万一，審査が通らなければ，時間が許すかぎり，他の事務所に応募し，最終的に受入事務所が見つからなければ，受講生に不利にならないよう，履修登録は取り消される。
審査料や研修費は無料である。しかし，研修地への旅費や現地での滞在費は研修生の自己負担となる。当該年度の予算次第では，本学からそれらの費用を一部補助できる可能性がある。最初の授業で可否および金額を明らかにするが，履修登録は，補助がないという前提で行うこと。受入事務所からの俸給の受領は，単位認定の規則上，禁じられている。
受講生は現地での安全は，海外旅行の場合と同じく各自の責任となることを受諾する。出発前に旅行傷害保険を手配することを研修参加の条件とする。

＊＊パンデミックの影響により，海外渡航が困難になる場合，提携先が受け入れられない場合があるので，実施できない場合の単位取得のためのバックアッププランが必要になるだろう。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

日本と異なる法環境から刺激を受け，国際的な視野と判断力を養う。
外国の法文化，法内容，法律実務について理解を深める。

＜授業計画/Schedule ＞

学期の初期に，履修登録者全員がそろう時間に一度集まり，ガイダンスを行い，応募方法を説明する。その際，語学資格などによって語学能力の確認を行う。その後，各自すみやかに応募し，審査を待つ。
受入れが決まった場合，出発前に，必要書類（旅行傷害保険，本学への提出書類，相手方事務所との契約書）のチェックを集団または個別に行う。
夏休み・春休み（8 月中旬から 9 月中旬，もしくは 2 月から 3 月中旬，までで学年暦との関係で可能な時期）の間，最低 60 時間(2 週間弱)の実地研修を行う。事務所等の組織や仕事のガイダンスを受け，事件記録の参照，法律相談への同席，裁判・仲裁・調停の傍聴，訴訟書類や契約書の起案，判例や文献の調査，法的意見の起草，関連セミナー等への参加，事務所内の弁護士や他のインターンとの質疑およびディスカッションなどを通じて，研修地の法制度とその特徴を学ぶ。但し，具体的な研修内容は，受入事務所等の事情や，研修時期における事件の数や種類，顧客・相手方の許諾の有無などの事情によって異なる。毎日，研修日記をつける。
帰国後，書面や口頭の報告を集団または個別に求める。

予習の内容
研修先が決まってから，研修までに，当該国の法制度についてできるだけ理解を深める。

＊＊パンデミックの影響により，海外渡航が困難になる場合，提携先が受け入れられない場合があるので，実施できない場合の単位取得のためのバックアッププランが必要になるだろう。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

受入事務所担当者の署名を得た研修日記　50%
実地研修の内容と状況を確認する。
受講生の帰国後の報告　50%
実地研修を通じて，外国の法文化，法内容，法律実務について理解を深めたかを確認する。

相手方事務所に応募して採用されることおよび 60 時間以上の実地研修を行うことが評価の前提条件となる。上記評価項目を総合的に勘案して，〔合否判定〕を行う。

集中講義

61200463-002　　△海外インターンシップ-2
2 単位/Unit　秋集中/Fall Intensive　今出川/Imadegawa　実習/Practical training
Overseas Internships-2

COLIN P.A. JONES

＜概要/Course Content Summary ＞

春学期の「海外インターンシップ」のシラバスと同様。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

春学期の「海外インターンシップ」のシラバスと同様。

＜授業計画/Schedule ＞

春学期の「海外インターンシップ」のシラバスと同様。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

受入事務所担当者等の署名を得た研修日記等　50%
　実地研修の内容と状況を確認する。
受講生の帰国後の報告　50%
　実地研修を通じて，外国の法文化，法内容，法律実務について理解を深めたかを確認する。
春学期の「海外インターンシップ」のシラバスと同様。

61200751-051　　〇外国法特別セミナー-51

2 単位/Unit　　春集中/Spring Intensive　　今出川/Imadegawa

MICHAEL A. LAWRENCE

＜概要/Course Content Summary ＞

This course is a study of the structure of the United States constitutional system. The course concentrates on the constitutional role of Congress, the President, and the Judiciary. Specific issues covered include judicial review, congressional powers, presidential and executive branch powers, the relationship among the three branches of the national government, and the allocation of powers between the federal and state governments. This class will also provide students with an opportunity to experience a U.S. style law school class. Attendance will be taken for each class. Students are expected to be in class. If a student misses more than two classes his or her grade will be reduced by one third of a grade for each class missed beginning with the third class (this is a standard policy in U.S. law schools).

＜到達目標/Goals,Aims ＞

Students will gain an understanding of the structure of the United States Constitution. Students will also gain experience with the case method of learning used in U.S. Law Schools. This method involves using real cases decided by the United States Supreme Court and lower courts in order to learn the relevant law. Students will learn how to read and understand U.S. court decisions, and through the cases and lectures students will learn the law.

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
8/23/21 Monday	Introduction to U.S. Constitutional Law and the U.S. case method	Read the United States Constitution. It is okay if you do not understand some of the English terms because I will teach the terminology in class.
8/23	The Power of Judicial Review	Representative Case Excerpts
8/23	Congressional Powers: The Commerce Power	Representative Case Excerpts
8/24/21 Tuesday	Congressional Powers: The Commerce Power Continued	Representative Case Excerpts
8/24	Congressional Powers: The Taxing and Spending Powers	Representative Case Excerpts
8/24	Congressional Power: The Treaty Power	Representative Case Excerpts
8/26 Thursday	Applying Federal Power in the States	Representative Case Excerpts
8/26	Separation of Powers: President Power	Representative Case Excerpts
8/26	Separation of Powers: Congressional Power	Representative Case Excerpts
8/27/21 Friday	Separation of Powers: Executive Branch Immunity	Representative Case Excerpts
8/27	State Power When Congress Does Not Protect Rights	Representative Case Excerpts
8/27	Congressional Powers to Enforce Civil Rights	Representative Case Excerpts
8/30/21 Monday	Constitutional Standing	Representative Case Excerpts
8/30	Impeachment	Handout
8/30	Final Examination Review	

Students will be expected to read assigned material for each class. This material will consist of edited versions of important cases decided by the U.S. Supreme Court.

The amount of preparation time varies. For most U.S. Law School classes the recommended time is 3 hours of class preparation for each class, but in reality this time can vary from between 1 hour and 4 hours of preparation per class depending on the material assigned for that class. Also, class preparation tends to take less time as students get used to the material, so more time may be needed for the first few classes than for later classes. Because we have three classes scheduled each day, it is unrealistic to expect students to spend 9 hours preparing before class! That is why I recommend reading ahead of time. Further, the cases in the assigned readings will be heavily edited to reduce the time needed to review.

It may be possible to change the teaching schedule given above after start of the course and consulting students. Students will not need to do any other work outside of class other than reading the assigned cases in advance.

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点(欠席状況，クラス参加，グループ作業の成果等)　10%
期末レポート試験・論文　80%
クラスで発表など　10%
In U.S. law schools many classes base 100% of the grade on the final examination. At MSU College of Law, many professors consider class participation and attendance as factors in the final grade. Students will receive the full 10% for attendance as long as they have no more than 2 absences. Participation will be based on class discussions and will be designed to give students exposure to the U.S. Law School style, but without putting students in an uncomfortable position. Therefore, students will not be forced to engage in class discussion before each student is ready to do so.

＜テキスト/Textbook ＞

The materials for this course will be provided free of charge to all students in PDF format in the Doshisha webpage system. The materials consist of heavily edited versions of the cases assigned in the syllabus.

＜備考/Remarks ＞

I understand that this may be the first time that most students have studied U.S. Law and taken a U.S. style law school class. Therefore, I will make sure that all students know what to expect for each class and also will teach students about how U.S. Law students approach class. I will teach students how to brief cases and prepare U.S. style outlines during the first class in addition to teaching the material for that class. Students will not be forced to participate in discussions or to recite cases before they are ready to do so.

（授業は先生が入国可能であれば対面授業。そうでなければ Zoom にての授業。）

水曜日 6 講時

61201413-013　　〇応用ゼミ（外国法）-13（国際企業法務実務）
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture ネット配信授業/Online(e-learning)
Foreign Law Practicum (seminar)-13 （International Corporate Practice）
COLIN P.A. JONES

＜概要/Course Content Summary ＞

この授業は英語で行いますが，必要に応じてディスカッションは日本語で行うことができます。それでも高度な英語力が必要です。主な教材（契約書のサンプルなど）は英文となり，相当な英文解読力が必要です。詳細については以下の英語概要を参照してください。

This class will introduce students to the practical issues encountered by lawyers working in or with multinational corporations. Each class will focus on different issues and subjects that arise in cross-border business transactions. Students will be required to do reading and be ready to discuss and ask questions. The subject matter is as set forth in the*tentative*schedule below.

Students will be required to give one or more presentations and submit a final report.

＜到達目標/Goals,Aims ＞

This is a practical class intended to give students the background necessary to immediately be able to function in an in-house business environment.

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
1	Companies and how they work	TBD
2	An introduction to comparative business regulation	TBD
3	Doing business in another country - joint ventures and going it alone.	TBD
4	Taxes and accounting	TBD
5	Contracts	TBD
6	Cross-border sale of goods and trade finance	TBD
7	Cross-border sale of goods and trade finance	TBD
8	Data Privacy	TBD
9	Corruption and Money Laundering	TBD
10	Employment	TBD
11	Competition Law	TBD
12	Dispute Resolution	TBD
13	Student Presentations	TBD
14	Student Presentation	TBD
15	Student Presentations	TBD

Schedule and content may change depending on progress and student interest.
Due to pandemic situation this class is expected to be conducted entirely by Zoom at the scheduled time. パンデミックの関係でこの授業は終始　Ｚｏｏｍで時間割上の所定の時間で実施する見込み。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

Participation　20%
　Active participation is expected
Presentation　30%
　Students will need to give one or more presentations
Final Report　50%
　Report can be in English or Japanese

＜備考/Remarks ＞

授業形態：上記のとおり，Ｚｏｏｍ等による双方向オンライン. As noted above, the class will be conducted remotely by Zoom.

火曜日 3 講時

61200501　△法理学　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture
Jurisprudence

浅野　有紀

＜概要/Course Content Summary ＞

具体的な社会的紛争や判例を素材にして，そこに生じる問題を法哲学的観点から分析したテキストを用いる。扱う紛争は市場，社会保障，景観訴訟，課税の四つである。授業は，テキストと配布するレジュメに沿って，説明を加えながら質疑応答の形で進める。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

授業の中で扱うリバタリアニズム，正義論，法と経済学，国家の役割と負担の公平と税法の関係について理解すること。法が固定的なものではなく，多様な観点から考察され，批判され得るものであることを理解すること。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	市場と法－問題の把握，公正な競争とは	テキストに従って授業中に質疑応答を行う。不明な点について，各自の復習や後の質疑応答で確認する。
第 2 回	市場と法－市場の倫理と共同体の倫理	
第 3 回	市場と法－リバタリアニズムの諸立場	
第 4 回	市場と法－ハートの権能付与ルール	
第 5 回	市場と法－市場に適合的な法規制のあり方を考える	
第 6 回	社会保障－問題の把握，誰が損害の責任を負うのか	
第 7 回	社会保障－多様な制度の比較	
第 8 回	社会保障－正義論の諸相	
第 9 回	社会保障－ジョン・ロールズの正義論	
第 10 回	景観訴訟－問題の把握，国立マンション訴訟	
第 11 回	景観訴訟－公共財の性質	
第 12 回	景観訴訟－法と経済学の理論	
第 13 回	税の正義－問題提起	
第 14 回	税の正義－いくつかの考え方	
第 15 回	税の正義－正義に適った税制度とは	

予習の内容
授業内容を前提とした，テキストや資料の再読などの復習を中心とする。
標準的な予習時間
1 時間程度

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点(欠席状況，クラス参加，グループ作業の成果等)　30%
質疑応答での積極的態度を評価する。
期末試験　70%
教室での試験を行えない場合はレポート試験に切り替えることがある

＜テキスト/Textbook ＞

井上達夫　編『現代法哲学講義』第 2 版（信山社，2018.4 ）

＜備考/Remarks ＞

可能であれば対面授業，そうでなければリアルタイムの双方向オンライン授業を行う
オンラインの場合
・利用するツール（e-class，Zoom）
・担当教員との連絡手段は e-class か個別メール

金曜日 5 講時

61200502　〇比較法文化論Ⅰ
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture 対面授業/Face-to-face learning
Comparative Legal Culture I

浅野　有紀　　戒能　通弘

＜概要/Course Content Summary ＞

この科目は法哲学と法思想史を専門とする担当者二人による合同授業である。第一回目のイントロダクションにおいて比較法や比較文化論を学ぶことの意味について考察した後，前半は日本法と，明治以降に日本が継受した大陸法や英米法との比較を，贈与，相続，契約などの主として民法の分野を中心に行う。後半は大陸法と英米法の違いを前提として，アメリカとイギリスの法伝統，法文化を考察し，両者の共通点と差異について従来の研究では必ずしも明らかにされてこなかった観点からも分析を行う。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

学生が，比較法的視点から各国の実例や社会制度を学ぶことによって，日本法の特徴を改めて認識することができるようになること，また世界には多様な法や法にかかわる価値観が存在することを身を以て知ることができるようになること。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	合同でのイントロダクション 比較法の意義，これからの授業の予定 文献：K.ツヴァイゲルト/H.ケッツ，大木雅夫訳『比較法概論・原論（上）』	授業中にテキストに従って質疑応答を行い，不明な点については各自の復習や後の質疑応答で確認する。1 時間程度。以下の回も同様。
第 2 回	贈与の比較法 文献：来栖三郎「日本の贈与法」	
第 3 回	相続の比較法 文献：来栖三郎「相続順位」	
第 4 回	民法起草＝法の継受 文献：石部雅亮「穂積陳重と比較法学」	
第 5 回	アメリカから見た日本 文献：ルース・ベネディクト『菊と刀』	
第 6 回	契約の比較法：成立 文献：星野英一「日本における契約法の変遷」	
第 7 回	契約の比較法：拘束力 文献：樋口範雄『アメリカ契約法』	
第 8 回	各国の政教分離 分権：千葉正士『アジア法の多元的構造ー第十一章憲法における政教分離原則の法文化的意義』	
第 9 回	大陸法と英米法ー判例法主義の特徴を中心に 文献：望月礼二郎『英米法[新版]』	
第 10 回	イギリス法とアメリカ法①ー「判例法主義」をめぐる英米の相違 文献：戒能通弘・竹村和也『イギリス法入門』第 3 章	
第 11 回	イギリス法とアメリカ法②ー「法律家制度」をめぐる英米の相違 文献：戒能通弘・竹村和也『イギリス法入門』第 4 章	
第 12 回	イギリス法とアメリカ法③ー「陪審制度」をめぐる英米の相違 文献：戒能通弘・竹村和也『イギリス法入門』第 5 章	
第 13 回	イギリス法とアメリカ法④ー「法の支配」をめぐる英米の相違 文献：戒能通弘・竹村和也『イギリス法入門』第 6 章	
第 14 回	イギリスとアメリカのコモン・ローーオースティンとホームズ 文献：戒能通弘『近代英米法思想の展開』第 3 章，第 4 章	
第 15 回	現代英米の法理論と二つのコモン・ロー 文献：戒能通弘『近代英米法思想の展開』終章	

予習の内容
　授業内容を前提とした，テキストや資料の再読などの復習を中心とする。
標準的な予習時間
　1 時間程度

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点(クラス参加，グループ作業の成果，欠席状況等)　20%
期末レポート試験　80%
期末レポートについては，授業で扱った内容の中で関心を持ったテーマについて，各自が参考文献などを追加して，執筆・提出する。比較法的な視点，法と文化や価値観との関係に対する考察，文献内容の正確な理解などを評価のポイントとする。

＜テキスト/Textbook ＞

戒能通弘・竹村和也『イギリス法入門－歴史・社会・法思想から見る－』（法律文化社，2018），ISBN:978-4589039231
テキストについてはイントロダクションで説明する。

＜参考文献/Reference Book ＞

戒能通弘『近代英米法思想の展開』（ミネルヴァ書房，2013），ISBN:978-4623065615
参考文献についてはイントロダクションで説明する

＜備考/Remarks ＞

可能であれば対面授業，そうでなければリアルタイムの双方向オンライン授業を行う予定である。
オンラインの場合
・利用するツール（e-class，Zoom）
・担当教員との連絡手段は e-class か個別メール

授業実施方法一覧に記載の事由があるときは，必要な期間につきオンライン授業を受講することもできます。研究科の定める方法で担当教員及び事務室に申し出てください。

木曜日 3 講時

61200503　△比較法文化論Ⅱ　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture
Comparative Legal Culture II

角田　猛之

＜概要/Course Content Summary ＞

この講義では「文化としての法」という視点にたって，日本や諸外国の法と社会，文化のかかわりを探っていく。その際まず総論として法文化と比較法文化論の概念（なかみ）を概観し，ついで各論として，「授業計画」であげたさまざまなトピックをつぎの４つのテーマ，すなわち，罪と罰，家族，宗教，マイノリティに分節して検討する。
キーワードは文化としての法，法文化，法文化比較，「社会・文化・法」

＜到達目標/Goals,Aims ＞

厳密な概念と論理で構成されている法（律）は，同時に，その成立と運用の過程においてさまざまな文化とかかわり，またそれ自身文化の一部を成している。本講義では，さまざまなトピックの分析を通じて，法と文化の密接なかかわりを学生が理解することを第 1 の目標としている。そのような法と文化のあり方は，とりわけ 1980 年代以降，国内外の基礎法学関係の学会において「法文化」（legal culture）として論じられてきている。そのような学会動向をも踏まえて，法が有する文化的側面にも学生が着目し，それぞれの時代や社会に固有の文化を視野に入れつつ法を理解し，運用することの重要性を認識することをも目標としている。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 週	比較法文化論の総論――法文化とは？[１] （１）講義のすすめ方と第 3 週以降の各論講義のトピックの概観 （２）法文化と比較法文化論の概要Ⅰ 文献：角田猛之『改訂版　社会・文化・法のトピック分析―犯罪・宗教・マイノリティ』 「PROLOGUE：文化としての法のなかみとアプローチの方法――法文化と法文化学の総論」	予習時や講義中に抱いた疑問などについて質問するとともに，なお疑問が残る場合，復習時に他の文献等で確認し，次回講義で再度質問する。1 時間程度。 第 2 回以下についても同じ。
第 2 週	比較法文化論の総論――法文化とは？[２] 法文化と比較法文化論の概要Ⅱ 文献：角田猛之『社会・文化・法のトピック分析』 「PROLOGUE：文化としての法のなかみとアプローチの方法――法文化と法文化学の総論」	
第 3 週	罪と罰をめぐる社会・文化・法総論：安全・安心感のゆらぎ 文献：角田猛之『改訂版　日本社会と法　「法と社会」のトピック分析』「II-１　総論：犯罪をめぐる近年の日本社会の動向―安全・安心感のゆらぎ」	
第 4 週	死刑をめぐる日本と国際社会の動向 文献：角田猛之『社会・文化・法のトピック分析』「I-2　死刑をめぐる社会・文化・法―死刑廃止にむけた国際社会の動向とキリスト教の立場からの死刑廃止論」	
第 5 週	薬物規制をめぐる法とモラル 文献：角田猛之『第 3 版　法の世界 PHILOSOPHY・SOCIETY ・ CULTURE 』「２　LAW AND PHILOSOPHY・TOPICS―法によってモラルを強制することはできるか？」「１．モラルの多様性―私的なモラルと公的なモラル」「2．ドラッグ規制をめぐる法とモラル―覚せい剤取締法の場合」；角田猛之『社会・文化・法のトピック分析』「I-３　薬物をめぐる社会・文化・法―日本とオランダにおける薬物問題への取り組み」	
第 6 週	売春の規制をめぐる法とモラル 文献：角田猛之『第 3 版　法の世界 PHILOSOPHY・SOCIETY ・ CULTURE 』「２　LAW AND PHILOSOPHY・TOPICS―法によってモラルを強制することはできるか？」「3．性をめぐる法とモラル―売春	

防止法による売春の取り締まり」

第 7 週　家族をめぐる社会・文化・法総論：女性差別撤廃条約締結の意義と日本社会へのインパクト
文献：角田猛之『改訂版　日本社会と法　法と社会のトピック分析』「IV　日本社会と法[３]―男と女をめぐる近年の日本社会の動向」「IV-1　総論：男女平等をめぐる 1980 年代以降の動向―女性差別撤廃条約締結の日本社会へのインパクト」

第 8 週　同性婚をめぐる世界と日本の動向
文献：角田猛之『改訂版　日本社会と法　法と社会のトピック分析』「IV-4　同性婚と結婚の概念の変容―伝統的な結婚観のゆらぎ」

第 9 週　夫婦の氏をめぐる近年の動向
文献：角田猛之『改訂版　日本社会と法　＜法と社会＞のトピック分析』「IV-３　夫婦の別姓をめぐる日本社会の動向―新しい家族観と家族のあり方」

第 10 週　宗教をめぐる＜社会・文化・法＞総論：聖と俗の比較法文化
文献：角田猛之「「統一テーマ　宗教と法―聖と俗の比較法文化」について」；角田猛之「宗教と法をめぐる法文化比較―天皇制とオウム真理教を手がかりに」（いずれも『宗教と法―聖と俗の比較法文化』（『法哲学年報』2002 年所収）

第 11 週　イスラム教とは？―イスラム教と戒律
文献：角田猛之『＜社会・文化・法＞のトピック分析』「II-４　イスラムをめぐる社会・文化・法―戒律と性をめぐる問題」

第 12 週　マイノリティをめぐる社会・文化・法総論：国連先住民族権利宣言の意義と世界の先住民族社会へのインパクト
文献：角田猛之『社会・文化・法のトピック分析』「III-1　マイノリティをめぐる社会・法・文化の総論―国連先住民族権利宣言の成立とその概要，意義」

第 13 週　日本の先住民族・アイヌをめぐる近年の動向―2019 年アイヌ施策推進法成立にむけて
文献：角田猛之『社会・文化・法のトピック分析』「III-２　アイヌをめぐる社会・法・文化―自由権規約第 27 条と二風谷ダム判決を手がかりにして」；角田猛之「日本政府のアイヌ政策の変遷と 2019 年アイヌ施策推進法の制定―国際社会の動向をも踏まえて」（『関西大学法学論集』第 69 巻第 6 号（2019 年））」

第 14 週　ニュージーランドの先住民族・マオリ―18 世紀以降のイギリス植民地化と 20 世紀なかば以降の権利回復の動向
文献：角田猛之『改訂版　日本社会と法　法と社会のトピック分析』「III-3　マオリをめぐる社会・文化・法―土地と資源の収奪と回復の歴史」

第 15 週　スコットランドの歴史，文化，法―「イギリス」とスコットランド
文献：角田猛之『改訂版　日本社会と法　法と社会のトピック分析』「III-1　スコットランドをめぐる社会・文化・法―イギリスからの独立を問う国民投票」：角田猛之「第 3 章　民族と法―スコットランドを素材として」「第 2 節　「国王称号事件」で表明されたスコットランド・ナショナリズム」（角田猛之『法文化の諸相―スコットランドと日本の法文化』（1997 年）所収）

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点(出席，クラス参加，グループ作業の成果等)　20%
期末レポート試験・論文　80%
期末レポートについては，講義で検討したテーマ，トピックのなかでもっとも関心を持った話題について，参考文献などをも参照しつつ，各人の意見を明確に提示してまとめること。本講義の基本的な視点であるである「文化としての法」という視点

を踏まえてみずからの意見を簡潔，明瞭に提示しているかが評価のポイントとなる。

＜テキスト/Textbook ＞

特定のテキストは使用せず，毎回事前に教材を配布する。

＜参考文献/Reference Book ＞

参考文献については各テーマ，トピックに応じて指示する。

＜備考/Remarks ＞

原則として対面講義とする。ただし，コロナ感染状況に応じて Zoom によるリアルタイムの講義とする。

水曜日 1 講時

61200504　△法社会学　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture
Law and Social Science

木下　麻奈子

＜概要/Course Content Summary ＞

この授業では，紛争処理制度に係るさまざまな行為者の役割について，多元的な観点から理解することを目標とします。とくに弁護士，裁判官，調停者，一般人を取り上げて，これらの行為者が社会で果たしている役割や，それぞれの働きの特徴，アクター間の相互作用，その社会的背景について多角的に検討します。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

授業の最終的な到達目標は，受講者が紛争処理における各行為者の役割の機能と，社会における位置づけを総合的に理解することです。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	イントロダクション：紛争処理におけるアクターの役割	学習したことについて考察する
【第Ⅰ部　紛争処理】		
第 2 回	紛争処理の機能と構造（1）：紛争の展開	学習したことについて考察する
第 3 回	紛争処理の機能と構造（2）：民事裁判の特徴	学習したことについて考察する
第 4 回	ADR と紛争処理(1）：ADR の種類と歴史	学習したことについて考察する
第 5 回	ADR と紛争処理(2）：ADR の技法と理論①	学習したことについて考察する
第 6 回	ADR と紛争処理(3）：ADR の技法と理論②	学習したことについて考察する
【第Ⅱ部　法専門家の役割】		
第 7 回	弁護士の役割（1）：弁護士養成の歴史と問題点	学習したことについて考察する
第 8 回	弁護士の役割（2）：弁護士人口の社会的機能	学習したことについて考察する
第 9 回	弁護士の役割（3）：弁護士の役割モデル	学習したことについて考察する
第 10 回	弁護士の役割（4）：弁護士と依頼者	学習したことについて考察する
第 11 回	裁判官の役割（1）：法的決定を行うアクター	学習したことについて考察する
第 12 回	裁判官の役割（2）：裁判官と事実認定	学習したことについて考察する
【第Ⅱ部　紛争処理と一般人】		
第 13 回	人々から見た法システム(1)：一般人の法システムへの態度	学習したことについて考察する
第 14 回	人々から見た法システム(2)：裁判に対する態度	学習したことについて考察する
第 15 回	まとめ	

履修上の注意

①授業の進行状況によっては，授業計画を変更する可能性がある。

②授業中にグループに分かれて，文献を読んだり，テーマについて討議してその内容を発表したり，実習を行うことがある。

予習の内容

適宜参考文献を読んで，自分の考えをまとめること。

復習の内容

課題について各自で再度考察すること。

標準的な予習・復習時間

1～2 時間／週

その他

COVID-19 の感染状況等の変化により，授業の方法や授業計画等が変更される可能性がある。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　20%

授業での発言，ミニッツレポートの内容，欠席状況

期末レポート試験　80%

講義で論じてきた問題について十分に理解できているか，しっかりした問題意識を持っているかどうかを評価のポイントとする。

＜テキスト/Textbook ＞

特定の書籍をテキストとしては指定しない。必要に応じて文献を指示する。

＜参考文献/Reference Book ＞

村山眞維・濱野亮『法社会学』第 3 版（有斐閣，2019）
和田仁孝・太田勝造・阿部昌樹　編『交渉と紛争処理』（日本評論社，2002）
六本佳平『日本の法と社会』（有斐閣，2004）
和田仁孝　編『法社会学』（法律文化社，2006）

＜備考/Remarks ＞

双方向オンライン（Teams）で授業を行います.

火曜日 4 講時

61200506　　○現代人権論
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　講義/Lecture 対面授業/Face-to-face learning
Philosophy of Human Rights and International Human Rights Problem

浅野　有紀

＜概要/Course Content Summary ＞

現代社会における人権を含む様々な権利保障の重要性に鑑み，人権や権利の哲学的基礎をめぐる諸問題と，各種の人権や権利の特徴と問題点の検討を試みる。前半は人権や権利についての思想史やその法・政治哲学的根拠についての対立枠組みを論じ，後半は貧困問題や労働問題，子供，女性，外国人の人権などについての各論を扱う。具体的な事例や判例も適宜とりあげる。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

人権を含む諸権利の哲学的基礎や人権の国際的保障に関係する諸問題について十分に理解し，同時に，「人権・権利とは何か」「なぜ人権・権利が尊重されるべきか」などについて自分自身で考えることができること。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	人権をめぐる法哲学と政治哲学（1） 人権の根拠としての自由の意義をどのように考えるかを軸として，法哲学・政治哲学における議論枠組みを整理する。	不明な点についてはテキストや判例の各自の復習や質疑応答で確認する。
第 2 回	人権をめぐる法哲学と政治哲学（2） 二重の基準論，すなわち精神活動規制立法については経済活動規制立法よりも厳格な違憲審査基準が妥当するという理論を，憲法学者と法哲学者との間の論争を手がかりにしながら検討する。	
第 3 回	人権の思想史 法は本来，権利の思想とは相容れないと主張する思想史研究をとりあげ，検討する。	
第 4 回	人権概念の基本構造（1） 人権の制約について，人権は制約され得るかされ得ないか，また制約される場合はどのようにしてかを論じる。	
第 5 回	人権概念の基本構造（2） 人権の制約における衡量問題について，判例を素材に論じる。	
第 6 回	権利の本質に関する利益説と選択説の対立を検討し，各説の主張内容と問題点を理解する。	
第 7 回	プライヴァシーの権利の理解について，アメリカと日本の学説・判例の比較検討，またアメリカにおける近年の論争についてリベラリズムとコミュニタリアニズムの観点から考察する。	
第 8 回	自己決定権論における一般的自由説と人格的自律説の対立の意義を考察する。また，判例における自己決定権論の使われ方について検討する。	
第 9 回	知的財産権について，その性質と問題点を理解する。知的財産権と人権との近年の対立についても検討する。	
第 10 回	福祉受給権国内編（1） 再配分政策の正当性について，国内の場合を念頭において考察する。ロールズの配分的正義の議論を理解する。	
第 11 回	福祉受給権国際編（2） 国際的な貧困問題に対する再配分政策の正当性，および根拠を検討する。国内問題との違いを理解する。	
第 12 回	子供の人権について，「子供の権利条約」を素材として，その特徴と課題を検討する。	
第 13 回	女性の人権，権利のあり方について検討し，フェミニズムの観点から，従来の個人主義的権利論の問題を理解する。	
第 14 回	外国人の人権について，その特徴と現代における課題を検	

討する。
第 15 回　動物の権利について，それが認められるか，どのような議論がなされているのかを検討する。

予習の内容
授業内容を前提とした，テキストや資料の再読などの復習を中心とする。
標準的な予習時間
1 時間程度

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　10%
授業の欠席状況と，授業中に出す簡単な課題レポートなどによって評価する。
期末レポート試験　90%

＜テキスト/Textbook ＞

配付物
授業内容に関係する資料を，必要に応じて，授業のはじめに，教室で配付する予定です。

＜参考文献/Reference Book ＞

深田三徳・濱真一郎　編著『よくわかる法哲学・法思想』第 2 版（ミネルヴァ書房，2015.6）
佐藤幸治『日本国憲法論』第 2 版（成文堂，2020），ISBN:9784792306724
岡野八代『フェミニズムの政治学ーケアの倫理をグローバル社会へー』（みすず書房，2012）
ピーター・シンガー『動物の解放』改訂版（人文書院，2011）
長谷部恭男『憲法の円環』（岩波書店，2013）

＜備考/Remarks ＞

リアルタイムの双方向オンライン授業を行う
・利用するツール（e-class，Zoom）
・担当教員との連絡手段は e-class か個別メール

金曜日 3 講時

61200555-001　　○刑事模擬裁判-1
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar ネット配信授業/Online(e-learning)
Moot Court (Criminal)-1

濵田　毅　　滿生　恒史郎

＜概要/Course Content Summary ＞

刑事第一審手続の概要を学習した後，受講生が裁判官，検察官，弁護人等の役に分かれ，模擬記録を用いて，裁判員裁判対象事件の模擬裁判を実演し，刑事手続について体験的な学習を行う。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

学生が，刑事第一審手続の全体を通じて実務の運用をロールプレイにより体験することを通じて，法理論が実務上どのように運用されているかを学ぶとともに，刑事訴訟法・規則の規定や法理論への理解を深め，さらに基礎的な訴訟技術，事実認定の手法を習得する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	ガイダンス，刑事第一審手続の講義 模擬裁判の進行方法等についてガイダンスを行い，テキスト・教材ＤＶＤ等を用いて，公判前整理手続，公判手続の概要を確認する。	裁判，検察，弁護の各パートのいずれのロールプレイを行うか検討しておく
第 2 回 ～ 4 回	公判準備 検察官による証拠調べ請求，弁護人による類型証拠開示請求，裁判官による裁定など，各当事者の立場から公判準備を行う。	事前配布の参考文献，記録教材を読んで，各当事者の思考過程を検討しておく。
第 5 回，6 回	公判前整理手続 証明予定事実記載書面，予定主張記載書面の各作成，検討し，証拠整理・争点整理を行う。	記録教材を下に，起案準備をしておく。
第 7 回	公判手続① 冒頭手続，書証取調べ等につき，ロールプレイにより実演する。 実演後，教員が講評を行う。	各進行に応じて，実演の準備を行っておく。
第 8，9 回	公判手続② 目撃者尋問準備，被害者証人尋問につき，ロールプレイにより実演する。 実演後，教員が講評を行う。	証人尋問につき，授業時においてグループ別での打ち合わせ時間等を設けるが，さらに準備の必要があれば各自で行う。
第 10，11 回	公判手続③ 被害者尋問準備，被害者証人尋問につき，ロールプレイにより実演する。 実演後，教員が講評を行う。	証人尋問につき，授業時において，グループ別での打ち合わせ時間等を設けるが，さらに準備の必要があれば各自で行う。
第 12，13 回	公判手続④ 被告人質問準備，被告人質問につき，ロールプレイにより実演する。 実演後，教員が講評を行う。	被告人質問につき，授業時において，グループ別での打ち合わせ時間等を設けるが，さらに準備の必要があれば各自で行う。
第 14，15 回	論告，弁論，判決 論告，弁論，判決書を各パートで討議しながら起案を行って，判決宣告期日では，論告・弁論・判決言い渡しにつき，ロールプレイにより実演する。 教員が実演及び起案につき講評を行う。	各進行に応じて，授業時における検討のほか，さらに準備の必要があれば起案を行う。

予習の内容

受講生は，模擬記録を精読するとともに，自らが担当する役割に応じて，証明予定事実記載書・予定主張記載書面，論告要旨，弁論要旨，判決書の書面を作成し，かつ，証人尋問等の証拠調べの準備を行う。

標準的な予習時間

平均 1 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常の講義における発表の状況，欠席状況　30%
　事前配布資料・記録教材を読み，これに基づき積極的に発言したかどうかを重視する
ロール・プレイでの実技の状況　70%
　刑事訴訟法・規則に基づき，各法曹の役割を適切に果たしたかどうかを重視する
特記事項
　上記評価基準等を総合評価して「合否判定」を行う。

＜テキスト/Textbook ＞

司法研修所　監修『刑事第一審公判手続の概要－参考記録に基づいて－』平成 21 年版（法曹会），「刑事訴訟実務の基礎」のテキストと同じものを使用する。
模擬記録については貸与する。そのほかに使用する資料は配付する。

＜参考文献/Reference Book ＞

司法研修所検察教官室『検察講義案』平成 30 年版（法曹会）
司法研修所　編『刑事弁護実務』平成 29 年版（日本弁護士連合会）
司法研修所刑事裁判教官室『プラクティス刑事裁判』（法曹会，平成 30 年）
司法研修所刑事裁判教官室『プロシーディングス刑事裁判』（法曹会，平成 30 年）

＜備考/Remarks ＞

①クラス（3 限）は，zoom によるオンラインで実施する。②クラス（4 限）は，対面で教室（法廷教室など）で実施する。連絡及び資料の配布は，DUET で行う。
②クラス登録学生が当日体調不良等のやむを得ない事由により教室参加できない場合には，①クラスに zoom により当日参加（ただし①クラスが開講している場合に限る）又は②クラスの授業録画の事後視聴（手続はおって知らせる）により出席扱いとする。

授業実施方法一覧に記載の事由があるときは，必要な期間につきオンライン授業を受講することもできます。研究科の定める方法で担当教員及び事務室に申し出てください。

金曜日 4 講時

61200555-002　　○刑事模擬裁判-2
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar 対面授業/Face-to-face learning
Moot Court (Criminal)-2

濵田　毅　　滿生　恒史郎

＜概要/Course Content Summary ＞

刑事第一審手続の概要を学習した後，受講生が裁判官，検察官，弁護人等の役に分かれ，模擬記録を用いて，裁判員裁判対象事件の模擬裁判を実演し，刑事手続について体験的な学習を行う。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

学生が，刑事第一審手続の全体を通じて実務の運用をロールプレイにより体験することを通じて，法理論が実務上どのように運用されているかを学ぶとともに，刑事訴訟法・規則の規定や法理論への理解を深め，さらに基礎的な訴訟技術，事実認定の手法を習得する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1 回	ガイダンス，刑事第一審手続の講義 模擬裁判の進行方法等についてガイダンスを行い，テキスト・教材ＤＶＤ等を用いて，公判前整理手続，公判手続の概要を確認する。	裁判，検察，弁護の各パートのいずれのロールプレイを行うか検討しておく
第 2 回 ～ 4 回	公判準備 検察官による証拠調べ請求，弁護人による類型証拠開示請求，裁判官による裁定など，各当事者の立場から公判準備を行う。	事前配布の参考文献，記録教材を読んで，各当事者の思考過程を検討しておく。
第 5 回，6 回	公判前整理手続 証明予定事実記載書面，予定主張記載書面の各作成，検討し，証拠整理・争点整理を行う。	記録教材を下に，起案準備をしておく。
第 7 回	公判手続① 冒頭手続，書証取調べ等につき，ロールプレイにより実演する。 実演後，教員が講評を行う。	各進行に応じて，実演の準備を行っておく。
第 8，9 回	公判手続② 目撃者尋問準備，被害者証人尋問につき，ロールプレイにより実演する。 実演後，教員が講評を行う。	証人尋問につき，授業時においてグループ別での打ち合わせ時間等を設けるが，さらに準備の必要があれば各自で行う。
第 10，11 回	公判手続③ 被害者尋問準備，被害者証人尋問につき，ロールプレイにより実演する。 実演後，教員が講評を行う。	証人尋問につき，授業時において，グループ別での打ち合わせ時間等を設けるが，さらに準備の必要があれば各自で行う。
第 12，13 回	公判手続④ 被告人質問準備，被告人質問につき，ロールプレイにより実演する。 実演後，教員が講評を行う。	被告人質問につき，授業時において，グループ別での打ち合わせ時間等を設けるが，さらに準備の必要があれば各自で行う。
第 14，15 回	論告，弁論，判決 論告，弁論，判決書を各パートで討議しながら起案を行って，判決宣告期日では，論告・弁論・判決言い渡しにつき，ロールプレイにより実演する。 教員が実演及び起案につき講評を行う。	各進行に応じて，授業時における検討のほか，さらに準備の必要があれば起案を行う。

予習の内容

受講生は，模擬記録を精読するとともに，自らが担当する役割に応じて，証明予定事実記載書・予定主張記載書面，論告要旨，弁論要旨，判決書の書面を作成し，かつ，証人尋問等の証拠調べの準備を行う。

標準的な予習時間

平均 1 時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常の講義における発表の状況，欠席状況　30%
　事前配布資料・記録教材を読み，これに基づき積極的に発言したかどうかを重視する
ロール・プレイでの実技の状況　70%
　刑事訴訟法・規則に基づき，各法曹の役割を適切に果たしたかどうかを重視する
特記事項
　上記評価基準等を総合評価して「合否判定」を行う。

＜テキスト/Textbook ＞

司法研修所　監修『刑事第一審公判手続の概要－参考記録に基づいて－』平成 21 年版（法曹会），「刑事訴訟実務の基礎」のテキストと同じものを使用する。
模擬記録については貸与する。そのほかに使用する資料は配付する。

＜参考文献/Reference Book ＞

司法研修所検察教官室『検察講義案』平成 30 年版（法曹会）
司法研修所　編『刑事弁護実務』平成 29 年版（日本弁護士連合会）
司法研修所刑事裁判教官室『プラクティス刑事裁判』（法曹会，平成 30 年）
司法研修所刑事裁判教官室『プロシーディングス刑事裁判』（法曹会，平成 30 年）

＜備考/Remarks ＞

①クラス（3 限）は，zoom によるオンラインで実施する。②クラス（4 限）は，対面で教室（法廷教室など）で実施する。連絡及び資料の配布は，DUET で行う。
②クラス登録学生が当日体調不良等のやむを得ない事由により教室参加できない場合には，①クラスに zoom により当日参加（ただし①クラスが開講している場合に限る）又は②クラスの授業録画の事後視聴（手続はおって知らせる）により出席扱いとする。

授業実施方法一覧に記載の事由があるときは，必要な期間につきオンライン授業を受講することもできます。研究科の定める方法で担当教員及び事務室に申し出てください。

水曜日 3 講時

61200556　△民事模擬裁判　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Moot Court (Civil)

田川　直之

＜概要/Course Content Summary ＞

実際の民事裁判の手続の流れに沿って，２件の具体的な事案について，裁判官，原告代理人，被告代理人等の立場に立ち，各受講者が訴状，答弁書，準備書面等を作成し，弁論，弁論準備手続，和解手続，人証調べを含む各種手続を実演し，判決書を作成する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

民事の第１審手続について，模擬体験をすることによって，代理人（弁護士），裁判官の職務，役割を理解し，具体的事例における法的，事実的な問題を検討・分析する基礎的な能力を涵養し，基本的な訴訟技術を習得する。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）
第１事案について	第１回口頭弁論期日まで進行した具体的事件の訴訟記録に基づいて以後判決言い渡しまでの手続の実演を通じて，当該事件の訴訟手続，訴訟法及び実体法上の問題点を検討し，第一審手続を体験する。
第 1 回	民事訴訟の目的，第一審手続の流れの確認 配布された訴訟事件の模擬記録（第１回弁論準備手続終了までのもの）に基づいて，配役（裁判官役，原告・被告各代理人役，証人役等）を決め，模擬記録を検討し，グループ別に次回弁論準備手続に向けた準備をする。
第 2 回	準備書面，人証申出書を作成し，それぞれの立場で提出された準備書面や人証の申出書を作成し，第２回弁論準備手続を実演する。また，交互尋問の準備をする。
第 3 回	模擬法廷において交互尋問を実演する。
第 4 回	裁判官役は判決の要旨を作成し，模擬法廷において判決言渡しを実演する。
第２事案について	当事者の言い分に基づき訴状，答弁書の作成から判決言い渡しまでを体験する。
第 5 回	配役（裁判官役，原告・被告役，各代理人役）を決めた上，原告本人役，被告本人役には各別にそれぞれの言い分が記載された書面を配布する。各グループに分かれ，各代理人役は各本人役それぞれから言い分を聴取し，原告代理人役は訴状作成の準備をし，被告代理人役は被告の言い分に基づいて攻撃防御の方法を検討する
第 6 回	各グループ毎に分かれて原告代理人役は訴状を，被告代理人役は答弁書等を作成し，必要な書証を提出する。
第 7 回	訴状審査 裁判官役は訴状審査の結果を発表し，各グループ毎に討議を行い，第１回口頭弁論に備える。
第 8 回	第１回口頭弁論期日の実演 各グループ毎の協議　それぞれの立場で訴状，答弁書を検討し，追加あるいは新規の主張，立証の準備
第 9 回	第１回弁論準備手続の実演　各グループ毎の協議と全体協議
第 10 回	第２回弁論準備手続の実演，各グループ毎の協議と全体協議
第 11 回	第３回弁論準備手続の実演　各グループ毎の協議と全体協議
第 12 回	第４回弁論準備の実演　人証の申請と採否の決定　弁論準備手続期日の終結
第 13 回	第２回口頭弁論期日　模擬法廷において交互尋問を実施する。
第 14 回	和解期日実演
第 15 回	第３回口頭弁論期日（判決言渡し）の実演

予習の内容
訴状，答弁書，準備書面，判決書の起案，尋問の準備等
標準的な予習時間
おおむね２時間／週

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

発表の状況，欠席状況　30%
提出された起案，ロールプレイでの実技の状況　70%
特記事項

上記評価基準を総合評価して「合否判定」を行う。

＜テキスト/Textbook ＞

司法研修所　監修『民事訴訟第一審手続の解説』第 4 版（法曹会，2020）

＜備考/Remarks ＞

教室で対面授業を行う。オンラインでの参加を希望する学生はズーム使用可

木曜日 6 講時

61200552-001　　○クリニック-1
2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　演習/Seminar 対面授業/Face-to-face learning
Legal Clinic-1

山﨑　浩一

＜概要/Course Content Summary ＞

クリニックは，臨床法学教育として，実際に生起する紛争について，法律相談，関係者からの事情聴取，関係法令の調査，紛争解決方法の選択，訴訟追行した場合の問題点の検討等，具体的事件の処理過程を通じて，法の適用の在り方を学ぶとともに，法曹として必要な基礎的技能を涵養することを目的としている。
具体的には，各回毎に担当者において紛争事例を提示し又は模擬相談を設定して，それについての事実の確認，法律問題の検討，問題解決の選択等について討議し実習する。事案によっては，訴訟関係書類（訴状等）を作成させる。なお，実際の訴訟資料を授業資料として使用する場合があるため，そこで知り得た個人情報等の秘密は厳守すること。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

具体的な紛争事例の事実関係から要件事実を拾い出し，法を適用する能力（法適用力）を養うことを目標とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1～15 回	到達目標の実現のため，毎回，事例を示し，それを検討する方式で行います。授業は以下の方針で進めます。 １．現実に社会に起きている紛争や問題を題材に，基本的な法律知識を駆使して，どのような対応が可能かを一緒に考えます。それにより，法律の深い意味を理解し，応用ができるようにします。 ２．リーガルマインドの涵養のために，法的価値判断を伴うような事例も検討します。 ３．法的思考の視野を広げるために，アメリカの弁護士ドラマや，ドイツの司法改革の映画を上映した上で，法的問題や法的価値判断を討議します。 ４．刑事分野では，現実の事例を通して刑事訴訟法の諸規定や弁護権の保障がいかに大切か学んだり，裁判員制度の理解を深める授業を行います。	既に獲得している基礎的な知識を前提に授業を行うので予習は不要です。授業で得た問題意識に基づき復習を行うことが有益です。
第 1 回	ガイダンス　請負契約，不当利得，詐害行為に関する問題研究	復習 1 時間程度
第 2 回	賃借権の時効取得　対抗問題	同上
第 3 回	集合動産譲渡担保と所有権留保の優劣	同上
第 4 回	違法収集証拠	同上
第 5 回	ザ・プラクティスの上映　薬害訴訟に関するアメリカの制度（懲罰賠償・法廷技術）	同上
第 6 回	一部請求と消滅時効	同上
第 7 回	無能力者の監督責任	同上
第 8 回	所有権を巡る実務的問題	同上
第 9 回	土地所有権の放棄	同上
第 10 回	ザ・プラクティスの上映（刑事・違法収集証拠排除）	同上
第 11 回	法律相談形式（不動産取引）	同上
第 12 回	法律相談形式（相続全般）	同上
第 13 回	請負契約紛争	同上
第 14 回	法律事務所を舞台とした詐欺事件	同上
第 15 回	ザ・プラクティスの上映（刑事・再審）	

適宜，出題テーマの順序を変更することがあります。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

クラスでの発言内容，欠席状況　60%
提出された起案等　40%
　欠席状況，クラスでの発表，発言内容（60%），グループ作業の成果，提出された起案結果（40%）を総合して，「合否判定」を行う。

＜テキスト/Textbook ＞

　必要な資料は授業中に配布する。

配布物
　クリニック資料

＜備考/Remarks ＞

Zoom を用いて双方向の双方向オンライン授業を行う。
その際，授業中はカメラをオンにしておくこと。教材や資料は事務室を通じてデータ及び紙媒体で配布する

木曜日 5 講時

61200552-002　△クリニック-2　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Legal Clinic-2

山﨑　浩一

＜概要/Course Content Summary ＞

クリニックは，臨床法学教育として，実際に生起する紛争について，法律相談，関係者からの事情聴取，関係法令の調査，紛争解決方法の選択，訴訟追行した場合の問題点の検討等，具体的事件の処理過程を通じて，法の適用の在り方を学ぶとともに，法曹として必要な基礎的技能を涵養することを目的としている。

具体的には，各回毎に担当者において紛争事例を提示し又は模擬相談を設定して，それについての事実の確認，法律問題の検討，問題解決の選択等について討議し実習する。事案によっては，訴訟関係書類（訴状等）を作成させる。なお，実際の訴訟資料を授業資料として使用する場合があるため，そこで知り得た個人情報等の秘密は厳守すること。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

具体的な紛争事例の事実関係から要件事実を拾い出し，法を適用する能力（法適用力）を養うことを目標とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1～15 回	到達目標の実現のため，毎回，事例を示し，それを検討する方式で行います。授業は以下の方針で進めます。 １．現実に社会に起きている紛争や問題を題材に，基本的な法律知識を駆使して，どのような対応が可能かを一緒に考えます。それにより，法律の深い意味を理解し，応用ができるようにします。 ２．リーガルマインドの涵養のために，法的価値判断を伴うような事例も検討します。 ３．法的思考の視野を広げるために，アメリカの弁護士ドラマや，ドイツの司法改革の映画を上映した上で，法的問題や法的価値判断を討議します。 ４．刑事分野では，現実の事例を通して刑事訴訟法の諸規定や弁護権の保障がいかに大切か学んだり，裁判員制度の理解を深める授業を行います。	既に獲得している基礎的な知識を前提に授業を行うので予習は不要です。授業で得た問題意識に基づき復習を行うことが有益です。
第 1 回	ガイダンス　請負契約，不当利得，詐害行為に関する問題研究	復習 1 時間程度
第 2 回	賃借権の時効取得　対抗問題	同上
第 3 回	集合動産譲渡担保と所有権留保の優劣	同上
第 4 回	違法収集証拠	同上
第 5 回	ザ・プラクティスの上映　薬害訴訟に関するアメリカの制度（懲罰賠償・法廷技術）	同上
第 6 回	一部請求と消滅時効	同上
第 7 回	無能力者の監督責任	同上
第 8 回	所有権を巡る実務的問題	同上
第 9 回	土地所有権の放棄	同上
第 10 回	ザ・プラクティスの上映（刑事・違法収集証拠排除）	同上
第 11 回	法律相談形式（不動産取引）	同上
第 12 回	法律相談形式（相続全般）	同上
第 13 回	請負契約紛争	同上
第 14 回	法律事務所を舞台とした詐欺事件	同上
第 15 回	ザ・プラクティスの上映（刑事・再審）	

適宜，出題テーマの順序を変更することがあります。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

クラスでの発言内容，欠席状況　60%
提出された起案等　40%

欠席状況，クラスでの発表，発言内容（60%），グループ作業の成果，提出された起案結果（40%）を総合して，「合否判定」を行う。

＜テキスト/Textbook ＞

必要な資料は授業中に配布する。

配布物

クリニック資料

＜備考/Remarks ＞

Zoom を用いて双方向の双方向オンライン授業を行う。
その際，授業中はカメラをオンにしておくこと。教材や資料は事務室を通じてデータ及び紙媒体で配布する

木曜日 6 講時

61200552-003　△クリニック-3　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　演習/Seminar
Legal Clinic-3

山﨑　浩一

＜概要/Course Content Summary ＞

クリニックは，臨床法学教育として，実際に生起する紛争について，法律相談，関係者からの事情聴取，関係法令の調査，紛争解決方法の選択，訴訟追行した場合の問題点の検討等，具体的事件の処理過程を通じて，法の適用の在り方を学ぶとともに，法曹として必要な基礎的技能を涵養することを目的としている。

具体的には，各回毎に担当者において紛争事例を提示し又は模擬相談を設定して，それについての事実の確認，法律問題の検討，問題解決の選択等について討議し実習する。事案によっては，訴訟関係書類（訴状等）を作成させる。なお，実際の訴訟資料を授業資料として使用する場合があるため，そこで知り得た個人情報等の秘密は厳守すること。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

具体的な紛争事例の事実関係から要件事実を拾い出し，法を適用する能力（法適用力）を養うことを目標とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）	（授業時間外の学習/Assignments）
第 1～15 回	到達目標の実現のため，毎回，事例を示し，それを検討する方式で行います。授業は以下の方針で進めます。 １．現実に社会に起きている紛争や問題を題材に，基本的な法律知識を駆使して，どのような対応が可能かを一緒に考えます。それにより，法律の深い意味を理解し，応用ができるようにします。 ２．リーガルマインドの涵養のために，法的価値判断を伴うような事例も検討します。 ３．法的思考の視野を広げるために，アメリカの弁護士ドラマや，ドイツの司法改革の映画を上映した上で，法的問題や法的価値判断を討議します。 ４．刑事分野では，現実の事例を通して刑事訴訟法の諸規定や弁護権の保障がいかに大切か学んだり，裁判員制度の理解を深める授業を行います。	既に獲得している基礎的な知識を前提に授業を行うので予習は不要です。授業で得た問題意識に基づき復習を行うことが有益です。
第 1 回	ガイダンス　請負契約，不当利得，詐害行為に関する問題研究	復習 1 時間程度
第 2 回	賃借権の時効取得　対抗問題	同上
第 3 回	集合動産譲渡担保と所有権留保の優劣	同上
第 4 回	違法収集証拠	同上
第 5 回	ザ・プラクティスの上映　薬害訴訟に関するアメリカの制度（懲罰賠償・法廷技術）	同上
第 6 回	一部請求と消滅時効	同上
第 7 回	無能力者の監督責任	同上
第 8 回	所有権を巡る実務的問題	同上
第 9 回	土地所有権の放棄	同上
第 10 回	ザ・プラクティスの上映（刑事・違法収集証拠排除）	同上
第 11 回	法律相談形式（不動産取引）	同上
第 12 回	法律相談形式（相続全般）	同上
第 13 回	請負契約紛争	同上
第 14 回	法律事務所を舞台とした詐欺事件	同上
第 15 回	ザ・プラクティスの上映（刑事・再審）	

適宜，出題テーマの順序を変更することがあります。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

クラスでの発言内容，欠席状況　60%
提出された起案等　40%

欠席状況，クラスでの発表，発言内容（60%），グループ作業の成果，提出された起案結果（40%）を総合して，「合否判定」を行う。

＜テキスト/Textbook ＞

必要な資料は授業中に配布する。

配布物

クリニック資料

＜備考/Remarks ＞

Zoom を用いて双方向の双方向オンライン授業を行う。
その際，授業中はカメラをオンにしておくこと。教材や資料は事務室を通じてデータ及び紙媒体で配布する

土曜日 3 講時

61200606-001　　〇エクスターンシップⅠ-1

2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　実習/Practical training

Externship I-1

濵田　毅　　木下　威英

＜概要/Course Content Summary ＞

この授業では，受講生が弁護士事務所等に 2 週間派遣され，法律実務を実習する。受講生は，そこでの実務の一端に触れて法律実務の実態を研修することによって，法が現実の社会で実際にどのように機能しているかを学ぶとともに，その担い手であるところの法曹の仕事の有意義性や責任の重さ等を体得することを目的とする。受講生は，もとより自ら事件の処理を行うことはできないが，自分でも実際に社会に生起する問題の解決を考えることが求められる。

なお，受講生は，受講に先立って，研修に際して知り得た依頼者等のプライヴァシーや個人の秘密，営業秘密等についての守秘義務を遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。（受講登録前に，担当教員より事前説明会を行うので，受講を検討する者は積極的に説明会に参加されたい。）

＜到達目標/Goals,Aims ＞

学生が，法律事務所等において，弁護士の指導の下，法曹の実務を見聞ないし自ら体験してみて，法が現実の社会で実際にどのように機能しているか，その担い手である法曹の役割や責任がどういうものであるかを理解できるようになる。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　事前研修
研修の心得，守秘義務・法令遵守義務，法律事務所業務等について講義する。

第 2～14 回　京都弁護士会，大阪弁護士会等所属の弁護士事務所に 1～2 名ずつ受講生を派遣して，そこで研修（具体的には，法律相談・事情聴取への同席とその結果の報告書への取り纏め，訴状等の訴訟書類・契約書・内容証明等の起案，判例や文献の調査とレポートの作成，法務局での登記簿等の調査・謄本等の取得，裁判所への訴状の提出，内容証明郵便の発送などの事務作業の体験，法廷傍聴などが予定される。）を受けさせる。

第 15 回　事後研修
研修結果についての報告と討論を行う。

なお，第 2～14 回（法律事務所等派遣）は，2 月下旬から 3 月中旬（１クラス）または 8 月中旬から 9 月中旬（２クラス）の間の土曜日・日曜日・祝日を含めた連続 2 週間とする。

予習の内容

派遣事務所によるが，課された課題の起案等。

標準的な予習時間

派遣事務所によるが，通常約 1 時間。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

研修実務，平常点　80%

研修の参加状況，並びに研修先からの報告及び受講生作成の研修報告書等を踏まえて行う

レポート　20%

事後の報告会における発表及びレポートを踏まえて行う

上記評価基準等を総合して，〔合否判定〕を行う。

＜テキスト/Textbook ＞

弁護士事務所で研修を受ける際には，六法を必ず携行することとし，また，司法研修所編「民事弁護の手引」，「刑事弁護の手引」（いずれも貸与）を持参することが望ましい。

配付物

エクスターン実施要領

弁護士職務基本規程（日本弁護士連合会）

＜備考/Remarks ＞

１クラスは，大阪の法律事務所，２クラスは，大阪又は京都の法律事務所を予定している。いずれも，研修先事務所に出勤して受講する。本講義を受講するためには，以下の要件をいずれも満たしていることが必要である。①法学未修者 3 年次または既修者 2 年次に進級していること（①クラスについて進級見込みであることを含む），②「刑事訴訟実務の基礎」，「民事訴訟実務の基礎」，「法曹倫理」の全ての単位が修得済みであること。なお，進級判定の結果，進級見込み・修得見込みがなくなった場合には，受講許可を取り消す（履修要項参照）。

土曜日 4 講時

61200606-002　　〇エクスターンシップⅠ-2

2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　実習/Practical training

Externship I-2

濵田　毅　　木下　威英

＜概要/Course Content Summary ＞

この授業では，受講生が弁護士事務所等に 2 週間派遣され，法律実務を実習する。受講生は，そこでの実務の一端に触れて法律実務の実態を研修することによって，法が現実の社会で実際にどのように機能しているかを学ぶとともに，その担い手であるところの法曹の仕事の有意義性や責任の重さ等を体得することを目的とする。受講生は，もとより自ら事件の処理を行うことはできないが，自分でも実際に社会に生起する問題の解決を考えることが求められる。

なお，受講生は，受講に先立って，研修に際して知り得た依頼者等のプライヴァシーや個人の秘密，営業秘密等についての守秘義務を遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。（受講登録前に，担当教員より事前説明会を行うので，受講を検討する者は積極的に説明会に参加されたい。）

＜到達目標/Goals,Aims ＞

学生が，法律事務所等において，弁護士の指導の下，法曹の実務を見聞ないし自ら体験してみて，法が現実の社会で実際にどのように機能しているか，その担い手である法曹の役割や責任がどういうものであるかを理解できるようになる。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　事前研修
研修の心得，守秘義務・法令遵守義務，法律事務所業務等について講義する。

第 2～14 回　京都弁護士会，大阪弁護士会等所属の弁護士事務所に 1～2 名ずつ受講生を派遣して，そこで研修（具体的には，法律相談・事情聴取への同席とその結果の報告書への取り纏め，訴状等の訴訟書類・契約書・内容証明等の起案，判例や文献の調査とレポートの作成，法務局での登記簿等の調査・謄本等の取得，裁判所への訴状の提出，内容証明郵便の発送などの事務作業の体験，法廷傍聴などが予定される。）を受けさせる。

第 15 回　事後研修
研修結果についての報告と討論を行う。

なお，第 2～14 回（法律事務所等派遣）は，2 月下旬から 3 月中旬（１クラス）または 8 月中旬から 9 月中旬（２クラス）の間の土曜日・日曜日・祝日を含めた連続 2 週間とする。

予習の内容

派遣事務所によるが，課された課題の起案等。

標準的な予習時間

派遣事務所によるが，通常約 1 時間。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

研修実務，平常点　80%

研修の参加状況，並びに研修先からの報告及び受講生作成の研修報告書等を踏まえて行う

レポート　20%

事後の報告会における発表及びレポートを踏まえて行う

上記評価基準等を総合して，〔合否判定〕を行う。

＜テキスト/Textbook ＞

弁護士事務所で研修を受ける際には，六法を必ず携行することとし，また，司法研修所編「民事弁護の手引」，「刑事弁護の手引」（いずれも貸与）を持参することが望ましい。

配付物

エクスターン実施要領

弁護士職務基本規程（日本弁護士連合会）

＜備考/Remarks ＞

１クラスは，大阪の法律事務所，２クラスは，大阪又は京都の法律事務所を予定している。いずれも，研修先事務所に出勤して受講する。本講義を受講するためには，以下の要件をいずれも満たしていることが必要である。①法学未修者 3 年次または既修者 2 年次に進級していること（①クラスについて進級見込みであることを含む），②「刑事訴訟実務の基礎」，「民事訴訟実務の基礎」，「法曹倫理」の全ての単位が修得済みであること。なお，進級判定の結果，進級見込み・修得見込みがなくなった場合には，受講許可を取り消す（履修要項参照）。

土曜日 5 講時

61200607　　〇エクスターンシップⅡ

2 単位/Unit　春学期/Spring　今出川/Imadegawa　実習/Practical training

Externship II

阿多　博文

＜概要/Course Content Summary ＞

受講生を企業・地方公共団体等に派遣し，そこでの法的処理・判断等の実務の一端に触れる等企業・地方公共団体での法務を体験することによって，法が現実の社会で実際にどのように機能しているかを学ぶとともに，企業・地方公共団体での法務の意義や企業・地方公共団体内での法務の責任の重さ等を体得させることを目的とする。企業，地方公共団体におけるエンフォースメントを目にすることは，受講生のその後の法律の学習のあり方，方向性を考える上で有用である。

また，企業法務・地方公共団体法務は予防法学の側面も強く，また専門性を要求されることが多いことから，受講生には，予防法学と臨床法学の違いや必要とされる専門性を理解してもらい，今後のロースクールでの学習，更には今後の法律家としての研鑽に活かしてもらいたい。

受講生は，もとより自ら事件の処理を行うことはできないが，実際に社会に生起する問題を体感し，それを解決するために必要な調査，事実の分析についての意見を求められることがあるので自主的に真摯に研修を実践されたい。

なお，受講生は，受講に先立って，研修に際して知り得た依頼者等のプライヴァシーや個人の秘密，企業秘密，行政上の秘密等についての守秘義務を遵守する旨の誓約書を提出してもらうことになっている。

また，受講生は，民事訴訟実務の基礎，刑事訴訟実務の基礎，法曹倫理等の企業法務エクスターンシップに参加するのに必要な科目の履修を終えていることを条件とする。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

企業法務・地方公共団体法務での体験を通じて，法が現実の社会で実際にどのように機能しているか，企業・地方公共団体における法務部門の役割や責任がどういうものかを知ることができる。企業，地方公共団体での法務を経験することで，今後ロースクールで学習することの意味を理解し，また，自らの進路を選択するに際し，法律に携わる職業の一つのモデルを具体的にイメージできるようになる。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）
第 1 回	事前研修 研修の心得，守秘義務・法令遵守義務，企業法務・地方公共団体での法務部門での執務状況について講義する。
第 2～14 回	京都・大阪の企業や地方公共団体（地方公共団体は過年度は三重県四日市市である。）に受講生を派遣し，研修（具体的には，法律相談・事情聴取への同席とその結果の報告書への取り纏め，定型的な業務の補助，契約書等の検討及び作成補助，法律，判例や文献の調査とレポートの作成などが予定される。）を受けてもらう。
第 15 回	事後研修 研修結果についての報告と討論を行う。

第 2～14 回（企業・地方公共団体への派遣）は，土曜日・日曜日・祝日を含めた連続 2 週間とする。期間は派遣先の都合となり，受講生から指定することはできない。

時間帯は，派遣先の企業・地方公共団体の就業時間に準じることになる。

予習の内容

派遣先の企業・地方公共団体によるが，課された課題の調査・起案等の準備となる。

標準的な予習時間

派遣先の企業・地方公共団体によるが，通常約 1 時間。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

研修報告書　50%

研修結果報告　50%

各担当企業から提出される研修報告書と受講生の研修結果報告を総合して，〔合否判定〕を行う。

＜テキスト/Textbook ＞

弁護士事務所で研修を受ける際には，六法を必ず携行することとし，また，司法研修所編「民事弁護の手引」，「刑事弁護の手引」（いずれも貸与）を持参することが望ましい。

配付物

エクスターン実施要領
弁護士職務基本規程（日本弁護士連合会）

＜備考/Remarks ＞

Teams を利用して双方向オンライン授業を行う。授業に関する連絡，資料配付，レポート提出等は DUET メッセージを使用して行う予定。なお，授業時は，カメラ機能を必ずオンにして出席すること。

火曜日 6 講時

61200061　△公法実務の基礎　2 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture
Basics on Administrative Litigations

山﨑　浩一　齋藤　亮介

＜概要/Course Content Summary ＞

行政行為によって国民の利益が侵害される場合，あるいは必要な利益が守られない場合に，国民の利益を守るための法的手続きが保障されていなければならない。法的手続きを活用して国民の利益を擁護することは法曹にとって極めて重要な使命であるが，行政不服審査，行政訴訟の手続きは複雑であり，専門性があるため，一部の法曹実務家しか取り組んでいない分野である。

本講座においては，行政事件に積極的に取り組んでいる弁護士が，実際に起きている紛争の実体や訴訟の実情を生々しく紹介し，行政事件の実務においてはどのような問題が起きているのかを理解してもらうとともに，行政法の知識の活用，応用をすることで行政法の知識を体得する。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

法律基本科目で習得した基本的知識を，実務の流れの中で位置づけ，事案に即して生きた知識として活用できる能力を習得する。

特に，行政事件訴訟法の要件を十分に理解し，適切な行政救済手段をとることができるようにする。そのため，処分性，当事者適格，各種訴えの要件などを正確に理解できるようにする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）　（内容/Contents）

第 1 回　導入
2 人の講師が，それぞれ経験した行政事件の概要や興味深い問題点などを紹介し，
行政事件の特殊性を理解してもらうとともに，行政事件に取り組む法曹の姿などを示す。
また，講義の概要や予習の方法などの説明をする。
第 2 回　生活保護
第 3 回　生活保護の打ち切りや申請却下を争う方法の検討
第 4 回　ライフライン設置をめぐる事件の検討①
第 5 回　ライフライン設置をめぐる事件の検討②
第 6 回　都市をめぐる規制に関する事件の検討①
第 7 回　都市をめぐる規制に関する事件の検討②
第 8 回　営業の自由への規制を争う事件
第 9 回　差し止め，実質的当事者訴訟などの活用方法を検討
第 10 回　保険医をめぐる処分に関する事件の検討
第 11 回　公務員関係に関する事件の検討
第 12 回　営業の自由への規制を争う事件
第 13 回　営業権への規制のあり方と争う方法
第 14 回　住民訴訟の諸問題
第 15 回　住民訴訟の諸問題

講義の形式

講師が提供する事例を事前あるいは当日に配布し検討してもらうとともに，法律文書を作成してもらい，授業において討議し，検討をする。

予習の内容

事前に事例を配布する場合においては，基本書や判例を調べ，自分で法律文書を作成する。

標準的な予習時間

週 2〜3 時間程度

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　30%

課題への取り組み状況・授業での発言・欠席状況

期末試験　70%

＜テキスト/Textbook ＞

特に指定しません

＜参考文献/Reference Book ＞

特に特定の参考文献は指定しません。各自の基本書で結構です。

＜備考/Remarks ＞

基本は教室で対面授業を行う。講義資料は当日の授業の際に配布する。
但し，状況に応じて Zoom を用いて双方向の双方向オンライン授業を行う。
その際，授業中はカメラをオンにしておくこと。教材や資料は事務室を通じてデータ及び紙媒体で配布する。

土曜日 1・2 講時　土曜日 1・2 講時

61200563　**法律実務演習（民事法）**
2 単位/Unit　通年/All year　今出川/Imadegawa　演習/Seminar 対面授業/Face-to-face learning
Legal Drafting (Civil Law)

木下　孝治　深谷　格　林　昭一

＜概要/Course Content Summary ＞

いわゆる即日起案方式により，弁護士あるいは裁判官の立場に立って，法的に(民法・会社法・民事訴訟法上)有意義な事実とそうでない事実が入り交じった素材から，有意義な事実を抽出するとともに，その事実に基づいた法律論を展開し，かつ，それを文章化する力を養う。実習形式を中心として行い，起案と講評の組み合わせを，あわせて 4 回実施する。起案時間は 3 時間である。

この科目は，京都大学法科大学院と本研究科の単位互換協定に基づき提供されており，京都大学においては必修科目として運用されている。本研究科においても，学修成果の測定上特別の意味を与えており，特別の正当な事情がない限り，３年次生の全員が本科目を履修することを目指している。このため，３年次生の履修科目登録に際して，必要な履修指導を行うことにしている。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

具体的な紛争事例について基礎的な問題発見能力および問題解決能力を養成することを目標とする。

＜授業計画/Schedule ＞

（実施回/Week）	（内容/Contents）
第 1 回	導入 授業のねらいや，授業の進め方などを説明する。
第 2，3 回	起案 1　弁護士の立場に立って(その 1) 訴えの提起を検討している者または受けた者が事情を聴取したという設定で，その者の弁護士の立場で起案をする。主として民法に関連する事案を題材とする。
第 4 回	講評 1 起案 1 の講評を行う。
第 5，6 回	起案 2　弁護士の立場に立って(その 2) 訴えの提起を検討している者または受けた者が事情を聴取したという設定で，その者の弁護士の立場で起案をする。主として会社法に関連する事案を題材とする。
第 7 回	講評 2 起案 2 の講評を行う。
第 8，9 回	起案 3　裁判官の立場に立って(その 1) 受訴裁判所の裁判官の立場に立って起案をする。主として民事訴訟法に関連する事案を題材とする。
第 10，11 回	講評 3 起案 3 の講評を行う。
第 12 回	起案 4　裁判官の立場に立って(その 2) 受訴裁判所の裁判官の立場に立って起案をする。主として民法に関連する事案を題材とする。
第 13 回	講評 4 起案 4 の講評を行う。
第 14 回	まとめ 講義全体を通じた問題点の指摘を行う。
第 15 回	まとめ 同志社の受講生のみを対象として，講義の受講を通じて明らかになった課題につき復習・学習支援を行う。

起案のために特別の準備をする必要はない。起案の返却後に，解説及び添削内容をよく復習することが重要である。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　30%
課題への取組み状況，欠席状況など。
起案内容　70%
事例問題に対する分析能力，解答作成能力を勘案して，評価を行う。
各起案ごとに合否判定を行う。起案において 3 回不合格となった者および欠席回数(起案は授業 2 回分，講評は授業 1 回分)が 5 回以上の者には，単位認定を行わない。最終の成績評価は，「合格」または「不合格」とする。

＜備考/Remarks ＞

本科目は，京都大学法学研究科法曹養成専攻との単位互換プログラムにより，京都大学において開講される「民事法文書作成」を受講することによって，成績評価を受け，単位を取得することができるものである。開講日時，開講地ほか，詳細については，別冊子を参照すること。

授業の実施方法についても，京都大学法科大学院の定めるところに従う。このため，同志社大学大学院司法研究科において決定する授業の実施方法，実施方針と異なる方法により実施される可能性がある。